中期目標期間（平成16～19年度）に係る業務の実績に関する評価報告書

－《分冊１》－

平成21年度

国立大学法人 鳥　取　大　学

はじめに

国立大学法人等は、国立大学法人法に基づき第一期中期目標・中期計画に係る平成16～19年度期間中の業務実績について、平成20年度に、いわゆる「暫定評価」と呼ばれる評価を受けた。これは、文部科学省の国立大学法人評価委員会が、評価結果を次期中期目標・中期計画の検討に資するとともに、運営交付金の算定に反映させる観点から、５年度目に実施することにしているものである。評価にあたり法人評価委員会は、教育研究の状況に関する評価については、その実施を独立行政法人大学評価・学位授与機構に要請している。

平成16～19年度期間中の業務実績の評価を受審するにあたり、文部科学省の基本方針に従って、『中期目標の達成状況報告書』、『学部・研究科の現況調査表　教育』、『学部・研究科の現況調査表　研究』、『平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～19事業年度）に係る業務の実績に関する報告書』の４種類の報告書を作成し、平成20年６月に提出した。そして、21年３月26日付で法人評価委員会から「中期目標期間の業務の実績に関する評価の結果について」通知があり、鳥取大学の「中期目標期間の業務実績の状況は、すべての項目で中期目標の達成状況が良好又はおおむね良好である。」との評価を受けた。

国立大学法人評価委員会が実施した平成16～19年度期間中の業務実績の評価においては、教育研究の状況や業務運営・財務内容等の状況について、大学の活動を全体的に整理するとともに、優れた点、特色ある点や改善を要する点が摘出されている。評価を受審するために作成した４つの報告書と得られた評価結果は、鳥取大学が社会に対して果たすべき説明責任の具象であるとともに、本学が今後の大学運営のあり方を検討するための貴重な資料やデータでもある。

こうした考えから、平成16～19年度期間中の業務実績の評価のために鳥取大学が提出した４つの報告書と評価結果を元に、さらに、評価結果を踏まえその後改善に取り組んだ事項と内容について具体的な解説を加えて、平成20年度の鳥取大学による自主的な自己点検・評価活動の実績報告として取りまとめることとした。本報告書を通じて、鳥取大学の活動に対する社会の理解が少しでも高まり、また、学内において主体的な改善・改革の取組が促進されるよう期待する。

最後に、第一期中期目標期間の業務実績評価、並びに本書の取りまとめに尽力をいただいた評価委員会の委員の方々に感謝の言葉を贈り、労をねぎらいたい。

平成21年9月30日

国立大学法人 鳥取大学

学長　　能勢　隆之

〈目　　次〉

○　はじめに

1　中期目標期間（平成 16～19 年度）に係る業務の実績に関する評価結果

○　中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果　・・・　1

○　学部・研究科等の教育に関する現況分析結果　・・・　21

○　学部・研究科等の研究に関する現況分析結果　・・・　61

○　現況分析結果に係る意見及びその対応　・・・　87

2　平成 19 事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成 16～19 事業年度）に係る業務の実績に関する報告書　・・・　101

《附属資料》

○　平成 19 事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成 16～19 事業年度）に係る業務の実績に関する報告書（資料編）（※関連資料は添付省略）　・・・　303

3　中期目標期間（平成 16～19 年度）に係る各事業年度の業務の実績に関する評価結果

○　平成 19 年度に係る業務の実績関する評価結果　・・・311

○　平成 18 年度に係る業務の実績に関する評価結果　・・・317

○　平成 17 年度に係る業務の実績に関する評価結果　・・・323

○　平成 16 年度に係る業務の実績に関する評価結果　・・・329

4．各事業年度及び中期目標期間の評価結果に係る改善事項等への対応・改善

○　平成 17～19 年度の評価結果で指摘された事項及び対応・改善の状況　・・・333

○おわりに

【参　考　資　料】

○　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間の業務実績評価に関する実施要領

○　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領

○　鳥取大学評価委員会委員名簿（平成２０年４月１日現在）

1　中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果

○　中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果

○　学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

1．地域学部
2．地域学研究科
3．医学部
4．医学系研究科
5．工学部
6．工学研究科
7．農学部
8．農学研究科
9．連合農学研究科

○　学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

1．地域学部・地域学研究科
2．医学部・医学系研究科
3．工学部・工学研究科
4．農学部・農学研究科
5．連合農学研究科
6．乾燥地研究センター

○　現況分析結果に係る意見及びその対応

中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果

鳥取大学

平成21年３月

国立大学法人評価委員会

目　　次

平成20年度に国立大学法人評価委員会が実施した国立大学法人の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

国立大学法人鳥取大学の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果　・・・・　9

１　全体評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

２　項目別評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

Ⅰ．教育研究等の質の向上の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

Ⅱ．業務運営・財務内容等の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17

【独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した現況分析】

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　61

意見申立てへの対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　87

平成20年度に国立大学法人評価委員会が実施した国立大学法人の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価について

評価の目的

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領（平成19年4月国立大学法人評価委員会決定、平成20年3月一部改正）」（以下、「実施要領」）に従い、国立大学法人法第35条により準用される独立行政法人通則法第34条に基づく「中期目標に係る業務の実績に関する評価」の基本をなすものとして、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下、「法人」という。）の平成16年度から平成19年度までの4年間の業務の実績について、国立大学法人評価委員会（委員長：野依良治　独立行政法人理化学研究所理事長）が評価を行っています。

この国立大学法人評価は、

(1)　法人の継続的な質的向上に資するとともに、法人の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくこと、

(2)　教育研究の高度化、個性豊かな大学づくり、法人運営の活性化等を目指した法人の取組を積極的に支援することにより、長期的な視点から法人の発展に資するものとなること、

(3)　評価結果を踏まえて、各法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや中期目標・中期計画の検討に資するものとなること

を目的として実施しています。

1　評価方法

国立大学法人評価は、大学等の教育研究の特性に配慮しつつ、各法人の自己点検・評価に基づき、教育研究の状況や業務運営・財務内容の状況等について、各法人毎に定められた中期目標の達成状況等の調査・分析を行い、法人の業務実績全体について総合的に評価を実施いたしました。したがって、本評価制度は、各法人間の相対比較をするものではないことに留意する必要があります。

このうち、教育研究の状況については、専門的な観点からきめ細かく評価を行うことが必要であることに配慮し、国立大学法人法に基づき、国立大学法人評価委員会が、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）に対し評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して評価を行っております。

(1) 法人における自己点検・評価

各法人は、実施要領等に従って、自己点検・評価を実施し、平成16年度から19年度までの期間の業務の実績に係る報告書を作成しました。

(2) 機構における教育研究の状況の評価

機構においては、教育研究の状況の評価として、「中期目標の達成状況の評価」及び「学部・研究科等の現況分析」を行いました。

中期目標の達成状況の評価は、「教育研究等の質の向上」の目標に係る「教育に関する目標」、「研究に関する目標」、「社会との連携、国際交流等に関する目標」の3項目（※大学共同利用機関法人については、「共同利用等に関する目標」を加えた4項目）について、各法人から提出された達成状況報告書等を調査・分析するとともに、訪問調査を実施し、書面では確認できなかった事柄等の確認を行いながら評価を実施しました。

学部・研究科等の現況分析は、①主要な教育研究組織毎に教育研究の水準や質の向上度を明らかにすることが、中期目標の達成状況を適切に判断するために必要であるとともに、②各法人の個性を伸ばし質を高める観点から、各法人が自主的に行う組織及び業務の検討や次期中期目標・中期計画の素案に関する検討に、評価結果を反映させるためにも必要であるとの趣旨で実施しました。各学部・研究科等における教育、研究の目的に照らし、「教育の水準及び質の向上度」「研究の水準及び質の向上度」について、各法人から提出された現況調査表等を調査・分析して評価を実施しました。

(3) 国立大学法人評価委員会における評価

国立大学法人評価委員会においては、「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営に関する重要事項（施設設備の整備・活用、安全管理等）」の４項目について、各法人から提出された実績報告書等を調査・分析するとともに、学長・機構長等からのヒアリング、財務諸表等の分析も踏まえながら評価を実施しました。

教育研究等の状況については、機構における評価結果を基本的にそのまま受け入れつつ、国立大学法人評価委員会において附属病院及び附属学校の状況に関する評価を実施するとともに、定員超過の状況の確認を行っております。

① 全体評価

・ 中期目標期間における業務実績の全体について、各法人の特性や項目別評価の状況を踏まえつつ、記述式により総合的な評価を行っております。

② 項目別評価

・ 「教育に関する目標」、「研究に関する目標」、「その他の目標」、「業務運営の改善及び効率化に関する目標」、「財務内容の改善に関する目標」、「自己点検・評価及び情報提供に関する目標」、「その他業務運営に関する重要目標（施設設備の整備・活用、安全管理等）」の７項目（※大学共同利用機関法人については、「共同利用等に関する目標」を加えた８項目）については、以下の５種類により達成状況を示しております。なお、これらの水準は、各法人を通じた最小限の共通の観点を踏まえつつも、各法人の設定した中期目標に対応して示されるものであり、各法人間の相対比較をするものではないことに留意する必要があります。

「中期目標の達成状況が非常に優れている」
「中期目標の達成状況が良好である」
「中期目標の達成状況がおおむね良好である」
「中期目標の達成状況が不十分である」
「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」

2　評価体制

国立大学法人評価委員会の国立大学法人分科会、大学共同利用機関法人分科会の下に評価チームを設置して、調査・分析を行っております。評価チームとしては、国立大学法人分科会については、近隣地区の大学を担当する基本チーム及び附属病院の専門評価チームを、大学共同利用機関法人分科会については、各法人を担当するチームを設置して評価を行っております。

機構が行う教育研究の状況の評価については、機構の国立大学教育研究評価委員会の下に具体的な評価を実施するために、達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織を編成し、評価を行っております。達成状況判定会議は、各法人の規模・構成に応じた８つのグループを編成し、さらにグループ内に複数のチームを設置して評価を行っております。現況分析部会は、分野別の１０の学系部会を設置して評価を行っております。研究業績水準判定組織は、科学研究費補助金の分類を基とした６６の専門部会を設置して評価を行っております。

3　審議経過

【国立大学法人評価委員会における評価】

平成20年

・６月30日まで	各法人から実績報告書、財務諸表等の提出
・７月22日～８月７日	各評価チーム会議において実績報告書等の調査・分析
・７月29日～８月11日	各法人から業務の実績についてヒアリング（国立大学法人）
・９月１日	〃　（大学共同利用機関法人）
・12月８日～12月19日	各評価チーム会議において評価結果（骨子案）の検討

平成21年

・２月23日～２月27日	各評価チーム会議において評価結果（骨子案）の検討
・２月26日	大学共同利用機関法人分科会において評価結果（素案）の審議 （意見申立ての機会：３月６日～13日）
・３月６日	国立大学法人分科会において評価結果（素案）の審議 （意見申立ての機会：３月６日～13日）
・３月26日	国立大学法人評価委員会総会において評価結果（案）の審議・決定

【機構における教育研究の状況の評価】

平成19年

・４月　６日	国立大学法人評価委員会から教育研究の状況の評価の実施の要請

平成20年

・７月～８月	書面調査
・９月２日～９月８日	現況分析部会（第１回）において評価結果（素案）の審議
・９月11日～９月30日	達成状況判定会議（第１回）において評価結果（素案）の審議
・10月14日～11月28日	法人への訪問調査
・12月１日～12月５日	現況分析部会（第２回）において評価結果（原案）の審議
・12月15日～12月19日	達成状況判定会議（第２回）において評価結果（原案）の審議

平成21年

・１月８日	国立大学教育研究評価委員会において評価報告書（原案）の審議 （意見申立ての機会：１月13日～30日）
・２月10日	意見申立審査会において意見申立の対応審議
・２月19日	国立大学教育研究評価委員会において評価報告書（案）の審議・決定 機構から国立大学法人評価委員会へ教育研究の状況の評価結果の提出

4　国立大学法人評価委員会委員（平成21年3月現在）

（委員）１７名

あらかわ　まさあき 荒川　正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長、 新潟県福祉保健部・病院局参与
いいよし　あつお ○飯吉　厚夫	中部大学総長
いけはた　せつほ 池端　雪浦	前東京外国語大学長
えがみ　せつこ 江上　節子	東日本旅客鉄道株式会社顧問、 大正製薬（株）監査役
かつかた　しんいち 勝方　信一	教育ジャーナリスト
からき　さちこ 唐木　幸子	オリンパス株式会社研究開発センター研究開発本部基礎技術部長
くさま　ともこ 草間　朋子	大分県立看護科学大学長
ごとう　しょうこ 後藤　祥子	日本女子大学長・理事長
つげ　あやお 柘植　綾夫	芝浦工業大学長
てらしま　じつろう 寺島　実郎	株式会社三井物産戦略研究所所長、 財団法人日本総合研究所理事長
とりい　やすひこ 鳥居　泰彦	慶應義塾学事顧問、 日本私立学校振興・共済事業団理事長
なぐも　みつお 南雲　光男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
のより　りょうじ ◎野依　良治	独立行政法人理化学研究所理事長
ひるた　しろう 蛭田　史郎	旭化成株式会社社長、 経団連教育問題委員会共同委員長
みやうち　しのぶ 宮内　忍	宮内公認会計士事務所所長
みやはら　ひでお 宮原　秀夫	独立行政法人情報通信研究機構理事長
もりわき　みちこ 森脇　道子	自由が丘産能短期大学長

（臨時委員）３名

たち　あきら 舘　昭	桜美林大学大学院国際学研究科教授
やまもと　きよし 山本　清	独立行政法人国立大学財務・経営センター研究部長
わだ　よしひろ 和田　義博	和田義博会計事務所所長

※　◎は委員長、○は委員長代理

国立大学法人評価委員会の下に置かれる国立大学法人分科会、大学共同利用機関法人分科会及び評価チームの委員については、文部科学省のウェブサイトをご覧ください。

5　大学評価・学位授与機構　国立大学教育研究評価委員会委員（平成 21 年 3月現在）

（委員）３０名

浅野　攝郎	東京大学名誉教授
飯野　正子	津田塾大学長
池田　髙良	長崎県立大学長
岡田　修三	東京海上日動火災保険株式会社特別任命参与
金田　嘉行	ソニー株式会社社友
○北原　保雄	前日本学生支援機構理事長
木村　靖二	立正大学教授
神津　忠彦	東京女子医科大学顧問・名誉教授
河野　通方	独立行政法人大学評価・学位授与機構評価研究部長
小林　誠	独立行政法人日本学術振興会理事
児玉　隆夫	学校法人帝塚山学院学院長
五味　文彦	放送大学教授
齋藤　八重子	前東京都立九段高等学校長
鈴木　昭憲	東京大学名誉教授
瀬戸　純一	駿河台大学教授
舘　昭	桜美林大学教授
◎丹保　憲仁	北海道大学名誉教授
中川　幸也	株式会社ＩＨＩ取締役
中里　毅	前ＮＨＫ学園理事長
中洌　正堯	兵庫教育大学名誉教授
中野　仁雄	九州大学名誉教授
橋本　貴美子	京都府立南陽高等学校長
平松　一夫	関西学院大学教授
廣部　雅昭	前静岡県立大学長
ﾊﾝｽ ﾕｰｹﾞﾝ・ﾏﾙｸｽ	学校法人南山学園理事長
前原　澄子	京都橘大学看護学部長
松岡　博	帝塚山大学長
馬渡　尚憲	宮城大学長
牟田　泰三	福山大学長
和田　敬四郎	放送大学石川学習センター所長

※　◎は委員長、○は副委員長

国立大学教育研究評価委員会の下に置かれる各種部会等の委員については、独立行政法人大学評価・学位授与機構のウェブサイトをご覧ください。

国立大学法人鳥取大学の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果

1　全体評価

鳥取大学は、21 世紀を迎えて教育、研究、社会貢献、診療等の面で大学が発揮すべき機能を十全に伸展させるため、「知と実践の融合」を理念として掲げるとともに、1）社会の中核となりうる教養豊かな人材の養成、2）地球的・人類的・社会的課題解決への先端的研究、3）地域社会の産業と文化等への寄与を教育研究の目標として掲げ、人間力の向上を目指している。こうした理念の下、中期目標期間においては、学長のリーダーシップにより、全学的な視点から大学の特色を活かし、目標の達成に向け意欲的に取り組んでいる。

中期目標期間の業務実績の状況は、すべての項目で中期目標の達成状況が良好又はおおむね良好である。業務実績のうち、主な特記事項は以下のとおりである。

教育については、学生就職センターを中心とした就職活動支援、東京・大阪・岡山・福岡での AO 入試の実施、高等学校への進路指導訪問の実施、地域に立脚した技術経営教育の導入、教員の教育業績賞の設定、図書館のオンライン目録化の推進と県内全市等の図書館との相互利用化、中国地方９大学と連携したフィールド教育の実施等の取組を行っている。

研究については、21 世紀 COE プログラム「乾燥地科学プログラム」に関連した多くの国際交流の実施、教員の研究功績賞等の顕彰制度の整備、山間地における生活インフラの改善を目指したプロジェクト等によるソフトウェアの実用化、とっとりネットワークシステム(TNS)による地域の産学連携活動等の取組を行っている。

社会連携・国際交流等については、鳥取県との定例的懇談会の実施、独立行政法人国際協力機構(JICA)との協力による乾燥地水資源開発、メキシコ、中国及びエジプトの研究機関との教育・研究交流事業の推進等の取組を行っている。

業務運営については、教員及び事務職員の人事評価を本格実施し、教員評価は平成 17 年度から、事務職員評価は平成 18 年度からそれぞれ実施し、評価結果を処遇に反映させており、評価できる。

一方、外国人教員採用の促進のための施策が十分に行われておらず、平成 15 年度から平成 19 年度にかけて外国人教員の数が減少していることから、着実な取組が求められる。

財務内容については、外部資金等の増加策として、産官学連携コーディネーター体制の強化等に取り組んでおり、共同研究、受託研究及び奨学寄附金による外部資金が増加してきている。

その他業務運営については、施設整備マスタープランに沿って施設整備費を確保し、有効活用調査の分析結果等を基に、緊急度・改善効果等を数値化し優先度を設け計画的な整備を実施している。

2　項目別評価

Ⅰ．教育研究等の質の向上の状況

（Ⅰ）教育に関する目標

１．評価結果及び判断理由

【評価結果】中期目標の達成状況がおおむね良好である
【判断理由】「教育に関する目標」に係る中期目標（４項目）のうち、１項目が「良好」、３項目が「おおむね良好」であり、これらの結果を総合的に判断した。

２．各中期目標の達成状況

(1) 教育の成果に関する目標

［評価結果］中期目標の達成状況がおおむね良好である
［判断理由］「教育の成果に関する目標」の下に定められている具体的な目標（２項目）のうち、１項目が「良好」、１項目が「おおむね良好」であり、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における関連項目「学業の成果」「進路・就職の状況」の結果も勘案して、総合的に判断した。

(2) 教育内容等に関する目標

［評価結果］中期目標の達成状況が良好である
［判断理由］「教育内容等に関する目標」の下に定められている具体的な目標（３項目）のうち、２項目が「良好」、１項目が「おおむね良好」であり、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における関連項目「教育内容」「教育方法」の結果も勘案して、総合的に判断した。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

［評価結果］中期目標の達成状況がおおむね良好である
［判断理由］「教育の実施体制等に関する目標」の下に定められている具体的な目標（４項目）のすべてが「おおむね良好」であり、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における関連項目「教育の実施体制」の結果も勘案して、総合的に判断した。

(4) 学生への支援に関する目標

［評価結果］中期目標の達成状況がおおむね良好である
［判断理由］「学生への支援に関する目標」の下に定められている具体的な目標（２項目）のすべてが「おおむね良好」であることから判断した。

３．優れた点、改善を要する点、特色ある点

（優れた点）

○　中期計画「各学部において修得した専門的知識を生かして社会貢献できるよう、適切な就職・進路指導、各種国家試験受験指導等に一層の努力をする」及び「就職相談体制及びガイダンスの充実を図る」について、就職進路指導、各種国家公務員受験指導等の支援を行い、就職率が全国平均を上回る状況にあること、また、学生就職センターが中心となり、学内外の就職に関するイベントへの参加を学生に促すとともに、就職活動の学生に対し、バスを大阪方面に運行させるなど積極的な支援を行っていることは、優れていると判断される。

○　中期計画「アドミッションセンターは、各学部から提示されたアドミッション・ポリシーに応じた、学生をリクルートすることに努める」について、高等学校への進路指導訪問、岡山、松江、姫路等県外における進学懇談会・相談会の実施、東京、大阪、岡山、福岡での AO 入試の実施等の対策を施し、AO 入試の志願倍率４倍以上を確保していることは、優れていると判断される。

○　中期計画「技術系学科では、日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定の取得を拡大して、国際的に通用する技術者の養成を図る」について、工学部では、土木工学科が我が国最初の JABEE の認定を受けた後、電気電子工学科等４つの工学系学科が認定を受け、農学部においても生物資源環境学科・環境共生科学コースが JABEE「地域環境工学プログラム」の認定を受けており、教育水準の維持向上と、学生の技術力向上につながっていることは、優れていると判断される。

○　中期計画「技術経営（マネージメント・オブ・テクノロジー＝ MOT）教育を導入し、高度技術者の養成を図る」について、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーが中心となり、平成 17 年度から MOT イノベーション・スクールを開講し、即戦力となる高度な技術者を養成するカリキュラムを充実させ、地域に立脚した技術経営教育を導入したことにより、毎年 100 名以上の受講生（学部、社会人、大学院）を得ていることは、優れていると判断される。

○　中期計画「教員の教育業績評価システムを確立する。それを受けて処遇の方法を定める」について、教育業績賞を設け、教育方法の向上に取り組んだ教員にインセンティブを与える取組を実施し、当該表彰を業績評価、研究費配分に反映させていることは、優れていると判断される。

○　中期計画「図書資料のオンライン目録の整備充実を図る」について、図書館のオンライン目録化を進め、県内全市、一部町内の図書館と結び相互利用を可能にしたことは、全国に先駆けた試みであり、文部科学省の実態調査においても紹介されている点

で、優れていると判断される。

○　中期計画「入学時における大学への適応支援を行う。全学共通科目の大学入門ゼミを通じて入学時における大学教育への適応支援を行う」について、新入生のオリエンテーションとして新入生、在校生、職員との「ふれあい朝食会」を実施し、履修相談等を行い、新入生に対する学生生活の全般的アドバイスを行うなど、早期に大学生活になじませる活動を継続して行い、過去４年間で延べ約 17,400 名の参加者を得たことは、新入生の大学生活への早期定着を促した点で、優れていると判断される。

（改善を要する点）

○　中期計画「不登校及び成績（修学）不振者への呼びかけ、相談及び支援の実施を行う」について、留年者、退学者の防止のため、保護者会の開催、学期初めの成績チェックあるいは大学教育総合センターによる教材開発等が講じられているが、休学率、退学率が一部の学部等で多いことから、改善をすることが望まれる。

（特色ある点）

○　中期計画「学部、大学それぞれで成績優秀者、顕著な活動を行った者を顕彰する現行の制度を継承する」について、３年次終了時点で成績優秀者を入学式で表彰し、在学生ばかりでなく入学生にインセンティブを与えていることは、特色ある取組であると判断される。

○　中期計画「倫理教育、安全教育、環境問題に関する教育を充実し、責任意識の高い技術者・研究者の養成を図る」について、農学部において「里山、里海、果樹園芸の里」と題して、中国地方９大学と連携してフィールド教育を行ったことは、特色ある取組であると判断される。

○　中期計画「電子ジャーナルの充実を図る」について、電子ジャーナル等の利用促進のために、情報教育の一環として授業等に図書館員が参加しているなど図書館の活動が活発なことは、特色ある取組であると判断される。

（II）研究に関する目標

１．評価結果及び判断理由

【評価結果】中期目標の達成状況がおおむね良好である

【判断理由】「研究に関する目標」に係る中期目標（２項目）のすべてが「おおむね良好」であることから判断した。

２．各中期目標の達成状況

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標

［評価結果］中期目標の達成状況がおおむね良好である
［判断理由］「研究水準及び研究の成果等に関する目標」の下に定められている具体的な目標（３項目）のうち、１項目が「良好」、２項目が「おおむね良好」であり、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における関連項目「研究活動の状況」「研究成果の状況」の結果も勘案して、総合的に判断した。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

［評価結果］中期目標の達成状況がおおむね良好である
［判断理由］「研究実施体制等の整備に関する目標」の下に定められている具体的な目標（２項目）のうち、１項目が「良好」、１項目が「おおむね良好」であり、これらの結果を総合的に判断した。

３．優れた点、改善を要する点、特色ある点

（優れた点）
○　中期計画「21 世紀 COE プログラム該当プロジェクト（乾燥地科学プログラム等）」について、21 世紀 COE プログラム「乾燥地科学プログラム」に採択され、外部評価や中間評価において高い評価が得られていることや、このプロジェクトに関連した多くの国際交流がなされたことは、優れていると判断される。
○　中期計画「研究においては、学内的にも競争的資金の運用を図る」について、学長裁量経費を教育・研究改善推進費、特別事業費、特別設備費に分け、学長のリーダーシップの下「鳥取大学における学術研究推進戦略」に基づき重点的に投入し、共同研究や受託研究等の外部資金に結び付いていることは、優れていると判断される。
○　中期計画「顕彰制度を設ける」について、研究功績賞、科学研究業績賞、業績手当等の顕彰制度を整備し、それを研究費配分、個人業績手当に反映し、研究のプロジェクト化へのインセンティブを醸成したことは、優れていると判断される。

（特色ある点）
○　中期計画「サスティナブルな地域再構築のための政策的研究」について、特別教育研究経費や外部のプロジェクト経費を活用し、地域における農林水産業、山間地における生活インフラの改善等を目指したプロジェクトを組織し、ソフトウェアを開発し実用に供するなどの具体的な成果を上げていることは、特色ある取組であると判断される。
○　中期計画「学内共同研究に関しては、鳥取大学共同研究推進機構の 15 研究領域で積極的な取組みを行うと共に、共同研究、受託研究、異分野間の共同研究を積極的に推進することを大学として支援する」について、とっとりネットワークシステム（TNS）等の組織的活動により、地域における産学連携を念頭においた研究のプロジェクト化が図られていることは、特色ある取組であると判断される。

(III) その他の目標

（１）社会との連携、国際交流等に関する目標

１．評価結果及び判断理由

【評価結果】中期目標の達成状況がおおむね良好である
【判断理由】「社会との連携、国際交流等に関する目標」に係る中期目標（１項目）が「おおむね良好」であることから判断した。

２．各中期目標の達成状況

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

［評価結果］中期目標の達成状況がおおむね良好である
［判断理由］「社会との連携、国際交流等に関する目標」の下に定められている具体的な目標（２項目）のうち、１項目が「良好」、１項目が「おおむね良好」であり、これらの結果を総合的に判断した。

３．優れた点、改善を要する点、特色ある点

（優れた点）

○　中期計画「鳥取大学振興協力会及びとっとり乾地研倶楽部等と協力して、定期的に講演会、交流会を開催する」、「研究領域の教員と関連自治体、企業との関係者と意見交換を行う」及び、「県の産学官連携推進室と十分な連携を持つ」について、鳥取大学振興協力会やとっとりネットワークシステムへの参画、県幹部との定例的懇談の実施等地域と連携を図るための取組を多く実施していることは、社会貢献として評価でき、優れていると判断される。

○　中期計画「独立行政法人国際協力機構・集団研修コースとして、乾燥地、半乾燥地に属する開発途上国の灌漑用水資源開発に携わる研究者・技術者を対象に基礎知識と応用技術の研修を積極的に行う」について、国際協力機構（JICA）の事業に協力し、乾燥地水資源開発に積極的に取り組み、基礎知識、応用技術の普及に努め、JICA からの表彰を受けたことは、優れていると判断される。

（特色ある点）

○　中期計画「乾燥地研究センターや農学部にあっては、乾燥地域に拠点（海外研究教育基地）を形成し職員の派遣、大学院生の海外研修・実習を必修とする体制を整える」について、大学国際戦略本部強化事業の採択を受け、メキシコや中国、エジプトの研

究機関との教育・研究交流事業を推進していることは、特色ある取組であると判断される。

（2）附属病院に関する目標

研修医マッチング率向上のために、診療科の活動状況を記載した「センター便り」の発行、救命救急研修・症例検討会等の各種セミナーを積極的に開催している。また、基礎研究と臨床研究の融合を推進し、再生医療の開発とそれを担う人材養成の育成に努めている。診療では、がんセンター、総合周産期母子医療センター、救命救急センターの設置等、地域の中核病院としての使命・役割を果たしている。

平成16～19年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○　教育・研究面
- 教育研究推進部において、看護部や薬剤部及び各診療施設への実務実習生の受入れ体制の強化、ホスピタリティ向上研修会等の患者中心の総合的な実践研修システム及び継続学習支援室の設置による新人看護師育成のための学習支援システムを構築している。
- 自己骨髄・末梢血細胞移植・遺伝子カウンセリングの診療を実施するとともに、ゴーシェ病・肥大型心筋症、血管再生医療のトランスレーショナルリサーチを推進している。

○　診療面
- 患者にとってわかりやすい名称にするために、臓器・機能別診療科体制に移行するとともに、その分野の専門医を診療科長とする新たな診療科長制度を導入している。臓器・機能別診療体制については、総合診療・全人的医療にも配慮した取組が期待される。
- 救命救急センターや総合周産期母子医療センターの設置、都道府県がん診療連携拠点病院の指定、また看護師等を増員するなど、高度な医療を提供している。
- 地域医療機関との間で「大腿骨頸部骨折地域連携クリティカルパス」の運用を開設させ、地域医療機関との連携強化を推進している。

○　運営面
- 診療科別改善ポイントシートの作成、ポイントを基礎としたインセンティブ経費の配分等、病院職員の経営に対する意識向上に努めている。
- 潜在看護師の復職支援のために「いつきてもいいよスクール」を開設、24時間保育所を整備するなど、職員が働きやすい環境を整備している。

（3）附属学校に関する目標

附属学校は、附属学校部長を中心とした附属学校運営委員会において重要事項の企画・立案を行い学校運営の充実を図るとともに、校園長会・副校園長会を定期的に開催し

て共通理解を深め附属学校部の円滑な運営に取り組んでいる。

大学・学部の教育研究への協力や教育実習の実施においては、大学・学部と連携を図りながら、適切な体制を整備し組織的に取り組んでおり、各附属学校単位においても積極的に工夫した取組がみられる。

また、附属小・中学校においては、授業研究会、合同研修、教育研究大会の開催及び研究成果公表に取り組み、特別支援学校においては地域からの教育相談を受けるなど、様々な形で地域貢献を図っている。

平成16～19年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○　附属小・中学校においては、地域学部教員を共同研究者として小・中一貫の教育課程の研究実践において、５つの研究プロジェクトを設置し、大学教員と附属学校教員がいずれかの研究プロジェクトに属して研究に取り組んでいる。また、各附属学校において大学教員による授業を行っており、大学・学部との交流が図られている。

○　教育実習の充実を図るため、大学教員を加えた全学的な「教育実習委員会」を発足し、生涯教育総合センター等と連携し、受入方法、指導の在り方、評価方法、実習生の状況や実施上の問題点について検討しており、各附属学校の状況に応じたきめ細やかな教育実習の改善が期待される。

Ⅱ．業務運営・財務内容等の状況

（１）業務運営の改善及び効率化に関する目標
①　運営体制の改善
②　教育研究組織の見直し
③　人事の適正化
④　事務等の効率化・合理化

平成 16 ～ 19 年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○　教員評価については、平成 16 年度に評価制度を導入し、その結果を平成 17 年度から学長賞、科学研究業績表彰の選考に使用し、被表彰者について昇給に反映している。また、事務職員評価については、平成 17 年７月から評価制度を導入し、人事評価の結果を業績手当については平成 18 年６月から、昇給については平成 19 年１月から活用しており、評価できる。
○　学長の意向を反映させ、教育に重点を置いた予算編成を行っており、学長経費を含めた戦略的経費を平成 20 年度予算編成では８億 4,000 万円（対平成 16 年度比３億 6,000 万円増）確保している。また、各学部から教員定数の拠出による学長管理ポストを確保し、平成 19 年度は 27 名（対平成 16 年度比６名増）を共同教育研究施設等の充実のために配置している。
○　鳥取大学の研究グランドデザインに沿って、鳥取大学における学術研究推進戦略を作成しており、学内資源の集中と、地域性に富む特色ある研究プロジェクトの推進等に努め、乾燥地科学拠点の世界展開や持続性社会構築に向けた菌類きのこ資源活用におけるグローバル COE プログラムの採択等に結実している。
○　管理運営組織のスリム化・効率化に向けた体制整備として、事務組織の統合や奨学寄附金に係る支払業務の集約化等を図っている。また、発生源入力を伴う物品請求システム及び旅費システムの工夫・改善に取り組んでいる。
○　監事による監査及び監査法人による監査を業務運営に効果的に活用する体制を整備し、業務の改善に効果を上げている。

平成 16 ～ 19 年度の実績のうち、下記の事項に課題がある

【法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項】
○　中期計画【26】「国際化、国際貢献、男女平等の見地から外国人・女性教員の積極的な登用を行う」（実績報告書 32 頁）については、外国人教員採用の促進のための施策が十分に行われておらず、平成 15 年度から平成 19 年度にかけて外国人教員の数が減少していることから、中期計画を十分には実施していないものと認められる。

【評定】中期目標の達成状況が良好である
（理由）中期計画の記載 34 事項中 33 事項が「中期計画を上回って実施している」又は

「中期計画を十分に実施している」と認められ、１事項について「中期計画を十分には実施していない」と認められるが、教員及び事務職員の人事評価を本格実施し、処遇に反映させている取組が行われていること等を総合的に勘案したことによる。

（２）財務内容の改善に関する目標
① 外部研究資金その他の自己収入の増加
② 経費の抑制
③ 資産の運用管理の改善

平成 16 ～ 19 年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○ 外部資金の増加のため、産官学連携コーディネーターによる共同研究樹立の支援、東京・大阪・名古屋・鳥取でのビジネス交流会の開催、鳥取大学振興協力会交流会による県内活動、サイエンス・アカデミー開催による研究成果の紹介等の取組を行っており、平成 19 年度の共同研究や受託研究及び奨学寄附金による外部資金は 11 億 2,261 万円（対平成 15 年度比３億 8,900 万円増）となっている。
○ 大学の経費抑制の取組として、大学経費と病院経費の削減推進会議等において設定した経費削減目標を反映させて当該年度の予算編成を行っている。また、物品等の調達方法の見直し、電力契約の見直し、部局単位での光熱水料の節減等に努めている。
○ 中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標の達成に向けて、着実に人件費削減が行われている。今後とも中期目標・中期計画の達成に向け、教育研究の質を確保しつつ、人件費削減の取組を行うことが期待される。

【評定】中期目標の達成状況が良好である
（理由）中期計画の記載 11 事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

（３）自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
① 評価の充実
② 情報公開等の推進

平成 16 ～ 19 年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○ 評価業務の効率的かつ効果的な推進を図るため、評価に必要となる役員会、常置委員会等の主要会議資料及び学部教授会等資料をデータベース化し、評価に活用している。

○　学内情報が広報企画室へ集積するよう周知を図り、学内情報を行事一覧として取りまとめ大学ウェブサイトへ掲載するとともに、鳥取県及び県内４市の公共機関等に対して情報提供に努めている。また、鳥取・東京・大阪のサテライトオフィスと連携して、イベント情報や刊行物等の提供に取り組んでいる。

【評定】中期目標の達成状況が良好である
（理由）中期計画の記載５事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

（４）その他業務運営に関する重要目標
①　施設設備の整備・活用等
②　安全管理

平成 16 ～ 19 年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○　施設整備マスタープランに沿って施設維持管理費を確保し、有効活用調査の分析等の結果を基に、緊急度・改善効果等を数値化し、優先度を判定して、学生生活支援施設の整備、教育組織の改編に対応した整備等を計画的に実施している。
○　鳥取大学環境憲章に基づき、環境マネジメントの強化に向けて取り組んでおり、省エネルギーパトロール等による指導、省エネルギータイプへの機器等の更新等、CO_2 削減に努めている。
○　リスク管理ガイドラインと各分野・各部局に応じた非常時行動マニュアルや操作マニュアル等様々な危機管理マニュアルを整備するとともに、防犯カメラ及びインターフォンを整備するなど危機管理対策に取り組んでいる。
○　研究費の不正使用防止のため、研究活動の不正行為の防止等に関する規則の整備、不正防止計画推進室の設置等を行っている。

【評定】中期目標の達成状況が良好である
（理由）中期計画の記載 14 事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

1.	地域学部	教育 1-1
2.	地域学研究科	教育 2-1
3.	医学部	教育 3-1
4.	医学系研究科	教育 4-1
5.	工学部	教育 5-1
6.	工学研究科	教育 6-1
7.	農学部	教育 7-1
8.	農学研究科	教育 8-1
9.	連合農学研究科	教育 9-1

地域学部

Ⅰ　教育水準 ..... 教育 1-2

Ⅱ　質の向上度 ..... 教育 1-4

I　教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1.　教育の実施体制

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、平成17年度以降、一般入試の受験倍率は前期で3倍弱、後期で10倍以上を維持しており、AO入試、推薦入試、特別選抜も一定の人数で推移している。学生定員760名に対して、専任教員は平成19年度現在75名を数え、教員一名当たりの学生数は、10.1名となっているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、授業ごとに学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックし、低い評価を受けた教員には、ファカルティ・ディベロップメント（FD）研修会への参加を促している。さらに地域学部の必修科目である「地域学入門」「地域学総説」については、担当教員任せにせず、学部内組織である地域学研究会幹事会メンバーを中心とする企画委員会が授業内容を決め、授業の運営にも当たっている。また4学科ともに、平成20年度からの完成年次以降のカリキュラムの検討を開始しているなどの相応の取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、地域学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、地域学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2.　教育内容

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、卒業に必要な修得単位数124単位のうち、全学共通科目（教養教育）36単位以上、専門科目88単位以上に振り分け、専門科目を学科の目的に誘う「入門科目」、学科の教育目的を達成するための学問的基礎に関わる「基礎科目」、各学科の教育目的に直接的に関わる「基幹科目」、「基幹科目」の応用的科目である「展開科目」の四つに分けて、入門から基礎、基幹、展開科目、さらには卒業研究に至るまで系統的、体系的に配置しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、「グルノーブル第三大学想像性研究所」「吉林大学東北アジア研究院」と短期留学制度を設け、韓国釜慶大学とはダブルディグリー取得留学制度を設けており、韓国春川教育大学とは学生の相互訪問、研修制度を設けている。また、鳥取短期大学とは、単位互換制度も設けている。さらにインターンシップ制度を導入し、高い職業意識の育成を目指しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、地域学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、地域学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

3. 教育方法

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、専門科目において少人数の対話、討論型授業を実施している。また演習科目にはティーチング・アシスタント（TA）が配置され、教員と連携してサポートに当たっている。さらに、授業科目の教育目的により、数人の教員によるオムニバス制も実施しているなどの相応の取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、入学時のガイダンス、オリエンテーションを通じて、学生の学習目標に合わせて履修モデルや科目間関連を提示するなどの履修指導を行っている。またシラバスを充実させ、学生の自主学習を促し、いつでも教員が学生の相談にのることができる態勢を整えている。さらには自主学習をサポートするLAN設備のある自習室の整備等にも努めているなどの相応の取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、地域学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、地域学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

4. 学業の成果

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、地域学部の卒業率は８～９割であ

り、教育職員免許状（一種）取得者数は平成19年度で167名を数える。また教育委員会から一定の派遣学生を受け入れており、卒業論文も各種の発表会を開いて質の向上に努めているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、全授業科目に「授業評価アンケート」を実施し、また学部レベルにおいても毎年度「学生調査アンケート」を実施しており、それらの結果は教員にフィードバックされているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、地域学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、地域学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

5. 進路・就職の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、進学率は17.6%、就職率は75.0%であり、就職先は取得した資格・免許を活かした企業や教員が多いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、県・市教育委員会や公・私立学校との接触、合同企業説明会、企業との交流会等で、不定期的にヒアリングを行い、高い評価を受けているなどの相応の成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、地域学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、地域学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は3件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。

地域学研究科

Ⅰ　教育水準 ..... 教育 2-2

Ⅱ　質の向上度 ..... 教育 2-4

I　教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1.　教育の実施体制

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、地域学研究科は平成19年4月1日に設置され、地域創造専攻と地域教育専攻からなっている。学生定員60名に対して、研究指導教員は34名、研究指導補助教員は3名であり、授業担当教員が21名を数えるなどの相応の取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、研究科の創設を契機にして、シラバスを整備し、また特別研究Ⅰ、Ⅱを新設して、2年間を通した充実した研究指導体制を整えた。さらに社会人学生のために、夜間開講、休業期間中の開講等の措置を講じたなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、地域学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、地域学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2.　教育内容

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、地域学研究科は、地域創造、地域教育の2専攻ともに授業科目を基幹科目、中核科目、展開科目によって構成し、基幹科目は専攻ごとに、また中核科目、展開科目は分野別に開設し、分野間の有機的連携の下に編成しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、他研究科、他の大学院、外国の大学院の授業を履修出来るようにし、夜間開講、休業期間中の開講等により社会人学生に対して履修の便宜を図っているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、地域学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、地域学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

3. 教育方法

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、講義、演習、対話型授業、フィールド型授業等の様々な型の授業を組み合わせるとともに、ティーチング・アシスタント（TA）を活用しながら、複数教員の指導体制を取っているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、きめ細かなガイダンス、教員の個別指導、少人数で多様な形態の授業、厳格な成績評価と審査体制等を組み合わせて主体的な学習を促しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、地域学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、地域学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

4. 学業の成果

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、大学院の修了率 90%以上、大学院生の学会発表数９件、発表論文数３件、臨床発達心理士資格の取得２名等の実績があるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、研究科のウェブサイト、広報誌、同窓会誌等に大学院の教育を評価する声が寄せられているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、地域学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、地域学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

5. 進路・就職の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、未就職者は少数であるが、教育学研究科を改組した地域学研究科は教員養成を第一義とするものではないことを踏まえて、新たな就職先の開拓が望まれるが、教育学研究科修了生の現職教員を含め、教員志望者が10名以上いるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、専門的知識を身に付けた卒業生達は、教育機関、医療・保健機関、NPO 法人等の関係者によって高い評価を受けているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、地域学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、地域学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

II　質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は４件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。

医学部

Ⅰ　教育水準 ..... 教育 3-2

Ⅱ　質の向上度 ..... 教育 3-4

Ⅰ　教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1.　教育の実施体制

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、学部教育の目的達成のため、３学科を置き保健学科に２専攻を置いている。医学部には附属病院、附属脳幹性疾患研究施設を設けるほか、大学院医学系研究科機能再生医科学専攻の教員も学部兼担とするなどの充実を図っているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、学生による授業評価を実施し、授業改善に反映している。ファカルティ・ディベロップメント（FD）の活発化に取り組んでおり、その成果を公表している。総合医学教育センターを設置し、教育内容の充実、教員組織の適正化、教育活動の支援を行っているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、医学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、医学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2.　教育内容

期待される水準を上回る

[判断理由]

「教育課程の編成」については、学部、学科の目指す人材育成を主眼とした教育課程を編成している。学科独自の授業科目の他、３学科共通科目の設置、教育･福祉･医療施設と提携した教育の実施も図っている。医師、基礎医学研究者、看護師、臨床検査技師の養成を行うが、専門に係る合同授業の他、医学科では共用試験 CBT、OSCE を導入、平成 20 年度からは、教養教育と専門教育を有機的に結び付けるために６年一貫教育を目指した教育課程改革に取り組むこととしたなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、他学部での履修、単位互換制度により学生の多様な学習意欲に対応し、生命科学科においては、企業や他の研究機関での学外研修をも単位認定している。地域医療充実の要請を受けて、地域枠を設けた入学者の受入れや寄附講座による地域医療推進の方策を採っている。 学部学生の単位修得状況、進級、卒

業の状況は 90～95%であり、医師国家試験合格率は全国的に高い水準にあるなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、医学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、医学部が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

3. 教育方法

期待される水準を上回る

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、３学科共に学年の進行により、講義中心から実習中心へと移行するよう工夫され、早期体験により医師、バイオサイエンティスト、看護師、臨床検査技師としてのモチベーションを高める教育を進めている。医学科では低学年においてコミュニケーションに関する教育、高学年では基礎医学チュートリアル等の少人数授業を行うなどの特徴がある。ティーチングアシスタント（TA）、リサーチアシスタント（RA）の活用を図っているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、少人数学習、自主学習を推進し、これを支援するため、図書館の開館時間の延長、課外活動施設棟や国家試験自習室を設置している。また、活用頻度は高いなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、医学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、医学部が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

4. 学業の成果

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、単位修得状況が高く、未修得者も次年度の再履修でほとんどが修得している。学内に表彰規定があり、学業成績優秀者を表彰し、学習意欲を高めているなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、平成 17 年度の満足度調査では講義に対

する満足度は高いが、学科によって、評価は温度差が見られるが、評価結果を公開して教員の授業改善に努めているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、医学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、医学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

5. 進路・就職の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、いずれの学科においても、学習成果が学生の希望する進路達成を可能にしているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、学生及び卒業生による評価は行われているが、今後学外関係者の卒業生に対する評価を知る方策も検討されることが望まれる。しかし、学生及び卒業生による評価では講義、進路について満足な評価が表明されているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、医学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、医学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は９件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。

医学系研究科

Ⅰ　教育水準 ..... 教育 4-2

Ⅱ　質の向上度 ..... 教育 4-4

Ⅰ　教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1.　教育の実施体制

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、大講座制に改組し、医学専攻（大学院博士課程）、生命科学専攻（大学院博士前期課程、後期課程）、機能再生医科学専攻（大学院博士前期課程、後期課程）および保健学専攻（大学院修士課程）の４つの専攻から構成され、保健学専攻の平成20年度博士前期課程、後期課程の改組への準備等があるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、大学院公開セミナー、共通医学ライブラリーにより研究成果を教育に反映する仕組みを作っている。研究室における研究指導、研究室セミナー、研究コロキュウム等を通して自立した研究者の育成を図っている。医学部総合医学教育支援センター内に大学教育支援室を設け、教育、研究の支援を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2.　教育内容

期待される水準を上回る

[判断理由]

「教育課程の編成」については、各専攻において、基礎、臨床医学群の科目の横断的な履修、医学系以外の他分野の授業履修の義務付け、基礎科目に加えて学際領域科目等、領域や専門を超えた幅広い履修形態をとっている。また、医学専攻博士課程、他の専攻の博士後期課程での共通選択科目を開設し、DVDを活用した研究時間に縛られない学習を可能にしているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、幅広い学習を可能にする仕組みを整え、また、各課程における学位取得率も高いなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

3. 教育方法

期待される水準を上回る

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、各専攻において、研究室セミナー、非常勤講師の特別講義、研究コロキュウムの他、学会参加を単位認定するなどの工夫が行われているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、日常的な研究指導が効果を上げていると同時に、DVD により共通教育コースの授業の自主的学習を促しているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

4. 学業の成果

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、教育の成果として、独立した研究者としての能力を身に付け、学位取得者は毎年度高い水準にあるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生自身による評価については記載されていないので判断できない。しかし、学生の論文に対する評価は高く、大学院生の研究成果を表彰する制度が整備され、顕彰される学生も多いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断され

る。

5. 進路・就職の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、各専攻の特色に応じた進路を達成しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、国内外の諸機関において、指導的役割を果たしており、修得した能力を社会に還元しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は５件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。

工学部

Ⅰ　教育水準 ..... 教育 5-2

Ⅱ　質の向上度 ..... 教育 5-4

Ⅰ　教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1.　教育の実施体制

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、当工学部は８学科で構成され、附属のものづくり教育実践センターを併設しており、設置基準を十分に満たす教員が配置されている。教授会の運営では代議員会を設置して教授会の役割を代行している。教員選考は、第１、第２教員選考委員会で資格・適性、専門性を審査した後に、教授会での承認という過程で行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、教務委員会、教育方法改善委員会、教育支援委員会が役割を分担して、授業評価アンケート、教員個人業績評価、学科の自己点検書の取りまとめと外部評価の実施、さらには意見箱の設置、研究公開講義と学生参加型の反省会、学科・教育改革アンケートを行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、工学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2.　教育内容

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、教育の目的や目標、養成しようとする人材像に従い、全学教育科目をくさび型に配置し、年次進行とともに専門教育のウエイトが高くなる授業科目の配置を行い、専門的知識・技能の習得をより深める体系的な教育課程の編成を行っている。また、日本技術者教育認定機構（JABEE）認定に基づく教育プログラム、免許あるいは認定に必要な授業科目のほか、倫理観を涵養する講義・実験・実習等を行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、編入学生の受入れに際しての単位読み替えに関する配慮、余裕ある時間割編成、自習スペースの確保を行っている。また、学級教員やチューター教員を配置し、学生の履修指導・相談を含む教育・研究・生活指導を行っている。さらに、オフィスアワーや電子メールによる相談も行っている。学生受入れに

関してはアドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入れ方法を採用するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、工学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

3. 教育方法

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、教育課程表から講義、演習、実験、実習等の組み合わせ・バランスの適切さが見られる。また、低学年次において、各学科共に将来の職域に対応してモチベーションを高める入門・導入科目が実施され、高学年次においては、専門分野の講義・実習が取り入れられている。多様な資質の学生に対する「入門ゼミ」での少人数教育や、動機付けのための社会人による講演等の工夫を行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、基礎学力不足の学生への配慮が組織的に行われるとともに、それが自主的な学習を促す取組として、学級教員制度、チューター教員制度が導入され、入学から３年次前期までの学生の主体的な学習を支援している。また、３年次後期から４年生次の学生は研究室の指導教員が対応を行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、工学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

4. 学業の成果

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、工学部における入学生に対する卒業生数の割合はほぼ 90%を維持するなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、個別面談による学生の達成度評価、履修計画指導等を実施して学生の学習目標に対する自己評価を実施して確認を行うなどの相

応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、工学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

5. 進路・就職の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、卒業生の約半数を占める就職希望者の就職率はほぼ100%であり、その就職先も各学科の教育内容に関連した分野が中心である。また、進学先はほとんどが当該大学大学院であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、卒業生や就職先の関係者からの意見の聴取の結果、卒業研究に対して満足と回答した割合が 73%であり、卒業生が勤務する民間企業を対象としたアンケート結果は学科の卒業生に満足であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、工学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は５件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。

工学研究科

Ⅰ　教育水準 ..... 教育 6-2

Ⅱ　質の向上度 ..... 教育 6-4

Ⅰ 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、平成19年5月現在、前期課程が8専攻、後期課程が3専攻で構成されており、研究科委員会の役割を代行するものとして、代議員会等を設置し、研究科の運営の効率化を図っている。教員組織は大学院設置基準を十分に満たし、教員の採用や昇任基準等は学部と同様に定められ、運用を行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、学部教育と連動して大学院の教育改革が行われている。平成19年度からは学部の授業評価アンケートを用いて大学院講義の授業評価を行い、授業内容や教授方法の改善が行われている。前期課程、後期課程で開講されているすべての科目でシラバスが作成され公開されている。また、技術職員等の教育支援者が適切に配置され、ティーチング・アシスタント（TA）等の教育補助者の活用を図るなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2. 教育内容

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、大学院博士前期課程では、各専攻で専門科目と共通科目を開設している。共通科目では、産業科学特別講義やMOT関連科目を設けている。後期課程では、各専攻の授業科目に加えて特別研究、特別実験を設け、幅広い分野で高度な知識を習得できるように授業科目を編成している。前期課程、後期課程で開講されているすべての科目でシラバスが作成され公開されている。また、履修規程が定められ、「履修の手引」を作成するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、大学院博士前期課程は学部との一貫教育の意味が強く、後期課程では一般選抜による高度職業人の育成に加えて社会人のリカレント教育等の役割を果たしていると記述されているのみであるが、学生や社会からの要請等を捉えた教育内容等への配慮がみられるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

3. 教育方法

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組み合わせは妥当である。シラバスには、授業の目標や概要、成績評価方法と基準、授業計画等を記載して、学生の計画的な学習に役立てており、前期課程では学生ごとに主指導教員を置き、後期課程では主・副指導教員による複数指導体制を取るなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、学習支援に関するニーズは指導教員制度によって把握され、研究指導に対して適切な取組が行われている。また、前期課程の学生をTAに、後期課程の学生をリサーチ・アシスタント（RA）に多数採用している。これによって学生が後輩への授業や研究指導に責任を持って参画することにより自身の学習も促すなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

4. 学業の成果

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、修士及び博士論文について予備及び本審査を行っており、審査は研究科の規程に基づく基準に従って厳密に審査された指導教員によって行われている。単位の認定は、シラバスに記載の成績評価方法と基準により

試験、レポート、プレゼンテーション、口頭試問等の各種の方法を用いた評価に基づいて実施されている。これらの審査の結果、修了者数は定員にほぼ見合う人数となるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生へのアンケート結果は示されていないが、学生が身に付けた学力や資質・能力について、学会講演発表や論文発表等学習成果の発表が盛んであることから学生の満足度も高いと推察されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

5. 進路・就職の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、前期課程修了生の就職率はほぼ100%であり、専門教育に基づく社会貢献となっているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、学部の各学科が行った就職先の企業アンケートに研究科の結果も含まれており、いずれの専攻においても専門分野の基礎知識、問題発見能力、応用能力、倫理観、意欲などについておおむね良い評価を得ている。また、修了生への満足度も高いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は４件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断さ

れた。

農学部

Ⅰ　教育水準 ..... 教育 7-2

Ⅱ　質の向上度 ..... 教育 7-4

Ⅰ　教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1.　教育の実施体制

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、当該学部内に２学科を設置し、加えて四つの学部附属教育研究施設を有している。いずれの学科も教育目的と学生のニーズに応じた専門科目の実施が可能な教育研究分野を置き、教員の配置を行っているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、学部教務委員会を定期的に開催し、カリキュラムに関する事項のほか、学生に関する全般について検討を行っている。獣医学科では、若手教員を中心にファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を行っているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、農学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、農学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2.　教育内容

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、各学科は全学共通科目及び専門科目をバランス良く配置し、年次進行に伴い専門科目のウエイトを上げ、学部教育の目的が達成可能なカリキュラムを編成しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、生物資源環境学科では、他大学・他学部・他学科の授業科目に加えて、海外実践科目を卒業要件内単位として認めている。環境共生科学コースを中心にインターンシップも専門科目として取り入れるなど、学生のニーズに対応した教育課程の編成に努めているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、農学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、農学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

3. 教育方法

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、授業は、講義、演習、実験、実習が組み込まれており、生物資源環境学科では、フィールド教育、実践教育を重視しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、学習一般の助言について、オフィスアワーの設定や学級教員制度のほか、ダブルチューター制を導入して対処するなど、授業時間外における自主学習の指導、学力不足の学生に対する対処がとられているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、農学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、農学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

4. 学業の成果

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、成績評価基準や卒業認定基準が策定され、評価とその公表が実施されている。教員資格取得者は15名おり、獣医学科では大多数が獣医師資格を取得しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、生物資源環境学科では、卒業予定学生へのアンケート調査を実施しており、満足度も高い。獣医学科では、補習授業、模擬授業を実施しており、学生の評価も高いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、農学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、農学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

5. 進路・就職の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、大学院進学は 31%、就職決定率は 93.1%であり、卒業生の就職先は、専門的・技術的職業など学部の育成する人材像に合致した職業が多いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、採用者側からみた卒業生の能力についてアンケート調査を実施し、職場への定着率は高く、雇用企業からの評価も高いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、農学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、農学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は５件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。

農学研究科

Ⅰ　教育水準 ..... 教育 8-2

Ⅱ　質の向上度 ..... 教育 8-4

Ⅰ　教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1.　教育の実施体制

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、３専攻を置き、２附属研究センター教員も教育を担当する体制となっている。研究科委員会に加え、専攻長会議を置き機動的な運営を図っている。学部一貫教育の理念で、実践可能な授業科目を開設し、配置されている専任教員数は69名であるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、教育内容、方法の改善は、専攻長会議及び研究科委員会で進められているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、農学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2.　教育内容

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、カリキュラムは、各専攻・講座ごとに、大学院教育の目的・目標に即した編成となっているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、平成18年度から長期履修制度を導入している。また、社会人学生に対して、授業の効率的な実施を図っているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、農学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

3.　教育方法

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、専攻・講座ごとに編成したカリキュラムには、講義、演習、実験、実習を取り込み、工夫された教育がなされている。シラバス記載率は100%ではないが、学生が自由に閲覧できる体制となっているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、学習用資料をあらかじめ配付し予習を促す、時間外の課題を与える、外国語講読などのゼミを定期的に行う、ウェブサイトを用いた資料の提供・質疑応答の実施など授業時間内外における学生の自主学習を促しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、農学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

4. 学業の成果

期待される水準を下回る

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、平成19年度の修了率は89.7%である。大多数の学生が、在学中に学会発表あるいは学術論文公表を行っているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、過去5年間に他大学院に進学した学部卒業生に対するアンケートが実施されており、他大学の大学院への進学理由については把握されているが、当該研究科に進学した学生の学業の成果に関する学生の評価については、実施されていないため資料がなく、提出された現況調査表の内容では、農学研究科の想定される関係者の期待される水準にあるとはいえないことから、期待される水準を下回ると判断される。

以上の点について、農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、農学研究科が想定している関係者の「期待される水準を下回る」と判断される。

5. 進路・就職の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、平成19年度の進学決定率は25.5%、就職率は97.1%であり、多くが専門的・技術的職業に就職しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、平成17年度の状況ではあるが、離職率は2.3%であり、就職先へのアンケートから雇用企業からの評価が高いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、農学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は4件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。

連合農学研究科

Ⅰ　教育水準 ..... 教育 9-2

Ⅱ　質の向上度 ..... 教育 9-4

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、中国地方の３大学院農学研究科（大学院修士課程）の教員組織、研究設備及び施設を連合して設立された独立研究科で、日本きのこセンター及び国際農林水産センターと連携協力して構成されている。３専攻で構成され、さらに３ないし２の連合講座からなっている。教員数は、教授 99 名、准教授 62 名、講師５名が配置され、研究科委員会は年２回、代議委員会は年 10 回程開催されているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、教育方法等に係る事項の審議は 10 名からなる代議委員会で、年 10 回程度の会議を開催し、審議を行っているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、連合農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、連合農学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2. 教育内容

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、平成 19 年度までは単位制の授業を行っていないが、平成 20 年度から単位制を導入することを決定している。平成 19 年度までは共通セミナーと個別研究指導、すなわち農学における広汎な専門的知識を習得する「共通（一般）セミナー」、より専門的知識の習得を目的とし半数は英語で行われている「共通（特別）セミナー」、学生に研究経過報告を課し、発表・表現能力の向上を目的とする合宿形式の「共通（研究）セミナー」を合計で 60 時間受講することを義務付けているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、主に社会人学生への対応として、平成 17 年度から長期履修制度を導入している。また、セミナーの半数以上を英語で実施しており、また、留学生のための英語による特別コース「生物資源・環境科学特別コース」や国

費留学生の優先配置を行う特別プログラム「生物資源･環境科学留学生特別プログラム」により発展途上国からの留学生を受け入れているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、連合農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、連合農学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

3. 教育方法

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、教育は共通セミナーと個別研究指導によって行われている。共通（一般）セミナーでは全国の４連合農学研究科と共同でスペース・コラボレーション・システム（SCS）を用いて開講している。共通（特別）セミナーでは、３構成大学から講師を選定し、各専攻における深い専門的知識を習得できるように配慮がなされている。共通（研究）セミナーでは、研究経過報告を口頭発表・ポスター発表形式で行い、発表・表現能力の向上を目指しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、個別教育研究指導を行っていること、在籍学生の約20%の学生を授業、実習の補助としてティーチング・アシスタント（TA）として採用し教育する訓練の機会を与えていることなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、連合農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、連合農学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

4. 学業の成果

期待される水準を下回る

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、個別研究指導による教育の結果、学生一名当たり１年間に１回程度の学会発表を行い、３年間で約２件の論文を公表してい

る。入学者の 83%が学位を取得しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学業の成果について学生の評価がなされておらず、判断資料がない。提出された現況調査表の内容では、連合農学研究科が想定している関係者の期待される水準にあるとは言えないことから、期待される水準を下回ると判断される。

以上の点について、連合農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、連合農学研究科が想定している関係者の「期待される水準を下回る」と判断される。

5. 進路・就職の状況

期待される水準を下回る

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、いわゆるポスドク就職問題を抱えているが、修了生の就職状況は、大学教員 13%、研究員 49%であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、修了生の就職先からの評価が実施されておらず、判断資料がない。提出された現況調査表の内容では、連合農学研究科が想定している関係者の期待される水準にあるとは言えないことから、期待される水準を下回ると判断される。

以上の点について、連合農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、連合農学研究科が想定している関係者の「期待される水準を下回る」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は２件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

1.	地域学部・地域学研究科	研究 1-1
2.	医学部・医学系研究科	研究 2-1
3.	工学部・工学研究科	研究 3-1
4.	農学部・農学研究科	研究 4-1
5.	連合農学研究科	研究 5-1
6.	乾燥地研究センター	研究 6-1

地域学部・地域学研究科

Ⅰ　研究水準 ..... 研究 1-2

Ⅱ　質の向上度 ..... 研究 1-3

Ⅰ　研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1.　研究活動の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、学術論文、著書、学会発表等は、法人化後件数が増加傾向にあったが、平成19年度は停滞している。同様に科学研究費補助金申請件数、外部資金導入件数等は、停滞が見られるが、一方、地域学部・研究科の発足後、地域学研究会を組織して、地域学を学内外に定着させようとする試みが恒常的に行われている。そのために、多くの地域学関連の全国大会を鳥取大学で開催した。さらには、多くの地域団体と共同で、「子育てフォーラム」の研究会、報告会を開催したことなどは、相応な成果である。

以上の点について、地域学部・地域学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、地域学部・地域学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2.　研究成果の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、人の入眠状態に関する研究やドヴォルジャークに関する著作等、４学科、１センターにわたって優れた研究業績が出ている。また重点的に取り組まれるべき領域・サスティナブルな地域再構築のための政策的な研究の業績も、相応の研究が４件出ている。社会、経済、文化面では、サルトルとボーヴォワールの研究、彫刻「大地－対話」「海と空」、ベトナムにおける地方公共投資の研究等の社会的有用性の高い研究成果が出されている。彫刻「大地－対話」「海と空」は鳥取市文化賞を、またベトナムにおける地方公共投資の研究は、ベトナム科学技術連合会賞を受賞している。これらの状況などは、相応な成果である。

以上の点について、地域学部・地域学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、地域学部・地域学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

なお、提出された研究業績説明書のうち、優れた業績と判断できるものが少なかったことから、今後の自己評価能力の向上が期待される。

II　質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は３件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。

医学部・医学系研究科

Ⅰ　研究水準 ..... 研究 2-2

Ⅱ　質の向上度 ..... 研究 2-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、研究推進のための組織の整備とともに人員配置、予算編成等法人化後の体制整備に努めており、生命機能研究支援センターへの共同利用機器の整備を始めとする研究施設・設備の整備や、研究者育成のための表彰制度を整備している。また、新領域における基礎研究とその成果を実際の医療につなげる橋渡し研究(トランスレーショナル・リサーチ)を推進し、さらに研究成果の公表・発信、知識・技術の社会への還元にも取り組んでいる。21 世紀 COE プログラムは中間評価で相応の評価を受け、継続して目的達成に努力している。研究資金の獲得状況については、上述の 21 世紀 COE プログラムの他、科学研究費補助金、厚生労働省科学研究費補助金、都市エリア産学官連携促進事業費、NEDO 産業技術研究助成事業費助成金、特殊要因経費(政策課題対応経費等)を獲得しているほか、受託研究、共同研究の推進、奨学寄附金の受け入れも行われていることなど、相応の成果がある。

以上の点について、医学部・医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、医学部・医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2. 研究成果の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、中期目標期間における教員一名当たりの英文原著論文数は、機能再生医科学専攻は 2.22 件、脳幹性疾患研究施設 1.65 件と研究活動が顕著であり、以下、生命科学科 1.20 件、病院診療施設等 1.10 件、生命機能研究支援センター0.99 件、医学科基礎医学分野 0.91 件、医学科臨床医学分野 0.84 件、保健学科は 0.21 件となっており、専攻により多寡が際立っている。特に機能再生科学専攻の業績は秀でており、インパクトファクターの高い雑誌への掲載が多くみられる。また、21 世紀 COE プログラム「染色体工学技術開発の拠点形成」では、染色体ベクターの開発と臨床応用、産業応用を展開し、ユニークで先進的な研究を行っている。提出業績のうち、学術面では、神経・筋肉生理学、発

生生物学に卓越した論文がある一方、相応の成果と評価できる論文が約 20%と比較的大きな割合となっている。　経済、社会、文化面では、優れた成果と評価できる論文が多い一方、約３分の１が相応の成果と評価されているなどの相応の成果である。

以上の点について、医学部・医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、医学部・医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

II　質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は５件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。

工学部・工学研究科

Ⅰ　研究水準 ..... 研究 3-2

Ⅱ　質の向上度 ..... 研究 3-3

Ⅰ 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況について、鳥取大学研究グランドデザイン・三大研究領域を定め、プロジェクト実験室の捻出、工学部技術シーズ集による情報発信、各種プロジェクトの設置、教育研究重点配分経費による中堅・若手教員の支援等の研究環境の整備を着実に進めている。研究資金の獲得状況について、科学研究費補助金の申請件数は教員の80%以上を堅持し、内定件数も15件程度を維持している。査読付論文数も年々増加し、併せて外部資金の受入れ額も増加傾向にあることは、相応の成果である。

以上の点について、工学部・工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、工学部・工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2. 研究成果の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、社会システム・安全システム分野及び設計工学・機械工学分野で卓越した研究成果が生まれている。例えば、ソフトウエア信頼性モデル、品質思考ソフトウエアマネジメント、微小機械の作動性解析において高い評価の成果を受けている。また、過去4年間の研究成果によって学会賞58件を受賞している。社会、経済、文化面では、流体工学分野、土木環境システム分野等で評価が得られているなどの相応な成果がある。

以上の点について、工学部・工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、工学部・工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

なお、提出された研究業績説明書のうち、優れた業績と判断できるものが少なかったことから、今後の自己評価能力の向上が期待される。

II　質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は５件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。

農学部・農学研究科

Ⅰ　研究水準 ..... 研究 4-2

Ⅱ　質の向上度 ..... 研究 4-3

Ⅰ　研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1.　研究活動の状況

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、平成16年度以降における論文数は、年平均197.5件で、平成19年度も208件（査読付）であり、教員一名当たりの年平均論文数は2件以上となる。査読付学術論文の割合は90%となっている。著書は40件である。学会発表は平成19年度で教員一名当たり4回以上となっている。学会賞の受賞件数は、平成19年度で13件となっている。研究資金の獲得状況については、科学研究費補助金への申請件数が、平成19年度で教員数を上回っている。共同研究の受入れ金額は平成19年度は47件3,217万円、受託研究は21件9,421万円であることなどは、優れた成果である。

以上の点について、農学部・農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、農学部・農学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

2.　研究成果の状況

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、植物病理、作物の遺伝資源、砂漠化抑制、塩類集積防止、消費者需要システム、インフルエンザウイルス等の分野において先端的な研究成果が数多く生まれている。卓越した研究成果として、例えば、消費者需要の分野において独創的かつ有益な計量モデルを提示した研究、いわゆるスペイン風邪ウイルス、鳥インフルエンザウイルスに関する研究があり、国際的に高い評価の成果を上げている。社会、経済、文化面では、地域新生コンソーシアム研究開発事業として取り組んだ「キトサン金属複合体を基材とした環境適合型総合防汚剤の開発」において総合防汚剤の開発に実用化レベルで成功している研究がある。これらの状況などは、優れた成果である。

以上の点について、農学部・農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、農学部・農学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

II　質の向上度

1. 質の向上度

改善、向上しているとはいえない

当該組織から示された事例は３件であり、その中で「改善、向上しているとはいえない」と判断された事例があった。

該当する事例の判断理由は以下のとおりである。

○「教員採用基準適正化の取り組み」については、提出された現況調査表の内容では、記述されている教員採用基準は一般的に実施されている範囲のものである。また、原著論文の増加との関係は明確ではない。以上のことから、改善、向上しているとはいえないと判断される。

連合農学研究科

Ⅰ　研究水準 ..... 研究 5-2

Ⅱ　質の向上度 ..... 研究 5-2

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、公表論文数は、平成19年度の教員一名当たり平均2.5件であり、そのうち査読によるものが約76%を占めている。特に、国際乾燥地農学連合講座では、平成19年度は一名当たり5件を超えている。招待講演について、平成19年度は28件で、46%が国際学会での講演となっている。研究資金の獲得状況については、科学研究費補助金の採択件数は21件で、教員一名当たり0.45件であるが、外部資金全体では一名当たり、1.5件となる。その他競争的研究資金として、21世紀COEプログラム、グローバルCOEプログラムは各1件となっていることなどは、優れた成果である。

以上の点について、連合農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、連合農学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

2. 研究成果の状況

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、リモートセンシング・GIS技術、乾燥地科学、ゲノム、植物病理、乾燥耐性植物の開発塩類集積防止、消費者需要システム等の多様な分野において先端的な研究成果が数多く生まれている。卓越した研究成果として、例えば、消費者需要の分野において独創的かつ有益な計量モデルを提示した論文が挙げられることなどは、優れた成果である。

以上の点について、連合農学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、連合農学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は２件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。

乾燥地研究センター

Ⅰ　研究水準 ..... 研究 6-2

Ⅱ　質の向上度 ..... 研究 6-3

I　研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1.　研究活動の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、平成19年度に学術誌に掲載された論文数は77件でこのうち34件が国際学術誌に掲載されている。教員（助教以上）一名当たりの平均論文数は、5.9件である。研究資金の獲得状況については、平成19年度において、科学研究費補助金は、継続６件（採択金額1,200万円）、新規２件（採択金額430万円）であり、その他、21世紀COEプログラム、グローバルCOEプログラム各１件、共同研究４件、受託研究１件、奨学寄附金２件となっていることなどは優れた成果であることから、期待される水準を上回ると判断される。

「共同利用・共同研究の実施状況」のうち、共同利用研究は平成16年度以降50件以上であり、計画研究（A）、計画研究（B）、自由研究に区分されて実施されている。計画研究（B）の課題数・外部研究員が平成17年度に半減したのは、この年度に計画研究（B）の見直しが行われ、研究課題を限定したことによる。採択する研究課題は、運営委員会で決定される。共同利用研究に参画した外部研究員数は平成16年度以降、年間91～142名であり、増加傾向にある。成果発表会を毎年、100名以上の参加者の下で開いている。共同利用の成果は、平成16年度以降国内・国際学術誌を併せて９件～18件であることなどは、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、乾燥地研究センターの目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、乾燥地研究センターが想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2.　研究成果の状況

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、点滴灌漑の用水計画と乾燥地の砂漠化対処、21世紀COEプログラム「乾燥地科学プログラム」の実施と出版で相応の研究成果を上げている。また、過去４年間で、国内学会賞２件を受賞していることなどは、相応な成果である。

以上の点について、乾燥地研究センターの目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、乾燥地研究センターが想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

II　質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善、向上している

当該組織から示された事例は３件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称：01 地域学部

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 Ⅰ　教育水準 1．教育の実施体制 【判断理由】 【原文】 「・・・、専任教員は平成20年度現在73名を数え、教員一名当たりの学生数は、10.4名となっているなどの・・・」 【申立内容】 【修正文案】のとおり変更願いたい 【修正文案】 「・・・、専任教員は平成19年度現在75名を数え、教員一名当たりの学生数は、10.1名となっているなどの・・・」 【理由】 平成20年度のデータによって記載しているため	【対応】 意見のとおりとする。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称：06　工学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 Ⅰ　教育水準 2．教育内容 **【原文】** 期待される水準を下回る 【判断理由】 「学生や社会から・・・」については、・・・記述されているのみで、・・・教育内容等への配慮がみられないことから、・・・期待される水準を下回ると判断される。 以上の点について、・・・関係者の「期待される水準を下回る」と判断される。 **【申立内容】** 【修正文案】のとおり変更願いたい **【修正文案】** 期待される水準にある 【判断理由】 「学生や社会から・・・」については、・・・記述されているのみであるが、・・・教育内容等への配慮がみられることから、・・・期待される水準にあると判断される。 以上の点について、・・・関係者の「期待される水準にある」と判断される。 **【理由】** 工学研究科では教育内容に関する外部の要請を捉えるための調査を実際に実施し、また、現状分析結果についての学位授与機構からの質問事項に対して，下記のように学生や社会からの要請を捉える試みがなされている実例を回答書に示したが，適正に評価されていないため。 **質問1,3：**「学生や社会からの要請を捉えるためのアンケート調査実施の有無，結果を活用できるよう作成した資料の有無を確認したい。」 **回答：**生物応用工学講座では、保護者，企業および修了生に対して，土木工学講座では、大学院入学者に対して、アンケート調	【対応】 意見を踏まえ、判定と判断理由の一部を修正する。 【理由】 指摘された回答書を確認したところ、意見のとおりと判断されたため。 ○判断理由 「「学生や社会からの要請への対応」については、大学院博士前期課程は学部との一貫教育の意味が強く、後期課程では一般選抜による高度職業人の育成に加えて社会人のリカレント教育等の役割を果たしていると記述されているのみであるが、学生や社会からの要請等を捉えた教育内容等への配慮がみられるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。 以上の点について、工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。」 ○判定 「2．教育内容」の判定を以下のとおり修正する。 「期待される水準にある」

査を実施し，それらの結果を各教員が保有し，工学研究科の教育に要望を取り入れている。 **質問2：**「教員・学生に対する学習達成度に関するアンケート実施等実施の有無を確認したい」 **回答：**生物応用工学講座では、授業の終わりに学習達成度のアンケートや自己評価を行っている。	

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称：07 農学部

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 Ⅱ　質の向上度 1．質の向上度 【判断理由】 【原文】 「・・・・実施している。法人化時点から平成18年度には合格率が上昇したが、平成19年度に低下している点で、改善、向上しているとは言えないと判断される。」 【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい 【修正文案】 「・・・・実施している。取り組みを開始した平成18年度に合格率が上昇し、平成19年度には平成18年度より低下しているが、常に全国平均を上回っている点で、相応に改善、向上していると判断できる。」 【理由】 平成17年度に獣医師国家試験新卒者合格率が著しく低下（全国16大学中最下位）したことを受け、教員と学生が一致団結して国家試験対策に対応することとし、平成18年度から現況調査表に示した取り組みを開始し、合格者の増加を目指すとともに、合格率の年度による変動幅を減らすこと、全国平均を常に上回ることを具体的目標として改善を図った。 質の向上度は、上記の観点に基づき評価したものであり、指摘のあった平成19年度における鳥取大学の合格率89.5%（16大学中6位）は、前年度より約7%減であるが、取り組みを実施する前の平成17年度からは10%以上増加しており、全国平均を上回っている（表12）。さらに、国家試験の全国平均合格率は、問題の難易度、不適切問題の処理方法により大きく変動するため、単に合格率のみでの評価は適当でないと考える。例えば平成15年度と19年度の合格率はほぼ同数であるが、全国平均と比較（本学/全国）した場合、平成19年	【対応】 意見を踏まえ、判定を修正する。 【理由】 現況調査表を再確認したところ、意見のとおりであると認められたため、「1．質の向上度」の判定を以下のとおり修正する。 ○判定 「相応に改善、向上している」 当該組織から示された事例は5件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。

度が1.03で平成15年度（0.96）より高く、平成17年の0.86より著しく向上し、平成18年（1.06）と比較しても遜色がない。また、取り組みが学生から高い評価を得ていること（添付資料13）から「相応に改善、向上している」と判断できる。	

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称： 08　農学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 Ⅰ　教育水準 4. 学業の成果 【判断理由】 【原文】 「・・・・当該研究科に進学した学生の学業の成果に関する学生の評価については、実施されていないため資料がなく、提出された現況調査表の内容では、農学研究科の想定される関係者の期待される水準にあるとはいえないことから、期待される水準を下回ると判断される。 以上の点について・・・・農学研究科が想定している関係者の「期待される水準を下回る」と判断される。」 【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい 【修正文案】 「・・・・当該研究科に進学した学生の学業の成果に関する評価については、アンケートは実施されていないが、学生に対する教員の日頃の意見聴取が行われていること、並びに大多数の学生が学会発表や学術論文公表による成果の発表を行ない学生の満足度も高いと推察されることから、期待される水準にあると判断される。 以上の点について・・・・農学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。」 【理由】 評価報告書（案）に指摘されているとおり、組織としてアンケートによる学生からの意見聴取は行っていないが、各教員が個別に講義・研究指導などで学生の要望等を聴取しながら教育を行っているほか（添付資料 8-2）、評価期間中においては、さらなる改善に向けて他大学に進学した学生に対するアンケート調査を実施し、教育内容の改善や学生からの要望実現の一助としている。 また、学業の成果としての学会発表あるいは学術論文の公表は、教員と学生の共同作業であり、	【対応】 原案のとおりとする。 【理由】 本観点は、組織として把握した学生の具体的な評価結果を求めるものであるが、その記述がないため。

お互いの意見が十分反映され、かつ信頼関係が良好でなければ達成できず、この点からも得られた学業成果に対する学生の満足度は高いと判断できること（添付資料5、9）から、総合的に判断して、想定される関係者の「期待される水準にある」と判断できる。	

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称： 09　連合農学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 Ⅰ　教育水準 4. 学業の成果 【判断理由】 【原文】 「・・・学業の成果について学生の評価がなされておらず、判断材料がない。提出された現況調査表の内容では、連合農学研究科が想定している関係者の期待される水準にあるとは言えないことから、期待される水準を下回ると判断される。 以上の点について・・・・連合農学研究科が想定している関係者の「期待される水準を下回る」と判断される。」 【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい 【修正文案】 「・・・・学業の成果についてアンケートは実施されていないが、学生１人あたり、１年間に１回程度学会発表を行っていること、３年間に約２編の学術論文を公表していること、入学者の８３％が学位を取得しているなど学生の満足度も高いと推察されることから、期待される水準にあると判断される。 以上の点について・・・・連合農学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。」 【理由】 評価報告書（案）に指摘されているとおり、組織としてアンケートによる学生からの意見聴取は行っていない。このことは学業の成果の評価判断ができないのであって、「期待される水準を下回る」と判断されるものではなく、その他の観点である「学生が身に付けた学力や資質・能力」についてのみ判断されるべきであり、学生１人あたり、１年間に１回程度学会発表を行っていることや３年間に約２編の学術論文を公表していること並びに入学者の８３％が学位を取得していることから学生の満足度は高いといえる。（表７，８）	【対応】 原案のとおりとする。 【理由】 本観点は、組織として把握した学生の具体的な評価結果を求めるものであるが、その記述がないため。

また、学業の成果としての学会発表あるいは学術論文の公表は、教員と学生の共同作業であり、お互いの意見が十分反映され、かつ信頼関係が良好でなければ達成できず、この点からも得られた学業成果に対する学生の満足度は高いと判断できることから、総合的に判断して、想定される関係者の「期待される水準にある」と判断できる。	

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称：04 農学部・農学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 II 質の向上度 1．質の向上度 【判断理由】 【原文】 「・・・・については、提出された現況調査表の内容では、記述されている教員採用基準は一般的に実施されている範囲のものである。また、原著論文の増加との関係は明確ではない。以上のことから、改善、向上しているとは言えないと判断される。」 【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。 【修正文案】 「・・・・については、法人化以降、原著論文数は年度により増減しているが、査読付き原著論文の割合が年々増加していることから、教員採用基準の制定が各教員の研究活動ならびに成果の水準を相応に改善、向上させていると判断できる。」 【理由】 優秀な教員の採用・昇任を目的として、これまで使用或いは流用していた研究科の基準から曖昧な箇所を削除し、生物資源環境学科・獣医学科それぞれに職種に応じた研究業績の基準を明確にした教員採用基準を新たに定め、構成員への周知を図った。 評価報告書（案）において、教員採用基準の改定内容が「一般的な範囲内である」と指摘されているが、改定内容のうち、特に過去5年間の論文業績についての基準は、昇任を目指す教員にとって査読付き原著論文作成へのインセンティブとなっていると判断できる。また、「原著論文の増加との関係は明確でない」との指摘については、法人化以降、原著論文数は年度により増減しているが、査読付き原著論文の	【対応】 原案のとおりとする。 【理由】 現況調査表を再確認したが、査読付き原著論文の割合の増加が認められず、当該事例との関係も明確ではないため。

割合が年々増加しており（表 5）、教員採用基準の制定が各教員の研究活動ならびに成果の水準を「相応に改善、向上させている」と判断できる。	

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称： 06　乾燥地研究センター

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 Ⅰ　研究水準 1.　研究活動の状況 [判断理由] 【原文】 「・・・国際学術誌に掲載されている。教員（助教）一名あたりの平均論文数は、・・・その他、21世紀COEプログラム１件、共同研究４件、受託研究１件、奨学寄附金・・・」 【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。 【修正文案】 「・・・国際学術誌に掲載されている。教員（助教を含む）一名あたりの平均論文数は、・・・その他、21世紀COEプログラム、グローバルCOEプログラム各１件、共同研究４件、受託研究１件、奨学寄附金・・・」 【理由】 平成19年度に採択されたグローバルCOEプログラム「乾燥地科学拠点の世界展開」は、乾燥地研究センターが中心となり鳥取大学連合農学研究科（博士課程）を対象に実施している事業であり、連合農学研究科の「研究活動の状況」の[判断理由]と同様な記載をしていただきたい。 また、平均論文数については、「教員（助教）一名」では、助教一名あたりの論文数と誤認されるおそれがあるため、「教員（助教を含む）一名」に変更願いたい。	【対応】 意見を踏まえ、判断理由の一部を修正する。 【理由】 意見の内容について、現況調査表により確認できたため、以下のとおり修正する。 ○判断理由 「・・・国際学術誌に掲載されている。教員（助教以上）一名当たりの平均論文数は、・・・その他、21世紀COEプログラム、グローバルCOEプログラム各１件、共同研究４件、受託研究１件、奨学寄附金・・・」

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称： 06　乾燥地研究センター

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 Ⅰ　研究水準 1.　研究活動の状況 【原文】 「期待される水準にある」 ［判断理由］ ・・・新規２件（採択金額 430 万円）であり、その他、21 世紀COEプログラム１件、共同研究４件、・・・などの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。 【申立内容】 【修正文案】のとおり変更願いたい 【修正文案】 「期待される水準を上回る」 ［判断理由］ ・・・その他、21 世紀COEプログラム１件、グローバルCOEプログラム１件、共同研究４件、・・・優れた成果がある。特に、21 世紀COEプログラムに引き続いてグローバルCOEプログラムを取得したことは特段に優れた成果であり、期待される水準を大きく上回ると判断される。 【理由】 共同利用研究、研究設備の共同利用に加え、拠点大学交流事業による学外研究者との共同研究（18年度のｾﾐﾅｰには、35名の学外、14名の国外研究者が参加）も行われており、センターの設置目的である、「この分野の研究に従事する国立大学教員等の利用に供する」については、期待される水準を上回る活動を実施していると考える。また、21世紀COEﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの実績が評価され、平成19年度にグローバルCOEプログラム「乾燥地科学拠点の世界展開」に採択されたことからも、研究活動の状況は期待され	【対応】 原案のとおりとする。 【理由】 分析項目の判定で「期待される水準を大きく上回る」と判断されるものは、各観点が「期待される水準を上回」り、かつ、その中に特筆すべき取組及び成果がある場合であり、当研究科では、意見として取り上げた観点「研究活動の実施状況」の一方の観点である「共同利用・共同研究の実施状況」が「期待される水準にある」ため、意見のような判定の修正はできない。

る水準以上の成果を上げている。	

2　平成 19 事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成 16～19 事業年度）に係る業務の実績に関する報告書

《附属資料》

○平成 19 事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成 16～19 事業年度）に係る業務の実績に関する報告書（資料編）（※関連資料は添付省略）

大学番号：６６

平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～19事業年度）に係る業務の実績に関する報告書

平成 ２０ 年 ６ 月

国 立 大 学 法 人
鳥 取 大 学

○　大学の概要

（１）　現況

①　大学名　：　国立大学法人鳥取大学

②　所在地　：　鳥取県鳥取市湖山町

③　役員の状況

学長名　：　道　上　正　規（平成16年４月１日～平成17年３月31日）
　　能　勢　隆　之（平成17年４月１日～平成21年３月31日）
理事数　：　４名
監事数　：　２名

④　学部等の構成

○学　　部：地域学部，医学部，工学部，農学部
○研 究 科：地域学研究科（教育学研究科），医学系研究科，工学研究科，農学研究科，連合農学研究科
○附属図書館
○附属学校：附属小学校，附属中学校，附属特別支援学校，附属幼稚園
○学部附属の教育研究施設
　地域学部　：　附属芸術文化センター
　医 学 部　：　附属病院，附属脳幹性疾患研究施設
　工 学 部　：　ものづくり教育実践センター
　農 学 部　：　附属フィールドサイエンスセンター，附属菌類きのこ遺伝資源研究センター，附属動物病院，附属鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター
○全国共同利用施設：乾燥地研究センター※
　「※は，全国共同の機能を有する附置研究所等を示す。」
○学内共同教育研究施設
　総合メディア基盤センター，入学センター，大学教育総合センター，国際交流センター，生命機能研究支援センター，鳥取地区放射性同位元素等共同利用施設，生涯教育総合センター，産学・地域連携推進機構
○保健管理センター

⑤　学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）

○学生総数　　：６，３７９人（１６５人）
　（学部学生総数）　：５，２８１人（　２６人）
　　地域学部　　８１６人（　　８人）
　　教育地域科学部　　３９人（　　－人）
　　医学部　　１，１７２人（　　１人）
　　工学部　　２，１２６人（　１４人）
　　農学部　　１，１２８人（　　３人）
　（大学院生総数）　：１，０９８人（１３９人）
　　地域学研究科　　３０人（　　９人）
　　教育学研究科　　３４人（　１１人）
　　医学系研究科　　３１８人（　１４人）
　　工学研究科　　４２７人（　１５人）
　　農学研究科　　１４２人（　１９人）
　　連合農学研究科　　１４７人（　７１人）

※（　）は，研究生及び聴講・研究学生を除く留学生数で，内数。

○児童・生徒・園児数：附属小学校　　４４３人
　　附属中学校　　４６４人
　　附属特別支援学校　　６０人
　　附属幼稚園　　１０６人

○教 員 数　：　７８９人
　教　授　２２１人，准教授　１８７人，講　師　９６人，助　教　２０５人
　助　手　　６人，教　諭　　７４人

○職 員 数　：　９９０人
　事務系職員　２７５人，技術技能系職員　９７人，医療系職員　６１７人
　教務系職員　　０人，その他　　１人

（２）　大学の基本的な目標等

○中期目標の前文

大学の基本的な目標

２１世紀を迎えて本学は教育，研究，社会貢献，診療等の面で大学が発揮すべき機能を十全に伸展させることを宣言する。

本学は，理念として「知と実践の融合」を掲げ，以下の３つを教育研究の目標とする。

１）社会の中核となりうる教養豊かな人材の養成
２）地球的・人類的・社会的課題解決への先端的研究
３）地域社会の産業と文化等への寄与

学部教育：大学は非常に多数の学生を収容することとなり，一方社会は大きな構造変革期にある。その中で第１期の学部教育として以下の点を重視していく。①教養教育の再構築を目指す。②大学教育に課せられる社会的ニーズの変化に対応できるよう，教員の研修への参加機会を増やす。③基礎学力の向上を図るため，カリキュラムの構成，到達度等を明確にし，カリキュラムの内容に関しても精査できるシステムの構築を図る。また，④社会へ参画するステップとしても，インターンシップ制度を活発に活用できる方途を社会と開発していく努力を継続する必要がある。⑤学生，教員相互の授業評価の結果等を活用して，教授方法に関しても改善が図れるよう，教員の教育業績に関し評価するシステムを構築する。これらのことが，十分機能できるよう教育施設・設備の充実を図る。

大学院教育：本学の大学院は教育研究の特色を反映すべく，複数の形態を取っており，これらの充実を図る。更に，以下の点も重視する。①大学院大学とは異なる，学部４年と大学院２年を合わせた６年一貫教育コースという道も探っていきたい。②研究者養成とともに高度な専門性を有する技術者の養成という面も重視し，社会倫理も含めた高い内容の教育活動も行うシステムとすることを目標とする。

研　究：研究は基本的には個人の能力と努力によるところが大きい領域である。しかしまた，いろいろな分野の研究者がチームを組んで成果を上げる機会も増えてきた。そこで，チームをコーディネートする力も必要となってきた。①大学としてはアイデアとコーディネート能力のある研究者の確保が緊要の課題である。②外部資金導入可能なプロジェクトの養成，プロジェクト研究活動の支援等で大学としての研究能力の向上を図る方向を目指す。③２１世紀COEプログラムに採択された乾燥地研究センター（全国共同利用施設）を中心とする「乾燥地科学プログラム」は，５年後に世界的水準のレベルに達するよう大学として支援する。④いくつかの２１世紀COEプログラム該当プロジェクトが組まれることを支援する体制の構築を目指す。

社会貢献：①地域共同研究センター，ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー及び地域貢献推進室を中心に産官学連携による社会貢献，地域住民との連携による社会貢献を促進する。②生涯教育，ブラッシュアップのための機会提供を拡げる。③出前講義，理科教育への関心を高める各種事業の開催，参画，各種研修の開催を行う。④公開講座の開催を拡大する。

以上の活動の活性化を図るため，ニーズの掘り起こしなど地道な努力を継続させる。

診　療：①地域における中核医療機関として位置づける。②最重症患者あるいは遺伝性疾患を含む難治性疾患患者の診療に責任を負えるよう，人材の確保と設備の充実を図る。③地域の住民に信頼され，地域の住民の保健と福祉の増進に指導的役割を発揮しつづける。④診療を通して疾病の本態の解明，診断，治療，予防法の開発に努め，医療の進歩に貢献する。⑤診療支援活動として地域における医療従事者の再教育及び一般社会人に対する医療に関する社会教育の中心的機関として充分応えられる整備を図る。

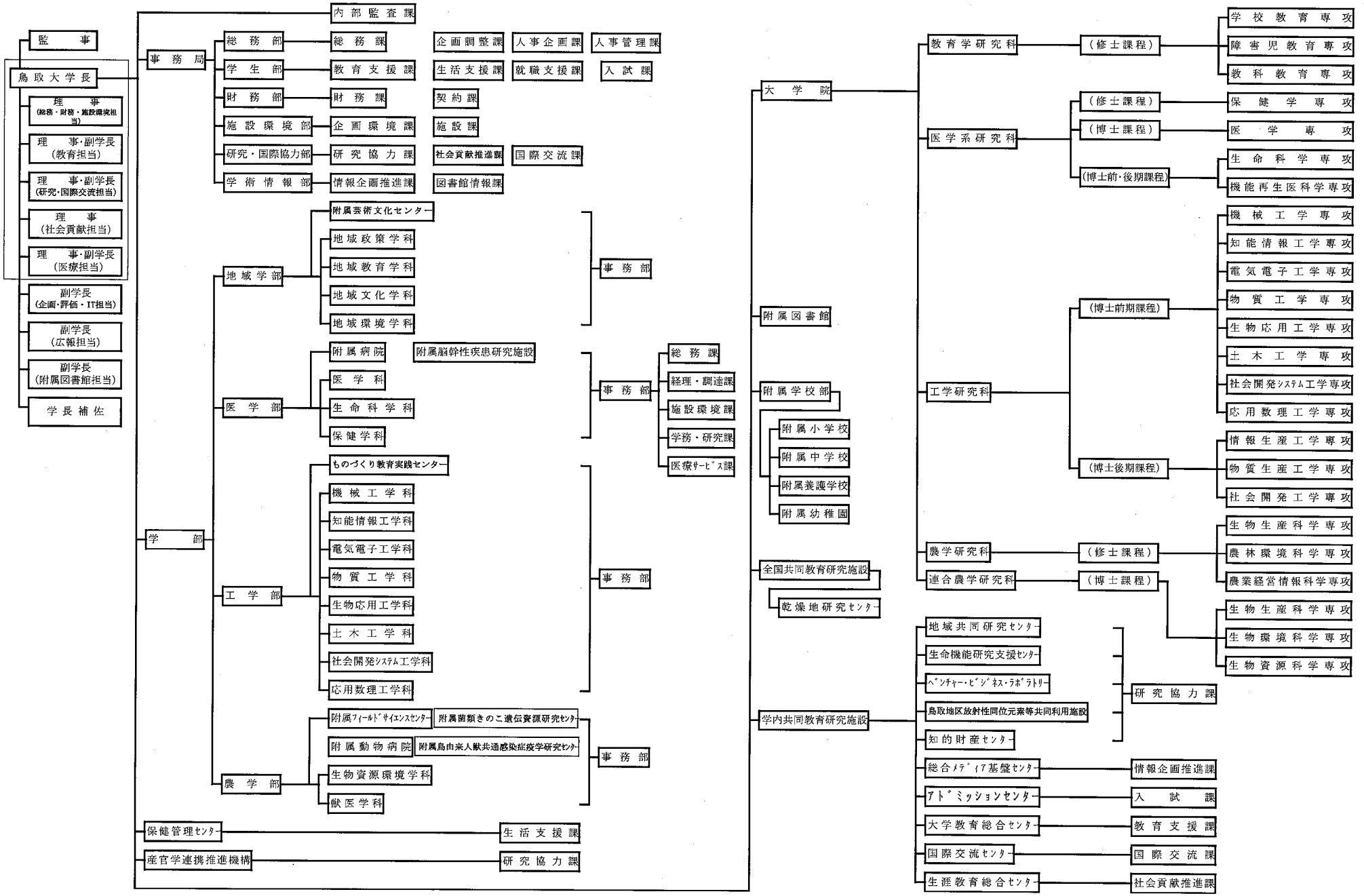
全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設：設置目的に合った活動を義務づけ，評価を行い，改善について担当の理事又は副学長は勧告を行うなど，学内外の教育研究等の支援が活発に行われる施設となることを目指す。

特に，教育研究，教務事務，大学管理運営事務の情報化，能率化に対応すべく，附属図書館及び総合メディア基盤センターの充実を図る。

大学運営：学長のリーダーシップの下，Plan・Do・Check・Action（PDCA）がうまく機能するシステムを内蔵させ，タイムリーな企画立案，迅速的確な判断が可能となる効率の良い事務運営組織を作り，上記に示した大学の４つの機能がラインとして有効に働くようなスタッフとしての能力を高めることを目指す。そのために，専門性が必要な部署への配属者の能力を高めるための研修の機会を増やす。また，各種インセンティブを付与するシステムの導入も図る。

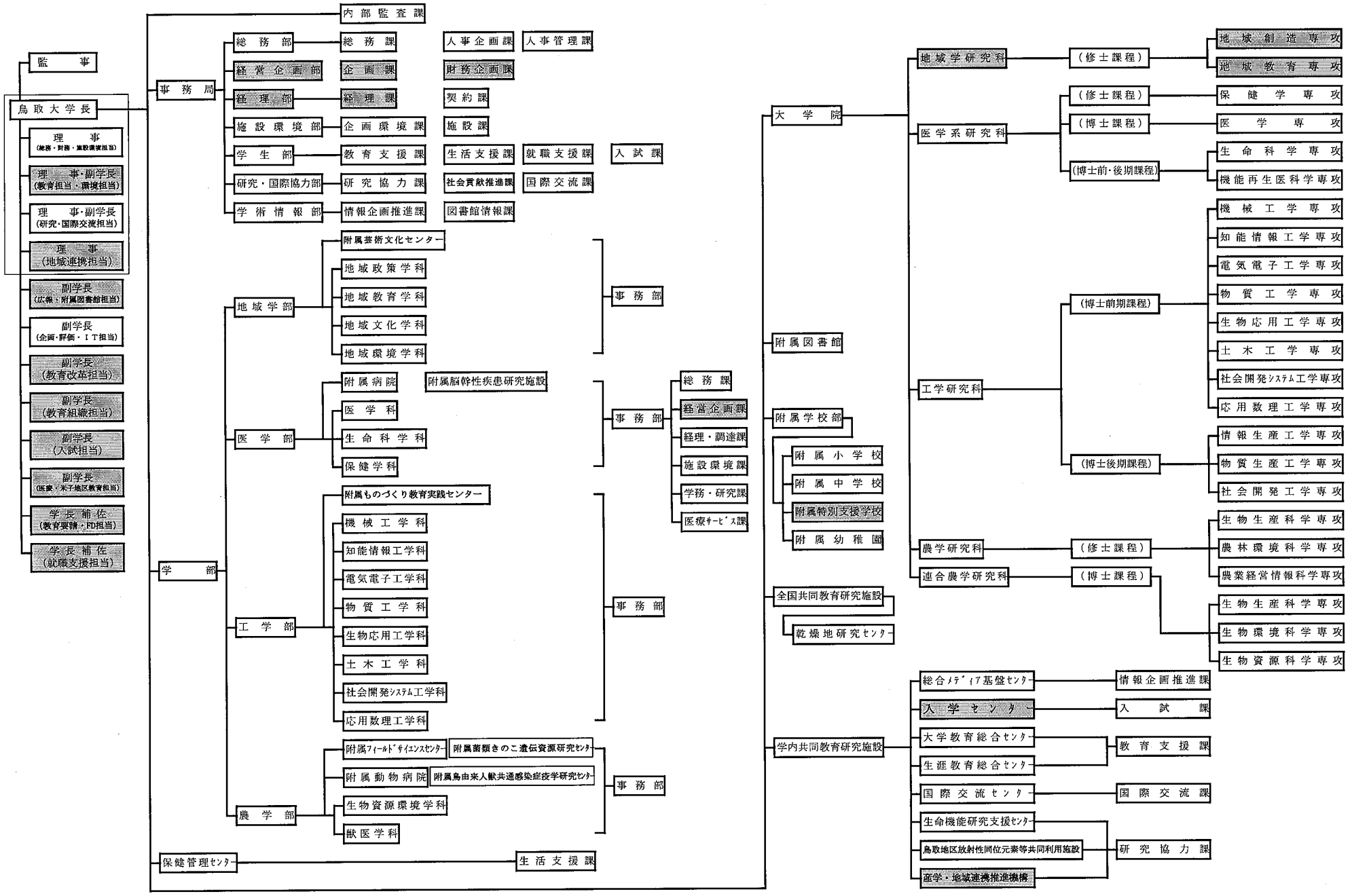
以上のような大学機能の活性化のために全てに亘って１個人の能力に期待するのではなく，各人の役割を明確にし，大学全体として機能の向上を図る。そのために，多様な人材の確保，多様な職種の設定，多様な勤務形態がとれるよう弾力的な人事制度の活用を図る。

組織図（平成18年度）


監事
鳥取大学長
理事（総務・財務・施設環境担当）
理事・副学長（教育担当）
理事・副学長（研究・国際交流担当）
理事（社会貢献担当）
理事・副学長（医療担当）
副学長（企画・評価・IT担当）
副学長（広報担当）
副学長（附属図書館担当）
学長補佐
事務局
内部監査課
総務部
総務課
企画調整課
人事企画課
人事管理課
学生部
教育支援課
生活支援課
就職支援課
入試課
財務部
財務課
契約課
施設環境部
企画環境課
施設課
研究・国際協力部
研究協力課
社会貢献推進課
国際交流課
学術情報部
情報企画推進課
図書館情報課
学部
地域学部
附属芸術文化センター
地域政策学科
地域教育学科
地域文化学科
地域環境学科
事務部
医学部
附属病院
附属脳幹性疾患研究施設
医学科
生命科学科
保健学科
事務部
総務課
経理・調達課
施設環境課
学務・研究課
医療サービス課
工学部
ものづくり教育実践センター
機械工学科
知能情報工学科
電気電子工学科
物質工学科
生物応用工学科
土木工学科
社会開発システム工学科
応用数理工学科
事務部
農学部
附属フィールドサイエンスセンター
附属菌類きのこ遺伝資源研究センター
附属動物病院
附属鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター
生物資源環境学科
獣医学科
事務部
保健管理センター
生活支援課
産官学連携推進機構
研究協力課
大学院
教育学研究科
（修士課程）
学校教育専攻
障害児教育専攻
教科教育専攻
医学系研究科
（修士課程）
保健学専攻
（博士課程）
医学専攻
（博士前・後期課程）
生命科学専攻
機能再生医科学専攻
工学研究科
（博士前期課程）
機械工学専攻
知能情報工学専攻
電気電子工学専攻
物質工学専攻
生物応用工学専攻
土木工学専攻
社会開発システム工学専攻
応用数理工学専攻
（博士後期課程）
情報生産工学専攻
物質生産工学専攻
社会開発工学専攻
農学研究科
（修士課程）
生物生産科学専攻
農林環境科学専攻
農業経営情報科学専攻
連合農学研究科
（博士課程）
生物生産科学専攻
生物環境科学専攻
生物資源科学専攻
附属図書館
附属学校部
附属小学校
附属中学校
附属養護学校
附属幼稚園
全国共同教育研究施設
乾燥地研究センター
学内共同教育研究施設
地域共同研究センター
生命機能研究支援センター
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー
鳥取地区放射性同位元素等共同利用施設
知的財産センター
総合メディア基盤センター
アドミッションセンター
大学教育総合センター
国際交流センター
生涯教育総合センター
研究協力課
情報企画推進課
入試課
教育支援課
国際交流課
社会貢献推進課

組織図（平成19年度）

…変更部分（H18→H19）



○ 全体的な状況

【中期計画の全体的な進捗状況】

本学は，理念として「知と実践の融合」を掲げ，その下に教育研究目標として，１）社会の中核となりうる教養豊かな人材の養成，２）地球的・人類的・社会的課題解決への先端的研究，３）地域社会の産業と文化等への寄与，の３つを掲げている。この大学の理念及び教育研究目標に沿って，中期目標・中期計画及び年度計画に従い活動を展開した。

重点的に取り組んだのは，学長のリーダーシップに基づく教育改革，グローバルＣＯＥプログラムに代表される本学の特色を活かした研究活動，並びに研究成果を活用した社会との連携及び国際交流活動である。

教育改革に関しては，教育重視の基本方針に沿って策定した「教育グランドデザイン」よって，「人間力」を根底に置いた教養豊かな人材の育成を目指して教育改善に取り組んだ。例えば，全学共通科目に，実践力，コミュニケーション力等の養成を目的とした「新製品開発プロジェクト」,「地域再考プロジェクト」,「名作戯曲の独創的読解」の授業を新たに開設した。また，平成19年６月にアドミッションセンターを入学センターへ改組し，さらに，平成20年４月には大学教育総合センターを教育センターへ改組するとともに，教育関係のセンターを一つの機構として位置づけ，入学時早期から卒業後の将来を見据えての学修を支援する「大学教育支援機構」を設置することとした。

特色ある実践教育の取組みとして，文部科学省戦略的国際連携支援事業「持続性ある生存環境に向けての国際人養成ー沙漠化防止海外実践カリキュラムー」では，メキシコ合衆国の海外教育・研究拠点に，学生20名を３ヶ月間派遣して海外実践教育を実施し，平成20年１月及び２月には成果報告会を開催した。また，平成19年度には，広島大学，島根大学と共同申請した文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに，「銀の道で結ぶがん医療人養成コンソーシアム」が採択され，医師やコメディカルの教育を充実させ，地域全体でがん専門職の養成する取組みを開始した。

本学の特色を活かした研究活動に関しては，平成18年度に「鳥取大学の研究グランドデザイン」及び「鳥取大学における学術研究推進戦略」によって定めた，目指すべき研究の方向性，研究マインド等に沿って研究活動を進めた。平成19年度には文部科学省グローバルＣＯＥプログラム「乾燥地科学拠点の世界展開」が採択され，国内共同研究ネットワークと世界の学術ネットワークをリンクさせ，世界の乾燥地研究をリードする中核的教育研究拠点を目指して，乾燥地研究を推進した。加えて，継続中の21世紀ＣＯＥプログラム「染色体工学技術開発の拠点形成」，菌類きのこ遺伝資源に関する研究，文部科学省「新興・再興感染症研究拠点プログラム」,「持続的過疎社会形成研究プロジェクト」等のプロジェクト研究を推進した。また，研究成果を広く社会へ還元するため，学内外での研究成果発表会を積極的に実施した。

社会との連携に関しては，産官学連携を中心とする地域連携業務を迅速かつ機動的に展開し，研究成果を社会へ還元するため，産官学連携推進機構を改組し，「産学・地域連携推進機構」を設置して，地域貢献支援事業，日南町と連携した地域活性化教育研究事業など，地域との連携事業を一層推進した。

国際交流活動に関しては，平成17年度から開始した文部科学省「大学国際戦略本部強化事業」を基点に，戦略的国際連携支援事業等のプロジェクト事業を実施した。また，平成16年度に実施した地域学に関する国際会議の成果を生かし，継続して北東アジア圏との研究交流を図るため，平成19年10月に韓国，中国，ロシア，モンゴル，日本（鳥取県）の参加大学による「北東アジア地域大学教授協議会」を結成し活動を開始した。

【各項目別の状況のポイント】

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況

（１）業務運営の改善及び効率化

①　運営体制の改善に関する目標

学長のリーダーシップの下，大学運営の重要な分野ごとに理事及び副学長を配置して業務推進にあたってきており，重点的に取り組むテーマに応じて組織を変更し，弾力的な業務運営体制としている。平成19年４月には教育改革担当，入試担当，米子地区教育担当の副学長を設け，また，10月から教育組織担当の副学長を設けて，理事との連携を強化しながら執行体制を強化した。また，これまでに内部監査課，就職支援課，業務改善室，医学部施設環境課の設置等，事務組織の再編を行い，業務運営の改善と効率化に努めたきたが，平成19年度には経営戦略を策定する中枢部署として，経営企画部を新たに設置して，全学的な観点から経営戦略の企画・調整を行った。

②　教育研究組織の見直しに関する目標

平成19年度の本学の学士課程及び大学院課程の収容人員は，全学的にいずれも定員を充足し，高等教育機関として人材養成に対する社会的要請に応えた。

社会のニーズや新たな学問分野の発展に適切に対応するため，地域学部，大学院医学系研究科保健学専攻（修士課程）の設置や，農学部附属鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター及び菌類きのこ遺伝資源研究センターを設置し，本学の特色を活かした教育研究を進めてきた。平成19年度は，新たに大学院地域学研究科（修士課程）を設置したほか，平成20年度に大学院医学系研究科保健学専攻（博士後期課程）を設置することが認可された。このほかの大学院等についても社会のニーズ等を踏まえて，改組等を検討している。

③　人事の適正化に関する目標

教員定員の全学的な活用を行うため，学長管理定員を確保し，学内共同教育研究施設等の充実のために教員配置を行った。平成16年度から事務系・技術系職員を対象に実施している人事評価の制度運用を進め，昇給・業績手当に反映させた。また，事務系職員を対象に，平成18年度に早期退職制度や選考採用に関する取扱いを定め，多様な人事制度を構築した。これに基づき，平成20年４月には医療事務職員等を選考採用することとした。また，平成17年度に優秀な医療業務従事者を確保するため，特定任期付職員制度を設け，看護師等の採用を引き続き行った。

④　事務等の効率化・合理化に関する目標

総務担当理事の下にワーキンググループを設け，安定した大学経営を支える事務組織の在り方について検討し，その結果を企画調整会議で審議し，「事務組織について（中間報告）」として取り纏め，それに沿って，平成19年度も経営企画部，医学部経営企画課の設置等の事務組織の再編等を行い，事務等の効率化・合理化を行った。さらに，次期中期目標期間を見据えて，事務組織の再編等の検討を企画調整会議等において行っている。また，事務協議会のワーキンググループにおいて，業務量調査を行い，平成18年度には36項目の業務改善を行った。

（2）財務内容の改善

① 外部研究資金その他自己収入の増額に関する目標

外部競争的資金の増加策では，科学研究費補助金の申請予定者への助言支援制度を平成19年度に導入し，採択件数の増加に繋がった。また，産学・地域連携推進機構の教員及び産官学連携コーディネーターによる各教員への面談を行い，研究やシーズ等の情報を収集し，共同研究等とのマッチングに活用するなど共同研究・受託研究の増加に注力した。

自己収入の増加策では，平成19年度には鳥取及び米子地区における駐車場の有料化を開始し，収入増（年間21,889千円）を図った。また，自動販売機設置業者との直接契約による自動販売機を新たに８台設置し，収入増（年間5,939千円）を図った。さらに，国債や大口定期などを利用した運用に積極的に取り組み33,655千円（対前年度17,134千円の増）を確保した。

② 経費の抑制に関する目標

経費の抑制策では，鳥取地区事業場及び附属学校園事業場を対象に，お盆の時期に３日間一斉休業を引き続き実施し光熱水料の節減，電力の長期契約を見直し，これまでの３年（割引率３％）契約を５年（割引率５％）に切り替えによる経費の節約，平成20年３月に島根大学と「物品等の共同調達に関する協定」を締結し，平成20年度から再生紙等を共同調達することとした。

また，大学経費削減に向けた具体的方策を検討するため，タスク・フォース（教員を含め40名で構成）を編成し，また，学生・教職員にアンケート調査を行い，その分析結果を基に，大学経費削減等推進員制度の導入などを実施した。

③ 資産の運営管理の改善に関する目標

「鳥取大学における設備整備に関するマスタープラン」に基づき，大型設備等の整備については，原則として，全国共同利用施設及び学内共同利用施設に設置して有効活用するとともに，生命機能研究支援センターが中心となり，学内の現有大型機器の集中化と利用システムの合理化，効率化を進めた。平成19年度は，農学部の質量分析器，医学部のバイオ・イメージングアナライザー及び医学部附属病院の超遠心機を同センターに移管し，学内共同利用体制を整えた。

（3）自己点検・評価及び情報提供

① 評価の充実に関する目標

平成18年度業務実績に係る国立大学法人評価委員会が行う評価では，課題として指摘された事項はなかった。大学機関別認証評価では，平成20年３月に「大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」との評価結果を受けた。

また，乾燥地研究センターでは，「乾燥地研究センター研究推進戦略」の実行に反映させるため，国内外の乾燥地研究等に関連のある有識者７名による共同利用・共同研究等に関する国際外部評価を実施し，平成19年12月には評価結果を報告書に取りまとめた。

総合メディア基盤センターでは，同センターの活動，学内ネットワーク，計算機システム等について，平成20年１月に５名の外部評価委員で構成される外部評価委員会を開催し外部評価を受け，評価結果を取りまとめた。

② 情報公開等の推進に関する目標

平成19年度は，戦略的経費として新たに「広報戦略経費」を確保し，ホームページのリニューアル，大学紹介ＤＶＤの作成，広報誌「風紋」の増刷等，積極的に広報，情報発信を行った。また，地域社会に本学をアピールすることを目的に，シンボルマーク及びイメージキャラクターを選定し，平成20年度からホームページ，各種出版物などに使用し，広く広報活動に活用することとした。

（4）その他業務運営に関する重要事項

① 施設設備の整備等に関する目標

平成18年度に策定した施設整備マスタープラン（鳥取キャンパス）により，今後の施設整備の基本方針と方向性を明確にした。施設マネジメント重視のねらいに沿って，平成17年度より引き続き「施設維持管理費」を戦略的経費として中央経費により一元化し，施設整備の計画的な遂行を目指し，有効活用調査，施設パトロール等を基に，緊急度，改善効果等を数値化し，整備の優先度を定め，教育・学習関係施設の施設改善を実施した。

校舎等の耐震改修を順次進めるとともに，共有スペースの確保，アメニティ環境の向上を図った。また，附属病院の冷熱源機器の更新計画では，ＥＳＣＯ事業による実施について検討し，手続きを開始した。

省エネルギーについては，環境委員会の省エネルギー部会で，エネルギー管理規則に基づいた使用状況の把握と改善等の検討を行うとともに，省エネパトロール等で適正な温度管理，及び節電等について指導を行った。設備機器の更新・新設に際しては，省エネルギータイプを使用し，改修工事に伴う空調機器の設置には，ＧＨＰ機器を選定し，CO_2 削減に努めた。

平成17年度より発行が義務化された環境報告書については，「鳥取大学環境報告書2006」として，平成19年７月に作成し，公表した。

② 安全管理に関する目標

「鳥取大学リスク管理に関する規則」及び「リスク管理ガイドライン」に基づき，平成19年度は新たに次の規則，マニュアルを作成し，危機管理体制の強化を図った。①生物災害等防止安全管理規則，②総合メディア基盤センター災害発生時及び事件・事故発生時における非常時マニュアル，③工事に係るクレーム処理，事故対応の危機管理マニュアル（緊急連絡網）。

また，ハラスメント防止体制を整備するため，ハラスメントの防止に関する規程を改正し，常設の委員会として「ハラスメント防止委員会」を設置するとともに，監督者やハラスメント相談員の任務等を明確化した。

Ⅱ 教育研究等の質の向上の状況

（1）教育に関する目標

① 教育の成果に関する目標

平成15年度から全学部にグレート・ポイント・アベレージ（ＧＰＡ）制度を導入し，引き続き，そのＧＰＡ制度の基準を「全学共通科目履修案内（平成19年度）」に掲載し公表した。

シラバスに教育内容や授業計画の記載に加えて，平成17年度から成績評価方法及び基準を掲載し，Ｗｅｂ上で閲覧できるようにした。シラバスに記載する評価基準の妥当性については，大学教育総合センター研究開発部で検討を進めており，平成20年度開講の授業において部分検証を行う予定である。

② 教育内容等に関する目標

教育研究理念「知と実践の融合」を具現化するため，大学の知を社会で生かすための実践的教育プログラムとして，平成19年度に次のような取組みを行った。

①平成19年９月に「教養特別講義：仕事と人間」を開講した。外部講師（金融，ベンチャー企業，公的機関）を招聘し，シンポジウム形式なども取り入れ，インタラクティブな授業を展開し，仕事に携わる上での倫理観を醸成する教育を行った。②全学生を対象として「ものづくり」を早期から意識させるため，低年次生を対象とする「新製品開発プロジェクト」及び鳥取地域の住民との濃密な相互関係のなかで協同する「地域再考プロジェクト」を実施した。

③　教育の実施体制等に関する目標
平成19年６月にアドミッションセンターを入学センターへ改組し，さらに，平成20年４月には大学教育総合センターを教育センターへ改組するとともに，教育関係のセンターを１つの機構として位置づけ，入学時早期から卒業後の将来を見据えての学修を支援する「大学教育支援機構」を設置することとした。

④　学生への支援に関する目標
平成18年度から学業優秀者授業料全額免除を実施しており，平成19年度の実績は各期93名であった。また，大学院入学者のうち，学業優秀者20名の入学料半額免除を実施した。さらに，平成18年度から大学院博士課程（博士後期課程）に新たに入学・進学する特に優秀な学生に対する奨学金制度「鳥取大学大学院エンカレッジファンド」を創設して，50万円を最長２年間給付しており，平成19年度は，１年次８名，２年次10名に各50万円を給付した。
課外活動に関しては，部室の充実を図るためサークル棟を増設するとともに，大学会館の耐震改修に併せてベーカリーカフェ，オープンデッキの設置などの整備を図った。また，体育館及び武道場を改修し，照明器具，トイレ，温水シャワー等の設備を充実した。特に，武道場は多目的に使用できるトレーニングルームを設置し，課外活動施設の機能の充実を図った。

（２）研究に関する目標
①　研究水準及び研究の成果等に関する目標
平成19年度には，文部科学省グローバルＣＯＥプログラム「乾燥地科学拠点の世界展開」が採択され，国内共同研究ネットワークと世界の学術ネットワークをリンクさせ，世界の乾燥地研究をリードする中核的教育研究拠点を目指して，乾燥地研究を推進した。加えて，継続中の21世紀ＣＯＥプログラム「染色体工学技術開発の拠点形成」，菌類きのこ遺伝資源に関する研究，文部科学省「新興・再興感染症研究拠点プログラム」，「持続的過疎社会形成研究プロジェクト」等のプロジェクト研究を推進した。また，研究成果を広く社会へ還元するため，学内外での研究成果発表会を積極的に実施した。さらに，平成20年度グローバルＣＯＥプログラムに，「持続性社会構築に向けた菌類きのこ資源活用」を申請した。
その他主なものを挙げると以下の通りである。
①都市エリア産学官連携促進事業（文部科学省）「染色体工学技術等による生活習慣病予防食品評価システムの構築と食品等の開発（米子・境港エリア）（平成18～20年度）」
②地域新生コンソーシアム研究開発事業（経済産業省）
○ＭＥＭＳ技術を用いたモバイル用小型２軸ジャイロセンサの開発（平成18～19年度）
○光硬化型キトサン誘導体を基材とした生体接着製剤の開発（平成19年度）
③地域資源活用型研究開発事業（経済産業省）
○因州和紙を用いた環境応答型抗菌性壁紙，梨の抗菌性包装紙の開発（平成19～20年度）

②　研究実施体制等の整備に関する目標
平成18年度に定めた「鳥取大学における学術研究推進戦略」による目指すべき研究の方向性，研究マインド等に沿って研究活動を進めた。「鳥取大学における設備整備に関するマスタープラン」に基づき，大型設備等の整備については，原則として，全国共同利用施設及び学内共同利用施設に設置して有効活用するとともに，生命機能研究支援センターが中心となり，学内の現有大型機器の集中化と利用システムの合理化，効率化を進めた。

本学の特性を生かした異分野間の共同研究，先端的研究及び地域の社会的ニーズに即した研究等を積極的に推進するため「鳥取大学における教育・研究プロジェクトに関する取扱要項」を定めており，平成19年度は新たに５つの研究会が立ち上がるとともに，学長経費から36件22,000千円を支援した。
また，全国共同利用施設である乾燥地研究センターの整備充実として，平成19年度から保健・医学部門を新設，助教２名の配置，研究支援専門職１名の増員を行った。学内共同教育研究施設の整備としては，例えば，平成19年４月に産官学連携推進機構を改組し，産学・地域連携推進機構の設置，平成20年４月から放射線，実験動物等を使用する施設を一元管理するため，鳥取地区放射性同位元素等共同利用施設，農学部動物実験施設の生命機能研究支援センターへの統合などを実施した。

（３）その他の目標
①　社会との連携，国際交流等に関する目標
【地域貢献】
平成19年4月から地域連携担当理事を配置するとともに，産官学連携推進機構を改組し，ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー，知的財産センター，地域共同研究センターを統合した組織として産学・地域連携推進機構を立ち上げ，地域貢献部門及び米子地区地域連携部門を設置し，地域貢献の組織的・総合的な取組みを強化した。
鳥取県や県内４市と本学との連絡協議会等を開催し，地元行政との連携強化に努めるとともに，自治体と連携した地域貢献支援事業や公開講座，サイエンスアカデミーなど全学的な取組みを展開した。

【産官学連携】
平成19年度には，産学・地域連携推進機構スタッフが各教員と面談し，研究者の研究内容やシーズ情報等を収集しており，今後シーズ情報等をとりまとめた上，これらの情報を研究者総覧等で積極的に公開することとした。
また，研究・技術シーズを発表し，共同研究等の推進を図るため，鳥取県，(財)鳥取県産業振興機構等と連携し，「鳥取大学ビジネス交流会」や，「鳥取大学・イブニングセミナー（鳥インフルエンザは怖くない!)」を開催したほか，「ＣＩＣ新技術説明会」，「ＪＳＴ新技術説明会（鳥取・島根発新技術説明会)」，「イノベーション・ジャパン2007・大学見本市」等において，技術説明を行った。
産学官連携に積極的に関わる人の交流を活発化し，鳥取地域の発展に寄与する数多くの新たな活動が生み出されることを目的に，平成16年度に「とっとりネットワークシステム」（ＴＮＳ）が設立され，現在15の研究会が組織されている。教員がその一員として参画し，約550名の参加者とともに活動を行った。

【国際交流】
平成19年度は，学術交流協定を外国の大学・研究機関等との間で大学間協定として２件，部局間協定として３件締結するとともに，複数の大学等との協定を更新した。学術交流協定締結機関との間で，研究者相互派遣，学生相互派遣，国際会議の開催等の活動を積極的に行い，韓国・韓国釜慶大学からはＤＤＰ（複数学位取得）学生を受け入れた。
また，平成16年度に実施した地域学に関する国際会議の成果を生かし，継続して北東アジア圏との研究交流を図るため，平成19年10月に韓国，中国，ロシア，モンゴル，日本（鳥取県）の参加大学による「北東アジア地域大学教授協議会」を結成し，平成19年10月に第１回協議会を鳥取で開催するなど活動を開始した。

【全国共同利用施設】
本学唯一の全国共同利用施設である乾燥地研究センターは，国内外における乾燥地科学研究の拠点であり，「乾燥地の砂漠化防止及び開発利用に関する基礎的研究」を継続し，国内外の研究者の多数の参加を得て，平成19年度は59課題の共同研究を実施した。また，平成19年度にはグローバルCOEプログラムに「乾燥地科学拠点の世界展開」が採択され，国内共同研究ネットワークと世界の学術ネットワークをリンクさせ，世界の乾燥地研究をリードする中核的教育研究拠点を目指している。

② 附属病院に関する目標
医学部附属病院の理念「健康の喜びの共有」に基づき，医療の実践，医学の教育・研究推進，地域の人々の健康を基本方針に掲げて積極的な取組を行った。地域医療の拠点施設としての役割を発揮する目的に沿って，「がんセンター」を設置し，平成20年２月８日付で厚生労働省から「都道府県がん診療連携拠点病院」としての指定を受けた。さらに，最新放射線治療装置を平成20年度に導入することを決定し，機能の充実を図っている。
また，良質な医療・看護を提供するため，看護師配置基準７対１を実現するとともに，手術件数の増，平均在院日数の短縮等を実施し，病院経営改善を図った。このことにより，平成19年度総利益約１億円を実現し，安定経営を図った。

③ 附属学校に関する目標
教育地域科学部附属から大学附属になり，附属学校部としての体制を整えながら，関係各方面への連携も活発化した。その結果，各学校園の教育の充実並びに地域教育の向上等に大きく寄与することとなった。大学・学部との連携については，各学校園それぞれが授業・学習内容に応じて大学教員による指導助言を得て成果をあげており，本学学生に対しては，教育実習における臨床現場の提供を通して卒論等への協力を行うなど，重要な役割を果たしてきている。
さらに，学級数や定員等の見直しを行い，附属養護学校（現附属特別支援学校）高等部に国立大学法人で初の専攻科を設置するなど，特別支援教育の更なる発展を目指している。
また，地域教育の向上を目指して公立学校教員を研修生として受け入れ，本学における研究成果の提供及び指導を行うとともに，本学教員についても各種研修会等へ積極的に参加し，資質の向上を図ることができる体制を構築している。

※以下Ⅲ～Ⅶの事項は，各事項の「実績」欄に記載のとおり。

Ⅲ 予算（人件費見積りを含む。），収支計画及び資金計画

Ⅳ 短期借入金の限度額

Ⅴ 重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画

Ⅵ 余剰金の使途

Ⅶ その他
1 施設・設備に関する計画

2 人事に関する計画

項目別の状況

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（1）業務運営の改善及び効率化
①　運営体制の改善に関する目標

中期目標

1）学長の強いリーダーシップと経営手腕の下，学内コンセンサスを踏まえて，効率的・機動的な大学運営を可能とするとともに教員が教育・研究に専念できるように運営体制を整備する。
2）学内資源配分では教育環境の整備に特に配慮する。
3）組織，資金の弾力的活用を図る体制を作る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 【1】 1）学長，理事，副学長及び事務の代表者で組織する企画調整会議を設け，全学的観点から経営戦略を立て，健全な経営を図る。		Ⅳ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 平成16年４月に，学長，理事，副学長，事務の各部長で構成する「企画調整会議」を設置し，教育研究組織の改廃及び事務組織の在り方，人事（インセンティブ付与等），財務（予算編成方針・戦略的経費，概算要求事項，収入増加・コスト削減策，剰余金の取扱等），教育・学生サービス（教育環境整備，教育改革等），研究推進戦略・国際戦略など，重要・横断的な事項について全学的観点から経営戦略を立て，健全な経営を図るための方策について検討を行い，重要・緊急なものから実行した。	平成20・21年度においても引き続き，企画調整会議で重要な事項について企画立案・調整し，役員会等に提案を行う。特に，次期中期目標・中期計画案を，各常置委員会等と連携して策定し，役員会等へ提案する。 平成20・21年度においても引き続き学長のリーダーシップのもと，中央経費として学修環境・教育環境整備費，学長経費，地域貢献支援事業費等を確保し戦略的な運営を行う。		
	○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 【1-1】 1）効率的・機動的な大学運営を行うため，教育改革担当，入試担当，米子地区教育担当の副学長を設けるなど執行体制を強化し，学長，理事４名，副学長５名の体制とする。		Ⅳ	**（平成19年度の実施状況）** 【1-1】 1）平成19年４月から，教育改革担当，入試担当，米子地区教育担当の副学長を設け，また，10月から教育組織担当の副学長を設けて，理事との連携を強化しながら学長を補佐し，執行体制を強化した。さらに，学長の特命事項を調査・企画するため，教員養成担当，ＦＤ担当と就職支援　担当の学長補佐（非常勤）を配置した。 このように，重点的に取り組むテーマごとに理事，副学長等を配置して，常に効率的・機動的に大学運営を行っ			

			た。
【1-2】 2）学長，理事，副学長及び幹部事務職員で組織する企画調整会議において大学の健全な経営を図るため，全学的観点に立った経営戦略を引き続き検討する。		Ⅳ	(平成19年度の実施状況) 【1-2】 2）企画調整会議を10回開催し，次期中期目標・中期計画の策定着手，予算編成方針，概算要求事項，国際戦略，競争的資金の獲得，広報等の充実，教育研究組織及び事務組織の改組，学内教育研究施設の整備等の事項について，常置委員会等と連携しながら，全学的な観点に立って経営戦略を検討した。理事，副学長，事務の代表者が全学的見地で検討したこれらの事項は，必要の都度，役員会，教育研究評議会，経営協議会に提案・報告して，重要・緊急なものから実行し，健全な大学経営を行った。
【1-3】 4）学長は，役員会，経営協議会，教育研究評議会，企画調整会議等を活用しながら，経営戦略の円滑な推進を図る。		Ⅳ	(平成19年度の実施状況) 【1-3】 4）年度計画【1-2】の『平成19年度の実施状況』欄を参照。
【1-4】 5）学長のリーダーシップのもと，学部の枠を超えた中央経費として学修環境・教育環境整備費，学長経費，地域貢献支援事業費を確保し戦略的な運営を行う。		Ⅳ	(平成19年度の実施状況) 【1-4】 5-1）平成19年度予算編成方針で決定した，大学として戦略的に取り組む経費として，学習環境，教育研究環境整備のための施設維持管理費等，学長経費，地域貢献支援事業費などを確保し，積極的に事業を展開した。 5-2）学長経費の他，学長がリーダーシップを発揮出来るよう資金運用で獲得した運用益等を活用し，「トップマネージメント推進事業(61,697千円)」を実施した。 5-3）特別教育研究経費（教育研究活動活性化経費）の学内配分について，科学研究費の申請・採択状況を勘案した制度を導入した。 5-4）管理的経費を前年度予算比２％のシーリングにより削減し，事業費(28,000千円）を確保した。 5-5）文部科学省の「戦略的国際連携支援事業（持続性ある生存環境社会の構築に向けての国際人養成)」が平成19年度で終了することから，今後もこの事業を継続して実施するため，独自に戦略的経費（国際戦略経費：25,000千円）を確保することを決定し，平成20

			年度予算編成方針に盛り込んだ。 このように，全学的な視点で戦略的経費を確保し，学長のリーダーシップのもとに，大学が目指す教育研究の目標を実現するための大学経営を行った。		
	【1-5】 6）総合的な経営戦略を策定する中枢部署として新たに経営企画部を設置し，大学の経営戦略体制の強化を図る。	Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** 【1-5】 6）平成19年４月に経営戦略を策定する中枢部署として，企画課及び財務企画課で構成する経営企画部を新たに設置した。全学的観点から経営戦略を立て，健全な経営を図るための方策を企画立案・調整する企画調整会議を担当し，同会議で検討する経営戦略の企画及び調整を行った。		
【2】 2）学長管理定員を確保し，組織の弾力的活用を図る。		Ⅲ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 教員定員の全学的な活用を行うため，学長管理定員を確保し，学内共同教育研究施設等に配置した。平成19年度以降の学長管理定員の運用，配置等については，組織の改廃，定員・人件費削減と併せて検討する必要があるため，平成19年４月に予定している学内共同教育研究施設等の組織改編後に検討することとした。	平成20・21年度においても引き続き，学長管理定員を確保して，全学的な観点から適正に配置し，組織を弾力的に活用することにより，教育研究の活性化を図る。	
	【2-1】 3）学長管理定員については，組織の改廃，定員・人件費削減と併せて検討の上，教員及び事務系職員の学長管理定員を確保するとともに，定員配置等について人事委員会等で検討し，逐次実施する。	Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** 【2-1】 3）教員定員の全学的な活用を行うため，学長管理定員として27名を確保し，学長決定のもとに，そのうち19名を学内共同教育研究施設等に配置して，全学的な教育研究活動の一層の活性化を図った。		
○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策 【3】 1）人材活用，財政運営，組織再編などを全学的視点で行う。		Ⅲ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 平成17年度に総務担当理事の下にＷＧを設置し，平成18年４月から学長直属の内部監査課，学生部就職支援課の設置，総務部企画調整課と評価監査課の統合及び業務改善室の設置，医学部施設環境課の設置等を行った。 平成16年度に，人事に関する基本方針の策定，職員の配置計画を審議する人事委員会を設置し，学長管理定員の拡充，事務系職員に係る定員の再配分について検討した。	各常置委員会等において，人材活用，財政運営，組織再編などを全学的視点で行う方法等について継続して検討し，逐次実施する。	

	○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策 【3-1】 1）各常置委員会等において，人材活用，財政運営，組織再編などを全学的視点で行う方法等について継続して検討し，逐次実施する。	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【3-1】 1-1）事務組織について，企画調整会議等において検討し，平成19年４月から経営戦略の体制充実のため，事務局に経営企画部を，医学部に経営企画課を設置した。 また，平成20年４月から人事関係業務の効率化を図るため，人事企画課と人事管理課を人事課に，研究協力課と社会貢献推進課を研究・地域連携課に統合することとした。 1-2）総人件費改革への対応として，平成22年度までの定員削減計画を人事委員会，役員会で審議し決定した。 また，附属学校教員の定員削減については，定員削減がクラス数に影響するものであることから，この計画では，附属学校の在り方についての検討結果を踏まえて，検討することとした。			
【4】 2）役員会，経営協議会及び教育研究評議会の権限と責任を明確にした上で，密接な連携を図る。		Ⅲ	(平成16～18年度の実施状況概略) 役員会等の重要会議については，学内規則において審議事項等の役割を定めたほか，円滑かつ効率的な会議を行うため，平成18年12月に「重要な会議の効率的な開催について（申し合せ）」を定めた。また，役員会規則第３条第６号の規定により，「その他役員会が定める事項に係る審議事項」についての申し合わせを作成し，役員会等の権限と責任を明確にするとともに，議題の精選，資料の事前配付を徹底し，効率的な会議の運営を行った。 また，平成19年１月から定例報告事項はホームページでの公表に代えることとした。	平成20・21年度においても引き続き，法令，学内規則等による権限と責任に基づき，効率的・機動的な会議運営を行う。		
	【4-1】 2）役員会，経営協議会及び教育研究評議会の権限と責任を明確にし，議題を精選するとともに相互間の連携体制を緊密にする。また，会議資料の事前配布を徹底し，効率的な会議の進行に努める。	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【4-1】 2）役員会等の重要会議については，平成18年度に定めた「重要な会議の効率的な開催について（申し合わせ）」及び「役員会規則第３条第６号その他役員会が定める事項に係る審議事項について（申し合わせ）」に沿って，議題の精選，資料の事前配付等を徹底し，役員会，経営協議会及び教育研究評議会等の権限と責任を明確にし，効率的な会議の進行を行った。			

	【4-2】 5）効率的・機動的な意思決定システムとして執行体制，部局の意見・意向等を役員会等に反映させるため設置した組織（役員連絡会，学長・理事懇談会）を引き続き運営する。		Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【4-2】 5）役員及び副学長間の共通した認識と理解を深めるため設置した役員連絡会（月１回）や学長・理事懇談会（月１回）を，平成19年度も昨年度に引き続き開催し，大学経営，教育研究，産学・地域連携の状況，常置委員会での検討状況等の事項について，協議・連絡を行った。 役員連絡会では，常置委員会での審議・検討状況を報告し，学長・理事懇談会においては，大学が抱える重要課題について討議するなど，各事業・業務や各部局等における諸課題等を，役員等が常に共通理解を行うことにより，役員会等へ反映させた大学運営を行うとともに，役員会等の効率的な運営を図った。		
【5】 3）部局長会議を設置し，学内の意見の集約を行うとともに，学長の運営方針を各部局構成員に周知する。			Ⅲ	(平成16～18年度の実施状況概略) 部局長会議を毎月１回開催し，学長の運営方針を部局長等を通じて，各部局の構成員へ周知するとともに，各部局の諸課題について検討することで情報の共有化を進めた。 また，部局長会議の事項に「還流事項」を設けることで，学長の運営方針に対する各部局からの意見集約を効果的に行った。	組織運営の効率化を図るため，部局長会議の機能を教育研究評議会等に移行するとともに，部局長会議の廃止を検討する。	
	【5-1】 3）部局長会議で，学長の運営方針を各部局構成員に周知徹底するとともに，学内の意見の集約を行う。		Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【5-1】 3）部局長会議を11回開催し，学長の運営方針を各部局構成員に周知徹底するとともに，各部局の諸課題について検討を行い，学内の意見の集約を行った。		
【6】 4）学内委員会を整理統合し，審議内容，構成員等の見直しを行う。			Ⅲ	(平成16～18年度の実施状況概略) 学内委員会については，平成16年度の法人化に伴い11の常置委員会に集約した。法人化に伴って発生した諸問題に対応する委員会の設置などと併せて，委員会の統廃合について，企画調整会議で検討した。 また，医学部では，平成16年度の法人化に伴い発生した諸問題に対応して，委員会の設置・統廃合を検討し，医学部防疫委員会，医学部行政改革具体化方策検討委員会及び視聴覚教育システム運営委員会を廃止した。	平成20・21年度においても引き続き，平成16年度の法人化に合わせて設置された常置委員会について，運営体制，審議事項等が，所期の目的を達成しているか検証するとともに，委員会の再編成を検討する。	

	【6-1】 4）平成16年度の法人化に合わせて設置された常置委員会について，運営体制，審議事項等が，所期の目的を達成しているか検証するとともに，委員会の再編成を検討する。	Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 【6-1】 4）平成19年４月に産官学連携推進機構を産学・地域連携推機構へ改組し，それに伴い常置委員会の研究支援委員会と社会貢献委員会を研究・社会貢献委員会に統合した。 また，医学部では，平成19年４月から，同和教育委員会，国際学術交流委員会，技術部管理委員会，ホームページ委員会，医学部・附属病院駐車場委員会及び教育業績評価委員会を統合し医学部総務委員会として毎月１回開催し，医学部の円滑かつ効率的な管理運営を図り，迅速な意志決定を実現した。		
○学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策 【7】 1）副学部長等の補佐役を設け，学部長等の補佐体制を充実し，学部長等を中心としたダイナミックな学部等運営体制を確立する。		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 各学部に，平成16年度から学部長を補佐する総務担当，教務担当の副学部長を，さらに平成18年11月から新たに評価担当の副学部長を配置して，機動的な学部運営体制とした。また，ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーに副ラボラトリー長を，乾燥地研究センター及び生命機能研究支援センターに副センター長を配置し，機動的・戦略的運営を行った。 各学部では，学部長及び３名の副学部長等による機動的な学部運営として，例えば以下のような取組を行った。 地域学部では，毎週月曜日に学部長，副学部長，事務長等の会議を定期的に開催した。毎月１回の学部運営会議は，学部長，副学部長，事務長に加えて，学科長，部会長，係長が出席して，学部全体の課題と方針を検討した。 医学部では，医学部と附属病院の将来像を検討する場として「グランドデザインの会」を開催し，医学部長のリーダーシップを発揮できる管理運営体制の強化を図った。 農学部では，学部長，副学部長による学部長補佐会議を毎週開催し，学部運営体制の充実を図った。また，平成17年度から農学部として当面する重要課題への取り組みを具体的に決めた「農学部基本計画（経営戦略）」を毎年度策定した。	平成20・21年度においても引き続き，学部長等と学部長等を補佐する副学部長等を中心とした学部等の運営を機動的・効率的に行う。 また，地域学部では，学部を構成する職員への周知，ペーパーレス化を図るために，教授会議事録，学部規則等をいつでも閲覧できるシステムを構築する。乾燥地研究センターでは，引き続き戦略企画会議において運営上の重要事項を検討しセンター長を補佐する。	
	○学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策 【7-1】	Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 【7-1】 1）各学部では，平成18年度に引き続き，		

	1）学部長のリーダーシップを発揮するため，昨年度に引き続き副学部長を３人体制のもと，機動的な学部等の運営を行う。			学部長を補佐する総務担当，教務担当，評価担当の副学部長を配置し，機動的な学部運営を図った。平成19年度においては，新たに以下のような取組を行った。 ①農学部では，学部の主要な委員会全てに副学部長を委員として配置し，各種委員会の情報が副学部長を通して学部長に伝わるよう改善した。 ②乾燥地研究センターでは，教授５名で組織する戦略企画会議を設置し，運営上の重要事項について検討するなどセンター長の補佐体制を充実させた。			
【8】 2）教授会の審議事項を精選するとともに，一般的な事項については，代議員制の導入により教授会の審議を経ず執行を行うことも考え，機動的・戦略的な学部等運営を行う。		Ⅳ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 平成16年度から鳥取大学教授会通則で，各学部等の教授会での審議事項，代議員会制度について定め，各学部等では代議員会を設置し，教授会の審議事項を精選して，一般的な事項は代議員会で審議する等により，教授会の開催時間が短縮され，機動的な学部等の運営を図った。 また，各学部においては，例えば，医学部では，代議員会の設置に伴い，学科長等懇談会で教授会の審議事項を精選し，また，各種委員会報告をメールで事前報告したこと等により，議論のための時間を確保するなどの取組を行った。	平成20・21年度においても引き続き，教授会の審議事項を精選し，一般的な事項は代議員会で審議する等，機動的・戦略的な学部等運営を行う。		
	【8-1】 2）教授会の審議事項等を精選するとともに，代議員会の導入等により，機動的・戦略的な学部等運営を行う。	Ⅲ		**（平成19年度の実施状況）** 【8-1】 2）各学部では，平成18年度に引き続き，教授会の審議事項を精選して，一般的な事項は代議員会で審議する等，機動的な学部等の運営を行った。 また，農学部では，平成20年度に向けて代議員会の構成員並びに選出方法について検討を行い，学部内の意見の汲み上げ並びに情報の環流が可能となるような見直しを行った。			
○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策 【9】 1）学内委員へ事務職員等を積極的に登用し，教員・事務職員等が協力して大学運営の企画立案に参画する。		Ⅲ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 常置委員会，企画調整会議，その他の委員会にも部長，課長等の事務職員が委員として参画し，教員と一体となって大学運営を行った。特に，企画調整会議には，役員，副学長，事務の部長が構成員となり，経営戦略，健全経営を図るための方策の企画立案・調整を行った。 また，各部局等においても，例えば，	平成20・21年度においても引き続き，常置委員会，企画調整会議等に事務職員が委員として参画し，教員と一体となって大学運営を行う。また，各部局等においても引き続き，各種委員会等に事務職員が参画し，教員と一体となって学部運営を行う。		

			地域学部では，毎週の学部長・副学部長会議や学部運営会議へ事務長，係長が参画し，教員と一体となって学部運営に参画した。農学部では，学部長補佐会議に事務長，学生支援室長が参加するほか，学部の評価委員会，広報委員会，情報管理委員会，放射線安全委員会，ネットワーク運営委員会及び附属フィールドサイエンスセンター運営委員会には，事務長をはじめとして事務・技術職員が委員として参画し，一体となって学部運営を行った。		
	○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策 【9-1】 1）教員及び事務職員等で構成される常置委員会等において，全職員が一体となって大学運営の企画立案を行う。	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【9-1】 1）10の常置委員会，企画調整会議，その他の委員会にも事務職員が委員として参画し，教員と一体となって大学運営を行った。 また，広報委員会では，学生部長を委員として新たに加え，学生支援等の観点から広報戦略の企画・立案等に積極的に参画した。		
【10】 2）役員，学部長等を，より密接，効果的に支える事務組織の在り方を検討し，事務組織の再編，人員の配置についての見直しを行う。		Ⅳ	(平成16～18年度の実施状況概略) 平成17年度に総務担当理事の下にWGを設置し，事務組織の在り方等について検討し，「事務組織の在り方及び業務の縮減並びに事務職員の適性配置に関する基本的な考え方」,「事務組織について（中間報告)」として取りまとめた。 この中間報告に沿って，平成18年４月から学長直属の内部監査課を設置して中立的な監査機能の充実，学生部に就職支援課を設置して学生の就職相談，就職活動等の支援の充実，総務部企画調整課と評価監査課の統合，総務部に業務改善室を設置，施設環境部の施設環境課を医学部に移行するなど役員，部長等を効果的に支える事務組織に再編した。	企画調整会議において，事務組織について（中間報告）を踏まえ，平成21年度及び次期中期計画に向けた事務組織の再編を検討し，簡素で効率的な事務組織，教育・社会貢献・医療等の事業を重視した事務体制，外部資金の獲得に重点をおいた事務組織等の構築を行う。	
	【10-1】 2）教育研究組織の再編を視野に入れつつ，事務組織の見直し，事務の合理化を継続的に検討・実施する。	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【10-1】 2）平成18年３月にとりまとめた「事務組織について（中間報告)」を踏まえつつ，平成20・21年度及び次期中期計画に向けた事務組織再編について，企画調整会議において検討した。 平成19年度の具体的な事務組織再編については，年度計画【1-5】及び【3-1】の『平成19年度の実施状況』欄を		

				参照。 　このように，決定した中間報告に沿って，教育研究等の支援を重視した事務組織の再編を進めた。			
○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策 【11】 1）新たな算定ルールに基づき配分するが，大学の戦略的経費はあらかじめ配分基本方針に入れ，重点的に配分する。			IV	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 　平成16年度学内予算配分は，従来の配分方法に準じて，教育基盤経費，研究基盤経費，管理運営費，部局長裁量経費を柱とする基本的な考え方に基づき配分した。平成17年度からは，施設維持管理費の一括管理，学内競争的資金（学長裁量経費）を確保することを明確にした新たな予算編成方針により編成した。 　平成18年度学内予算編成方針では教育の重視，附属病院運営の自主性・自立性の確立，戦略的に取り組む経費の確保を基本方針とし，新たに学術図書資料費，地域貢献支援事業費，学内共同利用設備の修理費等を一括管理とした。 　平成16年度は管理的経費（光熱水量）３％削減，平成17，18年度については，管理的経費の前年度予算比２％のシーリングにより削減し，事業財源を確保した。 　平成17年度の経営状況については，決算報告書をより理解され易い平成17年度財務報告書(ANNUAL　REPORT 2006）としてまとめ，学生，教職員などに提供した。 　平成19年度の予算編成方針では，特に，若手研究者の育成が重要な課題であることから研究経費の確保に配慮することとした。	平成20・21年度においても引き続き，予算編成方針を策定し，学長のリーダーシップもと，戦略的な大学運営を実施する。 　また，予算編成方針を踏まえ，予算配分基準を定め，メリハリのついた予算編成と編成課程の透明性を確保し，戦略的に取り組む施策に重点的に予算配分を行う。		
	○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策 【11-1】 1）平成19年度予算編成方針に基づき，戦略的に取り組む施策に必要な経費を，予算編成に盛り込み，重点的に配分する。		IV	**（平成19年度の実施状況）** 【11-1】 1）平成19年度予算編成方針には，メリハリのついた予算編成と編成過程の透明化が求められており，次の方針により分かりやすい予算編成を行った。 　①教育に重点を置いた予算編成配分を行い，質の高い教育を実施，②附属病院の自主性・自立性を確立するため，人件費を含めた予算を病院長の下で一元管理，③人的資源の有効活用による人件費を削減した。 　また，戦略的経費として，①学習環境・教育研究環境整備費（施設維持管理費，学術図書資料費，広報戦略経費【新規】等），②学長経費，③地域貢献支援事業費を引き続き確保して，積極的に事業を実施した。			

			さらに，若手研究者育成のための研究費に配慮した予算編成を行った。 21世紀ＣＯＥ支援経費，特別教育研究経費等の競争的資金を確保できた事業については，インセンティブを付与し，学内予算を重点的に配分した。 資金運用で獲得した資金運用益等を学長がリーダーシップを発揮できるトップマネジメント推進事業（61,697千円）に活用し，がんプロ事業の支援（5,318千円），教育環境改善事業（15,000千円），センター試験対応緊急整備事業（13,000千円）等を実施した。 このように，全学的な視点で戦略的経費を確保し，学長のリーダーシップのもとに，重点的に配分した。
【11-2】 2）平成19年度予算編成方針において，学部の枠を超えた中央経費として新たに広報経費を設け，広報担当副学長を中心に全学的な観点からの大学広報を戦略的に行う。		Ⅳ	**（平成19年度の実施状況）** 【11-2】 2）全学的観点からの大学広報として，大学の認知度アップと信頼性確保等，積極的な情報発信のため，大学として戦略的に取り組む施策に必要な経費（戦略的経費）に，広報戦略経費（２千万円）を予算化し，以下の取組みを行った。 ①大学ホームページをアカデミックで親しみやすいものにリニューアルした。 ②大学紹介ＤＶＤを作成し，高校等へ配布するとともに，ホームページでも閲覧できるようにした。 ③大学の情報を広く在学生の保護者等に周知するため，広報誌「風紋」の配布部数を4,000部から11,000部に増刷した。 ④「鳥取大学」の認知度アップのため，新聞紙面において，本学の取り組み等を紹介した企画記事を４回掲載した。また，そのうちの１回は，学長と知事の対談として，ケーブルＴＶを利用して映像等により広く鳥取県内に放送した。 ⑤大学の特色ある教育・研究の取組み内容を進学情報誌に掲載した。 ⑥鳥取県内の民放テレビ局の番組において，番組内企画として「大学紹介」を２回放送した。 ⑦関西エリアへの本学の認知度アップのため，読売新聞大阪本社版に学生募集広告を掲載した。

				このように，多様な媒体を活用して，積極的に情報発信を行った。			
○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策 【12】 1）経営協議会等に外部有識者を登用し，大学運営に社会の意見を積極的に反映させるシステムを構築する。		Ⅲ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 経営協議会を各年度４～５回開催し，大学の運営に関する様々な意見等を頂き，審議の上，運営改善などに活用している。 コスト削減や増収策について意見があり，コスト削減に取り組むとともに，収益事業の導入について検討した。資金運用など可能なものから実施した。 鳥取県の医師，看護師不足及び地域医療の質の向上への意見については，「がんプロフェショナル養成プラン」，「がんセンター構想」，「地域枠の設定」，「臨床心理士の養成」など地域と一体となり医師・看護師をその養成に取り組むなど医療体制を充実した。 理工系離れが進んでいるが工学部８学科が維持できるのかとの意見を受け，学生や社会のニーズや学術研究の方向性などを反映した工学部大学院部局化を計画し，改組することとした。	平成20・21年度においても引き続き，経営協議会を開催し，外部有識者の意見を反映させた大学運営を行う。 経営協議会が活性化する方策として，引き続き，経営協議会資料を事前に配付し，外部委員等へ事案説明を行う。 引き続き本学の財務状況を分析し，大学経営の方向性等について経営協議会委員からの意見等を基に検証・審議する。		
	○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策 【12-1】 1）経営協議会等に外部有識者を十分活用し，大学経営に社会の意見を積極的に反映させる。	Ⅲ		**（平成19年度の実施状況）** 【12-1】 1）平成18年度に引き続き経営協議会を５回開催した。経営協議会が活性化する方策として，経営協議会資料を外部委員等に事前配付するとともに，事案説明を行った。 経営協議会外部委員から①国際交流を教育の核として一層充実させること，②保育所整備は必要だが費用対効果はどのように考えているのか，③地域の人々が理解しやすい研究を推進すること，④大学においてもコスト削減とサービスの質向上が求められていること，⑤経費削減はもちろんのことだが資金調達に係る基金の設置ついても検討する必要があること，⑥他にないユニークなカリキュラムで学生募集を行うこと，⑦即戦力のある人材の養成が求められていること等，大学経営に係る建設的な意見や提案等を頂いた。 経営協議会外部委員の意見を踏まえ，平成19年度で期間満了する文部科学省からの補助事業（大学改革推進等補助金;(大学教育の国際化推進プログラム；平成17年～19年)）を発展的に			

				推進するために必要な財源を平成20年度予算編成方針で国際戦略経費として確保し，国際性豊かな人材育成事業として実施し，国際化を推進することとした。	
【13】 2）労務，情報など高い専門性を担当する部署を新たに設置する。		Ⅲ		(平成16～18年度の実施状況概略) 人事管理課に，労働安全衛生担当の労務安全室及び労務安全係を設置し，所属職員に第１種衛生管理者，衛生工学衛生管理者資格を取得させた。また，医学部職員係長に衛生工学衛生管理者資格を取得させた。 学術情報部に情報企画推進課を設置し，情報の専門知識を有する技術職員を１名配置した。	平成20・21年度においても引き続き，担当部署に第１種衛生管理者資格などの資格取得者の配置充実を図る。
	【13-1】 2）専門知識・技術が必要とされる部署・専門分野等について引き続き検討し，必要に応じて適材を登用していく。	Ⅲ		(平成19年度の実施状況) 【13-1】 2）人事管理課労務安全係に，安全衛生担当の事務職員１人を新たに配置するとともに，同係事務職員２名が第１種衛生管理者資格を取得した。 情報企画推進課に情報の専門知識を有する者を，平成19年４月に新たに１名増員した。 また，医療事務，施設，系統解剖の専門知識・技術を有する者を平成20年４月に採用することとし，募集を行った。(年度計画の【14-1，22-1】の「平成19年度の実施状況」欄を参照。)	
【14】 3）専門知識・技術を有する者を積極的に採用したり，あるいは専門的な研修を受けさせるなどの明確な人事方針を確立する。		Ⅳ		(平成16～18年度の実施状況概略) 専門知識，技術を有する者の選考採用が可能となるよう，基準を設けるとともに，選考採用に関する取扱いを定めた。 既存の定員の枠にとらわれず，優秀な医療技術者の安定的確保を図るため，医学部附属病院において特定任期付職員制度を設けた。 研修については，研修ごとに目的を明確に設定して計画を立案し実施している。	高い専門知識・技術が必要とされる専門分野等について引き続き検討し，必要に応じて事務系職員の選考採用の基準に基づき選考採用を行うとともに，適材を登用する。
	【14-1，22-1】 3）平成18年度に定めた事務系職員の選考採用の基準に基づき，専門知識，技術を有する者の採用を検討する。	Ⅳ		(平成19年度の実施状況) 【14-1，22-1】 3）平成18年度に定めた事務系職員の選考採用の基準に基づき，専門知識等を必要とする業務に従事する者を次の通り雇用することとした。	

				医学部医療サービス課に医療事務の資格を有する者を，施設課に施設・電気の技術を有する者を，医学部技術部に系統解剖の技術を有する者を平成20年４月にそれぞれ１名選考採用することとし，募集及び選考を行った。		
○内部監査機能の充実に関する具体的方策 【15】 1）学長直属の内部監査室を設置し，会計，安全，業務等の内部監査を徹底する。		Ⅳ		**(平成16～18年度の実施状況概略)** 平成16年度の国立大学法人移行時には，総務部評価監査課に内部監査室を設置し，内部監査を行った。平成18年４月から新たに学長直属の内部監査課を設置して，内部組織からの影響を受けない体制を整備し，会計，安全，業務等大学の諸活動の監査を実施した。 内部監査は，毎年監査計画に基づき実施し，問題点については当該部局に改善を求め，学長，部局長会議，事務協議会に報告するとともに，監査結果が適切に大学運営に反映されたか改善状況の確認を行った。 監事監査・内部監査を的確に実施し，広範に渡る指摘事項への対処を適時に実施し，財務管理をはじめとする大学運営をより計画的・効率的に遂行した。	平成20・21年度においても引き続き，内部統制に重点を置いた運営体制の整備に係る監査を継続し，監事，会計監査人との定期的な連携を継続する。さらに，リスク管理の評価を実施する。		
	○内部監査機能の充実に関する具体的方策 【15-1】 1）学長直属の内部監査課において，監事や会計監査人との連携を強化しながら，監査計画に基づき，会計，安全，業務等大学の諸活動の監査を実施する。	Ⅲ		**(平成19年度の実施状況)** 【15-1】 1）これまでの監査業務に加え，内部統制の重要性を省みて，体系的に規則等が制定されているか，また，規則等間の連携に不符号はないか等を重点的に確認をした。 さらに，これまでの監事，会計監査人，内部監査課から指摘のあった事項に対するフォローアップを行い，改善済みの事項を確認するとともに，未改善事項については，今後の改善予定を確認した。		
○国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策 【16】 1）積極的に協力する。		Ⅲ		**(平成16～18年度の実施状況概略)** 国立大学協会中国・四国地区構成大学，山陰地区国立大学法人等の間で実施する各種研修（係長研修，技術職員研修，会計事務研修など）について，持ち回りにより企画実施するとともに，積極的に職員を参加させた。 国立大学法人職員の採用試験について，第１次試験地として平成16年度の制度導入当初から協力した。平成17年４月から７月までの４ヶ月間，事務職員を職	平成20・21年度においても引き続き，国立大学協会中国・四国支部の構成大学間において連携を図り，国立大学法人職員の採用試験・研修等の企画・運営に積極的に協力する。		

				員採用試験事務室（広島大学）に派遣した。 平成18年５月に導入した人事給与統合システムのユーザー校で構成する連絡会に参加し，情報交換を積極的に行った。		
	○国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策 【16-1】 1）国立大学法人職員の採用試験について，引き続き積極的に協力する。		Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** 【16-1】 1-1）中国・四国地区国立大学法人等職員採用試験の企画段階から参画し，第１次試験地として引き続き協力した。 また，広島大学に設置されている同試験の「職員採用試験事務室」へ本学職員１名を平成20年４月から出向させることとした。 1-2）国立大学協会中国・四国支部の構成大学間において，当該支部の支援の下で，合同で企画実施する研修や，中国・四国地区国立大学等で共同で実施する研修に職員を積極的に参加させた。（係長研修，技術職員研修，会計事務研修など） 1-3）平成18年５月に導入した人事給与統合システムのユーザー校で構成する連絡会に加入し，システムの円滑な運用・利活用に資するため，情報交換を積極的に行った。		
				ウェイト小計		

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（１）業務運営の改善及び効率化
②　教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	
	１）教育研究の伸展や社会的要請に応じ，適切な評価に基づき，教育研究組織の弾力的な設計と改組転換を進める。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策 【17】 １）本学における教育研究組織の設置改廃については，学部長等は学長へ，又は学長自ら提案し，教育研究評議会で審議し役員会で決定する。		Ⅳ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 本学が実施する自己点検・評価（平成16・17年度：教育，平成18・19年度：研究活動）の結果や，国立大学法人評価委員会が実施する業務実績評価の結果等を踏まえ，また，社会のニーズや新たな学問分野の発展に適切に対応するため，教育研究組織の見直しを行った。 教育研究組織の見直しを審議するに当たっては，教育研究評議会で審議し，役員会で決定した。（中期計画【19】及び【20】の『平成16～18年度の実施状況概略』欄を参照。）	平成20・21年度においても，社会のニーズや新たな学問分野の発展に適切に対応するため，教育研究組織の見直しを行う。 教育研究組織の見直しを審議するに当たっては，教育研究評議会で審議し，役員会で決定する。 （中期計画【19】及び【20】の『平成20～21年度の実施予定』欄を参照。）		
	○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策 【17-1】 １）教育研究について自己点検・自己評価を実施する。		Ⅳ	**（平成19年度の実施状況）** 【17-1】 １）平成18年度に行った研究活動状況の調査・分析結果を基に，平成19年度に自己点検・評価を行い，報告書「研究活動の現状と課題」をまとめた。 また，大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受審するに当たって，教育研究活動について自己点検・評価を行った。			
	【17-2】 ２）その結果を経営協議会，教育研究評議会の審議に付し，その結果を踏まえ，教育研究組織の編成・見直し等を行う。		Ⅳ	**（平成19年度の実施状況）** 【17-2】 ２）平成18年度業務実績に係る国立大学法人評価委員会が行う評価，大学機関別認証評価，本学が行う自己点検・評価の評価結果は，速やかに役員，部局長等に報告するとともに，役員会，教育研究評議会，経営協議会においても			

				報告した。また，評価結果で指摘された事項については，当該部局等で具体的な対応策を検討し，改善への取組みを行った。（年度計画【47-1】の『平成19年度の実施状況』欄を参照。）		
	【17-3】 3）教育研究組織の設置改廃については，学部長等は学長へ又は学長自ら提案し，教育研究評議会で審議し，役員会の議を経て決定するとともに，その決定に基づき，設置審査を受けるもの，届出をする必要があるものについては，文部科学省と調整する。		Ⅳ	**（平成19年度の実施状況）** 【17-3】 3）教育研究組織の設置・改廃については，学部の教授会等や常置委員会，企画調整会議等で審議した後，教育研究評議会の審議を経て，役員会で決定した。 役員会で決定した主な教育研究組織としては，平成19年６月にアドミッションセンターを入学センターに改組，平成19年９月に医学部医学科に寄附講座（地域医療学講座）を設置，平成20年４月に大学教育総合センターを教育センターに改組及び大学教育支援機構の設置，イノベーション科学センターの設置，生命機能研究支援センターの整備充実，工学部附属電子ディスプレイ研究センター（寄附研究部門）の設置であった。 また，文部科学省と調整を行ったものとしては，設置審査を受けるものとして，医学系研究科臨床心理学専攻の設置，届出をする必要のあるものとして，大学院工学研究科の改組，大学院農学研究科の改組，大学院連合農学研究科の改組について調整を行った。 さらに，医学系研究科保健学専攻博士後期課程の設置計画書を文部科学省に提出し，設置認可された。		
○教育研究組織の見直しの方向性 【18】 1）教育サービスに関する機能の拡充を図る。			Ⅲ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 学務支援システムを導入して，学生用機能，教員用機能，事務用機能の充実を図るとともに，平成18年度から冷暖房設備，トイレ改修等教育設備の整備を図った。	平成20・21年度においても引き続き，教育支援委員会において，教育サービスについて検討を行うとともに，大学教育支援機構を円滑に運営する。	
	○教育研究組織の見直しの方向性 【18-1】 1）教育支援委員会で教育サービスに関する機能の拡充を図る方法を継続して検討する。		Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** 【18-1】 1）教育支援委員会，企画調整会議，教育研究評議会等において，教育支援に係る機能の充実について検討し，平成20年４月から，大学教育総合センターをより機能的なセンターとするため，教育センターへ改組し，キャリア支援		

					と学生生活支援に関する部門を設け，キャリア教育等の充実を図り，また，教育支援に係る入学センター，教育センター等を大学教育支援機構として一つの機構に位置づけることにより，入学時早期から卒業後の将来を見据えての学修を支援する機能的な教育支援体制とすることとした。 また，共通教育の教育内容の充実と機能的な実施体制を図るため，教育センター長の下に，共通教育推進委員会を設けることとした。		
【19】 2）社会的ニーズの変動に伴う組織の見直しを行う。			IV		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 社会のニーズや新たな学問分野の発展に適切に対応するため，教育研究組織の見直しを行った。 主なものとしては，教員需要の縮小に応じて，教員の計画養成を見直し，平成16年度にそれまでの教育地域科学部を地域学部に改組した。 地元や全国からの強い要請に応えて，農学部に鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター，菌類きのこ遺伝資源研究センターを設置した。 また，研究支援体制を充実するとともに，産官学連携を中心とした地域連携をより機動的かつ弾力的に展開するため，産官学連携推進機構を産学・地域連携推進機構に改組した。	平成20・21年度においても，社会のニーズや新たな学問分野の発展に適切に対応するため，教育研究組織の見直しを行う。（中期計画【20】の『平成20から21年度の実施予定』欄を参照。）	
	関連する年度計画 【20-1，20-4，20-6，20-7，20-13】		IV		**（平成19年度の実施状況）** 【20-1，20-4，20-6，20-7，20-13】 年度計画【20-1，20-4，20-6，20-7，20-13】の『平成19年度の実施状況』欄を参照。		
【20】 3）組織の改編計画は，以下のとおりである。 ①地域学の教育研究の充実を図る。 ⅰ）地域学部の充実を図る。 ⅱ）大学院教育学研究科を見直し，再編の検討を行う。 ②医学・医療・生命科学・保健学の教育研究の充実を図る。 ⅰ）大学院医学系研究科の充実・発展を図る。 ⅱ）医工連携を継続するとともに			IV		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 社会のニーズや新たな学問分野の発展に適切に対応するため，教育研究組織の見直しを行った。主なものは，以下のとおりである。 ①平成16年４月に地域学部を設置した。 ②大学院地域学研究科の平成19年４月設置の認可を受けた。 ③大学院医学系研究科に，平成16年４月に保健学専攻（修士課程）を設置した。 ④医学部に，学部教育支援室，地域医療教育支援室，大学院教育支援室，卒後	平成20・21年度においても，教育研究の進展の動向や社会のニーズ等に対応した教育研究組織の整備充実に努める。 大学院連合農学研究科に，平成20年度から単位制（課程制）の導入を図り，平成21年度改組に向けて検討する。 染色体工学の教育研究拠点形成を目指し，「遺伝子・染色体工学センター（仮称）」	

医農連携を検討する。
iii）医学部附属施設の研究部門を見直し，再編の検討を行う。
③工学の教育研究の充実を図る。
i）工学部及び大学院工学研究科を見直し，再編の検討を行う。
ii）ものづくりを重視した教育の充実を図る。
④農学・獣医学の教育研究の充実を図る。
i）農学部獣医学科及び生物資源環境学科を見直し，再編の検討を行う。
ii）農学部附属施設の統合を検討する。
iii）大学院農学研究科を見直し，再編の検討を行う。
⑤全国共同利用施設及びその他の教育研究施設は，教育研究の進展の動向や社会のニーズ等を見ながら充実を図る。
i）乾燥地研究センターの整備拡充を図る。
ii）教育地域科学部附属教育実践総合センターを大学附属の生涯教育総合センターに転換する。
iii）教育地域科学部附属の小学校，中学校，養護学校，幼稚園を大学附属に転換し，教育の充実を図る。
iv）大学の情報化関係施設の統合を図る。
v）知的財産本部（仮称）の設置の検討を行う。
vi）大学教育総合センターの充実を図る。

学科・専攻等の設置に伴い，変更等となる学位の種類及び分野

事項	現行	変更後
変更	教育地域科学部 学士(教育学) 〃 (教養学) 〃 (地域政策学) 〃 (地域科学)	地域学部 学士(地域学)
新規		医学系研究科 修士(保健学)

【20-1】
2）大学院医学系研究科保健学専攻博士後期課程の平成20年度設置を検討する。

【20-2】
3）医学部附属脳幹性疾患研究施設と医学系研究科との連携を密にする。

臨床研修センターで構成する総合医学教育センターを設置し，一貫した卒前・卒後教育の支援体制を整備した。
⑤健康をキーワードにした「食品開発と健康に関する研究会」を立ち上げ，地域，医，工，農学部の教員が連携し学内共同研究を推進した。
⑥平成16年４月に，ものづくり実践教育センターを設置した。
⑦平成17年４月から農学部生物資源環境学科では，国際乾燥地科学コース，植物菌類資源科学コース等の教育コースを新設した。獣医学科では，平成17年度に獣医生化学など平成18年度に獣医画像診断学の教育研究分野を設けた。
⑧農学部附属施設として，鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター及び菌類きのこ遺伝資源研究センターを，また，附属農場及び附属演習林を統合しフィールドサイエンスセンターをそれぞれ平成17年４月に設置した。
⑨乾燥地研究センターは，21世紀ＣＯＥプログラム「乾燥地科学プログラム」により構築した乾燥地保健・医学について，組織的に取り組むため，新たに保健・医学部門を設置することを検討した。
⑩教育地域科学部附属教育実践総合センターを学内共同教育研究施設としての生涯教育総合センターへ平成16年４月に改組し，２部門を３部門体制とした。
⑪小学校，中学校，養護学校（現特別支援学校），幼稚園を大学附属とし，新たに附属学校部を設置し，養護学校に高等部専攻科を設置した。
⑫平成16年６月に知的財産センターを設置した。さらに，平成19年４月には，地域共同研究センター等と統合し，産学・地域連携推進機構を設置した。

(平成19年度の実施状況)
Ⅳ 【20-1】
2）大学院医学系研究科保健学専攻博士後期課程設置計画書を文部科学省に提出し，設置認可された。

(平成19年度の実施状況)
Ⅲ 【20-2】
3）脳幹性疾患研究施設が得意とする「脳」と，現代の社会的疾患である「抑うつ」を結びつける「脳とこころ」の

の設置を検討する。
平成21年４月に大学院医学系研究科臨床心理学専攻の平成21年４月設置に向けて検討する。

		カリキュラムを設け，大学院医学系研究科との連携を密にした。また，脳幹性疾患研究施設の講座化について検討に着手した。
【20-3】 4）医学部技術部の一層の充実を図る。	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【20-3】 4）医学部技術部では，地域貢献の一環として，平成17年度から毎年「夏休み子供塾」(35人)を開催し，身近な動植物の生態観察を通して，子供達の理科離れ防止の一端を担った。 また，全学を業務対象とした「安全キャビネット」検査の充実を図るため，平成19年度新たに１名が検査資格を取得し，資格取得者２名となった。
【20-4】 5）総合医学教育センターにおいて，良質な医療人育成のため，一貫した卒前，卒後教育の支援を行う。	Ⅳ	(平成19年度の実施状況) 【20-4】 5）平成19年度に採択された「全人的医療人養成プログラム」を基に，学部教育支援室，地域医療教育支援室，大学院教育支援室，卒後臨床研修センターから構成される総合医学教育センターにおいて，良質な医療人育成のため，一貫した卒前，卒後教育の支援を行った。
【20-5】 6）医学科基礎系分野の改組について，更に検討を進める。	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【20-5】 6）平成18年度に設置した感染制御学講座において，准教授が教育を担当しつつ，医学部附属病院の感染制御部部長として，業務を遂行した。
【20-6】 7）医学部医学科への寄附講座（兵庫県による地域医療学講座）設置を検討する。	Ⅳ	(平成19年度の実施状況) 【20-6】 7）平成19年９月に医学部医学科へ，兵庫県の要請に基づき，地域医療に関する寄附講座（地域医療学講座）を設置し，准教授１名，助教１名を配置した。
【20-7】 8）医学系研究科保健学専攻への「臨床心理学コース」設置について検討する。	Ⅳ	(平成19年度の実施状況) 【20-7】 8）鳥取県からの要請を受け，医学系研究科保健学専攻に臨床心理士養成コースの開設に着手し，５名の教員採用を行った。カリキュラムを策定するとともに，臨床心理相談センターを設け，平成20年４月から「臨床心理学コース」

		を設置することとし，平成20年度入試で11名の合格者を決定した。
【20-8】 9）大学院教育改革として医学系研究科へ，専攻や分野の枠を超えた７つの教育コース（①医学研究基礎コース，②遺伝子・再生・染色体工学コース，③臨床腫瘍医学コース，④感染・免疫・アレルギーコース，⑤生活習慣病コース，⑥脳と心の医学研究コース，⑦救急・急性期医療学コース）設置について検討する。	Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 【20-8】 9）大学院教育改革として，大学院医学系研究科に，専攻や分野の枠を超えた７つのカリキュラム教育コース（①医学研究基礎コース，②遺伝子・再生・染色体工学コース，③　臨床腫瘍医学コース，④感染・免疫・アレルギーコース，⑤生活習慣病コース，⑥脳と心の医学研究コース，⑦救急・急性期医療学コース）を設置した。この取組により，平成20年度の医学専攻博士課程の充足率が向上した。
【20-9】 10）工学部及び大学院工学研究科の見直し，再編等を検討する。	Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 【20-9】 10）工学部及び大学院工学研究科の再編について検討を行い，第１段階として大学院工学研究科について，高度な専門知識に加えて広範な基礎学力を身に付けさせる教育組織にする目的で，平成20年４月に博士前期課程８専攻を４専攻へ，博士後期課程３専攻を４専攻へ改組することとした。
【20-10】 11）「ものづくり教育実践センター」を更に充実させ，ものづくり教育の拠点とする。	Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 【20-10】 11）ものづくりに係る教育を「問題発見・解決型の産学連携教育」として充実させるとともに，地域の小中学生を対象としたものづくり教育を実施するなど，ものづくり教育に関する広報活動を行った。 平成19年度は，平成18年度に開設した「学生自主ものづくり工房」を利用して体験型（レーシングキットカー製作）及び公募型（鳥大ロボコン，鳥人間プロジェクト）の課外活動の支援等を行った。
【20-11】 12）農学研究科修士課程の改組・再編について検討する。	Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 【20-11】 12）大学院農学研究科の改組については，平成21年４月の改組を目途に，時代に対応し独創的で魅力ある教育を行う組織に再編整備する目的で，研究科長，専攻長，副学部長，乾燥地研究センタ

		一長等からなるワーキングを設置して，獣医学科教員も参画し，改組計画（案）の骨格を作成し文部科学省との事前協議を進めた。
【20-12】 13）連合農学研究科は，組織再編及び課程制の導入を検討する。	Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 【20-12】 13）大学院連合農学研究科では，体系的な教育課程を編成し，厳格な成績評価と適切な研究指導体制を実施することにより，修業年限内に学位を取得できる体制の整備を図る目的で，研究科長，副研究科長，代議委員等で検討を重ね，平成20年度から単位制（課程制）を導入することとした。 また，平成21年４月の改組を目途に，乾燥地科学に関する教育研究体制の強化を図り，高度で実践的な研究者と技術者を育成する目的で，研究科長，副研究科長，代議委員等で改組計画（案）の骨格を作成し文部科学省との事前協議を進めた。
【20-13】 14）乾燥地研究センター及びその他の教育研究施設は，教育研究の進展の動向や社会のニーズ等に対応し，研究組織の再編等について検討する。	Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 【20-13】 14-1）乾燥地研究センターでは，保健・医学部門を新設するとともに，助教２名の配置，研究支援専門職１名の増員により組織整備を行った。 14-2）全学的視点でイノベーションに関する教育とその実現による社会貢献を推進する拠点として，イノベーション科学センターを平成20年４月に設置することを決定した。 14-3）21世紀ＣＯＥプログラム「染色体工学技術開発の拠点形成」の研究を継続するとともに，更なる進展を図るため「遺伝子・染色体工学センター（仮称）」の設置について検討を進めた。 14-4）全学的に動物実験等を適正に実施するため，農学部動物実験施設を学内共同教育研究施設である生命機能研究支援センターに統合した。 また，同センターでは，分野ごとに外部評価委員による活動状況の評価を行い，その結果を各分野の今後の運営ならびに将来構想に反映することとした。 このように，全国共同利用施設や学内共同教育研究施設の整備充実を積極的に行い，これら施設設備を有効に活用し，

				教育研究，共同利用を推進した。			
	【20-14】 15）生涯教育総合センターの共同研究体制を構築する。		Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【20-14】 15）生涯教育総合センター生涯学習部門と教職教育部門の共同研究として，「地域生涯学習総合支援に向けた調査」を実施し，両部門の専任教員による会議を実施した。 　また，平成19年度から教員養成を全学的に推進するため改組を行った。			
	【20-15】 16）継続して附属学校園の在り方や体制を見直し，教育の充実を図る。		Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【20-15】 16）附属学校部の校園長会において，教育理念，教育目標や幼小連携，小中一貫教育の方法を含めた将来構想を検討し，平成20年３月に「附属学校の在り方」として報告書にまとめた。			
				ウェイト小計			

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（１）業務運営の改善及び効率化
③　人事の適正化に関する目標

中期目標	１）「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ，人件費削減の取り組みを行う。 ２）定員並びに弾力的な人員配置については，人事委員会で原案を作成し，経営協議会・教育研究評議会において検討の上，役員会で決定する。 ３）職員の専門性の向上を図るため，研修を充実する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 【21】 １）それぞれの職種においてインセンティブ付与を基本とする人事評価システムを構築し，職員の能力開発及び適正な配置に活用する。		Ⅳ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 事務・技術職員の人事評価は，平成16年度の試行結果を踏まえ，平成17年７月から「鳥取大学事務・技術職員人事評価実施要領」を定め，職員個々の能力育成・活用を目的に，自己目標の設定，自己評価，職員面談とフィードバック，評価者研修を取り入れた，新たな人事評価制度を導入し，業績手当支給，昇給の際の資料として活用した。 附属学校教員についても，当該年度の目標設定と自己評価，管理職との面談を試行した。	平成20・21年度においても引き続き，事務・技術職員の人事評価を職員の能力開発，適正な配置に利用するとともに，インセンティブ付与の資料として有効に活用するため，評価時期の妥当性等について検討を行う。 附属学校園教員の人事評価制度については，人材育成への活用の観点から正式導入に向けてさらに検討を行う。		
	○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 【21-1】 １）事務・技術職員の人事評価について，インセンティブ付与が的確に活用できるよう，評価の時期，体制，運用等について検討を行う。また，附属学校園教員の人事評価制度についても検討を行う。		Ⅳ	**（平成19年度の実施状況）** 【21-1】 １）インセンティブ付与の前提となる，評価の統一性を図るため，評価者を対象に，評価の基本的考え方・ルール，人事評価面談の仕方等について評価者研修を平成19年６月に鳥取地区及び米子地区において実施した。 附属学校園教員の人事評価については，目標設定と自己評価，管理職との面談を取り入れた制度を試行導入しているが，これまでの自己目標設定の実態を踏まえ，校園長及び副校園長による教員との面談の中で，より具体的な目標を設定するよう指導を行った。			

	【21-2】 2）事務・技術職員の人事評価結果に基づき，業績手当の成績等には反映させているが，引き続き給与へのインセンティブ付与の方法について検討を進める。	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【21-2】 2）人事評価・業績評価の結果を参考にして，平成18年度から業績手当，昇給においてインセンティブ付与を実施しているが，評価実施期間（年度評価）と業績手当（6月期，12月期），昇給（1月昇給）の勤務成績判定期間が異なることから，より適切にインセンティブ付与に反映できる方策を検討した。		
○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 【22】 1）専門性の高い職種については，独自に採用する方法を明文化する。		Ⅳ	(平成16～18年度の実施状況概略) 専門知識，技術を有する者の選考採用が可能となるよう，平成18年度に基準「鳥取大学職員の採用に係る選考に関する要項」を設けるとともに，選考採用に関する取扱い「事務系職員の選考採用に関する取扱」を定め，本学が独自に採用する選考採用制度を明文化した。 また，優秀な医療技術職員，看護職員等の医療業務従事者を確保するため，「医学部附属病院における特定任期付職員」の制度を導入した。	平成18年度に定めた事務系職員の選考採用の基準に基づき，必要に応じて，専門知識，技術を有する者の採用を推進する。平成20年度は，語学能力を有する者を選考採用する予定である。	
	○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 【14-1，22-1】 1）平成18年度に定めた事務系職員の選考採用の基準に基づき，専門知識，技術を有する者の採用を検討する。	Ⅳ	(平成19年度の実施状況) 【14-1，22-1】 1）年度計画【14-1】の『平成19年度の実施状況』欄を参照。		
【23】 2）大学の方針に基づき兼職・兼業の弾力的な運用を行う。		Ⅲ	(平成16～18年度の実施状況概略) 許可済の役員兼業について，期間終了後，継続する場合については，審査委員会での審議を省略することとした。 また，教員が国・地方自治体等の審査会委員，学校医などの社会的貢献度の高い兼業に従事する場合，教育・研究に大きな支障の生じない限り承認することとし，弾力的な運用を行った。	平成20・21年度においても引き続き，兼業許可において弾力的な運用を行う。	
	【23-1】 2）社会的貢献度の高い兼業については，職務専念義務の免除等で対応できるよう，運用について検討する。	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【23-1】 2）教員が社会的貢献度の高い兼業に従事する場合，教育・研究に大きな支障が生じない限り承認することとし，弾力的な運用を行った。 また，平成16年度に導入した鳥取地区事業場に加えて，米子地区事業場に		

				も，教授研究の業務に従事する者で主として研究に従事する教員を対象に，専門業務型裁量労働制を導入し，柔軟に兼業に従事できるようにしたため，兼業について職務専念義務免除で対応する必要がなくなった。		
【24】 3）多様な勤務形態を導入する。		Ⅳ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 業務遂行の効率化を図るため，看護師，放射線技師等の変形労働時間制を導入した。 また，年次有給休暇の計画的付与制度を設け，お盆に３日間の一斉休業を行うとともに，従来の夏季休暇（３日）をリフレッシュ休暇（３日）とし，取得できる期間を夏季の３か月間限定から年間を通した期間に変更して，時間単位で取得できることとした。 さらに，ノー残業デーの導入，年次有給休暇の取得促進等の所定外労働の縮減に努めるとともに，育児を行う職員に係る短時間勤務制度の検討に着手した。 職員の円滑な世代交代及び生活設計の多様化に対応するため，事務系職員を対象とした早期退職制度を導入した。	人材の有効活用と組織の活性化のため，引き続き柔軟な勤務形態について検討する。 仕事と家庭生活の両立の観点から働きやすい労働環境の整備について次世代育成支援行動計画に基づき実施する。	
	【24-1】 3）人材の有効活用と組織の活性化のため，引き続き柔軟な勤務形態について検討する。	Ⅳ	**（平成19年度の実施状況）** 【24-1】 3-1）医学部附属病院看護部の安全な医療提供体制の整備及び就労環境の改善を図るため，３交替制勤務を２交替制勤務とすることについて検討し，平成19年８月からの試行導入を経て，12月30日から本格導入した。 3-2）附属学校園事業場において，１か月単位の変形労働時間制の対象に，附属小学校，附属中学校及び附属幼稚園の職員を追加し，学校行事等に柔軟に対応できる勤務体制を整えた。 3-3）変形労働制に関する労使協定書第３条第３項の規定に基づき，５時限授業に対応するため，教務関係事務職員の勤務時間の繰り下げを行った。 このように，多様な業務に従事する本学職員の業務の特殊性に対応した多様な勤務形態を可能とした。		
	【24-2】 4）職員が仕事と子育てを両立できる働きやすい労働環境の整備について	Ⅳ	**（平成19年度の実施状況）** 【24-2】 4）職員の就業と育児の両立を推進する		

	引き続き検討を行う。			ための環境整備として，平成19年10月に医学部附属病院に「すぎのこ保育所」を設置した。看護師等の交替制勤務者の利用にも対応するため，週３日は24時間保育とし，24時間保育を行う日に看護師等の夜勤等を割り振るよう配慮している。 また，育児のための短時間勤務制度について検討を行い，平成20年度から導入することとした。 このように，子育てを支援する制度を導入し，優秀な人材を確保した。		
○任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 【25】 1）「鳥取大学における教員の任期に関する規則」及び「鳥取大学教員選考に関する基本方針」の積極的な運用を行う。		Ⅲ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 教員の流動性確保のため，任期を付して雇用する教員の職等の範囲を農学部附属菌類きのこ遺伝資源研究センターや医学部生命科学科の一分野で拡充した。 また，教員の採用については，「鳥取大学教員選考に関する基本方針」により，原則，公募によることとしており，選考委員会等で厳正に選考し，教授会に諮るとともに，その選考経過は，学長に報告し，公明性・透明性を確保した。	平成20・21年度においても引き続き，教員の流動性を確保するため，「鳥取大学における教員の任期に関する規則」に基づき，任期付教員を採用するとともに，「鳥取大学教員選考に関する基本方針」に基づき，適正な教員選考を行う。	
	○任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 【25-1】 1）教員の流動性を確保するため，引き続き任期付教員を採用するとともに，「鳥取大学教員選考に関する基本方針」に基づき，適正な教員選考を行う。	Ⅲ		**（平成19年度の実施状況）** 【25-1】 1）医学部医学科（地域医療学講座）の准教授及び助教並びに医学部附属病院がんセンター（がんプロフェッショナル養成プラン）の助教について，任期を付して雇用する教員の範囲を拡充した。教員の選考に当たっては，原則として公募によることとしており，部局においては，選考委員会等で厳正に選考し，教授会に諮るとともに，その選考経過は，学長に報告した。 また，医学部附属病院では，特定任期付職員として，新たに教授及び講師を各１名配置し，助教についても10名増員した。		
○外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 【26】 1）国際化，国際貢献，男女平等の見地から外国人・女性教員の積極的な登用を行う。		Ⅲ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 外国人，女性等の教員採用については，「鳥取大学教員選考に関する基本方針」に基づき，採用を促進するよう周知を行った。平成16年度外国人教員５名，女性教員83名が，平成19年度それぞれ７名，97名と増加した（各年度５月１日現在）。	平成20・21年度においても引き続き，「鳥取大学教員選考に関する基本方針」に基づき，外国人・女性教員の採用を行う。	

	○外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 【26-1】 1）外国人・女性教員の採用にあたっては，「鳥取大学教員選考に関する基本方針」に基づき，選考の公明性及び透明性を図り，積極的に登用する。	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【26-1】 1）外国人・女性教員の選考にあたっては，「鳥取大学教員選考に関する基本方針」に基づき実施しており，平成19年度は女性教員６名を新たに採用した。		
○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 【27】 1）職員の専門性の向上を図るため，生涯教育総合センターを窓口として，スタッフ・ディベロップメント（SD）の強化及び学外研修への派遣を促進する。		Ⅲ	(平成16～18年度の実施状況概略) スタッフ・ディベロップメント（SD）の強化として，毎年度４月に新採用職員研修を実施し，平成17年度からは10月に新採用職員フォローアップ研修，平成18年度には９月に新採用職員実務研修を実施した。さらに，平成18年11月にはマナー研修を実施した。 また，専門性の高い職務に携わる職員を養成するため，衛生管理者等を対象に，「労働衛生講習会」，「有機溶剤中毒の防止のための労働衛生管理講習会」，「粉じん障害防止対策に関する説明会」等に参加させたり，生涯教育総合センター主催による「パソコン研修」を実施した。	平成20・21年度も引き続き，スタッフ・ディベロップメント強化策として，職員の専門性の向上を図るため，「新採用職員研修」，「教職員のための英語能力向上研修」など，ＳＤ研修の実施及び学外研修への参加を促進する。	
	○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 【27-1】 1）スタッフ・ディベロップメントの強化策として，新採用職員を対象に，組織人として仕事を進める上でのルールを修得することを目的とした３ヶ月間の研修を実施する。	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【27-1】 1-1）スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）の強化策として，平成19年４月採用者を対象に，４月から３か月余りの期間に亘る「新採用職員研修」を実施し，その研修に民間研修を取り入れ，企業活動の現場を実体験させることにより，民間の効率的な業務運営やコスト意識，顧客に対するサービス意識などを習得させた。また，11月に採用後の半年間を振り返り，抱えている疑問点・課題等を確認するため，「フォローアップ研修」を実施した。 平成20年度の新採用職員研修では，民間研修を１か月に延長し，接遇やサービス意識といったＣＳ（顧客満足）マインド等に関する内容を充実することとした。 1-2）平成19年度新たに，生涯教育総合センターが主催する「教職担当者学習会」を５月から12月にかけて全10回開催し，各学部教務係の教職担当者と本センター教職教育部門スタッフの計11名が参加した。 1-3）英語能力を日常会話が可能なレベルまで向上することを目的に，大学教		

				育総合センターが中心となって「教職員のための英語能力向上研修」を８～９月に実施した。		
	【27-2】 ２）専門性の高い職務に携わる職員を養成する方策について検討を進める。		Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 【27-2】 ２-1）医療系技術職員，看護職員の専門性を高めるため，「薬剤部職員研修」（５月），「診療放射線技術者研修」（５～６月），「臨床検査技術者研修」（６月），看護師ネットワーク研修などの学外研修に参加させた。 ２-2）本学の国際戦略に基づく国際活動を支える語学能力・国際業務能力の向上を図るため，事務・技術職員を対象に，「国際戦略企画推進本部人材育成のための語学研修」を，４月～平成20年２月の間実施し，英語及び中国語・韓国語・スペイン語の語学研修を行った。 ２-3）会計職員の資質向上を図るため，外部の公認会計士を講師に，簿記・仕訳の基本を含めた「国立大学法人会計基準に関する研修会」を６～７月に10回実施し，約70名が受講した。 ２-4）附属図書館では，平成18年度に引き続き，鳥取県立図書館との相互派遣による実務研修（各館１名，５日間）を実施した。		
【28】 ２）職員の能力の向上及び組織の活性化等のため，他大学等との人事交流を推進する。			Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 職員の能力の向上及び組織の活性化を図るため，他大学，民間等との人事交流を積極的に実施した。また，人事交流者等と幹部職員との懇談会を実施し，円滑な人事交流の推進に活かした。 障害者の雇用について，各部局へ障害者雇用率達成のための周知・要請を行うとともに，障害者が就業可能な業務の開拓と，その条件に合った障害者の確保等について，検討を行った。障害者雇用者数は，平成16年度10名に対し，平成18年度24名と増加した。	平成20・21年度においても引き続き，職員の能力，資質の向上及び組織の活性化が図れるよう，他大学，地方自治体，民間等と人事交流を行う。 障害者雇用については，法定雇用率以上の雇用を維持できるように，障害者雇用の方策について引き続き検討する。	
	【28-1】 ３）人事交流により職員の能力の向上及び組織の活性化が図れるよう引き続き他大学，地方自治体，民間等と積極的に人事交流を行う。		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 【28-1】 ３-1）文部科学省，米子工業高等専門学校，鳥取県，鳥取銀行，地方自治体，民間等との人事交流を推進し，出向者及び受入者併せて22名の人事交流を行った。このうち，平成19年度は新たに		

				琴浦町及び日南町から人事交流者各１名を受け入れた。高等教育機関，教育関係機関のほか，銀行や地元自治体との人事交流を積極的に行い，組織の活性化するとともに，地域との交流を活発に行った。 3-2）中国四国地区図書・学術情報系職員人事交流／キャリアアップ・ポリシーに基づき，図書・学術情報系専門員資格認定制度の資料を，地区内のキャリアアップと人事交流に活用し，人事交流の推進を図った。		
	【26-2, 28-2】 4）障害者雇用については，法定雇用率（２．１%）の達成に努める。		Ⅳ	**(平成19年度の実施状況)** 【26-2, 28-2】 4）平成19年度に新たに６名の障害者雇用の確認を行い，法定雇用率を達成した。(平成19年度末現在の雇用率2.1%) また，更なる障害者雇用に取り組むため，附属特別支援学校生徒の雇用を視野に入れた体験実習の受入れについて，附属学校部と意見交換を行った。		
○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 【29】 1）総人件費改革の実行計画を踏まえ，職員配置の適正化等により，平成２１年度までに概ね４%の人件費の削減を図る。			Ⅳ	**(平成16～18年度の実施状況概略)** 平成18年度から22年度までの５年間で人件費５%の削減に取り組むこととし，人件費削減目標案を策定した。平成17年度の人件費予算相当額に対する，平成18年度の人件費削減率は6.2%であり，目標を上回る削減となった。	平成20・21年度についても，総人件費改革への対応のための定員削減計画に基づき，職員配置の適正化，採用抑制等を実施することにより，引き続き平成17年度人件費予算相当額の概ね１%の人件費抑制を行う。	
	○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 【29-1】 1）総人件費改革の実行計画を踏まえ，職員配置の適正化・採用抑制等により，引き続き平成17年度人件費予算相当額の概ね１%の人件費抑制に努める。		Ⅳ	**(平成19年度の実施状況)** 【29-1】 1）総人件費改革への対応として，平成22年度までの定員削減計画（５年間で人件費５%削減）を人事委員会，役員会で審議し決定した。また，附属学校教員の定員削減については，定員削減がクラス数に影響するものであることから，この計画では，附属学校の在り方についての検討結果を踏まえ，検討することとした。 この計画に沿って，人件費抑制に努めた結果，平成17年度の人件費予算相当額に対する，平成19年度の人件費削減率は7.6%となり削減目標を上回った。 なお，これらの人件費削減率等を記載した本学の役職員の報酬・給与等については，「国立大学法人等及び職員		

			の給与の水準の公表方法について（ガイドライン）」に基づき，平成20年6月末にホームページにおいて公表する。		
	【29-2】 2）事務系職員の採用について，総人件費改革の実行計画を踏まえ，常勤職員の採用抑制を図る。	Ⅳ	(平成19年度の実施状況) 【29-2】 2）平成19年度における事務系職員の採用については，総人件費改革への対応に基づく削減計画により７名の採用抑制を実施した。（年度計画【29-1】の『平成19年度の実施状況』欄を参照。）		
【30】 2）業務内容の洗い出しを行い，合理化計画を立て，人件費に関して適切な対応をする。		Ⅲ	(平成16～18年度の実施状況概略) 総務担当理事の下に，事務組織検討ＷＧを設置し，事務組織の在り方等について検討し，平成18年３月に「事務組織について（中間報告）」をまとめ，この報告に沿って組織再編を行った。また，事務協議会のＷＧにおいて，業務量調査を実施し，その結果を参考に，36項目の業務改善を行った。 組織再編と業務改善等を併せた適正な人員配置による人件費削減を行った。	企画調整会議，事務協議会等において，「事務組織について（中間報告）」を踏まえながら，さらに業務内容の見直し，簡素で効率的な事務組織について検討し，平成20・21年度に事務組織の再編・見直しを実施し，人員の適正配置を行う。	
	【30-1】 3）事務組織の再編，人員の適正配置等について検討を行い，限られた人材の有効活用を図る。	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【30-1】 3）人事関係業務において，職制ごとの役割や各係所掌業務の見直しを検討し，平成20年度からの課の統合に併せ，効率的な人員配置・業務分担を検討し，主任以下の職員を対象にグループ制を導入した。 また，経理関係業務において，予算係と決算係を決算・監査係に，収入係・支出係を出納係に統合して業務の効率化と人材養成の体制強化を図った。決算業務をルーティン化することにより，人材の有効活用を図る観点から，決算業務マニュアルを作成し，決算業務の合理化を図った。 事務組織の再編については，【10-1】の『平成19年度の実施状況』欄を参照。		
○職員の倫理保持，ハラスメントの防止の方策 【31】 1）就業規則に規定するとともに，倫理規程，「鳥取大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」を活用し，倫理保持及びハラスメントの		Ⅲ	(平成16～18年度の実施状況概略) 「鳥取大学における内部通報に関する規程」を制定し，本学の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保を強化するため，内部通報窓口（総務部人事管理課）及び相談窓口（総務部総務課）を設置し，ホームページにも掲載した。「鳥	平成20・21年度においても引き続き，「鳥取大学役員及び職員倫理規程」及び「鳥取大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」等に基づき，倫理保持及びハラスメ	

防止に努める。			取大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」を制定し，ハラスメント相談に速やかに対応し，厳正な措置を取った。また，平成17年度にハラスメント相談員（医学部教員）を１名増員し，体制の充実を図った。さらに，学外講師による教職員を対象としたハラスメント講演会を実施した。部局においても講演会を実施するなど，職員の意識啓発に努めた。 「鳥取大学役員及び職員倫理規程」を制定するとともに，新採用職員研修で説明したり，ホームページに掲載し周知徹底を図った。 職員の倫理，ハラスメントの防止に関する措置については，就業規則に規定した。	ントの防止に努める。 また，競争的資金等の適正な管理運営を行うため，不正防止計画推進室と内部監査課が連携して実態の把握及び検証を行う。
	○職員の倫理保持，ハラスメントの防止の方策 【31-1】 １）内部通報窓口及び相談窓口を設置するとともに，通報者の保護を行い，不正行為の早期発見を図る。	Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** 【31-1】 １）ハラスメントに関する相談者，事実関係確認の協力者等に対する不利益取り扱いの禁止を，「ハラスメントの防止等に関する規程」に明確に定め，相談申出の整備を図った。 また，内部通報に関しては，平成18年度に「内部通報に関する規程」を制定し，通報窓口，相談窓口の設置とともに，不利益取り扱いの禁止を同規程において措置しており，引き続き適正に運用した。	
	【31-2】 ２）ハラスメントの防止を目的とした職員の意識啓発を行う。	Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** 【31-2】 ２）ハラスメント防止体制の整備について人事委員会で検討し，ハラスメントの防止に関し，基本的方策，相談員に対する研修・支援策等を審議するため，常設の委員会として「ハラスメント防止委員会」を設置するとともに，監督者の責務，学長の責務，不利益取扱いの禁止等について明確化するため，「ハラスメントの防止等に関する規程」を改正した。 また，部局長会議等において，改正後の規程の趣旨・内容等を周知徹底するとともに，ハラスメント防止に関する講演会，ハラスメント相談員に対する研修を実施した。	

	【31-3】 3）職員を対象とした，セクハラ講習会を実施する。		Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【31-3】 3）教職員にハラスメントの防止及び具体事例，対処策等を認識させるため，平成20年３月に学外講師による「ハラスメント講演会」を実施した。併せて，ハラスメント相談員に対しても，講師の指導を受けながら，各相談員の体験等をもとに適切な応談のあり方，対処策等を検討し習得するため，「ハラスメント相談員研修会」を実施した。 農学部では，ハラスメント　相談員の企画による第４回ハラスメント講演会「アカデミック・ハラスメント問題を考えるーよりよい関係の構築のためにー」を平成19年10月に開催した。				
	【31-4】 4）「公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に沿った対応を継続して検討し，研究費の不正使用防止のための体制・ルール等について整備する。		Ⅳ	(平成19年度の実施状況) 【31-4】 4-1）「公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」を基に，本学における競争的資金等の適正な管理・運営の在り方について検討し，「鳥取大学における競争的資金等の管理運営に関する規則」を制定するとともに，学内の管理・運営体制を整備した。また，物品購入等に係る納品検収の徹底を図るため，納品検収センターを平成19年12月に米子地区に設置し，平成20年４月には鳥取地区にも設置することとし，事務職員による納品確認を徹底した。さらに，有期契約職員の雇用及び出張の事実確認について，事務による検証を行うよう対策を講じることとした。 4-2）内部監査においては，競争的資金の書面監査に加え，研究者，関連業者及び学生への面談を実施し，競争的資金の執行における現状把握と同時に，更なる不正防止への対応を行った。				
				ウェイト小計			

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（１）業務運営の改善及び効率化
④　事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標

１）事務の効率化，合理化を進めるため，業務に応じた職種を新設するとともに，業務組織の再編を行う。
２）外部委託等を積極的に活用する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 【32】 １）事務組織の編成，人員配置について適正かどうかを常に見直す。		Ⅳ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 中期計画【10】，【29】，【30】の『平成16～18年度の実施状況』欄を参照。	中期計画【10】，【29】，【30】の『平成20～21年度の実施予定』欄を参照		
	○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 【32-1，33-1】 １）Ⅰ-(1)-③（Ⅱ-3）の「中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策」に記載したとおり，事務組織の編成，人員配置について継続して検討する。		Ⅳ	**（平成19年度の実施状況）** 【32-1，33-1】 １）年度計画【10-1】，【29-1】，【29-2】，【30-1】の『平成19年度の実施状況』欄を参照。			
【33】 ２）全学の情報システムを統括し，全学的見地から情報システムを企画立案・運用する機能を持った部門を設置する。		Ⅳ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 平成16年４月に，情報企画推進課と図書館情報課で構成する学術情報部を設置した。学術情報部は，全学の学術情報に関わる総合メディア基盤センター及び附属図書館や常置委員会である情報委員会等と連携して，全学的な情報システムの企画立案及び運用を行った。	平成20・21年度においても引き続き，学術情報部は総合メディア基盤センター及び附属図書館や常置委員会である情報委員会等と連携して，全学的な情報システムの企画立案及び運用を行う。さらに，次期中期目標期間に向けた情報部門の在り方について検討する。		
				（平成19年度の実施状況） 平成19年度も引き続き，学術情報部は総合メディア基盤センター及び附属図書館や常置委員会の情報委員会等と連携して，全学的な情報システムの企画立案及び運用を行った。			
○業務のアウトソーシング等に関する				**（平成16～18年度の実施状況概略）**			

具体的方策 【34】 1）業務のスピード化，効率化，効果的な人員配置の観点から検討を行い，アウトソーシングの導入を促進する。		Ⅲ	平成16年度から旅費計算業務，平成17年度から公用自動車（バス）運転業務，平成18年度から非常勤講師宿泊施設の使用料金の収納及び領収書の発行を行う管理業務をアウトソーシングし，業務の効率化等を図った。	業務の効率化，適正な人員配置による経費節減の観点から，アウトソーシングの導入及び高年齢継続雇用者への業務移行について引き続き検討し，できるものから順次移行していくこととしている。 授業料債権管理システム及び科学研究費補助金システムの平成21年度本稼働に向けた更新を図り，業務の効率化・合理化を促進する。	
	○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策 【34-1】 1）業務のスピード化，効率化，適正な人員配置及び経費節減の観点から，業務へのアウトソーシングの導入について引き続き検討する。	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【34-1】 1）旅費関係業務の更なる効率化の観点から，教員を含めた旅費システムの検討WGを設置し，その検討結果踏まえ，平成19年４月から，全ての旅行に係る旅費計算，旅行者への「旅費」の振り込み業務について，旅行会社へアウトソーシングし，業務の省力化，効率化を図った。 また，平成19年４月から職員駐車場を有料化し，その管理をアウトソーシングした。 さらに，平成20年度から，宿舎の管理業務及び購入物品の納品確認業務などを高齢者継続雇用者に業務を移行，集中化し，業務の効率化を図ることとした。		
	【34-2】 2）物品請求システム，旅費システム等を利用しやすくなるよう改善に努め，業務の効率化・合理化を促進する。	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【34-2】 2）物品請求システムについて，教員を含めたWGを設置し，その検討結果を踏まえ，利便性向上のためカスタマイズを実施し，入力業務の省力化及び業務の効率化を図った。		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

〔ウェイト付けの理由〕

（１）　業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

１．特記事項

【平成16～18事業年度】

①　法人化のメリットを活用し，大学運営の活性化等を目指した，財政，組織，人事等の面での特色ある取組

◇「運営体制の改善に関する目標」に関する事項

法人化を契機に，学長のリーダーシップの下，大学運営の重要な活動分野ごとに理事及び副学長を配置して業務運営にあたってきており，重点的な課題への対応状況を考慮しながら組織を変更し，弾力的な業務運営体制を採っている。法人化後においては，広報担当の副学長の配置，学長直属の内部監査課の新設，各部局には，大学評価活動に対応するため評価担当副学部長の配置などを実施した。事務組織は，学生部就職支援課の設置，総務部企画調整課と評価監査課の統合，医学部施設環境課の設置等の組織再編を行い，業務運営の改善と効率化に努めた。また，大学の戦略的な事業活動を支援する目的で，大学全体予算で「戦略的に取り組む経費」（戦略的経費）を確保し，学習・教育研究環境整備費（施設維持管理費，学術図書資料費，情報関連経費等），学長経費，地域貢献支援事業費に充当して，重点的な活動支援を行った。

◇「教育研究組織の見直しに関する目標」に関する事項

教育研究の見直しについては，社会のニーズや新たな学問分野の発展等に適切に対応するため，自己点検・評価等の結果を踏まえながら，学部の教授会等や常置委員会，企画調整会議等で随時検討を行い，教育研究評議会，役員会の審議を経て整備充実を行っている。これまでに次のような教育研究組織の見直しを行った。

①地域学部の設置（平成16年４月），②大学院医学系研究科に保健学専攻（修士課程）を設置（平成16年４月），③医学部に，学部教育支援室，地域医療教育支援室，大学院教育支援室，卒後臨床研修センターで構成する総合医学教育センターを設置，④工学部附属の，ものづくり教育実践センターを設置（平成16年４月），⑤農学部附属の鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター，菌類きのこ遺伝資源研究センター，フィールドサイエンスセンターを設置（平成17年４月），⑥小学校，中学校，養護学校（現特別支援学校），幼稚園を大学附属とし，新たに附属学校部を設置し，養護学校高等部に国立大学法人で初の専攻科を設置した。

◇「人事の適正化に関する目標」に関する事項

学長のリーダーシップの下に，各学部からの教員定員拠出の協力を得て学長管理定員を確保し，共同教育研究施設等の充実のために教員配置を行った。教職員の採用抑制等により人件費抑制に努力して，平成18年度からの５年間で人件費５％の削減に取り組むこととし，部局別人員削減目標を作成した。

本学では，法人化を契機に教職員の個人業績評価制度を本格的に導入した。平成16年度から事務系・技術系職員を対象に実施している人事評価の制度運用を進め，給与に対するインセンティブ付与を開始した。職員の円滑な世代交代及び生活設計の多様化に対応するため，事務系職員を対象にした早期退職制度を平成19年２月に設けた。

また，優秀な医療技術職員，看護師等の医療業務従事者を確保するため，医学部附属病院における特定任期付職員制度を導入した。

②　国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた，大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

◇「事務等の効率化・合理化に関する目標」に関する事項

総務担当理事の下に，事務組織検討ＷＧを設置し，事務組織の在り方等について検討し，平成18年３月に「事務組織について（中間報告）」をまとめ，この報告に沿って組織再編を行った。また，事務協議会のＷＧにおいて，業務量調査を実施し，その結果を参考に36項目の業務改善を行った。これらの組織再編と業務改善等を併せた適正な人員配置による人件費削減を行った。

業務改善の具体例として，非常勤講師宿泊施設の宿泊予約申し込み及び宿泊予約承認業務を，事務情報ネットワークシステムを利用して実施するように改善し，使用料金の徴収と領収書の発行業務をアウトソーシングし，業務効率化と利用者への利便性の向上を図った。

③　自己点検・評価の過程で，中期目標・中期計画を変更する必要がある，あるいは，変更について検討する必要があると考えられる場合

本学では，このような状況は生じていない。

④　中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には，その状況，理由（外的要因を含む。）

本学では，このような状況は生じていない。

【平成19事業年度】

①　法人化のメリットを活用し，大学運営の活性化等を目指した，財政，組織，人事等の面での特色ある取組

◇「運営体制の改善に関する目標」に関する事項

平成19年４月に教育改革担当，入試担当，米子地区教育担当の副学長を，10月には教育組織担当の副学長を設け，また，学長の特命事項を調査・企画する非常勤の学長補佐を（教員養成担当，ＦＤ担当と就職支援担当）配置し執行体制を強化した。

また，平成19年４月に経営戦略を策定する部署として，企画課及び財務企画課で構成する経営企画部を新たに設置し，企画調整会議を運営しながら健全な経営を図るための方策に関する企画立案・調整を行った。

◇「教育研究組織の見直しに関する目標」に関する事項

教育研究の進展の動向や社会のニーズ等に適切に対応するため，教育研究組織の見直しを学部の教授会等や常置委員会，企画調整会議等において検討し，教育研究評議会，役員会の審議を経て整備充実を図った。平成19年度に教育研究組織の見直しを行った，又は，決定した主なものとしては以下の通りである。

①大学院地域学研究科（修士課程）の設置（平成19年４月）
②産官学連携推進機構を産学・地域連携推進機構に改組（平成19年４月）
③アドミッションセンターを入学センターに改組（平成19年６月）
④医学部医学科に寄附講座（地域医療学講座）を設置（平成19年９月）
⑤大学教育総合センターを教育センターに改組及び大学教育支援機構の設置（平成20年４月）
⑥イノベーション科学センターの設置（平成20年４月）
⑦生命機能研究支援センターの整備充実（平成20年４月）
⑧工学部附属電子ディスプレイ研究センター（寄附研究部門）の設置（平成20年４月）
⑨大学院医学系研究科保健学専攻（博士後期課程）の設置（平成20年４月）
⑩大学院工学研究科の改組（平成20年４月）

その他に，大学院医学系研究科臨床心理学専攻の設置，大学院農学研究科及び大学院連合農学研究科の改組を平成21年４月実施に向けて検討した。

また，全国共同利用施設である乾燥地研究センターや，教育研究支援を行う学内共同教育研究施設の整備充実も行い，本学の教育研究の理念である「知と実践の融合」に沿って，教育研究活動を推進した。

◇「人事の適正化に関する目標」に関する事項

総人件費改革への対応として，平成22年度までの定員削減計画（５年間で人件費５％削減）を決定し，この計画に沿って，人件費抑制に努めた結果，平成17年度の人件費予算相当額に対する，平成19年度の人件費削減率は7.6％となった。

障害者雇用については，平成19年度に新たに６名の障害者雇用の確認を行い，法定雇用率（2.1％）を達成した。

また，①医学部附属病院看護部の安全な医療提供体制の整備及び就労環境の改善を図るため，３交替制勤務を２交替制勤務の試行を経て12月から本格導入，②５時限授業に対応するため，教務関係事務職員の勤務時間の繰り下げ実施，③職員の就業と育児の両立を推進するため，平成19年10月に医学部附属病院に「すぎのこ保育所」を設置，④育児のための短時間勤務制度の平成20年度からの導入決定など，多様な勤務形態に対応するとともに，優秀な人材の確保に積極的に取り組んだ。

人事交流においては，文部科学省，鳥取県，鳥取銀行，民間等との人事交流を推進し，平成19年度は新たに琴浦町及び日南町から人事交流者各１名を受け入れた。

②　国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた，大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

◇「事務等の効率化・合理化に関する目標」に関する事項

事務組織について，大学経営や病院経営の円滑な推進を図るため，事務局に経営企画部を，医学部に経営企画課を平成19年４月に設置した。また，平成20年４月から事務の効率化を図るため人事企画課と人事管理課を人事課に，研究協力課と社会貢献推進課を研究・地域連携課に統合することとした。

また，経理関係業務において，予算係と決算係を決算・監査係に，収入係・支出係を出納係に統合して業務の効率化を図るとともに，決算業務マニュアルを作成し決算業務の合理化を図った。旅費関係業務の更なる効率化の観点から，平成19年４月から全ての旅行に係る旅費計算，旅行者への旅費の振り込み業務を，旅行会社へアウトソーシングし業務の省力化，効率化を図った。さらに，職員駐車場を平成19年４月から有料化し，その管理をアウトソーシングした。

③　自己点検・評価の過程で，中期目標・中期計画を変更する必要がある，あるいは，変更について検討する必要があると考えられる場合

本学では，平成19年度においてこのような状況は生じていない。

④　中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には，その状況，理由（外的要因を含む。）

本学では，平成19年度においてこのような状況は生じていない。

２．共通事項に係る取組状況

○　戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。

【平成16～18事業年度】

法人化後の鳥取大学は，学長のリーダーシップの下に，学内コンセンサスを踏まえた効率的な大学運営を確立することを中期目標に掲げて活動を行っている。組織に関しては，学長の下に大学運営の主要な分野ごとに理事及び副学長を配置し，その直轄下に事務組織を置く新しい体制を構築した。

理事及び副学長の役割と配置は，大学が重点的に取り組むテーマに応じて年度ごとに逐次修正を加えており，弾力的な組織編成を行って効果的な運営に努めている。

平成16年度から学長，理事，副学長及び事務代表の部長を構成員とする「企画調整会議」を月例で開催するようにし，健全経営に向けた戦略的方策の企画立案や調整にあたっており，人事（インセンティブの付与等），財務（奨学寄附金のオーバーヘッドの使途，学術図書資料費中央化，予算編成方針，収入増加策とコスト削減策，剰余金の取扱，概算要求事項等），教育・学生サービス（留学生・研究生の宿舎確保，大山共同研修所の利用，社会人対象の短期研修等），附属学校・学内共同教育研究施設の在り方及び広報等について，全学的観点に立った経営戦略を審議し，必要な事項は役員会，常置委員会等に対して提案・報告した。

【平成19事業年度】

教員定員の全学的な活用を行うため，学長管理定員として27名を確保し，学長決定のもとに，そのうち19名を学内共同教育研究施設等に配置して，全学的な教育研究活動の一層の活性化を図った。

また，上記【平成19事業年度】「◇運営体制の改善に関する目標に関する事項」欄に記したように，新たに教育に関係する副学長を配置し，法人化移行時の理事５名，副学長２名から平成19年度には４理事，６副学長体制へと執行体制を強化し，また，経営企画部を設置して経営戦略の企画立案・調整を行った。

○　法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

【平成16～18事業年度】

本学は，学長の意向を反映させて，国立大学法人の使命である教育に重点を置いた予算編成を行っており，教育研究の維持・充実を図るために必要な経費を「戦略的経費」とし，各部局の運営に必要な経費を「基盤的経費」として所要の予算を配分した。

「戦略的経費」には，①学生のサービス向上，教育・研究の基盤である建物の維持・修繕を計画的に推進するための「施設維持管理費」，②学生のための図書資料や教育・研究に必要な電子ジャーナルの購入，文献データベース整備のための「学術図書資料費」，③全学的な情報システムの計画的整備を行うための「情報関連経費」，④学内共同教育研究施設の保守管理のための「学内共同利用設備の修理費」，⑤学長のリーダーシップの下で，教育・研究活動及びプロジェクト研究等を推進するための，学内競争的資金としての「学長経費」を含んでいる。その他に，「基盤的経費」として人件費，教育経費，研究経費，診療経費及び管理経費の予算を配分した。

【平成19事業年度】

平成19年度予算編成方針で決定した大学として戦略的に取り組む経費として，学習環境，教育研究環境整備のための施設維持管理費等，学長経費，地域貢献支援事業費などを確保し，積極的に事業を展開した。平成19年度に新たに行った取組みとして，次のようなものが挙げられる。

学長経費のほかに学長がリーダーシップを発揮できるよう資金運用で獲得した運用益等を活用し，「トップマネージメント推進事業」（61,697千円）を実施した。

特別教育研究経費（教育研究活動活性化経費）の学内配分では，科学研究費補助金の申請・採択状況を勘案した配分を実施した。

管理的経費を前年度予算比２％のシーリングにより削減し，事業財源２千８百万円を確保して新たな事業に活用した。

また，文部科学省の戦略的国際連携支援事業（持続性ある生存環境社会の構築に向けての国際人養成）が平成19年度で終了することから，今後もこの事業を継続して実施するため，本学独自に戦略的経費として国際戦略経費（25,000千円）を確保することを決定し，平成20年度予算編成方針に盛り込んだ。

○　法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価を行い，必要に応じて資源配分の修正が行われているか。

【平成16～18事業年度】

本学の資源配分に関しては，次のような方法によりＰＤＣＡサイクルに基づく効率的な活動に努め，健全な財務運営を行っている。

学内予算配分においては，財務部（平成19年度以降は新たに設置した経営企画部）が作業を担当して予算編成方針案及び配分予算案を作成し，部局長会議及び教育研究評議会，経営協議会，役員会の審議等を経て学長が決定しており，当該年度の予算は，前年度１月に原案を確定した。

年度期間中の中間評価については，役員会に対し月次決算報告を行って，予算の執行状況を点検するとともに，内部監査の計画的な実施，業務実績（中間報告）に係るヒアリングの実施等を通じて，中期目標・中期計画，年度計画の達成状況や予算の執行状況等を点検した。また，監事監査を定期的に実施して，会計監査並びに大学経営に係る提言を受けた。

決算については，財務部（平成19年度以降は経理部）が作業を担当して決算を行い，６月に財務諸表を作成して，教育研究評議会，経営協議会，役員会の了承を得た。

一連の会議において提案される意見や提言については，次年度以降の財務運営に反映させるようにし，その執行状況について内部監査等によって点検し，着実な改善を行うようにしている。

なお，本学指定の監査法人には，期中監査と期末監査の計２回を依頼し，財務運営に関する報告と大学経営に関する提言を受けており，提言に対する対応状況を内部監査等を通じて点検するなどの方法で，監査法人による活動結果を業務や経営の改善に反映させている。

また，年度期間中の予算執行状況等を考慮しながら補正予算を組み，円滑な予算執行と業務運営に努めた。

【平成19事業年度】

本学の資源配分に関しては，平成18年度と同様に上記【平成16～18事業年度】「法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価を行い，必要に応じて資源配分の修正が行われているか。」欄に期した方法によりＰＤＣＡサイクルに基づく効率的な活動に努め，健全な財務運営を行った。

平成19年度予算については前年度１月に原案を確定し，その執行状況については，役員会に月次決算報告を行って点検し，内部監査の計画的な実施，平成19年度の業務実績（中間報告）に係るヒアリングの実施（12月実施）等を通じて，中期目標・中期計画，年度計画の達成状況や予算の執行状況等を点検した。決算については，平成20年６月に財務諸表を作成して，教育研究評議会，経営協議会，役員会の了承を得た。

また，年度期間中の予算執行状況等を考慮しながら，平成19年度は４回の補正予算を組み，円滑な予算執行と業務運営に努めた。

○業務運営の効率化を図っているか。

【平成16～18事業年度】

学長直属の内部監査課，学生部就職支援課の設置，総務部企画調整課と評価監査課の統合及び業務改善室の設置，医学部施設環境課の設置等を行い，業務運営の効率化に向けて事務組織の改革を行った。

業務運営の効率化に係る具体例を示すと，奨学寄附金に係る支払業務について，鳥取キャンパスは財務部財務課，米子キャンパスは医学部経理・調達課において支払業務を行っていたが，平成18年9月より医学部キャンパスに係る支払業務も事務局キャンパスの財務部財務課で行うこととして集約し，業務の効率化を図った。また，教員の発生源入力を伴う物品請求システム及び旅費システムについて，予算管理・執行の省力化・円滑化等の観点から検討して，ソフトウェアのカスタマイズやシステムの交換を実施することとした。

【平成19事業年度】

本学の産官学連携の活動を中心的に担ってきた産官学連携推進機構を産学・地域連携推進機構に改組して機能を強化することとし，併せて，常置委員会の研究支援委員会と社会貢献委員会を研究・社会貢献委員会に統合した。

大学経営や病院経営の円滑な推進を図るため事務局に経営企画部を，医学部に経営企画課を平成19年４月に設置し，また平成20年４月から人事企画課と人事管理課を人事課に，研究協力課と社会貢献推進課を研究・地域連携課に統合し，事務の効率化を図ることとした。
業務の効率化に係る具体例としては，経理関係の係を統合するとともに，決算業務マニュアルを作成し決算業務の合理化を図った。また，旅費関係業務の更なる効率化のため，平成19年４月から旅行に係る業務の旅行会社へのアウトソーシングを拡大して業務の省力化，効率化を図った。

○収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

【平成16～18事業年度】

収容定員の充足率については，学士課程，修士課程，博士課程とも大学全体としては収容定員を満たしている。ただし，医学系研究科医学専攻（博士課程）においては，収容定員を下回る状況にあるため，定員確保に向けて次のような取組みや工夫を行った。
医学系研究科医学専攻が低い最大の理由は，医学科卒業後，鳥取大学医学部各講座に残る卒業生（卒後臨床研修制度導入後，鳥取県内に残る卒業生）の数が20人前後であることが最大の要因である。この対応として，平成17年度から①社会人入学の促進，②年間２回の入学試験の導入と10月入学制度の導入，③論文博士の条件を難しくし大学院入学の促進，④外国人留学生の入学促進，⑤他の大学院及び研究所からの派遣学生・特別聴講学生の受入制度を活用し，収容数の増加を図った。平成19年度からは，医学系研究科に専攻や分野の枠を超えた①医学研究基盤コース，②遺伝子・再生・染色体工学コース，③生活習慣病コース，④感染・免疫・アレルギーコース，⑤脳と心の医学研究コース，⑥救急・急性期医療学コース，⑦臨床腫瘍医学コースの新教育コースを導入し，収容数の増加を目指すこととした。

【平成19事業年度】

収容定員の充足率については，別表１（学部の学科，研究科の専攻等の定員未充足の状況について）に示すように，学士課程（収容定員：4,710人，収容数：5,281人，定員充足率:112.1%），修士課程（収容定員：582人，収容数：711人，定員充足率:122.2% ），博士課程（収容定員：362人，収容数：387人，定員充足率:106.9%）と大学全体としては収容定員を満たしている。
ただし，平成19年度に実施した大学機関別認証評価の結果において指摘を受けたように，大学院の一部の研究科においては，入学定員充足率が低い状態にあり，その対応策として，例えば，大学院工学研究科（博士後期課程）では，高度な専門性と広範な基礎学力を有する技術者等を養成するため，平成20年４月から博士前期課程８専攻を４専攻へ，博士後期課程３専攻を４専攻へ改組することとしており，これを機に博士後期課程の入学定員充足に努めることとした。また，大学院医学系研究科（博士課程）では，学生のニーズに対応した改善策（例えば，平成16年度から10月入学制度を実施，平成18年度には医学部内に総合医学教育センターを設け，その中に大学院教育支援室を設置など）を行ってきた結果，医学専攻博士課程の充足率は向上しつつある。

○外部有識者の積極的活用を行っているか。

【平成16～18事業年度】

法人化以降，経営協議会委員や役員に学外の有識者を積極的に登用して，大学経営に社会の意見を反映させ，民間の経営手法を参考にするように努めている。理事，監事について元自治体幹部や銀行，企業の経営者を外部有職者として迎え，大学の運営に協力を仰ぐとともに，経営協議会については，12人の委員のうちの半数が知事や鳥取県医師会会長，県商工会議所会頭等の外部有識者であり，貴重な意見や提言を積極的に活用した。
部局別に見ると，乾燥地研究センターでは外部委員４名，工学部長，農学部長等からなる運営委員会を年２回開催し，研究の内容と方向性の点検，評価を行った。

【平成19事業年度】

平成19年度には，理事４人のうち１名を元自治体幹部，監事２名について銀行経営者及び企業経営者を外部有職者として迎え，大学の運営に協力を仰いでいる。経営協議会については，12人の委員のうちの半数が知事や鳥取県医師会会長，県商工会議所会頭等の外部有識者が占めており，幅広い視点から大学経営に関する貴重な意見や提言をいただき積極的に活用した。

○監査機能の充実が図られているか。

【平成16～18事業年度】

監事として常勤１名と非常勤１名の２名を配置しており，いずれも学外者の登用である。監事は，定例化されている経営協議会，役員会，教育研究評議会，部局長会議，企画調整会議等の主要会議に出席し，任務である本学業務の監査から得られた結果に基づき，大学運営の改善について積極的に提言している。
監査業務の実務に関しては，鳥取大学監事監査規則に従って，内部監査課と連携して全部局を対象に定期監査と臨時監査，さらに，財務部，医学部附属病院を対象に四半期毎の月次監査を実施している。そして，その結果を監査結果報告書に取りまとめて役員会へ報告するとともに，指摘・提案事項に対する執行部の取組状況について，理事，副学長，学部長，事務局部長とのミィーティングを実施するなど，年間を通じてフォローしている。その結果，監事を配置した法人化以降，業務運営に関する多くの事項について改善が図られており，平成18年度には月次会計報告や補正予算計上等の活動が定着化した。常勤監事は，国立大学法人等監事協議会に設置された業務効率化タスクフォースチームの一員として，同協議会の活動に積極的に参画している。
なお，会計監査人による監査については，文部科学大臣から選任された監査人と監査契約を締結して期中監査と期末監査を実施しており，事業報告書（会計に関する部分に限る），決算報告書について監査を実施し，監査人から得られた意見や提言を大学経営の改善に役立てている。

【平成19事業年度】

内部監査課は，学長直属の組織として，平成18年度に事務組織から独立して設置し，本学における監査業務を担当している。平成19年度における内部監査の重点事項は，内部統制の観点から，規則の整備状況，規則間の不符号の有無及び規則と実態との整合性の検証等を行い，引き続き平成20年度においても実施することとしている。また，文部科学省科学研究費補助金を含む競争的資金全般について，無作為の研究課題等を抽出の上，研究代表者への面談により書

面監査及び特別監査を実施し，さらに，研究協力者である学生及び業者への聞き取り調査も実施した。
平成19年度における監事監査は，中期計画及び年度計画の進捗状況を中心に監査した。併せて，過去における指摘事項のフォローアップも実施した。
監事監査の結果に対しては，速やかに改善が行われ業務運営に活用された事項，あるいは現在引き続き努力している事項等併せて，学長が監事に対して改善状況の報告を行った。

○　教育研究組織の柔軟かつ機動的な編制・見直し等が行われているか。

【平成16～18事業年度】

教育研究の見直しについては，社会のニーズや新たな学問分野の発展等に適切に対応するため，自己点検・評価等の結果も踏まえながら，教育研究評議会，役員会の審議を経て整備充実を行っている。主な教育研究組織の見直しは，上記【平成16～18事業年度】「◇教育研究組織の見直しに関する目標に関する事項」欄に記した通りである。

【平成19事業年度】

平成19年度は，上記【平成19事業年度】「教育研究組織の見直しに関する目標に関する事項」欄に記したように，教育研究の進展の動向や社会のニーズ等に対応し，教育研究組織の見直しを学部の教授会等や常置委員会，企画調整会議等において検討し，教育研究評議会，役員会の審議を経て整備充実を行った。これらの見直しでは，産学・地域連携推進機構のように，複数の機関を統合して機能の充実を図るなど，機動的・弾力的な教育研究等の活動が可能となるように努めた。

○　法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。

【平成16～18事業年度】

平成18年度に「鳥取大学の研究グランドデザイン」に沿って「鳥取大学における学術研究推進戦略」を作成するとともに，「鳥取大学おける設備整備に関するマスタープラン」を作成して，研究推進の基盤となる設備整備について，基本方針と方向性を明確にした。その中では，大型設備等の整備については原則として，全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設に設置し，広く有効活用するとともに，生命機能研究支援センターが中心となり，学内の現有大型機器の集中化と利用システムの合理化を進めることとした。
また，学長のリーダーシップを発揮し，各学部からの教員定員拠出の協力を得て，平成18年度では19名の学長管理定員を確保し，共同教育研究施設等の充実のために14名の職員配置を行った。

【平成19事業年度】

本学では，「鳥取大学における学術研究推進戦略」に沿って研究活動を進めている。平成19年度には文部科学省グローバルＣＯＥプログラム「乾燥地科学拠点の世界展開」が採択され，乾燥地研究センターを中心として，国際乾燥地農業研究センター（シリア・アレッポ）及び砂漠研究所（アメリカ・ネバダ）と連携し，乾燥地研究を推進したほか，継続中の21世紀ＣＯＥプログラム「染色体工学技術開発の拠点形成」，菌類きのこ遺伝資源に関する研究，文部科学省「新興・再興感染症研究拠点プログラム」，「持続的過疎社会形成研究プロジェクト」等のプロジェクト研究を展開し，研究成果発表会を積極的に開催して研究成果を社会へ還元した。
また，本学の特性を生かした異分野間の共同研究，先端的研究及び地域の社会的ニーズに即した研究等を積極的に推進するため，「鳥取大学における教育・研究プロジェクトに関する取扱要項」を定めており，平成19年度は新たに５つの研究会が立ち上がるとともに，学長経費から36件22,000千円を支援した。
さらに，平成20年度グローバルＣＯＥプログラムに「持続性社会構築に向けた菌類きのこ資源活用」を申請した。

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

【平成16～18事業年度】

法人化を契機に実施されるようになった，各事業年度業務実績報告書に基づく外部評価に関しては，過去に改善を要する点として指摘を受けたすべての事項について，重点的な対策を講じて改善を図ってきた。
平成17年度の業務実績報告書に関しては，①危機管理体制確立，②労務・情報など高い専門性を要する部署の充実，③共同教育研究施設の整備充実について，取組みの遅れを指摘された。これらの３項目のうち「(1)業務運営の改善及び情報提供」に係る②，③について次のような対策を講じて改善を行った。
②「労務，情報など高い専門性を担当する部署の充実」に関しては，学術情報部情報企画課に技術職員を１名配置するとともに，労務安全担当職員に衛生工学衛生管理者資格を取得させた。
③「共同教育研究施設の整備充実」に関しては，全国共同利用施設の乾燥地研究センターでは，研究推進戦略を策定し，その推進のために平成19年度に助教２名を配置することを決定した。学内共同教育研究施設としての総合メディア基盤センターでは，情報活動の中枢機能を強化する目的で教授，技術職員を各１名増員した。

【平成19事業年度】

平成18年度の業務実績報告書に関しては，特に課題として指摘された事項はなかった。また，平成17年度の業務実績報告書に関して指摘された事項については，平成18年度に行った改善策に加えて，平成19年度においても引き続き対策を講じた。
②「労務，情報など高い専門性を担当する部署の充実」に関しては，人事管理課労務安全係に，安全衛生担当の事務職員１人を新たに配置するとともに，同係事務職員２名が第１種衛生管理者資格を取得した。また，情報企画推進課に情報の専門知識を有する者を，新たに１名増員した。
③「共同教育研究施設の整備充実」に関しては，全国共同利用施設である乾燥地研究センターでは，保健・医学部門を新設するとともに，助教２名及び研究支援専門職１名を増員した。学内共同教育研究施設である総合メディア基盤センターでは，教授及び技術職員を各１名増員し，大学教育総合センターでは，准教授１名を増員した。その他，学内共同教育研究施設の見直しを行い，産学・地域連携推進機構の設置，アドミッションセンターの入学センターへの改組や，平成20年４月から大学教育センターの改組，イノベーション科学センターの設置などを決定した。

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（２）財務内容の改善
①　外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	
	１）各種研究助成金の獲得を図る。 ２）共同研究，受託研究の獲得を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
○科学研究費補助金，受託研究，奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 【35】 １）科学研究費補助金の申請率を高める。		Ⅳ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 採択率の向上に向けて，文部科学省，日本学術振興会の担当者を講師に招いたり，教員による説明会を開催した。また，研究協力課の職員が各学部等に出向き，電子申請等の説明を行った。 各部局等においても説明会を開催し，教員が申請書の記載方法の工夫等について体験談を披露するなどの工夫を行った。 農学部では，平成18年度から，科学研究費補助金の申請を行わない教員には翌年度の研究基盤経費を配分しないこととして，申請率の向上を図った。	平成20・21年度においても引き続き，科学研究費補助金の採択件数及び採択額の増加を目指して，説明会，助言支援制度などの各種支援策を行う。 また，不採択者のうち，審査結果の評価の高かった申請課題については，学長経費等により優先的に支援を行う。		
	○科学研究費補助金，受託研究，奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 【35-1】 １）科学研究費補助金の採択率を向上させるため，引き続き説明会等を開催する。また，不採択の原因を分析し，申請時の参考とする。		Ⅳ	**（平成19年度の実施状況）** 【35-1】 １-１）科学研究費補助金の採択件数及び採択額の増加を目指し，学術研究推進専門委員会で支援方策について検討を行い，平成19年９月に全教職員を対象とする説明会を２回開催するとともに，外部資金獲得支援室に助言支援者を配置して，科学研究費補助金の申請予定者に助言支援を行った。その結果，平成18年度に比べて採択件数14件，採択金額9,479千円の増が図られた。 また，説明会に出席できなかった研究者への対応として，説明会資料を学内ホームページに掲載し，併せて全教員に配布するとともに，説明会の様子をＷｅｂ版動画・音声配信するなど周			

				知方法に工夫を図った。 さらに，不採択結果の内容を詳細に把握するため，平成19年度から科学研究費補助金申請者全員に文部科学省及びＪＳＰＳに対し，結果の開示請求を要請し，その結果を集計することにより，本学の研究振興方策に役立てることとした。 1-2）農学部では，平成18年度からの科学研究費補助金の申請を行わない教員への翌年度の研究基盤経費を配分しない方針に加え，平成19年度には，管理運営業務の比重の高い副学長，学部長は，その対象としないよう改善した。			
【36】 2）科学研究費補助金，共同研究，受託研究，奨学寄附金等の情報収集体制を確立し，外部資金獲得の増加を図る。		Ⅳ		(平成16～18年度の実施状況概略) 科学技術相談案件は，鳥取県，鳥取市，地元金融機関等を入れた鳥取大学産官学連携推進室連絡会のメンバーや，地元商工会議所が開催する「産・官・学・金」の交流会の場等からも情報を得て，産官学連携推進機構の教員，コーディネーター等が積極的に対応し，共同研究に結びつけた。	オンライン相談システムを構築して，企業等からの技術相談を積極的に受け入れ，共同研究等の外部資金の増加を図る。		
	【36-1】 2）科学技術相談案件から可能性のあるものを受託研究等にコーディネートし，外部資金の増加を図る。	Ⅳ		(平成19年度の実施状況) 【36-1】 2）産官学連携コーディネーターを６名からさらに２名増員し８名とし，コーディネート体制の強化を図った。その結果として，外部資金（共同研究，受託研究）が前年度に比して18,123千円の増加が図られた。そのうち，68件が科学技術相談案件から共同研究に結びついた。 共同研究，受託研究等については，年度計画【146-1】及び【157-1】の『計画の進捗状況等』欄を参照。			
【37】 3）各種研究助成金の公募情報収集体制を整備し，積極的に申請させ，外部資金獲得の増加を図る。		Ⅳ		(平成16～18年度の実施状況概略) 各種公募情報を全教員へメールで周知するとともに，個別にも関係分野の教員に情報提供を行い，積極的に申請させ，外部資金獲得に努めた。また，研究者総覧を作成して関係機関に配布するとともに，ホームページに掲載して積極的なＰＲを行った。	外部資金獲得の増加を図るため，競争的研究助成金の公募情報の学内周知をデータベースを構築して行う。 また，平成19年度に，産学・地域連携推進機構のコーディネーター等が教員と面談して収集した研究内容やシーズ等の情報を，積極的に公開するとともに，外部資金，共同研究などとのマッチングに活		
	【37-1】 3）産学官連携シーズ育成事業への応	Ⅳ		(平成19年度の実施状況) 【37-1】			

	募を促進し，次年度地域新生コンソーシアムへの提案を促すことにより，外部資金の増収を図る。		3）経済産業省の地域新生コンソーシアム研究開発事業，地域資源活用型研究開発事業にそれぞれ１件，地域イノベーション創出総合支援事業「シーズ発掘試験」に８件採択された。また，産官学連携新産業創出研究会に３件採択され，外部資金の増収を図った。	用する。	
	【37-2】 4）国あるいは公的機関の助成事業を学内に紹介し，教員の応募を促し，外部資金の増加を図る。	Ⅳ	(平成19年度の実施状況) 【37-2】 4-1）各種公募情報を全教員にメール配信するとともに，個別にも関係分野の教員に公募情報の提供を行った。また，各種外部資金公募情報の学内周知について，データベース化の準備を進めた。 4-2）中国総合通信局（10月），中国経済産業局（11月），科学技術振興機構（ＪＳＴ）イノベーションプラザ広島（平成20年１月），から担当者を招いて，公募説明会を開催した。		
	【37-3】 5）受託研究，共同研究，奨学寄附金の件数を増やすため，ホームページの研究者一覧等を充実させ，積極的にPRを行う。	Ⅳ	(平成19年度の実施状況) 【37-3】 5）「研究者総覧」をホームページに引き続き掲載して，積極的に情報公開に努めた。また，産学・地域連携推進機構のスタッフが教員と面談し，研究やシーズ等の情報を収集し，これら情報の積極的な公開と外部資金，共同研究などとのマッチングに活用することとした。 学部においても，例えば，工学部では，工学部ホームページに教員のシーズ集を貼り付けて学外へ積極的にＰＲした。		
	【37-4】 6）各財団等が公募している研究助成金に積極的に応募する。	Ⅳ	(平成19年度の実施状況) 【37-4】 6）年度計画【37－2】の『平成19年度の実施状況』欄と同様に公募情報を全教員あるいは関係教員に提供し，積極的な応募を促進した。		
【38】 4）企業等のニーズと大学の有するシーズのコーディネート活動を活発化させ，共同研究，受託研究の増加を図る。		Ⅳ	(平成16～18年度の実施状況概略) 産官学連携コーディネーターを中心に，鳥取大学ビジネス交流会を開催するなどコーディネート活動を活発化するとともに，東京リエゾンオフィス，大阪オフィスを開設し，大学シーズの広報活動や産官学連携事業を推進し，共同研究，	平成20・21年度においても，産官学連携コーディネーターを中心にコーディネート活動を活発に行うとともに，引き続き大学シーズと企業等のニーズのマッチングを図る取組	

			受託研究の増加を図った。	み（ビジネス交流会，新技術説明会等）を行う。 また，継続して鳥取大学振興協力会との萌芽的事項に関する共同研究を実施する。	
	【38-1】 7）企業等のニーズと大学の有するシーズのコーディネート活動を活発化させ，共同研究，受託研究の増加を図る。	Ⅳ	**（平成19年度の実施状況）** 【38-1】 7-1）鳥取大学ビジネス交流会（東京：２回），大阪：２回，名古屋：１回），産官学連携フェスティバル，鳥取大学振興協力会参加企業との交流会（鳥取県東部，中部，西部）を開催し，企業と大学関係者の情報交換の場を積極的に設けた。 7-2）鳥取大学振興協力会と本学との共同支援による地元企業との萌芽的事項に関する共同研究を12件実施した。 7-3）企業等と対応した情報のデータベースシステムを構築して，企業に関する情報（企業の概要や本学の卒業生の職員の有無など）について学内に広報することにより，教員等が企業の情報を事前把握できるように一元的管理を実現した。 7-4）外部資金（共同研究，受託研究）が平成18年度に比べて18,123千円の増加が図られた。 7-5）工学部では，工学部西部地区出前技術相談会を鳥取大学振興協力会と連携して開催し，シーズとニーズのマッチングを活発化した。		
【39】 5）外部資金の受入れについては，適切な間接経費を賦課する。		Ⅲ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 受託研究30%，共同研究10%の間接経費を賦課して，教育研究等の支援経費に活用した。	平成20・21年度においても，引き続き国立大学法人の運営に資するため，適切な間接経費を賦課する。	
	【39-1】 8）国立大学法人の運営に資するため，適切な間接経費を賦課する。	Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** 【39-1】 8）受託研究30%，共同研究10%の間接経費を賦課して，教育研究等の支援経費に活用した。 また，農学部では，間接経費の取扱いについて代議員会で検討を行い，改修工事の終了する平成20年度から，その間接経費を当該研究者50%，学部運営費50%に配分することを決定した。		
○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 【40】 1）収益性が考えられる各種業務について，事業化の可能性を検討し，可		Ⅲ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 企画調整会議において，収益性の高い各種業務について検討を行い，自動販売機の設置及び職員駐車場の有料化を決定した。	平成20・21年度においても引き続き，余裕資金の効率的な運用による収入増を図るとともに，増収策を引き続き検	

能なものについては速やかに実施し，収入の増加を図る。				討する。	
	○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 【40-1】 1）職員駐車場の有料化，自動販売機設置により，収入増を図るとともに，収益性が考えられる各種業務について，収入増の可能性を引き続き検討する。	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【40-1】 1-1）鳥取地区・米子地区における駐車場の有料化を開始し，収入増（年間21,889千円）を図った。また，自動販売機設置業者との直接契約による自動販売機を学部校舎及び事務局庁舎等へ新たに８台設置し，収入増(年間5,939千円）を図った。 1-2）国債や大口定期などを利用した運用に積極的に取り組み，33,655千円（対前年度17,134千円の増）を確保した。 1-3）大学経費削減に向けた具体的方策を検討するタスク・フォースが行った学生・教職員へのアンケート結果を基に検討し，大学経費削減等推進員制度，広告事業等を実施した。 1-4）広告事業については，広報委員会が中心となって検討し，広報誌「風紋」に広告を採用し，40千円の広告料収入を新たに得た。		
			ウェイト小計		

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（２）財務内容の改善
②　経費の抑制に関する目標

中期目標

１）管理業務を減らすとともに，効率的な施設運営を行うこと等により，固定的経費の節減を図る。
２）Ⅲ－３「人事の適正化に関する目標」に記載したとおり，人件費削減の取り組みを行う。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
○管理的経費の抑制に関する具体的方策 【41】 １）業務の外部委託，調達方法の見直し，事務の効率化，光熱水量の節減等により，管理的経費の縮減に努める。		Ⅲ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 役員，副学長，事務部の部長から構成する「全学経費削減推進会議」を設置し，その下に，「大学経費削減推進会議」及び「病院経費削減推進会議」を設けて，経費削減について検討し，「経費削減に向けての取り組み状況について」としてまとめ，経費削減に取り組んだ。 主な取組みとして，①ノー残業デーの実施，②お盆の時期の年次休暇の計画的付与，③役務契約の複数年契約，④旅費システムの導入，⑤電力契約の見直し，⑥学術図書資料を電子ジャーナルへ切り替え，⑦電話回線をＩＰ電話に切り替え，⑧鳥取・米子間の情報回線を鳥取情報ハイウェイに切り替え，⑨放射線従事者健康診断を学内で実施，⑩照明機器・電気製品等の節電，⑪廊下・トイレ等の感知式照明機器設置，⑫節水コマの設置などを実施し，経費節減を図った。 また，ＲＩ施設は，「労働安全衛生法」に基づく作業環境測定を外注せず，生命機能研究支援センター放射線応用化学分野の教員が，鳥取大学全事業所の放射性物質濃度を毎月測定・評価のうえ報告書を作成した。	平成20・21年度においても，引き続き年次休暇の計画的付与，学内職員による作業環境測定，複数年契約，共同調達の推進などを実施する。		
	○管理的経費の抑制に関する具体的方策 【41-1】 １）業務の外部委託，調達方法の見直し，事務の効率化，光熱水料の節減	Ⅲ		**（平成19年度の実施状況）** 【41-1】 １-1）鳥取地区事業場及び附属学校園事業場を対象に，お盆の時期に３日間の年次休暇の計画的付与による事業場の			

	等により，管理的経費の縮減に努める。また，RI施設は，引き続き自前で作業環境測定を実施する。	一斉休業を引き続き実施し，光熱水料の節減を図った。 1-2）平成18年度から引き続き，「経費削減に向けての取り組み状況について」をWeb掲示板に掲示するとともに，経費削減ポスターを新たに掲示し，啓発活動を実施した。 1-3）文部科学省「財務マネジメントに関する調査研究プロジェクト」に参加し，出納業務におけるコスト管理を行った。活動基準原価計算；ＡＢＣ（Activity-Based Casting）を用いて現状分析を行い，発見された結果及び問題点を活動基準管理；ＡＢＭ（Activity-Based Management）によって業務改善を行った。 1-4）電力の長期契約を見直し，これまでの３年（割引率３％）契約で行っていた電力供給契約を５年（割引率５％）に切り替え経費の節約を図った。 1-5）平成16年度から複写機の賃貸借及び保守契約，電算機等のリース，研究用機器等の複数年契約を実施しており，平成19年5月には「複数年契約を実施する場合の基準」を定め，更なる複数年契約の推進を図った。 1-6）平成20年3月に事務の効率化を図るため，島根大学と「物品等の共同調達」に関する協定」を締結し，平成20年度から，再生紙等を共同調達することとした。 1-7）ＲＩ施設は，引き続き「労働安全衛生法」に基づく作業環境測定を外注せず，生命機能研究支援センター放射線応用科学分野の教員が，鳥取大学全事業所の放射性物質濃度を毎月測定・評価のうえ報告書を作成した。（外注委託の場合年間700万円必要となり，大学で測定の場合負担は約70万円） 1-8）医学部では，契約事務処理の効率化のため，フィルムバッチ測定の契約を単年度から複数年契約とした。女子トイレへの節水シールの貼付，共用自動車１台の削減，新聞折込チラシ中止によるゴミ削減等を実施した。 1-9）農学部では，平成18年度に引き続き，光熱水料等の経費節減のため，原則として午後10時から午前５時まで建物を使用しないこととした。 1-10）農学部建物改修工事に伴い，教員居室・廊下・トイレに感知式の照明器具や空調機を導入するとともに，空

				調換気扇を設置して節減を図り，さらに施設管理委員が建物内を随時巡回し，経費削減に努めた。		
	【41-2】 2）財務諸表の解析を進め，その結果の活用を検討する。		Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【41-2】 2-1）平成18年度決算に基づき，ステークホルダーに財政状況や損益構造に関する財務状況を理解していただくことを目標に，「平成18年度財務報告書（Financial Report 2007）」を作成し，冊子の配布やホームページにアップした。 2-2）公表された各国立大学法人の財務諸表及び財務指標等を参考に，本学の財務分析並　びに他大学との比較分析を行った。		
	【41-3】 3）大学経費削減推進会議，病院経費削減推進会議において経費削減の施策を計画し，実行する。		Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【41-3】 3-1）大学経費削減推進会議においては，経費削減に向けた具体的方策を検討するため，タスク・フォース（教員を含む40名で構成）を編成した。また，学生・教職員にアンケートを実施し，その分析結果を踏まえ，大学経費削減等推進員制度を導入した。同制度では，経費削減等推進員（教員14名，職員49名，学生５名）を委嘱し，窓の開閉，電気設備の消灯，温度管理の徹底などの活動を実施した。 3-2）病院経費削減推進会議においては，平成19年度の削減計画として，節水及び節電，ゴミの分別・減量，会議資料の電子化等の具体的方策を実行した。（節水による節減額6,689千円，節電による節減額345千円） 　また，共用自動車１台を平成19年12月に廃車して削減した。		
【42】 2）Ⅰ-(1)-③（Ⅱ－３）「中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策」に記載したとおり，人件費の削減を図る。			Ⅳ	(平成16～18年度の実施状況概略) 　中期計画【29】の『平成16～18年度の実施状況概略』欄を参照。	中期計画【29】の『平成20～21年度の実施予定』欄に記載したとおり，定員削減計画に基づき，職員配置の適正化等により人件費の削減を図る。	
	【42-1】 4）Ⅰ-(1)-③（Ⅱ-3）「中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策」に記載したとおり，職員配置の適正化等により		Ⅳ	(平成19年度の実施状況) 【42-1】 4）年度計画【29-1】及び【29-2】の『平成19年度の実施状況』欄を参照。		

	人件費の削減を図る。					
			ウェイト小計			

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（２）財務内容の改善
③　資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	１）資産の運用管理の改善を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 【43】 １）土地： 利用状況の再点検を行い，全学的視点に立った効果的・効率的な運用・管理に努める。		Ⅲ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 大学構内駐車場の未整備部分の舗装，区画線引きによる利用台数の増加を図った。また，バリアフリーの観点から身体障害者用駐車場を整備した。キャンパスアメニティの観点から駐輪場を増設した。 これらの対策を講じ，全学的視点から土地の有効利用を推進した。	平成20・21年度においても引き続き利用状況の再点検を行い，全学的視点に立った効果的・効率的な運用・管理について検討する。		
	○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 【43-1】 １）土地：引き続き利用状況の再点検を行い，全学的視点に立った効果的・効率的な運用・管理について検討する。		Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** 【43-1】 １）減損会計の導入を踏まえ，学内各施設（大山研修所，学生の課外活動施設，寄宿舎等）の利用状況等の実態調査を行い，資産の効率的・効果的な運用及び減損の兆候がないことを確認した。 また，職員駐車場について，有料化を実施し，維持管理に係る通常経費は受益者負担とするなど，全学的な視点に立った運用・管理に努めた。			
【44】 ２）施設： Ⅰ-(4)［(Ⅴ)］その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置の項に詳述		Ⅲ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** Ⅰ-（４）-①「施設設備の整備等に関する目標」に係る『平成16～18年度の実施状況概略』欄を参照。			
	（詳述は，中期計画【51】～【56】に係る年度計画を参照）		Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** Ⅰ-（４）-①「施設設備の整備等に関する目標」に係る『平成19年度の実施状況』欄を参照。			

【45】 3）設備： 学内に分散している各種計測・分析機器のうち，可能なものから集中管理を図るとともに，新規に導入する大型設備は，学内共同教育研究施設に設置する等，効率的な運用に努める。		IV		(平成16～18年度の実施状況概略) 「鳥取大学における設備整備に関するマスタープラン」を作成し，大型設備等の整備については，原則として，全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設に設置して有効活用するとともに，生命機能研究支援センター機器分析分野が中心に，学長経費等により既存設備をリユースし，機器の効率的な活用と管理運用に努めた。	平成20・21年度においても引き続き，「鳥取大学における設備整備に関するマスタープラン」に基づき大型設備等の整備については，原則として，全国共同利用施設及び学内共同利用施設に設置して有効活用するとともに，各種計測・分析機器の集中化と共同利用化を図る。		
	【45-1】 2）設備：各種計測・分析機器の集中管理を一層進めるとともに，大型設備についても，学内共同教育研究施設に設置する等，効率的な運用に努める。	IV		(平成19年度の実施状況) 【45-1】 2-1)「鳥取大学における設備整備に関するマスタープラン」をもとに，各種計測・分析機器の集中化を進めるとともに，学長経費等により既存設備をリユースし，機器の効率的な活用と管理運用に努めた。 2-2) 農学部の質量分析器を生命機能研究支援センター機器分析分野に移管，医学部のバイオイメージングアナライザー及び医学部附属病院の超遠心機を生命機能研究支援センター放射線応用科学分野にそれぞれ移管し，学内共同利用体制を整えた。さらに，共同利用機器である遺伝子探索分野の共焦点レーザー顕微鏡，リアルタイムＰＣＲ，自動細胞分離解析装置や機器分析分野の核磁気共鳴装置，有機元素分析装置，動物資源開発分野の飼育ゲージなどをリユースによるバージョンアップや改善を行い，機器等の性能を改善し，利用の効率化を図った。			
				ウェイト小計			
				ウェイト総計			

〔ウェイト付けの理由〕

（2）財務内容の改善に関する特記事項

1．特記事項

【平成16～18事業年度】

① 法人化のメリットを活用し，大学運営の活性化等を目指した，財政，組織，人事等の面での特色ある取組

◇「外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標」に関する事項

外部研究資金その他の自己収入の増加に関する活動に関しては，本学における経営努力が大きく影響する事業として，産官学連携による外部研究資金，科学研究費補助金，附属病院収益がある。

産官学連携による外部研究資金の獲得に関しては，産官学連携推進機構が総合的な窓口になり，積極的な活動を展開した。具体的には，産官学連携コーディネータによる共同研究樹立の支援，東京・大阪・名古屋・鳥取での鳥取大学ビジネス交流会の開催，鳥取大学振興協力会交流会による県内活動，サイエンス・アカデミー開催による本学の研究成果等等の紹介，その他の多彩な活動を展開して産官学連携の充実に努めた。その結果，文部科学省・都市エリア産学官連携促進事業等の事業採択を受けた。さらに，ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーに外部資金獲得支援室を設置し，上記の活動支援にあたったことにより，共同研究等の外部資金獲得の増大に結びついた。

科学研究費補助金に関しては，採択率を全国の平均水準にまで高めることが当面の課題であり，採択率を向上させるために研究・国際協力部研究協力課が中心になって支援活動を行った。同時に，申請率を高めるためにインセンティブを付与することとし，学長経費による研究助成には科学研究費補助金への申請があることを条件とした。

附属病院収益に関しては，収益の増加対策として，平成18年度には手術室３室（内視鏡専用・多目的・エキシマレーザー及び局所麻酔による小手術室）の増設，病棟の改修工事によるICU病床の増床，がん検査用のPET-CTの設置等に取り組んだ。

◇「経費の抑制に関する目標」に関する事項

本学の経費抑制の取組みは，財務担当理事を議長とし，その他理事及び副学長，事務代表の部長を構成員とする全学経費削減推進会議，その下に大学経費削減推進会議と病院経費削減推進会議を設置して行っている。これらの会議で設定した経費削減目標を反映させて，当該年度の予算編成を行っている。物品等の調達方法の見直し，業務の効率化，光熱水料の節減に努め，平成18年度は管理的経費について対前年度比２％減の配分とした。さらに，新たに平成18年度から５ヶ年５％の人件費削減に年度計画に従って取り組むこととし，平成18年度の人件費削減率は2.0％（平成17年度の「人件費予算相当額」に対する平成18年度の人件費削減率は6.2％）となった。

◇「資産の運用管理の改善に関する目標」に関する事項

「鳥取大学における設備整備に関するマスタープラン」を作成し，大型設備等の整備については，原則として全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設に設置して有効活用すると共に，生命機能研究支援センターが中心となり，現有大型機器の集中化と利用システムの合理化，効率化を進めることとし，同センターで既存設備のリユースを進めた。鳥取キャンパスの職員駐車場について，平成19年度から有料化することとし，そのための工事を実施した。

② 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた，大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

健全な財務運営を行うには，安定した収益の確保と経費の節減が基本的な要件である。安定した収益を確保するために，たとえば，本学の自己収入の中で最も大きな比重を占める附属病院収益に対して，附属病院では施設整備を基盤にしながら手術件数の増加，病床稼働率の確保，平均在院日数の適正化等の改善措置を講じている。外部研究資金の増大については，先の【平成16～18事業年度】「外部研究資金その他の自己収入の増加目標に関する事項」欄で記したような取組みを行っている。他方の経費削減に対しては，先の【平成16～18事業年度】「経費の抑制目標」に記した諸対策を積極的に講じており，収入と支出の両面にわたる経営対策が，本学における健全経営を可能にしている。

その基礎には，附属病院における外部経営コンサルタントを活用した戦略的経営の実施に代表されるように，部局単位での経営改善努力がある。さらに，学長のリーダーシップの下に運営される役員会や経営協議会等の意向を反映させながら，財務部が各部局との連携を密にして財務運営にあたっている点が重要である。その典型的な取組みは，「(1)業務運営の改善及び効率化」において記した，大学の戦略的な事業活動を支援する目的で，大学全体予算で確保している「戦略的に取り組む経費」による活動支援に現れている。

③ 自己点検・評価の過程で，中期目標・中期計画を変更する必要がある，あるいは，変更について検討する必要があると考えられる場合

本学では，このような状況は生じていない。

④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には，その状況，理由（外的要因を含む。）

本学では，このような状況は生じていない。

【平成19事業年度】

① 法人化のメリットを活用し，大学運営の活性化等を目指した，財政，組織，人事等の面での特色ある取組

◇「外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標」に関する事項

科学研究費補助金の採択件数及び採択額の増加を目指し，学術研究推進専門委員会で支援方策について検討を行い，外部資金獲得支援室に助言支援者を配置して，科学研究費補助金の申請予定者に助言支援を行った。その結果として，

平成18年度に比べて採択件数14件，採択金額9,479千円増となった。また，科学研究費補助金の説明会を開催するとともに，説明会資料を学内ホームページへの掲載，説明会の様子をＷｅｂ版動画・音声配信するなど周知方法に工夫を図った。さらに，不採択結果の内容を詳細に把握するため，平成19年度から科学研究費補助金申請者全員に文部科学省及びＪＳＰＳに対し，結果の開示請求を要請し，その結果を集計することにより，本学の研究振興方策に役立てることとした。

産官学連携による外部競争的資金の獲得に関しては，産官学連携コーディネーターを６名からさらに２名増員し８名とし，コーディネート体制の強化を図った。その結果として，外部資金（共同研究，受託研究）が平成18年度に比べて18,123千円の増加が図られた。そのうち，68件が科学技術相談案件から共同研究に結びついた。また，研究者のシーズと各種外部資金のマッチングを行うため，産学・地域連携推進機構スタッフが各教員と面談し，研究情報の収集を行って研究者総覧に活用するとともに，メール配信している各種外部資金の公募情報の周知を，データーベースを構築して行うよう準備を進めた。

◇「経費の抑制に関する目標」に関する事項

平成19年度も全学経費削減推進会議とその下に置いている大学経費削減推進会議及び病院経費削減推進会議を中心に経費削減に取り組んだ。具体的には，①昼休み時・不要時の消灯，②両面コピー，不要紙の裏紙利用⑤空　調の温度と使用期間の設定，⑥毎週一定日をノー残業日とし，また盆の一斉休日を実施して省エネルギー化の推進などを平成18年度に引き続き実施した。

また，平成19年度は新たに，①これまで３年（割引率３％）契約で行っていた電力供給契約を５年（割引率５％）に切り替え経費を節約，②複写機の賃貸借及び保守契約，電算機等のリース，研究用機器等の複数年契約について，平成19年5月に「複数年契約を実施する場合の基準」を定め既に行っている複数年契約を更に推進，③島根大学と「物品等の共同調達に関する協定」を締結し，平成20年度から，再生紙等の共同調達などを実施した。

さらに，大学経費削減推進会議の下にタスク・フォースを教員を含む40名で構成し，また，学生及び教職員にアンケートを実施し，その結果を踏まえ大学経費削減等推進員制度を導入した。この制度による経費削減等推進員（教員14名，職員49名，学生５名）により，窓の開閉，電気設備の消灯，温度管理の徹底などの活動を実施した。病院経費削減推進会議においては，平成19年度の削減計画として，節水及び節電，ゴミの分別・減量，会議資料の電子化等の具体的方策を実行した。（節水による節減額6,689千円，節電による節減額345千円）また，共用自動車１台を平成19年12月に廃車して削減した。

◇「資産の運用管理の改善に関する目標」に関する事項

鳥取大学における設備整備に関するマスタープランの基に，各種計測・分析機器の生命機能研究支援センターへの集中化を進め，平成19年度は，農学部の質量分析器を同センター機器分析分野へ，医学部のバイオイメージングアナライザー及び医学部附属病院の超遠心機を同センター放射線応用科学分野へそれぞれ移管し，学内共同利用体制を整えた。さらに，共同利用機器である同センター遺伝子探索分野の共焦点レーザー顕微鏡，リアルタイムＰＣＲ，自動細胞分離解析装置や機器分析分野の核磁気共鳴装置，有機元素分析装置，動物資源開発分野の飼育ゲージなどのバージョンアップや，機器等の性能を改善し，利用の効率化を図った。

②　国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた，大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

経営協議会の外部委員の大学経営に関する意見等を反映させながら，役員会，企画調整会議等での経営戦略に係る検討・審議を行っている。また，内部監査，監事監査等による指摘事項の改善による適正な財務運営に当たっている。また，平成18年度までは総務部所管の企画・評価部門と財務部所管の財務企画部門を併せた経営企画部を平成19年度に設置し，より機能的，戦略的な大学経営を行った。

③　自己点検・評価の過程で，中期目標・中期計画を変更する必要がある，あるいは，変更について検討する必要があると考えられる場合

本学では，平成19年度においてこのような状況は生じていない。

④　中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には，その状況，理由（外的要因を含む。）

本学では，平成19年度においてこのような状況は生じていない。

２．共通事項に係る取組状況

○　財務内容の改善・充実が図られているか。

【平成16～18事業年度】

本学の財務活動は，財務担当理事を統括者として財務部が業務的管理を担っている。財務管理は，大学活動の全般を支える基盤であり，学長のリーダーシップの下に経営協議会や役員会，教育研究評議会等からの意見を反映させながら予算を確保し，運営にあたっている。予算，決算，期間中の予算執行等の財務活動全般に係る監査は，内部監査課と監事が協力して実施するほか，学外の監査人に依頼して期中，期末の監査を実施している。

法人化後の運営費交付金算定ルールに基づく効率化係数１％，及び附属病院の経営改善係数２％相当分の減額に加え，平成18年度から新たに５ヶ年・５％の人件費削減に取り組むこととし，年度計画を着実に実施するために役員会や企画調整会議等で全学的視点から検討を行い，業務改善を軸に財務の健全化に努めた。実際には，自己収入の増加について「外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標」，経費節減について「経費の抑制に関する目標」に記したような取組みを行った。

その結果，運営費交付金収益が減少したものの，経営努力により附属病院収益及び外部資金獲得の増大，業務の効率化と物件費抑制等により，安定した決算を行うことができた。平成18年度について言うと，財務会計の総括的な結果指標としては，当期総利益23.2億円，収益率107％を確保し，流動比率111％に示されるように安全性を確保して，法人化後の健全経営を継続することができた。本学で安定した自己収入が確保できている要因として，附属病院収益の安定確保に拠るところが大きく，附属病院での経営改善への積極的な取組みが功を奏している。学部や共同教育研究施設における経費節減の努力も着実な成果に結びついている。

【平成19事業年度】

運営費交付金が減少したものの，経費の節減に努めるとともに，寄附金などの外部資金の獲得に努めた。経費の節減については，全学経費削減推進会議を中心に大学経費削減等推進員制度を導入し，光熱水料の削減などに努めた。外部資金の獲得については，産学・地域連携推進機構の外部資金獲得支援室を中心に，民間等からの寄附金，共同研究，受託研究の獲得に努めた結果，外部資金全体で平成18年度に比べ３千６百万円増となった。

経常収益は1,002百万円増の32,930百万円であり，主な増加要因として，附属病院収益が，手術件数の増，入院患者の平均在院日数の短縮による単価上昇や患者数及び外来患者数の増加等に伴い，668百万円増となったことが挙げられる。経常費用は1,570百万円増の31,336百万円であり，診療経費が診療材料の購入等，附属病院収益増に伴う482百万円増，職員人件費が「７：１」看護体制移行に係る看護師雇用により606百万円増などが挙げられる。

財務会計の総括的な結果としては，当期総利益18.9億円を確保して，法人後の健全経営を継続できた。

○人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて，人件費削減に向けた取り組みが行われているか。

【平成16～18事業年度】

教職員の人事や配置計画に関する事項は，常置委員会として人事委員会を設け，総務担当理事を委員長とし，部局長等を構成員として審議している。人件費の削減については，法人化当初に方策を検討し，中期計画期間中の教職員の削減計画を策定した。それらの計画に基づき，教職員の採用抑制や超過勤務の縮減により毎年，対前年比１％の人件費抑制に努力してきている。加えて，平成18年度からの５年間で人件費５％の削減に取り組むこととし，部局別の人員削減目標を明確にして，取組みを開始した。

平成18年度については，人件費166億円の当初予算に対して2.9％の削減実績をあげた。ただし，対前年度実績に対しては，附属病院において「７：１」看護体制を確立するため特定任期付職員・約100名の雇用があり，目標達成はできなかった。なお，教員定員の全学的な活用を行うため，学長管理定員として，平成18年度現在19名を確保し，そのうち14名をセンター等に配置している。

【平成19事業年度】

平成18年度からの５年間で人件費５％削減に対応するため策定した教職員の削減計画に基づき，平成19年度の教職員の採用を削減予定数以上に抑制したことなどから，平成17年度事件費予算相当額に対する平成19年度の人件費削減率は7.6％となり，計画以上の人件費削減を実施した。ただし，附属病院における「７：１」看護体制を確立するため特定任期付職員の雇用が約200名あり，また，退職手当が増加したころとから，総人件費は約6億3千万円増となった。

なお，教員定員の全学的な活用を行うため，学長管理定員として，平成19年度は27名を確保し，そのうち19名を学内共同教育研究センター等に配置した。

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

【平成16～18事業年度】

国立大学法人評価委員会による事業年度業務実績報告書に基づく従来の外部評価では，本学の財務活動に関する課題の指摘は受けていない。会計監査人による平成17事業年度期末決算監査報告においては，財務面から見た今後の課題として，①附属病院の決算体制の確立と財務部の一層の連携，②財務部の現場力の強化と人材育成，③財務分析の活用の３点について指摘を受けた。

これらの指摘事項に対して次のような対策を講じた。

① 平成18年７月に医学部経理・調達課に監査業務と決算業務を担当する経営企画係を新たに設置した。

② 財務部は，関係部署との情報の共有化を図り，定期的な連絡会を開催するとともに，財務部職員が講師として行う勉強会を開催した。また，文部科学省等の主催する説明会，研修会への参加や監査法人等による勉強会を実施した。

③ 財務分析結果を活用するため，平成17年度決算分析を役員会等に報告するとともに，役員連絡会で会計監査人が作成した財務諸表分析資料についての勉強会も実施した。また，本学の経営状況を的確に把握するため，平成18年11月，「鳥取大学財務報告書平成17年度決算」を作成した。

【平成19事業年度】

平成18年度業務実績の評価結果において，課題として指摘された事項はなかった。

また，平成18事業年度期末決算監査報告においても，会計処理上，経営管理上又は内部統制上の軽微な指摘を受けたが，規程・要項の改正を行うなど，随時改善を図るとともに，国立大学法人会計基準に関する研修会や会計事務に関する勉強会を適宜開催し，引き続き関係部署との情報の共有化や会計職員の資質向上に努めた。

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（３）自己点検・評価及び情報提供
①　評価の充実に関する目標

中期目標

1）全学的項目に係わる自己点検は，原則として毎年項目を定め評価委員会が行う。
2）分野別の教育研究に係わる自己点検評価は，期間中に少なくとも１回は行い，そのうち１回は外部評価を受けるものとする。ただし，この外部評価は独立行政法人大学評価・学位授与機構，国立大学法人評価委員会が行う評価は含まない。
3）年毎の部局毎の自己評価資料を大学で集中管理するシステムの構築を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
○自己点検・評価の改善に関する具体的方策 【46】 1）大学には，副学長を責任者とする評価委員会を置き，部局等には部局評価委員会を置く。		Ⅳ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 企画・評価担当副学長を委員長とし，各部局等から選出された教員，事務局関係職員で構成する評価委員会を，部局には部局評価委員会をそれぞれ設置し，平成18年度には各学部に評価担当の副学部長を配置して，機動的な部局評価体制とした。本学の評価委員会においては，本学の自己点検・評価計画等を策定するとともに，評価に係る活動を以下のとおり実施した。 ①本学が実施する自己点検・評価では，平成16・17年度に教育に関する評価を，平成18・19年度には研究活動に関する評価をそれぞれ行った。 ②大学機関別認証評価では，平成19年度に大学評価・学位授与機構による評価を受審することとし，そのための自己評価を行った。 ③国立大学法人評価委員会が行う業務実績評価では，毎年度自己点検・評価を行った上，同評価委員会の評価を受けた。 ④教員の個人業績評価は，平成16年度から本格実施し，その結果を教育功労賞等の部局推薦等の資料として反映させた。 また，乾燥地研究センターでは，部局評価委員会を中心に，外部評価の実施に向けて検討を行った。	平成20・21年度においても，引き続き，国立大学法人評価委員会が行う評価に係る自己点検・評価を，本学の評価委員会を中心に行う。 また，本学が実施する自己点検・評価のテーマを決定し，評価を実施する。 評価担当の教員を新たに１名配置し，本学における大学評価活動の充実を図る。 鳥取大学評価データベースについては，学部関係資料をデータベース化するとともに，教員個人業績調査票データベース等と連携した大学評価情報システム（仮称）に発展させる。 乾燥地研究センターでは，平成19年度に実施した国際外部評価の評価結果をもとに，教育・研究活動及び全国共同利用の機能について検討・見直しを行う。		
	○自己点検・評価の改善に関する具体的方策		Ⅳ	**（平成19年度の実施状況）** **【46-1】**			

【46-1】
1）大学評価委員会を中心に，部局評価委員会等との連携を図り，教育・研究等の諸活動について，継続的に自己点検・評価の方針，計画等を検討し実施する。なお，平成１９年度は，学校教育法６９条の３に基づき，大学の教育研究活動の質を保証する機関別認証評価を受審する。

1-1）本学の評価委員会を中心に，部局評価委員会等との連携を図りながら，平成19年度の自己点検・評価等の計画を策定し，以下のとおり評価活動を行った。
①平成18年度業務実績に係る国立大学法人評価委員会が行う評価では，自己点検・評価を行った上，同委員会の評価を受けた結果，課題として指摘された事項はなかった。また，平成19年度及び中期目標期間に係る業務実績評価の準備を行った。
②本学が実施する自己点検・評価では，平成18年度に行った研究活動状況の調査・分析結果を踏まえ，平成19年度に点検・評価し，報告書「研究活動の現状と課題－持続性のある生存環境社会の構築をめざして－」にとりまとめ，公表した。
③大学機関別認証評価では，自己評価書を大学評価・学位授与機構へ提出し，書面調査及び訪問調査を受け，平成20年３月に「大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」との評価結果を受けた。
④教員の個人業績評価は，平成16年度から本格実施しており，平成19年度においても引き続き実施し，各部局長等からの評価結果を企画・評価担当副学長を経由して学長へ報告した。評価の結果は，教育功労賞等の部局推薦等の資料として反映した。
1-2）教員個人業績調査票の入力データについては，科学研究費補助金，共同研究等の研究に関するデータを事務局であらかじめ入力することにより，各教員の入力負担を軽減した。平成20年度は，シラバス等教育に関するデータを事務局で事前に入力することを検討する。
1-3）本学の評価委員会を中心に，評価業務の効率的かつ効果的な推進を図るため，評価に必要となる役員会，常置委員会等の主要会議資料及び学部教授会等資料をデータベース化し，鳥取大学評価データベースとして構築し，試験運用を始めた。
1-4）総合メディア基盤センターでは，情報委員会の審議を経て，同センターの活動，学内ネットワーク，計算機システム等について，平成20年１月に５名の外部評価委員で構成する

				外部評価委員会による外部評価を受け，その評価結果を取りまとめた。		
	【46-2】 2）乾燥地研究センターでは，教育・研究活動及び全国共同利用の機能等について，外部評価を実施する。		IV	(平成19年度の実施状況) 【46-2】 2）乾燥地研究センターでは，「乾燥地研究センター研究推進戦略」の実行に反映させるため，海外の乾燥地研究機関から３名，国内の乾燥地研究等に関連のある有識者４名の計７名による共同利用・共同研究等に関する国際外部評価を実施した。評価結果は「Report of the 2007 International External Review of the Arid Land Research Center (ALRC),Tottori University」として平成19年12月に取りまとめた。		
○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 【47】 1）評価結果に基づき，部局にあってはその長，法人にあっては学長はその改善に努める。		III		(平成16～18年度の実施状況概略) 大学が実施する自己点検・評価や国立大学法人評価委員会が行う評価の結果は，役員会，教育研究評議会，各常置委員会等の全学的な場で報告し，改善策を検討するとともに，本学の評価委員会及び部局評価委員会と連携しながら，対策を講じた。改善策の実施状況については，大学内部で行う監事監査等を通じて点検した。 また，評価結果は，ホームページ，報告書の配布，報道機関への情報提供によりその都度速やかに公表した。	平成20・21年度においても引き続き，評価結果は速やかにホームページ等でその都度公表するとともに，役員会等において報告し，改善を要する点等の指摘を受けた事項があった場合には，常置委員会等を通じて改善策を講じる。	
	○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 【47-1】 1）評価結果に基づき，部局にあってはその長，法人にあっては学長はその改善に努める。	III		(平成19年度の実施状況) 【47-1】 1）平成19年度に実施した大学機関別認証評価の結果においては，「大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」との評価結果を受けた。 なお，改善を要する点として挙げられた「大学院の一部の研究科においては，入学定員超過率が高い，又は入学定員充足率が低い。」との指摘については，入学定員充足率が低い大学院工学研究科（博士後期課程）では，企業等に出向いて社会人学生の獲得に努力するとともに，平成20年４月から博士前期課程８専攻を４専攻へ，博士後期課程３専攻を４専攻へ改組することとしており，これを機に博士後期課程の入学定員充足に努めることとした。また，大学院医学系研究科（博士課程）		

				では，学生のニーズに対応した改善策（例えば，平成16年度から10月入学制度を実施，平成19年度から専攻や分野の枠を超えた７つの新教育コースの導入など）を行ってきた結果，医学専攻博士課程の充足率は向上しつつある。			
	【47-2】 ２）評価結果はホームページ等を活用し，引き続き公表する。		Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** 【47-2】 ２-1）「平成19年度実施大学機関別認証評価評価報告書」は，大学評価・学位授与機構の公表後，速やかに報道機関に情報提供し，ホームページで公表した。また，「平成18年度に係る業務の実績に関する評価の結果」は，国立大学法人評価委員会の公表後，速やかにホームページで公表した。 ２-2）自己点検・評価報告書「研究活動の現状と課題」は，国立大学，報道機関等に広く配布するとともに，ホームページで公表した。		
				ウェイト小計			

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（３）自己点検・評価及び情報提供
②　情報公開等の推進に関する目標

中期目標

１）情報の受発信を行う専門的な部署を設ける。
２）役員会及び経営協議会の外部委員は，外部発信の窓口的な役割を有する者として位置づける。
３）同窓会に対しては，特に大学からの発信を密にする。
４）環境問題への取組みも積極的に発信し，社会に対する環境維持への関心の向上に資する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 【48】 １）学内情報が全て集積され，各種のデータベース化を行い，学内外へ必要な情報発信を行う部署を作る。		Ⅳ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 平成16年度に総務部へ広報企画室を設置するとともに，平成18年度には広報担当の副学長を配置し，情報発信を行う部署の体制を強化した。また，広報担当者に広報ハンドブックを配布し，広報の必要性・方法等を示した。 学内の情報は，広報企画室へ集積するよう広報委員会で周知を図り，「鳥取大学の広報計画」（行事一覧）をデータベース化して，ホームページに掲載し，各報道機関へ積極的に提供するとともに，鳥取県及び県内４市の公共機関等へイベント情報として提供した。 また，鳥取・東京・大阪のサテライトオフィスと連携し，イベント情報，刊行物等の提供を行った。 さらに，大学情報の積極的な提供及び広報を行うため，「鳥取大学広報コーナー」を鳥取県庁，中部及び西部総合事務所，ＪＲ鳥取大学前駅等に設けたり，ＪＲ特急スーパーやくも号及び特急スーパーはくと号車内に大学のイメージ広告の掲載などを行った。 平成19年３月には，21世紀ＣＯＥプログラム「乾燥地科学プログラム」の研究成果を発表するとともに，本学のＰＲを国立科学博物館において特別展示を実施した。	平成20・21年度においても広報企画室を中心に，ホームページ，広報誌，報道機関等の多様な手段により，積極的に情報発信を行うとともに，鳥取大学のＵＩ（ユニバーシティ・アイデンティティ）確立に向けて，「シンボルマーク」及び「イメージキャラクター」を活用した広報活動を広く行う。 平成20年度には，「乾いた大地砂漠―限りある水をめぐる科学と知恵」をテーマに，ＮＨＫ大阪放送会館において，研究成果の発表及び本学のＰＲを行う。		
	○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策		Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** **【48-1】**			

	【48-1】 1）広報戦略に基づき，大学の存在意義をより高めるため，学内情報を集積しデータベース化するとともに，大学紹介ＤＶＤの作成，各種メディア・媒体による情報発信など多様な手段を構築して，学内外へ積極的な情報発信及び広報活動を行う。			1-1）平成19年度広報計画を作成し，大学の存在意義をより高めるため，学内情報を集積しデータベース化するとともに，新聞，ケーブルＴＶなどの各種メディア・媒体による情報発信を行うとともに，大学紹介ＤＶＤを作成し，入学式，オープンキャンパスなどの場で公開するなど，多様な手段により学内外へ積極的な情報発信及び広報活動を行った。 1-2）学生，地域により一層本学へ親しみを感じてもらうため，また，大学構成員の連帯感を高めるとともに，地域社会に本学をアピールすることを目的として，本学にふさわしい「シンボルマーク」及び「イメージキャラクター」を，平成19年11月から20年１月の期間公募し，選考を行った。平成20年度にはホームページ，各種出版物，封筒などに使用し，広く広報活動に活用することとした。			
【49】 2）ホームページ及び広報誌等の見直しを随時行い，学内外への大学情報の発信をより一層活発化させる。			Ⅲ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** ホームページの見直しは，ホームページ管理運営専門委員会で検討を進め，トップページ及び英文ページのリニューアルを行い，わかりやすいものにした。また，学内情報の共有を目的に，教職員向けのページの充実を図るための検討を行った。 広報誌の見直しは，平成18年度から近隣県の高校へも配布するとともに，一般の市民にもわかりやすい内容で編集し，「地域に開かれた大学図書館を目指して」，「最近の就職活動事情」など身近な話題を特集して，学内外に広く配布した。 平成18年７月には，各部局等の広報担当職員を対象に研修会を開催し，「大学広報と大学ＨＰ」の講演及びテレビ局の見学を実施した。本研修会には，鳥取県内の私立大学広報担当者も参加し，参加者には，新たに作成した「ポスター・リーフレットの作成についての手引き」を配布した。また，鳥取県主催の広報技術研修会に積極的に参加し，広報に関する技術等の向上を図った。 大学の行事一覧を定期的（月２～３回）に報道機関等へ提供するとともに，学長と報道機関との懇談会を平成18年９月に実施したり，報道機関等からの質問等には，時間外においても積極的に対応した。 本学関係の報道提供件数は，平成16年	平成20・21年度においても引き続き，広報委員会の広報誌編集専門委員会，ホームページ管理運営専門委員会において広報誌・パンフレット及びホームページ等を常に見直し，学外向けの情報を一層充実する。 また，広報活動を充実するための広報に関する研修会を実施するとともに，マスコミ関係者との連携をより一層密にする。 ホームページの英語版公式トップページについて，内容を見直すとともに，中国語等の多言語化の充実を検討するとともに，附属図書館のホームページについても，英語版，中国語等に対応したホームページを作成し，充実を図る。		

			度：138件，平成17年度：300件，平成18年度：264件，新聞掲載件数は，平成16年度：1,160件，平成17年度：1,336件，平成18年度：1,442件と増加した。 各部局等においても，農学部ホームページに教員の研究内容紹介のページを作成，乾燥地研究センターホームページを平成18年度にリニューアル等を行うとともに，地域学部パンフレットを刷新するなどして，情報発信を活発に行った。
【49-1】 2）広報委員会の広報誌編集専門委員会，ホームページ管理運営専門委員会において広報誌・パンフレット及びホームページ等を常に見直し，学外向けの情報を一層充実させる。		Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【49-1】 2-1）広報誌「風紋」第15号（2007.10）から，新たな対象読者として保護者を加え，配布部数を4,000部から11,000部とするとともに，大学の最新情報を対象読者へ迅速に伝える誌面作りを図った。また，入学者確保のため，高校への配布部数を増やした。 2-2）平成20年３月に，ホームページのメニュー項目の見直し及びデザインの統一性を図るため，ウェッブサーバーにＣＭＳ（コンテンツ，マネジメント・システム）を導入した。
【49-2】 4）広報活動を充実するため広報に関する研修会を実施する。		Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【49-2】 4）平成19年８月に，鳥取県主催の広報技術研修会「読まれる紙面づくり～広報誌・チラシ等の製作講座～」に職員３名を参加させ，広報に関する技術・知識の向上を図った。 また，医学部や附属病院に求められる広報能力を養成するため，新聞記者を講師に招き研修会を６月に開催した。
【49-3】 5）マスコミ関係者との連携をより一層密にする。		Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【49-3】 5）マスコミ関係者へ大学の行事一覧を定期的（月２～３回）に提供するとともに，鳥取県教育記者クラブとの意見交換会を11月27日に実施し，鳥取県内の教育関係記者等との連携を図った。平成19年度の報道提供件数は143件，新聞掲載件数は1,081件であった。 また，米子地区の情報については，地元の米子市政記者クラブへ提供し，特に，地元新聞２紙の記者と常に連絡を密にし情報提供を行った。

	【49-4】 6）各学部等のホームページの充実，更新に努める。		Ⅳ	(平成19年度の実施状況) 【49-4】 6-1）各学部等の広報委員等と連絡を密にし，全学のホームページ管理運営専門委員会等と連携を図りながら，部局等のホームページの更新・充実を行った。例えば，①附属図書館では，英語ページの作成，電子ジャーナル検索機能（リンクリゾルバーの導入）の向上を図った。②連合農学研究科では，平成19年７月にホームページのリニューアルを行った。③医学部では，広報係が保有する米子地区キャンパスの写真データを，職員がいつでも活用できるよう新たなコンテンツを設けた。④農学部では，附属教育研究施設のホームページを新たに開設したり，内容の充実等を行った。 6-2）工学部では，学部の規則を見直し，ホームページのソフト面は広報委員会，ハード面は情報セキュリティ専門委員会及び情報セキュリティ技術専門チームが担当し，ホームページの充実とセキュリティ対策を実施した。また，農学部では，広報委員会が中心となり，農学部の「ロゴマーク」を策定し，今後積極的に広報活動に活用していくこととした。		
【50】 3）大学運営の透明性を保つため，法令等に基づく情報公開及び情報開示について対応を行う。			Ⅲ	(平成16～18年度の実施状況概略) 広報委員会と広報企画室を中心に，情報公開の手続き等については，ホームページに掲載するとともに，法令等に基づく情報公開をホームページ等により積極的に行った。また，情報開示の請求については，迅速かつ適切に対応した。	平成20・21年度についても引き続き，法令等に基づく情報公開をホームページ等により行うとともに，情報開示の請求があった場合は，迅速かつ適切に対応する。	
	【50-1】 3）広報委員会を中心に，情報公開及び情報開示について積極的に対応する。		Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【50-1】 3）広報委員会を中心に，法令等に基づく情報公開をホームページ等により積極的に行った。また，情報開示については，10件の請求があり迅速かつ適切に対応した。		
				ウェイト小計		
				ウェイト総計		

〔ウェイト付けの理由〕

（３）自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項

１．特記事項

【平成16～18事業年度】

①　法人化のメリットを活用し，大学運営の活性化等を目指した，財政，組織，人事等の面での特色ある取組

◇「評価の充実に関する目標」に関する事項

法人化後の自己点検・評価に係る業務は，常置委員会の１つである評価委員会が担当している。委員会の構成は，企画・評価担当の副学長が委員長を務め，他に各学部の評価担当副学部長，学内共同教育研究施設等の選出教員，事務担当職員が委員を務めている。下部組織として，各学部及び学内共同教育研究施設等，事務局のそれぞれに部局委員会を設けて業務の推進に当たった。

大学評価に関する活動として，①国立大学法人評価委員会による事業年度業務実績に係る評価，②大学機関別認証評価，③本学による自己点検・評価，④本学による教員個人業績評価，の４つに取り組んだ。これらを通じて本学の活動に関わる特徴を把握し，摘出された問題点について，役員会と常置委員会が中心となって全学的な検討を行い，該当する部局において改善策を講じた。

◇「情報公開等の推進に関する目標」に関する事項

法人化を契機に，情報公開等の活動を推進するため，総務部に広報企画室を設置したほか，常置委員会の広報委員会を拡充し，下部組織として広報誌編集専門委員会とホームページ管理運営専門委員会の二つを設けた。広報委員会の構成は，平成18年度新たに配置した広報担当副学長が委員長を務め，他に各学部の学部長又は副学部長，委員長指名教員，事務担当職員が委員を務めている。

広報委員会と広報企画室が中心となり，大学ホームページを活用して情報公開を進め，情報開示要求に対して迅速に対応した。また，ホームページ管理運営専門委員会で，大学ホームページの見直しについて検討を進め，学内情報の共有化のために教職員向けのホームページの充実に努めた。

各学部や全国共同利用施設，学内共同教育研究施設においても各種印刷物やホームページ等を利用して，独自の工夫を凝らして情報公開等の推進にあたった。たとえば工学部では，技術シーズ集を作成して学部ホームページ上で公開し，農学部では，教員の研究内容等を紹介するホームページを作成して，それぞれの情報提供活動を充実させた。

②　国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた，大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

大学評価に係る多くのプロジェクトを効率的に進めるため，評価委員会の下に「鳥取大学評価データベース」構築のためのワーキンググループを組織し，評価担当副学長を中心に検討した。本年度については，総務部所轄の役員会と経営協議会，教育研究評議会，並びに農学部の教授会と代議員会について，法人化以降の会議資料をデータベース化した。平成18年度から大学評価に係る業務体制を強化する目的で，各学部に評価担当の副学部長を配置した。さらに，平成15年度から実施している教員の個人業績評価の結果を，教員の自己研鑽や能力開発に効果的に結びつけるため，ＦＤ研修会の開催等に継続的に取り組んだ。

③　自己点検・評価の過程で，中期目標・中期計画を変更する必要がある，あるいは，変更について検討する必要があると考えられる場合

本学では，このような状況は生じていない。

④　中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には，その状況，理由（外的要因を含む。）

本学では，このような状況は生じていない。

【平成19事業年度】

①　法人化のメリットを活用し，大学運営の活性化等を目指した，財政，組織，人事等の面での特色ある取組

◇「評価の充実に関する目標」に関する事項

本学の評価委員会を中心に，部局評価委員会等との連携を図りながら，平成19年度は，①平成18年度業務実績に係る国立大学法人評価委員会による評価，並びに平成19年度及び中期目標期間に係る業務実績評価の準備，②大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価，③本学が実施する研究活動を対象にした自己点検・評価（報告書「研究活動の現状と課題」を公表），④本学が実施する教員の個人業績評価，の４つの自己点検・評価等に取り組んだ。これらを通じて本学の活動に関わる特徴を把握し，摘出された問題点について，役員会と常置委員会が中心となって全学的な検討を行い，該当する部局において改善策を講じた。大学機関別認証評価では，平成20年３月に「大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」との評価結果を受けた。

また，全国共同利用施設である乾燥地研究センターでは，「乾燥地研究センター研究推進戦略」の実行に反映させるため，海外及び国内の乾燥地研究等に関連のある有識者７名による共同利用・共同研究等に関する国際外部評価を実施し，評価結果を「Report of the 2007 International External Review of the Arid Land Research Center (ALRC),Tottori University 」として平成19年12月に取りまとめた。

総合メディア基盤センターでは，同センターの活動，学内ネットワーク，計算機システム等について，平成20年１月に５名の外部評価委員で構成する外部評価委員会による外部評価を受け，その評価結果を取りまとめた。

◇「情報公開等の推進に関する目標」に関する事項

全学的観点からの大学広報として，認知度アップと信頼性確保等，積極的な情報発信のため，戦略的経費に「広報戦略経費」（2,000万円）を盛り込み，以下の取組みを行った。

①大学ホームページをリニューアル，②大学紹介ＤＶＤの作成と，高校等へ配布，ホームページへ掲載，③広報誌「風紋」の配布部数を4,000部から11,000部に増刷，④本学の認知度アップのため，新聞紙面に本学を紹介した企画記事を４回掲載，そのうち１回は学長と鳥取県知事との対談をケーブルＴＶを利用して広く鳥取県内に放送，⑤大学の特色ある教育・研究の取組みを進学情報誌に掲載，⑥鳥取県内の民放テレビ局の番組で「大学紹介」を２回放送，⑦関西エリアへの本学の認知度アップのため，関西の新聞に学生募集広告を掲載した。
さらに，学生，地域に，より一層本学へ親しみを感じてもらうため，また，大学構成員の連帯感を高め，地域社会に本学をアピールすることを目的として，本学にふさわしい「シンボルマーク」及び「イメージキャラクター」を選定し，平成20年度にはホームページ，各種出版物，封筒　などに使用し，広く広報活動に活用することとした。

②　国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた，大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

教員個人業績調査票の入力データについては，科学研究費補助金，共同研究等の研究に関するデータを事務局であらかじめ入力することにより，各教員の入力負担を軽減した。平成20年度はシラバス等教育に関するデータを，事務局で事前に入力することを検討する。
本学の評価委員会を中心に，評価業務の効率的かつ効果的な推進を図るため，評価に必要となる役員会，常置委員会等の主要会議資料及び学部教授会等資料をデータベース化し，鳥取大学評価データベースとして構築し，試験運用を開始した。

③　自己点検・評価の過程で，中期目標・中期計画を変更する必要がある，あるいは，変更について検討する必要があると考えられる場合

本学では，平成19年度においてこのような状況は生じていない。

④　中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には，その状況，理由（外的要因を含む。）

本学では，平成19年度においてこのような状況は生じていない。

２．共通事項に係る取組状況

○情報公開の促進が図られているか。

【平成16～18事業年度】

広報委員会と広報企画室を中心にして，本学の活動に関わる情報発信に積極的に取り組んだ。部局等から学内情報が広報企画室へ集積するよう広報委員会で周知を図り，学内情報を行事一覧として取りまとめ，大学ホームページ上に掲載して情報公開に努めた。特に，報道機関に対して積極的に情報提供を行い，鳥取県及び県内４市の公共機関等に対しても情報提供した。また，鳥取・東京・大阪の鳥取大　学サテライトオフィスと連携して，イベント情報や刊行物等の提供を行った。
「最近の就職活動事情」を特集して，学内外に広く配布した。各学部や全国共同利用施設，学内共同教育研究施設においても各種印刷物やホームページ等を利用して，独自の工夫を凝らして情報発信を行った。工学部では，技術シーズ集を作成して学部ホームページ上で公開し，情報提供活動を充実させた。

【平成19事業年度】

平成19年度においても広報委員会と広報企画室を中心にして，本学の活動に関わる情報発信に積極的に取り組んだ。上記「情報公開等の推進に関する目標に関する事項」で記した取組みのほかに，例えば，ホームページのメニュー項目の見直し及びデザインの統一性を図るため，ウェッブサーバーにＣＭＳ（コンテンツ，マネジメント・システム）を導入したり，附属図書館のホームページに，英語ページの作成，電子ジャーナル検索機能向上（リンクリゾルバーの導入）を図った。また，マスコミ関係者へ大学の行事等を定期的に提供するとともに，鳥取県教育記者クラブとの意見交換会を11月に実施するなど，鳥取県内の教育関係記者等との連携を図った。

○　従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

【平成16～18事業年度】

自己点検・評価活動を通じて明らかになった改善を要する事項については，役員会や教育研究評議会，各常置委員会等の全学的な場で報告し，改善策を検討すると同時に，評価委員会と連携を取りながら各部局において具体的な対策を講じるようにしている。改善策の実施状況に関しては，鳥取大学が内部で行う監査等を通じて詳細に点検し，改善策を迅速に実行に移して効果が得られるように努力している。
国立大学法人評価委員会による平成17年度の業務実績に関する外部評価により，本学の活動が中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいること，そして，業務運営については，教職員の個人業績評価を実施し，その結果を有効活用している点に着目して，特筆すべき進捗状況にあるとの評価を得た。
同時に，①「労務，情報など高い専門性を担当する部署，労務・安全室，情報企画推進課の充実を図る」，②「全国共同利用施設及びその他の教育研究施設は，教育研究の進展の動向や社会のニーズ等に対応して整備充実する」，③「災害，事件・事故，薬品管理等に関する全学的なマニュアルの策定」の３項目について取組みの遅れを指摘された。これらの点については，役員会や教育研究評議会，常置委員会が中心となって検討を行い，担当部局において改善策を講じて取組みを進展させた。
平成17事業年度業務実績の評価において，中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にあるとの評価を受けた，自己点検・評価方式に基づく教職員の個人業績評価については，その活動を継続して，結果を自己研鑽やインセンティブの付与等に活用した。併せて，ＦＤ研修会を重ねて開催し，教員の主体的な能力開発のための活動を組織的に支援した。また，「教員個人業績調査票」データベース等を活用して「研究者総覧」及び「科学技術相談一覧」を作成し，印刷物配布と同時に大学インターネット上に配置して，情報公開を進めた。

【平成19事業年度】

平成18事業年度業務実績の評価結果において，課題として指摘された事項はなかった。また，平成17年度業務実績の評価結果において，取組の遅れを指摘された事項については，「（１）業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等」及び「（４）その他業務運営に関する重要事項に関する特記事項」の「従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。」欄に記したように，平成19年度においても対策を講じて改善を行った。

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（４）その他業務運営に関する重要事項
①　施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標

１）施設設備に関する長期的な構想を策定し，計画的な施設整備・管理を行う。
２）豊かなキャンパスづくりの推進を図る。
３）施設整備・管理に当たっては環境保全と省エネルギーに十分配慮する。
４）制定した規則に基づき，施設等の点検を実施し有効利用を促進する。
５）全学共用スペースの確保とその有効利用を促進する。
６）新増築に際しては，全スペースの２０％を全学共用スペースとし，また改修についても全学共用スペースを設けることとし，これらの共用スペースは，ルールに基づき有効利用する。また，適宜利用状況を点検し，不適当な利用の場合は退去勧告し，利用の再検討を行う。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
【51】 １）早期に本学の施設整備の長期計画を作成する。		Ⅳ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 施設・環境委員会を中心に施設整備の長期計画について検討を行い，平成18年度にマスタープランの目標，施設の整備方針，長期目標，施設マネジメント等全学的な基本事項等を「鳥取大学施設整備マスタープラン（鳥取キャンパス）～理想のキャンパス創造にむけて～」として策定した。	米子キャンパスの施設整備マスタープランの策定を，がんセンター関連施設として放射線治療棟の新営計画，第二中央診療棟の改修計画等と併せて行い，平成18年度に策定した鳥取キャンパスのマスタープランと併せ，フォローアップを行う。		
				（平成19年度の実施状況） がんセンター関連施設である放射線治療棟の新営計画，第二中央診療棟の改修計画等と併せて，米子キャンパスの施設整備マスタープランの策定を行うこととした。			
【52】 ２）２年毎に全学的な施設整備及び有効利用状況に関する点検調査を実施し，報告書を作成するとともに学長は必要な勧告を行う。		Ⅳ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 平成16年度に，工学部の施設の有効活用調査を実施するとともに，平成17年度に設備等の追加調査を実施し，施設・環境委員会に報告した。 平成18年度には，医学部，地域学部，共通教育棟の施設の有効活用調査を実施した。	平成20年度は，農学部の施設の有効活用調査を実施する。農学部以外の施設についても，使用形態の変更等に伴う見直し作業を引き続き実施する。 また，施設維持管理費による改善事項の選定にあたり，評価表を基に緊急度，優先度を評価し，引き続き計画的・効率的な施設改善を行う。		
	【52-1, 53-1】 １）施設マネジメントとして有効利用		Ⅳ	**（平成19年度の実施状況）** 【52-1, 53-1】			

	状況の調査を行い，若手研究者スペース，学生スペース，共用スペースの創出に活用する。また，部局の改善要望や施設パトロールでの改善事項を，緊急度，優先度等を評価表により数値化し，順位を決めて，施設維持管理経費の計画的・効率的な実施を行う。		1）平成18年度に実施した医学部，地域学部，共通教育棟の有効活用調査の報告書を作成し，施設整備の検討の際に，共用スペース等を確保するため活用した。 また，施設維持管理費による改善事項の選定にあたって，評価表を基に優先度を判定し，学生生活支援施設の整備（課外活動施設（部室）整備，第１体育館内部改修，男子寮玄関前舗装整備など）や，教育組織の改編等に対応した整備（医学部校舎３号館改修など）を計画的に実施した。			
【53】 3）早期に全学の共用スペースの確保計画を作成する。		Ⅳ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 施設整備マスタープランで共用スペースの確保目標を制定し，新増築及び改修整備に併せて共用スペースの確保を実施した。共同研究スペースの確保目標は，原則として新増築面積の20%，改修整備面積の概ね10%とし，若手研究者のスペースの確保目標は，新増築及び改修面積の概ね５%とした。 **（平成19年度の実施状況）** 年度計画【52-1, 53-1】の「平成19年度の実施状況」欄を参照。	改修を計画している地域学部，工学部，医学部等の大型改修実施に際し，施設整備マスタープランに基づき，共用スペースを確保する。		
【54】 4）耐震性の確保，老朽施設の改善を図るための改修計画を順次進める。	【54-1】 2）耐震性の確保及び教育研究ニーズに対応した施設設備，アメニティ環境の向上のために老朽施設の再生を図り，安全安心な施設設備を推進する。	Ⅳ Ⅳ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 工学部，農学部（Ⅰ，Ⅱ期）の耐震改修を実施した。 また，アメニティ環境の向上のため，老朽化した武道館及び部室を建て替えた。 さらに，アスベスト対策事業として，職員宿舎，工学部校舎等のアスベスト等含有吹付材の除去工事を実施した。 **（平成19年度の実施状況）** 【54-1】 2）農学部（Ⅲ期），共通教育棟，大学会館，第一体育館，武道館（鳥取キャンパス），附属特別支援学校体育館，医学部附属病院第二中央診療棟，看護師宿舎及び乾燥地研究センター（一部）の耐震改修を実施した。 また，教育研究ニーズに対応した施設設備として，医学部校舎３号館に臨床心理相談センター施設を整備，講義	耐震性の確保については，小規模施設の整備は年次計画により施設維持管理費で計画的に改善する。大型の改修事業については，施設補助金等の獲得をめざし，概算要求を行う。 また，老朽施設の改善については，施設維持管理費により緊急度，優先度を評価し計画的・効率的に整備し，教育研究ニーズに対応した施設設備，アメニティ環境の向上を行う。 平成20年度には，総合研究棟改修（医学部校舎），総合研究棟（地域学部校舎）第１期改修，工学研究棟（工学部校舎）の耐震工事を行う。また，医学部附属病院の外来・中央診療棟玄関，車寄せに庇		

			実習棟２階実習室を講義室に改修などをした。アメニティ環境の向上のために，医学図書館閲覧室の空調設備更新，及び医療の充実のため手術室空調の改修工事を施工した。	を延長し，患者の乗降時に利便を図る。	
【55】 5）学内の交通計画の見直しを実施し，道路改修・歩道・駐車場の整備計画及び入構規制の具体的計画を策定する。		Ⅲ	(平成16～18年度の実施状況概略) 施設整備マスタープラン（鳥取キャンパス）において，鳥取地区の交通計画を策定した。 駐車場の整備では，鳥取キャンパス第２駐車場，米子キャンパス第３駐車場，地域学部技術棟前に身体障害者用駐車場の整備を実施した。医学部附属病院では，外来駐車場を立体化し駐車台数を確保した。 また，地域学部，共通教育棟，学生寮，国際交流会館の駐輪場を整備した。	施設整備マスタープランの交通計画に基づき，計画的な整備を行う。 また，米子キャンパスでは，砂利敷きの仮設駐車場を舗装し，利用者の利便性を図る。	
	【55-1】 3）交通計画に基づく，道路・歩道・駐車場・駐輪場等の整備を実施する。	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【55-1】 3）交通計画及び駐輪場計画に基づき，医学部，共通教育棟，農学部，総合メディア基盤センター等の駐輪場を整備するとともに，鳥取キャンパスにおいては，平成19年４月から自転車登録制度を実施し，通勤・通学に自転車を使用する者に自転車登録証を交付した。 また，鳥取キャンパスでは正門付近の道路に自転車と車の分離表示を行い，米子キャンパスでは，第３駐車場付近の歩車道分離工事を実施した。		
【56】 6）点字ブロック・点字標識・障害者用エレベーター・障害者用トイレの整備に努める。また，学内サイン計画を策定し年次的に整備していく。		Ⅳ	(平成16～18年度の実施状況概略) 施設整備マスタープラン（鳥取キャンパス）において，ユニバーサルデザイン計画を策定した。 また，身体障害者用エレベーターを工学部に，スロープを事務局，総合メディア基盤センター，地域共同研究センターに，身体障害者用トイレを工学部，農学部，地域学部，附属図書館，附属特別支援学校等に整備した。 医学部附属病院では，個室病室のトイレ及びシャワー室のバリアフリー化を図った。	施設整備マスタープランのユニバーサルデザイン計画に基づき，計画的な整備を行う。 また，米子キャンパスでは，（旧）保健学科棟の玄関スロープの設置及びトイレを多目的トイレに改修するなど施設整備を実施する。	
	【56-1】 4）新たに策定した施設整備マスタープランに基づき，ユニバーサルデザ	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【56-1】 4）施設整備マスタープランに基づき，		

	イン化，省エネルギー化を推進する。			身体障害者用エレベーターを大学会館，共通教育棟，スロープを医学部記念講堂，共通教育棟，身体障害者用トイレを武道場，附属小・中学校中央棟に，オストメイト対応のトイレを大学会館に整備した。 また，照明器具，空調機等に高効率化機器の使用，人・照度感知センサーの設置，ハイブリット式外灯の導入に加え，大学会館の改修において，屋上緑化を実施するなどにより省エネルギー化を推進した。		
【57】 7）早期にゴミの分別収集を徹底し，次年度の減量化目標を策定して実施するサイクルを定着させる。		Ⅲ		(平成16～18年度の実施状況概略) 施設・環境委員会に環境マネジメント専門委員会を設置し，ゴミの分別等の環境マネジメントの検討を開始した。 また，平成17年度から法律で義務づけられた「環境報告書」を作成・公表するとともに，毎年度，「環境手帳」を構成員に配布し，構内美化，省エネルギー，ゴミの減量化等の環境保全に関する啓発を図った。工学部では，毎週火曜日に学生・教職員が一体となってゴミの分別収集を行った。	環境配慮促進法に基づく環境報告書を公表する。また，ゴミの分別収集を徹底するとともに，環境配慮の計画を実行する。	
	【57-1】 5）「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法)」による「環境報告書」を作成し公表するとともに，ゴミの分別収集等の基本方針を策定する。	Ⅲ		(平成19年度の実施状況) 【57-1】 5-1）法律に基づき，平成18年度の環境報告書を作成し，平成19年７月に公表した。 また，廃棄物の削減等の「環境配慮の目標・計画」を制定し，目標達成に向けて計画を実行した。 5-2）ゴミの分別等の環境保全活動を推進するため，環境マネジメントシステムを構築し，平成19年４月から運用を開始した。 また，ゴミの分別収集の基本方針を策定し，全構成員に対し環境手帳を配布して周知を図るとともに，新入生オリエンテーションにおいて，ゴミの分別について周知した。 5-3）医学部では，個人情報が記載されているため資源ゴミとして扱えなかった紙を，シュレッダーすることにより資源ゴミとした。		
【58】 8）環境美化に対する組織を整備し，啓発活動に努めるとともに，学生を		Ⅳ		(平成16～18年度の実施状況概略) 環境美化をはじめとする環境保全活動については，環境担当理事の下，環境委	鳥取キャンパスでは，年３回，学生及び職員による環境	

含めたキャンパス・クリーン活動を年３回行う。			員会を中心に環境マネジメントシステムにより，環境に関する情報のホームページ掲載や環境手帳の配布を通じて，環境保全に係る啓発活動を実施した。 毎年度３回，学生及び職員による環境美化作業を実施した。また，鳥取市，米子市等の美化行事に参加した。例えば，米子地区の学生及び職員（約130名）は，平成18年６月にラムサール条約登録記念中海・宍道湖一斉清掃に参加した。 平成17年度には，不法投棄された廃棄物の処理を実施し，不法投棄禁止看板を設置するとともに，ホームページ掲載による広報を実施した。	美化作業を実施するとともに，構内環境の維持保全に係る年間計画を作成・実施する。 米子キャンパスでは，一斉清掃を年４回実施し，遊歩道の整備及び学生・職員のボランティアによる草花の花壇の整備を実施する。	
	【58-1】 ６）キャンパスの美化活動として，学生・職員による一斉清掃を年３回以上実施する。		Ⅳ	**（平成19年度の実施状況）** 【58-1】 ６-1）鳥取キャンパスでは，美化活動として，学生及び職員による一斉清掃を３回（平成19年６月，８月，10月）実施した。また，そのほかに各学部において，学部周辺の草刈り等を実施した。 ６-2）米子キャンパスでは，一斉清掃を４回実施するとともに，医学部附属病院外来棟玄関を花で飾るため，「ガーデニングボランティア」を組織し，小庭の整備・植樹等を行ったり，医学部の飛鳥の森に，遊歩道・薬草園を完成さた。また，ラムサール条約による中海・宍道湖一斉清掃に約100名の教職員及び学生がボランティア参加した。 ６-3）鳥取砂丘景観保全協議会が主催する鳥取砂丘の除草作業に，農学部を中心とした学生・教職員のボランティア209名が参加して除草作業を行った。この活動に対して，鳥取県知事から平成19年11月に感謝状が贈呈された。		
【59】 ９）早期に毒劇物関係法令，化学物質排出把握管理促進法（PRTR法），環境汚染防止関係法の担当部署を一元化する。それらに関する現状把握，現状分析，管理法，減量化等の対策案を作成する。			Ⅲ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 平成16年４月に環境汚染防止関係法の担当部署として，施設環境部に企画環境課を設置した。 また，平成16年11月に鳥取大学化学物質管理規則を制定し，施設・環境委員会（平成19年度から環境委員会）に化学物質専門委員会を設置して，毒劇物関係法令，化学物質排出把握管理促進法（ＰＲＴＲ法），環境汚染防止関係法に基づく管理状況を把握・分析し，毒劇物等の管理法，減量化等の対策案を策定した。さらに，ＰＲＴＲ法に基づく購入数量を調	平成20年度早期に，化学物質管理規則の改正を行う。また，化学物質管理マニュアル（案）を作成する。 平成20・21年度も引き続き，化学物質の使用者に対し，管理等についての研修会を，安全衛生委員会と共同で実施する。	

			査するとともに，代替薬品の使用を促進し，排出量抑制の取組みを行った。			
	【59-1】 ８）毒劇物関係法令，化学物質排出把握管理促進法（PRTR法），環境汚染防止関係法関連の化学物質について，より一層適正な管理を図るため，鳥取大学化学物質管理規則の見直しを検討する。	Ⅲ	**（平成19年度の実施状況）** 【59-1】 ８）化学物質専門委員会において，ＰＲＴＲ法等に対応した適正な管理を推進するため，平成20年度の改正に向け鳥取大学化学物質管理規則の改正案を作成した。 　また，化学物質の使用者に対し，ＭＳＤＳ制度の講習会を平成19年７月及び９月に実施した。			
			ウェイト小計			

Ⅰ　業務運営・財務内容等の状況
（4）その他業務運営に関する重要事項
②　安全管理に関する目標

中期目標	
	1）専門の部署を設け，安全，安心を最重要課題と位置づけ，施設整備及び大学運営の中に反映できるシステムを構築する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期	進捗状況 年度	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ウェイト 中期	ウェイト 年度
○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 【60】 1）労働安全衛生法により定められた実施要綱，実施手順により見直しを行い，定期点検を含む必要な業務を行う専門的な部署を設ける。		Ⅲ		**（平成16～18年度の実施状況概略）** 労働安全衛生法に基づき，安全衛生管理規程を制定し，各事業場に安全衛生委員会，総括安全衛生管理者，衛生管理者，産業医等を設置するとともに，安全衛生を担当する部署として，事務局に人事管理課，企画環境課を設置し，安全衛生管理体制を整備した。 第１種衛生管理者，衛生工学衛生管理者等の資格取得や，必要な講習等の受講を計画的に行った。 職員のメンタルヘルス対策として，監督者の意識啓発のためのガイドブックを作成し，外部に「鳥取大学こころの電話相談」窓口を設けた。 また，危機管理体制を強化するため，リスク管理に関する規則及びリスク管理ガイドラインを制定し，それに基づくリスク管理マニュアル，防災マニュアル，各部局等の危機管理マニュアル等の各業務・各部局等のマニュアルを整備した。	平成20・21年度においても引き続き，労働安全衛生法等や安全衛生管理規程に基づき，安全衛生委員会の開催，職場巡視等を実施し，安全衛生管理に努めるとともに，衛生管理者等の必要な資格者の養成を計画的に行う。 また，メンタルヘルス研修会を継続して実施する。		
	○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 【60-1】 1）労働安全衛生法等に対応する労務・保健担当の人事管理課，環境安全担当の企画環境課が中心となって，衛生管理・安全管理・危機管理・事故防止の観点から労働安全衛生法等に定める必要な措置を講じ，安全衛生管理に努める。	Ⅲ		**（平成19年度の実施状況）** 【60-1】 1-1）労働安全衛生法等に定められている衛生管理者及び産業医による巡視を行うとともに，平成16～18年度に実施した職場巡視で指摘された内容を，事項ごとに件数，改善策等としてまとめ，各部局長等に改めて通知し，安全衛生等に関する周知徹底を図った。 1-2）平成19年10月に，医学部総務課の			

			職員を衛生管理者に専任し，米子地区事業場の衛生管理者を４名から５名に増員し，安全衛生管理をより機動的に対応できる体制とした。 1-3）学内の危機・有害業務，安全衛生設備の状況について全学的調査を平成19年11月に実施するとともに，実験室ごとに危険・有害業務の実施状況について取りまとめ，継続的に状況把握ができる体制を整えた。平成20年度以降はこれを基に，定期的にその変動状況を調査し安全衛生管理に活用することとした。 また，大学全体の安全衛生管理の向上を目的に，３事業場の安全衛生委員会関係者による懇談会を平成19年９月に開催し，各事業場における安全衛生管理の現状と課題について情報交換を行い，各事業場において，効果的な職場巡視と安全衛生上の改善措置等の充実を図った。 1-4）平成19年７月及び９月に，部局ごとに教職員及び学生を対象として，「化学物質の取扱に関する説明会」を実施し，ＭＳＤＳの制度の説明及び化学物質使用に関する啓発教育を行った。
【60-2】 2）職員の健康保持・増進を図るための方策を検討する。		Ⅲ	**(平成19年度の実施状況)** 【60-2】 2-1）課長以上の管理職を対象に，心の健康，長期病休者を出さない対処策等を学ぶ，「メンタルヘルス研修会」を平成19年８月に，業務・労働時間等の適正管理を修得する「労務管理に関する研修会」を10月に実施した。 また，精神的疾患による長期病気休職者の職務復帰支援策について，安全衛生委員会等で検討を行った。 2-2）保健管理センターの体制充実のため，平成20年度から非常勤カウンセラーを鳥取地区で雇用時間増，米子地区で新たに１名雇用することとした。 2-3）過重労働の状態にある部門及び職員に対し指導を行った。
【60-3】 3）事務・技術系職員の衛生管理者等資格の取得促進を図る。		Ⅳ	**(平成19年度の実施状況)** 【60-3】 3）第１種衛生管理者資格を事務職員２名，技術職員１名が，また，衛生工学衛生管理者資格を事務職員１名が取得した。

				また，衛生管理者資格試験受験のための経費確保，受験資格となっている業務歴を有する者の育成策，高年齢継続雇用者を活用するための方策等について，検討を行ったほか，産業医の計画的養成についても検討を行った。		
	【60-5】 5）リスク管理規則に基づき，各種リスクの担当部署を明確にするとともに，具体的な要領やマニュアル等により危機管理体制の強化に取り組む。		Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【60-5】 5）リスク管理に関する規則及びガイドラインにより各業務・各部局等における危機管理マニュアル等を作成するとともに，安全衛生に関する説明会や防災訓練等を実施し，適切に安全管理を行った。 平成19年度は，新たに次の危機管理マニュアル等を作成し危機管理体制の強化を図った。 ①病原体等の取扱い及び管理を安全に行い，感染症の発生等の事故を防止するため，生物災害等防止安全管理規則を制定し，安全委員会や病原体等取扱主任者，各部局等の安全責任者などを設けて，安全管理体制を強化した。 ②総合メディア基盤センターでは，同センターにおける災害発生時及び事件・事故発生時における非常時マニュアルとして「危機管理マニュアル」を作成した。 ③施設環境部では，工事に係るクレーム処理，事故対応の危機管理マニュアル（緊急連絡網）を作成し，携帯した。		
【61】 2）施設設備についても安全点検及び報告義務を課する。			Ⅲ	(平成16～18年度の実施状況概略) 放射線安全委員会の委員長を研究・国際交流担当理事とし，生命機能研究支援センターの連携の下，全学的な安全管理体制とした。 鳥取地区，米子地区の放射線取扱主任資格者が，相互に放射性同位元素等取扱施設の安全点検を実施し，点検結果を学長へ報告するとともに，作業環境測定士による放射性物質濃度の測定を毎月行い，各施設長などへ報告した。 平成18年度末現在の第１種放射線取扱主任者は15名，作業環境測定士は２名となった。	平成20・21年度においても引き続き，第１種放射線取得主任者及び作業環境測定士の資格取得を促進し，安全管理体制の充実を図り，放射性同位元素等取扱施設の安全点検・報告を引き続き行う。 平成20年４月から施行する動物実験規則に基づき，動物実験に係る安全確保等について，研究担当理事を委員長とした全学的な委員会として，動物実験委員会を運営する。 さらに，平成20・21年度においても引き続き，遺伝子組	

	【60-4, 61-1】 4）ＲＩ安全管理体制の強化のため，ＲＩを取り扱う教員の中から第１種放射線取扱主任者の資格取得と作業環境測定士の資格取得を促進する。		Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【60-4, 61-1】 4）第１種作業環境測定士資格を，生命機能研究支援センター教員１名が取得した。また，放射線取扱主任者資格を農学部教員１名が取得した。 医学部附属病院では，第１種放射線取扱試験に３名合格し，今後，実務研修を受けると放射線取扱主任者に認定する予定である。	換え，動物実験，ヒトＥＳ細胞研究，ＲＩ実験などの教育訓練の充実を図る予定である。	
	【60-6, 61-2】 6）生命機能研究支援センターは，各安全委員会と連携し，組み換えＤＮＡ実験，動物実験，ＲＩ実験等に対する安全管理の強化を図る。		Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【60-6, 61-2】 6-1）生命機能研究支援センターは，文部科学省担当者の講師による遺伝子組換え，動物実験，ヒトＥＳ細胞研究に係る安全・管理等の講演会を，平成19年11月に実施した。本講演会は，全国12箇所の大学にライブストリーミング配信を行い，全国で200人が受講した。 6-2）動物実験のガイドライン改定に伴い，生命機能研究支援センターが中心となり，全学の動物実験規則を制定し，平成20年４月から全学の動物実験委員会を設置することとした。 6-3）生命機能研究支援センター遺伝子探索分野は「遺伝子組換え委員会」を，放射線応用科学分野は「放射線安全委員会」等の全学委員会をそれぞれ支援し，安全管理の強化を図った。また，遺伝子探索分野は「ヒトＥＳ細胞使用研究倫理審査委員会」を支援した。		
○学生等の安全確保等に関する具体的方策 【62】 1）学生等の教育研究中の安全確保についても関連実験毎に安全指針及び手順の作成を行い，必要な事項は見やすい所への掲示を義務づける。			Ⅲ	(平成16～18年度の実施状況概略) 学生等の安全確保のため，各学部毎に安全マニュアル等を配布し，周知徹底を図った。 地域学部では，非常時行動マニュアル及び事件・事故発生時の対応マニュアルを作成し，研究室に常備し，学生がいつでも見られるようにした。また，安全マニュアル（化学・物理実験・情報基礎実習・工芸制作及び自然系野外実習等）を学生に周知徹底した。外国等への学生派遣時には緊急連絡網を作成し関係者に配布した。 医学部では，入学時オリエンテーション等において，実験・実習に対する安全マニュアルを配布し，周知徹底を図った。 工学部では，新入生に安全の手引きを配布し，周知徹底を図った。	平成20・21年度においても引き続き，各学部毎に安全マニュアル等を入学時オリエンテーション等において配布，研究室に常備などにより，実験・実習等の事故防止の徹底を図る。また，セキュリティポールを整備し，防犯対策，安全確保の強化を図る予定である。 また，ＲＩ法定教育訓練を新規及び継続利用者に対して春期，秋期に実施する。	

			農学部では，研究室毎に注意事項等を周知するとともに，特に化学実験については，「実験を安全に行うために」と題する冊子や安全保護メガネの購入を学生に義務づけた。
○学生等の安全確保等に関する具体的方策 【62-1】 1）学生の実験・実習及び卒業研究中の安全確保を図るため，入学時等に事故防止についてのガイダンスを行うとともに，安全マニュアル等を作成し周知徹底する。	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【62-1】 1）学生の実験・実習等における事故防止のため，各学部毎に安全マニュアル等を入学時オリエンテーション等において配布し，また，研究室に常備するなどにより，引き続き事故防止の周知徹底を図った。 また，農学部では，平成20年度に安全シャワーの位置をわかりやすく表示する準備をした。農学部附属フィールドサイエンスセンターでは，実習等における事故防止等を目的に，平成19年９月に「農業機械安全使用講習会」（約30名受講）を実施した。	
【62-2】 4）RI法定教育訓練を新規及び継続利用者に対して年２回実施する。教育訓練の内容に関しては見直しを図る。	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【62-2】 4）米子地区（新規５回，継続10回）と鳥取地区（新規４回，継続３回）の法定教育訓練を，春期と秋期に分けて行った。また，教育訓練の内容についても見直しを行い，新法令に対応したＤＶＤやその内容の補足説明用プレゼンテーション資料を作成・使用して実施した。 また，医学部及び附属病院では，３ヶ月に１回の割合で，ＲＩ法令に遵守した教育訓練を実施した。工学部では，Ｘ線発生装置に対して放射線安全委員会を組織し，教育訓練を行った。	
【62-3】 6）平成１８年度に設置したセキュリティーポールを活用し，鳥取地区の防犯対策及び学生等の安全確保を図るとともに，セキュリティーポール増設について検討する。	Ⅲ	(平成19年度の実施状況) 【62-3】 6）平成18年度に設置したセキュリティーポール３基に加え，大学会館及び課外活動施設周辺に２基増設し，防犯及び安全確保に努めた。 また，附属図書館では，館内の盗難・事故等の防犯対策として，中央図書館及び医学部分館（医学図書館）内に防犯カメラを設置し，学生等利用者の安全確保を図った。	

【63】 2）IT関連の安全管理についてもソフト面（教育）を含め万全を期す。		Ⅲ	（平成16～18年度の実施状況概略） 鳥取大学情報セキュリティ基本方針に関する規則及び情報セキュリティ対策基準に関する規則を制定するとともに，全てのパソコン及び学生の必携パソコンに，ウィルス対策用ソフトウェアを組み込み安全対策を強化した。 また，全職員を対象とする情報セキュリティ職員研修会を年４回開催し，情報セキュリティに関する意識向上を図った。 新入生に対しては，全学共通科目の１年次必修科目である大学入門科目「情報リテラシ」により，情報倫理とインターネット上のリスクについて教育を実施した。	平成20・21年度においても引き続き，全職員を対象とした情報セキュリティに関する研修会を開催するとともに，新入生に対して，大学入門科目「情報リテラシ」により，情報倫理等の教育を実施し，情報関連の安全管理を徹底する。	
	【63-1】 2）新入生に対して情報倫理講習会を実施する。	Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 【63-1】 2）全学共通科目の１年次必修科目である大学入門科目「情報リテラシ」により，情報倫理とインターネット上のリスクについて教育を実施した。		
	【63-2】 3）情報委員会と総合メディア基盤センターが協力してセキュリティ向上に必要な環境整備を行うとともに，職員，学生等の利用者に対する研修を行う。	Ⅲ	（平成19年度の実施状況） 【63-2】 3）情報委員会と総合メディア基盤センターは，サーバのセキュリティ検査（22台）を実施するとともに，部局セキュリティ責任者及びサーバ管理者向けの講習会２回，全職員を対象とする「情報セキュリティ職員研修会」を４回（平成19年８月及び９月）実施し，さらに「フォローアップ研修会」２回（平成19年８月及び平成20年２月）を開催し，情報セキュリティに対する意識啓発を図った。		
【64】 3）附属学校園の児童，生徒，幼児が安全，安心な生活を送ることができるように安全の確保に努める。		Ⅳ	（平成16～18年度の実施状況概略） 各附属学校園では，安全管理計画（危機管理マニュアル）を策定して安全管理体制を整備し，訓練実施後にはその都度見直した。 また，不審者対策として，鳥取市内の不審者情報に関し，警察，教育委員会等との連絡体制を整えるとともに，附属中学校にさすまたの設置等を行い，通学途上の安全確保に努めた。	平成20・21年度においても引き続き，安全管理計画（危機管理マニュアル）に基づき，火災避難訓練，防犯教室，防犯避難訓練等を行う。 「緊急地震速報」への対応について，検討を行う。 附属小学校においては，緊急無線連絡器具で校内放送できるよう整備を行う。 附属特別支援学校では，緊	

	【64-1】 5）附属学校園の児童，生徒，幼児が安全，安心な生活を送ることができるよう安全の確保に努める。また，通学途上の安全確保のため通学路マップを作成する。		Ⅳ	（平成19年度の実施状況） 【64-1】 5-1）各附属学校園において，安全管理計画（危機管理マニュアル）に基づき，火災・地震避難訓練（11回），防犯教室（１回），防犯・不審者対応避難訓練（５回），交通安全教室・交通指導（31回）救命救急講習会（３回）等の教育活動を実施し，安全意識や防犯意識の向上を図った。 また，毎月定期的に安全点検を実施し，不備があった場合は，遊具，屋上手すり等の修理等改善を行った。 5-2）附属小学校においては，緊急時の対応を速やかに行うための連絡器具（トランシーバ）を体育館，プール，屋外運動場での授業や遠足などの校外行事で利用し，また，連絡システム（緊急メール送信システム）を利用して緊急時に保護者へ連絡して効果的活用を図った。 5-3）附属４校園では，訓練実施後に誘導経路，避難方法及び放送の仕方等の実施方法の検討を行い，安全管理計画をより実態に即した計画に修正を加えた。 5-4）附属特別支援学校では，所轄警察署安全生活課より不審者対応についての実地指導助言を受けた。 5-5）附属小学校，附属特別支援学校では，近隣の公立学校から「子どもかけこみ110番マップ」の提供を受け，登下校の指導に利用した。	急時に速やかに対応できる連絡体制として，インターホンを各教室に設置し，安全管理の徹底を図る。		
				ウェイト小計		
				ウェイト総計		

〔ウェイト付けの理由〕

（4）その他業務運営に関する重要事項に関する特記事項

1．特記事項

【平成16～18事業年度】

① 法人化のメリットを活用し，大学運営の活性化等を目指した，財政，組織，人事等の面での特色ある取組

◇「施設設備の整備・活用等に関する目標」に関する事項

施設設備は，大学の教育研究活動を支える重要な基盤であり，本学では，その整備業務を施設環境部が担当している。施設環境担当理事を中心として各学部等の協力の下に，施設マネジメントに取り組んでいる。

先端的科学技術に係る施設設備の整備，学生のキャンパスライフ支援のための関連施設整備，建物・構築物の耐震性確保，老朽化施設の改修等の目的を掲げて活動を行ってきた。それらの中から主要な事項を列挙すると下記の通りである。

「鳥取大学施設整備マスタープラン（鳥取キャンパス）」を策定し，平成18年度策定した「鳥取大学の教育グランドデザイン」や「鳥取大学における学術研究推進戦略」との連携を取りながら，今後の施設整備の基本方針と方向性を明確にした。

施設マネジメント重視のねらいに沿って，平成17年度から「施設維持管理費」を中央経費によって一元管理するようにし，計画に沿って教育・学習関係施設の改修をはじめとする環境整備を進めた。また，施設整備を計画的に進行させるために，基幹施設の調査を実施するとともに，施設巡回パトロールを通じて整備の緊急度や期待される改善効果等を数値化し，整備の優先順位を付した。

施設整備の補助事業によって工学部，農学部（Ⅰ・Ⅱ期）の耐震改修工事を実施した。全学的観点に立って施設の整備と有効利用を進めるねらいから，工学部，地域学部，共通教育棟，医学部校舎について，共用スペースの確保状況等の現地調査を行った。

エネルギー管理規則に基づいて設置している省エネルギー専門部会で，その使用状況の把握と改善策の検討を行うとともに，省エネパトロールを実施し，適正な温度管理及び節電等について指導を行った。設備機器の更新・新設に際しては，省エネタイプを使用し，農学部棟改修に伴う空調機器の設置には，GHP機器を選びCO2の削減に努めた。

平成18年７月に「鳥取大学環境憲章」を制定して，世界の環境問題の解決に貢献していくことを宣言し，併せて，環境マネジメント専門委員会を設置して，環境マネジメントの強化に向けて取組みを開始した。こうした活動の一環として，「鳥取大学環境報告書2005」を作成し公表した。

◇「安全管理に関する目標」に関する事項

本学の安全管理に係る活動は，常置委員会である環境委員会をはじめ，関係するその他の常置委員会及び部局等と密接な連携を取りながら進めている。安全管理に関わる活動として，主要なものを列挙すれば，下記の通りである。

学生及び教職員に係るリスク対策・リスク管理を適切に実施する目的で，平成17年度に制定した「鳥取大学リスク管理に関する規則」に基づき，全学的観点から「リスク管理ガイドライン」を平成18年度に作成した。併行して，全部局において危機管理マニュアルを完成させ，適切な安全管理が行えるよう環境を整備した。

衛生管理者と産業医が一体となって，職場巡視を行うことにより，学生等に対する保健衛生指導を徹底し，職場巡視の充実を図った。

有害物質等の取扱い上の注意事項を安全衛生委員会で検討し，安全衛生表示として実験室等に掲示し，安全衛生管理の充実を図った。

教職員の健康の維持増進策の一環として，心の健康対策を強化する目的で，管理監督者向けのメンタルヘルスガイドブックを作成し，職場環境作りに役立てた。併せて，心の病への対策として，プライバシーを保護し相談しやすい体制を整備するため，外部機関と契約して「鳥取大学こころの電話相談」窓口を設置した。

情報セキュリティに関して，平成16年度から順次，環境整備を進めてきており，今年度は総合メディア基盤センターの指導により，全部局を対象に情報セキュリティ実施手順書の作成に取組み，大半が完成した。

② 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた，大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

特徴的な活動は，「特記事項」及び「共通事項に係る取組状況」の【平成16～18事業年度】欄に記したように，施設整備に関して本学のマスタープランを作成して施設整備の基本方針を明示し，安全管理に関して全学の危機管理マニュアルを整備して危機管理のための基礎固めを行った。

③ 自己点検・評価の過程で，中期目標・中期計画を変更する必要がある，あるいは，変更について検討する必要があると考えられる場合

本学では，このような状況は生じていない。

④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には，その状況，理由（外的要因を含む。）

本学では，このような状況は生じていない。

【平成19事業年度】

① 法人化のメリットを活用し，大学運営の活性化等を目指した，財政，組織，人事等の面での特色ある取組

◇「施設設備の整備・活用等に関する目標」に関する事項

平成18年度に策定した施設整備マスタープラン（鳥取キャンパス）に沿って，施設整備の計画的な実施を目指した。戦略的経費である「施設維持管理費」を

確保し，有効活用調査の分析，施設パトロール等の結果を基に，緊急度，改善効果等を数値化し整備の優先度を判定して，学生生活支援施設の整備，教育組織の改編等に対応した整備などを計画的に実施した。
また，平成18年度補正事業により，農学部校舎（Ⅲ期），共通教育棟，大学会館，武道館，特別支援学校体育館の耐震改修工事を実施した。また，医学部附属病院第二中央診療棟，及び看護師宿舎の耐震改修を実施した。加えて，基幹・環境整備として鳥取地区の三浦団地，附属幼稚園，白浜（二）団地の公共下水道への接続工事を実施した。
医学部附属病院の冷熱源機器の更新計画では，ESCO事業による実施について検討し手続きを開始した。
省エネルギーについては，平成18年度に引き続き，省エネパトロール等で適正な温度管理，及び節電等について指導を行い，設備機器の更新・新設に際しては，省エネルギータイプを使用し改修工事に伴う空調機器の設置には，GHP機器を選定し，CO2削減に努めた。
環境マネジメント管理マニュアルについては，環境マネジメント専門委　員会で原案を作成し，策定に向けて検討を開始した。
また，ISO14000内部監査員育成講習会を，環境委員会の下部組織である環境マネジメント専門委員会の委員が受講し，環境マネジメントに積極的に取り組んだ。平成17年度より発行が義務化された環境報告書については，「鳥取大学環境報告書2006」として，平成19年７月に作成し公表した。

◇「安全管理に関する目標」に関する事項

安全管理に関する活動として，平成19年度に実施した主なものを挙げると以下の通りである。
労働安全衛生法等に基づく衛生管理者及び産業医による巡視を行うとともに，平成16～18年度に実施した職場巡視で指摘した内容を整理し，各部局長等に改めて通知し安全衛生等に関する周知徹底を図った。また，平成19年10月に医学部総務課の職員を衛生管理者に専任し，米子地区事業場の衛生管理者を４名から５名に増員した。
職員及び学生の健康管理体制を充実するため，平成20年度から保健管理センターの非常勤カウンセラーを鳥取地区で雇用時間増を，米子地区で新たに１名雇用することとした。
リスク管理に関する規則及びリスク管理ガイドラインに沿って，各業務・各部局等における危機管理マニュアル等を引き続き充実し，安全衛生に関する説明会や防災訓練等を通じて安全管理の徹底を行った。

②　国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた，大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

特徴的な活動は，「特記事項」及び「共通事項に係る取組状況」の【平成19事業年度】欄に記したように，施設整備に関して本学のマスタープランに沿って施設整備を進め，安全管理に関して全学の危機管理マニュアルを整備し，講習会等を通じて周知し危機管理を徹底した。

③　自己点検・評価の過程で，中期目標・中期計画を変更する必要がある，あるいは，変更について検討する必要があると考えられる場合

本学では，平成19年度においてこのような状況は生じていない。

④　中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には，その状況，理由（外的要因を含む。）

本学では，平成19年度においてこのような状況は生じていない。

２．共通事項に係る取組状況

○施設マネジメント等が適切に行われているか。

【平成16～18事業年度】

施設マネジメント等を徹底するため平成18年度に策定した「鳥取大学施設整備マスタープラン」は，「鳥取大学の教育グランドデザイン」や「鳥取大学における学術研究推進戦略」によって明確にした。これからの教育研究活動の基本方針や方向性を，施設整備等を通じて具体的に裏付けるものであり，重要な位置づけを担っている。
「鳥取大学における設備整備に関するマスタープラン」では，設備整備の基本方針として①設備導入・更新の方針，②法人による自助努力，維持費等の方針，③大学及び各研究機関との研究設備の連携使用，再利用等の活用の方針，④設備の集中管理の方針の四つを明示した。そして，基本方針に沿って生命機能支援センターで設備の集中管理を進めるなど，具体的な取組みを行った。

【平成19事業年度】

平成18年度に策定した「鳥取大学施設整備マスタープラン」（鳥取キャンパス）で示した施設の整備方針，長期目標，施設マネジメントに沿って，ゾーニング計画，建物の整備計画，交通計画，ユニバーサルデザイン等の個別計画を通じて，上記の特記事項「施設設備の整備・活用等に関する目標」の【平成19事業年度】欄に記したような活動を行った。
また，今後，米子キャンパスの施設整備マスタープランの策定を，がんセンター関連施設である放射線治療棟の新営計画，第二中央診療棟の改修計画等に併せて行い，鳥取キャンパスのマスタープランとともにフォローアップを行うこととしている。

○危機管理への対応策が適切にとられているか。

【平成16～18事業年度】

「鳥取大学リスク管理に関する規則」に基づき，リスク対策・リスク管理を適切に実施する目的で，当規則を補完するものとして，平成18年度に「リスク管理ガイドライン」を策定し，このガイドラインに沿って，各分野・各部局で危機管理マニュアルを整備して危機管理への対策に万全を期した。危機管理マニュアルの具体例を示すと，以下の通りである。

・防災管理規則（平成17年3月）
・化学物質管理規則（平成16年11月）
・防災マニュアル（鳥取地区）（平成19年3月）
・医学部及び医学部附属病院危機管理マニュアル（平成18年11月）
・工学部危機管理マニュアル（平成18年6月）
・農学部緊急時対応マニュアル（平成18年5月）
・附属図書館非常時行動マニュアル（平日用）（平成17年度）
・乾燥地研究センター実験室の操作マニュアル（平成15年9月）
・総合メディア基盤センター危機管理マニュアル（平成19年２月）

また，労働安全衛生法等に基づく，衛生管理者及び産業医による巡視を実施し安全衛生管理を徹底したほか，鳥取キャンパス構内に防犯カメラ及びインターフォン等の機能を備えたセキュリティポールを設置し，米子キャンパス構内には，防犯カメラを設置して，構内の安全監視及び通報体制の充実を図った。

【平成19事業年度】

リスク管理ガイドラインに沿って，平成19年度においては新たに①生物災害等防止安全管理規則（平成20年３月），②総合メディア基盤センター災害発生時及び事件・事故発生時における非常時マニュアル（平成19年度版），③工事に係るクレーム処理・事故対応の危機管理マニュアル（平成19年12月）を作成した。

これらのマニュアル等は，既に作成したものと同様に，会議やホームページ等を通じて，学生及び教職員に周知し，また，防災訓練，トリアージ訓練，化学物質の取扱に関する説明会，情報セキュリティ職員研修会等を実施し，安全管理や事故防止等の啓発活動に取り組んだ。

また，引き続き労働安全衛生法等に基づく，衛生管理者及び産業医による巡視を行い安全衛生管理を徹底したほか，鳥取キャンパス構内にセキュリティポールを２基増設し，附属図書館及び米子キャンパス構内には防犯カメラを設置して防犯対策及び安全確保に努めた。

「公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」を基に，本学における競争的資金等の適正な管理・運営の在り方について検討し，不正使用防止に関する規定の制定とともに管理及び運営体制を整備した。また，不正使用防止のための体制強化として，①物品購入等に係る納品検収の確認強化，②有期契約職員の勤務事実の確認強化，③出張事実の確認強化のルールの統一化を図り，競争的資金等の管理マニュアルを作成中である。

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

【平成16～18事業年度】

平成17年度業務実績の評価結果において，「（４）その他業務運営に関する重要事項に関する特記事項」では，「全学的な危機管理体制の確立」に取組みの遅れを指摘され，上記「危機管理への対応策が適切にとられているか。」の【平成16～18事業年度】欄に記したように対策を講じて改善を行った。

【平成19事業年度】

平成18年度業務実績の評価結果において，課題として指摘された事項はなかった。また，平成17年度業務実績の評価結果において，取組みの遅れを指摘された事項については，上記「危機管理への対応策が適切にとられているか。」の【平成16～18事業年度】欄に記したように，平成18年度引き続き対策を講じて改善を行った。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
（１）教育に関する目標
①　教育の成果に関する目標

中期目標

１）シラバスに達成目標を記載し，科目毎に成果の評価を行うシステムを導入し，取得単位，グレード・ポイント・アベレージ（ＧＰＡ），進級状況，資格取得，卒業などのデータを蓄積し，成果の評価を行い，教育の改善に資する。

２）学生の授業評価，進学や卒業後の進路などから教育成果を評価し教育の改善に資する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○教養教育の成果に関する具体的目標の設定 【65】 １）グレード・ポイント・アベレージ(GPA)制度を導入し具体的な基準等を学生に「履修の手引き」等で公表する。	○教養教育の成果に関する具体的目標の設定 【65-1】 １）全学部に導入したグレード・ポイント・アベレージ(GPA)制度についてその実施状況を調査・分析するとともに，引き続きその基準を「全学共通科目履修案内」に掲載し公表する。	１）平成15年度から全学部にグレード・ポイント・アベレージ（ＧＰＡ）制度を導入し，引き続き，そのＧＰＡ制度の基準を「全学共通科目履修案内（平成19年度）」に掲載し公表した。 また，その制度を活用し，きめ細やかな学習指導を行うとともに，優秀学生育成奨学金受給者の選考及び学生表彰規則による成績優秀者の選考や，成績不振者の指導を実施した。
【66】 ２）出席評価，試験問題の標準解答（可能な限り）の公表等の評価基準を明示し，さらに評価データを公表するシステムを構築する。	【66-1,81-1】 ２）シラバスに教育内容や授業計画の記載に加えて，成績評価方法及び基準を掲載し，Ｗｅｂ上で閲覧できるようにする。また，成績評価基準の明確化を図るため，シラバスの評価基準表記の妥当性を点検するためのシステムを検討する。	２）シラバスに教育内容や授業計画の記載に加えて，平成17年度から成績評価方法及び基準を掲載し，Ｗｅｂ上で閲覧できるようにした。 また，平成18年度から担当教員の研究室，連絡方法，オフィスアワーの時刻と場所，養成人材像に即した到達目標等の項目等を追加した。 シラバスに記載する評価基準の妥当性については，大学教育総合センター研究開発部で検討を進めており，平成20年度開講の授業において部分検証を行う予定である。
【67】 ３）学部，大学それぞれで成績優秀者，顕著な活動を行った者を顕彰する現行の制度を継承する。	【67-1】 ３）学生表彰規則等に基づき，大学，学部それぞれで成績優秀者，顕著な活動を行った者を顕彰し，学内に周知する。	３-1）学生表彰規則等に基づき，優秀な学業成績を修めた卒業生４名を卒業式で学長表彰し，記念品を贈呈，また，３年次終了時点での成績優秀者５人を入学式で表彰し，優秀学生育成奨学金を支給した。これらの情報は学生のモチベーションを向上させるため，ホームページ及び学生部だよりに掲載して，学内に周知した。 ３-2）各学部・学科等においても成績優秀者を表彰した。 ①地域学部では，１～３年次については，平成19年度新入生オリエンテーション時（４月）に，成績優秀者を学部長表彰して，新入生への周知と奮起を促した。４年次については，卒業式当日に表彰した。 ②医学部では，２年生進級時のオリエンテーションにおいて，各学年の成績優秀者を医学部長表彰した。（医学科４名，生命科学科２名，保健学科４名，体育大会等で優勝した１サークル及び個人１名） ③工学部では，２～４年次学生成績上位１名（８学科×３学年，２４名）を学部長

		表彰し，賞状及び副賞を授与した。（４年次学生は，卒業式当日に表彰し，２・３年次学生は，４月に表彰した。） ④農学部では，２～４年次学生成績上位各10名，５～６年次（獣医学科）各３名を学部長表彰し，賞状と記念品を授与するとともに，農学部ホームページで周知した。また，獣医学科では，卒業式当日に日本獣医師会長賞，鳥取県獣医師会長賞，獣医学科優秀賞を授与した。（合計５名）
	【78-1】 ４）新たに教育改革担当副学長等を配置し，教育グランドデザイン（平成１９年１月策定）に基づき，人間力を根底に置いた教育を実現するため，教養教育等のカリキュラムの見直しを継続する。また，「アウェアネス（自覚・気づき）」を持った学生作りのカリキュラムを発展・充実させる。	4-1）新たに配置した教育改革担当副学長，その他３副学長，教育担当理事により，教育グランドデザイン（平成19年１月制定）に基づき，人間力を根底に置いた教育を具現化するため，教養教育等のカリキュラム見直しに着手した。 4-2）「アウェアネス（自覚・気づき）」を持った学生作りのカリキュラムは継続して実施し，内容の発展・充実を図った。また，実践力，コミニュケーション力等の養成を図るため，新たに全学共通科目の主題科目に「新製品開発プロジェクト」，「地域再考プロジェクト」，「名作戯曲の独創的読解」の授業を開設した。 4-3）農学部生物資源環境学科では，大学入門科目の大学入門ゼミに専門基礎科目である農学少人数ゼミの内容も取り入れる形で再編整備し，平成19年度から実施した。 また，専門基礎科目である農学入門Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについても内容の検討を行い，平成19年度からは単なるオムニバス形式の授業にならないよう，小数の教員で授業を担当する形とし，それぞれに副題も付して授業内容をわかりやすくした。
	【78-2】 ５）優れたコミュニケーション能力と豊かな人間性を備え，地域社会で患者本位の全人的医療を実践できる医療人を養成するため，人間性向上教育，プロフェッショナリズム教育，地域医療教育を重視したカリキュラムを構築する。	5）ヒューマンコミュニケーションを中心とした，カリキュラム編成と地域医療連携をはぐくむカリキュラムを作成し，全人的医療人養成事業として，コミュニケーション能力の育成と地域医療を担う医療人の育成を通した人間性向上教育を充実させることにより，社会の要請に応え得る医師を養成する教育を行った。
○卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 【68】 １）各学部において修得した専門的知識を生かして社会貢献できるよう，適切な就職・進路指導，各種国家試験受検指導等に一層の努力をする。	○卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 【68-1】 １）各種国家試験や専門性を活かした資格取得試験等の合格率・資格取得率を向上させるための情報提供やガイダンスを継続して実施する。	1-1）平成18年度に引き続き，公務員講座の開設（6月から３月の317コマ，受講生107名），ガイダンスの開講（年２回，参加延べ人数84人）を実施するとともに，適切な指導・助言によりサポートを行い合格率の向上に努め，平成19年度の国家公務員採用試験に，国家Ⅰ種に２名，Ⅱ種に６名，地方公務員等に44名合格した。 1-2）各学部においても，以下のような取組みを行った。 ①地域学部では，教員採用試験対策講座(基礎編，実践編)の開設（延べ52名参加），２年次・３年次・４年次就職ガイダンス，教員採用試験面接対策講座，公務員採用試験及び教員採用試験の不合格者に対する個別指導などを行った。 ②医学部では，自習室を開放し常に学習可能な環境を学生に提供し，資格試験等の合格率向上に努めた。さらに，医師，看護師等の国家試験説明会を開催し，受験に関して適切な指導を行い，医学部同窓会及び後援会の協力を得て，国家試験問題集等を購入し合格率向上に努めた。 ③工学部では，「キャリアを支える専門資格取得への道」と称して，卒業後に工学部８学科で取得できる免許状・資格に関して，情報提供やガイダンスを行った。また，生物応用工学科では，バイオ技術認定試験中級・上級合格を目指して，模擬試験を実施した。電気電子工学科では，「電気主任技術者」（筆記試験免除）の認定学科であり，必要な授業科目の単位取得を毎年，指導している。 ④農学部では，外部講師を招き，農学部就職ガイダンス（公務員編・企業編）を，

	特に１，２年次を対象に５回実施した。また，教員による就職指導・国家試験対策，その他の資格取得等の助言・指導を行うほか，公務員志望者を対象に全国公開模擬試験を２回実施した。
【68-2】 ２）地域社会が求める人材及び学生の将来目標を把握し，その期待に応える人材を育成する教育カリキュラム等を更に充実するための検討を継続する。	２-1）地域社会が求める人材及び学生の将来目標を把握し，その期待に応える人材を育成するため，全学共通科目の主題科目に「国際ビジネス・スタートアップ講座」，鳥取銀行講座「マーケッティング論」等を開設するとともに，新たに「新製品開発プロジェクト」，「地域再考プロジェクト」，「名作戯曲の独創的読解」の授業を開設した。 ２-2）医学部では，平成18年度に引き続き，夏休みの帰省時（８月16～17日）に合わせ，鳥取県外の大学に在学する鳥取県出身の医学生及び本学部の学生の卒業後の県内定着を図るため，地域医療体験研修会(サマーセミナー)を鳥取県との協力により開催した。平成19年度入学の医学科地域枠入学者５名を含めた17名が参加した。 平成19年度は，平成20年３月に主に３年生から５年生を対象に，地域の医療現場を体験するスプリングセミナーも開催した。米子地区での１年次からの一貫教育に対応する全学共通科目・専門科目の卒業必要単位数を改訂した。 ２-3）工学部では，外部有識者による評価を行うシステム（毎年あるいは隔年実施）を導入しており，その評価により社会（卒業生の就職先・求人企業など）からの情報を，教育目標に反映している。（ＪＡＢＥＥ認定学科：５学科） ２-4）農学部では，環境共生科学コース（ＪＡＢＥＥ対応）で，地域環境工学プログラムによるＪＡＢＥＥ認定を取得した。農学部では，卒業生・修了生を採用した企業等に対してアンケートを実施し，今後の人材養成の参考資料としている。
【68-3】 ３）新たに就職支援担当学長補佐を配置するとともに，学生就職センターを中心に，全学が協働した就職・進路指導体制を一層充実させる。	３-1）平成19年４月から，学生就職センターを中心に全学が協働した就職・進路体制及びキャリア形成支援を一層充実させるため，就職支援担当学長補佐を，さらに７月からは就職支援室長を配置し，就職支援体制の充実を図った。 学生就職センター運営委員会を開催して，就職相談，就職指導等について情報・状況を互いに共有することにより，各学部との連携強化を図った（各学部の就職担当教員：地域学部９名，医学部２名，工学部８名，農学部７名）。 ３-2）就職支援課に，専門の相談員を水・木曜日の午後に配置して就職相談に対応し，各種ガイダンス等は，５月末から学生が参加しやすいように，４限と５限の時間帯に同一内容で２回実施し，10月には学生向け就職手帳を学部３年生，大学院１年生向けに800部作成して対象学生に配布した。 また，鳥取県内企業見学会（東部地区１回２社，中部地区１回４社）を開催し，学生に地元企業を紹介した。
【68-4】 ４）就職状況，進学状況を把握し，その結果を在学生の進路指導等に活用することを継続する。	４）学生就職センター運営委員会を通して，早期の就職内定状況把握に努めており，就職状況・進学状況を各学部が就職情報システムに入力することで随時把握でき，進路指導に活用するほか，把握した情報は，平成19年12月に教育研究評議会に報告し，全学で就職支援に取り組んだ。
【68-5】 ５）国内外で活躍する卒業生を公開講座，シンポジウムの講師として定期的に招聘し，学生に社会への関心と人間性豊かな素養を身につけさせる機会を増やす。	５）医学部では，公開講座（平成19年６～７月開催）において，現在，社会的に関心の高い「メタボリックシンドロームと生活習慣病」について本学卒業生を講師に招聘し，学生に社会への関心と人間性豊かな素養を身につけさせる機会を増やした。工学部では，卒業生や社会人を招聘した講義や講演を企画し，４回（４月，５月，６月，10月）開催した。農学部生物資源環境学科では，卒業生による独立行政法人

		水資源機構の業務内容に関する講演会を平成20年１月に開催した。地域学部では，大学以外の多様な社会人としての経歴を持つ者に，入門ゼミなどで学生生活と社会との関係などを話す機会を設けた。
	【68-6】 ６）獣医師養成教育の教育水準を向上させるため，臨床教育部門を中心に年次計画で教育研究体制を整備充実させ，獣医師国家試験の合格率向上及び国内外の教育格差を解消する。	６）農学部獣医学科は，平成19年度に新たに教員２名（応用動物学分野，獣医微生物学分野）を採用するとともに，教員の異動により獣医学科病態・予防獣医学学科目の５教育研究分野を６教育研究分野に増やし（獣医寄生虫病学分野），さらに，臨床獣医学学科目獣医画像診断学分野に准教授を配置し，教育研究体制の充実を図った。 獣医師国家試験の合格率向上のため，学習室を確保した。また，国家試験対策に関する学生の希望を調査した上で，補講および模擬試験問題作成を実施した。
	【68-7】 ７）教員養成教育の水準を向上させるため，改組した生涯教育総合センターを中心に教員養成等に関する調査・研究を実施し，学内の教員養成に関わるカリキュラムの在り方・支援方法について検討する。	７）生涯教育総合センター教職教育部門を中心に，各部局の教務担当者とともに，勉強会を月１回の割合で実施した。また，免許更新制や学内の教員養成・研修にかかわるカリキュラムのあり方・支援方法について検討し，各学部学生の履修方法等について全学的な調整を行った。
○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 【69】 １）教育の成果・効果を検証するための方法等を検討する機能を大学教育総合センターに付して検討・実施を行う	○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 【69-1, 78-2】 １）大学教育総合センターの教育研究開発部教員は，教育の成果・効果を検証するためのシステムを引き続き検討する。	１）平成18年度に，全学の教授方法改善委員会において設置が決定された「学生・教職員授業企画ワーキンググループ」において，教職員のみではなく，学生の視点からの教育改善を提起するシステムを構築した。平成19年度は，学生の企画により他大学の教育システムを学生が調査し，本学との違い等を学生が分析し，平成19年３月に，学生と教職員の懇談会で報告した。 従来の学生による授業評価アンケートに加えて，学生と教員の認識の乖離を明らかにして教育方法を改善することを狙い，教員の自己評価による授業自己評価アンケートを実施した。 また，教育の成果・効果を検証するシステムの一つとして，学生の参画を想定したシステムの検討を開始し，徳島大学主催の研修会において，徳島大学と共同で予備試験を行った。
【70】 ２）卒業後の進路の分析を通して，成果の目標の妥当性をチェックし改善できる体制を作る。	【70-1】 ２）学生の履修状況，単位取得状況，授業評価，卒業後の進路等を分析して，教育の成果・効果を検証するための方法等を引き続き検討し，それに基づく改善が可能な体制を整備する。	２-１）卒業生を対象（約6,000人）に，鳥取大学の教育力に関するアンケート調査を日経リサーチ社と協同で実施し（回収率は10%），調査結果を分析し，平成19年11月に同社担当部長を講師として，教育力に関する全学を対象とするＦＤ講演会を実施した。 平成20年度から，大学教育総合センターを教育センターに改組し，研究開発部，キャリア支援部門等を設けるとともに，教育関係のセンター等を一つの大学教育支援機構として位置づけ，入学時早期から卒業後の将来を見据えての学修を支援する組織とすることとした。(年度計画【18-1】の『平成19年度の実施状況欄』を参照。) ２-２）地域学部では，各学科でも学生の履修・単位の取得状況について情報交換を恒常的に行い，学生の状況把握に努め，各学科にカリキュラム検討ＷＧを設置し検討を行った。また，学期ごとのカリキュラム・授業内容に関する学科独自のアンケート調査，地域環境調査実習および地域環境づくり論のアンケート調査，年度末の学生と教員との合同検討会，などのデータを継続して集積している。学生の単位取得

		状況をチェックし，学級教員や卒業研究指導教員を通じて，改善のための指導を行った。各学生の履修状況については，保護者へ毎年１回通知した。卒業後の進路については，就職部会が対応しており，そこでの分析を通じて，教育に活かした。 2-3）医学部では，従来から行っている学生の授業評価アンケートの活用方法を検討しており，医学部ＦＤワークショップを通し，授業評価について教員にフィードバックし，授業内容の改善等に役立てた。 2-4）工学部では，学生の履修状況，単位取得状況の調査を行い，学生指導に利用した。授業評価を行い，学生からの評価を受けており，これらの結果は教授方法改善やカリキュラムの編成に活用している。 2-5）農学部では，学生の履修状況，成績を年１回保護者に送付した。また，成績不良者に対しては，学級教員等により個別指導を行った。
	【70-2,77-1】 3）技術経営（マネージメント・オブ・テクノロジー＝ＭＯＴ）教育においては，その高度な内容に応じた授業評価を実施する。	3）工学部では，産学・地域連携推進機構の支援のもとに，大学院工学研究科博士前期課程の学生に対してＭＯＴ教育を実施した。 外部機関による評価を受けるため，ＭＯＴ評価自己点検書を作成し，評価申請を行った。評価内容については，評価機関の「ＭＯＴ教育プログラム情報サイト」で公開されている。(http://www.mot-info.jp/)
	【70-3】 4）ポストドクターや大学院生等による評価，大学院生等の修了後の進路分析などから教育の成果を評価し，それを反映させたカリキュラムの整備を図る。	4-1）大学院医学系研究科では，大学院委員会の下に設置したワーキングで検討し，専攻や分野の枠を超えた①医学研究基盤コース（３単位），②遺伝子・再生・染色体工学コース（４単位），③生活習慣病コース（４単位）④感染・免疫・アレルギーコース（３単位），⑤脳と心の医学研究コース（４単位），⑥救急・急性期医療学コース（２単位），⑦臨床腫瘍医学コース（６単位）の新教育コースを導入し，６単位以上を履修するカリキュラム整備を行った。 4-2）大学院工学研究科，大学院農学研究科では，卒業生や雇用企業等に対するアンケート調査結果を集計・分析し，大学院改革のカリキュラム等に活用した。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
（1）教育に関する目標
②教育内容等に関する目標

中期目標

1）学士課程入試の目標
① 多様な選抜方法の導入を図る。(一般，推薦，アドミッション・オフィス（AO）入試等)
② 受験生の能力・適性の多面的評価を行う。(AO入試)
③ 受検教科・科目の適正な設定を行う。
④ 編入学の活用を図る。

2）教育方法等の目標
① 設定した教育目標に即して教育課程を編成し，体系的な授業内容を提供する。
② 講義，演習，実験及び実習を適切にカリキュラムに取り入れる。
③ 学術知識を実践に結びつけて活用できる機会を提供する。
④ 学習指導等の改善については，個人のみならず，組織的にも行うことを検討する。
⑤ 基礎学力の向上を図る。
⑥ 技術者教育については，日本技術者教育認定機構（ＪＡＢＥＥ）からの認定を受ける。

3）大学院課程の目標
① 専門性を付与する。
② 社会との接点の開発を行う。
③ 国際性を付与する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 【71】 1）「知」のみならず，強い「実践的マインド」を有する学生の受け入れ方策を適切に講ずる。	○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 【71-1】 1）アドミッションセンターが各学部と連携して行ってきた，アドミッション・オフィス（AO）入試が完成年次を迎えることで，過年度入学者の追跡調査等による多面的な成果（学業成績だけでなく，大学生活満足度や，課外活動・ボランティア等大学への貢献度など）の点検・評価を行なうことで，より完成度の高いAO選抜方法構築のためのブラッシュアップを行なう。推薦入試との差異をより明確にして，学力のみならず，問題意識，問題解決への関心度など，能力・適性の多面的な評価による「実践的マインド」を有する学生の確保に努める。	1-1）アドミッションセンターは，全学的な立場による入学者選抜制度の改善及び入学者選抜の円滑な実施を図るとともに，本学への入学希望者に対する総合的な広報活動及びアドミッションポリシーに対応した学生募集を行うため，アドミッションセンター業務を見直し，平成19年６月から入学センターへ改組した。 1-2）平成19年度は，アドミッショッン・オフィス（ＡＯ）入試の完成年次を迎え，募集単位毎の初年度入学者の成績（単位取得状況，ＧＰＡ等）追跡調査の結果をもとに，選抜方法に基本的な学びの能力・適性を多面的に評価する講義等理解力試験を新たに導入した(工学部生物応用工学科及び社会開発システム工学科)。また，農学部生物資源環境学科においても，基本的な学びの能力を評価するため，講義等理解力試験を新たに導入した。工学部３学科がＡＯ入試から一般・推薦入試へと入学定員をシフトしたため，推薦入学Ⅰ・Ⅱの前年比で大幅な募集人員増となりＡＯ・推薦入試の総計は過去最大となった。ＡＯ入試（H19年63名→H20年53名），推薦入学Ⅰ（同28名→38名），推薦入学Ⅱ（同89名→98名）
【72】	【72-1】	

2）アドミッションセンターは，各学部から提示されたアドミッション・ポリシーに応じた，学生をリクルートすることに務める。	2）AO入試の第１次選考において，面接の在り方など各学部・学科のアドミッション・ポリシーに応じた意欲ある学生を獲得するシステムの構築へ向けた検討を継続する。	2）ＡＯ入試の第１次選考に面接を導入して４年目となった。受験者の時間的・経済的負担を軽減し，精神的な負担感も軽減するねらいで，地方試験会場を引き続き設置した。面接では，入学センター専任教員だけはなく，入学センター主任も加わり，多面評価を実施し，評価項目の平準化に向けてブラッシュアップをした。
	【72-2】 3）各学部・学科の特色及びアドミッション・ポリシーに基づいたオープンキャンパスを更に魅力ある内容とすることにより参加者が増加するように努める。	3）平成19年度は，オープンキャンパスを８月４日に米子キャンパスで，８月10～11日に鳥取キャンパスで開催した。 米子キャンパス（医学部）では，在学生によるキャンパスライフ紹介，学食体験，施設見学ツアー，懇談会などを行い，生徒・教員・保護者で約286名の参加を得た。参加者アンケートの集計結果等を踏まえ，来年度に向け反省点等を検討した。 鳥取キャンパスでは，８月10日は，農学部による農産物の特売，梨狩りなどのイベントを通じて，農学部ファンの創造に努め，平成19年度は519名の参加者があった。８月11日は，受験生のための講演会，保護者のための講演会，在学生によるキャンパスライフ紹介，学食体験や，地域学部及び工学部による説明会などを行った。地域学部説明会への参加者は283名であり，工学部説明会への参加者は272名であった。 平成20年度ＡＯ入試の受験者のうち，55％がオープンキャンパスに参加していた。また，ＡＯ入試の面接において，オープンキャンパスがきっかけで受験をしたとの声も多数聞かれた。このことから，アドミッション・ポリシーに基づいたオープンキャンパス実施の効果が現れていると考えられる。
	【72-3】 4）アドミッションセンター及び各学部は，アドミッション・ポリシーを高等学校等に対して広報誌，ホームページ等を利用し周知する。	4）入学センターを中心に各学部の協力により，74校の高校訪問と28回の進学相談会へ参加し，本学のアドミッション・ポリシー及び特色，入試制度等を説明した。大学案内は，学部の特長を高校生の視点を取り入れた内容とし，また，アドミッション・ポリシーをよりわかりやすい表現で紹介して，高校生や高校教諭からもわかりやすいなどの評価を得た。また，入学センターのホームページを平成19年11月にリニューアルした。 さらに，各学部においても，独自のパンフレット等を作成し，アドミッションポリシーをわかりやすく明記して，大学説明会等において広報した。
	【71-2, 72-4】 5）高等学校等受験者側にとってより信頼性の高い入学者選抜方法を実施するため，高等学校等との連携をより一層深めることに努める。	5-1）本学主催の「進学懇談会・相談会」は，平成18年度までの鳥取県内３会場と岡山会場に加えて，平成19年度は松江会場と姫路会場を新設し，全６会場とした。また，ＡＯ入学者の１年生を対象として，帰省する夏休みを利用し，母校の恩師を訪ねて近況を報告するボランティア活動である「ただいまプロジェクト」を，平成18年度に引き続き実施した。 5-2）各学部においても，鳥取県内外の高等学校を訪問し宣伝活動を行ったり，高等学校の進路指導担当者を対象とした学部説明会や，高等学校側の本学訪問による学部説明会を行うなど，高等学校との連携を活発に行った。
	【71-3, 72-5】 6）多様な選抜方法が円滑に処理できる入試電算システムの運用を継続する。	6）入試電算システムについて，平成20年度入試（一般選抜，ＡＯ入試，推薦入学Ⅰ，推薦入学Ⅱ等）の多様な選抜試験に対応でき，また，志願者等のデータ分析等が行いやすいようにプログラムの修正等を行い，各選抜試験実施に対応するようにした。
	【71-4, 72-6】 7）医学部は，昨年度に引き続き医学	7）医学部医学科においては，鳥取県内の医療機関に勤務する医師を確保するため，

	科入学者選抜の特別選抜（推薦入試Ⅱ）に地域枠を設け，鳥取県の高等学校出身者を入学させる。また，医療面での地域貢献を更に充実させるため，医学科入学者選抜の特別選抜（推薦入学Ⅱ）の地域枠の拡大及び保健学科入学者選抜の特別選抜（推薦入試Ⅱ）の地域枠の新設を検討する。	平成18年度から推薦入学Ⅱに地域枠（５人以内）を設置し，平成19年度も５名入学した。 さらに，鳥取県知事からの緊急医師確保対策に基づく医師養成数の増の依頼により，地域医療を担う医師養成プログラムを策定し，平成21年４月から医学部医学科の収容定員増（特別養成枠）に着手した。 また，保健学科看護学専攻に，鳥取県内の医療機関に勤務する看護師の確保及び資質向上に貢献することを目的として，平成20年度推薦入学Ⅱに地域枠（10人以内）を新たに設置した。 これらの地域枠入学者には，鳥取県から奨学金が貸与され，卒業後は地域医療に一定期間従事することを義務づけられている。
	【71-5, 72-7】 ８）大学院の定員充足率を向上させるための方策を検討する。平成１９年度設置した地域学研究科では，留学生特別選抜及び社会人特別選抜を実施し，国際性及び多様な学生の確保に努める。また，医学系研究科保健学専攻への臨床心理学コースの平成２０年度設置に向け，教員定員・カリキュラム等の整備を図る。	8-1）入学センター及び各大学院研究科は，定員充足率について情報を整理し，充足率向上のための広報手段，新規奨学金制度の構築等に関して引き続き検討してきた。その中で，大学院医学系研究科（２専攻）及び大学院工学研究科（４専攻）において定員充足率に問題が生じているため，各研究科と入学センターとの検討会を重ねてきた。両研究科とも定員充足のための努力は行ってきたが，就職や研修医制度の問題もあり，研究科の改組によって改善を図る必要があることが確認され，両研究科において改組計画の検討がなされ，全学的にこの問題に取り組んでおり，大学院工学研究科にあっては，平成20年４月からの改組が決定した。 8-2）大学院地域学研究科では，地域学部の学生を対象として，地域学研究科についての説明会を実施した。（３回：６月，９月，12月）また，鳥取県教育委員会に対して，現職教員の応募について説明及び要請を行った。さらに，留学生特別選抜及び社会人特別選抜を実施し，国際性及び多様な学生の確保に努めた。 8-3）大学院医学系研究科保健学専攻博士前期課程では，臨床心理学分野を設置し，平成20年度入試で11人の合格者を決定した。また，医学系研究科保健学専攻博士後期課程の平成20年度設置に向け，教員定員・カリキュラム等の整備を図っている。 8-4）大学院農学研究科では，平成18年度に引き続き，一般選抜試験の他に推薦入学，特別選抜試験を実施するとともに，農学研究科の年間の入試日程を年度初めに公表し，また，入学試験日を土・日曜日に実施し，受験生の確保に努めた。
○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 【73】 １）モチベーションの醸成を促す教育の取り組みを具体化する。	○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 【73-1】 １）鳥取大学と社会とが協同して行う教育（COOPETS=Cooperated Education with Tottori University and Society）などモチベーションの醸成を促す教育の取り組みを更に推進する。	1-1）教育研究理念「知と実践の融合」を具現化するため，大学の知を社会で生かすための実践的教育プログラムを実施した。 ①平成19年９月に「教養特別講義：仕事と人間」を開講した。外部講師（金融，ベンチャー企業，公的機関）を招聘し，シンポジウム形式なども取り入れ，インタラクティブな授業を展開し，仕事に携わる上での倫理観を醸成する教育を行った。 ②全学生を対象として「ものづくり」を早期から意識させるため，低年次生を対象とする「新製品開発プロジェクト」及び鳥取地域の住民との濃密な相互関係のなかで協同する「地域再考プロジェクト」を実施した。
	【73-2】 ２）釜慶大学校（学術交流協定校）とのダブル・ディグリー（Double Degree：2つの学位）取得留学制度に関する覚書に基づき，学部学生の派遣，留学生の受け入れを引き続き行う。	2）釜慶大学校（学術交流協定締結校）とのダブル・ディグリー・プログラム（複数学位制）実施に関する覚書に基づき，留学生を平成18年度１名，平成19年度１名，地域学部に受け入れた。 本国での受講科目及び本人の関心などを十分把握検討し，ＤＤＰ学生の指導を行った。

	【73-3】 3）本学の砂漠化防止の国際戦略を推進するためメキシコ合衆国北西部生物学研究センターに設置した教育・研究拠点を利用して，文部科学省の採択事業である「持続性ある生存環境に向けての国際人養成－沙漠化防止海外実践カリキュラムー」を実施する。	3）平成19年度は，メキシコ合衆国北西部生物学研究センター（ＣＩＢＮＯＲ）において，「持続性ある生存環境に向けての国際人養成－沙漠化防止海外実践教育カリキュラムー」を開設し，全学生の中から選抜された学生20名（地域学部３名，農学部15名，大学院教育学研究科１名，大学院農学研究科１名）及び教員を９月から３ヶ月間派遣し，語学と講義及びフィールドワークを融合させた海外実践教育プログラムを実施した。 また，平成20年１月には学内成果報告会（学生36名，教員18名，職員６名参加）を，２月に学外報告会（60名参加）を開催するとともに，内部及び外部の評価も実施して，３月に平成19年度実施報告書を作成した。
	【73-4】 4）国連大学，乾燥地域研究所（チュニジア），国立農業研究所（チュニジア），中国科学院寒区旱区環境研究所（中国），国際乾燥地農業研究所（シリア）と共同して，「総合的乾燥地利用に関する共同修士号プログラム（MSプログラム）」（2007－2008）を実施する。	4）乾燥地における統合的資源管理法に関する国際的視野を持った人材の育成を目的として，国連大学，乾燥地域研究所（チュニジア），中国科学院寒区旱区環境工程研究所（中国），チュニジア国立農業研究所（チュニジア），国際乾燥地農業研究センター（シリア）と共同して共同修士号プログラム（MSプログラム・2007～2008年）を実施し，農学研究科学生２名を中国に６ヶ月間派遣した。
	【73-5】 9）教育目標を学生に十分に理解させ，学習意欲と学習効果を高めるため，大学入門ゼミ（例；英文速読の導入），地域に出かけるフィールド演習（例；少人数体制で実施）等の授業を強化する。	9）地域学部では，学生に教育目標を十分に理解させ，学習意欲と学習効果を高めるため，例えば，①地域調査実習として，鳥取特産の二十世紀梨を使った菓子の創案・制作などを実施した（鳥取県の「知の財産」活用推進事業と連携），②大学入門ゼミで英文速読（30分×８回）を実施し，解答レポートへの添削を各回実施，③少人数体制で，「地域環境づくり論（前期）」，「地域環境調査実習（通年）」を実施などの授業を行った。
【74】 2）将来，職として専門性を生かせる教育課程の編成という狭義な視点及びより成熟した社会を目指すために必要であるという教育課程の編成等多様な視点での教育課程編成が可能となる体制をとる。	【74-3】 10）地域の人材と素材を教育に組み込むため，「くらしと経済・法律」，「現代農林業事業」等の鳥取県との連携講座を充実させるとともに，鳥取銀行との連携講座として，「マーケティング論」及び「国際ビジネス・スタートアップ講座」等の授業を開設する。	10-1）地域の人と素材を教育に組み込むため，全学共通科目の主題科目に鳥取県との連携講座として，「くらしの経済・法律講座」を開設した。 また，鳥取銀行との連携講座として，「マーケティング論」及び「国際ビジネス・スタートアップ講座」等の授業を開設した。 10-2）地域学部では，専門授業（たとえばＮＰＯ論や専門ゼミなど）において，積極的に地域住民と交わる機会を設けるとともに，地域住民との共同セミナーを行い，また，都市再生モデル調査事業（鳥取まちなか往来再生コラボ）において，学生企画で住民ＮＰＯとの共同事業などを展開した。 10-3）農学部では，社会への関心と人間性豊かな素養を身につけさせる目的で，鳥取県農林水産部の現役職員を講師に招いて，平成18年度に引き続き「現代農林業事情」の授業を実施した。この授業は，大学教員とは異なった立場からの話を聴くことで，農林業の現場での実務に学生が触れ，幅広い視点から農学を学修することができ，さらに，鳥取県側の希望もあり，今後の更なる内容充実を目指し，平成19年度は学生による授業評価を実施した。
	【74-4】 11）卒業研究・修士論文等の公開発表会や報告会を学外で実施することにより，学生の意識を高めるとともに，地域に大学の教育理念や成果を積極	10-1）年度計画【73-3】の『計画の進捗状況』欄に記載のとおり，メキシコ合衆国北西部生物学研究センターに派遣した学生の海外実践教育プログラムの学外報告会を，平成20年２月に開催するとともに，３月に平成19年度実施報告書を作成した。 10-2）地域学部では，「地域調査実習」の調査対象自治体における現地報告会を行い，

	的に情報発信する。	報告書を刊行して関係先に配付するほか，鳥取県主催の地域づくりセミナーに招かれ，平成18年度の調査結果に基づく報告を学生が行った。そのほかにも，調査実習発表会等を行った。 10-3）工学部では，卒業研究・修士論文等の公開発表会を，また，電気電子工学科では学外で卒業研究発表会を実施した。
【75】 3）倫理教育，安全教育，環境問題に関する教育を充実し，責任意識の高い技術者・研究者の養成を図る。	【74-1，75-1】 5）倫理，安全，環境問題等，社会的要請のある課題に自ら取り組み，問題を解決する能力を持つ人材の育成に資するため，教育課程の現状を把握し，必要に応じて教育課程の見直しを行うなど継続してカリキュラムを整備，充実する。	5-1）全学共通科目の主題科目に「くらしの経済・法律講座」を開設し，民法の基礎知識，悪徳商法，消費者契約法，経済一般の基礎知識，金融商品及び年金制度等について学び，消費者として具体的事例に対処できる能力を養うとともに，消費者としての意識を高めた。 また，主題科目として前期に「国際化社会の食料・環境問題」及び「現代都市の諸問題」を開設し，社会的要請のある課題に自ら取り組み，問題を解決する能力を持つ人材の育成に努めた。 昨今の社会動向に対応し倫理教育には，全学的に重点を置いており，工学部を中心とする「技術者倫理」の開講，及び全学を対象とするインターネットやセキュリティー，個人情報保護に関係する「情報倫理」を全学共通科目に開講した。 さらに，広く職業倫理を認識させるため，９月に「教養特別講座」を集中講義で実施し，約200名の受講生を得て，「職業と人間」を統一テーマとし，企業や公的機関，ＯＢ等も交え，様々な職業に従事する上で必要な倫理観の啓発に努めた。 5-2）学部等においても，以下のような取組みを行った。 ①医学部医学科では，プロブレム・ベースド・ラーニングによるＰＢＬチュートリアル授業を実施し，解決能力を身につけさせるカリキュラムを整備した。 ②工学部のＪＡＢＥＥ認定学科では，倫理教育を必修科目としており，実験・演習・卒業研究等を通して，問題を解決する能力を持つ人材の育成を行った。 ③農学部生物資源環境学科では，「食品安全論」，「技術者倫理」，獣医学科では，「動物福祉論」等の倫理，安全等に関する授業を開設している。さらに，環境問題に関する科目は「環境経済学」，「環境化学」，「乾地環境科学」，「環境衛生学」等多数開設している。
	【74-2，75-2，77-1】 6）社会が要請している即戦力を備えた技術者を養成するため，企業フィールド，国際フィールドの現場を活用した実践的教育（例えば，ものづくり実践教育）を行うとともに，経営や技術課題の解決能力等を有する人材を養成するため，MOT教育の強化を図る。	6-1）メキシコ合衆国北西部生物学研究センターに設置した教育・研究拠点を利用して，文部科学省の採択事業である「持続性ある生存環境に向けての国際人養成－沙漠化防止海外実践教育カリキュラム－」を20人の学生が履修した。（年度計画【73-3】の『計画の進捗状況』欄を参照。） また，平成19年度後期から，これまでの２年生以上を対象とする「ものづくり」関連プロジェクトを，全学共通科目においても開講（新製品開発プロジェクト）し，１年生からでも受講できるようにし裾野の拡大に努めた。 6-2）産学・地域連携推進機構では，ＭＯＴイノベーションスクールを引き続き開講し，技術と経営を担う社会人（受講者数13名），大学院工学研究科及び大学院農学研究科の大学院生（受講者数３名）を対象に実施した。 鳥取大学のＭＯＴの取組みについては，平成19年４月25日の衆議院「教育再生に関する特別委員会」の審議の中で，地域と産学官共同の好事例として取り上げられた。 6-3）学部等においても，以下のような取組みを行った。 ①医学部では，平成17年度から，地域医療への関心を高め地域の救急医療の現状を理解させるため，鳥取県西部消防局の協力を得て，救急車に学生を同乗させる臨床体験実習を継続してカリキュラムに盛り込み臨床体験実習を開講した。 ②工学研究科では，年度計画【70-2，77-1】の『計画の進捗状況』欄のとおり，ＭＯＴ教育を実施した。 ③農学部では，生物資源環境学科の国際乾燥地科学コースの学生に対して，「乾燥

		地農学実習」を開設し（メキシコで実施），実践的な知識を習得させ，国際性豊かな総合的エキスパートを養成した。
	【74-5, 75-3】 12）国内外における半年または１年間の長期インターンシップ制度を充実させる。	11）農学部生物資源環境学科では，平成17年度入学生より，自主選択コースで履修できる選択科目として，「長期インターンシップⅠ」（３・４年次前期５単位），「長期インターンシップⅡ」（３・４年次後期５単位）を設けている。
	【74-6, 75-4】 13）中国・四国地域の農学系学部を有する大学が連携して，食と環境に関する総合的なフィールド教育の体系化を維持する。	12）平成18年度に引き続き，10大学による「大学間連携によるフィールド教育体系の構築～中国・四国地域の農学系学部をモデルとして～」と題する大学間連携プロジェクトに参画し，農学部は「里山フィールド演習」を担当して実施した。 本プログラムの文部科学省からの予算措置は平成18年度で終了したが，アンケート結果による受講学生の評価は高いことから，参加大学の連携により平成19年度から各大学の自主財源により継続して実施しており，さらに，平成19年度から新たに岡山大学において「牧場実習」を開設し，農学部からも学生が５名受講した。
【76】 ４）技術系学科では，日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定の取得を拡大して，国際的に通用する技術者の養成を図る。	【76-1】 ７）技術系学科における日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定取得を推進する。	７）工学部は，８学科中５学科がＪＡＢＥＥ認定を取得した。他の学科も認定に向けて検討している。 また，農学部生物資源環境学科環境共生科学コースでは，「地域環境工学プログラム」の平成18年度認定取得を目指して申請手続きを行い，プログラムが認定された。
【77】] ５）技術経営（マネージメント・オブ・テクノロジー＝MOT）教育を導入し，高度技術者の養成を図る。	【77-2】 ８）全学共通科目教育やMOT教育等と連動して，知的財産に関わる教育を行い，知的財産に精通した研究者・技術者の継続的養成を図る。	８）大学での知的財産に係わる人材の裾野拡大を目的に，学部生及び院生全学共通科目教育（主題科目Ⅳ「技術と知的財産」，主題科目Ⅲ「化学」の内5コマ）やＭＯＴ教育（技術経営論，技術経営応用研究）で知的財産に関わる講義を実施した。 また，より知的財産に精通した継続的人材養成を図るため，本学地域学部学生（後期：題名「知的財産権の活用評価システムについての検証」）及び大学院地域学研究科学生（通年：題名「地域団体商標の評価指標の確立と評価」）を対象に知的財産ゼミを実施した。
○授業形態，学習指導法等に関する具体的方策 【78】 １）大学教育総合センターの教育研究開発部の機能を充実させて，教材の有効利用及び教科毎の指導法の研究開発を行う。	○授業形態，学習指導法等に関する具体的方策 【69-2, 78-3】 １）大学教育総合センター等に専任教員を配置し，教材の有効利用及び教科毎の指導法の研究開発を実施する。	１-1）全国的な課題となりつつある，理数系の基礎学力不足を補うための「留年しないためのサバイバル講座」を平成19年度に実施した。この講座において，「e-Learningリメディアル教材」を開発し，自習用として試行的に運用した。 また，大学教育総合センターの教育研究開発部で開発した教材について，有効性を部分検証するとともに，教科共通の指導法について学生間での協業的学習方法の検討を開始し，徳島大学主催の研修会において徳島大学と共同で予備試験を行った。 １-2）全学共通教育を中心とする教科ごとの教育法や指導法及び，全学共通教育の全学出動体制の強化をひとつの目的として，平成20年度から大学教育総合センターを教育センターに改組し，外国語部門，スポーツ健康部門，キャリア支援部門，学生生活支援部門，教育開発部門を設置し，それぞれに責任者（部門長）を置き，教育センター長を兼務する教育担当理事の下に，組織的に教科ごとの教育法の改善，教材の開発，指導法の研究開発を行う体制として充実を図ることとした。（年度計画【18-1】の『平成19年度の実施状況欄』を参照。）

【79】 2）上記開発を踏まえた実践が行われるよう指導し，チェックする機関を教育研究評議会に置く。		常置委員会として設置されている教育支援委員会を，指導，チェックする機関とし，教育法の改善，教材の開発，指導法の研究開発等について，教育支援委員会で審議等を行った。
【80】 3）情報通信技術（IT）を活用した講義の拡充を図るためにソフトとハードの両面の整備・活用を図る。	【80-1】 2）総合メディア基盤センターと大学教育総合センター等の連携により整備された教育面のハード環境とソフト環境などの情報通信技術（ＩＴ）を活用した講義の充実に努める。	2）平成19年度は，医学部，工学部，農学部に教育用ネットワークを利用するための情報コンセントを設置するなどの環境整備を行った。また，共通教育棟の改修工事に伴い，教育用ネットワークの設備を管理環境の整った総合メディア基盤センターに移設したことに加え，改修工事により共通教育棟，大学会館についてもインターネットを利用するための環境が整備された。平成17年度から継続している教育用ネットワーク整備によりＩＣＴ技術を活用した教育面の環境が概ね整いつつある。未整備となっている地域学部については，平成20年度から実施する改修工事に併せて環境整備を行う予定である。 また，大学院医学系研究科では，米子サブセンターと連携して，大学院生にＩＤ・パスワードを付与し，インターネットで自習できる共通医学ライブラリーを実施し，平成18年度は４カテゴリー43タイトルの共通医学ライブラリーを開設したが，著作権の関係からＷｅｂ上での配信は，不適当であるとして断念した。これにより，平成19年度は，当該授業科目のコンテンツをＣＤ又はＤＶＤで大学院生へ提供し，レポートを提出させるシステムを導入した。
	【80-2】 3）学生が自宅で講義の復習ができる遠隔学習システムを充実する。	3）ｅ-Learningの活用，コンテンツ作成などについて，教職員の相談に応える技術職員を対象にした研修会を平成19年度は７回行い，講義への活用の促進に努めた。また，米子サブセンターでは，医学部と協力して引き続きｅ-Learningコンテンツを作成し，活用した。特に，農学部では，平成19年度後期より，農学部文書管理システムを利用して，学外からも学生が当システムにアクセスして，講義資料を閲覧できる体制を整備した。
	【67-2, 73-6】 4）極めて優秀な学生には，飛び級または早期卒業によって大学院へ進学させる学士ー修士５年間教育体制及び修士課程早期修了制度の導入を検討する。	4）農学部では，平成17年度入学生にかかる新カリキュラムから，卒業論文の履修を選択制にし，早期卒業制度導入時に対応できるようにした。また，工学部では，飛び級制度を導入している。
	【74-7, 75-5】 5）人間性豊かな医療人を育成するため，医学科１・２年生を対象に市内の保育園及び高齢者福祉施設をフィールドして行う「ヒューマン・コミュニケーション」授業を引き続き実施する。	5）医学部では，人間性向上教育プログラムによる「ヒューマン・コミュニケーション」授業を引き続き実施し，保育園及び高齢者福祉施設でコミュニケーション力，ホスピタリティ・マインドへの気づき，自分も他者も大切にする人間関係づくり，基本的マナーの習得など「アウェアネス（自覚・気づき）」をもった学生づくりを目指した。
	【74-8, 75-6】 6）医学部学生の教養教育を，１年次から米子地区で実施することについて検討する。	6）医学部医学科については，医師養成を目的とするその教育の専門性から，コア・カリキュラムの実践・対応等を行う必要があることから，役員会，教育研究評議会等において検討し，医学部医学科１年次の教養教育を平成20年度入学生から，米子地区で試行することを決定した。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 【81】 1）成績評価基準をシラバスに明示し，評価基準の妥当性に関し外部評価を受ける。	○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 【66-1,81-2】 1）全学部に導入したGPA制度を活用しつつ，その成績評価方法及び基準を「シラバス」に掲載する。	1）ＧＰＡ制度の成績評価方法及び基準は，平成17年度から全学共通科目履修案内に掲載しており，新たに「全学共通科目主題科目シラバス（平成19年度）」にも掲載した。 また，各学部の履修案内にも掲載した。
	【81-3】 2）GPA制度を導入した成果を分析し，その結果を教授方法改善に反映させるシステムを継続して検討する。	2）大学教育総合センターにおいて，研究会を開催し検討してきたところであり，ＧＰＡの成績不振者の指導への活用等，各学部における教授方法改善への反映事例の調査を開始した。
	【81-4】 3）医学科の学士編入学制度について評価検討を行う。	3）カリキュラムの見直しを行い，編入学生に対する充実した積み重ね教育の必要性及び学生の習熟度を更に向上させることを目的に，実施状況等の問題点を整理し，平成21年度から編入年次を３年次から２年次に変更することとした。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
（１）教育に関する目標
③　教育の実施体制等に関する目標

中期目標	
	１）教員採用に当たっては，大学において定めた「教員選考に関する基本方針」の遵守を義務づけるとともに，組織の弾力的編成を図る。 ２）教育支援スタッフの活用に関しては，人事委員会で検討し，教育支援体制の充実を図る。 ３）本学における現行の施設有効活用に関する規定等を継承し，施設の有効活用を図る。 ４）わかりやすい講義を行うための創意工夫に取り組む意欲を喚起する仕組みを構築し，実行する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○適切な職員の配置等に関する具体的方策 【82】 １）大学として職員の適切な配置を決めうる体制を構築する。	○適切な職員の配置等に関する具体的方策 【82-1】 １）職員の適切な配置について人事委員会で検討する。	１）総人件費改革への対応として，平成22年度までの定員削減計画を役員会で審議し，決定した。（年度計画【29-1】の『平成19年度の実施状況欄』を参照。）
	【82-2】 ２）教育支援体制の充実を図るため，教育支援スタッフの活用について人事委員会等で検討する。	２）教育支援スタッフを総合的，多角的に活用するため，技術職員の組織を学科，講座等から独立性を持った技術部とするための検討を行った。 また，メンタルヘルスに関する学生相談体制の整備について，企画調整会議等において検討し，平成20年度から保健管理センターのカウンセラーの充実を図ることとした。（年度計画【109-4】の『計画の進捗状況』欄を参照。）
	【82-3】 ３）教育支援委員会において非常勤講師の在り方，採用の方針等に係る各学部等へのヒアリングを行い，その結果をまとめる。	３）平成17年度に設けた「非常勤講師任用に関する基準」に基づき，教育担当理事が各学部等へのヒアリングを行い，その結果を踏まえ計画通り適正配置を行った。
	【82-4】 ４）生物資源環境学科，獣医学科においては，学生の希望も考慮しながら，各学科の教育目標に沿った教育研究分野の充実，授業科目の開設が可能となるよう，教員人事を進め，教育体制を整える。	４）生物資源環境学科の各教育コースの受入学生数は，教育コースを担当する教員数や学生実験室，実習室の大きさなどを考慮して決定している。また，改組に伴う教育コース再編・教員組織の見直しから平成19年度は３年目となり，教育効果のさらなる向上を目指して教員配置，カリキュラムの見直しを行うとともに，平成19年度に新たに６名の教員を採用した。 獣医学科においては，病態・予防獣医学学科目の獣医寄生虫病学分野を新設し，准教授を異動により配置した。また，臨床獣医学学科目の獣医画像診断学の准教授を異動により配置した。さらに，平成19年度に新たに２名の教員を採用し，平成20年４月１日付けで３名の採用を決定した。

	【82-5】［１８－５］ 5）目標に見合った教員の採用を行うため，教員選考委員会に優れた外部有識者を加えることを検討する。	5）乾燥地研究センターでは，教員，外国人客員研究者の選考に当たっては，教育選考委員会委員に外部有識者２名，農学部から１名が加わり，適切な研究者の確保に努めている。また，医学部では，目標に見合った教員採用を行うため，教授候補者には大学院生向けにプレゼンテーションを実施させ，コミュニケーション能力評価を行っている。また，臨床系の教授候補者については，平成18年度から選考委員会委員が，候補者の手術現場を実際に見学し，目標に見合った教員採用に努めた。そのほかの学部では，教授会，学内共同教育研究施設等の運営委員会で引き続き審議・検討する。
○教育に必要な設備，図書館，情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 【83】 1）講義室・演習室の電子管理を行う。	○教育に必要な設備，図書館，情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 【83-1】 8）講義室・演習室を効率的に供用するため，電子管理システムの導入を検討する。	8）共通教育棟における講義室・演習室を効率的に供用するため，電子管理システムの導入を検討し，平成19年度の改修工事終了後に導入することとして，平成20年度から運用を開始することとした。また，学部の講義室・演習室の使用予約は，電子管理システムを導入している。
【84】 2）図書資料のオンライン目録の整備充実を図る。	【84-1】 6）図書資料のオンライン目録の整備充実を図るため，７万冊のデータの遡及入力を継続して行い，19年度までに終了させる。	6）附属図書館では，平成19年度に全蔵書のうち残り７万冊のデータを遡及入力し，オンライン目録（ＯＰＡＣ）の整備充実と図書館システムでの図書資産管理一元化を図った。 また，医学部分館（医学図書館）では，図書データと図書資料の現品照査を行うため，図書資料にバーコードシールの貼付け作業を行った。
	【84-2, 85-2】 10）各学科の教育に関連する図書類の更なる充実を図り，有効に活用される体制を整備する。	10-1）附属図書館では，戦略的経費である「学術図書資料費」により，次のような取組みを行った。 ①本学の教育グランドデザイン「人間力」に関する図書を購入し，「人間力関係図書コーナー」を新設した。 ②平成19年度においても引き続き，学生用図書，教科書・指導書，共通教育科目図書，シラバス図書，人文・社会科学系図書など，各分野ごとに学生の教養や授業等の学習に役立つ図書を購入した。 ③平成19年度においても引き続き，学生からのニーズにあった和雑誌の種類を増やし，授業に関連して，よく読まれるような図書や選定図書に推薦文を添えてもらうよう，各部局の教員に選定を依頼するなど，利用促進に向けた取組みを実施した。 ④医学部分館（医学図書館）では，１階事務室を２階事務室に集約化し，空いたスペースを学習スペース（ヒポクラテスルーム）として，学生主体で有効利用する体制を整備した。 ⑤学科推薦図書，講座等推薦図書の項目で学生用図書購入経費を配分し，各分野の専門資料の充実を図るとともに，購入希望図書受付用紙を配備し，常時希望図書を整備する体制にした。 10-2）地域学部では，地域調査実習などの共通資料を学科演習室に集中して管理し，資料の有効活用を図った。農学部では，建物の改修工事を通じて資料室面積を拡大し，学部全体で利用できる部屋として確保し，有効活用できる体制を整備した。
	【84-3, 85-3, 105-1, 108-1】 11）病院内に設置した教職員のための	11）医学部分館（医学図書館）では，教職員に対する情報検索講習，公共図書館から

	医学図書館出張所について，利用者のニーズに応じ，開設曜日，日数，時間，サービス内容の拡充に努める。	貸出を受けた図書（協力用図書）の貸出・返却等を行う医学部分館（医学図書館）出張所を，医学部第二中央診療棟３階の経理調達課内で毎週開設していたが，利用する教職員の利便性向上のため，平成19年５月から開設場所を医学部総合研究棟３階リフレッシュルームとの隔週で行うと同時に，開設時間を午後に変更した。さらに，10月からは，通行量の多い１階のリフレッシュルームに場所を変更した。
【85】 3）電子ジャーナルの充実を図る。	【85-1】 9）研究支援の一環として，電子ジャーナルや文献データベースの利用促進のための講習会や説明会を継続して開催する。	9）附属図書館では，電子ジャーナルや文献データベースの使用促進のため，以下の講習会，説明会等を実施した。 ①「雑誌論文の探し方」，「電子ジャーナルの利用法」等をテーマに，利用者講習会を平成19年６月及び11月に計２回実施した（参加者計56名）。 ②新入生オリエンテーションとして大学入門ゼミを８回実施した（参加者計342名）。 ③平成18年度に引き続き，全学共通科目である「情報リテラシ」の授業において，「文献と情報の探し方」の実習を図書館職員が指導し，合計15コマ実施した（参加者929名）。 ④電子ジャーナルやデータベースの利用促進を図るために出版社講師による説明会を平成19年６月及び11月に計３回実施した（参加者計73名）。 ⑤医学部分館（医学図書館）では，年間計画に従って教職員への情報リテラシー教育を行う（参加者262名）とともに，随時希望者には講習を実施した。
	【85-4】 13）大学の研究者・学生が，多くの学術コンテンツへアクセス可能な環境を整備するため，学術資料費の予算確保に努める。	13）平成19年度も「電子ジャーナル」，「学術文献データベース」，「図書資料」の三本柱からなる学術資料費全般にわたる整備方策（平成17年～19年計画）により，戦略的経費として学術図書資料費を確保し，学術資料環境を整備した。 また，「学術資料整備計画（平成20-22年度）（案）」を策定し，企画調整会議等で検討の上，平成20年度の予算を確保した。
【86】 4）教育関連の電子掲示板の整備を行う。	【86-1】 7）学生への授業に関する連絡事項や情報の周知を迅速かつ確実に行うため，ホームページの充実等を図る。	7）学生への連絡事項や情報の周知を迅速かつ確実に行うため，携帯電話へのメール配信システムを構築し，平成20年度から運用を開始することとした。地域学部では，学生の参考とすべき地域情報のサイトなどからなる学科リンク集などの充実，医学部では，医学部教育支援室ホームページで授業関係情報・資料の提供及び大学院セミナー等の情報を周知するなど充実を図った。
【87】 5）学生にパソコンを必携とし，教育研究へのパソコン活用を図る。また，そのための教室，図書館等の設備充実を図る。	【87-1】 1）学生のノート型パソコン必携化を引き続き推進する。	1）平成15年度入学生からノート型パソコンを必携化し，平成18年度には４年次までが必携となり，平成19年度は医学科及び獣医学科５年次までが必携となった。 また，学生のパソコンについての相談については，相談窓口を設置し，トラブル対処方法等を掲載したテキストを新入生全員に配布した。
	【87-2】 2）全学共通科目の必修科目「情報リテラシ」，「コミュニケーション英語Ｂ」でノート型パソコンを利用した授業を継続して行うとともに，専門教育においても電子メールによる課題の提出や質疑応答など積極的な活用を動機づける授業を継続して展開する。	2-1）全学共通科目の必修科目「情報リテラシ」，「コミュニケーション英語Ｂ」等でノート型パソコンを利用した授業を継続して行った。また，全学共通科目の主題科目「楽しいコンピュータ」，「情報技術と基礎科学」，「インターネット・テクノロジー」，「理科系のための基礎統計学」，「生物保健統計学」でノート型パソコンを利用した授業を行った。 2-2）地域学部では，「地域調査入門」や「地域調査実習」などで情報の収集・分析のためのパソコンの活用法を指導した。また，農学部では，生物資源環境学科の大学入門ゼミ，農学入門，エコノメトリクス，獣医学科の病理学をはじめ，多くの講義で電子メールによるレポート等の提出，質疑応答を行った。

	【87-3】 3）総合メディア基盤センターと大学教育総合センターが協力して行っている次期情報リテラシープログラムの開発及び教科書作成の検討を継続する。	3）必携パソコンを利用し，全学共通科目の１年次必修科目である大学入門科目「情報リテラシ」の講義を行った。また，総合メディア基盤センターと大学教育総合センターは，情報リテラシの教育プログラム開発を継続的に進めた。
	【87-4】 4）教育用ネットワーク，情報コンセント等ハード面が未整備となっている講義室の整備・充実，また，教育用ネットワークのセキュリティーの向上などのソフト面を整備・充実するとともに管理及びサービスの体制を強化する。また，各学部にパソコン相談窓口を設置し学生サービスに努める。	4）平成19年度は，医学部，工学部，農学部の教育用ネットワークの整備を行い，教育用ネットワークのサーバ及び主要な通信機器を，共通教育棟から総合メディア基盤センターに移設した。この移設により，電源・空調等の稼働環境と物理的なセキュリティ環境を向上させた。また，機器の管理を総合メディア基盤センターに移行するため，大学教育総合センターと協力して管理情報等の移転作業を行った。 また，パソコン相談窓口については，各学部の学生窓口担当者に対して，パソコン相談対応に関する講習会を開催し，相談内容によってどこに対応を依頼するべきかを説明できるよう講習を平成19年１月に行った。さらに，平成19年４月には「投書箱」を総合メディア基盤センターに設置し，要望・意見等を随時受け付けられる体制を整えた。
	【87-5，106-1】 5）学生の授業に対する要望を把握し，施設・設備を整備，充実する。	5）学生と学長との懇談会を毎年開催し，学生の授業や施設に関する意見を聴いている。また，懇談会は各学部等においても行い要望把握に努めている。 平成19年度は，学生の要望等を踏まえ，共通教育棟，大学会館，武道場の改修を行い，共通教育棟については，情報コンセントを備えた学生自習室や学生ロッカー室，語学シャワールームを整備した。
	【87-6】 12）学外教育機関との単位互換や遠隔講義などを推進する。	12-1）ＳＣＳを利用した平成19年度の中国・四国地区国立大学等共同授業は，岡山大学を主催校に，「現代文化を考える」をメインテーマに実施（8/7～8/10）し，本学で49人が受講した。（単位認定：主題科目２単位） 12-2）地域学部では，鳥取短期大学と単位互換協定を締結しており，平成19年度は11名の単位互換者があった。 12-3）農学部では，中国・四国地区10大学による大学間連携プロジェクトで，平成17年度から里山，果樹園芸の里，里海のフィールド演習などによる単位互換を実施しており，平成19年度からは新たに岡山大学の「牧場実習」も追加した。
○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 【88】 1）教員の教育業績評価システムを確立する。それを受けて処遇の方法を定める。	○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 【88-1】 1）教員の教育活動の結果に基づく給与面でのインセンティブ付与について検討する。	1）教育に対し顕著な功績を挙げた教員に教育功績賞を授与することとしており，当該表彰者については平成18年度給与制度改正による現給保障期間中で，給与面でのインセンティブが実質化しないため，当分の間は，研究費配分においてインセンティブを付与することとした。なお，当該表彰は業績手当の成績優秀者判定の有効な資料となっている。
【89】 2）学生，教員相互の授業評価などを踏まえ，評価の有効性などを検討す	【89-1】 2）学生，教員相互の授業評価などを踏まえ，評価の有効性などを検討す	2）大学教育総合センター研究開発部に平成19年度１名を配置し，センターの体制充実を図った。

る教員を大学教育総合センターへ配置する。	る教員を大学教育総合センターへ配置する。	また，年度計画【18-1】の『平成19年度の実施状況』欄のとおり，本センターの機能充実のため，平成20年４月から教育センターへ改組することとした。
【90】 3）評価結果を踏まえて，学部長は研修必要者にファカルティ・ディベロップメント（FD）研修会への積極的な出席を促す。	【90-1】 3）学部長は研修必要者にファカルティ・ディベロップメント（FD）研修会への出席を促すなど教員の資質向上策を具体化する。	3）全学及び学部独自のＦＤ研修会を実施しており，学部長は，教授会等で出席を促したり，教員個人宛に参加を促す照会を行うなど工夫を行い，ＦＤ研修会を実施した。平成19年度に実施した全学のＦＤ研修会を挙げると，以下のようなものがある。 ①「卒業生に対する教育力調査」を題材とするＦＤの実施（H19年10月，講師：日経リサーチ社担当部長，参加人数：99名） ②「国際人を育てるための英語教育」講演と討論（H19年11月，講師：コロンビア大学ＡＬＰ長，参加人数：49名） ③「国際的に活躍する学生を育てるための学生支援」講演と討論（H19年11月，講師：前シラキュース大学国際学生サービス副部長，参加人数：46名） ④「愛媛大学におけるＦＤの取り組みーＦＤポリシーと新たな取り組みー」（H20年２月，講師：愛媛大学教育支援室長，参加人数：14名） ⑤平成19年度大学教育の国際化プログラム（海外先進教育実践支援）」ブラッシュアップ研修（H20年２月，講師：秋田国際教養大学（ＡＩＵ）ALLehner教授，参加人数：25名）
	【89-2】 4）学生と教員による同時授業評価を行い，評価の客観性を検証する。	4）教授方法改善専門委員会と連携して，平成18年度後期から教員による授業についての自己評価制度を導入しており，平成19年度から，学生の授業評価の返却時に教員の自己評価も同封して返却し，これをもとに大学教育総合センター研究開発部において，学生評価と教員の自己評価の乖離について，乖離パターンの傾向及びそのパターンをもとに評価の客観性の確立を促す手法の開発を進めた。 また，学部においても同時授業評価に関する取組みを行った。例えば，地域学部では，全学科必修である地域学入門および地域学総説のオムニバス授業において，当該授業に関わる教員全員が出席し授業後には，授業内容・方法等について検討を行い改善点を洗い出した。医学部では，学生の評価結果を教員個人にフィードバックする際に教員へのアンケートを実施した。工学部では，いくつかの学科で研究公開授業を行っており，学生と教員による同時授業評価を行い，評価の客観性を検証した。
○教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 【91】 1）大学教育総合センターの教育研究開発部の機能を充実させて，教材の有効利用及び教科毎の指導法の研究開発を行うとともに，教育支援委員会において全学的な改善が図れるようなシステムを構築する。	○教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 【69-3, 78-4, 91-1, 99-1】 1）大学教育総合センター等を充実し，教材の有効利用及び教科毎の指導法の研究開発を推進するとともに，教育支援委員会において全学的な改善を図ることのできるシステムの構築に向け検討する。	1）年度計画【69-1，78-2】，【69-2，78-3】の『計画の進捗状況』欄に記載のとおり，大学教育総合センターの改組等を行い，機能充実を図るとともに，教材の有効利用，教科毎の指導法の研究開発等に取り組んだ。また，共通教育推進委員会において，各教科科目の教科書作成を行うことを検討するとともに，共通教育推進委員会で全学共通教育に係る教科集団の代表者を委員に加え，連携を強化した。
【92】 2）メディア教育にかかるものについては，情報委員会，総合メディア基盤センター，大学教育総合センター及び附属図書館で連携をとりながら進めていく。	【92-1】 2）メディア教育の在り方を継続して検討するため，情報委員会，総合メディア基盤センター，大学教育総合センター及び附属図書館の連携体制を「情報リテラシー」以外の部分にまで拡大する。	2）全学共通科目の「情報リテラシ」の中で，情報検索部分「文献と情報の探し方」の実習を，総合メディア基盤センターと附属図書館が連携し，合計15コマ実施した。（参加者929名） 科目としての「情報リテラシー」の講義以外の部分として，本学学生向けに「教育用情報ネットワーク利用方法」（テキスト）を作成し，必携パソコンを使用する最初の講義において配布した。また，8月23日には鳥取県看護協会情報研究会におい

		て講習会を行った。
	【92-2】 3）総合メディア基盤センターは，職員に対する情報メディア研修を実施するとともに，教育用コンテンツの作成を支援する窓口を有効活用する。	3）総合メディア基盤センターは，e-learningの活用，コンテンツ作成などについて，教職員の相談に応える技術職員を対象に情報メディア研修を，平成19年度は７回行った。また，相談窓口も継続して開設した。
【93】 3）ファカルティ・ディベロップメント（FD）の目標を達成するために教授方法改善専門委員会の責任として，次の３項目を実施する。 ①FDの研修会等を実施する。 ②教育改善の取り組みの成果の評価方法とそれをフィードバックするシステムの整備を行う。 ③学生による授業評価の効果的な利用のための方策の検討と推進を行う。	【93-1】 4）大学教育総合センター運営委員会において教育改善に係る取り組みの成果の評価方法，その結果を活用するシステムについて引き続き検討する。	4）大学教育総合センター運営委員会で，優れた授業改善や工夫を実施している教員による公開授業の実施等を検討した。 ＦＤ講演会・研修会の記録，新入生と学長との懇談会記録，授業評価アンケート評価結果等を取り纏めてＦＤ報告書として発行し，学内外に配布することによって成果と今後の改善課題の発信を行った。
	【93-2】 5）学生参加型のFD研修会等を継続して実施する。	5）プロジェクトマネジメント研修会（平成19年9月）に教員を派遣し，学生参加型ＦＤの進め方を習得させた。今後，鳥取大学においても順次実施していく予定である。 また，工学部電気電子工学科では，年に３回の研究公開授業を行い，反省会に学生も参加して授業方法やカリキュラム等に関する検討を行った。
	【93-3】 6）放射性同位元素(RI)法定教育訓練に使用するプレゼンテーションの教材の改良を継続する。	6）教育訓練用ＤＶＤや，これまで日本語表記のみであったプレゼンテーション教材を，留学生への教育訓練に対応させるため，英語を併記したものに改良した外国人用教材を備えた。 また，法定教育訓練プレゼンテーションは毎回改良工夫を加えるとともに，ホームページに「放射線関連用語」の解説を作成した。
○全国共同教育，学内共同教育等に関する具体的方策 【94】 1）スペース・コラボレーション・システム（SCS）を利用した教育に積極的に参加する。	○全国共同教育，学内共同教育等に関する具体的方策 【94-1】 1）スペース・コラボレーション・システム（SCS）を利用した中国・四国地区国立大学間共同授業を継続して実施する。	1）年度計画【87-6】の『計画の進捗状況』欄に記載したとおり，平成19年度の中国・四国地区国立大学等共同授業を実施した。 また，大学院連合農学研究科では，スペース・コラボレーション・システムを利用して，平成19年６月及び11月に全国４連合農学研究科合同で連合一般ゼミナールを，８月に構成３大学（鳥取大学，島根大学，山口大学）間で共通（特別）セミナーを実施した。なお，平成20年度に全国６連合農学研究科（18大学）を双方向に接続した多地点制御遠隔講義システムが導入され，平成21年度から，本セミナーは本システムを利用して実施される。
	【94-2】 2）米子地区におけるSCS利用については，学内LANを利用しての受講が可能となったことを受け，利用の促進を図る。	2）平成18年４月から米子地区へのＳＣＳの配信を行い，各種ＳＣＳの研修に活用しており，受講案内に米子地区においてもＳＣＳを利用できる旨記載した。平成19年４月には「技術的基準説明会」（米子地区参加者10名），８月には「インストラクショナルデザイン入門セミナー」（米子地区参加者１名），「ｅラーニング運用実践セミナー」（米子地区参加者１名），「ｅラーニングとＬＭＳ入門セミナー」（米子地区参加者１名）が行われた。 なお，メディア教育開発センターがＳＣＳの運営を来年度で停止し，次期システ

		ムを導入することを発表しているため，次期システムへの対応について検討を開始している。
【95】 2）他学部開設講義の受講を推進する。	【95-1】 3）他学部開設講義の受講を引き続き推進する。	3-1）地域学部では，前期は地域学部生３名が工学部の講義を履修し，他学部生83名（農学部生３名，工学部生80名）が地域学部の講義を受講した。後期は地域学部生１名が工学部の講義を履修し，他学部生106名（農学部生10名，工学部生96名）が地域学部の講義を受講した。 3-2）医学部では，生命科学科及び保健学科学生の教員免許取得のため，単位取得の方策を引き続き検討した。 3-3）農学部生物資源環境学科では，平成17年度から他大学の授業科目も卒業に必要な修得単位として認めることとし，併せて他大学，他学科及び他学部で受講した授業科目の単位に認定する単位数の上限を20単位に拡大し推進している。また，学生が安易に教育課程表に記載されていない授業の履修に走ることがないよう，卒業要件内単位の許可も厳正に行うように努めた。
	【95-2】 10）卒業論文作成のための特別研究について，他学部との相互乗り入れの選択肢を増やす。	10）卒業論文作成のための特別研究についての他学部との相互乗り入れについては，学部，関係委員会等との連携を図りながら，引き続き検討する。
【96】 3）国内外の乾燥地科学を志すポストドクター，大学院生，研究生等を積極的に受け入れ，海外基地などにおける教育を通じて，世界に通用する人材育成を行うために全国共同利用施設の乾燥地研究センターを活用する。	【96-1】 4）乾燥地研究センターは，国内外の乾燥地科学を志すポストドクター，大学院生，研究生等を積極的に受け入れ，海外の提携機関等における教育を通じて，乾燥地科学に優れた国際的な人材の育成を行う。特に博士課程の学生等に対しては，拠点大学交流事業「中国内陸部における砂漠化防止と開発利用に関する基礎的研究」の正式メンバーへの登用を引き続き推進する。	4-1）乾燥地研究センターは，乾燥地における統合的資源管理法に関する国際的視野を持った人材の育成を目的として，国連大学，乾燥地域研究所(チュニジア)，中国科学院寒区旱区環境工程研究所(中国)，チュニジア国立農業研究所(チュニジア)，国際乾燥地農業研究センター(シリア）と共同して共同修士号プログラム（ＭＳプログラム・2007～2008年)を実施し，農学研究科学生２名を中国に６ヶ月間派遣した。 4-2）国内外の乾燥地科学を志すポストドクター12名（プロジェクト研究員８名，研究機関研究員３名，日本学術振興会研究員１名），大学院生39名（博士課程20名，修士課程19名），研究生２名を受け入れた。 4-3）海外の提携機関である国際乾燥地農業研究センター（ＩＣＡＲＤＡ）に，助教１名（約１ヶ月），中国科学院水土保持研究所に博士課程学生２名（１ヶ月，６ヶ月）を派遣した。 また，乾燥地での現地調査活動として助教１名をモンゴルへ約２ヶ月派遣した。 4-4）日本学術振興会の拠点大学交流事業で中国科学院水土保持研究所と実施中の「中国内陸部における砂漠化防止と開発利用に関する基礎的研究」の正式メンバーとしてポストドクター３名，博士課程学生８名を登用した。
	【96-2】 5）国内外の国際水準の研究者による公開セミナー等を通じて，乾燥地科学の専門知識を各分野の研究者と共有する機会を積極的に増やす。	5）乾燥地研究センターは，平成19年７月にグローバルＣＯＥプログラムのワークショップを開催した。また，国内外の研究者による公開セミナー14回，国外客員によるセミナー12回を開催し，乾燥地科学の専門知識を共有するとともに，学術レベルの向上を図った。
	【96-3】 6）国内外の乾燥地に関する最前線の情報を学生等に提供するため，情報収集の強化を図るとともに，学術標本システム室及び図書室等の機能を	6）乾燥地研究センターは，学術情報展示室設置の映像設備を更新するとともに，平成19年度に採択されたグローバルＣＯＥプログラム「乾燥地科学拠点の世界展開」の研究情報をホームページ等を通じて情報提供した。また，乾燥地関連図書の整備のため，購入希望図書一覧を作成し，計画的に整備した。

	充実するなど教育環境の一層の整備を図る。	
【97】 4）情報通信技術・情報メディアに関連した教育，高速ネットワークを用いた米子キャンパスとの学内共同教育の充実を図るため総合メディア基盤センターを活用する。	【97-1】 7）鳥取情報ハイウェイを利用した鳥取～米子間の遠隔講義・会議・講演等が積極的に活用されていることを受け，ハード並びにソフトの充実を検討する。	7）総合メディア基盤センターは，鳥取～米子間のネットワークに鳥取情報ハイウエイを活用して，本学が行っている遠隔講義・会議・講演等の安定的な運用・支援を行った。さらに，岡山県と鳥取県の情報ハイウェイが接続され，両県にまたがっての通信が可能となったことから，その有効活用を検討した。現在は岡山大学の申し入れにより，ＳＩＮＥＴの岡山大学ノードが障害によって不通となった場合の予備経路として，両県の情報ハイウェイを利用し鳥取大学ノードから接続するための経路の提供を，鳥取県に対して申し入れ内諾を得た。
【98】 5）各分野の専門性を生かし，各学部・大学院と連携して学部・大学院教育及び研究者教育の支援を行う。また，「組換えDNA実験指針」，「動物愛護法」，「実験動物の飼養及び管理に関する基準」，「放射線安全管理」及び「特殊機器の利用」を基本とした知識・技術の理解と普及を図るため生命機能研究支援センターを活用する。	【98-1】 8）各学部と大学院が連携して学内共同教育等を推進するためのシステムについて引き続き検討する。	8）生命機能研究支援センターでは、学内共同教育の推進のために、遺伝子探索分野と機器分析分野ではテレビ会議システムなどを利用して学内技術講習会などを開催し、技術教育に貢献した。さらに、学部の教養教育、動物や放射線の安全教育、さらに大学院での卒業研究指導などに貢献した。また、大学院医学系研究科において遺伝カウンセリングコース構想が検討されたが、この検討に遺伝子探索分野が協力した。
	【98-2】 9）生命機能研究支援センターは，各専門性を生かした学内技術講習会を開催し，大学院生等への教育に貢献する。また，DNA実験，動物実験，放射線安全，ヒトES細胞，ゲノム研究等に関する講演会を開催し，安全倫理の教育に貢献する。	9）生命機能研究支援センター主催で遺伝子組換え，動物実験，ヒトＥＳ細胞研究に係る安全・管理の講演会を行った（平成19年11月28～29日）。この講演会は，全国12箇所の大学にライブストリーミング配信を行い全国で200人が受講した。
【99】 6）大学教育の改善のための核として教育目的・目標に即した教育課程の見直しを行い，授業評価等を生かした授業実施体制を組み，それとともにFD活動及び自己点検・評価を積極的に推進するために大学教育総合センターを活用する。	【69-3, 78-4, 91-1, 99-1】 年度計画の【69-3, 78-4, 91-1, 99-1】を参照。	年度計画【69-3，78-4，91-1，99-1】の『計画の進捗状況』欄を参照。
○学部・研究科等の教育実施体制に関する特記事項 【100】 1）連合農学研究科は，鳥取大学を設置大学とし，島根大学，山口大学を参加大学として連合することによって，一大学では成し得ない高い専門性と国際性を有し，かつ地域社会に貢献できる高度な農学教育を実施する。	○学部・研究科等の教育実施体制に関する特記事項 【100-1】 1）連合農学研究科の設置目的を達成するための教育研究を継続して実施する。	1）大学院連合農学研究科は，年10回以上の代議委員会，年２回の研究科委員会において３大学それぞれの学内の諸状況について情報交換を行い，連合形態の維持に努めた。
	【100-2】 2）連合農学研究科では独立行政法人	2）大学院連合農学研究科は，独立行政法人国際農林水産業研究センター（ＪＩＲＣ

	国際農林水産業研究センター（JIRCAS）と連携し，教育・研究の一層の充実を図る。	ＡＳ）と教育研究指導に係る協定を締結し，一層幅広い教育・研究の充実を図った。
	【100-3】 3）社会人・留学生・一般学生について，１０月入学を引き続き実施し，学生受け入れについて柔軟な対応を図る。	3）大学院連合農学研究科は，社会人及び留学生に限り行っている10月入学を，平成18年度から一般学生にも拡大して実施し，平成19年度は19名の学生が入学した。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
（１）教育に関する目標
④　学生への支援に関する目標

中期目標	
	１）学習に関する環境や相談体制を整え，学習支援を効果的に行う。 ２）福利厚生・経済支援・学生相談・就職指導の充実を図る。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 【101】 １）学生の理解度に対応した学習支援体制を充実する。（例えばティーチング・アシスタント（TA）制度の活用やオフィスアワーなど）	○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 【学習支援体制の充実】 【101-1】 １）教育支援委員会において，学生の理解度に対応した学習支援体制を充実させるための方法として，ティーチング・アシスタント，オフィスアワーの活用等について継続して検討する。	１）全学部において，ティーチング・アシスタントを採用し，オフィスアワーを引き続き実施した。また，教育支援委員会において，ティーチング・アシスタント採用についての申合せを平成18年度に一部改正して，平成19年度から年度当初にティーチング・アシスタントを採用した。 地域学部では，全教員にオフィスアワーを設定させ，その時間帯を学生に公表し，授業に関する質問などに応じた。教務部会員及び学級教員に対する実態に関するサンプリング調査の結果は，１週当たり１名ないし２名の学生が利用した。 医学部では，学生に対し新入生オリエンテーション等機会ある毎に，学級教員が随時対応を行う旨周知した。 工学部では，学生の理解度に対応した学習支援体制としてティーチング・アシスタントを講義，演習，実験に配置した。また，工学部で開講される授業科目のシラバスあるいはホームページでオフィスアワーの開催時間を明記した。 農学部では，教務委員会が中心となり，平成19年10月より学生相談コーナーを開設し，学生が気軽に相談できる体制を整備した。また，教授会の場で，教員を対象として「学生相談に関する研修会」を平成19年９月に実施した。
【102】 ２）入学時における大学への適応支援を行う。 全学共通科目の大学入門ゼミを通じて入学時における大学教育への適応支援を行う。	【102-1】 【学習支援体制の充実】 ２）アドミッションセンターは，大学教育総合センターと協力し，AO入試及び推薦入学の合格者に対して，科目別等の学習支援，学習意欲及び職業観の向上を図るための入学前教育等を継続して実施する。	２）入学センターは，ＡＯ入試及び推薦入学Ｉの合格者に対し，入学前教育合宿イベント参加時に，大学教育総合センターの協力により，入学後に実施するＴＯＥＩＣテストの内容を中心として，大学での実際の講義形式を体験する「対面授業」を行った。 また，合格者の現在の学力を把握する目的で「プレースメントテスト」をＡＯ入試合格者については，平成19年11月17日，推薦入学Ｉ合格者に対しては，12月８日に実施した。この結果をもとに，高校や自宅のＰＣを利用して学ぶ「e-Learning」システムを導入し，４教科６科目の中から各学部学科の指定する科目を受講し，未履修科目や不得意科目の入学前教育の充実を図った。
	【102-2】 【学習支援体制の充実】	

	3）新入生オリエンテーションにおいて，全学共通科目履修指導，主題科目抽選制度，パソコン必携化について説明する。	3）主題科目抽選制度は，大学教育総合センターにおいて入学式前に新入生を５クラスに分けて説明した。全学共通科目履修指導は，各学部又は大学教育総合センター教員が新入生オリエンテーションにおいて，各学部又は学科別に説明した。 パソコン必携化については，大学教育総合センター長が全学の新入生オリエンテーションにおいて説明した。
【103】 3）鳥取県教育委員会との協定に基づき高校教員との連携により，教養基礎科目の充実を図る。	【103-1】 【学習支援体制の充実】 6）鳥取県教育委員会との連絡協議会で，教養基礎科目を充実するための履修方法，授業内容等について継続的に意見交換し，それを反映させる。	6）平成19年6月に鳥取県教育委員会との連絡協議会を開催して，教養基礎科目を充実するための履修方法，授業内容等について意見交換した。また，10月に教育委員会高等学校課と教養基礎科目担当の高等学校教員を交えて意見交換会を開催した。 これらの意見交換を踏まえて，学生の基礎学力の底上げを図るため，大学側が教養基礎科目の対象学生及び到達目標をより明確に示したうえで，授業を担当する高校教諭と協働でシラバスを改善し，より焦点を絞った授業内容を実現した。
【104】 4）学生に対する相談，助言体制を充実する。(例えば学級教員・チューター制など)	【104-1】 【学習支援体制の充実】 4）大学教育・生活の不安・悩みを解決し有意義な学生生活が過ごせるよう，新入学生と職員の話し合いの場を企画するなど，指導・助言の機会を増やす。	4-1）平成18年度に引き続き，平成19年４月９日から13日まで，新入生ふれあい朝食会を実施した。課外活動サークルによる生演奏も行い，新入生と学長をはじめとする教職員及び先輩学生が朝食をともにしながら学生生活を語ることにより，これからの学生生活への動機付けを促すことを目的とした。また，履修相談コーナーを設け，助言指導も行った。朝食会へは，１日平均459人，５日間で2,293人の参加者があった。 4-2）地域学部では，新入生歓迎会を在学生・教員が一体となって行い，教員と学生のプロフィール等を作成すること等により，新入生と教員，学生間のコミュニケーションを充実させた。地域環境学科では，①4月13日～14日に大山共同研修所において，新入生向けの合宿セミナーを実施し，学生生活の基盤づくりを支援するとともに，新入生相互及び教員との交流を図った。②9月28日に在学生・大学院生・教員の学科バレーボール大会および親睦夕食会を開催し，学科構成員の交流を図った。 4-3）医学部では，保健管理センター米子分室，学生相談員と連携し，カウンセリングに対応するとともに，学生との懇談会を例年より早期に実施し，学生の意見・要望に対応した。 4-4）工学部では，ほとんどの学科において教職員と新入生の話し合いの場（食事会等）を企画・開催した 。また，大学入門ゼミは，少人数教育でグループ学習を中心とした。 4-5）農学部生物資源環境学科では，「大学入門ゼミ」，「オフィスアワー」の場を通じて，新入生とコミュニケーションを図り，指導，助言を行う機会を多く作った。また，平成17年度入学生から複数チューター制（学級教員の他に２年次からコース担当の教員がチューターとなる）により，助言・指導した。さらに，前期終了前に，１年次学生と学級教員との懇談会の場を設営し，新入学生とのコミュニケーション強化にも努めた。 農学部獣医学科では，１年次学級教員が携帯のメーリングリストを利用して新入生全員に学科行事，就職，教材の情報を提供するとともに，個別の相談，助言を携帯のメールで行ったり，定期的に学生との意見交換の場を設けた。平成19年度も引き続き，「学生との懇談会」を平成19年12月に開催し，学生からの教育・建物改修等の意見・要望に対応した。
	【102-3,104-2】 【学習支援体制の充実】 5）１年次教育を充実させるため各学部新入生のオリエンテーション，大	5）年度計画【104-1】の『計画の進捗状況』欄を参照。

	学入門ゼミ等を職員との合宿方式等で行うなど，大学教育・生活への適応支援を継続して実施する。	
【105】 5）学生のニーズに応える体制の充実を図る。	【105-1，109-1】 【学生相談機能の充実】 1）相談機能を充実するため，学生のニーズを常に把握するとともに，教育支援課，生活支援課，就職支援課の業務の専門性を高めて，各学部，学外の諸機関と連携を図りながら，修学，就職，経済的な悩み等の相談体制をより一層充実させる。また，必要に応じて学生部の課・係等の再編を検討するとともに，職員の資質向上と意識改革を図る。	1） 年度計画【68-3】の『計画の進捗状況』欄に記載のとおり，相談機能を充実するとともに学生の支援に対応するため，人事院，日本学生支援機構，就職情報企業及び鳥取大学東京オフィスが入居しているＣＩＣ（キャンパスイノベーションセンター）東京などが主催する就職指導担当者向けセミナー等に延べ８回，８名が参加し，専門知識を習得するとともに，他大学に職員を派遣し情報の収集を行った。（熊本大学２名，京都工芸繊維大学３名，京都産業大学３名） また，「中国・四国メンタルヘルス協議会」（11/1～2）及び「学生相談研修会」（11/19～21）に参加し，資質の向上・情報交換等を行い，相談機能の充実を図った。 さらに，11月に「カルト問題」，平成20年２月に「発達障害の学生への対応」に関する講演会を実施して，職員の意識改革と資質の向上を図るとともに，学生相談・学生対応の充実を図った。
	【105-2，109-2】 【学生相談機能の充実】 2）学部等においては，学級教員及びチュータ制度を活用し，日常的に学生とふれあう機会を増やすことにより，基礎学力向上支援や学習相談機能を更に充実する。特に，平成１６年度に学部改組を行った地域学部では，学習，進路（進学・就職）相談体制の一層の充実を図る。	2-1）地域学部では，少人数で学生と接する各年次の担当ゼミ教員や，実習グループ担当教員，学級委員を中心に学習状況などをフォローアップした。また，ＴＯＥＩＣ300点未満の学生に対して，個人指導，アンケート調査を実施し，その結果を学科会議で分析し，カリキュラムの改正検討等の資料とした。さらに，就職部会では，教員採用試験情報（教員需要，近年の採用状況等）を情報提供した。 2-2）工学部では，学級教員及びチュータ制度を活用して，日常的に基礎学力向上支援を１年生から３年生を対象に行うとともに，４年生に対しては指導教員が学習相談を担当した。指導教員は，卒業研究で配属された学生の教育・研究・生活・就職支援等を行った。 2-3）農学部では，生物資源環境学科，獣医学科ともにクラス毎に学級教員を定め，学生の相談に応じた。また，生物資源環境学科では，平成17年度入学生から，２年次以降になると学級教員の他にコース担当の教員が分担してチューターになり，履修の助言指導等を行った。さらに，同科では，平成20年度入学生のうち，ＡＯ入試・推薦Ⅰ入試で合格した学生に対しては，入学前教育を実施し，その段階からチューター教員をつけることとした。また，生物資源環境学科では，全教員参加のもと，平成20年度入学生より１年次学生全体に対して，チューター制度を設けることを検討した。
	【105-3，109-3】 【学生相談機能の充実】 3）学生相談内容の多様化に対応するため，ホームページを充実，積極的な情報提供などを行うとともに，学生が気軽に利用できる体制を整備する。また，相談用パソコンの有効利用を促進する。	3）学生相談については，その内容により必要に応じ，専門相談員のアドバイスを得て対応した。また，学生相談ホームページによる相談は，掲示板，メールを合わせて27件あり，迅速な回答で対応した。健康問題等の相談体制の充実については，年度計画【109-4】及び【109-5】の『計画の進捗状況』欄を参照。
【106】 6）学生が行う情報の検索，収集，整	【106-1】 【学習支援体制の充実】	

理，測定，分析，とりまとめ，提示などを支援する組織・システム・施設・機器等の充実を図る。	7）図書館を利用するためのオリエンテーション，説明会を行うとともに，情報提供機能を高めるため電子掲示板の整備等を検討する。また，学生に対する講義支援の一環としてシラバス掲載図書を充実させる。	7）平成20年２月に，電子掲示板を中央館では玄関ホールに設置して，利用案内，利用に当たっての注意事項などの情報を掲示し，情報提供機能を高めた。 また，シラバス掲載図書については，平成18年度と同様に予算を確保し，教科書・参考図書を購入し充実を図った。 オリエンテーション，講習会については，年度計画【85-1】の『計画の進捗状況』欄を参照。
	【106-2】 【学習支援体制の充実】 8）各学部等においては，学生が自由に情報検索，収集等に使用できるLAN設備の整った自習室，自習・交流スペースを設置するなど，アメニティ学習環境の整備を図る。	8-1）共通教育棟の改修工事を行い，情報コンセントを備えた学生自習室を整備した。また，大学会館を改修し，情報コンセントを備えたスペースを設け，学生のパソコン使用の利便性を向上させた。 8-2）地域学部では，学科演習室の整備を進めるとともに，ＬＡＮ設備のある自習室，自習スペースを設置し，アメニティ学習環境の充実を図った。また，教育ネットワークの無線ＬＡＮを整備した。 8-3）医学部では，保健学科棟のラウンジ，自習室等に情報コンセントを設置し，ＬＡＮ環境の整備を図った。また，チュートリアル室（ＰＣ，インターネット整備済み）において，正課外での開放を行った。 8-4）工学部では，学生が自由に情報検索，収集等が可能なＬＡＮ設備の整った自習・交流スペースを整備し，自主学習や授業に利用した。 8-5）農学部では，平成17年度からの建物改修により講義室，自習室，ロッカールーム，コモンスペース，学生ラウンジを順次整備している。
【107】 7）課外活動の支援を行う。	【107-1】 【学習支援体制の充実】 10）学生の課外活動に対する要望を把握し，施設・設備を整備，充実する。	10-1）部室の充実を図るため，サークル棟を増設するとともに，サークル活動で発生するゴミ処理のため，ゴミステーションを設置した。 体育館及び武道場を改修し，照明器具，トイレ，温水シャワー等の設備を充実し，特に武道場は多目的に使用できるトレーニングルームを設置し，課外活動施設の機能の充実を図った。 また，昨年に引き続き，平成19年９月に各サークルの代表が参加する「サークルリーダー研修会」を実施し，その際に出された課外活動に対する意見や要望を，今後における課外活動の支援・充実に反映させることとした。 10-2）医学部では，毎年学生との懇談会を開催し，意見・要望を把握し，平成19年度は部室を新築した。また，体育館での部活動の利便性を高めるため，防護ネットの更新，艇庫の改修を行った。
【108】 8）学習支援に寄与する組織（附属図書館，国際交流センター，大学教育総合センター，総合メディア基盤センター，生命機能研究支援センターなど）の連携と充実を図る。	【108-2】 【学習支援体制の充実】 9）教育支援委員会において，学習支援に寄与する組織（附属図書館，国際交流センター，大学教育総合センター，総合メディア基盤センター，生命機能研究支援センターなど）が連携し，より充実した学習支援を行うことができるシステムの構築に向け更に検討する。	9）教育支援委員会等において，学習支援に寄与する組織の連携について検討を行い，以下の学習支援の取組みを行った。 ①共通教育棟の改修工事に併せて，大学教育総合センターと国際交流センターが連携し，語学学習支援のための定められた言語のみを使用する「語学シャワールーム」を共通教育棟１階に設置した。 ②大学教育総合センターと国際交流センターが協力し，メキシコ海外実践教育プログラムを実施した。 ③学生教育関係の支援を行っている各センターの連携を一層充実させるため，平成20年４月から大学教育支援機構の設置を決定した。（年度計画【18-1】の『平成19年度の実施状況』欄を参照。） ④平成19年度から国際交流センター長を教育支援委員会の委員とし，留学生に関する情報を各委員が共有することにより，留学生に対する全学的な教育支援体制の

		充実を図った。
	【108-3】 【学習支援体制の充実】 11）総合メディア基盤センターと学生部が協力して構築した学務支援システムを活用し，情報のワンストップ体制を発展させる。	11）総合メディア基盤センターと学生部が協力して構築した学務支援システムを活用し，情報のワンストップ体制を発展させるため，総合メディア基盤センターが提供する高速計算機サーバ及びＰＣ端末群と，学生部が提供する学務支援システムを主とした教育用無線ＬＡＮ認証及び語学教育アプリケーション，電子メールアカウント等の複数システムに点在するユーザ情報を見直し，単一のユーザ情報で複数のシステムが利用できるよう関連する情報を集約した。 また，教育用ネットワークの管理・サービス体制強化のため，学生部及び大学教育総合センター，総合メディア基盤センターが協議し，管理担当部局の変更や，人員・予算・協力体制の検討を継続的に行い，教育支援システムの設備を管理環境の整った総合メディア基盤センターに移設した。
	【108-4】 【学習支援体制の充実】 12）総合メディア基盤センターは，遺伝子・プロテオーム情報教育，放射線安全教育などを充実させるため導入した全学で利用できるサーバーとソフトの活用及び学生向けの広報用電子掲示板システムの運用について，引き続き支援する。	12）総合メディア基盤センターは，遺伝子解析用ソフトウエアを整備し，コンピュータを利用した遺伝子解析実習の支援を行った。 また，学生向け広報用電子掲示板システムを医学部学生食堂に設置し，平成19年４月から運用・管理を開始した。
	【108-5】 【学習支援体制の充実】 13）生命機能研究支援センターは，全学共通科目の生物系，物質系教養教育を継続して支援する。	13）生命機能研究支援センターでは，放射線応用科学分野で「放射線科学」，遺伝子探索分野では「脳の世紀」，「基礎生物学」を継続して開講し，学習支援体制の充実を図った。
【109】 9）学生相談内容の多様化に対応して，心身ともに健康な学生生活を個別に支援するために，学生相談室の充実と専任カウンセラーの確保に努める。	【109-4】 【学生相談機能の充実】 4）健康問題等の専門的な相談に対応するため，保健管理センターに配置したカウンセラーの活動の更なる強化を図る。	4）鳥取地区，米子地区ともに精神的相談件数が増加しており，保健管理センター及び米子分室の精神相談カウンセラーの増員・充実について企画調整会議等において検討し，平成20年度から非常勤カウンセラーを鳥取地区で雇用時間増，米子地区で新たに１名雇用することとした。 また，工学部では，保健管理センターの協力を受けて，電気電子工学科で各年次の学生や教職員を対象とした「メンタル・ケア講習会」を開催した。
	【109-5】 【学生相談機能の充実】 5）疾病構造変化に対する診療体制・機能の強化・充実を図るための体制（学校医の採用，委嘱等）について継続して検討する。	5）年度計画【109-4】の『計画の進捗状況』欄を参照。
	【109-6】 【学生相談機能の充実】	

	6）引き続き各種定期健康診断及び事後処置の二次検査受診率の向上に努める。	6）検診期間を１日延長したり，検診を昼休み時間を含む午後から実施するなど，学生への便宜を図る工夫をし，受診率の向上に努めた。また，各学部での検診実施の掲示，保健管理センターホームページ並びにメールの活用など，学生への広報充実に努め，改善事項については，学生に浸透するよう引き続きＰＲを行う。
○生活相談・就職支援等に関する具体的方策 【110】 1）相談員を始めとする職員の資質の向上を図る。	○生活相談・就職支援等に関する具体的方策 【110-1】 【学生支援体制の充実】 1）多様化した学生相談に対応するため，相談員を始め，職員を対象に講演会等を継続して開催するとともに，情報リテラシの講義で情報倫理とインターネット上のリスクを教育し，ネットワークに係わる被害防止を図る。	1-1）全国的に多くの大学で問題となっている「カルト問題について」の講演会を平成19年11月に実施し，相談員をはじめとする教職員の資質の向上を図った。 また，平成20年２月に「発達障害の学生への対応」に関する講演会を実施し，その理解と支援に対する工夫等の知識を得る機会を設けた。 1-2）医学部では，平成19年11月に学生支援機構が開催する「メンタルヘルス研修協議会」に教員１名が参加した。また，農学部では，学生相談コーナーを開設するにあたり，教員を対象として「学生相談に関する研修会」を平成19年９月に実施した。 1-3）職員向けに「情報セキュリティ職員研修」を４回，フォローアップのための研修会を２回実施した。 また，共通教育として「情報リテラシ」授業を総合メディア基盤センターで16コマ担当し，インターネットに関するリスク，セキュリティについても教育を行った。
	【110-2, 118-2】 【学生支援体制の充実】 6）各種就職担当者セミナー等に継続して参加し，情報収集の強化を図る。また，教職員への啓発活動として，就職支援・キャリアデザインに関する外部の専門家を招き講演会等を開催する。	6）学生の支援に対応するため，年度計画【105-1】の『計画の進捗状況』欄のとおり，情報の収集を行った。 また，教職員の意識改革を図るため，平成20年３月に香川大学及び京都産業大学から講師を招聘してキャリア支援フォーラムを開催した。（参加者数28名）
【111】 2）「なんでも相談」の窓口業務の明確化と学内外機関との協力・支援体制の強化を図る。	【105-4, 111-1, 119-1】 【学生支援体制の充実】 2）保健管理センターのカウンセリング機能，及び「なんでも相談窓口」の業務，利用方法等について，積極的にPRを行い学生のニーズに応える。	2）保健管理センターのホームページへのアクセスをわかりやすくするとともに，平成19年11月には，医学部医学科学生の抗体検査実施で保健管理センターからの連絡事項（説明会の実施）を，掲示とは別にメールで配信するなどした結果，全員が出席するなどの効果が得られた。 なんでも相談の利用について，学生の出入が多い場所に掲示し，引き続きＰＲに努めるとともに，本学ホームページ，キャンパスダイアリーへの掲載，入学時オリエンテーションにおいて周知を図った。相談件数は，ホームページ，メール，来室等を含めて50件程度あった。
	【111-2, 119-2】 【学生支援体制の充実】 8）保健管理センター米子分室の施設機能を充実する。	7）相談件数の増加に伴い，平成18年度から精神科医（学校医）による相談を月２回に増やし，平成19年度も引き続き相談に対応した。また，年度計画【109-4】の『計画の進捗状況』欄のとおり，平成20年度から非常勤カウンセラーを新たに１名配置して学生への対応の充実を図ることとした。
	【111-3, 116-1】 【学生支援内容の充実】	

	1）安全で充実した学生生活が過ごせるよう，悪質商法などの被害者とならない生活知識等の情報を随時周知する。	1）入学式のオリエンテーションにおいて，飲酒，悪徳商法等についての啓発を行った。 また，掲示及びホームページ掲載により，随時，飲酒事故防止，不審者情報，架空請求，学内施工工事情報等注意喚起を行うとともに，事件・事故に対して具体的な回避の方法，未然に防止する知識の周知等について啓発を行った。 さらに，全学共通科目「くらしの経済・法律講座」を開設して，経済の仕組みや食品表示，悪徳商法への対処法などについて，弁護士・金融広報アドバイザー，本学教員等が講師となって講義した。
	【111-4】 【学生支援内容の充実】 2）被害者となった場合は，学外の関係機関等と連携し，学生保護に努める。	2）鳥取地区で学生が被害者となった場合には，各学部から学生支援課へその状況等について報告があり，当該学部と協力して学生の保護に努めるとともに，警察に情報を提供し，二次被害が出ないよう適切に対応した。 また，架空請求等の送付があったとき，消費者センター等の窓口に相談するように，不審者を見つけた場合や盗難等の被害者となった場合には，警察への届出をするよう指導するとともに，警察へ巡回等警戒強化の要請を行った。 米子地区では，医学部の学級教員，学生相談員，医学部学生生活委員会においてサポートしている。
	【111-5】 【学生支援内容の充実】 4）必要に応じ学生相談室専門相談員及び保健管理センター等と連携し，きめ細やかなで適切な指導・助言を行う。	4）学生相談は，来室，メール等での相談があり，学生相談室の専門相談員及び保健管理センターのカウンセラーと，各学部の学生相談員等が相談内容に応じて的確に連携し，適切な指導・助言を行った。
【112】 3）不登校及び成績（修学）不振者への呼びかけ，相談及び支援の実施を行う。	【112-1】 【学生支援内容の充実】 3）授業担当教員，学級教員及び関係者等との連絡を密にし，不登校及び成績（修学）不振者の早期発見に努め，適切に対応する。	3-1）地域学部では，少人数で学生と接する各年次の担当ゼミ教員や実習グループ担当教員の出席状況把握，教務部会員の未取得単位授業状況把握などにより，学習状況などをフォローし学科で情報を共有しており，チューター（学級教員を含む）を中心に相談活動を行った。 また，教務部会として，毎年学期毎に，成績不振者及び取得単位が少ない学生への指導を学級教員へ依頼し，結果報告を提出した。 3-2）医学部では，教育担当教員及び学級教員が連携し，学生に定期的に面談を行う等の対応をした。 3-3）工学部では，成績不振者に対して年２回成績調査を行い，通知及び指導を行った。成績不振者に対しては学期の始まりには出席状況をチェックし，適切に指導した。また，平成19年度から「保護者会」を開催し，個人面談による学生への支援を行った。 3-4）農学部では，チューター，学級教員，指導教員等が，学生と面談，保護者と連絡をとりながら，それぞれ個別に対応した。
	【112-2】 【学生支援内容の充実】 11）休学学生の指導教員を決め，定期的に面談及び報告を行うシステムを充実させる。	11）工学部では，１～３年次の学生に対しては，学級教員がチュータ教員と協力して指導し，４年次の学生や研究科学生は指導教員が指導した。

【113】 4）相談及び生活情報収集が可能なスペースの確保・充実に努める。	【105-5，113-1，116-2】 【学生支援体制の充実】 3）生活相談のための生活支援課相談室を更に充実する。また，生活支援課内に，生活情報の資料提供ができるためのスペースを確保する。	3）生活支援課内に小掲示板及びパンフレット・小冊子等を置くスペースを確保し，引き続き生活情報等の資料提供を行った。また，共通教育棟の改修工事に併せて，相談室をより相談しやすい快適な環境に改修した。 また，飲酒事故，盗難，悪徳商法，不審者，カルト等への注意喚起，啓発などを行い，被害者，加害者にならないための知識の修得が図られるよう工夫した。
【114】 5）ピアサポーター（学生相談員）の育成を図る。	【114-1】 【学生支援体制の充実】 4）同じ学生という立場からの相談対応を充実させるため，ピアサポーターに対する研修を継続して実施する。	4）学生相談ホームページに寄せられる学生からの質問・相談等に対し，身近な立場で助言する「ピア・サポーター」の募集を行い，応募者が新たに１名あった。ピア・サポーターとの意見交換等を５回行い，学生支援のための方策の検討を行った。
【115】 6）キャリア教育及び資格取得コースの開設を行う。	【115-1】 【学生支援内容の充実】 5）キャリア教育の授業を継続して開設する。また，キャリア教育の充実を図るため，複数の教員による開講の実現・専門科目への導入を検討する。	5）１・２年次を対象とした全学共通科目の主題科目「キャリアデザイン入門」を継続して開講し，前期175名，後期170名が履修した。また，２年次以上を対象とした主題科目「キャリアデザイン実践」を継続して開講し，前期36名，後期23名が履修した。 さらに，講義内容の充実を図るため，各期５～６名の外部講師をボランティアとして積極的に受け入れた。
	【115-2】 【学生支援内容の充実】 6）公務員等の受験対策講座を継続する。	6）平成18年度に引き続き，公務員講座を開設し，平成19年６月から平成20年３月の間に，317コマ実施し，107名が受講した。（主催：鳥取大学，運営：鳥取大学生協） また，ガイダンスを２回（11月，平成20年３月）開催し，延べ84名が参加した。
【116】 7）情報収集能力の強化を図る。	【116-3】 【学生支援体制の充実】 7）中四国・首都圏情報産業リクルート連携推進協議会と連携し，学生のＩターン，Ｕターンの支援及びインターンシップ派遣先の確保に努める。	7）中四国・首都圏情報産業リクルート連携推進協議会と連携し，平成20年１月に本学において，合同説明会（ＩＴ人材・ＳＥ人材就職フェア）を実施し（参加者23人），就職情報の提供を行った。
【117】 8）就職相談体制及びガイダンスの充実を図る。	【117-1】 【学生支援内容の充実】 7）就職ガイダンス，国・自治体・企業等の採用試験の説明会，面接対策指導等を実施するとともに，ホームページ等を活用し就職情報を積極的に提供する。また，就職支援バスの運行（鳥取～大阪）等を継続して実施する。	7）各種ガイダンス等は，5月末から学生が参加しやすいように，４限と５限の時間帯に同一内容で２回開催し，就職情報ホームページで学内外のイベント，企業・公務員等の求人情報，会社説明会等の情報を提供するとともに，平成19年度新たにメール配信による情報提供を開始した。平成19年度新たな企画として，鳥取県との共催による鳥取県の産業・企業紹介フェア，工場見学会を実施した。 また，企業訪問や就職セミナー等への参加など，就職活動を行う学生の経済的負担軽減を図り，活発な就職活動を支援するため，就職支援バスの運行を継続して実施した。（運行期間：平成20年２月13日～平成20年４月30日までの毎週月，水，金曜日）米子地区については，平成18年度実施した内容を見直し，交通費の一部補助を実施した。（支援対象：平成19年８月１日～平成20年４月30日までの間の就職活動） さらに，学生の就職支援を充実するため，平成20年度に新たに就職支援システム

		を導入することとしている。
	【117-2】 【学生支援内容の充実】 8）就職手帳及び企業向けパンフレットの配布を継続する。	8）就職手帳を学部３年生，大学院１年生向けに，ＯＢ・ＯＧからのメッセージを盛り込み800部作成し，対象学生に配布した。 また，企業向けパンフレットは，デザインを一新するとともに，データを見やすくして2,500部を作成し，東海，近畿，中国，四国地区の企業1,250社及び本学と交流の深い鳥取県内の企業に送付するとともに，来訪企業及び学外イベントで配布した。 また，学部においても，例えば，農学部では，就職指導委員会が中心となり，学科・教育コース毎に育成を目指す職業人材像を記載した企業配布用パンフレットを作成し，今後企業ＰＲに積極的に活用していくことを予定している。
	【117-3】 【学生支援内容の充実】 9）就職支援に係る満足度調査を継続して実施し，就職支援の在り方を検討する。	9）平成19年度卒業生を対象に，平成20年２月にアンケートを実施した。今後も継続して調査を実施し，学生の就職活動等の支援の充実を図ることとしている。
【118】 9）上記実現のためのスタッフの充実を図る。	【118-1】 【学生支援体制の充実】 5）平成１８年度に設置した就職支援課を学生の就職活動の拠点とすべく，就職相談について専門的に対応できる就職相談員を継続して配置し，適性診断テストなどを活用しながら，学生の満足度の高いサービスを提供する。	5）年度計画【68－3】の『計画の進捗状況』欄に記載のとおり，就職支援サービスを提供した。
【119】 10）セクシュアル・ハラスメントの防止に努める。	【119-3】 【学生支援内容の充実】 10）男女共同参画社会やハラスメントなど人権に関する講演会，説明会を継続開催し，学生，職員の意識改革を徹底する。	10）平成19年11月に「カルト問題について」講演会を実施し，カルトの実態・全国の状況等を知ることにより，学生への対応・人権問題等への啓発の機会とした。平成20年２月には，講演会「こころの健康を考える－学生への配慮と支援－」を実施し，発達障害をもつ学生への理解を深め，その対応について考える機会を設けた。３月には，鳥取大学ハラスメント防止委員会が実施した「キャンパスハラスメントを考える」と題した講演会に多くの学生が参加するよう，各学部等への掲示，ホームページへの掲載，各サークルへのメール送信及び学生個人に直接声をかけるなどを行った。
○経済的支援に関する具体的方策 【120】 1）各種奨学金制度及び授業料免除制度の充実に努める。	○経済的支援に関する具体的方策 【120-1】 1）奨学金及び授業料免除については，ホームページの活用等による情報提供の充実及び申請手続きの効率化を図る。また，授業料免除システムを構築し，申請希望の意思表示，結果の通知，選考等の効率化を図る。	1）各種団体奨学金の募集及び授業料免除申請手続き案内等をホームページに掲載し，情報提供を行うとともに，授業料免除申請に係る様式をダウンロード可能とし，授業料免除システムの稼働により学生がＷｅｂ上で免除申請書提出予約及び審査結果を確認できるようにしたことで，学生の利便性の向上と事務の効率化を図った。

	【120-2】 4）経済的支援を必要とする学生に対する免除に加え，成績優秀な学生を対象とした入学料，授業料免除制度を継続する。	4）平成18年度から学業優秀者授業料全額免除（平成18年度各期92名，平成19年度各期93名）を実施した。また，大学院入学者のうち，学業優秀者20名の入学料半額免除を実施した。
	【120-3】 5）大学院博士課程（博士後期課程）学生に対する奨学金制度を継続する。	5）平成18年度から，大学院博士課程（博士後期課程）に新たに入学・進学する特に優秀な学生に対する奨学金制度「鳥取大学大学院エンカレッジファンド」を創設して，50万円を２年間給付することとしており，平成19年度は，１年次８名，２年次10名に各50万円を給付した。
	【120-4】 6）経済的支援を必要とする学生に対しての授業料奨学融資制度の導入について，問題点を整理し，引き続き検討する。	6-1）学生生活支援委員会で検討し，利率，大学の負うリスク等の問題から大学独自の融資制度導入は行わないこととして，日本学生支援機構の奨学金のほか，各種奨学金及び国民金融公庫教育ローン等の情報提供の充実を図ることとした。 6-2）医学部では，鳥取県医師養成確保奨学金として鳥取大学医学部在学生枠が設置され，医学科３年生６名，４年生５人，５年生３名の計14名の貸与が決定した。（月額10万円の奨学金）
【121】 2）下宿生活学生への各種情報提供等による生活支援サービスを図る。	【121-1】 2）家庭教師や健全な業種のアルバイト等の情報を提供するなど，生活支援サービスを充実する。	2）アルバイト求人については，平成18年度に引き続き，求人先業種の制限職種の抵触の有無や雇用条件等を確認し，健全な求人のみ受付け，アルバイト求人票用コーナー掲示板に求人票を掲示し，情報を提供した。 また，家庭教師についても，平成18年度に引き続き，依頼者の希望（指導科目等）した条件と予め学生から提出した「家庭教師登録票」に記載された条件に合った学生を依頼者に紹介した。 医学部では，アルバイト等の情報提供は，求人登録制度により実施し年間約100件の情報を提供した。
【122】 3）ティーチング・アシスタント（TA）制度，リサーチ・アシスタント（RA）制度を活用した学生の経済的自立の支援に努める。	【122-1】 3）学生の経済的自立を支援するため，ティーチング・アシスタント（TA）及びリサーチ・アシスタント（RA）制度を拡充し，一層の充実を図る。	3）平成18年２月開催の教育支援委員会において，ティーチング・アシスタント採用についての申合せを一部改正し，平成19年度から年度当初にティーチング・アシスタントを採用できるようにした。
	【120-5, 122-2】 7）優秀な学生には日本学術振興会（学振）特別研究員，産学・地域連携推進機構プロジェクト研究員への応募を奨励する。	7-1）平成19年度日本学術振興会特別研究員に40名が新規申請して，特別研究員に５名（ＰＤ：１名，ＤＣ２：１名，ＤＣ１：２名，ＤＣ２(21ＣＯＥ)：１名）が採用された。（ほかに継続者３名） また，産学・地域連携推進機構プロジェクト研究員に，４名（うち２名は継続）採用された。 7-2）産学・地域連携推進機構プロジェクト（提案型開発研究テーマ）に，３名の大学院生が採択された。
	【112-3, 122-3】 8）学級担任及びチューターの教員が，家庭との連絡を密にするなど個別的	8）年度計画【112-1】の『計画の進捗状況』欄を参照。

	に学生の経済的状況を的確に把握し，指導助言に役立てる。	
○社会人・留学生等に対する配慮 【123】 1）留学生に関しては，生活・学習等に対する充実した情報提供を随時行うとともに，各部局と国際交流センター及び保健管理センターが連携してきめ細かな支援を行う。	○社会人・留学生等に対する配慮 【123-1】 1）留学生については，留学生ガイダンス，ホームページを活用した情報提供を一層充実させ，国際交流センター，保健管理センター及び各学部が連携の上，(財）鳥取県国際交流財団等の協力を得ながら個別ニーズに対応したきめ細やかな支援を継続して実施する。	1）毎年実施している留学生オリエンテーションを，平成19年度も４月と10月に鳥取県（国際交流財団）及び鳥取市（国際交流プラザ）と合同で実施した。さらに，鳥取県警及び鳥取消防署と協力して，交通事故，火災及び地震などに対する安全セミナーを実施した。また，留学生オリエンテーションでは，保健管理センターが健康指導及び定期健康診断に関する説明を行った。 国際交流センターのホームページ及び国際交流に関する資料については，定期的に見直しを行い，最新情報の提供を行った。 農学部では，イスラム教徒の留学生に対して，礼拝のための部屋を準備した。
	【123-2】 2）留学生の学習成績を含めた在籍管理のあり方について，データの蓄積に止まらず，その活用の具体的方策を検討する。	2）国際交流センターに在籍する予備教育学生については，国際交流センター教員が学習状況の報告・収集及び日常生活の指導を行い，また，オフィスアワーを設け，生活指導教員を中心に，学習及び生活上の相談を受けた。
	【123-3】 3）健康診断検査項目を充実させるとともに，健康診断及び事後処置の二次検査の受診率の向上を目指した努力を継続する。	3）留学生オリエンテーション等で健康診断の重要性を保健管理センター職員により，専門的な立場から指導するなど受診率の向上に努め，平成19年度の受診率は35％であった。また，健康診断に肝機能や腎機能の検査項目を加え検査を充実した。 さらに，海外派遣対象者には，平成19年７月に渡航時の感染予防などの感染症対策オリエンテーション（参加者数70名）を実施した。
	【123-4】 4）各学部において修得した専門的知識を生かして社会貢献できるよう，適切な就職・進路指導，各種国家試験受験指導等を継続する。	4）各学部では，学科の就職指導・進路指導担当教員等が，個別のニーズに対応したきめ細やかな就職・進路指導を行った。また，医学部の医師国家試験において，学業・成績向上を目的として医学科運営会議で設置された学振会が，他の国家試験については，担当教員が指導する体制を継続して行った。
	【123-5】 5）留学生用図書について，購入分野を定め重点的な整備を継続して実施する。	5）留学生用図書について，附属図書館と国際交流センターが連携し，留学生用図書経費として25万円を措置し，これまでの整備状況を踏まえて購入分野を決定して51冊を購入し，日本紹介コーナー等に配架して利用促進に努めた。 また，平成19年10月から，鳥取県立図書館環日本海資料室の資料を，３ヶ月単位で１回100冊を借受して提供した。（平成19年10月～３月貸出実績：70名，106冊）
【124】 2）鳥取県留学生推進協議会等による留学生支援システムの活用を図る。	【124-1】 6）鳥取県留学生等推進協議会と連携し，留学生支援システムを活用して積極的に支援するとともに，実行性のある留学生支援を継続して実施する。	6）鳥取県留学生等交流推進協議会（参加機関数：67）において，各事業の実効性を高めるため，鳥取県内３地区（東部・中部・西部）による担当制とし，具体的な支援事業については各地区担当で検討し，全県的な連携の下で実行することとした。実施に際しては運営委員会を開催し，鳥取大学，鳥取短期大学，米子工業高等専門学校を中心に，具体的な支援事業を検討・実行することとした。また，平成20年１月に開催した総会を受け，事業計画等の情報を会員間で共有，事業の共同実施について検討するためのメーリングリストを作成し運用を開始した。 また，平成19年11月に鳥取県中部歴史文化探訪ツアー（日帰り24名参加），平成

		20年２月に外国人留学生のための平和学習事業（１泊２日23名参加）を実施した。
	【124-2, 164-1】 ７）大学コンソーシアム山陰を継続して開催し，各大学における国際交流に関する情報交換を行うことにより留学生支援を一層充実させる。	７）大学コンソーシアム山陰（鳥取大学，鳥取短期大学，島根大学，島根県立女子短期大学，島根県立看護短期大学で平成14年３月設立）の国際交流分野では，平成20年１月に鳥取大学の担当により，語学研修やスキー研修等の共同実施について，鳥取市において協議会を開催した。それに基づき，平成20年２月にスキー研修（１泊２日10名参加）を大山において共同実施した。
	【123-6】 ８）社会人大学院生，社会人受講生については，講義等が受講し易いよう，土曜日に開講したり，夏期（８・９月）や冬期（１・２月）に集中講義を開講したりするなど，柔軟に対応策を講じて，社会人大学院生，社会人受講生を増加させる。	８）各大学院研究科では，社会人大学院生に対して，講義等が受講しやすいように夜間開講や集中講義等で教育研究指導を行っている。 大学院地域学研究科では，６名の社会人院生のために夜間開講，休日開講を実施し，また，一般選抜で入学後に社会人となった学生に対しても，夜間開講を実施した。 大学院医学系研究科では，年度計画【80-1】の『計画の進捗状況』欄のとおり，社会人大学院生に対する配慮を図った。
	【123-7】 ９）博士課程社会人入学者の学生が自宅学習できるよう，遠隔学習システムとしての共通医学ライブラリーの充実を図る。	９）年度計画【80-1】の『計画の進捗状況』欄の大学院医学系研究科の取組みを参照。
	【80-3, 123-8】 10）総合メディア基盤センターは，医学系研究科の社会人大学院生用及び卒後臨床教育用の教育コンテンツを，Web提供するためのコンテンツ作成支援及びサーバー管理支援を行う。	10）総合メディア基盤センターの米子サブセンターを中心として，医学系研究科の社会人大学院生用の教育コンテンツを提供するためのコンテンツ作成支援及びサーバ管理支援を行った。平成19年度は，著作権処理等の課題問題があるためＤＶＤ等のメディアで実施することとした。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
（２）研究に関する目標
①　研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標	１）基礎研究や特化した実践的，先端的研究においては世界的な水準を目指す。 ２）地域の生活，文化，教育，産業，健康・福祉に寄与する高い水準の研究を目指す。 ３）成果を社会へ還元するシステムの構築を図り，積極的に活用する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○目指すべき研究の方向性 【125】 １）異分野教員の研究を融合させる研究プロジェクトを活発化させる。	○目指すべき研究の方向性 【異分野教員の研究の融合】 【125-1】 １）学術研究推進戦略（平成18年11月策定）に基づき，医工学連携，医農学連携など，異分野教員の研究を融合させた部局横断的研究プロジェクトを継続する。	１-1）本学の特性を生かした異分野間の共同研究，先端的研究及び地域の社会的ニーズに即した研究等を積極的に推進するため「鳥取大学における教育・研究プロジェクトに関する取扱要項」を策定し，平成19年度は，学外の者もプロジェクトに参画できるよう要項を見直すこととした。当該プロジェクトに対し，平成19年度は，学長経費から36件22,000千円を支援した。 １-2）文部科学省の都市エリア産学官連携促進事業「染色体工学技術等による生活習慣病予防食品評価システムの構築と食品等の開発」では，医・工・農・地域の各学部，地元企業等の連携により生活習慣病予防に実行ある機能性食品素材を開発し，生活習慣病予防関連事業を創出する研究を推進した。この事業において，推進会議（２回），共同研究推進員会（５回），成果発表会（２回）を行った。
	【125-2】 ２）世界的水準に相当するような高いレベルの基礎・応用研究，異分野間の共同研究等を引き続き推進する。	２-1）乾燥地研究センターを中心として，農学分野に地球環境学分野，社会医学分野，獣医学分野を融合した乾燥地科学研究（文部科学省グローバルＣＯＥプログラム「乾燥地科学拠点の世界展開」平成19年度採択）を推進した。この乾燥地科学研究を世界に展開するため，国際乾燥地農業研究センター（シリア・アレッポ），砂漠研究所（アメリカ・ネバダ）と連携し，世界的レベルの研究者招へい，海外研究基地の設置，国際共同研究を実施した。 ２-2）医学部では，下記の研究を推進した。 ・21世紀ＣＯＥプログラム「染色体工学技術開発の拠点形成」について，これに関連する高レベルの民間等との共同研究３件が平成19年度新たにスタートした。 ・遺伝子の血中値を測定して癌を診断する方法の開発に成功し，継続して研究を行った。 ２-3）工学部では，世界的水準に相当するような高いレベルの基礎・応用研究，異分野間の共同研究，地域社会に貢献する研究等（次世代マルチメディア基盤技術開発，未利用資源有効利用の基盤技術開発，サスティナブルな地域再構築のための政策的研究，自然エネルギー活用の基盤技術開発）のグループを形成し，参画した。 ２-4）農学部では，下記の共同研究等を推進した。 ・科学技術振興機構の推進事業「人口急増地域の持続的な流域水政策シナリオ」に継続参画，また，「砂漠化を抑制する乾燥耐性植物の開発」を継続実施 ・菌類きのこ遺伝資源の未開拓機能の開発利用研究のため，「菌類きのこ遺伝資源

		評価保存研究部門」を中心に４部門が連携して，特色ある体系的な教育と研究の推進，菌類きのこ遺伝資源の基礎応用研究に関する国際的拠点形成を目指した研究推進 ・「インターバルタイマー計測タンパク質の発見とその構造解析に関する研究」を継続実施 ・高病原性鳥インフルエンザをはじめとする鳥類疾病に関する高レベルな研究実施 ・天然資源の動物への有効利用をテーマとした産官学連携研究を病院症例を通じて実施
	【125-3】 ３）鳥取地区放射性同位元素等共同利用施設（ＲＩ施設）は，鳥取地区におけるＲＩを用いた先端的バイオサイエンス・バイオテクノロジーの研究を重点的に支援するため，研究用設備の充実を図るとともに，大学院生及び教員を対象として行った年１回の技術教育を継続して実施する。	３）現有の老朽化したガンマカウンター（米子地区平成７年，鳥取地区平成８年導入）に対し，最新のガンマカウンター導入に向けて検討を行った。また，技術教育として５月の講習会（参加者15名）を実施した。
	【125-4】 ４）子どもの社会能力の獲得過程やその神経基盤の解明を目的とした研究を推進する。	４）科学技術振興機構の社会技術研究開発センターとの連携の下に，「日本の子ども認知・行動発達に影響を与える要因の解明」プロジェクト（コホート研究）の一環として，親子関係，家族関係，地域社会との関連などから鳥取市の幼児の成長過程を５年間にわたり追跡調査を行っており，地域教育学科の小児科学，脳神経科学，心理学，保育学等の教員が平成19年度も引き続き研究を推進した。
【126】 ２）本学の特性を生かした先端的研究の促進を図る。	【本学の特性を生かした先端的研究】 【126-1】 １）乾燥地研究センター（全国共同利用施設）は，国内外の研究者の参加を得て「乾燥地の砂漠化防止と開発利用に関する基礎的研究」を継続して推進する。	１）乾燥地研究センターは，国内共同研究員（59課題），外国人客員教員（６名），外国人研究者（１名）及びグローバルＣＯＥプログラム等による招へい研究者，日本学術振興会拠点大学交流事業等研究プロジェクト参加研究者等との共同研究を積極的に実施し，その成果等を研究論文，共同研究発表会（12月４日）及びセミナー等を通じて公表した。
	【126-2】 ２）共同利用研究者による共同研究，共同研究発表会を継続して実施する。	２）年度計画【126-1】の『計画の進捗状況』欄を参照。
	【126-3】 ３）鳥由来人獣共通感染症疫学研究センターは，人獣共通感染症の撲滅の研究を引き続き推進する。	３-1）鳥由来人獣共通感染症疫学研究センターは，Ｐ３レベル感染動物実験室を使用して高病原性鳥インフルエンザの国内発生に係る感染経路究明研究を実施した。 また，科学技術振興調整費科学技術連携施策群の効果的・効率的な推進に関する研究「野鳥由来ウイルスの生態解明とゲノム解析」を継続して実施した。 さらに，文部科学省「新興・再興感染症研究拠点形成プログラム」に参画し，東京大学医科学研究所（中国拠点），長崎大学熱帯医学研究所（ベトナム拠点）とともに，高病原性鳥インフルエンザウイルスの共同研究及び共同調査を実施した。 ３-2）平成19年11月には，京都産業大学と「鳥インフルエンザ研究に関する学術交流協定」を締結し，流行しているベトナムの実態調査，国内の野鳥のウイルス保有状況の調査，ウイルスを遮断するマスク素材の開発などを共同で推進した。

	【126-4】 4）菌類きのこ遺伝資源研究センターは，菌類きのこの機能解明等の研究を引き続き推進する。	4）菌類きのこ遺伝資源研究センターは，菌蕈研究所から分譲された菌類遺伝資源株3,479菌株の液体窒素凍結保存を開始した。 また，きのこ類遺伝資源の遺伝子データベースの構築に着手するとともに，菌類きのこ遺伝資源の未開拓機能の開発利用研究の一環として，「きのこ類遺伝資源による環境浄化技術の開発に関する研究」及び「菌根菌の人工感染技術の開発に関する研究」を継続して実施した。
【127】 3）地域の社会的ニーズに即した研究の促進及び普及に努める。	【地域のニーズに即した研究】 【127-1】 1）産学・地域連携推進機構は，連携協定を結んでいる金融機関等を活用して，地域の社会的ニーズの把握に努め，大学のシーズとのマッチングを図り地域社会に貢献できる研究を推進する。	1-1）連携協定を締結している金融機関等と毎月開催する，鳥取大学産学・地域連携推進室連絡会（月２回）や鳥取大学振興協力会交流会（東部地区１回，中部地区２回，西部地区２回），ビジネス交流会（東京２回，大阪２回，名古屋１回）等を活用して，地域の社会的ニーズの把握に努めた。 1-2）産学・地域連携推進機構スタッフが米子地区地域連携部門に常駐し，県西部地区企業のニーズ等の把握や技術相談を行ったり，産官学連携推進室西部連絡会（毎月１回開催）を開催するなど鳥取県西部地区の企業ニーズをより密接に把握できるような体制を整えた。
	【127-2】 2）地域貢献支援事業として取り組んできた，地域の環境・風土・文化に係る研究成果を地域社会へ積極的に還元する。	2-1）平成19年８月に，平成18年度地域貢献支援事業と鳥取県からの受託事業「知の財産活用推進事業」の成果報告会を鳥取県立図書館で開催し，米子地区会場へもライブ中継を行い，112名の参加があった。 また，平成18年度成果報告書を800部作成し，鳥取県内自治体等関係機関へ広く配布した。 2-2）平成19年度についても，学内特別経費2,200万円を措置し，自治体と連携した地域貢献支援事業47件を展開するとともに，平成19年度成果報告書を作成し，鳥取県内関係者・自治体等へ配布を行って地域社会への還元を図った。 2-3）平成20年３月には，平成19年度から参画した琴浦町農林水産業活性化研究会と，地域貢献推進事業である琴浦町どんづまり集落活性化支援事業の合同発表会を琴浦町において開催した。
	【127-3】 3）地域学部は，「地域学研究会」を中心に，空洞化が進行する中心市街地や過疎高齢化が進行する中山間地の再生などの調査研究を推進する。また，「地域の教育福祉諸機関の連携に関する総合的研究」，「日本の子ども発達コホート研究」，「メディアと子育て応援事業」，「鳥取クリエイティブプロジェクト」，「千代川流域圏の環境特性」等の学科プロジェクト研究，あるいは各学科教員が主体的に関わる研究プロジェクトを推進する。	3-1）地域学部地域教育学科では，科学研究費補助金基盤研究Ｂ「地域の教育福祉諸機関の連携に関する総合的研究－新しい専門性の形成をめざして－」の最終年度の推進，及び「日本の子ども発達コホート研究」を継続して実施した。 3-2）地域環境学科では，受託研究『千代川流域圏における自然的・人文的特性に関する総合研究』・鳥取県との共同シンポジウム・『地域環境調査実習』などを通じて学科研究プロジェクトを推進した。 3-3）地域文化学科では，全学プロジェクト「持続的過疎社会形成研究プロジェクト」及び鳥取県の諸地域で行われている街づくり地域起こしプロジェクト等へ参加した。また，鳥取地誌研究会は，鳥取県立博物館，鳥取市歴史博物館，鳥取市教育委員会との連携のもとに，『稲葉佳景無駄安留記影印本』の注釈作業に着手した。 3-4）地域政策学科では，①鳥取県の「知の財産」活用推進事業「鳥取県における着地型観光実践研究」を実施した，②「とっとり地域政策コンソーシアム」の運営を共同で担った，③全学的な学際的プロジェクト「持続的過疎社会形成研究」に参画した。 3-5）芸術文化センターでは，①「地域（鳥取県内）の芸術文化施設の現状と問題点，今後の整備の問題」に関する研究を具体的に推進した，②地域（鳥取県内）の芸術

		文化資源の把握とその活用方法，並びに，芸術文化による鳥取市街地活性化への取組に関する研究成果を報告した。
	【127-4】 4）県公設試験場等と連携して設立した「衛生・環境研究会」，「地域情報化研究会」，「食品開発と健康に関する研究会」等の活動の支援を強化して，地域ニーズに即した研究を推進する。	4-1）産学官連携に積極的に関わる人の交流を活発化し，鳥取地域の発展に寄与する数多くの新たな活動が生み出されることを目的に，平成16年度に設立した「とっとりネットワークシステム」（ＴＮＳ）の登録研究会は15となり，約550名の研究会参加者が活動を行った。本学は事務局として，研究会開催の案内をホームページにて紹介し，鳥取地区で開催された研究会では会場の提供，交流会の準備等の支援を行った。 また，９月に盛岡で開催されたＩＮＳ産学官連携第１回全国大会に参加し，ＴＮＳの活動状況について発表し，10月に開催した「産官学連携フェスティバル2007」では，ＴＮＳの紹介コーナーを設け，活動の支援を行った。 4-2）農学部では，「食品開発と健康に関する研究会」に設置された分科会（水産物加工分科会，農・畜産物加工分科会，機能性食品開発分科会）に農学部教員が世話人として参画し，各分科会や第５回食品開発と健康に関する研究会（平成20年3月開催）に参加した。 また，「動物由来感染症に関する研究会」に獣医学科教員が参画した。
	【127-5】 5）「持続的過疎社会形成研究の推進」について，全学的に取り組み，持続可能な過疎社会形成のための総合的な方法を確立し，研究成果を地域社会に還元する。	5-1）平成19年４月に「持続的過疎社会形成研究プロジェクト」を組織し，様々な課題に対する実践的な研究（21件）を展開した。 また，平成20年３月に研究報告会を鳥取市において開催し，研究報告，パネルディスカッション等を行い，約100名の参加者があった。 5-2）平成19年９月に鳥取県民文化会館において，「鳥取発！都市と地方の共存に向けた地域政策の方向性」と題して第１回フォーラムを開催し，約160名の参加者があった。 また，工学部が中心となり，過疎社会の経営科学に関する第３回鳥取大学シンポジウムの開催，研究会アンケートの実施等の活動を行った。
	【127-6】 6）「都市エリア産学官連携促進事業」について，（財）鳥取県産業振興機構や米子・境港市内の地元企業と連携し，新規事業の創出及び研究開発型の地域産業の育成を図る。	6）都市エリア産学官連携促進事業「染色体工学技術等による生活習慣病予防食品評価システムの構築と食品等の開発」を（財）鳥取県産業振興機構や米子・境港市内の地元企業と本学（医・工・農・地域学部）が連携し，地域の水産資源から生活習慣病予防に実効ある機能性食品素材・食品を開発し，生活習慣病予防関連事業の創出を目指して共同研究を推進した。
○大学として重点的に取り組む領域 【128】 1）２１世紀COEプログラム該当プロジェクト（乾燥地科学プログラム等）	○大学として重点的に取り組む領域 ２１世紀COEプログラムである「染色体工学技術開発の拠点形成」を引き続き推進するほか，ライフサイエンス，ナノテク，情報通信，環境，福祉に関する研究領域において，学部及び大学院が有機的に連携し取り組める研究課題の創出に努め，次に掲げる領域・研究の進展を図る。 【128-1】 「染色体工学技術開発の拠点形成」	ヒト型の薬物代謝酵素をもつマウスの作製に成功し，これを特許申請した。また，多くの遺伝子を搭載することのできる人工染色体の構築に成功した。 ヒトｉＰＳ細胞作製のため，ヒト人工染色体を応用する研究を京都大学（山中教

		授グループ）と着手した。
	【128-2】 5）２１世紀COEプログラム「乾燥地科学プログラム」で確立した乾燥地科学の世界展開	5）年度計画【125-2】の『計画の進捗状況』欄を参照。
【129】 2）機能再生医科学の研究推進と実践化		「染色体工学技術開発の拠点形成」について，病気の治療に役立つ遺伝子を細胞内に運ぶヒト人工染色体ベクターの開発に成功し，さらにヒト染色体を持つマウスも開発し，血友病や筋ジストロフィーなどの遺伝子を発現させたこのマウスに，欠損した遺伝子を同ベクターで組み込んで症状を抑制することに成功した。また，心筋ペースメーカー細胞作製のための基盤研究に着手した。
【130】 3）次世代マルチメディア基盤技術開発	【130-1】 1）言語処理技術，感性工学，高機能電子デバイス開発に基づいた次世代マルチメディア基盤技術の開発	1）言語処理技術に関しては，従来の言語意味解析技術の限界を突破するために，非線形言語モデルの提案により新しい言語処理方式を実現した。なお，この成果に対して文部科学大臣賞・科学技術賞（研究部門）を受賞した。 高機能電子デバイスに関しては，次世代の人とコンピュータのインターフェイスの役割を果たす新しいハード技術であるフルカラーディスプレイ，光センサーや光変調器の開発を行った。
【131】 4）未利用資源有効利用の基盤技術開発	【131-1】 2）未利用資源有効利用 ①バイオサイエンスの基礎研究に基づく，キチン・キトサン等の生物資源の有効利用策	2-①）バイオマスエネルギー及びバイオマス高度利用関連では，平成14～16年度にＮＥＤＯの受託研究「セルロース系バイオマスを原料とする新たなエタノール発酵技術により燃料用エタノールを製造する技術の開発」を実施し，平成19年度もバイオエタノールの生成それらを用いた製品の検討を行った。 また，キチン・キトサン・グルコサミンを活用した医学・医用材料の開発を行った。
	②キトサン金属複合体(CCC)による生物材料劣化防除法の開発	2-②）経済産業省の地域新生コンソーシアム研究開発事業「キトサン金属複合体を基礎とした環境適合型総合防汚剤の開発」（平成17～18年度）において，試験的に製造したＣＣＣ塗布処理木材等の海洋性有害物質類（フジツボ等の付着生物類）に対する耐久性を実証した。平成19年度は，キトサン銅系木材保存剤（ＣＣＣ）の改良とＣＣＣ処理木材の商品化に向けて準備した。
	③「イカ加工廃棄からのコンドロイチン硫酸抽出」に関する研究	2-③）これまでは廃棄されていたソデイカの皮やヒレには関節痛に効果のあるコンドロイチン硫酸が含まれていることをつきとめ，これを効率的に抽出する技術を開発した。特に，皮のコンドロイチン硫酸は硫酸化度が高く，制癌剤としても有望であり，コンドロイチン硫酸の製造は，地域に密着した持続的に発展可能な産業創成の核となるといえる。
【132】 5）サステイナブルな地域再構築のための政策的研究	【132-1】 3）サスティナブルな地域再構築 ①農業・森林・水産資源の保全・開発及び自然との共生・調和を通じた，地域循環型農林水産業の構築	3-①）サスティナブルな地域再構築のため，次の課題についての研究や事業を展開した。 ・「作業計画・管理支援システム」を近中四農研センターとの共同研究で改良を加え，一般に利用可能な形で公開した。 ・地域貢献支援事業「豊かな風土と地域の活性化に向けて-琴浦町どんづまり集落活性化支援事業-」を実施した。

		・「地域用水の水質変動に関する研究」を実施した。
	②農業水利システムの多目的利用，生活交通計画づくりなど，中山間地活性化のための過疎経営に関する研究	3-②）「大井手用水地区における地域用水機能に関する研究」を平成19年度も継続して実施し，地域用水の景観的機能と認知度の関わりについて調査分析した結果を，大井手土地改良区ほかへ報告・提言した。
	③地域政策・教育・文化・環境の調査研究による持続的発展策の追求	3-③）年度計画【127-3】の『計画の進捗状況』欄を参照。
【133】 6）自然エネルギー活用の基盤技術開発	【133-1】 4）自然エネルギー有効利用のための基盤技術開発とシステム開発	4）工学部では，発電用風車の最適な制御を念頭において，ステップ状の風速増加に対する直線翼鉛直軸風車のトルク及び出力の過渡応答特性について風洞実験を実施し，回転数一定及び負荷トルク一定の二つの条件に分けて解析を行い，風速変化が起きた後の風車の実効トルクの変化過程を明らかにした。
○成果の社会への還元に関する具体的方策 【134】 1）研究成果の概要を広く公表する。	○成果の社会への還元に関する具体的方策 【134-1】 1）研究者の研究業績をまとめ，ホームページ等で積極的に公表する。	1-1）研究者総覧をホームページに掲載し，引き続き公表した。また，平成19年度には，産学・地域連携推進機構スタッフが各教員と面談し，研究者の研究内容やシーズ情報等を収集しており，今後シーズ情報等をとりまとめた上，これらの情報を研究者総覧等で積極的に公開することとした。 1-2）本学の研究成果を広く社会へ還元するため，学内外への研究成果発表を積極的に行った。主な発表として，21世紀ＣＯＥプログラム「染色体工学技術開発の拠点形成」中間報告会（平成19年11月），乾燥地研究センター平成19年度共同研究発表会（平成19年12月），都市エリア産学官連携促進事業成果普及講演会（平成19年12月），農学部附属施設研究成果合同報告会「鳥インフルエンザ研究とキノコ研究の最前線」（平成20年２月），鳥取大学持続的過疎社会形成研究プロジェクト研究報告会（平成20年３月）を行った。 1-3）本学の研究成果を活用し，社会に貢献することを目指す鳥取大学発ベンチャー企業に対する支援策を，産学・地域連携推進機構の下にワーキンググループを設置して検討を行った。 1-4）地域学部では，研究成果の概要を広く公表した。具体的には，学部として「地域学論集」を年３回発刊するほか，講演会・研究会・討論会等の開催，産官学連携フェスティバルへの参加，調査報告会の開催，報告書等の関係機関への配布，さらにこれらの成果を学部・学科　ホームページ等でも公開した。 工学部では，研究業績をまとめてホームページ等で積極的に公表した。また，シーズ集を広報委員会で作成した。 農学部では，広報委員会が中心となって学部ホームページの管理を行い，「先生たちのページ一覧」を作成してトップページからリンクさせ，全教員の研究内容等の情報を積極的に公表した。
	【134-2】 6）鳥取大学の研究成果を社会に還元するため学術成果リポジトリシステムを構築し，内容の充実を図る。	6）附属図書館と総合メディア基盤センターが協力してリポジトリシステムを試験的に構築し，鳥取大学図書館報，大学教育総合センター紀要掲載論文などのコンテンツを登録した。さらに，平成18年度に設置した機関リポジトリＷＧにおいて，研究成果リポジトリの設置要項，登録するコンテンツの種類，今後の運営方針等について検討した。

	【134-3】 7)「地域学部研究紀要－地域学論集－」の第３巻１～３号を刊行し，教員の研究成果を公表する。地域環境（歴史・考古）に関する公開シンポジウムを，鳥取県教育委員会との共催により開催する。「2007地域学セミナー」報告書を発行する。	7)「地域学部研究紀要－地域学論集－」の第３巻１～３号を刊行し，教員の研究成果をホームページで公開した。また，地域環境（歴史・考古）に関する公開シンポジウムを鳥取県教育委員会との共催により，平成19年６月に開催し200名の参加者があった。さらに，「2007地域学セミナー」の報告書を発行し，自治体等に広く配布した。
【135】 2）知的財産権取得を通じ研究成果の普及を図る。	【135-1,136-1】 3）特許流通フェア，産官学連携推進会議等への本学シーズの出展や権利活用によるビジネス支援，技術移転支援などの活動を通じて，研究成果の還元を図る。	3-1) 出願済みの知的財産権の有効活用を目的に，以下の取組みを積極的に実施した。 ① 本学シーズを各種イベント（新技術説明会：２回，イノベーション・ジャパン2007・大学見本市，産官学連携フェスティバル2007など）に積極的に出展し，知的財産権活用に向けたＰＲ活動等を実施した。 ② 知的財産権活用に関する活動の一環として，学内外の有識者から成るプロジェクトチームを編成して，本学出願済案件を評価・検討し，その活用を積極的に推進するための評価と絞込みを実施した。 また，活用に係わる各種相談も適宜実施した。 ○権利取得と活用：延べ61件（内訳：共同出願契約：延べ21回，実施許諾契約：延べ６回，秘密保持契約：延べ13回，共同研究契約：延べ11回，拒絶査定不服審判等その他の相談：延10回） ○ライセンス推進支援：延べ15件 ○大学発ベンチャー推進支援：延べ２件 3-2) 農林水産省が主催する「アグリビジネス創出フェア」に，平成16年度から引き続き平成19年度も出展した。「アグリビジネス創出フェア2007（平成19年11月，東京国際フォーラム）」において，①人工授粉が不要でしかも高糖度の日本梨新品種の育種のパネル展示及び試食，②附属菌類きのこ遺伝資源研究センターの紹介，きのこ類遺伝資源の多様性，センター所有のきのこ類遺伝資源の概要，きのこ類遺伝資源の活用例などのパネル展示及びきのこ類乾燥標本の実物展示を行った。
【136】 3）社会との連携の場を通じて，研究成果の還元に努める。	【136-2】 2）本学と鳥取県が共催する産学官連携フェスティバルや（財）中国技術振興センターと共催する中国地域研究開発交流会 in Tottori等において，鳥取大学教員と企業関係者が交流する機会を提供する。	2-1) 鳥取県等との連携により，「産官学連携フェスティバル2007」(10/24) を「さがそう！みつけよう！事業化の種！」をテーマに開催し，パネルディスカッション「地域資源を活用した産官学連携」と大学，関係機関等から152件のシーズ（研究）発表を行い，約300人が参加した。 また，鳥取県内各地域の商工会議所が開催している「シックスクラブ」，「中部元気クラブ」，「ほんまちクラブ」と連携して交流会を開催し，企業関係者等との交流を深めた。 2-2) 東京，大阪，名古屋でビジネス交流会を開催するとともに，第６回産学官連携推進会議（京都6/16，17），ＣＩＣ新技術説明会（東京７/27），しんきん合同ビジネス交流会（岡山9/12），イノベーションジャパン（東京9/12～14），ＪＳＴ新技術説明会（東京12/７）において，シーズ等研究成果を発表し，企業関係者等との交流を行った。
	【136-3】 4）鳥取県公設研究機関等と共同で行う船舶防汚方法の開発，海浜保全用土木資材の開発を促進する。	4）経済産業省の「平成17年度中小企業地域新生コンソーシアム研究開発事業」に18年度継続分が認められ，鳥取県商工労働部産業技術センター等と共同で環境適合型総合防汚剤を開発し，平成19年度も引き続き実用化に向けた取組を行った。
	【136-4】	

	5）鳥取県地域情報化研究会や食品開発と健康に関する研究会等で構成する「とっとりネットワークシステム（TNS）」の構築に努め，研究者・技術者の交流を活発化し，新しい共同研究を創出する。	5）年度計画【127-4】の『計画の進捗状況』欄の4-1）のとおり，とっとりネットワークシステム（ＴＮＳ）の構築に努め，研究者・技術者の交流を活発に行い，登録研究会の増加に繋がった。（平成18年度12研究会，平成19年度15研究会）
○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 【137】 1）以下のような項目等を参考にしながら，具体的，客観的に評価する。 ①学会誌掲載論文数及びインパクト・ファクター等 ②学会賞受賞 ③国内外招待講演 ④知的財産権取得の有無 ⑤知的財産権使用による収益 ⑥地域貢献度の評価	○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 【137-1】 1）外部有識者による点検と評価を継続実施する。	1-1）乾燥地研究センターでは，年２回学外委員５名，工学部長，農学部長，連合農学研究科長からなる運営委員会を開催し，本センターが取り組んでいる研究内容とその方向性，全国共同利用施設としての機能，運営に関する事項について評価，点検を受けており，平成19年度も２回（４月，12月）開催し，点検等を行った。 また，７月には海外の３機関，国内の有識者からなる国際外部評価を開催し，評価を受けた。 1-2）平成19年９月に開催された地域系大学・学部等連携協議会において，協議会に参加する北海道教育大学函館校，山形大学地域教育文化学部，宇都宮大学国際学部，岐阜大学地域科学部及び本学地域学部が，相互に外部評価を実施することを提案し，具体的内容については今後検討していくこととした。
	【137-2】 2）著書，論文のインパクト・ファクターだけでなく，学会における受賞歴等による研究水準の検証並びに一般市民を対象とした講演会などの企画実績及び特別講演，教育講演，シンポジストとして招待講演を行った経験等研究成果の社会的意義を評価できるような仕組みについて検討する。	2-1）平成18年度の自己点検・評価「研究活動」において，各学部等の教員の著書，論文等のインパクト・ファクターだけでなく，学会における受賞歴等による研究水準並びに一般市民を対象とした講演会等の実績，社会・経済・文化的な貢献についても検証して，自己点検・評価を行い，平成19年度には報告書として取りまとめ広く配布するとともに，ホームページで公開した。 2-2）地域学部では，「地域学セミナー」（鳥取県立図書館共催）において，参加者からのアンケートにより内容に関する評価を聴取し，地域学の社会的ニーズ等の検証に役立てた。 農学部では，全教員を対象に業績調査を実施し（著書数，論文数，特許，学会発表，社会貢献等），その結果を教員人事や業績手当・査定昇給等のインセンティブ付与に活用した。 連合農学研究科では，平成18年度の各教員の成果（著書，学術論文，招待講演，研究助成金及び特許等）を取りまとめた年報を発行した。 乾燥地研究センターでは，年報「ANNUAL REPORT」を毎年作成し，各関係諸機関等へ配布・公表した。
	【137-3】 3）地域系大学・学部等連携協議会において，参加大学（北海道教育大学函館校，山形大学教育地域文化学部，宇都宮大学国際学部，岐阜大学地域科学部及び本学部）相互間で外部評価を実施する方策の検討を提案する。	3）年度計画【137-1】の『計画の進捗状況』欄の1-2）を参照。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
（２）研究に関する目標
②　研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標	
	１）研究の実施体制は，研究の重要性，緊急性，外部資金導入実績等に応じ弾力的に運営できる体制とする。 ２）環境の整備に関しては，共同利用スペースの確保，設備の充実など必要な整備を行うものとする。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等
○適切な研究者等の配置に関する具体的方策 【138】 １）研究担当の理事のもと，異分野教員の研究を融合させる研究プロジェクトを立ち上げる。この場合において，プロジェクトの名称を付し，対外的に使用することを認める。	○適切な研究者等の配置に関する具体的方策 【138-1, 139-1】 １）農学部附属菌類きのこ遺伝資源研究センターは，平成１８年度に「菌類きのこ遺伝資源評価保存研究部門」の設置によりスタートさせた「菌類きのこ遺伝資源を活用した新機能開発事業」を推進するとともに，既設の３研究部門（環境生態学，分子遺伝学，機能開発研究部門）と連携し，菌類きのこに関する高レベルで特色のある体系的な研究をさらに進める。	１）菌類きのこ遺伝資源研究センターは，平成18年度に専任教員３名，兼任教員３名，客員教員２名の研究実施体制が整った。さらに，平成19年３月に建物の改修により菌類きのこ遺伝資源研究センター棟が完成し，遺伝資源の液体窒素凍結保存が可能となり，（１）遺伝資源としての菌類きのこ類菌株の収集と分類に関する研究，（２）菌類きのこ遺伝資源株の管理保存に関する研究，及び（３）ゲノム情報に基づく系統分類学的研究を中心に推進している。 平成20年度には，農学部の教員定員を運用し，客員教員２名を専任教員として採用することを決定し，さらに研究実施体制の充実を図ることとした。 また，年度計画【126-4】の『計画の進捗状況』欄を参照。
【139】 ２）研究に重点を置いた教員の配置が可能となる体制をとる。	【138-2, 139-2】 ２）農学部附属鳥由来人獣共通感染症疫学研究センターは，他大学・研究機関と連携し，国内侵入経路の推定，出現予測及び監視体制確立研究の３つを主軸とした研究開発プロジェクトを推進する。	２）鳥由来人獣共通感染症疫学研究センターは，他大学・研究機関と連携し，国内侵入経路の推定，出現予測及び監視体制確立研究の３つを主軸とした研究開発プロジェクトを推進した。①国内の野鳥の生態・生息状況調査並びに鳥インフルエンザウイルス保有状況調査継続実施（環境省委託，山階鳥類研究所との共同研究実施，韓国国立動物検疫科学研究所との共同調査実施予定），②鳥インフルエンザウイルスの病原性・感受性研究実施（農林水産省委託，動物衛生研究所との共同研究），③鳥インフルエンザウイルス感染経路究明研究継続実施（農林水産省委託） また，年度計画【126-3】の『計画の進捗状況』欄を参照。
	【139-3】 ３）教育研究分野を越えた研究ユニットの編成方法や支援方法を引き続き検討する。	３-1）農学部では，平成18年度に設置した研究プロジェクト「植物分子育種」，「リサイクル農学」の２件に加え，平成19年度に研究プロジェクト「基礎獣医学」を設置し，異分野間の教員の交流，共同研究，先端的研究及び地域のニーズに即した研究を推進した。 また，新任教員の研究講演会及び懇親会を定期的に実施し，教員相互の意見交換の場を設けた（平成19年度は６月，平成20年１月の２回実施）。 ３-2）乾燥地研究センターでは，平成18年４月に策定した「研究推進戦略」に基づいて，乾燥地研究の基盤となる多様な研究を育成するため，学内外との連携をさらに促進するため，戦略企画会議を設置し検討を行った。

【140】 3）特定プロジェクトにおいては，ポストドクター，RAや研究支援スタッフの活用を可能とする体制を作る。	【140-1】 4）研究実施体制の充実のため，ポストドクター，RA，外国人客員研究員枠等の拡充を図るとともに，教員，研究者の選考方法を工夫することなどにより，組織の強化を継続する。	4）乾燥地研究センターでは，研究実施体制の充実を図るため，ポストドクター11名及びＲＡ16名の採用と，外国人客員研究者６名，外国人研究者１名を受け入れた。教員，外国人客員研究者の選考に当たっては，選考委員会委員として，学外から２名，農学部から１名の委員が参加し，適切な研究者の配置に努めた。 また，連合農学研究科では，ＲＡを１２名（鳥取４名，島根４名，山口４名）採用した。
○研究資金の配分システムに関する具体的方策 【141】 1）研究においては，学内的にも競争的資金の運用を図る。	○研究資金の配分システムに関する具体的方策 【141-1】 1）学内の競争的資金である教育・研究改善推進費（学長経費）の配分は，取扱要項に基づき，外部資金（科学研究費補助金等）の申請状況等を勘案して配分する。	1）学内の競争的資金として教育・研究改善推進費（学長経費）を設け，論文の掲載状況，学会等の主催・参加状況，科学研究費補助金の申請状況を勘案して，採択・不採択の判断基準に反映させた。 また，教育研究活動活性化経費に学長経費を加えた経費を科学研究費補助金の申請・採択状況を基礎として，各学部等にインセ　ンティブを付与した学内配分を新たに実施した。
○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 【142】 1）大型設備等は，全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設を通しての要求及び設置を原則とし，広く有効活用を図る。	○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 【142-1】 1）「鳥取大学おける設備整備に関するマスタープラン」(平成18年11月策定)に基づき，大型設備等の整備については原則として，全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設に設置し，広く有効活用するとともに，生命機能研究支援センター（機器分析分野，遺伝子探索分野）が中心となり学内の現有大型機器の集中化と利用システムの合理化，効率化を進める。	1-1)「鳥取大学における設備整備に関するマスタープラン」に基づき，大型設備等の整備については，原則として，全国共同利用施設及び学内共同利用施設に設置して有効活用するとともに，生命機能研究支援センター機器分析分野が中心となって，学内の現有大型機器の集中化と利用システムの合理化，効率化を進めた。 1-2）生命機能研究支援センターが中心となって，設備マスタープランに関するアンケート調査等を行い学内の設備整備の意見のとりまとめを行うとともに，農学部の質量分析器を生命機能研究支援センター機器分析分野に移管，医学部のバイオ・イメージングアナライザー及び医学部附属病院の超遠心機を生命機能研究支援センター放射線応用科学分野に移管し，学内共同利用体制を整えた。 1-3）学長経費や間接経費等により，既存の共同利用機器である，遺伝子探索分野の共焦点レーザー顕微鏡，リアルタイムＰＣＲ，自動細胞分離解析装置や危機分析分野の核磁気共鳴装置，有機元素分析装置，動物資源開発分野の飼育ゲージなどをリユースし，バージョンアップや改善を行い，機器の効率的な利用と管理運用に努めた。 1-4）化学系研究設備有効活用ネットワークに参加し，研究設備の全国的な共同利用に貢献した。
	【142-2】 2）DNAシークエンサー，DNAチップ解析装置，WAVE解析装置，リアルタイムPCR解析装置，TOF-MASS，元素分析装置，NMR，共焦点レーザー顕微鏡などの大型設備を利用した解析支援活動を引き続き行う。	2-1）技術の進歩に伴いＤＮＡチップ解析は学外の会社への委託とし，生命機能研究支援センター遺伝子探索分野が学内のサンプルを取りまとめることにより，できるだけ安価に解析できるようにした結果，平成19年度のＤＮＡチップ解析件数は66件と平成18年度より増加した。 2-2)リアルタイムＰＣＲ解析支援とＷＡＶＥ解析支援のサンプル数は増加しており，リアルタイムＰＣＲ解析支援は25000，WAVE 解析支援は3500検体を越えた。ＤＮＡシークエンスの支援は，半年で１万件程度と例年どおりの高い利用率であり，元素分析，ＴＯＦ－ＭＡＳＳ，共焦点レーザー顕微鏡などの支援は，例年どおりの利用状況であった。 2-3）鳥取地区の DNA シークエンスサンプルを機器分析分野で受付，米子地区に輸送し遺伝子探索分野で集中して解析できるシステムを構築し，効率化を図った。

	【142-3】 3）再生医療の研究に貢献するセルソーターを導入し，共同利用システムを構築する。	3）生命機能研究支援センター遺伝子探索分野では，セルソーター専属の技術職員を配置・養成し，高度なソーティングに対応できる体制を整えた。その結果，体制の充実とともに利用者が増加し，医学部や農学部をはじめ９教室，年間153回（うち58回が高度）のソーティングを行った。
	【142-4】 4）生命機能研究支援センターの支援により，産学・地域連携推進機構におけるプロジェクト研究の推進及び機器の管理・運営を行う。	4-1）生命機能研究支援センター（機器分析分野）の支援により，産学・地域連携推進機構におけるプロジェクト研究，公募型研究開発テーマの推進及び大型機器等の管理・運営を行った。 4-2）生命機能研究支援センター機器分析分野と遺伝子探索分野では，産学・地域連携推進機構に設置しているＴＯＦ－ＭＡＳＳ，ＤＮＡシークエンサー等の大型機器の管理・運営を一元的に行い，学内共同利用の推進を図った。
	【142-5】 5）農学部建物の全面改築に伴って研究室等のスペース配分の全面的見直しを行い，スペースを大幅に共有化するなど，引き続き有効活用を図る。	5）農学部建物の全面改修に伴ない，研究室等のスペース配分の見直し，無機分析機器室・有機分析機器室等の共通機器室を設置し，平成18年度には「共通機器室使用要項」を定めて機器の共同利用を図っており，平成19年度からは共通機器室使用にかかる課金基準（課金システム）を整備し，さらに有効活用を図った。
○知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策 【143】 1）知的財産本部（仮称）の設置を目指し一括管理を行う。	○知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策 【143-1】 1）知的財産管理システムの本格運用による知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する一括管理体制の整備・充実を図る。	1）知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策を次のとおり実施した。 ①　有用な知的財産を創出するため，専任教員が知財専門ＡＤや客員教授以外の弁理士と連携して特許相談会を延114回実施した。この相談会と客員教授による定例特許相談会の実施により，発明届出件数は49件，特許出願件数は61件の実績を得た。 ②　平成19年度の特許の登録件数は４件で，これにより本学が保有する特許件数は17件となった。 ③　知的財産の一括管理体制整備を図るため，知的財産管理データベースソフトである「ＴＬ王」を利用したデータ入力作業の見直しによる特許事務管理業務の効率化を実施した。 ④　教職員が知財の創出・取得の動向を効率良く把握するため，知的財産権と学術論文との両方を一度に調査できる「特許・文献情報統合検索システム（JSTPatM・JDreamⅡ）」や，キーワード等から高速検索エンジンによるテキスト検索が可能な「JP-NETシステム」の利用を開始した。これら特許情報検索の必要性等を部門広報誌に掲載するとともに，システムの説明会開催等で積極的に学内周知を図った。 ⑤　知的財産の活用管理充実の一環として，インターネット特許解析情報サービス「パテントアトラス」を利用し，知財価値評価の検討を行った。また，全国版「開放特許用例集２００７」への掲載や，他機関が構築している研究シーズのデータベースへの掲載等を行い，活用に向けた本学研究シーズのＰＲ活動を行った。
	【143-2】 2）ノウハウ取扱規則，商標取扱規則，実施許諾取扱規則を制定し，学内の知的財産保護を強化する。	2）商標取扱規則については，学内の意見をとりまとめ，常置委員会で審議し，広報委員会と調整した後，平成20年度の早い時期に制定することとした。また，ノウハウ取扱規則，実施許諾取扱規則については，学内から出された意見等を集約し，問題点を整理した上で，常置委員会で検討することとした。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 【144】 1）顕彰制度を設ける。	○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 【144-1】 1）教員の研究活動の結果に基づく給与面でのインセンティブ付与について検討する。	1-1）理事及び各部局長が，教員の個人業績評価システム等により教員の研究活動を評価し推薦した教員について，鳥取大学長表彰選考会で審議し，研究功績賞を授与している。当該被表彰者については，査定昇給に反映させているが，平成18年度給与制度改正による現給保障期間中であることから，給与面でのインセンティブが実質化しないため，当分の間，研究費配分においてインセンティブを付与することとした。 また，学内の競争的資金として教育・研究改善推進費（学長経費）を設け，論文の掲載状況，学会等の主催・参加状況，科学研究費補助金の申請状況を勘案して，採択・不採択の判断基準に反映させた。 1-2）教員の個人業績評価システム等により，業績手当の成績優秀者選考の参考としているほか，地域学部や農学部では研究活動を学部独自の基準により，業績手当や昇給の選考に利用した。
【145】 2）機関帰属特許などの発明者・研究室への正当な還元のためのルールを制定し，実施する。	【145-1】 2）外部資金獲得について，獲得活動に対する評価と研究内容やレベルに合わせた適切な外部資金の紹介・資料作成の支援を目的とする個人研究業績（外部資金獲得・申請）システムを構築する。	2）産学・地域連携推進機構外部資金獲得支援室と学術研究推進専門委員会が連携して，外部資金獲得に向けた支援策の検討を行い，研究者のシーズと各種外部資金のマッチングを行うため，産学・地域連携推進機構スタッフが教員と面談し，研究情報の収集を行って研究者総覧に活用するとともに，メール配信している各種外部資金の公募情報の周知を，データーベースを構築して行うよう準備を進めた。 また，科学研究費補助金について，申請予定者への助言支援制度を構築した。
○全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策 【146】 1）学内共同研究に関しては，鳥取大学共同研究推進機構の１５研究領域で積極的な取組みを行うと共に，共同研究，受託研究，異分野間の共同研究を積極的に推進することを大学として支援する。	○全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策 【146-1】 【学内共同研究】 1）産学・地域連携推進機構は，各研究領域で積極的な取組みを行うとともに，共同研究，受託研究，学内の異分野間の共同研究を積極的に推進する。	1）全国地域共同研究センター長等会議，中四国地域共同研究センター長会議に参加し，共同研究の推進，大型外部資金の獲得のための施策などの立案について意見交換を行うとともに，異分野にまたがる研究会を立ち上げ共同研究の推進を図った。 また，産学・地域連携推進機構の専任教員，コーディネーターなどが，学内の共同研究のコーディネートを積極的に行った。 平成19年度は，共同研究168件（前年度160件），受託研究96件（前年度98件），地域貢献受託事業16件（前年度15件）等を受入れ研究を推進した。
	【125-1，125-2，146-2】 【学内共同研究】 2）Ⅱ-(1)-①（Ⅰ-2-(1)）の「目指すべき研究の方向性」に記載したとおり，異分野教員の研究を融合させる研究プロジェクトを活発化させるため，医学部，工学部，農学部等の連携を引き続き強化する。	2）年度計画【125-1】及び【125-2】の『計画の進捗状況』欄を参照。
	【146-3】 【学内共同研究】 7）地域学部，生涯教育総合センター，附属学校園は，共同研究を引き続き	7）地域学部，生涯教育総合センター及び附属学校部は，連携して次の共同研究等を引き続き実施した。

	推進する。	①地域学部及び生涯教育総合センター教員が，附属学校部の研究プロジェクトにおいて教育課程や教材開発等の共同研究を引き続き実施した。研究の成果は，毎年度紀要としてまとめている。 ②地域学部及び生涯教育総合センター教員が，教育研究スーパーバイザー，教育相談員として助言指導を行った。 ③附属学校部の教員とともに立ち上げた特別支援教育に関する研究会を継続的に実施し，その活動状況を「附属学校・園における特別支援教育の実践的研究」として取りまとめた。
【147】 2）全国共同研究に関しては，乾燥地科学プログラム（２１世紀COEプログラム），中国内陸部の砂漠化防止と開発利用に関する基礎的研究（日本学術振興会拠点大学交流事業），乾燥地農業の生態系に及ぼす地球温暖化の影響に関する研究（総合地球環境学研究所との共同研究）を中心としたより効率的な研究体制の構築を図り，国際共同研究の推進や海外研究教育基地の設置を通じて，乾燥地科学分野の研究を推進するため乾燥地研究センター（全国共同利用施設）を活用する。	【147-1】 【全国共同研究等】 1）乾燥地研究センターの研究プロジェクト立案委員会は，競争的資金に係る情報や乾燥地関連プロジェクト情報を収集するとともに，研究プロジェクトの企画・立案を行い，各種競争的資金のの確保に努める。	1）平成18年４月に「研究推進戦略」を策定し，戦略に盛り込まれた内容を実現していくため，実行状況の監視・管理する場として戦略企画会議を設置し，より具体的な内容と時期を盛り込んだ工程表の作成，組織の見直し及び人事・採用方針等を検討した。また，戦略企画会議の下にワーキンググループを設置し，新たな研究プロジェクトの立案を行った。
	【147-2】 【全国共同研究等】 2）乾燥地科学分野の研究を推進するため，プロジェクト研究を中心とした効率的な研究体制の構築を図り，国際共同研究の推進や国際乾燥地域農業研究センター（ICARDA），中国科学院水土保持研究所等海外研究教育基地の活用を図る。	2）世界の乾燥地科学をリードする拠点となることを目指し，海外研究教育基地とする国際乾燥地農業研究センター（ＩＣＡＲＤＡ），中国科学院水土保持研究所等との連携を強め，現地研究の質的向上や海外研修内容の充実を図った。ＩＣＡＲＤＡでは，ポストドクター等若手研究者の国際機関での研修を主に実施し，中国科学院水土保持研究所では，乾燥地フィールドでの現地調査，中国側との共同研究を主に実施した。
【148】 3）情報通信技術・情報メディアに関連した研究に対する基盤整備を行うため総合メディア基盤センターを積極的に活用する。	【148-1】 【学内共同研究】 3）情報通信・情報メディアに関連した研究に対する基盤整備を行うため，総合メディア基盤センターを活用し，学内のサーバ，ネットワークの一元的管理体制を推進する。また，電子計算機システムの更新に備えて検討を開始する。	3）情報通信・情報メディアに関連した研究に対する基盤整備を行うため，総合メディア基盤センターでは，研究用ネットワークのスイッチのリプレイス・管理を行い，学内のサーバ，ネットワークの一元的管理体制の一つとしてＷｅｂ及びメールのホスティングサービスを継続して行った。 また，２年後のリプレイスに向け総合メディア基盤センター運営委員会にワーキンググループを設置して検討を開始し，複数のベンダーに対し提案を求め各ベンダーからの説明会を実施した。
【149】 4）ライフサイエンス，環境科学，ナノテクノロジー・材料など高度化・学際化した先端的研究を統括して，共同研究を積極的に推進するため生命機能研究支援センターを活用する。	【149-1】 【学内共同研究】 4）生命機能研究支援センターは，２１世紀COEプログラム（染色体工学技術開発），鳥由来人獣共通感染症疫学研究，菌類きのこ遺伝資源の開発研究など，各分野の研究支援活動を充実させるとともに，遺伝子・再生医療に対応した支援活動を活発にし，生命機能研究支援センターの利用率を向上させる。	4）生命機能研究支援センター遺伝子探索分野及び動物資源開発分野では，21世紀ＣＯＥプログラム「染色体工学技術開発の拠点形成」を支援，ヒト染色体を保持する独自のマウスの開発に貢献した。 さらに，遺伝子探索分野及び機器分析分野では，ＤＮＡシークエンス支援活動，リアルタイムＰＣＲ解析，ＴＯＦ－ＭＡＳＳなどの解析の支援により，鳥由来人獣共通感染症疫学研究，菌類きのこ遺伝資源の開発研究などの研究に貢献した。また，遺伝子探索分野では，医学部附属病院のみならず全国の医療機関からの依頼により遺伝性神経疾患を中心に，37件の遺伝子診断を行い日本の高度医療に貢献した。

	【149-2】 【学内共同研究】 5）共同研究を推進するために，遺伝子解析，プロテオーム解析，動物実験などの技術をより向上させる。	5）生命機能研究支援センター動物資源開発分野では，遺伝子探索分野とも連携し，独自の遺伝子改変マウス作成システムを構築し，学内で利用するほかに学外にも提供し，外部資金を獲得できる体制とした。
	【146-4, 147-3, 149-3】 【学内共同研究】 6）米子地区の遺伝子再生医療研究会，鳥取地区の未利用資源開発研究会を充実させ，トランスレーショナルリサーチ，環境，ナノテクノロジー，乾燥地研究などの研究推進を支援する。	6-1）平成19年11月に，鳥取県並びに岡山大学などの外部講師を招き未利用資源開発研究会を開催し，環境などの研究推進を支援した。 また，遺伝子再生医療研究会と協力して，成育医療センターから外部講師を招き再生医療や遺伝子医療に関連する研究会を平成20年３月に開催した。生命機能研究支援センター遺伝子探索分野では，ヒトＥＳ細胞研究のための専用実験室を整備し，再生医療研究の推進に貢献した。
	【146-5, 149-4】 【学内共同研究】 8）ＲＩ施設の利用率の向上を図るため，教員，大学院生を対象に教育訓練，技術教育を実施し，また，利用者の安全確保の視点から放射線測定器等を充実させるなど，作業環境測定及び被ばく管理を十分行い，より安心・安全で利用しやすい施設とする。	8-1）法令に基づく教育訓練のほかに，放射線安全管理を啓発するための特別講演を平成20年３月に，技術講習会を鳥取地区で平成19年５月，米子地区で平成19年12月に実施した。 8-2）放射線応用科学分野が，全学統一の「電離放射線健康診断個人票」を作成し，学内すべての放射線業務従事者（エックス線業務従事者）の各種データを平成18年度から一括管理・運用を行い，放射線安全管理を一元化した。 また，予算節減（年間700万円以上）の観点から作業環境測定を外注せず，生命機能研究支援センター放射線応用科学分野が実施し，鳥取大学全事業所の放射線物質濃度を毎月測定・評価した。 8-3）米子地区（新規５回，継続10回）と鳥取地区（新規４回，継続３回）の法定教育訓練を，春期と秋期に分けて行い，技術教育としてイメージングアナライザーの講習会を開催した。 また，安全確保のために汚染検査に用いるハンドフットクロスモニタ，現有の老朽化したガンマカウンター（米子地区平成７年，鳥取地区平成8年導入）に対し，最新のガンマカウンター導入に向けて検討を行った。さらに，個人線量は，ルクセルバッジにより外部被ばくを毎月測定するとともに，作業環境測定を行い，得られた空気中放射性物質の濃度と放射線業務従事者の管理区域立入り時間から計算することで，内部被爆の管理を行った。
○学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項 【150】 1）工学部では，地震予知のための新たな観測研究計画（第２次）に基づき，地震発生にいたる地殻活動解析のための観測研究を他大学・研究機関と連携して行う。	○学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項 【150-1】 1）工学部では，地震予知のための新たな観測研究計画（第２次）に基づき，「西南日本弧の地震特性と深部構造の関連及び海洋プレートの形状と脱水反応による流体分布の解明に関する地震予知研究」を他大学・研究機関と連携し行う。	1）工学部では，土木工学科を中心として，地震予知のための新たな観測研究計画（第２次）に基づき，「西南日本弧の地震特性と深部構造の関連及び海洋プレートの形状と脱水反応による流体分布の解明に関する地震予知研究」を行った。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
（３）その他目標
①　社会との連携，国際交流等に関する目標

中期目標	1）教育研究を通して地域社会との連携・協力を推進するための目標 ①地域共同研究センターを核として産官学連携の拡大に努め，共同研究，受託研究の増大を図る。 ②地域貢献推進室を窓口にして地域社会のニーズをくみ上げ地方自治体との連携・協力関係を強化する。 ③社会貢献委員会を窓口にして地域における社会貢献を推進する。 ④ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを核として，大学発ベンチャーの創出を図る。 2）教育研究を通して国際交流・協力を推進するための目標 ①学術交流協定締結校と語学教育，異文化教育を行う教員の相互交換を行い，相互の学生の教育を行う。 ②学術交流協定締結校と共同研究，シンポジウム等を企画し実施する。 ③学生の相互交流を促進する。 ④これらを実施するための資金の確保に努める。 ⑤国際協力に積極的に参加する。 ⑥国際協力に積極的に参加する教員の評価を的確に行う。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策 【151】 1）地域貢献推進室を窓口とし，年度毎にPlan・Do・Check・Action(PDCA)管理を行う。	○地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策 【127-2,151-1】 【地域社会との連携】 1）新たに地域連携担当理事を配置するとともに，改組した産学・地域連携推進機構を窓口とし，年度毎にPlan・Do・Check・Action（PDCA）サイクルに基づく管理を行うなど，全学的な推進体制を強化する。	1-1）平成19年4月から地域連携担当理事を配置するとともに，産官学連携推進機構を改組し，ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー，知的財産センター，地域共同研究センターを統合した組織として産学・地域連携推進機構を立ち上げ，地域貢献部門及び米子地区地域連携部門を設置し，地域貢献の組織的・総合的な取組を強化した。産学・地域連携推進機構連絡会を毎月１回開催し，産学官連携の推進と充実を図るとともに，Plan・Do・Check・Action（ＰＤＣＡ）管理を徹底することにより，自治体と連携した地域貢献支援事業や大学開放事業など全学的な取組みを展開した。 また，新たに日南町，琴浦町から職員を受け入れ，地域のニーズにあった事業展開を積極的に行った。 1-2）鳥取県と本学の意見交換会，県内四市との連絡協議会等を開催し，地域活性化に係る諸課題について，積極的な意見交換を行った。
【152】 2）社会貢献委員会は地域住民のニーズに応えた，公開講座，各種研修会への講師派遣，理科ばなれ，ものづくり対策への協力等幅広い活動を企画，支援する。	【地域社会との連携】 【152-1】 2）地域の需要及び住民の関心がある事項（梨栽培技術，アグリテクノ，人獣共通感染症を含む公衆衛生上の問題である鳥インフルエンザ等）に関する講演会，シンポジウム，公開講座等を開催するとともに，講師派遣等を通じ，住民への教育活動，自治体への支援活動を実施する。	2-1）鳥取大学公開講座として14講座を実施し，例えば，梨栽培技術については「梨栽培生理講座」を梨栽培の基本となる樹体生理のや果実発育，成熟，新品種の特性など，梨栽培の知識と技術の向上に役立てることを目的に，農学部が４回（６月，７月，11月，12月），ナシ生産者及び就農希望者を対象に公開講座を実施した。 2-2)大学独自の戦略的経費（地域貢献事業費）で，自治体と連携した事業47件を採択して自治体への支援活動を実施した。 また，平成18年度に引き続き日南町と連携した地域活性化教育研究事業を実施するとともに，平成19年度は新たに，琴浦町農林水産業活性化研究会に参画，鳥取県等と連携しながら持続的過疎社会形成研究プログラムの推進，日本海水産資源研究

	会の立ち上げに取り組んだ。 2-3）平成19年７月に，経済団体・行政機関・大学・民間企業が連携し，鳥取県西部と中海圏域の観光・交流産業を担う人材育成を目指す「大山・日野川・中海学会協会」を設立し，会長には鳥取大学長が就任し，地域間の連携を推進し地域の活性化を図ることとした。 2-4）各学部等においても以下の公開講座等を実施した。 ①広く一般市民を対象に医学部における知の財産の活用の一環として毎年開催している公開講座を，平成19年度は現代社会を象徴する「メタボリックシンドローム」にスポットを当て「人ごとじゃないだけん～生活習慣病にならないため～」と題して企画・実施した。(176名受講)（医学部） ②平成19年10月に第９回全国和牛共進会に併せて開催された「平成19年度とっとり大地と海のフェスタ」への「木を知ろう，木を測ろう」，「小麦からチャパティを作ってみよう」，「きのこをもっと知ろう」のブース出展した。(農学部) ③第９回全国和牛共進会の一連企画として，鳥取県との共催による講演・実演会に参画し，「家畜排せつ物の堆肥化と臭気対策」を実施した。(農学部附属フィールドサイエンスセンター) ④公開講演会「ペットフードの現状と展望」（農学部附属動物病院）の実施や，第１回ホンモロコシンポジウムの共催 ⑤日・中・韓合同国際シンポジウム「ＷＴＯ体制下の農産物貿易の新局面」を平成20年１月に開催した。(大学院連合農学研究科)
【152-2】 3）鳥取大学が日南町と共同設置した「鳥取大学・日南町地域活性化教育研究センター」を活用して，過疎高齢化が進行する日南町における農林業の振興，自然環境の保全，都市の交流と住民の定住に関する研究を推進するとともに，実践教育・実践教育のフィールドとして引き続き有効活用を図る。	3）「鳥取大学・日南町地域活性化教育研究センター」を活用して，地域・医・工・農学部の４学部の教員や学生が，農林業，環境，保健，医療，交通サービス，芸術文化等幅広い分野での教育研究活動を行った。また，平成19年度は「日南町教育のあり方会議」に関係教員が参画するなど，教育分野での連携を開始した。 平成19年度の活動としては，例えば，日南町花口地区のビオトープ整備，大倉山学校及び花見山学校の登山指導や農山村交流などのフィールド実践教育の実施，町内バスシステムに関する社会実験の実施，平成19年度次世代へつなぐとっとりの食普及推進事業による農学部学生37名の田植え参加，民泊・山菜などの地域資源の調査や実践教育のフィールドとして活用などを実施した。 平成20年３月には「平成19年度鳥取大学・日南町連携事業成果報告会」を日南町で開催し，約80名の参加があった。また，平成19年度の活動状況，成果等をまとめた「平成19年度日南町，鳥取大学のあゆみ」を作成し，関係先への配布を行い取組の成果を還元した。
【152-3】 4）棚田ボランティア等を通して農家と学生との交流の場を設けるなど，生涯学習の機会を提供する。	4）地域貢献支援事業の一環として「森・棚田等維持保全活動支援」を継続実施し，森・棚田保全ボランティアを行い，地元農家と学生の交流の場を設けるとともに，農山村社会の実態を理解する場として事業を実施した。（平成19年度：４カ所，５回実施，91名参加） また，農学部の環境共生科学実習の一部として，棚田への用水補給に必要な農業用水路の整備「プロジェクト京ケ原」へボランティアで参加した。農学部生物資源環境学科（フードシステム科学コース）では，琴浦町三本木地区「やまびこサークル」との交流事業を通じた農場実習として，同地区での田植え・稲刈りを実施することにより，地域の活性化，琴浦町農業の課題について検討を行った。
【152-4】 5）中学生，高校生，一般を対象とした技術講習会などの市民講座を開催する。	5-1）平成19年度鳥取大学公開講座として，14の講座を開講し「文書作成，表計算などの統合ソフトを使ったパソコン教室」や「木炭やパステルによる素描実習」などの技術講習をはじめ，地域住民のニーズに応えた生涯学習を積極的に開催した。

	また，「出張おもしろ科学実験室」，「ものづくり教室」及び「ウィンターサイエンスキャンプ（体験しよう！風力発電の技術）」など理科ばなれ対策の取組みも積極的に行った。この実績が認められ工学部の丹松技術専門職員が，平成20年度科学技術分野の文部科学大臣表彰を授賞した。 その他にも，サイエンス・アカデミーや地域学セミナーなどを継続して開催したり，ヒューマン・コミュニケーションセミナーを平成19年12月に開催した。 5-2）平成19年８月に生命機能研究支援センター遺伝子探索分野が中心となり，米子東高等学校の探求的学習の指導を行った。６月には遺伝子探索分野が八頭高等学校の体験学習の一部を受け持った。また，放射線応用科学分野では，国府中学校への出前授業を行った。機器分析分野では，サイエンスパートナーシッププログラム（ＳＰＰ）に貢献した。平成20年2月には米子地区において遺伝子，放射線，動物の市民講座「遺伝子・バイオを体験しよう」を開催（２回）し，52名の参加者があった。 5-3）農学部では，鳥取県立高校と大学教員の交流事業により，５名の教員が鳥取県立高校での講義を実施したり，倉吉西高校「鳥取大学体験・研究事業」での模擬授業等の実施（平成19年7月），鳥取中央育英高校「１年次生学校訪問」による模擬講義の実施（平成19年10月），鳥取城北高校「鳥取大学一日体験」での模擬講義・実験の実施（平成19年11月）を行った。
【152-5】 6）地域生涯学習の課題を明らかにするため，教育関連諸諸機関と連携した調査研究を行い，その成果を公開講座等により地域住民へ還元する。	6-1）地域生涯学習の課題について産学・地域連携推進機構を中心に議論の場を設け，生涯学習の課題の一つである住民への広報強化を図るため，公開講座，サイエンスアカデミー，駅南教室など大学が行う生涯学習事業の共通パンフレットを作成した。 6-2）鳥取県教育委員会と連携した「地域生涯学習総合支援に向けた調査」を実施し，その調査結果を報告書として取りまとめた。また，地域学部では，「地域の教育福祉諸機関の連携に関する総合的研究－新しい専門性の形成をめざして－」と題した科学研究費補助金を獲得し調査研究した。
【152-6】 7）鳥取市役所駅南庁舎に設置した鳥取サテライトオフィスを，地域貢献，産官学連携の推進，社会人教育，生涯学習等の活動拠点として活用に努める。	7）平成18年４月に鳥取市役所駅南庁舎に開設した「鳥取サテライトオフィス」において，広報ルームと研究・事業等の打ち合わせや技術相談の場所として活用するとともに，鳥取市立図書館と連携して「駅南サテライト教室」（12回開催，参加者396名）や茶花教室（参加者121名）などを開講した。
【152-7】 8）NPO法人など地域住民との連携により，鳥取市街地活性化への取組を継続し発展させる。芸術文化センターでは，講演系のアートフォーラム，上演系のアルテフェスタを開催し，地域の芸術文化の向上を支援する。	8）芸術文化センターでは，「コミュニティーダンス・ワークショップ」，「声楽演奏会」，「ピアノと歌のコンサート」，「コミュニティーアート講座」，「コーラス萌の会ファミリーコンサート」，「歌劇『春香』」，「アートフォーラム『白磁の世界』」，「ふえ・古今東西」，「場と人の関係をデザインする」などを積極的に開催し，地域の芸術文化の発展を支援した。
【152-8】 9）鳥取県立図書館，鳥取環境大学，鳥取短期大学，米子工業高等専門学校及び県内４市及び町の公共図書館における県内図書館ネットワークを利用してサービス提供内容の充実に努め，県全体の地域の図書館レベルアップを図る。	9）平成19年度も鳥取県内の図書館との連携を強化し，サービス提供内容の充実に努めた。鳥取県大学図書館等協議会では，ホームページのリニューアル，相互マニュアルＷｅｂ版の作成，鳥取県内ネットワークによる相互貸借を実現させた。公共図書館とは，平成18年度に続き「地域の図書館レベルアップ貢献事業」を実施し，外部講師による講演会や研修会を開催した。看護協会及び鳥取県立図書館職員に対する情報検索講習会では，本学附属図書館職員が講師となり情報検索の指導を行った。 医学部分館（医学図書館）では，総合メディア基盤センター米子サブセンターと

		協力し，「誰でも作れるホームページ講習会」を開催した。
	【児童・生徒への教育支援】 【152-9】 1）児童・生徒に対する啓発的な「森に学ぶ」等の学習機会の提供を促進する。	1）地域貢献支援事業の一環として，農学部附属フィールドサイエンスセンターが中心となり，夏休みに岡山県真庭市の小学生を対象に「真庭市森林教室」（２泊３日），伯耆町の小学生を対象に「伯耆町森林教室」（２泊３日），三朝町の小学生を対象に「三朝町森林教室」（１泊２日）を実施した。さらに，平成19年度は冬季における積雪環境での樹木の冬越しの仕方や森林の様子を観察するため，岡山県真庭市の小学生を対象に「冬山教室 in 蒜山」を平成20年２月に実施した。 また，鳥取県外の中学校・高校から「林業体験実習」（大阪狭山中学校：６月，門真第７中学校：６月，清心女子高校：７月）を受け入れた。本学附属学校園の児童生徒への教育支援として，「麦畑に学ぶ」，「サツマイモ苗植え付け」，「サツマイモ収穫」等を実施した。
	【152-10】 2）「子供たちのための楽しいものづくり技術学講座」，「子どもたちのための最先端の技術学講座」，「夏休み工作教室」を継続して実施する。	2）子どもたちが基礎技術や最先端の科学技術に触れることで，ものづくりへの興味，関心，豊かな心を育むことを目的に，小学生・中学生を対象として，「子どもたちのための楽しい技術学講座」（７月，９月，10月の３回），「子どもたちのための最先端の技術学講座」（７月，９月，10月の３回），「夏休み工作教室」（８月），「因幡の手づくりまつり」（６月）等を実施した。 また，社会貢献及び小・中学生の理科離れを防止するため，日南町で開催された「2007にちなんふるさと里まつり」に参加し，顕微鏡等の機器持込みによる科学実験を行った。
	【152-11】 3）本学と関係教育機関と共同で設置した「わかとり科学技術育成会」で，「鳥取こども科学まつり」を引き続き支援する。	3）小・中学生及びその保護者を対象に，平成19年10月に開催された「とっとりこども科学まつり」の実行委員会に参画し，企画・実施を支援するとともに，教員及び学生がボランティア参加する等，同まつりを支援した。
	【152-12】 4）中学生職場体験学習を継続して行う。	4）医学部では，平成17年度から毎年度継続して米子市内の中学生及び高校生を対象として実施しており，平成19年度は中学生７名，高校生１名の計８名を受け入れ，看護体験・学生講義を体験学習した。 また，附属図書館では，中央館で平成19年度も中学生６名（附属中学校，湖東中学校）を受入れ職場体験学習を実施するとともに，附属特別支援学校生徒（高等部）の現場実習を実施した。医学部分館（医学図書館）では，医学部における職場体験学習の一環として，中学生６名（湊山中学校，後藤ケ丘中学校）を受入れ職場体験学習を実施した。
【153】 3）鳥取県との教育職員の相互派遣に関する協定を継続して，全学共通科目の一部の授業を高校教諭が担当するとともに，高等学校の体験学習等の授業を大学教員が行うことにより高等学校との連携の推進を図る。	【地域教育への支援】 【152-13, 153-1】 1）地域の教育力の向上を図るため，引き続き現職教員，公務員，保育士へのスキル向上研修等を開催するとともに，鳥取県との教育職員の相互派遣に関する協定を継続して実施することにより大学教育を充実させる。	1-1）鳥取県教育センター長期研修生17名を受け入れ，延べ27の講義を実施した。また，現職教員の10年経験者研修のコーディネートを行い，延べ20件の講習を実施したり，中堅保育士研修を夏季休暇中に実施した。現職教員のほか，一般市民を対象として含めた学習機会の提供として，公開講座「子どもの声を聴く」（10/6，13）や鳥取大学開放推進事業「あそびのまなび舎」（12/2，8，9，15）を実施した。 1-2）平成18年度に再締結した鳥取大学と鳥取県教育委員会との連携協力に関する協定書に基づき，平成19年度から延べ39名の学生が鳥取県内小・中・高・特別支援学校，社会教育施設で学習補助，学校行事への支援などの教育ボランティア活動を行

		った。
	【152-14,153-2】 2）総合メディア基盤センターと学生部は協力し，鳥取情報ハイウエイを活用した高等学校等への遠隔講義体制の更なる強化策を検討する。	2）平成19年度は鳥取県と岡山県で情報ハイウェイが相互接続され，両県の情報ハイウェイを活用した高等学校等への遠隔講義体制がさらに整えられたことから，鳥取県と協力しながら，今後も，総合メディア基盤センターと学生部が協力して，各部局の活用を推進することとしている。
	【152-15,153-3】 3）県内東部地区の高校図書室への図書貸出サービスを，県内全地区に拡大する。	3）平成19年度から高等学校への図書貸出サービスを鳥取県内全地区に拡大し，東部地区以外の中部・西部地区にある高等学校への貸出も行った。(東部地区以外の貸出統計：７校，15冊）また，医学部分館（医学図書館）も図書貸出サービスを開始した。
	【152-16,153-4】 4）地域の生涯学習に貢献するため，教育関係ボランティア活動を推進する。	4）鳥取県内の高等教育機関，鳥取県教育委員会と連携・協力して，平成19年度から「学生教育ボランティア推進事業」を開始し，延べ39名の学生が学校・図書館・公民館などで子どもたちと一緒に様々な体験をした。 また，その他個別の学生教育ボランティアの募集依頼に対して，ボランティア活動を希望する学生のメーリングリストを作成し，ボランティア要請を行った。
【154】 4）全学共通科目の高年次実践科目に地元自治体首長，地元企業の社長等を講師に迎え多角的な教育を行う。	【大学教育の充実】 【154-1】 1）全学共通科目等に地元企業の社長等を講師に迎えるなど，多角的な教育を実施する。	1-1）全学共通科目の教養特別講義Ⅰ「職業と人間」及び主題科目「国際ビジネス・スタートアップ講座」を開設して，鳥取県内外から企業の社長等多様な講師を迎えて実施した。 また，全学共通科目の主題科目に鳥取銀行講座を「マーケティング論」のテーマで開設して鳥取銀行職員を講師に迎えて実施するとともに，全学共通科目の高年次実践科目に「資本市場の役割と証券投資」のテーマで野村証券職員を講師に迎えて実施した。 1-2）本学客員教授でもある片山前鳥取県知事による公開講義「自治体経営論序説」を開催し，本学学部生，大学院生のほか地域の住民も受講した。10月からは地域学部専門科目「自治体経営論」として実施した。
【155】 5）インターンシップについては，鳥取県，鳥取市及び米子市と締結している協定を継続する。また，日経連インターンシップ等を通じて学生の派遣先を確保する。	【155-1】 2）鳥取県等とのインターンシップの協定を継続するとともに，学生のニーズを把握し派遣先の確保に努める。	2）従来からある鳥取県・鳥取市・米子市との協定及び経営者協会インターンシップ等に申込み，学生部と各学部が連携して派遣先を確保するとともに，平成19年７月から新たに倉吉市及び境港市とも協定を締結し，鳥取県内４市全てと協定を締結した。(主に８月から９月にかけて鳥取県10名，鳥取市４名，米子市１名，倉吉市１名を含めて75名派遣） また，就職支援課へ相談に来た学生の具体的な要望を聞き，直接受入先を開拓するなど個別の対応も行った（JAいなば鳥取(農協観光)１名)。
	【155-2】 3）インターンシップへの参加を促すため，学生に対する講演会を実施する。	3）ビジネスマナー等の事前研修会（７月12日，参加者55名）及び参加者による事後報告会（12月12日，参加者44名）を実施した（鳥取県経営者協会と共催)。 学生には，インターンシップの重要性・必要性及び申込方法や受入先等を，ホームページや各学部の掲示を通して周知し，参加者の増加に努めた。
	【155-3】	

	4）インターンシップの一環として，附属図書館へ司書を目指す学生等，産学・地域連携推進機構へ高度特許技術者を目指す学生の受け入れを引き続き実施する。また産学・地域連携推進機構においては，高度特許技術者を目指す県内学生及び社会人の受け入れを検討する。	4-1）特許技術の習得を目指す学生・大学院生（社会人学生を含む）を対象に，次のインターンシップや知的財産授業を実施した。 ① 学内外公募により知財インターンシップ応募した学生２名に対して，ｉ）先行技術調査演習等の事前演習，ii）パテントコンテスト（文部科学省等主催）への応募，iii）特許事務所における明細書（翻訳文）作成等を実施した。 ② 鳥取県委託事業「産学連携製造中核人材育成事業」（液晶ディスプレイ関連産業における中核人材育成【プロダクトイノベーション課程】）の実証講義として「イノベーションと知的財産」の講義を開催した。 ③「知的財産スペシャリスト」として養成する目的で，(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）主催の「産業技術フェローシップ事業」で派遣された職員の受け入れを継続実施した。 4-2）附属図書館では，司書を目指す学生の受入準備を行ったが，平成19年度は希望者がなかった。なお，今後もインターンシップの学生受入は継続していくこととしている。
○産学官連携の推進に関する具体的方策 【156】 1）地域共同研究センターを窓口に関係諸団体との連携を強め，実質的な活動を行う。	○産学官連携の推進に関する具体的方策 【産学・地域連携推進機構】 研究支援体制を一層充実・強化し，産官学を中心とした地域連携をより機動的かつ弾力的に展開するため，産官学連携推進機構を研究推進部門，知的財産管理運用部門，地域貢献部門，米子地区地域連携部門から構成される産学・地域連携推進機構に改組した。 【156-1】 1）産学・地域連携推進機構運営委員会において，広範研究領域での共同研究体制，プロジェクト研究体制について検討する。	1-1)共同研究やプロジェクト形成の可能性に関する各教員の情報を把握するために，教員の面談を実施した。(年度計画【134-1】及び【145-1】の『計画の進捗状況』欄を参照。) 1-2）とっとりネットワークシステムを活用し，研究者同士が交流することにより，プロジェクト研究体制の整備を支援した。(年度計画【127-4】の『計画の進捗状況』欄を参照。)
【157】 2）コーディネーター機能の充実を図り，共同研究，受託研究の件数の増加を図る。	【157-1】 2）共同研究受け入れの体制を整備し，共同研究の推進（目標：２００件以上）を図る。	2）研究・技術シーズを発表し，共同研究等の推進を図るため，鳥取県，(財）鳥取県産業振興機構等と連携し，「鳥取大学ビジネス交流会」（東京リエゾンオフィス：２回，大阪オフィス：２回，名古屋会場：１回）や，「鳥取大学・イブニングセミナー（鳥インフルエンザは怖くない!)」（東京リエゾンオフィス：１回）を開催したほか，「ＣＩＣ新技術説明会」，「ＪＳＴ新技術説明会（鳥取・島根発新技術説明会)」，「イノベーション・ジャパン2007・大学見本市」等において，技術説明を行った。平成19年度は，共同研究168件（前年度160件），受託研究96件（前年度98件），地域貢献受託事業15件（前年度15件），奨学寄附金（前年度659件）を受け入れ研究を推進した。 また，鳥取大学振興協力会と連携して，萌芽的研究シーズの開発等支援経費を措置して12件（13社）の共同研究を実施した。
	【36-2，157-2】 3）大型プロジェクト獲得のため，産学・地域連携推進機構内に外部資金獲得支援室を設置し，外部資金導入の増大を図る。	3）平成19年度に産学・地域連携推進機構内に設置した「外部資金獲得支援室」において，競争的資金や各種助成金が獲得しやすいように，各種公募型プロジェクト等の情報を全教員に提供して申請を促進するとともに，産官学連携コーディネータが鳥取県内東部・西部地区の企業等とのコーディネートを行い，共同研究等の外部資金

		の増大に努めた。さらに，年度計画【134-1】の『計画の進捗状況』のとおり，教員の研究やシーズ等に関する詳細な情報を把握収集し，データベース化を図り，産官学連携による共同研究等を推進した。 また，農学部では，平成18年度に引き続き，学内外の研究者との連携の強化，大型プロジェクトへの参加・獲得に向けて，学外の第一線の研究者を本学に招聘して「先端研究者招聘セミナー」を実施した。
	【157-3】 10）米子地区地域連携部門へ新たに専任コーディネーターを配置するなど，米子地区での活動を強化する。	10）平成19年４月に産学・地域連携推進機構の改組を行うとともに，米子地区地域連携部門に専任のコーディネーターを配置し，米子地区の体制を充実した。これにより，米子地区における産学連携，地域貢献等の迅速で細やかな対応が可能となった。
	【156-2,157-4】 15）東京リエゾンオフィス，大阪オフィス，駅南サテライトオフィス等を活用し，県外企業とのビジネス交流会を鳥取県事務所，(財）鳥取県産業振興機構，中国経済連合会と共催するとともに，産官学連携の推進PRに努め共同研究，受託研究の件数の増加を図る。	15）年度計画【157-1】の『計画の進捗状況』を参照。
	【157-5】 16）連携協定を締結した金融機関，自治体及び銀行から受け入れた派遣職員を活用してコーディネーター機能の充実を図り，産官学連携を強化する。	16）産学・地域連携推進室連絡会（東部地区：月２回，西部地区：月１回）を開催し，鳥取県内自治体及び金融機関等，学外との連携を深め情報交換を行い，地域との連携を図った。 また，鳥取県，銀行等から人事交流で受け入れた派遣職員が，自治体及び産業界とのコーディネートに努めた。
【158】 3）地域共同研究センター，ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを窓口として，産業界からのニーズの受信，技術化可能情報の発信を行う。	【158-1,159-1,161-1】 4）各部局間の連携を強化するとともに，研究成果，教育成果等を関係機関との連絡会等を通じて，地域社会に対し積極的にPRを行う。	4-1）産学・地域連携推進室連絡会や，鳥取県産官学コーディネーター連絡推進会議等を活用して，鳥取県内の自治体及び金融機関等，学外との連携を深めるとともに，情報の共有化を図った。 4-2）鳥取県，(財）鳥取県産業振興機構や鳥取大学振興協力会等と連携し，各学部等のシーズ発表等を行った。（年度計画【157-1】及び【160-1】の『計画の進捗状況』欄を参照。）
	【158-2】 5）総合メディア基盤センターは，鳥取情報ハイウエイを介して，地域に向けた遠隔技術協力のための具体策を検討の上実施するとともに，ネットワークを利用した多地点公開講座開催等を支援する。	5）医学部と県内の病院を鳥取情報ハイウエイで結び医療の支援を行った。鳥取情報ハイウエイを介した医療関係及び地域連携に向けた遠隔技術協力として，平成19年度は看護部と県立中央病院において遠隔会議を２回開催し，鳥取県厚生病院とは遠隔病理診断システムを用い実施した。 また，毎月開催しているサイエンスアカデミーにおいて，日野町図書館及び琴浦町図書館へライブ中継を行った。
	【158-3,163-1】 6）教育研究に関する進展の動向や，社会のニーズ等に対応したMOT教育推	6）ＭＯＴイノベーションスクールは，平成16年度に開講して，これまでに社会人・大学院生合わせて延べ376名が受講した。平成19年度も引き続き本スクールを開講

	進のために，MOTイノベーションスクールを引き続き開講する。スクールでは，社会人やMOTに関心のある大学院生を中心に受け入れて，実践的な技術課題解決型のワークショップを展開する。	し，社会人受講生が実務上の課題・テーマを持ち込み，講師陣と受講生が共同で課題解決を行うＰＢＬ方式で行った。 こうした取組みを通じて，地域企業との産学連携を深め，地域経済活性化に貢献した。
	【158-4】 8）科学技術相談室の専門・相談分野の冊子を更新し，技術化情報を発信する。	8）相談員の専門分野・相談分野を表示した冊子「科学技術相談員一覧」を平成19年７月に更新し，ビジネス交流会等に配布するなどして，平成19年度技術情報を発信した。
	【158-5】 9）産業界からのニーズの受信窓口として，産学・地域連携推進機構に外部から気軽に相談できるように配慮するとともに，産官学組織の紹介や研究シーズのPR等の体制を充実し，地域との連携を深める。	9）技術相談や共同研究の打ち合わせのための技術相談室を設け，産官学組織の紹介パネルを掲げたり研究成果を展示するための展示スペースを設けた。 鳥取大学駅南サテライトオフィスに産官学連携コーディネーターが毎週１回常駐し，科学技術相談を行う体制を整え，地域との連携に努めた。
【159】 4）共同研究推進機構を活用し，広範な研究領域に係わる問題解決に当たる。	【156-1】を参照	年度計画【156-1】の『計画の進捗状況』欄を参照。
【160】 5）鳥取大学振興協力会及びとっとり乾地研倶楽部等と協力して，定期的に講演会，交流会を開催する。	【160-1】 11）鳥取大学振興協力会と協力し，産学交流事業（講演会，交流会，研究開発検討会等）を東部・中部・西部で実施するとともに，教員による企業訪問，県内行政機関との連携により，地域社会からの要請の把握に努める。	11-1）鳥取大学振興協力会と協力して，鳥取大学振興協力会交流会を東部地区１回（８月），中部地区２回（４月，９月），西部地区２回（４月，７月）開催し，教員による研究発表等の講演，地域企業との意見交換等を通じて，地元産業界との交流を推進したり，県外視察（広島県内：10月）を実施した。 また，鳥取県内地区別企業による本学訪問（西部地区：８月，中部地区：９月）や，出前技術相談会（西部地区：９月，中部地区：平成20年1月）を実施した。 11-2）教員やコーディネータによる企業訪問（167社訪問）を積極的に実施し，地域社会や企業からの要望把握に努めた。 11-3）平成19年５月に，鳥取県内の農林業団体，農林水産試験研究機関，鳥取大学農学部等の関係者が一堂に会して，試験研究課題についての意見交換会を行い，農林業の更なる振興・発展に資することを目的として，鳥取県農林水産部と鳥取大学農学部の共催により，鳥取県農林水産業産学官技術会議を新たに設置するとともに，第１回会議を開催した。
	【乾燥地研究センター】 【160-2】 1）乾燥地研究センターの支援組織である「とっとり乾地研倶楽部」と協力し，講演会や交流会を開催する。 また，一般公開，見学者の受け入れ等を一層推進する。	1）とっとり乾地研倶楽部との交流会を平成19年７月に実施した。また，とっとり乾地研倶楽部の協力を得ながら，一般公開（８月，10月），ミニ砂漠博物館（展示室休日公開）を実施した。
【161】 6）研究領域の教員と関連自治体，企	【161-2,162-3】 17）県内高等教育機関，経済団体，行	17）前回（平成18年度）の会議から金融機関が所有する資源を活用し，産業振興及び

業との関係者と意見交換を行う。	政機関等で構成する産官学連携企画推進会議の活動を活性化する。	地域との連携の強化をより推進するため「産学金官連携企画推進会議」と改称した。平成19年度の会議を4月に開催し，前回の20機関53名を上回る22機関61名が参加して，各機関における産学金官連携による研究プロジェクトの取組状況の報告，各機関が行う新事業へ他機関が連携・協力する可能性などについて検討・意見交換を行い，より効果的・効率的に事業が実施するために，各機関の事業を一覧表に纏め，情報の共有，一元化を図る取組みを行った。
【162】 7）県の産学官連携推進室と十分な連携を持つ。	【162-1, 163-2】 7）都市エリア事業等の大型プロジェクトの効率的推進のため，鳥取県・企業との連携による知的財産戦略を推進する。また，文部科学省，特許庁，中国経済産業局及び鳥取県商工労働部等の知的財産関連行政機関や他大学の知的財産部門等との連携による各種知的財産セミナーや講習会，客員教授による特許相談会等を実施する。	7）鳥取県との産学官による連携の下で，知的財産活動を以下の通り実施した。 ① 都市エリア事業では鳥取県等と連携し，６件の特許を出願した。また，公的機関の開催する「チャレンジ応援資金目利き委員会」，「知的財産マネジメント委員会」，「知的財産実務者会議」，「産官学連携企画推進会議」，「鳥取市活性化戦略委員会」等の会議に出席・討議，またはパネリストとして発表した。 ② 知的財産セミナーとして，産官学関連の専門員・教職員を対象とした「微生物寄託説明会」，「知的財産セミナー」，「利益相反セミナー」，「ＪＰ－ＮＥＴシステム説明会」を主催した。また，鳥取県主催の知的財産セミナーにも積極的に参加した。 ③ 平成19年度から特許相談会を米子地区でも隔月開催を実施（定例化）したことから，医学部からの相談が増加し，客員教授２名による特許相談件数の実績は延58件であった。
	【162-2】 14）鳥取県下の研究・行政機関等との連携により，地域独自の生産技術や環境保全に関わる研究プロジェクトを継続して実施する。	14-1）鳥取県下の研究機関等と連携して，主に以下のような研究プロジェクトを実施した。 ○鳥取県の平成19年度高等教育機関「知の財産」活用推進事業 ①過疎地域における情報インフラ整備の最適戦略に関する研究（工学部） ②鳥取県における着地型観光実践研究（地域学部） ③鳥取県における高齢者の介護予防事業の標準化と評価基準の構築（医学部） ④キノコを利用したゼロエミッション型アルコール類生産システムの開発（工学部） ⑤鳥取県と韓国江原道の過疎地の実態と政策に関する基礎的研究（工学部） ○平成18年度産学連携製造中核人材育成事業（経済産業省の公募事業） ①液晶ディスプレイ関連産業における中核人材育成（H18～H19）（工学部） ○地域新生コンソーシアム研究開発事業（経済産業省の公募事業） ①ＭＥＭＳ技術を用いたモバイル用超小型2軸ジャイロセンサの開発（H18～H19）（工学部） ②光硬化型キトサン誘導体を基材とした生体接着製剤の開発（農学部） ○平成18年度都市エリア産学官連携促進事業（文部科学省の公募事業） ①鳥取県米子・境港エリア：ライフサイエンス「染色体工学技術等による生活習慣病予防食品評価システムの構築と食品等の開発」（H18～H20）（医学部，工学部，農学部） ○国土交通省中国地方整備局の受託研究 ①殿ダム貯水池内及びダム下流河川の水質予測評価（工学部） ②鳥取港における長期的戦略に関する研究（工学部） 14-2）上記以外に，自治体と以下のような共同研究・受託研究を実施した。 ○主な共同研究 ①日本海での赤潮増殖要因の検索，連続培養実験（鳥取県，農学部） ②韓国との赤潮情報ネットワークの改良および流動モデルへの応用（鳥取県，工学部） ③鳥取平野及び大山周辺地域における地下水の収支及び動態についての研究（鳥取県，工学部）

		④鳥取市における漁港・漁村の今後のあり方に関する研究（鳥取市，工学部） ○主な受託研究 ①非滅菌環境下の半連続培養による実生ごみからのL-乳酸製造（鳥取県，工学部） ②廃瓦を用いたコンクリートの製造システムの確立及びそのコンクリート構造物への適用に関する研究（鳥取県，工学部） ③次世代梨新品種の育成に関する研究（鳥取県，農学部） ④共生菌の活用による希少植物種の増殖技術開発並びに保全施策の提言（鳥取県，農学部） ⑤メタボリック症候群の予防に関する地域基盤研究（境港市，医学部） 14-3）鳥取県地域産業活性化協議会の構成員として，鳥取県地域産業活性化基本計画の策定に参画し，地域産業の活性化に向けた取組みを支援した。 また，同基本計画に基づいて，工学部に附属電子ディスプレイ研究センター（寄附研究部門）を平成20年４月から設置して，ブレークスルーとなる研究や人材育成を行うこととした。 14-4）鳥取県・鳥取市とともに，地元へ進出等を行う企業（４社）との間に，共同研究や人材育成等に関する協定を締結し，産官学連携を積極的に推進した。 14-5）その他に，自治体と連携した地域貢献支援事業47件を実施した。（年度計画【127-2】の『計画の進捗状況』欄を参照。）
【163】 8）地域の需要等に応じ，公開セミナー，高度技術研修等を開催する。	【163-3】 12）サイエンス・アカデミー（公開セミナー）を継続して実施する。	12）平成７年から開始した「サイエンス・アカデミー」は，鳥取県立図書館の連携協力を得て，平成20年３月には第236回目を開催した（参加者数延べ6,354名）。平成19年度は「鳥取と環境シリーズ」をテーマに20回開催し，本学の研究成果や時節の話題等を解りやすく解説した。主会場の鳥取県立図書館と日野町，琴浦町とのライブ中継や，日南町ではビデオテープによるケーブルテレビ放送を実施した。
	【163-4】 13）著名な研究者・技術者を産学・地域連携推進機構の客員教授に迎え，企業での研究開発や知的所有権などの現在的課題について，現場での諸問題をとりあげる産業科学特別講義（客員教授セミナー）を実施する。	13）産業科学特別講義Ⅱ（客員教授セミナー）を前期に８回開講した。取りあげたテーマは，①知財保護制度，②地球環境問題の科学的考察（１），③地球環境保全と植物工場，④ある特許の一生，⑤科学と環境問題，⑥地球環境問題の科学的考察（２），⑦求められる研究者，⑧ナノテクノロジー～鉄より10倍強く，10倍軽いカーボンナノチューブ・ナノコイルと高機能半導体素子の故障解析～であり，大学院工学研究科博士前期課程の約110名が受講した。
○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策 【164】 1）大学コンソーシアム山陰の組織の活動を活発化する。	○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策 【164-2】 1）大学コンソーシアム山陰の今後の在り方を検討するとともに，事業の見直しを図ることにより組織の活動を活発化する。	1-1）平成20年１月に大学コンソーシアム山陰（鳥取大学，鳥取短期大学，島根大学，島根県立女子短期大学，島根県立看護短期大学で平成14年３月設立）の国際交流関係会議を開催し，語学研修，スキー研修等の留学生支援事業の協力体制について協議し，平成20年２月にスキー研修を実施した。 また，平成18年度の島根大学の春季アメリカ研修（アーカンソー大学）に続き，平成19年度は鳥取大学の夏期カナダ研修（ウォータールー大学）を共同で実施した。夏期カナダ研修は，８月４日～８月26日に英語研修プログラム等を実施し，鳥取大学12名，島根大学５名の学生が参加した。 1-2）島根大学医学部，広島大学医学部及び鳥取大学医学部の三大学による，「がんプロフェッショナル養成プランコンソーシアム」が選定され，コーディネーター会議等で運営方針等を検討した。 また，新たなコンソーシアム事業として，複数の大学病院が緊密に連携・協力して，それぞれの得意分野の相互補完を図り，循環しながら質の高い専門医や臨床研究者を養成するための「大学病院連携型高度医療人養成事業」を進めている。

	【164-3】 2）鳥取県大学図書館等協議会幹事館として一層の連携を強化し，地域における大学図書館として地域の核となるサービスの充実に努める。また，中国四国地区国立大学図書館協会副理事館として人材養成及びキャリアアップを図るため，地区内の一層の連携強化に努め，事業委員会委員長館として地区図書館職員の活性化とコミュニティーづくりを目指し，事業を積極的に推進する。さらに，情報・システム研究機関国立情報学研究所との共催により，目録システム講習会（雑誌コース）を開催する。	2-1）鳥取県大学図書館等協議会の開催時期を平成19年度から年度初めに変更し，年度計画等を十分に審議できる体制にするとともに，公共図書館等のオブザーバ参加を実施し，連携強化を図った。平成19年度は，ホームページのリニューアル，相互マニュアルＷｅｂ版の作成，鳥取県内ネットワークによる相互貸借等を検討し実現した。 2-2）本学附属図書館は，中国四国地区国立大学図書館協会副理事館として地区内の連携強化に努め，平成19年度は本学附属図書館が事業委員会委員長館として事業を展開し，地区ホームページの立ち上げや国立情報学研究所との共催による地区講習会を開催した。平成19年度の地区講習会として，鳥取大学を会場に本学職員が講師となり，「目録システム講習会（雑誌コース）」を開催し，中四国地区の業務担当者16名が受講した。
	【164-4】 3）地域の私立大学，高等専門学校教員及び公設試験研究機関研究員の博士学位取得を積極的に支援する。	3-1）連合農学研究科では，平成19年度に鳥取県園芸試験場３名，鳥取県農業試験場３名，鳥取県衛生環境研究所１名，鳥取県産業技術センター１名，鳥取県警科学捜査研究所１名，計９名の社会人学生が在籍した。うち，鳥取県園芸試験場の１名が10月に学位を取得した。 3-2）工学研究科及び工学部では，地域の公設試験研究機関研究員の博士学位取得及び卒業生１万人以上に対するリカレント教育と位置づけて博士学位取得を積極的に支援した。支援施策の一つとして，工学部電気電子工学科では関西地区の同窓会を開催し，大学・学部・学科の現状を説明した。また，公設試験研究機関研究員では，鳥取県衛生研究所の研究員が，平成19年度学位を取得した。 3-3）医学系研究科では，文部科学省の平成19年度「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に採択され，現役職業人を受け入れ，地域医療の高度医療教育に積極的に取り組んだ。
○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 【165】 1）学術交流協定締結校から語学教員を受入れ，語学教育の充実を図る。	○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 【165-1, 174-1】 【学術交流協定締結校との交流】 1）学術交流協定締結校との交流活動の現状を見直し，より一層の活性化を図るとともに，他のアジア圏との交流協定締結についても検討する。	1）平成19年度は，新たに大学間協定として「モンゴル科学アカデミー生物学研究所」，「モンゴル気象水研究所」と，部局間協定として「フィンランド国立技術研究所」，「チュラロンコン大学工学部」，「バーモント大学医学部」と学術交流協定を締結するとともに，複数の大学と協定の更新を行った。 また，日本学生支援機構が開催する日本留学フェア（台湾にて７月開催）へ参加し，台湾を始めとするアジア圏との交流協定締結を視野に入れた活動を行った。 地域学部では，中国東北農業大学から研究者を２名受け入れた。 医学部では，鳥取県と姉妹都市関係のあるアメリカ・バーモント大学医学部と学生交流等（鳥取大学医学部学生2名派遣，バーモント大学医学部学生2名受け入れ）を実施し，交流協定締結を実現した。 農学部では，忠南大学・江原大学・九州大学・鳥取大学の４大学持ち回りによる日韓合同国際シンポジウムを平成19年11月に鳥取大学農学部主催で開催し，平成20年度以降もシンポジウムを開催することを確認する覚書を締結した。また，平成19年度の国連大学ＭＳプログラムに２名の農学研究科大学院生が採用され，協定を締結している中国科学院寒区旱区環境工学研究所にて研究指導を受けた。

	【165-2,174-2】 【学術交流協定締結校との交流】 2）釜慶大学校（学術交流協定校）とのダブル・ディグリー（Double Degree：2つの学位）取得留学制度に関する覚書に基づき，学部学生の派遣，留学生の受入れを引き続き行う。	2）年度計画【73-2】の『計画の進捗状況』欄を参照。
	【165-3,174-3】 【学術交流協定締結校との交流】 3）学術交流協定締結校から受け入れる語学教員の身分・期間・授業内容等基本的な指針を明確にし，継続して語学教育の充実を図る。	3）平成18年度に大学教育総合センターと協議し，語学教育の充実を図るため，身分・期間・授業内容等基本的な指針を明確にし，学術交流協定校を中心に国内外に公募を行い，平成19年度から１名（中国語）を採用して，語学教育の充実を図った。
	【165-4,167-1,174-4】 【学術交流協定締結校との交流】 4）Nottingham大学（イギリス），Grenoble大学（フランス），Waterloo大学（カナダ），江原大学校，春川教育大学（韓国），東北農業大学・内蒙古師範大学（中国）での夏期語学・文化研修について，一層充実させるよう検討し引き続き実施する。	4）学術交流協定校等であるカナダ・ウォータールー大学（12名），韓国・春川教育大学校（６名），フランス・グルノーブル第三スタンダール大学（３名），中国・内蒙古師範大学（８名），中国・東北農業大学（15名）及びアメリカ・アーカンソー大学（３名）に語学研修への派遣を行い，本学の国際交流基金から参加者に対する援助（１人当たり１～３万円）をした。
	【165-5】 【学術交流協定締結校との交流】 5）インターネット，留学ガイダンス及び留学相談会を通じて学生に学術交流協定校の情報を提供することにより，交流への参加呼びかけ，留学希望者を増加させるとともに，留学予備教育等を継続して実施する。	5）留学予備教育コース（平成19年度に「語学強化コース」と改称）を継続して実施し，学生の英語，スペイン語，中国語及び韓国語の語学力を向上させるとともに，留学希望者には個別に留学指導を行った。 また，各学術交流協定校等への語学研修参加者に対する援助（１人当たり１～３万円）を国際交流基金から行うなど，学生の国際交流活動の一層の充実を図った。 各学部においても学術交流協定校との交流活動を行った。例えば，地域学部では，短期　研修に韓国・春川教育大学校：６名，中国・内蒙古師範大学：７名，フランス・グルノーブル第三大学語学研究所：１名，カナダ・ウォータールー大学：２名，中国・東北農業大学：２名が参加した。
【166】 2）学術交流協定締結校への語学研修を大学として企画し，学生の参画を促すとともに大学コンソーシアム山陰においても各大学の企画する語学研修に構成大学の学生が参加できる措置をとる。	【164-5,166-1】 【学術交流協定締結校との交流】 6）大学コンソーシアム山陰において，語学研修をテーマにした情報交換会を行うとともに，相互の協力体制を構築し，学生の参加について検討する。	6）年度計画【164-2】の『計画の進捗状況』を参照。
【167】 3）学部学生の短期留学の支援を行う。	【165-4】，【165-5】を参照	3）年度計画の【165-4】，【165-5】の『計画の進捗状況』欄を参照。 また，学術交流協定締結校への短期留学（交換留学）には，国際交流基金から支援金として15万円の援助を行った。

【168】 4）乾燥地研究センターや農学部にあっては，乾燥地域に拠点（海外研究教育基地）を形成し職員の派遣，大学院生の海外研修・実習を必修とする体制を整える。	【168-1】 【その他の大学・研究機関との交流】 1）乾燥地研究センターにおける，外国人研究者，留学生の一層の受け入れを推進するとともに，教員のみならず，ポストドクター，大学院生，技術職員等の海外派遣数を増加させる。	1）外国人研究者１名，留学生13名を受け入れた。また，乾燥地研究センター教職員，学生等を延べ105名（教員42名，ポストドクター３名，学生42名，技術職員等12名）を海外へ派遣し，交流を活発に行った。
	【168-2, 169-1】 【その他の大学・研究機関との交流】 2）メキシコ合衆国北西部生物学研究センターに開設した「鳥取大学教育・研究拠点」において，乾燥地農学開発に関する教育・研究並びに「大学国際戦略本部強化事業」，「大学教育の国際化推進プログラム（戦略的国際連携支援）」を継続して展開するとともに，職員を派遣し，スキルアップを図る。	2）平成19年度には，メキシコ合衆国北西部生物学研究センター（ＣＩＢＮＯＲ）及び南バハ・カリフォルニア州立自治大学（ＵＡＢＣＳ）に，９月から３ヶ月間，学生20名，教員16名，実習補助員として大学院生６名を派遣し，海外実践教育カリキュラムを実施した。その中で，派遣した教員により，ＣＩＢＮＯＲにおける教育と共同研究について調査･協議をした。 また，事務職員のスキルアップを図るため，国際交流課職員１名を３ヶ月，国際交流課及び研究協力課職員各１名を各１ヶ月半派遣し，このカリキュラム実施に係る業務を遂行した。
	【168-3】 【その他の大学・研究機関との交流】 3）エジプト・アラブ共和国国立水研究センターを中心とした外国人研究者の受け入れを行うとともに，日本人研究者の海外派遣を検討する。	3）平成19年度国際戦略推進本部強化支援事業により，エジプト・アラブ共和国の国立水研究センターに関係教員を派遣し，本学の海外教育・研究拠点を設置した。平成19年12月には，同センターの副所長等２名を招聘し，今後の拠点活用及び国際共同研究等の実施に向けて協議するため，国際シンポジウムを開催した。さらに，平成20年１月には，研究者８名，技術職員１名を約１ヶ月派遣し，共同研究等の具体的な協議を行った。また，同センターから研究生として１名を受入れた。
	【168-4】 【その他の大学・研究機関との交流】 4）優秀な留学生を受け入れ，特別コースで修士・博士一貫教育を引き続き行う。	4）平成19年度から開始した大学院農学研究科（修士課程）の「留学生のための乾燥地農学特別プログラム」に，１名（国費）の留学生を受け入れた。また，連合農学研究科（博士課程）の「留学生特別コース」及び「特別プログラム」に10月入学者として，14名（国費11名，私費３名）の留学生を受け入れた。農学研究科留学生には，博士課程への進学を考慮した研究指導を行った。
	【168-5】 【その他の大学・研究機関との交流】 5）帰国した留学生及びJICA研修生を通じて，乾燥地農業に関する研究情報の国際的ネットワーク化を一層充実する。	5-1）平成19年度には，国際交流センター長が８名の帰国中国人留学生と「帰国中国人留学生会（仮称）」の設立について，北京において意見交換を行った。 5-2）平成11年度から継続実施しているＪＩＣＡ集団研修コースの情報公開を更に推進するために，ホームページの日本語版と英語版のリニューアルを行い，過去の研修員が現在実施している研修内容及び研修員作成レポート等をホームページにより，随時確認できるようにしている。平成19年は，７月に９ヵ国，10名の研修員を受入れ，11月９日に閉講式を行った。 なお，平成20年は，現在実施しているコース「乾燥地水資源の開発と環境評価Ⅱ」の最終年となるため，本コースの改編継続に向け，内容刷新の検討を行った。

【169】 5）現在，実施している発展途上国を対象としたプロジェクトを継続的に実施するとともに，新たなプロジェクトの開発を目指す。		発展途上国との共同研究，プロジェクト事業を平成19年は次のとおり実施した。 ① 平成19年７月から11月にかけてＪＩＣＡの委託事業として乾燥地，半乾燥地に属する発展途上国の灌漑水資源開発に携わる研究者・技術者を対象とした集団研修「乾燥地水資源の開発と環境評価Ⅱ」を実施し，タイ，中国など９カ国10名の研修者を受け入れた。 ② グローバルＣＯＥプログラム「乾燥地科学拠点の世界展開」において，中国農業科学院農業環境及可持続発展研究所及び中国新疆農業大学と作物の塩害に関する共同研究を実施した。 ③ 農学部では，メキシコ北西部生物学研究センター（ＣＩＢＮＯＲ）と塩生植物による塩類土壌修復に関する共同研究を実施した。また，平成19年度からエジプトＮＷＲＣとナイル川流域の農業用水利用の効率化を進めるための共同研究を開始した。 ④ 平成20年度地球規模課題対応国際科学技術協力事業（JICA-JST事業）に対応するため，「気候変動の適応又は緩和に資する研究」（モンゴル），「地球規模の環境課題の解決に資する研究」（メキシコ）について，各々プロジェクトの準備に着手した。
【170】 6）学術交流協定締結校との研究連携を促進するため，シンポジウム開催等への資金援助枠を明示する。	【170-1】 【学術交流協定締結校との交流】 7）学術交流協定締結校との研究者交流・共同研究・シンポジウム開催等を行うための資金を確保し，交流を促進する。	7）平成19年度は，学術交流協定締結校との研究者交流・共同研究・シンポジウム開催等の交流事業12件（中国・東北農業大学との風力エネルギー利用技術に関する国際共同研究など）に対して大学独自の資金である国際交流基金から開催等の資金を援助し，協定校との交流を促進した。
	【170-2, 173-1】 【その他の国際交流推進策】 2）外国の研究者や教員の招聘費用について，学内国際交流基金による支援を引き続き行う。	2）平成19年度は，学術交流協定校（中国・東北農業大学など）からの研究者（３名）の招聘について，大学独自の資金である国際交流基金から支援した。
	【170-3】 【その他の国際交流推進策】 3）職員へ提供する交流情報を充実するとともに，引き続き援助資金の有効活用を図る。	3）職員の国際交流活動を支援するため，大学独自の経費である国際交流基金，学長経費「教育・研究改善推進費」（国際交流の推進），競争的外部資金等を利用して実施するとともに，語学教育などについてホームページ及び公募等により情報を提供した。 また，事務職員のスキルアップを図るため，メキシコ・ラパス，中国・ウルムチ，エジプト・カイロの海外教育・研究拠点へ４名の職員を３週間から１ヶ月半派遣したほか，夏期カナダ英語研修の学生引率（２名）や海外先進教育実践支援によるアメリカ・カナダの大学への研修派遣（３名）として職員を１～２週間派遣した。平成20年３月には，これら派遣職員から得られた成果を広く学内へ報告するとともに，他の職員の研修の機会とするため，報告会を開催した。
【171】 7）外国の研究者や教員の招聘が容易となる基盤を整備する。	【170-4, 171-1】 【その他の国際交流推進策】 5）国際交流会館等の規則の見直しを継続するとともに，外国人留学生・研究者用に学内の施設の有効利用を図りながら，学外の施設の利用についても検討する。	5）平成18年度に条件によっては１年以上の入居を認めるなどの規則の見直しを行い，平成19年度から運用を開始して国際交流会館の利便性を高めた。 また，外国人宿舎を平成18年度に改修し，外国人研究者用として平成19年度から使用を開始した。

【172】 8）２１世紀COEプログラムに係わる領域では，外国人研究者の招聘を計画に従って行う。		8）平成18年度までは21世紀ＣＯＥプログラム「乾燥地科学プログラム」，平成19年度からはグローバルＣＯＥプログラム「乾燥地科学拠点の世界展開により，外国人研究者を招聘し，研究会，セミナーを開催した。
【173】 9）職員や大学院生の海外派遣は，資金の許される範囲で引き続き行う。	【170-5, 173-2】 【その他の国際交流推進策】 4）引き続き職員や大学院生の海外派遣を行う。	4）年度計画【168-2, 169-1】及び【170-3】の『計画の進捗状況』欄を参照。
【174】 10）学術交流協定締結校との連携は，これまで以上に一層の活性化を図る。	【174-5】 【その他の国際交流推進策】 1）平成１６年度に実施した地域学に関する国際会議の成果を生かし，継続して北東アジア圏との研究交流の充実を図る。また，平成１８年度に開催された第１１回「北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット」における合意にもとづき，鳥取市で開催される第１回「北東アジア地域大学教授協議会」への地域の幹事大学として，積極的に参加・協力する。	1）平成19年10月に鳥取県と連携し，第１回「北東アジア地域大学教授協議会」を開催し，同地域内の大学等が共同して環境問題など共通の課題について協議した。この協議会において，本学は鳥取県内の大学の幹事校として中核的役割を果たした。
	【174-6】 【その他の国際交流推進策】 6）諸外国の研究教育機関との個人交流ネットワークの把握など学部現有のポテンシャルを明らかにし，多面的な交流を推進するとともに中軸的交流システムづくりを継続する。	6）平成19年度は，中国・北京で本学出身の同窓会の結成に向けて活動を開始した。
【175】 11）知的支援による国際交流についても積極的に推進する方向で努力する。		11）知的支援については，主に職員の語学能力の向上に力を入れ，教職員のための英語能力向上研修を８～９月に実施し，さらに年度計画【168-2, 169-1】及び【170-3】のとおり，職員の海外研修を積極的に行った。 また，年度計画【168-5】及び【174-6】のとおり，研究情報のネットワーク化を進めた。
○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 【176】 1）日本学術振興会拠点大学方式学術交流事業として，乾燥地研究センターと中国科学院水利部水土保持研究所を拠点大学とする共同研究をより一層押し進める。	○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 【176-1】 1）乾燥地研究センターと中国科学院水利部水土保持研究所との国際共同研究及び両機関を拠点大学とする日本学術振興会拠点大学方式学術交流事業を引き続き推進する。	1）第７回目となる日本学術振興会拠点大学交流事業2007年度中国内陸部の砂漠化防止及び開発利用に関する日中合同セミナーを中国科学院水土保持研究所で開催（９月24，25日）し，研究成果報告を行うとともに，日中参加者による全体討議，来年度以降の研究内容等を検討した。
【177】 2）独立行政法人国際協力機構・集団	【177-1】 2）農学部における，JICA集団研修「乾	2-1）ＪＩＣＡ集団研修については，年度計画【168-5】の５-2）の『計画の進捗状

研修コースとして，乾燥地，半乾燥地に属する開発途上国の灌漑用水資源開発に携わる研究者・技術者を対象に基礎知識と応用技術の研修を積極的に行う。	燥地水資源の開発と環境評価」をより一層充実させるとともに，特別コースによる研修生の帰国後のアフターケアを行う。また，砂漠化の進む中南米地域の乾燥地科学指導者育成のため，「農業技術教育基地」を設置することを検討する。	況』欄を参照。農業技術教育基地設置については，ＪＩＣＡメキシコ事務所，メキシコ北西部生物学研究センター（ＣＩＢＮＯＲ）と密接な連携をとりながら検討を重ねた。平成20年度も農業技術教育基地設置の実現に向けて引き続き検討を進める。
	【176-2, 177-2】 3）乾燥地・半乾燥地を有する諸外国を対象として研究・技術協力を積極的に推進する。	3-1) 農学部では，拠点大学交流事業やグローバルＣＯＥプログラムをはじめとして，教員24名を中国，メキシコ，モンゴル，シリア，エジプト等へ，総合地球環境学研究所からの依頼により，「民族／国家の交錯と生業変化を軸とした環境史の解明―中央ユーラシア半乾燥域の変遷」の研究分担者として教員２名をカザフスタン共和国へ，国連大学ＭＳプログラムにより中国科学院寒区旱区環境工学研究所に派遣されている２名の学生の研究指導のため，２名の指導教員を中国へ派遣した。また，「アラル海流域における水資源と環境の管理」に関するオープンセミナーを実施した。 3-2) 乾燥地研究センターでは，以下のとおり共同研究や専門家の派遣等を実施した。 ①トルコ科学技術研究機構と総合地球環境学研究所との研究プロジェクト「乾燥地域の農業生産システムに及ぼす地球温暖化の影響」 ②スーダン農業研究機構と神戸大学との研究プロジェクト「日本学術振興会アジア・アフリカ学術基盤形成事業」 ③国際協力機構（JICA）の依頼に基づく，外国人受託研修員の受入（集団研修「乾燥地水資源の開発と環境評価Ⅱ」（10名））や専門家派遣（ブラジル・東北部半乾燥地（カアチンガ）における荒廃地域の再植生技術開発プロジェクト，エジプト砂漠開拓地（ムバラクスキーム）農民農業生産技術向上プロジェクト）並びに研修講師（かんがい排水プロジェクトの持続的管理コース，かんがい排水・農村開発コース，モンゴル国別研修「干ばつ／ゾド早期警戒システム」）を実施 ④緑資源機構（アフガニスタン国参加型農業農村復興支援対策調査委員会），地球・人間環境フォーラム（北東アジアにおける砂漠化・干ばつ対策検討委員会）等に協力
	【176-3, 177-3】 4）日本人研究者，学生の海外派遣を推進する。	4）工学部では，電気電子工学科，社会開発システム工学科，生物応用工学科などで，大学院生や学生を国際会議や国際セミナーに参加させて海外派遣を行った。 また，農学部では，年度計画【176-2, 177-2】の『計画の進捗状況』欄の３-1）の教員の派遣に併せて，研究・調査補助等のため，11名の学生を中国・メキシコ・カザフスタン等へ積極的に派遣した。

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
（３）その他の目標
②　附属病院に関する目標

中期目標

１）患者中心医療の充実を図る。

２）病院長のリーダーシップ及び支援体制を強化し，高い視野から機動的な病院の管理運営を遂行できる体制を整備する。

３）卒前・卒後の医師及びコメディカル（医療従事者）の教育の充実を図る。

４）トランスレーショナル・リサーチ（基礎研究の臨床応用）を展開するとともに高度先進医療の研究開発を推進する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ウェイト
○医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策 【178】 １）患者のプライバシー保護，アメニティ充実の推進を図る。		Ⅲ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 患者プライバシー保護及びアメニティ向上のため，次のように充実を図った。 ・平成19年１月から附属病院敷地内の全面禁煙を周知し，４月から全面禁煙を実施した。 ・61室ある特別室の設備（テレビ，インターネット，冷蔵庫）を充実するとともに，１室増やした。 ・プライバシー保護の観点から，入院患者名簿を撤去し，窓口案内方式とした。 ・外来診察室の中待合い患者の少数化により，プライバシー保護の充実を図った。 ・手術を受ける患者家族及びＩＣＵ入院の患者家族のための待合室１室，控え室４室を新設した。	外来診察等における患者プライバシー保護を充実させるため，引き続き環境改善を行う。	
	○医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策 【178-1】 １）外来診察室における患者プライバシー保護を充実させる。		**（平成19年度の実施状況）** 【178-1】 １）平成20年１月から，患者様のプライバシー保護のため，各外来診療科での患者様の呼び出しを個人名から番号呼び出しに変更を行った。 ２）平成19年４月から，附属病院敷地内を全面禁煙とした。		

	【178-2】 17）入院患者の相談窓口を設置し，入院事務処理の効率化を図る。		【178-2】 17）平成19年4月に医療福祉支援センター内に看護師による相談窓口を設置し，患者様及び家族に対し入院オリエンテーション及びクリティカルパス（診療計画）説明を開始した。		
【179】 2）病院長のリーダーシップを支援する部門の充実を図るとともに，病院業務に特化した事務組織を設置し，経営の効率化を推進する。		Ⅳ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 附属病院の具体的改善目標，医療の質の向上，地域における役割を踏まえた医療機能の向上を目的に，日本医療評価機構による認定を受けた。 民間の経営コンサルタント会社に経営分析を委託し，今後の経営戦略をたて，増収策の検討を行う体制を整備した。 病院長のリーダーシップがより発揮できるよう病院執行部体制を見直し，副病院長２名体制から３名体制とするとともに，病院執行部会議，外部有識者による病院運営諮問会議を新たに設置する等，機能的な組織改革を行った。 優秀な医療従事者を確保するため，特定任期付職員制度を導入し助教，医療技術職員，看護職員を採用した。（平成18年度66名）	次期中期目標期間に向けて，第１期を超える病院を作るための病院経営に関するマスタープランとその中期計画（実施計画）を作成する。 外部有識者による運営諮問会議を活用し，効率的な病院経営を行う。 月例報告の評価加点表，診療実績等の伸び率及び診療科別改善ポイントシートを基礎としたインセンティブ経費を配分することにより，病院経営における貢献を各診療科の予算に反映させる。 各診療科別病床数について，病床稼働率及び病床回転数により見直しを行い，病床の効率的な運用を図る。 医薬品，医療用消耗品の集約化を推進し，在庫削減等，固定経費の節減を図る。 医療業務従事者の安定的な確保を図るため，特定任期付職員を採用する。 ＩＣＵ病床の増床を図る。	
	【179-1】 2）経営企画課を新設し，効率的な病院経営を図る。		**（平成19年度の実施状況）** 【179-1】 2）平成19年４月に病院の運営企画及び経営分析を行う経営企画課を新設し，効率的な病院運営を図ることができる体制とした。		
	【179-2】 3）次期中期計画に向けて，病院経営に関するマスタープランを作成する。		【179-2】 3）副病院長及び経営企画課で，病院経営に関するマスタープランの作成に着手し，平成20年度中に時期中期目標期間に向けて，第１期を越える病院をとするための病院経営に関するマスタープランとその実施計画（中期計画）を作成する。		
	【179-3】 4）外部有識者による運営諮問会議を		【179-3】 4）平成19年12月に，外部有識者10		

	活用し，効率的な病院経営を行う。	名の参加による運営諮問会議を開催した。運営諮問会議及び地域から設置要望のあった「セカンドオピニオン外来」について，平成20年度に設置することを決定した。（平成20年6月開設）
	【179-4】 5）月例報告の評価加点表，診療実績等の伸び率及び診療科別改善ポイントシートを基礎としたインセンティブ経費を配分することにより，病院経営における貢献を予算に反映させる。	【179-4】 5）各診療科の病院経営改善に関する貢献度を評価することを目的とした診療科別改善ポイントシート（新入院患者数，平均在院日数，手術件数，入院診療費用請求額，入院診療単価，医師１人当たり請求額，退院サマリー作成率，クリティカルパス適用件数ほか計23項目にそれぞれ目標値，達成度合いに応じたポイントを設定）を作成し，各月毎にポイントを算定，年間の合計ポイントに応じて，診療科の判断で自由に使えるインセンティブ経費として33,457千円を配分し，経営努力に対する意欲向上につなげた。 なお，各項目の目標値については，経営改善推進チーム（タスクフォース；メンバーは病院長，副病院長，診療科医師，放射線技師，看護師，事務職員）で原案を作成し，各診療科にヒアリングを行い適正に定めた。
	【179-5】 6）各科別病床数について，病床稼働率及び病床回転数により見直しを行い，病床の効率的な運用を図る。	【179-5】 6）効率的な病床の運用を行うため，各科別病床数の見直しを平成19年９月と平成20年２月に，各科別の延べ患者数及び１日あたりの新入院患者数等の実績を勘案して行った。（平成19年４月，平成20年４月に病床の再配分を実施）
	【179-6】 7）医薬品の在庫管理，消費管理，購買管理を一元的に効率化するSPDシステムを導入するとともに，在庫削減等，固定経費の節減を図る。	【179-6】 7）薬品ＳＰＤはプロポーザルを実施し検討を行ったが，費用対効果が見込めなかったため，延期とし，材料ＳＰＤの契約期間が満了する２年後に再度検討することとした。 材料ＳＰＤの対象品目を1,000品目から1,600品目に拡大し，在庫削減を図った。 （棚卸資産の推移：平成16年度末

322百万円，平成17年度末 268百万円，平成18年度末 255百万円，平成19年度末 191百万円）
病院経費削減推進会議において，平成19年度の削減計画として，節水及び節電等の具体的方策を実行した。（節水による節減額 6,689千円，節電による節減額 345千円）
また，共用自動車１台を平成19年12月に廃車した。

【179-7】
8-1）特定任期付職員として教授１名，講師１名，助教10名，看護師115名，社会福祉士１名，診療放射線技師２名，理学療法士１名，臨床工学技士１名，計132名を増員した。
8-2）女性医師・看護師など女性職員の就業・育児の両立支援と人材の確保及び安定雇用を図るための環境整備として，平成19年10月から現行の保育所を拡大し，24時間保育が可能な保育所（定員60名）を新営した。
8-3）看護師確保のため，中国地方の主要な看護師養成教育機関（18機関，延べ８日間）へ説明に出向くとともに，夏休み期間中に体験実習をも含めた就職説明会を開催した。さらに，鳥取県主催の就職ガイダンス（２回）に参加し採用公募を実施した。また，看護師募集のＰＲビデオも作成し，ケーブルテレビに３ヶ月間ＣＭとして放映するとともに，就職ガイダンス会場等で広報した。看護師採用試験は，本院以外に鳥取県と共催して大阪会場でも実施した。このことにより，優秀な看護職員を必要数だけ採用できた。
8-4）平成19年４月から看護部に継続学習支援室を設置し，専任看護師長を配置した。また，各部署に継続学習担当副師長及びプリセプターを配置し，新たに出前学習等の研修を実施した結果，平成17年に厚生労働省が定めた「新人看護職員研修到達目標」を達成した。さらに，新人看護職員へのメンタルケア及び就労環境の改善により，離職率が5.2%で全国平均（約9.2

【179-7】
8）医療業務従事者の安定的な確保を図るため，特定任期付職員を採用する。

			%）を下まわった。 8-5）本院採用内定者のうち，平成20年の新卒者を対象に看護師国家試験の全員合格，内定辞退の防止及び本院への帰属意識を高揚することを目的として，「国試対策セミナー」を２回（平成19年12月，平成20年２月）実施した。（合格率100%を達成した。）		
	【179-8】 9）ICU稼働率の向上，ICU病床の増床を図る。		【179-8】 9）平成20年４月から医師６名，看護師35名を増員し，現在稼働中のＩＣＵ６床に加えてＨＣＵ病棟のうち12床をＩＣＵ病床に機能を変更して，増床することとした。		
	【179-9】 10）増設した手術室を活用し，手術件数の増加を図る。		【179-9】 10）平成19年７月から増室した手術室３室の運用を開始し，手術件数を平成18年度5,047件から平成19年度5,287件に増加させた。（前年度比240件増）		
【180】 3）地域医療の核となる救命救急センターの設置・充実を図る。		Ⅳ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 第３次救急医療機関としての機能を一層拡充することにより，鳥取県西部を中心とした救急医療体制の強化に貢献するとともに，救急医療に関する臨床教育を拡充させるため，救命救急センターを設置した。 救命救急センターの外来部門は，依然として多数来院する第１次救急患者への対応，また，脳卒中，心臓病の急患に対するシステムの構築について，今後検討していくこととした。	平成20・21年度においても地域医療機関と連携をとり，救命救急センターの効率的運用を図るとともに，救命救急センター外来部門の改修計画を引き続き検討する。 ドクターヘリ配備について検討する。 総合周産期母子医療センターを核として，地域周産期医療ネットワークを構築するとともに，産科医及び小児科医の人材育成に努める。また，「がんセンター」の施設整備を行い，機能の充実を図る。 「生活習慣病予防センター」，「脳とこころの医療センター」，「遺伝子再生医療センター」の設置について地域の患者動向を踏まえつつ，引き続き検討する。	
	【180-1】 11）地域医療機関と連携をとり，救命救急センターの効率的運用を図る。		**（平成19年度の実施状況）** 【180-1】 11）救急患者数は平成19年度には約13,000名となり，その内，第１次救急患者が約87%を占めており，第３次救急患者の医療に支障をきたしているため，米子市と連携して地域住民へ救命救急センターの役割と現状について，広報（10月・12月）を行い啓発を図った。		

	【180-2】 12）救命救急センター外来部門の改修計画を検討する。		【180-2】 12）救命救急センター外来部門の改修について，平面計画の作成に着手した。		
	【180-3】 13）総合周産期母子医療センターを核として，地域周産期医療ネットワークを構築するとともに，産科医及び小児科医の人材育成に努める。		【180-3】 13）鳥取県と連携し，平成20年度の県の事業である，患者紹介及び情報の共有を行う，総合的な周産期医療体制を整備するための，周産期医療情報ネットワークシステム（本院を核として鳥取県立中央病院及び厚生病院を結ぶ）の整備の準備を進めた。		
	【180-4】 14）「がんセンター」構想を推進し，「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定を目指す。		【180-4】 14）平成19年4月に，がんの診断及び手術・化学療法・放射線治療のみならず緩和ケアを含めた専門医が総括的に治療を実施するがんセンターを設置し，その運営の中核となる専任の教授1名，講師1名を配置した。 また，平成20年2月8日付で厚生労働省から「都道府県がん診療連携拠点病院」としての指定を受けた。この指定を踏まえ，がん登録をさらに充実し，患者様及び患者家族のための「がんサロン（さくらサロン）」を癒しの場として開設することとした。 （平成20年５月開設）		
	【180-5】 15）「生活習慣病予防センター」，「脳とこころの医療センター」，「遺伝子再生医療センター」の設置について検討する。		【180-5】 15）病院長特別補佐等を中心に，地域の患者動向を踏まえつつ，各センターの在り方及び配置についての検討を開始した。		
【181】 4）病診・病病連携の推進，完全予約制の推進を図る。		Ⅲ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 他の医療機関からのＦＡＸによる外来診察予約を本格稼働するため，ＷＧを設置しＦＡＸ予約制の検討を行い，紹介患者連絡票の紹介目的を明確化するよう改訂を図った。 医療福祉支援センターの受付予約窓口を改装し，患者サービスの向上及び診療の効率化を図った。 入院・退院受付業務を取り込んだ運用とするため，医療福祉支援セン	平成20・21年度も引き続き，患者サービスの向上のため，他の医療機関からのＦＡＸによる外来診察予約制を実施する。	

			ターを改装すると共に，ＤＶ（ドメステック・バイオレンス）等に対応するため，新たにＰＳＷ１名と事務補佐員１名を配置し，医療福祉支援センター機能の拡充を図った。		
	【181-1】 16）他の医療機関からのFAXによる外来診察予約制の推進を図る。		**（平成19年度の実施状況）** 【181-1】 16）平成19年度のＦＡＸ予約件数は，4,195件（平成16年度　1,480件，平成17年度　2,122件，平成18年度　3,162件）一日平均約17件で紹介患者の約４割を占め，着実に増加している。地域の医療機関との連携により患者サービスの向上を図った。 平成19年4月から，ＰＥＴ-ＣＴ検査のＦＡＸ予約（77件/年）の受付を開始し，順調に増加している。		
	【181-2】 18）予約システムを見直し，外来患者の待ち時間を短縮する。		【181-2】 18）ＦＡＸ予約システムでの受付により，患者様の来院前にカルテを作成する「紹介手順書」の見直しを行い，外来待ち時間の短縮を図り，患者様及び紹介医から好評を得た。		
【182】 5）医療品質向上の推進を図る。		Ⅳ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 治験管理センターの施設及び必要備品を整備・拡充し，治験コーディネータを増員するなど体制の強化を図った。また，電子カルテによるモニターの利便性の向上に努め，処方及び注射オーダーで治験のセット入力を可能とするなど，効率的運用を図った。 クオリティー審査専門委員会を拡充し，各医療現場から日々報告されるインシデント等に関する報告書について判定を行い，医療安全管理部を中心としてその発生原因を究明し，防止対策を医療現場にフィードバックするとともに，研修会等を通じて医療の質の向上に努めた。 病病連携・病診連携を推進するため，医療福祉支援センターを中心に近隣のリハビリテーション病院との地域連携パスを作成し，運用を開始した。また，地域の医療連携の質と	質の高い医療を提供するため，クリティカル・パスの作成を増やし，適用率の向上を図る。 質の高い医療を切れ目なく提供するため，地域連携パスを拡大充実する。 治療成績公表について，具体的方針を策定し，実行する。 医療安全管理部の機能を充実し，医療安全と医療の質の向上に努める。	

	量を高めるため，本院が中心となって鳥取県及び医師会の共催を得てシンポジウムを開催（参加者163名）し，医療従事者間で連携の重要性を確認した。
【182-1】 19）クリティカル・パスの作成を増やし，適用率の向上を図る。	**（平成19年度の実施状況）** 【182-1】 19）クリティカル・パス委員会を毎月開催するとともに，平成19年12月にはクリティカル・パス大会（参加職員102名）を開催し，クリティカル・パスの導入・啓発を行い，適用率の向上を図った。 平成18年度　適用件数2,528件 平成19年度　適用件数3,384件
【182-2】 20）地域連携パスを拡大充実する。	【182-2】 20）平成19年１月から本院と地域の４医療機関との間で，「大腿骨頸部骨折地域連携クリティカル・パス」の運用を開始した。 （平成19年度適用件数　6件）
【182-3】 21）治療成績公表について，具体的方針を策定し，実行する。	【182-3】 21）平成19年10月にがんの治療成績について，附属病院のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載し公表した。
【182-4】 22）医療安全管理部の機能を充実し，医療安全と医療の質の向上に努める。	【182-4】 22）平成19年４月に，医薬品安全管理責任者１名を新たに配置して，医薬品に関する事故を防止するため，「医薬品の安全使用のための業務手順書」の作成等を行った。 また，医療機器安全管理責任者１名を新たに配置して，医療機器を正しく安全に使用するための研修会を平成19年度に18回開催し，医療安全の周知徹底と質の向上に努めた。 平成19年11月に，参加者には訓練のシナリオを知らせない形での大事故を想定した災害訓練（トリアージ訓練）を医師・看護師・職員及び学生，約300名が参加して実施した。参加者の誰もが必要性を痛感するなど大変有意義なものとなった。なお，本訓練の内容については，地域の反響も大きく，

			ＮＨＫ等の報道番組で取り上げられるなど，高い評価を得た。	
○良質な医療人養成の具体的方策 【183】 1）卒前の臨床教育，卒後初期臨床研修並びに専門医研修に連続性を持たせ，臨床教育・実習の充実を図る。		Ⅲ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 良質な医療人の育成に早期に応えるため，卒後臨床研修センターの機能の充実を図った。 ①鳥取大学関連管理型病院協議会構成員に鳥取県医師会を追加し，また，鳥取県病院局と鳥取県健康福祉部医務薬事課の職員をオブザーバーとして追加した。 ②卒後臨床研修センターに，専任事務職員１名と非常勤職員２名を配置した。 ③卒後臨床研修センター会議において，学生並びに研修医代表に出席してもらい，研修プログラム・評価，処遇等の諸問題について意見交換を行った。 ④卒後臨床研修センター内に健康管理室並びに進路等相談室を設置した。 ⑤本院の専門医研修について鳥取大学関連管理型病院協議会所属の病院と協議するため，ＷＧを設置した。 ⑥卒後臨床研修プログラムの作成及び協力型病院等との調整を担当する准教授を卒後臨床研修センターに配置した。 ⑦本院及び関連病院の指導医の資質向上のため，臨床研修の指導医講習会を本院の主催で開催した。（１回/年）	全人的医療人養成プログラムの充実を図る。 ＦＤを活性化し，特にクリニカルクラークシップの充実を図る。 卒後３年目以降の専門医養成のためのプログラムを充実させる。 卒後初期臨床研修医のマッチング率を向上させる。
	○良質な医療人養成の具体的方策 【183-1】 1）全人的医療人養成プログラムの具現化を図る。		**（平成19年度の実施状況）** 【183-1】 1）ヒューマンコミュニケーションを中心とした，人間性向上教育を充実させるカリキュラムを作成し，地域医療を担う豊かな人間性を備えた，全人的医療を実践できる優れた医療人を養成する教育を実施した。この教育の実施により，学生はコミュニケーション能力を習得し，自己成長したと感じており，今後の学習に大変有意義な効果をもたらしている。	

	【183-2】 2）ＦＤを活性化し，特にクリニカルクラークシップの充実を図る。		【183-2】 2）ＦＤワークショップで「効果的なクリニカル・クラークシップ」をテーマとして取り上げた。その内容を各実習科にフィードバックし，今後の実習改善に役立てられるようにした。 今後もＦＤにおいてクリニカル・クラークシップに関するワークショップを行い，様々な角度からクリニカル・クラークシップについて，引き続き検討を行う。		
	【183-3】 3）卒後３年目以降の専門医養成のためのプログラムを充実させる。		【183-3】 3）診療科再編を受けて，プログラムを細分化し，専門医コース・選択ローテート及び総合医コースの内容を魅力あるものとした。		
	【183-4】 4）卒後初期臨床研修医のマッチング率を向上させる。		【183-4】 4）卒後臨床研修センターを中心にマッチング率を向上させるため，在学時からきめ細やかな対応に努めてきた。また，平成19年５月から各診療科の治療方針及び活動状況等を掲載した「センター便り」を４刊発行し，学生に配布した。 初期臨床研修医に基本的診療知識と技能を修得させるため，救命救急医療研修（3 ～ 5 回／年）及び各種セミナー（1 ～ 2 回／週）を開催するとともに，海外講師を招聘（1 回／年）して症例検討会等を実施した。また，指導医講習会（2 回／年）を開催し，指導医の能力向上を図った。このことにより，平成20年度のマッチング数の増加に繋がった。 （H19年度16名　→　H20年度25名） 「優秀指導医賞」を新たに設けて，特に優秀と認められた指導医を表彰し，研修医教育の充実及び指導方法の一層の向上を図った。		
【184】 2）コメディカルの実務実習を積極的に受け入れるとともに受入体制を一層整備する。		Ⅳ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** コメディカルの実務実習を積極的に受け入れるために，教育研究推進部を新設し，教育担当副病院長を中心として看護部，薬剤部及び各診療施設部への実務実習受入れ体制を強化し，鳥取県西部広域行政管理組合	コメディカルの実務実習を積極的に受け入れるとともに，受入体制を充実を図る。	

			の救命救急士の実習，鳥取県の准看護師臨地実習，調剤薬局の薬剤師研修などを積極的に受け入れた。		
	【184-1】 5）コメディカルの実務実習を積極的に受け入れるとともに，受入体制を充実させる。		(平成19年度の実施状況) 【184-1】 5）本院及び他病院の潜在看護師の復職支援のために，新たに基礎コース，ブラッシュアップコース，発展コースを設けた「いつきてもいいよスクール」を開設し，７名を受け入れた。うち，３名が復職した。本制度は，鳥取県からも大いに期待されている。 近隣の医療系教育機関から資格取得のための実習として，薬剤師実習生10名，視能訓練士実習生９名，作業療法士・理学療法士実習生10名を含む48名を受託実習生として積極的に受け入れた。また，近隣の医療機関等から研修生として，救命救急士18名，薬剤師５名を受け入れ，地域医療従事者の教育・研修を行う中心的医療機関としての責務を果たしている。		
【185】 3）患者中心の総合的な実践研修システムの構築を図る。		IV	(平成16～18年度の実施状況概略) 附属病院の各部門が独自に企画・実行していた職員研修を，附属病院として統括，実践するため教育研修委員会を設置した。 患者満足度調査のアンケート結果に基づき，人権研修会，接遇研修会，などを開催し，患者サービス等の向上に努めた。	医の倫理，患者の権利の尊重，個人情報，情報セキュリティなどの教育研修を継続して実施し，職員の資質向上を図る。 薬剤師等コメディカル職員の研修教育を充実し専門資格取得を推進する。 看護師の研修教育を計画的に実施し，専門性の高い看護を提供する専門・認定看護師資格の取得を推進する。 ボランティア医学部生により，職員の接遇マナーの評価を行い，研修内容等を見直し，接遇マナー研修内容の充実を図る。	
	【185-1】 6）医の倫理，患者の権利の尊重，プライバシー，情報の扱いなどの教育研修を充実させる。		(平成19年度の実施状況) 【185-1】 6）医療従事者等の資質向上を図るため，全職員を対象として，患者満足度調査のアンケート結果に基づく，以下のような各種研修会を開催し患者サービス等の向上に努めた。 ①ホスピタリティ向上研修会を前期５回，後期５回実施し，118名が参加した。 ②平成19年６月に個人情報研修会「個人情報保護の重要性ー漏洩		

			事故の防止に向けてー」を実施し，410名が参加した。 ③平成19年８月・９月開催の大学全体の情報セキュリティ研修会に132名が参加した。 ④「医療安全管理研修」（５回開催1,459名が参加）及び「感染対策研修」（３回開催409名が参加）については，受講票を配布し，医療安全への自覚を促した。また，ポケット版「医療事故防止のためのマニュアル」を全職員に配布し，常時携行することとした。		
	【185-2】 7）看護師，薬剤師等コメディカル職員の研修教育を充実し専門資格取得を推進する。		【185-2】 7）コメディカル職員の研修経費を平成18年度予算額100万円から平成19年度500万円に増額し，積極的に資質向上及び能力向上の研修に参加，実施できる体制とした。 平成19年度新たに「皮膚・排泄ケア認定看護師」・「感染管理認定看護師」及び院内認定資格を取得した30名の看護師により専門性の高い看護を提供した。 「がん薬物療法認定薬剤師」など８件の認定・専門資格を６名の薬剤師が取得し，医療の質的向上，医薬品の適正使用及び安全管理に貢献している。		
	【185-3】 8）医療事務専門職員の研修教育を充実し，専門資格取得を推進する。		【185-3】 8）全職種を対象として，「保険診療に関する説明会」を医療サービス課職員を講師として３回開催した。（参加者　143名） 学外研修（診療報酬セミナー，労災診療費算定実務研修会，医業経営セミナー，大学病院医事関連業務情報交換会，ＤＰＣ講演会）に積極的に参加し，知識の習得を図るとともに，院内での報告会を開催し，病院内への情報発信を行った。		
○研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策 【186】 1）先端医療技術開発への学内外の基礎医学者や他学系研究者の参加を推		Ⅲ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 遺伝子・再生医療センターの設置に向けて，平成18年４月から遺伝子診療科において遺伝カウンセリングの診療が開始できる体制とした。	先端的医療の導入のため，他大学等との共同研究及び学内外の基礎医学者などとのトランスレーショナル・リサーチ（基礎研究の臨床応用）	

進する。				を推進する。
	○研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策 【186-1】 1）先端医療技術開発への学内外の基礎医学者などの参加を推進し，トランスレーショナル・リサーチの推進を図る。		(平成19年度の実施状況) 【186-1】 1）遺伝病であるゴーシェ病で欠損する酵素を活性化する新たな化合物を他大学との共同研究で見出し，平成19年３月の鳥取大学発明審査委員会で認可され，国内２施設・スペイン２施設との共同で，特許出願申請を準備した。 研究医療費(13,433千円）を先進医療の申請・取得を進める経費として，各科に配分した。	
【187】 2）学内組織との連携により，トランスレーショナル・リサーチの推進を図る。		Ⅲ	(平成16～18年度の実施状況概略) 基礎研究と臨床医学との融合を図りながら研究を推進し，臨床の場で実践できる新しい機能再生医療の開発とそれを担う人材の養成を図るため，「自己骨髄・末梢血細胞移植による重症下肢虚血性疾患に対する血管再生治療」を臨床展開した。	先端医療の技術開発とそれを担う人材の養成を図るため，トランスレーショナル・リサーチ（基礎研究の臨床応用）を学内組織と連携して推進する 。
			(平成19年度の実施状況) 【187-1】 自己骨髄・末梢血細胞移植や遺伝子カウンセリングを実施した。 また，平成19年11月１日に，先進医療「超音波骨折治療法」の承認を受け診療を開始した。 肥大型心筋症診断のトランスレーション：本院を受診している肥大型心筋症患者を対象に，患者様が心不全を発症する原因となる新種の遺伝子変異を発見し，発症のメカニズムを解明した。(本学医学系研究科機能再生医科学専攻の大学院生が日本循環器学会から「第六回国際留学生若手研究者賞」の優秀賞を受賞した。) 血管再生医療のトランスレーション：本院を受診している閉塞性動脈硬化症患者を対象に，骨髄幹細胞移植を用いた治療を行っているが，加齢に伴い治療効果が減弱するため，その原因を解明する研究を行っている。	
○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策			(平成16～18年度の実施状況概略) がん疾患等に対するより安全で機	睡眠センターの設置について，地

【188】 1）臓器・機能別診療体制を充実させ，関連病院と機能的に連動する診療体制を確立する。		Ⅳ	能的な治療体制を確立するため，医学部附属病院に外来化学療法室を設置した。また，将来の睡眠センター設置を見据えた睡眠時無呼吸外来を設置，術後の静脈血栓塞栓症の予防を主な目的とした静脈血栓塞栓症外来を設置した。 新たに胸部外科，血液内科を設置し，臓器・機能診療体制の整備及び特定機能病院としての充実を図った。 また，美容治療の確立・定着を図るため皮膚科に美容外来を設置した。	域の患者動向を踏まえつつ，センターの在り方及び配置について引き続き検討する。 専門性の高い看護を提供するため，専門看護師を積極的に養成し，看護職員の資質向上を図る。	
	○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策 【188-1】 1）診療科長制度を導入し，臓器機能別診療体制の見直しと充実を図る。		**（平成19年度の実施状況）** 【188-1】 1）平成19年５月に診療内容の実態に合わせ，患者様にとって分かりやすい名称にするため，従来のナンバー科（第一・二・三内科，第一・二外科）を循環器内科，内分泌代謝内科，消化器内科，腎臓内科，呼吸器内科，膠原病内科，消化器外科，小児外科，心臓血管外科，胸部外科，乳腺内分泌外科に，耳鼻咽喉科を耳鼻咽喉科及び頭頚部外科に，放射線科を放射線科及び放射線治療科に，麻酔科を麻酔科及びいたみ緩和ケア科に，精神科神経科を精神科に，血液内科を血液腫瘍科に，脳神経内科を神経内科に変更するとともに，その分野の専門医を診療科長にする新たな診療科長制度を導入した。		
	【188-2】 2）睡眠センターの設置を検討する。		【188-2】 2）副病院長を中心に，睡眠センターの在り方について検討し，平成20年５月に睡眠障害及び睡眠時無呼吸症候群の診断に不可欠な睡眠検査室（終夜ポリグラフ検査）の増設等の体制を整備充実することとした。		
	【188-3】 3）胸部外科，血液内科等，新たに設置された診療科の充実を図る。		【188-3】 3）血液内科に准教授１名，助教１名を配置し，充実を図った。		
	【188-4】 4）看護師配置基準７対１を導入する。		【188-4】 4）平成19年６月から良質な医療・看護を提供するため，看護師80名		

			を増員し看護師配置基準７対１を実施した。		
	【188-5】 ５）病棟外来一元化の看護管理体制を見直し，充実を図る。		【188-5】 ５）専門看護師を特定の所属から離し，横断的な指導・教育・相談活動にあたる体制とした。 平成20年６月に糖尿病看護認定看護師を中心にした「フットケア外来」を新規に開設することとした。		
	【188-6】 ６）専門看護師を積極的に養成し，適正配置を図る。		【188-6】 ６）平成19年７月「皮膚・排泄ケア認定看護師」と「感染管理認定看護師」資格を各１名が取得し，各部門で実践・指導・教育などの活動により，褥瘡新規発生率削減目標（目標値1.6%，実績0.9%）及びＭＲＳＡ（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）新規検出患者数の削減目標値（目標値35.5%，実績29.1%）を達成した。現在，平成20年度の認定看護師資格取得のため２名を研修させている。		
【189】 ２）関連病院群との間で診療機能の分担を図り，高度先端医療を大学指導型で推進し，教育，診療，マンパワーの効率化を図る。		Ⅳ	**(平成16～18年度の実施状況概略)** 平成16年度，医療福祉支援センターの看護師を１名から２名体制（兼任の副師長を配置）とし機能の充実を図った。また，常勤のメディカルソーシャルワーカーを配置し，関連病院との連携強化を図った。 平成17年度，看護師（副師長）を兼任から専任とし，スタッフの充実を図った。 地域住民の立場に立った医療，保健，福祉の向上を図ることを目的とした「鳥取県西部地区医療連携協議会」を鳥取県西部福祉保健局及び西部医師会とで設立し，シンポジウムを開催するなど地域の医療連携ネットワークの充実に努めた。 他の医療機関からのＦＡＸによる外来診察予約を本格稼働するため，ＷＧを設置しＦＡＸ予約制の推進を図った。 鳥取県福祉保健部・病院局と地域医療の現状及び活動状況などの情報を共有して地域医療の充実を図るため，情報交換会を定期的に開催した。	地域医療機関と連携した診療機能の分化について引き続き検討する。 地域医療機関との連携による医療体制の構築事業を推進する。 鳥取県及び鳥取県医師会と連携して教育実習を継続実施し，教育実習内容の充実を図る。	

【189-1】 7）地域医療機関と連携した診療機能の分化について検討する。	(平成19年度の実施状況) 【189-1】 平成19年３月から日南病院とＣＴ画像の遠隔読影を実施した。(遠隔読影件数　７件) 平成20年１月から鳥取県立厚生病院とバーチャルスライドシステムのネットワークを構築し，術中迅速組織診断及び生検組織診断の遠隔病理診断を実施した。(術中迅速組織診断５件，生検組織診断65件)
【189-2】 8）地域医療機関との連携による医療体制の構築事業を推進する。	【189-2】 8）平成19年１月から本院と地域の４医療機関との間で，「大腿骨頸部骨折地域連携クリティカル・パス」の運用を開始した。(平成19年度適用件数　６件) 患者様のニーズにあった医療及び適切な情報の提供を行い，地域の医療連携を行うため，鳥取県西部地区医療連携協議会において，地域連携パスの開発，促進を図っている。(平成20年度：脳卒中連携パスを作成中)
【189-3】 9）鳥取県及び鳥取県医師会と連携し，地域医療を支える医師確保対策を推進する。	【189-3】 9）平成19年４月に「鳥取県臨床研修指定病院協議会」が設置され，鳥取県の医療の維持向上のため，臨床研修医の確保及び研修の充実に必要な事業の実施について検討を行った。(協議会連絡会４回開催) 鳥取県内の東部・中部・西部の各保健医療圏毎に「持続可能な医療提供体制のあり方検討会」が平成19年11月以降開催され，医師確保事業の実施状況及び各医療圏における医療資源の状況等について，検討を行った。 本院が主体となり，鳥取県西部福祉保健局及び鳥取県西部医師会とで共同運営している「鳥取県西部地区医療連携協議会において，“がん医療を支える鳥取県西部地区の医療連携”をテーマとしたシンポジウムを開催，鳥取県西部圏域の医療，保健，福祉に携わる関係機関・団体等から約100名の参

			加があり，実りあるシンポジウムとなった。 平成19年8月より，鳥取県福祉保健部・病院局と地域医療の現状及び活動状況などの情報を共有して地域医療の充実を図るため，情報交換会を定期的に開催している。 また，米子市とも情報交換会を開催し，地域連携を積極的に進めている。 地域固有の課題に対応するため，鳥取県福祉保険部・病院局との意見交換会及び米子市との連絡会を開催するとともに，日常的に実務担当者が相互に行き来をし，情報を共有するなど連携強化に努めている。		

Ⅱ　教育研究等の質の向上の状況
（３）その他の目標
③　附属学校に関する目標

中期目標	1）附属４学校園は，それぞれの設置目的に沿って，児童，生徒，幼児の教育（保育）を行うと共に大学・学部と連携しながら，教育の理論及び実践に関する研究並びに実証を行い，併せて学生の教育実習等の臨床現場となる。 また，地域・附属学校園相互の連携を深めて，地域教育の向上及び教員の資質向上を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成19年度までの実施状況	判断理由（計画の実施状況等） 平成20～21年度の実施予定	ウェイト
○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策 【190】 1）大学・学部との交流を密にし，大学教員と附属教員が共同でプロジェクトを企画し，教育に関する研究を推進する。		Ⅳ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 附属小・中学校では，地域学部教員を共同研究者として，小・中一貫の教育課程の研究を行った。 地域学部，医学部，保健管理センター教員による中学生への授業を実施した。 附属小学校の「総合的な学習」において農学部教員と学生の指導を受け，その連携の成果を地域社会に発信した。 附属学校教員が，大学の講義の一部を，また，大学教員が附属学校の授業の一部を担当するなど，大学との交流・連携を活発に進めた。 学部学生及び留学生に対して授業公開を実施した。 附属幼稚園で取り組む「幼児期の子どもの遊びにおける『学び』の系統性の検討」の研究について，地域学部の教員の助言指導を継続的に受け，研究の推進を図った。 附属小・中学校教員が，地域学部の教員との共同研究及び教材の共同開発等を行い，その成果を研究発表大会で発表すると共に，「研究のまとめ」を作成し，関係者へ配付した。	プロジェクトの組織化・系統化等の企画を行う。 大学・学部と附属学校の連携・協力をより一層進める方策を引き続き検討，実施していく。 特別支援学校高等部の現場実習の場を，本学の他の部署にも拡大し，将来的には障害者雇用に繋がるシステムの確立を目指す。	
	○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策 【190-1】 1）新たな大学・学部との連携方法，		**（平成19年度の実施状況）** 【190-1】 学部との連携，大学教員と附属学校教員との共同授業等について以下		

のとおり実施し，大学・学部との連携・協力を強化した。

1-1）附属小･中学校では，小中一貫教育研究として５つの研究プロジェクトを設置し，大学教員と附属小・中学校教員とが，いずれかの研究プロジェクトに属して研究を行った。夏季休業中に研究プロジェクト毎に情報交換を行い，大学教員の講演を８月６日及び21日に実施した。

また，地域学部教員を共同研究者として，「学びを創り楽しむ授業の創造～小中９年間の連続した学びを問い直す～」の共同研究を行い，その研究成果を11月22日に研究発表大会で発表するとともに，年度末には「研究のまとめ」を作成し，関係者に配布した。

1-2）附属中学校では，地域学部，医学部，保健管理センター等の教員６名による，３年生を対象とした講義「私と健康」を12月13日に実施した。

また，２年生全員を対象に，理事及び職員10名の指導のもと「総合的な学習」において，「ミニ門松」づくりの実習を12月13日に実施した。

1-3）附属特別支援学校の教員２名が，非常勤講師として大学において「看護体験」，「授業づくり」の授業を行った。

1-4）附属特別支援学校では，大学教員３名が専攻科で授業を行った。また，４名が教育研究スーパーバイザーとして教育相談業務に係わった。

附属４校園特別支援教育・子どもを語る会には大学教員２名がスーパーバイザーとして，助言指導を行った。

また，大学教員と共同で教材を開発し，児童生徒の体育や自立活動に活用した。(特別支援学校小学部と工学部)

1-5）附属特別支援学校では，障害者の自立支援を目的に，大学附属図書館，農学部附属フィールドサイエンスセンターにおいて，高等部現場実習を10月29～11月９日に実施した。

大学教員と附属教員の共同プロジェクトの企画等について具体的な内容の検討を開始したところであるが，更に協力関係を強化するため共同研究委員会等の立ち上げを検討する。

			上記のように小中一貫教育研究のプロジェクトを設置し，共同研究をさらに充実し，また，大学・学部との連携を特別支援学校にも拡大して共同研究を充実させた。		
【191】 2）各学部学生の教育実習の受入れと，教育実習カリキュラムの充実を図る。		Ⅲ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 教育実習の充実を図るため，全学的な教育実習委員会を立ち上げ，受入方法・指導のあり方等について検討し，生涯教育総合センター等と連携しながら，教育実習の改善を図った。 また，教員養成に関するＷＧ委員会において，教育実習の枠組みを作成するとともに全学体制での役割・分担案を作成した。	教育実習を実施する上での諸問題について，引き続き協議を行い，教育実習の充実を図る。	
	【191-1】 2）教育職員免許状取得希望学生の教育実習の充実について，全学的な教育実習委員会において検討し実施する。		**（平成19年度の実施状況）** 【191-1】 2）大学教員を交えた教育実習委員会において，受入方法・指導のあり方，評価方法，実習生の状況や実施上の問題点について検討し，特に教育実習への心構え，学習指導案の書き方等について，よりきめ細かい改善を図った。		
	【191-2】 3）生涯教育総合センターと連携し，教育実習の充実を図る。		【191-2】 教員養成を全学的に推進する生涯教育総合センター等と連携し，以下のとおり教育実習の充実を図った。 3-1）附属小学校では，前期の実習で児童観察の方法や実習への心構えを指導し，後期の実習で指導案の書き方や学習指導を中心に指導した。 また，地域学部学生に対して前期の実習後，「教育実習の基礎」を講義し，後期の実習に活かした。 さらに，実習期間中に教科だけでなく，道徳や図書館教育の講義を実施したり，実習生に関わる大学教員が随時し，助言指導を行った。 3-2）附属中学校では，一部教科の実習生増加により，不足がちになる実践の機会を補うため，市内の公立中学校５校に応用実習の協力を依頼し，指導の充実を図った。 3-3）附属特別支援学校では，実習		

			生の自己評価表を作成し，実習期間の中間と終了時に記入させることにより，自己意識を高め，実習を有意義なものとなるよう役立てた。 また，「実習の心得」を教員が共通理解し，基礎的な事項も丁寧に指導した。 実習生の研究授業の指導助言者として，大学教員６名により授業方法の指導をした。 3-4）附属幼稚園では，観察・部分実習，共同保育・１人保育等，幼児理解や保育者の援助のあり方の理解，保育指導案の立案・実地保育の経験を通して，幼児教育についての理解を図った。特に，主免実習については，テーマ別協議会を設定し，各自研究テーマをもって実習に当たるよう指導した。 また，免許取得を目指す学生の受入れを行い，実習カリキュラムについて，教育実習主任を中心に全教員で検討を加え，指導を行った。		
○学校運営の改善に関する具体的方策 【192】 1）各種委員会の充実を図り，教育・研究の企画，立案の向上に努める。		Ⅲ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 附属学校部長を中心とした附属学校運営委員会の充実を図るとともに，校園長会・副校園長会を定期的に開催して共通理解・認識を深め，附属学校部の円滑な運営を図った。また，各附属学校園とも運営委員会等において重要事項の企画・立案を行い学校運営の充実を図るとともに，効率的な校務分掌・組織の見直しを図った。研究においても，会議のもちかたを工夫することにより，研究体制の充実を図った。 附属小学校では，安全部・実習部・研究部の３部を中心に運営し，これらの部で企画・検討後，全職員へ提案し，検討・実践・修正等を行い，特に，重要事項や行事等は事前に運営委員会で検討し，全職員に提案することにより，職員会の進行や運営方法の改善を図った。また，校長・副校長・副教頭の連絡会を月・木曜日に定期的に行い，課題を把握して運営等に活かすよう努めた。 附属中学校では，各分掌等での起案事項を運営委員会で事前に検討し，	学校運営の改善に資する具体的方策について，各種委員会等において引き続き検討し，改善を図る。 また，附属特別支援学校の高等部専攻科について，引き続き教育方法の充実，改善を図る。	

		職員会に提案することにより，効率的な職員会の運営に努めた。 附属特別支援学校では，学部会・分掌部会・主事会・企画委員会・職員会の開催を定例化し，学部会等で起案したものを「企画委員会」（校長・副校長・教頭・学部主事・教務主任・分掌部長で構成）で事前に検討することにより，「職員会議」での時間の効率化を図った。また，学校運営の中枢を「主事会」（校長・副校長・教頭・学部主事・教務主任で構成）とし，定期的に学校全体の運営について協議した。 附属幼稚園では，外部委員を含む学校評議員会を開催し，創意ある幼稚園運営・教育をめざして積極的な意見交換を行い，改善を図った。
○学校運営の改善に関する具体的方策 【192-1】 1）各種委員会の充実を図り，教育・研究の企画，立案能力の向上を図る。		**（平成19年度の実施状況）** 【192-1】 1-1）附属学校部長を中心とした附属学校運営委員会の充実を図るとともに，校園長会・副校園長会を定期的に開催し，共通理解・認識を深め，附属学校部の円滑な運営を行った。 1-2）附属小学校では，教育相談と特別支援教育を統合し，関連性を持たせながら教育活動を行った。 1-3）附属中学校では，校内運営委員会等において，重要事項の企画・運営の検討を行い，生徒指導など学校運営の充実を図った。 1-4）附属特別支援学校では，教員による学校評価を前期・後期の年２回実施し，学校運営の改善を図った。 また，保護者による学校評価を平成20年１月に実施し検討した結果及び改善した内容を学校便りとして保護者に配布した。 1-5）附属幼稚園では，附属幼稚園教員による「教育反省」を学期末に実施し，行事の見直しや教育課程の適正な実施などの改善を図った。 また，保護者による学校評価を12月に実施し，その内容を年２回開催している学校評議員会において評価し，園運営に活かすとともに，結果について保護者に報告し

			た。		
	【192-2】 3）附属特別支援学校高等部に設置した専攻科の教育を充実させる。		【192-2】 3-1）附属特別支援学校高等部専攻科の教育実践について，啓発パンフレット・専攻科便り等の機会を捉えて県内外に情報を発信し，専攻科理解・啓発に関する充実を図った。 3-2）専攻科部会を定例化して開催し，教育の充実について検討を重ね，日々の指導に生かした。 また，研究授業・研究会で専攻科教育について検討を行ったり，専攻科の公開授業・体験入学を実施した。 3-3）教育計画・指導計画・指導内容・指導方法・行事計画等の教育課程を作成し，学習目標や内容などの充実を図った。 3-4）大学教員及び栄養教諭による授業を実施し，幅広い授業を展開した。 3-5）公立学校の保護者・教員を対象に，専攻科教育説明会を公立学校で10月17日に開催した。 3-6）教科担任制を意識した教育課程とし，多くの教員の関わりを持つ授業を実施した。		
【193】 2）少子化，公立学校等との関連を考慮して，附属学校園の在り方（適正規模等）について検討する。	【193-1】	Ⅳ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 各附属学校園ともそれぞれ継続して附属学校園の在り方について検討を行った。 また，平成18年度には，障害児教育の充実を図るため，附属養護学校(現：特別支援学校)高等部に専攻科を設置した。 平成18年度に開催した中国地区附属学校副校園長会における各附属学校園での課題，全国附属学校の状況，鳥取県の生徒数の動向等を参考にしながら，幼小中一貫教育や入試・連絡入学等の在り方について検討を行った。 附属幼稚園では，3歳児からの教育の重要性や社会的なニーズを考慮して，3歳児の教育研究に関する具体的な検討を行った。 **（平成19年度の実施状況）**	引き続き，一貫教育の在り方や附属学校園の学級数，学級定員数等の適正規模について検討を重ね，その検討状況・結果を全学の会議等において報告する予定である。	

	2）少子化，公立学校との関連を考慮して，各附属学校園の学級数・学級定員等の適正規模について，具体的な検討を継続して行う。		【193-1】 2-1）学級定員の適正規模について，職員会議や幼少連携についての意見交換会で検討を行った。 また，特別支援学校の在り方や将来構想について，主事会で検討した。今後も継続して検討することとしている. 2-2）年度計画【20-15】の『平成19年度の実施状況』欄のとおり，附属学校園の将来構想を検討し，報告書にまとめた。	
○附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策【194】 1）各附属学校の入試委員会及び専門委員会の充実を図り，適切な入学試験を行う。		Ⅲ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 各附属学校園ともそれぞれ継続して検討を行い，募集方法，選抜基準等の見直しを図った。 附属小学校では，入学志願者・保護者を対象にオープンスクール・入学説明会等を開催するとともに，転入学希望者の要望に応じ，転入学選考要領を作成して受入れの改善を図った。また，来年度入学選考に係る入試委員会・全体検討会の開催計画を立て，前年の反省をもとに，選考試験内容，選考基準を見直し，改善を図った。入試後には選考過程についての評価を行い，次年度に向けて課題を明確にした。 附属幼稚園では，３歳児入園希望者が定員を大きく上回ることから，現在の２年保育を３年保育とした場合の教育効果を比較しながら検討を進めた。	少子化により志願者数が減少している附属幼稚園の教育課程について，幼小連携を含め引き続き検討する。
	○附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策【194-1】 1）少子化により志願者数が減少傾向にあることに伴い，入学試験の内容・方法等についての検討を継続して行う。		**（平成19年度の実施状況）** 【194-1】 1-1）附属小学校の入試問題について，学力検査内容や評価方法等の内容の見直しを図った。 1-2）附属中学校の入試内容・方法について継続して検討を行い，特に，連絡入学や入学辞退に対する対応について検討を行った。 1-3）附属特別支援学校では，入試にあたり，入学前の教育相談や，体験入学を複数回実施し，在学生との体験により，志願者に本校教育についての理解を得た上で入試を実施するとともに，入学選考の不合格者の進路について意向支援	

			を行った。 　また，各教員が所属する研究団体や公開研究会等で，教職員，保護者関係諸機関に対して本校教育の理解・啓発を行った。 1－4）附属幼稚園では，入園選考委員会（園長，副園長，教務主任）で選考基準，方法等の検討を行い，全教職員の共通理解の上で，選考内容を改善して選考を実施した。		
○公立学校との人事交流に対応した体系的な職員研修に関する具体的方策 【195】 1）公立学校（県教育委員会）との人事交流を行い活性化を図る。	○公立学校との人事交流に対応した体系的な職員研修に関する具体的方策 【195-1】 1）鳥取県教育委員会との人事交流協定に基づき，公立学校教員との人事交流を行う。	Ⅲ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 平成16年度に締結した「附属学校教員の人事交流に関する鳥取県教育委員会との協定」に基づき，公立学校教員との人事交流を毎年度行った。 **（平成19年度の実施状況）** 【195-1】 1）平成16年度に締結した「附属学校教員の人事交流に関する鳥取県教育委員会との協定」に基づき，人事交流を行った。平成19年度は10名の人事交流を行い，平成20年度の人事交流においても，職員の希望を取り入れながら，教員の資質向上・活性化に向け，鳥取県教育委員会との協議を行った。	平成20・21年度の人事交流においても，職員の希望を取り入れながら，教員の資質向上・活性化に向け，鳥取県教育委員会との協議を行う。	
【196】 2）研究会，研修会等に積極的に参加し，資質の向上を図る。		Ⅳ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 附属小学校では，各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修，人権教育についての現地研修，子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修等の鳥取県外視察研修，県内の研修等に積極的に参加した。 附属中学校では，公立学校と相互に研修や研究会等に積極的に参加できる体制を整え，鳥取県外視察研修や他県附属の研究大会に積極的に参加することにより，教員の資質向上を図った。 附属特別支援学校では，県内外の研修に積極的に参加した。また，課題等を「自己目標」として明文化し，学期毎に見直すことで積極的な自己研鑽を行った。 附属幼稚園では，幼児教育推進のために，社会の変化等に伴う新たな課題に対応できる専門性（資質・	平成20・21年度も引き続き，附属学校園が主催する研究会，研修会を実施するとともに，鳥取県教育委員会等が主催する研修会に積極的に参加し，資質の向上を図る。	

		能力）を求めて積極的に研究会・研修会に参加し，参加後は，職員研修会の中で研修報告し，職員相互の見識を高めた。
	【196-1】 2）積極的に研究会，研修会に参加して，教員の資質向上を図る。	**（平成19年度の実施状況）** 【196-1】 2-1）附属小学校では，小中一貫の教育研究という土台を強固にするため，他大学附属小学校の研究会など各種研修会に積極的に参加した。 2-2）附属中学校では，公立学校と相互に研修や研究会等に積極的に参加できる体制を整え，鳥取県外視察研修や他県附属学校の研究大会に積極的に参加する等教員の資質向上を図った。 2-3）附属特別支援学校では，鳥取県教育委員会主催の免許法認定講習会に参加し，免許取得率を100％にしたほか，全職員対象の校内研修（毎年開催する研修及びテーマをその都度決めて開催する研修，11回），担任全員による研究授業・研究会（年４回），全職員研究会，学部毎研究会（月２回）を実施した。 また，課題等を『自己目標』として明文化し，年３回管理職との面談を行い具体的な目標及び方策を見直すことで積極的な自己研鑽を行った。 2-4）附属特別支援学校では，公開研究会で本校研究を県内外へ理解啓発と発信を行うとともに，12名が県外研修へ，延べ102名が県内研修へそれぞれ参加した。 2-5）附属幼稚園では，全職員研修，附属４校園全職員研修，鳥取県・鳥取市が実施する研修会へ積極的に参加し，資質向上を図った。 上記のように教員が，研究会や研修会に参加しやすい体制を整え，鳥取県教育委員会主催など県内はもとより県外の研究・研修会に積極的に参加した。また，管理職による面談を行い資質向上に努め成果を得た。
○地域貢献に関する具体的方策		**（平成16～18年度の実施状況概略）**

【197】 1）公立学校等への研究成果の公開，情報提供を積極的に行う。		Ⅳ	附属学校園の行事・様子，研究大会の案内等をホームページに掲載し，情報提供を積極的に行うとともに，学校だより，入学選考要項等の印刷物を，大学・保護者・県教委・公立学校等に配付した。 附属小・中学校では，教育研究大会により，授業公開・分科会・シンポジウム等を行い，研究成果をホームページで公開した。 附属特別支援学校では，毎年公開研究会を開催し，研究紀要を作成した。 附属幼稚園では，平成18年度に「中国地区国公立幼稚園連盟教育研究大会（鳥取大会）」及び「鳥取県国公立幼稚園教育研究大会」の会場園として，公開保育の場を提供した。また，平成18年度から鳥取大学地域貢献支援事業として「親子ぴょんぴょんサークル」（月１回行う２歳～未就学児と保護者の会）を実施し，地域の子育て支援センターとして，幼児教育の重要性を発信した。	平成20・21年度においても引き続き教育研究大会，公開研究会等を通じて，研究成果を積極的に公開していくとともに，ホームページ等を活用して，情報発信を行う予定である。
○地域貢献に関する具体的方策 【197-1】 1）研究成果の公開，情報提供をホームページ・広報誌等を活用して積極的に行う。			**（平成19年度の実施状況）** 【197-1】 1-1）附属小・中学校では，大学との連携を図りながら，授業研究会，合同研修等を行い，教育研究大会「学びを創り楽しむ授業の創造」を11月22日に開催し，授業公開・分科会・シンポジウム等を行い，研究成果を公表するとともに，「研究のまとめ」を作成のうえ関係機関等への配布とホームページに公開した。 1-2）附属特別支援学校では，公開研究会「自分づくりを基盤とした教育内容の創造」を12月８日に開催し，全学級の授業公開・分科会・講演会を行い，研究成果を公表した。（参加者約140名） また，各種の教育相談，ふよう教室（就学前の幼児，小学４年生以下の児童とその保護者・関係者を対象に行う感覚運動あそび・からだづくりの指導）の開催についてホームページに掲載し，地域からの相談等を受けた。 1-3）附属幼稚園では，附属幼稚園の教育内容及び方法に関する文部	

	科学省教育研究開発校指定初年度の公開研究会を10月26日に開催し，研究成果を公表した。（参加者69名）
【197-2】 2）附属学校部ホームページの充実を図る。	【197-2】 2）附属学校各学校園の学校案内，入学選考要項，教育研究大会等について，随時ホームページへ掲載し内容の充実を図るとともに，附属学校部全体を紹介したホームページの充実を図り，情報発信を積極的に行った。
【197-3】 5）授業研究会及び協議会を開催する。	【197-3】 5）年度計画【197-1】の「計画の実施状況等」欄を参照。
【197-4】 6）公立学校教員とのピュア・レビューを実施する。	【197-4】 6-1）附属小学校では，公立学校への指導助言を道徳３回，特別活動１回，算数２回，国語１回，計７回行った。 6-2）附属特別支援学校では，公立学校との交流を図り，障害児教育への理解と啓発を図った。（湖山小・湖山西小・附小・附幼・白兎養・鳥養） また，幼児・児童（小学４年生以下）とその保護者・関係者を対象に『ふよう教室』を実施し，感覚運動あそび及びからだづくりの指導を行った。（年間９回） 6-3）公立学校に対して，特別支援教育に関する指導助言を行った。（９校実施） 6-4）鳥取県東部地区特別支援教育研究会（県東部地区小・中・特別支援学校）及び鳥取県特別支援教育研究会の幹事校として，研究会の運営に参画した。 6-5）鳥取県教育委員会委託の事業『障害児の社会参加と自立・就学啓発推進大会』の主幹校として，運営に参画した。 6-6）鳥取市教育委員会事業就学指導委員会の委員として参加した。 また，鳥取県立特別支援学校長会・教頭会，市小学校校長会に所属し指導力向上の方策等を協議し

			た。 6－7）幼児・児童・生徒・保護者・教員を対象とした教育相談を実施（延べ72名）した。 上記のように附属学校は，地域の拠点校としての自覚の元，教育研究を充実させ，公立学校へ指導助言を行い，鳥取県の教育をリードした。		
【198】 2）県教育センター研修者への臨床的研究の場の提供を行う。		Ⅲ	（平成16～18年度の実施状況概略） 鳥取県教育センターが主催する初任者研修，教科リーダー研修，特別支援教育初任者研修等の公立学校教員の資質向上研修に，本学附属学校を臨床的研究の場として提供するとともに，同センター講師として研究成果を提供した。 また，附属幼稚園では，園内研究会・公開研究会を開催し，県内公・私立幼稚園及び保育園に研究成果等を提供した。	平成20・21年度においても引き続き鳥取県教育センターが主催する初任者研修等に，積極的に臨床的研究の場を提供する。	
	【198-1】 3）鳥取県教育センター研修者へ，臨床的研究の場を提供する。		（平成19年度の実施状況） 【198-1】 3－1）附属小・中学校では，鳥取県教育センター主催の初任者研修，教科リーダー研修等の資質向上研修に授業を公開し，臨床的研究の場を提供するとともに，面接指導を行った。 3－2）附属特別支援学校では，鳥取県教育センター主催の特別支援教育初任者研修の場として，授業体験，指導助言等を実施するとともに，特別支援教育10年経験者研修へも本校教諭が指導助言者として参加した。		
	【198-2】 4）地域の高校生等に，インターンシップ体験の場を積極的に提供する。		【198-2】 4）平成18年度にインターンシップ体験の場として，附属幼稚園で鳥取県立湖陵高等学校２年生（３名）を受け入れたのに続き，平成19年度も受け入れ準備をしたが希望者がいなかった。 平成20年度以降も引き続き，インターンシップ体験の場を提供していくこととしている。		

○各附属学校園相互の連携を深める具体的方策 【199】 1）幼，小，中一貫したカリキュラムの開発を行う。		Ⅲ	(平成16～18年度の実施状況概略) 小中一貫での教育課程の研究を継続して行いつつ，幼小の連携について検討を行った。 附属小・中学校では，小中９年間の一貫教育のもと，「学ぶ意欲を高め，実践的な行動力を持った児童・生徒の育成」をテーマに共同研究を行い，研究成果を研究発表大会で発表した。	平成19年度に文部科学省の研究指定（平成19～21年度）を受け進めている研究「運動的な要素を含む遊びの中の学びとそれを誘発する環境を探る」を引き続き実施する。
	○各附属学校園相互の連携を深める具体的方策 【199-1】 1）幼，小，中一貫したカリキュラムの開発を継続して検討する。		(平成19年度の実施状況) 【199-1】 1）平成19年度，附属幼稚園の教育内容及び方法に関する文部科学省の開発学校として指定を受け，幼小中一貫教育の教育実践研究に取り組んだ。 また，附属小・中学校では，「学ぶ意欲を高め，実践的な行動力を持った児童・生徒の育成」をテーマに共同研究を推進し，大学との連携を図りながら，小中合同授業研究会（２回），教科別部会等を重ね，研究成果を11月22日に開催した教育研究大会で発表した。	
	【199-2, 200-2】 3）各附属学校園の教員の相互乗り入れによる授業導入の検討を行う。		【199-2, 200-2】 3）附属学校教員の相互乗り入れによる授業等を以下のとおり実施し，連携を深めた。 ・附属特別支援学校高等部専攻科で，附属小学校栄養教諭による食育指導（年２回） ・附属特別支援学校で，司書教諭による読み聞かせの会（計４回） ・附属特別支援学校教員による附属幼稚園・小・中学校での特別支援教育研修会開催 ・附属特別支援学校教員の幼稚園児の指導助言者派遣	
	【199-3, 200-3】 4）合同研修会を実施する。		【199-3, 200-3】 4）附属学校４校園で合同研究会・研修会を以下のとおり実施した。 ・４校園の全職員を対象に「特別支援教育研修会」を8月21日に実施 ・特別支援教育の先進校を12月に視察 ・４校園「特別支援教育子どもを	

			語る会」を年５回実施（うち４回は４校園の事例研究会を実施）		
【200】 ２）異年次交流（各学校園交流）の推進を図る。		Ⅲ	**（平成16～18年度の実施状況概略）** 各附属学校園の相互交流を以下のとおり毎年度行い，連携を深めるとともに，これらの行事等を通じて保護者も含めた交流を推進した。 ・附属小学校１年生と附属幼稚園（年長児）との交流会，附属特別支援学校児童と附属幼稚園（年長児）との交流会，附属幼稚園（年長児）及び附属小学校２年生と附属特別支援学校（小学部）との交流会をそれぞれ実施 ・附属小学校と中学校では，ファミリー活動として，合同の給食やレクリエーションを実施 ・附属特別支援学校の「ふれあいピック」「ふれあい祭」に附属小・中学生有志が参加 ・附属中学校２年生が，職場体験学習として附属幼稚園園児と交流 ・附属小学校では，砂の学校，運動会，きょうだい掃除（月２回），弁当の日（月１回），ふれあい遠足等により，校内外での異学年交流を実施	平成20・21年度においても引き続き各附属学校園の交流会等を実施する。	
	【200-1】 ２）異年次交流（各学校園交流）を継続して実施する。		**（平成19年度の実施状況）** 【200-1】 ２）各学校園の相互交流を行い，行事等を通じて保護者も含めた交流を実施した。 ・附属小学校では，遊びを取り入れた生活科の授業の一環で１年生と附属幼稚園年長児との交流を４回，２年生と特別支援学校小学部との交流を２回実施した。 ・附属中学校では，生徒会執行部・福祉委員会の生徒が，附属特別支援学校「ふれあい祭」に参加し，「ふれあい祭」では，特別支援学校の学習発表を見たりイベントコーナーで一緒にゲームをして交流を深めた。 ・附属幼稚園では，附属小学校の大型遊具で遊んだり，ミニ運動会の交流以外に年長組と附属特別支援学校小学部との段ボールで作った巨大迷路やミニプラネ		

			タリウムで楽しく交流を行った。 ・附属特別支援学校では，小学部と附属小学校２年生，附属幼稚園年長組との交流以外に，附属幼稚園・附属小・中学校の有志と「ふれあいピック」「ふれあい祭」を通じて交流を深めた。		

Ⅱ　教育研究等の質の向上に関する特記事項

○教育研究等の質の向上の状況

①　教育研究の高度化，個性豊かな大学づくりを目指した，教育研究面における特色ある取組

＜教育に関する事項＞

○　一般教養教育の指導方法改善のための組織的取組状況

本学の理念「知と実践の融合」に沿って，各学部・研究科が定めた教育の目的，目標，養成しようとする人材像等の達成を目指して，教育改善のための全学の組織的取組を継続した。

平成18年度に策定した「教育グランドデザイン」に基づき，人間力を根底に置いた教育を具現化するため，全学共通科目の主題科目に，実践力，コミュニケーション力等の養成を目的とした「新製品開発プロジェクト」，「地域再考プロジェクト」，「名作戯曲の独創的読解」の授業を新たに開設した。

○　学部教育や大学院教育の指導方法改善のための組織的取組状況

本学では，指導方法の改善を通じて教育の成果を高めるために，平成13年度より全授業科目について学生による授業評価アンケートを実施し，その結果を報告書に取りまとめると同時に，個々の教員にフィードバックして授業改善に役立てている。平成19年度もこの活動を継続し，加えて，教育支援委員会・教授方法改善専門委員会において，教員の授業改善への意識改革のための手段として，学生による授業評価アンケートの他に，授業科目担当教員が同内容の自己評価アンケートを実施した。

本学の大学教育の水準を向上させること等を目的に，卒業生約6,000人を対象に，鳥取大学の教育力に関するアンケートを実施した。このアンケートの分析結果は，平成19年11月に実施した「教育力に関するＦＤ講演会」などの研修会で活用した。

○　学部学生や大学院学生の成績評価方法等の改善のための組織的取組状況

平成15年度から全学部にグレード・ポイント・アベレージ（ＧＰＡ）制度を導入し，引き続き，そのＧＰＡ制度の基準を「全学共通科目履修案内（平成19年度）」に掲載し公表した。また，その制度を活用し，きめ細やかな学習指導を行うとともに，優秀学生育成奨学金受給者の選考及び学生表彰規則による成績優秀者の選考や，成績不振者の指導を実施した。

また，シラバスに教育内容や授業計画の記載に加えて，平成17年度から成績評価方法及び基準を掲載し，Ｗｅｂ上で閲覧できるようにし，さらに，平成18年度から担当教員の研究室，連絡方法，オフィスアワーの時刻と場所，養成人材像に即した到達目標等の項目等を追加した。

○　法人の個性・特色の明確化を図るための組織的取組状況

本学の教育活動を充実し，その個性・特色を一層明確にするため，上記「一般教養教育の指導方法改善のための組織的取組状況」欄に記したように，平成18年度に引き続き「人間力」を根底においた教養豊かな人材の育成を目指して「鳥取大学の教育グランドデザイン」を作成し，それに沿って授業科目の見直しやシラバスの変更を行い，教育改革の歩みを進めた。

また，文部科学省戦略的国際連携支援事業「持続性ある生存環境に向けての国際人養成－沙漠化防止海外実践カリキュラムー」（平成17～19年度）では，海外教育・研究拠点であるメキシコ合衆国北西部生物学研究センター(CIBNOR)に，全学から募集・選抜した学生20名を平成19年９月から３ヶ月間派遣し，沙漠化が進行しつつある現地において，フィールドワークと英語による講義を中心とした実践教育カリキュラムを，また，特別教育として英語とスペイン語の語学教育を実施し，国際的に活躍できる人材養成を展開した。なお，この文部科学省からの支援は平成19年度で終了することから，平成20年度以降は大学独自の事業として継続的に実施することとした。

○　他大学等での教育内容，教育方法等の取組の情報収集及び学内での情報提供の状況

本学の教育活動を充実するため，国内外における他大学の先進的な教育内容，教育方法等の取組みについて情報収集し，その結果を大学構成員に還元する活動を継続して実施している。

平成19年度は，文部科学省「海外先進教育実践支援事業」を活用して，10月に米国のセントマイケルズカレッジに教員を派遣し，米国のリベラルアーツ・カレッジに関する調査を平成18年度に引き続き実施し，報告書としてまとめるとともに，学内の会議等で報告し本学の教育及び学生支援に活用した。

また，愛媛大学から講師を招聘してＦＤの組織的な取組みについて全学的な勉強会を開催するとともに，大学教育学会等の講演会及び愛媛大学・山口大学・神戸大学に教職員を派遣して情報収集を行い，得られた内容を教育担当理事を始め副学長，学部の教務担当副学部長の勉強会等で報告した。

教授方法改善委員会の下に設置した「学生・教職員授業企画ＷＧ」において，教職員のみではなく学生の視点からの教育改善を提起するシステムを構築した。平成19年度は，学生の企画により他大学の教育システムを学生が調査し，本学との違い等を学生が分析し，平成19年３月に学生と教職員の懇談会で報告した。

○　学生に対する学習・履修・生活指導の充実や学生支援体制の改善のための組織的取組状況

学生に対する学習支援活動として，早期合格による高等学校でのモチベーション低下を防ぐため，入学センターが中心となってＡＯ入試及び推薦入学Ⅰの合格者に対し入学前教育合宿イベントを実施し，大学教育総合センターの協力の下，ＴＯＥＩＣテストの内容を中心とした「対面授業」を行った。また，合格者の学力を把握するため「プレースメントテスト」を実施し，この結果を基に，不得意科目の強化や学習習慣の持続を目的として，自宅等でＰＣを利用して学ぶ「e-Learning」システムを平成19年度より導入した。

また，平成18年度に引き続き，新入学生と教職員及び先輩学生が朝食をともにしながら学生生活について語ることにより，これからの学生生活の動機付け及び自覚を促すことを目的に「新入生ふれあい朝食会」を実施し，併せて，履修相談コーナーを設けて助言指導も行った。

学習意欲の向上と経済的負担軽減を目的にして，平成18年度に引き続き学士課程の学業成績優秀者に対する授業料免除，大学院入学者のうち成績優秀者20名の入学料半額免除を実施した。また，大学院博士課程（博士後期課程）への入学促進のねらいから，成績優秀者に対する奨学金（エンカレッジ・ファンド）として10名に対して各50万円を給付することとし，平成19年度は１年次８名，２年次10名に各50万円を給付した。

○　キャリア教育，就職支援の充実のための組織的取組状況

キャリア教育の充実のために，１・２年次を対象とした主題科目「キャリアデザイン入門」，３年次を対象とした同「キャリアデザイン実践」を継続して開講した。

また，就職支援体制の整備充実を図るため，平成19年４月から就職支援担当学長補佐を，７月から就職支援課に就職支援室長を配置するとともに，専門の相談員を週２回配置し相談対応を行うなど就職支援活動を強化した。学生の就職活動を支援する目的で，各種ガイダンス，企業説明会，公務員講座の開設を模擬面接等を実施した。本学独自の取組みとして，平成18年度に引き続き鳥取・大阪間への就職活動用の借り上げバスの運行や交通費の一部を補助したり，鳥取県内企業見学会を開催し地元企業を学生に紹介した。

○　課外活動の支援等，学生の厚生補導のための組織的取組状況

平成18年度に策定した「鳥取大学の教育グランドデザイン」では，課外活動を教養教育の一環と認識して教育活動の場として活用することを宣言し，課外活動の支援を強化した。

サークル活動に関しては，部室の充実を図るためサークル棟を増設し，同時に大学会館の耐震改修に併せてベーカリーカフェ，オープンデッキの設置などの整備を図った。また，体育館及び武道場を改修し，照明器具，トイレ，温水シャワー等の設備を充実し，特に武道場は多目的に使用できるトレーニングルームを設置し，課外活動施設の機能の充実を図った。各サークルの代表が参加する「サークルリーダー研修会」を開催し，課外活動に対する意見や要望を把握し，今後の課外活動の支援・充実に反映させることとした。

健康問題の対応に関しては，心の相談件数が増加していることから，平成20年４月から保健管理センターの非常勤カウンセラーを雇用時間増（鳥取地区）及び新たに１名雇用（米子地区）し，健康相談体制の充実を図ることとした。

＜研究に関する事項＞

○　研究活動の推進のための有効な法人内資源配分等の取組状況

学内の資源配分を効率的に行い，全学的な観点から予算の有効利用を図る目的で，平成17年度から中央経費化によって戦略的経費を確保し，その中に施設維持管理費，学術図書資料費，情報関連経費等を盛り込んで，大学独自の戦略的な取り組みを進めている。平成19年度においては，施設維持管理費：326,700千円，学術図書資料費：128,160千円，情報関連経費：50,000千円であった。

また，学内の競争的資金として教育・研究改善推進費（学長経費）を設け，論文の掲載状況，学会等の主催・参加状況，科学研究費補助金の申請状況を勘案して，採択・不採択の判断基準に反映させた。

さらに，教育研究活動活性化経費に学長経費を加えた経費を，科学研究費補助金の申請・採択状況を基礎として，各学部等にインセンティブを付与した学内配分を新たに実施した。

○　若手教員，女性教員等に対する支援のための組織的取組状況

学長のリーダーシップの下に，教育・研究改善推進費（学長経費）の中に「若手研究者の育成」の研究費を設け，本学独自に若手教員の教育研究活動を支援してきている。平成19年度は，50件に対して1,370万円の研究活動費を助成した。

また，改正された男女雇用機会均等法の趣旨を踏まえ，男女共同参画推進体制整備について検討を開始した。

○　研究活動の推進のための有効な組織編成の状況

平成18年度に「鳥取大学における学術研究推進戦略」を策定して，目指すべき研究の方向性等を示すとともに，「鳥取大学おける設備整備に関するマスタープラン」を作成して，研究推進の基盤となる設備整備について，基本方針と方向性を明確にした。その方針に沿って，研究活動を推進するとともに，大型設備等の整備については，原則として，全国共同利用施設及び学内共同利用施設に設置して有効活用するとともに，生命機能研究支援センターが中心となり，学内の現有大型機器の集中化と利用システムの合理化，効率化を進めた。

学長のリーダーシップを発揮し，教員定員の全学的な活用を行うため，平成19年度は27名の学長管理定員を確保し，学内共同教育研究施設等に配置して，全学的な教育研究活動の活性化を図った。

○　研究支援体制の充実のための組織的取組状況

本学の教育研究活動を支援する学内共同教育研究施設については，教育研究の進展や地域のニーズ等を踏まえ見直しを行っている。平成19年度には，研究活動に関係する学内共同教育研究施設の見直しとして，次のような取組みを行った。①研究支援体制の充実・強化及び地域連携をより機動的・弾力的に展開できるよう産官学連携推進機構を改組し，ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー，知的財産センター，地域共同研究センターを統合した産学・地域連携推進機構を平成19年４月に設置した。②放射線，実験動物等を使用する施設の安全管理・責任体制の強化を目的に，鳥取地区及び米子地区に設置されているこれらの施設を一元管理するため，鳥取地区放射性同位元素等共同利用施設，農学部動物実験施設を生命機能研究支援センターに平成20年４月から統合することとした。

また，全国共同利用施設である乾燥地研究センターでは，平成19年度から保健・医学部門を新設するとともに，助教２名（うち学長管理定数１名）の配置，研究支援専門職１名の増員により組織整備を行った。

＜社会との連携，国際交流等に関する事項＞

○　大学等と社会の相互発展を目指し，大学等の特性を活かした社会との連携，地域活性化・地域貢献や地域医療等，社会への貢献のための組織的取組状況

平成19年4月から地域連携担当理事を配置するとともに，産学・地域連携推進機構への改組による地域貢献部門及び米子地区地域連携部門を設置して，地域との連携事業をより一層推進し，地域貢献の組織的・総合的な取組みを強化した。

文部科学省・地域貢献特別支援事業（平成14～16年度）の終了した平成17年度以降は，大学独自の事業として学長経費による地域貢献支援事業を継続しており，平成19年度は47事業を積極的に展開した。その他，平成18年度に引き続

き日南町と連携した地域活性化教育研究事業を実施するとともに，平成19年度は新たに琴浦町農林水産業活性化研究会への参画，鳥取県等と連携しながら持続的過疎社会形成研究プロジェクトの推進，日本海水産資源研究会の立ち上げなどに取り組んだ。
また，文部科学省・がんプロフェッショナル養成プランに「銀の道で結ぶがん医療人養成コンソーシアム」が平成19年度に採択され，本学と島根大学，広島大学の共同事業として，地域全体でがん医療人の養成を開始した。
鳥取県や経済団体と協力し，県内企業への就職促進と人材確保を図るため，「鳥取県の産業・企業紹介フェア」を平成19年９月に初めて開催し，製造業や金融機関など県内19社，本学の学生及び鳥取環境大学の学生約70名が参加した。
附属図書館では，鳥取県内全ての市立図書館及び１町立図書館との連携に加え，平成19年度から新たに県内全域の高校図書室への貸出を実施し，利用者サービスを開始した。

○　産官学連携，知的財産戦略のための体制の整備・推進状況

産学・地域連携推進機構が中心となり，産官学連携コーディネータによる技術相談の体制整備（４名から８名に増員）を行うとともに，地元企業の本学訪問受入，出前技術相談会の開催等の共同研究樹立に向けた活動を行い，また，東京・大阪・名古屋・鳥取での鳥取大学ビジネス交流会開催，鳥取大学振興協力会交流会等と連携しシーズ発表会開催等による本学の研究成果等の紹介，その他の多彩な活動を展開して産官学連携の充実に努めた。その結果，平成19年度新たに経済産業省・地域新生コンソーシアム研究開発事業，同・地域資源活用型研究開発事業等の採択を受け，そのほか多数の共同研究・受託研究に結びついた。

○　国際交流，国際貢献の推進のための組織的取組状況

法人移行時に研究・国際協力部を設置して，国際交流センター等と連携し国際交流に重点的に取り組んできており，交流事業を着実に発展させてきている。
平成19年度は，学術交流協定を外国の大学・研究機関等との間で大学間協定として２件，部局間協定として３件締結するとともに，複数の大学等との協定を更新した。学術交流協定締結機関との間で，研究者相互派遣，学生相互派遣，国際会議の開催等の活動を積極的に行い，韓国・韓国釜慶大学からはＤＤＰ（複数学位取得）学生を受け入れた。
また，平成16年度に実施した地域学に関する国際会議の成果を生かし，継続して北東アジア圏との研究交流を図るため，平成19年10月に韓国，中国，ロシア，モンゴル，日本（鳥取県）の参加大学による「北東アジア地域大学教授協議会」を結成し，平成19年10月に第１回協議会を鳥取で開催するなど活動を開始した。
文部科学省・大学国際戦略本部強化事業では，12月に国際シンポジウムを開催して，海外４拠点と本学の代表者が，各拠点を活用した国際連携活動に関する具体的な提案や活用方策，国際共同研究等に関して発表等を行った。

②　国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた，教育研究活動を円滑に進めるための工夫

教育研究活動の円滑な推進に関して，平成19年度に本学で特色ある活動を行った代表的な例として，次のような事項を摘出できる。
・人間力を根底においた教育を具現化する，実践力，コミュニケーション力等の養成を図る全学共通科目「新製品開発プロジェクト」，「地域再考プロジェクト」等の授業開設
・学生による授業アンケート及び教員による授業自己評価アンケートの実施とＦＤ研修会の開催による教育方法の改善
・医師確保のため医学部医学科の推薦入学Ⅱに地域枠を設置（鳥取県から奨学金貸与）及び緊急医師確保対策に基づく特別養成枠の設置着手
・ＡＯ入試及び推薦入学Ⅰの合格者に入学前合宿イベントで，TOEICテストを中心とした対面授業を実施，また，ＰＣを利用して学ぶe-learningシステム導入
・戦略的国際連携支援事業「持続性ある生存環境に向けての国際人養成ー沙漠化防止海外実践カリキュラム」による国際的に活躍できる人材養成
・共通教育棟，体育館，武道館，サークル棟などの教育・学習環境施設の整備・充実
・学術交流協定校との交換留学制度やＤＤＰ制度の運用
・附属図書館に「人間力」に関するコーナーを新設

③　自己点検・評価の過程で，中期目標・中期計画を変更する必要がある，あるいは，変更について検討する必要があると考えられる場合は，その状況

本学では，平成19年度においてこのような状況は生じていない。

④　中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には，その状況，理由（外的要因を含む）

本学では，平成19年度においてこのような状況は生じていない。

○附置研究所・研究施設の「全国共同利用」について

①独創的・先端的な学術研究を推進する全国共同利用がどのように行われているか。

○　共同利用・共同研究・研究会等の目的と提供状況

本学唯一の全国共同利用施設である乾燥地研究センターは，「乾燥地における砂漠化防止及び開発利用に関する基礎的研究を行い，この分野の研究に従事する国立大学教員等の利用に供すること」を目的とし，乾燥地に関わる全国の研究者を結集して，国内基礎研究や海外現地研究を行い，その成果を鳥取大学乾燥地研究センター共同研究発表会・公開セミナー等を通じて広く国内外に発信するとともに，若手研究者の育成に努めている。

○　施設・設備・学術資料・データベース・ソフトウェア等の整備・提供状況

施設・設備については，公募要項等で主要な施設・設備の情報を提供するとともに，共同研究実施にあたっては，研究計画に沿って施設・設備を提供している。また，乾燥地関連文献リスト，黄土高原論文に関する情報をホームページで提供している。

○　共同研究・研究会の実施状況（件数，参加人数等）

共同研究は毎年公募し，計画研究，特別研究及び自由研究で構成されている。計画研究は，センター各分野の中心的研究課題，特別研究は，乾燥地研究センターが，現在特に重点を置いている研究課題で，自由研究は，本センターの施

設等を利用し，情報の交換・収集を主とするもの，又は，上記研究課題にとらわれない広範なものや，乾燥地科学の新たな芽となるような研究テーマを取り上げている。
・共同研究実施件数　59件
・鳥取大学乾燥地研究センター共同研究発表会（12月実施）参加人数107名（本学以外の参加者数57名）
・鳥取大学乾燥地研究センター共同研究発表会以外に，中国科学院水土保持研究所との日中合同セミナー（９月），国内外の研究者による公開セミナー（14回），国外客員公開セミナー（12回）を実施した。

○　共同利用の状況（施設・設備・学術資料等の利用人数，設備稼働状況，データベースアクセス件数等）

共同利用研究により利用できる設備につては，ホームページに掲載し，随時閲覧できるようにしている。また，本センター設備の利用は，共同研究での利用を優先して，使用できるよう取り扱っている。大型設備の利用状況は，別添１のとおりであり，稼働率は，メンテナンスにより使用できない時間を除いた総稼働時間数あたりの利用状況である。

②全国共同利用の運営・支援体制がどのように整備され，機能しているか。

○　運営体制の整備・実施状況

乾燥地研究センター教授会及び共同研究委員会が企画・運営を担当し，学外委員５名，工学部長，農学部長，連合農学研究科長からなる，運営委員会が研究内容と方向性の点検，評価を行っている。

○　利用者の支援体制の整備・実施状況（共同利用の技術的支援等）

共同研究の実施にあたっては，共同利用研究員と対応教員・技術部が協力して研究計画に沿った共通機器の使用計画の作成，事前準備・点検を行い，実験研究が円滑に行える体制を整えている。

○　利用者の利便性の向上等を目的とした取り組み状況（手続き，宿泊施設等）

共同研究の募集にあたっては，ホームページを活用している。また，共同研究員室（パソコン，机，電話等設置）の提供，実験等により遅くなる場合や，帯同学生等には宿泊施設（セミナーハウス）の提供を行っている。

○　ユーザーである研究者や研究者コミュニティの意見の把握・反映のための取り組み状況

研究者コミュニティーの意見の把握・反映についての取組みとして，12月に開催した鳥取大学乾燥地研究センター共同研究発表会において「共同研究のあり方に関する意見交換会」を実施し，意見の把握に努めている。

○　自己点検・評価や第三者による評価の実施状況及びそれらの結果に基づく改善のための取り組み状況

大学で定めた事項に対する自己点検・評価を実施するとともに，センターが目指すべき研究方向，オリジナリティーの高さ，若手研究者の活動状況等の観点から，運営委員会（外部有識者５名ほかで構成）を中心とした評価を毎年実施し，その結果を運営に活かしている。平成19年度に実施した乾燥地研究センター国際外部評価においては，「全般的に見て，乾燥地研究センターの活動は満足すべき状態にあることに合意した。」との評価を受けた。また，平成14～18年度に実施した「乾燥地科学プログラム」について，21世紀ＣＯＥプログラム委員会における事後評価結果は，「設定された目的は十分達成され，期待以上の成果があった。」と評価された。

○　新たな学術動向や研究者コミュニティの要請に対応するための取り組み状況

研究者コミュニティーの意見も参考とした，施設・設備整備マスタープランを作成し，共同利用研究の充実を計画している。

○　大学全体として全国共同利用を推進するための取り組み状況

中期計画「全国共同研究に関しては，乾燥地科学プログラム（21世紀ＣＯＥプログラム），中国内陸部の砂漠化防止と開発利用に関する基礎的研究（日本学術振興会拠点大学交流事業），乾燥地農業の生態系に及ぼす地球温暖化の影響に関する研究（総合地球環境学研究所との共同研究）を中心としたより効率的な研究体制の構築を図り，国際共同研究の推進や海外研究教育基地の設置を通じて，乾燥地科学分野の研究を推進するため乾燥地研究センター（全国共同利用施設）を活用する。」に盛り込んだ全国共同利用施設としての乾燥地研究センターに対する全学的支援方針に基づき，共同利用研究にかかる経費（大学支援分5,000千円）を支援するとともに，平成19年度には，助教２名（学長管理定数１名）の配置，事務職員１名の増員，平成18年度には，事務長を配置し，事務組織を強化している。平成19年度には，農学分野に地球環境学分野，社会医学分野，獣医学分野を融合した乾燥地科学研究（グローバルＣＯＥプログラム「乾燥地科学拠点の世界展開」等）を推進するため，研究部門の改組を行い，新たに保健・医学部門を設置し，特任准教授の配置，医学部・農学部教員が兼務教員として参画している。また，既存の部門においても，地域学部・工学部・農学部教員が兼務教員として参画して，本センターの研究・共同利用活動に関わっている。併せて，本学の主要な会議には，本センター長が構成員となっており，それらの会議の場で，組織改組，グローバルＣＯＥプログラムの進捗状況など，必要に応じて研究活動の報告，検討を行っている。

③全国共同利用を活かした人材養成について，どのような取組を行っているか。

○　大学における教育の実施状況（協力講座の実施状況，学生受け入れ人数等）

乾燥地研究センター教員のうち農学研究科（修士課程）に教授５名，准教授６名，講師１名，連合大学院農学研究科（博士課程）に教授５名，助教授６名，講師１名が教育活動を行っている。学部学生８名，大学院生（修士18名，博士19名），留学生13名が在籍している。

○　ポスト・ドクターや社会人の受け入れ，リサーチ・アシスタントの採用の状況

ポストドクター１２名，研究生２名，リサーチ・アシスタント１６名を採用し，共同研究や本センターが実施している研究プロジェクトに参画させたり，

内外の研究者による講演・セミナーを通して，研究への意欲，研究成果への展望に大きな刺激を与える場を提供し，人材の育成を行っている。

④大学等の研究者に対する情報提供について，どのような取り組みを行っているか。

○　利用方法，利用状況，研究成果に関する情報発信の状況

共同利用研究の申し込み，成果報告には，ホームページを利用し随時受付のできる体制をとっている。共同利用研究のホームページには，施設紹介，大型研究機器の構成内訳，前年度の採択課題一覧などを掲載し，閲覧できる体制を整えている。また，共同利用研究の研究概要を年報に掲載し，研究機関等へ送付するとともに，共同利用研究による論文が発表されている。

○附属病院について

１．特記事項

（１）平成16～18年度事業

①　一般の病院とは異なる大学病院固有の意義・役割を含め，教育研究診療の質向上や個性の伸長，地域医療や社会貢献の強化，運営の活性化等を目指した特色ある取組

１）卒後臨床研修プログラムの作成及び協力型病院等との調整を担当する専任の助教授を中心に，研究能力を備えた人間性豊かな臨床医の養成及び臨床各分野におけるリーダーを養成するため，平成18年度に初期臨床研修終了後の専門医研修プログラムを整備した。

２）基礎研究と臨床医学との融合を図りながら研究を推進し，臨床の場で実践できる新しい機能再生医療の開発とそれを担う人材の養成を図った。
　具体的には「自己骨髄・末梢血細胞移植による重症下肢虚血性疾患に対する血管再生治療」を附属病院で臨床展開し，医療の進歩に努めた。

３）鳥取県福祉保健部・病院局と地域医療の現状及び活動状況などの情報を共有して地域医療の充実を図るため，情報交換会を定期的に開催している。
　その中から，救命救急センター及び総合周産期母子医療センターの実現に繋がった。

②　特に，社会的・地域的なニーズや重要かつ喫緊の政策課題等への対応として顕著な取組

１）平成16年度に，鳥取県及び近隣の市町村との連携により救命救急センターを設置した。更に胸部外科，外来化学療法室，睡眠時無呼吸外来，静脈血栓塞栓症外来等の専門外来の設置によって，臓器・機能別の診療体制を充実させた。
　このことは，県西部を中心とした地域医療に大いに貢献するとともに，附属病院の収益性の改善に繋がった。

２）地域医療の拠点施設としての役割を発揮する目的に沿って，県内の総合周産期医療体制の充実を図るため，鳥取県からの協力要請を受けて，附属病院に妊婦と胎児の高度専門的医療を提供するための「母体・胎児集中治療室（ＭＦＩＣＵ6床）」を設置し，総合周産期母子医療センターとして平成18年7月に開設した。

③　大学病院に関連する制度改正等の動向やその影響，或いは各々の地域における大学病院の位置づけや期待される役割など，病院の置かれている状況や条件を踏まえた，運営や教育研究診療活動を円滑に進めるための様々な工夫や努力の状況

１）独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に基づき，医学部附属病院における個人情報の保護及びその適正な管理運営に関し，平成17年度に必要な基本的事項を定めた。

２）地域医療の充実及び高度先進医療導入に沿って，がんの診断精度を向上させ，早期発見に威力のある陽電子放射断層撮影装置（PET-CT）を平成19年３月に設置した。また，平成19年度に「がんセンター」の設置を決定した。さらに，平成20年度には，がん治療の充実を図るべく，最新放射線治療装置の導入することを決めた。

３）平成18年度に，病病連携・病診連携を推進するため，医療福祉支援センターを中心に近隣のリハビリテーション病院との地域連携パスを作成し，運用を開始した。また，地域の医療連携の質と量を高めるため，本院が中心となって鳥取県及び医師会の共催を得てシンポジウムを開催（参加者163名）し，医療従事者間で連携の重要性を確認した。

④　その他，大学病院を取り巻く諸事情（当該大学固有の問題）への対応状況等，当該項目に関する平成１６～１８年度事業の状況

１）平成16年から，民間の経営コンサルタント会社による本院の経営分析結果を踏まえつつ，病院長を筆頭とした「病院経営改善推進チーム（タスクフォースチーム）」による戦略的な具体策の取組みを行っているところであり，附属病院の理念である「健康の喜びの共有」が浸透しつつある。その結果，今日の平均在院日数の短縮に伴う診療単価の増及び適正在庫管理に伴う支出の抑制などによる病院収入増に繋がったと言える。

２）病院経営改善推進チーム（タスクフォース）において，病院全体及び診療科別の目標値を策定し，各月の診療実績の分析及び診療報酬改定の影響の分析を行い，対策（平均在院日数・短縮の具体的方策等）案を策定し，院内へフィードバックしている。

３）外部有識者による運営諮問会議を毎年開催し，諮問のあった第1次救急患者の受入体制として，米子市急患診療所を病院敷地内に設置することについて検討を開始した。また，がん患者に対して外科治療から緩和ケアまでの総合的な治療を行う「がんセンター」の設置要望があり，平成19年4月に設置することとした。併せて，患者様への「暖かさ」を失わない対応を求める意見があり，全職員を対象に「ホスピタリティー向上研修会」を開催し，職員の資質の向上を図った。

（２）平成１９年度事業

①　一般の病院とは異なる大学病院固有の意義・役割を含め，教育研究診療の質向上や個性の伸長，地域医療や社会貢献の強化，運営の活性化等を目指した特色ある取組

1）卒後臨床研修プログラムの作成及び協力型病院等との調整を担当する専任の准教授を中心に，研究能力を備えた人間性豊かな臨床医の養成及び臨床各分野におけるリーダーを養成するため，卒後初期臨床研修終了後の専門医研修プログラムを改訂した。「優秀指導医賞」を新たに設けて，特に優秀と認められた指導医を表彰し，研修医教育の充実及び指導方法の一層の向上を図った。

2）本院及び他病院の潜在看護師の復職支援のために，新たに基礎コース，ブラッシュアップコース，発展コースを設けた「いつきてもいいよスクール」を開設し，7名を受け入れた。うち，3名が復職した。なお，本制度は鳥取県からも大いに期待されている。

3）鳥取県との情報交換会に加え，米子市との情報交換会を開催し，よりきめ細かな地域連携を積極的に進めている。

② 特に，社会的・地域的なニーズや重要かつ喫緊の政策課題等への対応として顕著な取組

1）平成19年4月に，がん診断，外科・薬剤・放射線治療から最終的な緩和ケアまで，それぞれの専門医が総括的な治療を実施するがんセンターを設置し，その運営の中核となる専任の教授1名，助教1名を配置した。
　また，平成20年2月8日付で厚生労働省から「都道府県がん診療連携拠点病院」としての指定を受けた。この指定を踏まえ，がん登録を開始するとともに，患者様及び患者家族が自由に使用できる「がんサロン（さくらサロン）」を癒しの場として平成20年5月に開設することとした。さらに，平成20年度には，がん治療の充実を図るべく，最新放射線治療装置の導入を決定した。

③ 大学病院に関連する制度改正等の動向やその影響，或いは各々の地域における大学病院の位置づけや期待される役割など，病院の置かれている状況や条件を踏まえた，運営や教育研究診療活動を円滑に進めるための様々な工夫や努力の状況

1）女性医師・看護師など女性職員の就業・育児の両立支援と人材の確保及び安定雇用を図るための環境整備として，平成19年10月から現行の保育所を拡大し，24時間保育が可能な保育所（定員60名）を新たに新営した結果，育児を理由とした女性職員の離職人数が減少した。更に，本院の就業支援が一般に認知され，女性就職志望者の増加に繋がった。

2）平成19年4月から看護部に継続学習支援部を設置し，出前学習等による研修を実施した結果「基礎看護技術についての到達目標」を達成した。また，新採用者への研修等の支援により習熟度もあがり，離職率が5.2%で全国平均（約9.2%）を下まわった。

3）医療従事者等の資質向上を図るため，全職員を対象として，患者満足度調査のアンケート結果に基づく，ホスピタリティ向上研修会（118名参加），個人情報研修会（410名参加），情報セキュリティ研修会（132名参加）等を実施し，患者ｻｰﾋﾞｽに努めた。また，「医療安全管理研修」（5回開催1,459名が参加）及び「感染対策研修」（3回開催409名が参加）については，受講票を配布し，医療安全への自覚を促している。また，ポケット版「医療事故防止のためのマニュアル」を全職員に配布し，常時携行することとした。

4）平成19年6月から良質な医療・看護を提供するため，看護師80名を増員し看護師配置基準７対１を実現した。

④ その他，大学病院を取り巻く諸事情（当該大学固有の問題）への対応状況等，当該項目に関する事業の状況

1）病院長が，各診療科毎の診療実績をもとにして，個別にヒアリングを実施し，診療内容の見直しを促すなどの指導を行い，平均在院日数を15.64日まで短縮し，入院単価を55,342円まで増やすなど，経営改善に努めた。

2）各診療科の病院経営改善に関する貢献度を評価することを目的とした診療科別改善ポイントシート（新入院患者数，平均在院日数，手術件数，入院診療費用請求額，入院診療単価，医師１人当たり請求額，退院サマリー作成率，クリティカルパス適用件数ほか計23項目にそれぞれ目標値，達成度合いに応じたポイントを設定）を作成し，各月毎にポイントを算定，年間の合計ポイントに応じて，診療科の判断で自由に使えるインセンティブ経費として33,457千円を配分し，経営努力に対する意欲向上につなげた。

2．共通事項に係る取組状況

（1）質の高い医療人育成や臨床研究の推進等，教育研究機能の向上のために必要な取組が行われているか。（教育・研究面の観点）

【平成16～18事業年度】

1）医学部附属病院の理念「健康の喜びの共有」に基づき，医療の実践，医学の教育・研究推進，地域の人々の健康を基本方針に掲げて積極的な取組みを行った。
2）卒前，初期，後期研修における教育の一貫性を図るため，医学部附属病院卒後臨床研修センターを総合医学教育センターに統合整理した。

【平成19事業年度】

○ 教育や臨床研究推進のための組織体制（支援環境）の整備状況

1）教育研究推進部において，教育担当副病院長を中心として看護部・薬剤部及び各診療施設への実務実習の受入れ体制を強化するための取組み（受託実習生48名：薬剤師実習生10名，視能訓練士実習生9名，作業療法士・理学療法士実習生10名等を受入，病院研修生23名：救命救急士18名，薬剤師5名を受入）を継続して実施し，地域における人材育成の拠点病院として高い評価を受けている。

○ 教育や研究の質を向上するための取組状況（教育研修プログラムの整備実施状況，高度先端医療の研究・開発状況等）

1）遺伝子・再生医療センターの設置に向けて，遺伝子診療科において遺伝カウンセリングの診療を継続実施している。
2）基礎研究と臨床医学との融合を図りながら研究を推進し，臨床の場で実践できる新しい機能再生医療の開発とそれを担う人材の養成を図るため，「自己

骨髄・末梢血細胞移植による重症下肢虚血性疾患に対する血管再生治療」を附属病院で臨床展開している。
3）平成19年11月1日に，先進医療「超音波骨折治療法」の承認を受け診療を開始した。なお，先進医療の申請・取得を進める経費として研究医療費(13,433千円）を各科に配分した。

（2）質の高い医療の提供のために必要な取組が行われているか。(診療面の観点)

【平成16～18事業年度】

1）平成16年10月に受審した日本医療機能評価機構による機能評価は，順調に認定された。その内容は附属病院の運営と地域における役割，患者の権利と安全の確保，療養環境と患者サービス，診療の質の確保，看護の適切な提供，病院運営管理の合理性など細部に渡っており，病院長のリーダーシップのもと，多くの職員が長期間に渡る準備があったから認定されたものであり，改めて附属病院の見直しをする良い機会となった。
2）平成17年度に，屈折矯正手術が可能である眼科用エキシマレーザー治療診断システムを導入した。
3）平成17年度に，医師，看護師，薬剤師等と連携し，患者の食事及び栄養管理，栄養指導を円滑かつ適正に実施し，患者の健康増進及び生活の質の向上を図るため，栄養管理部を設置した。
4）平成17年度に，癌治療に由来する様々な疼痛の緩和を望む患者様に，その要望に見合う医療を提供するため，癌看護専門看護師を中心とした緩和ケアチームを設置した。
5）平成17年度に，安全で最良の患者アウトカムを実現するためのツールとして有効であるクリティカル・パスの導入を推進するため，委員会を設置するとともに，実施セミナー等を開催した。
6）平成18年４月より優秀な医療業務従事者を確保するため，特定任期付職員として採用している。
医師：３人，看護部：38人，薬剤部：８人，放射線部：７人，リハ部：４人，検査部：１人，視能技：２人，高次集部：１人，栄養部：１人，医サ課：１人　計66人（平成19年３月現在）
7）平成19年度から，良質な医療・看護を提供する目的で看護師配置基準７：１看護を実現するため看護師確保を積極的に行った。(平成19年６月より開始)
8）診療科再編については，検討ワーキンググループを立ち上げ，診療科長制度を含めた臓器別・機能別診療体制について見直し，平成19年５月から，診療科を機能的，かつ，実態に合わせた診療体制に整備することとした。
また，社会的に要請のある，がん，脳とこころの医療，生活習慣病予防などの診療体制整備に着手した。
9）診療の充実をめざして，手術室を３室増室した。また，現在稼働中のＩＣＵ６床に加えてＨＣＵ病棟の一部の12床をＩＣＵとするＩＣＵ増床計画を策定した。
10）鳥取県における周産期医療体制の充実を図るため，鳥取県からの要請に応えて病棟３階を改築し，妊婦と胎児の高度専門的医療を提供するための「母体・胎児集中治療室（ＭＦＩＣＵ６床)」を設置し，平成18年７月から総合周産期母子医療センターとして運用を開始した。
11）高解像度により診断精度の優れた，電子カルテと連動する内視鏡診療・管理総合システムを平成18年12月に導入した。
12）新規に，がんの早期発見に威力のある陽電子放射断層撮影装置（PET-CT）を平成19年３月に導入した。
13）外来・中央診療棟４階に手術を受ける患者家族，ＩＣＵ並びにＨＣＵに入院した患者家族のために，待合室１室と控室４室を新設した。
14）外来診察室の中待合い患者を少数にするなどプライバシー保護に配慮する措置を行った。

【平成19事業年度】

○　医療提供体制の整備状況（医療従事者の確保状況含む）

1）　特定任期付職員制度により教授1名，講師1名，助教10名，看護師115名（看護師配置基準７対１の看護要員80名を含む），社会福祉士1名，診療放射線技師2名，理学療法士1名，臨床工学技士1名，計132名の優秀な医療業務従事者を増員し，高度医療の提供体制を充実した。
2）癌の治療成績について附属病院ホームページに掲載し公表した。
3）平成19年5月に診療内容の実態に合わせ，患者様にとって分かりやすい名称にするため，従来のナンバー科（第一・二・三内科，第一・二外科）を循環器内科，内分泌代謝内科，消化器内科，腎臓内科，呼吸器内科，膠原病内科，消化器外科，小児外科，心臓血管外科，胸部外科，乳腺内分泌外科に，耳鼻咽喉科を耳鼻咽喉科及び頭頚部外科に，放射線科を放射線科及び放射線治療科に，麻酔科を麻酔科及びいたみ緩和ケア科に，精神科神経科を精神科に，血液内科を血液腫瘍科に，脳神経内科を神経内科に変更するとともに，その分野の専門医を診療科長にする新たな診療科長制度を導入した。

○　医療事故防止や危機管理等安全管理体制の整備状況

1）平成19年4月医療安全管理部に新たに医薬品安全管理責任者1名配置して，医薬品に関する事故を防止するため，「医薬品の安全使用のための業務手順書」の作成等を行った。また，医療機器安全管理責任者1名も新たに配置して，医療機器を正しく安全に使用するための研修会を平成19年度に18回開催するとともに，19年度の重点目標として「患者間違いの防止」，「マニュアルの遵守」，「転倒・転落事故の防止」を掲げ，医療安全の周知徹底と医療の質の向上に努めた。
2）平成19年11月に，参加者には訓練のシナリオを知らせない形での大事故を想定した災害訓練（トリアージ訓練）を医師・看護師・職員及び学生，約300名が参加して実施した。参加者の誰もが必要性を痛感するなど大変有意義なものとなった。なお，本訓練の内容については，地域の反響も大きくＮＨＫ等の報道番組で取り上げられるなど，高い評価を得た。

○　患者サービスの改善・充実に向けた取組状況

1）平成20年1月から，患者様のプライバシー保護のため，各外来診療科での患者様の呼び出しを個人名から番号呼び出しに変更を行った。
2）平成19年4月から，PET-CT検査のFAX予約（77件/年）の受付を開始し，順調に増加している。また，FAX予約システムでの受付により，患者様の来院前にカルテを作成する「紹介手順書」の見直しを行い，外来待ち時間の短縮を図り，患者様及び紹介医から好評を得ている。
また，平成19年8～10月にＦＡＸ予約をした患者様を対象に満足度のアンケート調査(330名）を行い指摘のあった点について該当部署にフィードバックし改善に努めた。

3）クリティカル・パス委員会を毎月開催するとともに，平成19年12月にはクリティカル・パス大会（参加職員102名）を開催し，クリティカル・パスの導入・啓発を行い，適用率の向上を図った。
平成18年度　適用件数2,528件，平成19年度　適用件数3,384件

○　がん・地域医療等社会的要請の強い医療の充実に向けた取組状況

1）がんセンターを平成19年4月に設置し，がん登録及びがん治療成績等の情報提供等を行うとともに，地域がん診療連携拠点病院との連携による「地域がん医療推進フォーラム」等での研修及び啓発活動を行った。
また，平成20年2月8日付で厚生労働省から「都道府県がん診療連携拠点病院」としての指定を受けた。この指定を踏まえ，患者様及び患者家族が自由に使用できる「がんサロン（さくらサロン）」を癒しの場として平成20年5月に開設することとした。さらに，平成20年度には，がん治療の充実を図るべく，最新放射線治療装置の導入を決定した。
2）鳥取県と連携し，平成20年度の県の事業である，患者紹介及び情報の共有を行う，総合的な周産期医療体制を整備するための，周産期医療情報ネットワークシステム（本院を核として鳥取県立中央病院及び厚生病院を結ぶ）の整備の予算化を進めている。
3）地域固有の課題に対応するため，鳥取県福祉保健部・病院局との意見交換会及び米子市との連絡会を開催するとともに，日常的に実務担当者が相互に行き来をし，情報を共有するなど連携強化に努めている。

（3）継続的・安定的な病院運営のために必要な取組が行われているか。（運営面の観点）

【平成16～18事業年度】

1）平成17年度から，各科別病床数について，病床稼働率及び病床回転数により見直しを行い，病床の効率的な運用を図ることとした。
2）経営改善のねらいから，執行部体制を見直し，副病院長を２人体制から３人体制にすると共に，病院執行部会議及び病院運営諮問会議を新たに設置するなど，より機能的な組織の改革を行っている。
3）平成16年度に日本医療機能評価の認定を受けた際の改善要望事項について，病院機能検証・改善ワーキングを設置し長期的に改善に取り組んでおり，平成18年度から３年計画で全職員を対象とした「ホスピタリティ向上研修」を開始した。
4）各診療別に改善ポイントシートを作成し，実施，検証を行った。
5）平成17年度から，月例報告の評価加点表，診療実績等の伸び率及び診療科別改善ポイントシートを基礎としたインセンティブ経費を配分し(約50,000千円)，病院経営における貢献を予算に反映させている。
6）病院長が，各診療科個別にヒアリングを実施し，平均在院日数の短縮による診療単価増，病床数の見直しなどの病院運営と経営改善を着実に進めた。
7）医療材料については，在庫管理・消費管理・購買管理を一元化したＳＰＤシステムの稼働を開始し，固定経費の節減を図っている。(平成18年度125,314千円削減)
8）新たに平成18年９月より，病院経費削減推進ＷＧにて，節電・節水・会議資料のペーパーレス化を取り組むこととした。具体的には，廊下及び部屋等の電源スイッチに節電シールを貼付し，議事録をホームページに掲載した。(平成18年度345千円削減)
9）医療福祉支援センターに入院・退院受付業務を取り込んだ運用とするため，建物改装するとともに，新たに心理療法士１人と事務補佐員１人を配置しドメスティック・バイオレンス（DV）対応等，医療福祉支援センター機能の拡充を図った。
10）地域の医療機関と連携パスの推進及びＩＴを活用したネットワークの構築を計画し連携の充実を図ることとしている。

【平成19事業年度】

○　管理運営体制の整備状況

1）平成19年4月に病院の運営企画及び経営分析を行う経営企画課を新設し，効率的な病院運営を図れる体制とした。

○　外部評価の実施及び評価結果を踏まえた取組状況

1）平成19年12月外部有識者10名の参加による運営諮問会議を開催した。運営諮問会議及び地域から設置要望のあった「セカンドオピニオン外来」について，平成20年度に設置することを決定した。
2）救急患者数は平成19年度には約13,000名となり，その内，第1次救急患者が約87%を占めており，第3次救急患者の医療に支障をきたしているため，米子市と連携して地域住民へ救命救急センターの役割と現状について，広報（10月・12月）を行い啓発を図った。
3）平成16年度に日本医療機能評価の認定を受けた際の改善要望事項について，病院機能検証・改善ワーキングを設置し長期的に改善に取り組んでおり，平成18年度から３年計画で全職員を対象とした「ホスピタリティ向上研修」を開始し，平成19年度も118名が参加して「心の優しさ」，「おもてなし」について研修を受けた。

○　経営分析やそれに基づく戦略の策定・実施状況

1）経営企画課において，各大学が厚生労働省に提出した平成19年7月～12月分ＤＰＣデータを収集，分析し，疾病別の平均在院日数，1日あたりの入院単価，症例数を比較したベンチマークを行い，各診療科別の疾患別のデータ等により，診療改善のきめ細かな指導を行い，経営の改善に努めた。

○　収支の改善状況（収入増やコスト削減の取組状況

1）材料SPDの対象品目を1000品目から1600品目に拡大し，在庫削減を図った。
（棚卸資産の推移：平成16年度末　322百万円，平成17年度末　268百万円，平成18年度末　255百万円，平成19年度末　191百万円）
2）病院経費削減推進WGにおいて，19年度の削減計画として，節水及び節電等の具体的方策を実行した。
（節水による節減額　6,689千円，節電による節減額　345千円）
また，共用自動車1台を平成19年12月に廃車した。
3）平成19年7月から診療の充実のため増室した手術室3室の運用を開始し，手術件数を平成18年度 5,047件から平成19年度5,287件に増加させた。
4）平成20年4月から実施することとして，医師6名，看護師35名を増員し現在稼働中のICU６床に加えてHCU病棟の一部の12床をICU病床とすることとした。

○　地域連携強化に向けた取組状況

1）平成19年3月から地域貢献を目的として，日南病院とCT画像の遠隔読影を実施した。(遠隔読影　7件)
2）平成20年1月から鳥取県立厚生病院とバーチャルスライドシステムのネットワークを構築し，術中迅速組織診断及び生検組織診断の遠隔病理診断を実施した。(術中迅速組織診断　5件，生検組織診断　65件)
3）平成19年1月から本院と地域の4医療機関との間で「大腿骨頸部骨折地域連携クリティカル・パス」の運用を開始した。(平成19年度適用件数　6件)
4）患者様のニーズにあった医療及び適切な情報の提供を行い，地域の医療連携を行うため，鳥取県西部地区医療連携協議会において，地域連携パスの開発，促進を図っている。(平成20年度脳卒中連携パスを作成中)

○附属学校について

【平成16～18事業年度】

○　附属学校の機能の充実についての状況

1）平成18年度に特別支援教育の充実を図るため，特別支援学校に設置した高等部専攻科(入学定員３名，収容定員６名)の教育課程を確立した。併せて教育体制の充実を図った。
2）学生に対する教育実習の臨床現場として附属学校を提供するとともに，学生等の卒論・修論に対しても研究資料を提供するなど協力をした。
3）小・中一貫教育課程の研究を地域学部教員との共同研究を継続実施している。

【平成19事業年度】

○附属学校の機能の充実についての状況

1）学生に対する教育実習の臨床現場として附属学校を提供するとともに，学生等の卒論・修論に対しても研究資料を提供するなど協力を継続している。
2）小・中一貫教育課程の研究を地域学部教員との共同で実施するなど，継続して学部教員との共同研究を実施している。
3）附属幼稚園においては，文部科学省による「教育研究開発校」に採択され，平成19～21年度の３年間にわたり，研究を進めていくこととしている。

Ⅲ　予算（人件費見積もりを含む。），収支計画及び資金計画

※財務諸表及び決算報告書参照

Ⅳ 短 期 借 入 金 の 限 度 額

中　期　計　画	年　度　計　画	実　績
1　短期借入金の限度額：　３４億円 **2　想定される理由**：運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	**1　短期借入金の限度額**：　３１億円 **2　想定される理由**：運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	平成19年度の短期借入金はありません。

Ⅴ 重要財産を譲渡し，又は担保に供する計画

中　期　計　画	年　度　計　画	実　績
1　附属病院施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い，本学病院の敷地及び建物について，担保に供する。	1）附属病院施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い，本学病院の敷地及び建物について，担保に供する。	1）附属病院施設・設備の整備に必要となる経費（667百万円）の長期借入に伴い，次の本学附属病院の敷地について担保に供した。 ・米子市西町36番1　　地積　28,675㎡ ・米子市久米町98番1　　地積　21,929㎡

Ⅵ 剰　余　金　の　使　途

中　期　計　画	年　度　計　画	実　績
1　決算において剰余金が発生した場合は，教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	1）決算において剰余金が発生した場合は，教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	1）平成19年12月28日付けで文部科学大臣の承認を得た平成18事業年度の剰余金は７億５千３百万円であり，経営協議会，役員会で審議の上，２億６百万円は全学経費として，５億４千７百万円は経費節減及び自己収入の増加に努めた部局に還元し，教育研究の充実を図った。

Ⅶ その他　　1 施設・設備に関する計画

中期計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・（医病）基幹・環境整備 ・小規模改修 ・高度医療大型設備 ・災害復旧工事	総額 669	施設整備費補助金（346） 船舶建造費補助金（0） 長期借入金（323） 国立大学財務・経営センター施設費交付金（0）

（注１）金額については見込みであり，中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。
（注２）小規模改修について１７年度以降は１６年度同額として試算している。
なお，各事業年度の施設整備費補助金，船舶建造費補助金，国立大学財務・経営センター施設費交付金，長期借入金については，事業の進展等により所要額の変動が予想されるため，具体的な額については，各事業年度の予算編成過程等において決定される。

年度計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・（三浦）研究棟改修（環境・生物資源） ・（三浦他）講義等改修 ・（医病）基幹・環境整備 ・小規模改修	総額 3，085	施設整備費補助金（2，366） 船舶建造費補助金（0） 長期借入金（667） 国立大学財務・経営センター施設費交付金（52）

（注１）金額は見込みであり，上記のほか，業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や，老朽度合い等を勘案した施設・整備の改修等が追記されることもあり得る。

実績

施設・設備の内容	決定額（百万円）	財源
・（三浦）研究棟改修（環境・生物資源） ・（三浦他）講義等改修 ・（医病）基幹・環境整備 ・小規模改修	総額 3，093	施設整備費補助金（2，374） 船舶建造費補助金（0） 長期借入金（667） 国立大学財務・経営センター施設費交付金（52）

○ 計画の実施状況等

＊ 平成18年度補正事業により，農学部校舎（Ⅲ期），共通教育棟，大学会館，武道場，特別支援学校体育館の耐震及び機能改修工事を実施した。
加えて基幹・環境整備として三浦団地，附属幼稚園，白浜（二）団地の公共下水道への接続工事を実施した。
平成19年度事業では，（医病）基幹環境整備として，第二中央診療棟及び看護師宿舎の耐震改修と，中央診療棟手術室の空調機の更新を実施した。
また，小規模改修として附属小・中学校証明改修，第１体育館内部改修，（米子）附属図書館空調設備改修を実施した。
平成19年４月４日に発生した落雷による災害復旧を平成19年度施設整備費補助金で復旧した。

＊ 施設整備費補助金については，平成19年度当初予定していなかった災害復旧費が措置されたことにより，予算金額に比して決算金額が８百万円多額となった。

Ⅶ その他　　2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
1）教員人事の流動性・多様化を高めるため，任期制と公募制を更に進める。 2）教員総数に占める外国人教員及び女性教員の比率を上げる。 3）各学部所属教員の高度な専門性を活かした教育・研究について，相互に連携・協力を積極的に進める。 4）定年退職した職員及び産業・経済界から優れた人材を積極的に活用する。 5）事務職員の専門性等の向上のため，新たに経営企画，労務管理，知的財産，産学連携業務等に関する研修の実施及び他大学，民間等との人事交流を積極的に行う。 6）技術職員の専門性の高い技術を全学的に有効活用するため組織を見直し，集約化を図る。また，地元大学として産業界へ貢献の観点から派遣について検討する。 7）事務処理規程を見直し，手続きの簡素化を図り，併せて電子決裁システムを導入する。 8）給与事務簡素化のため，給与規程等の見直しを行うとともに，管理職手当，超過勤務手当，大学院手当等の諸手当を見直し，経費の削減を図る。	1）常勤職員数（任期付職員を除く） 1，597人	1）常勤職員数（任期付職員を除く） 1，508人
	2）任期付職員数　40人	2）任期付職員数　282人
	3）人件費総額見込み（退職手当は除く） 15，448百万円	3）人件費総額見込み（退職手当は除く） 15，195百万円
	4）人事の計画は，Ⅱ－3「職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」の「柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策」，「任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策」，「外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策」，「中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策」に記載のとおり。	4）Ⅰ-(1)-③［Ⅱ－3］「職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」の「柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策」，「任期制・公募制の導入など教員の流動性向上　に関する具体的方策」，「外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策」，「中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策」に記載したとおり。
	5）技術職員組織の見直しについて引き続き検討する。	5）工学部では，従来各学科・研究室に所属していた技術職員を見直し，独立した技術部の組織を平成19年４月から設置した。
	6）人事関係事務の簡素化を図る。	6）米子地区の有期契約職員の雇用手続きについて，権限を委任し，米子地区専決とすることにより，事務の簡素化を図った。
	7）給与事務簡素化をより一層進めるための方策を検討する。	7）単身赴任手当について，人事委員会で支給の実態と課題を分析し検討を行った。今後，当該手当の在り方について引き続き検討することとした。
	8）図書館職員の専門性向上のための研修計画，並びに，業務に必要な知識を習得させる研修（OJT）による教育目標を策定し，質の高い図書館員の養成に努める。	8）附属図書館では，年度計画により学外での各種研修会へ積極的に参加させ，図書館職員としての必要な最新の情報・知識を習得させるように努めた。平成19年度はＮＩＩとの共催により地域目録講習会（雑誌コース）を開催し，本学職員が講師を勤めた。地元開催であり図書館非常勤職員も参加し，職員のスキルアップを図った。
	9）情報セキュリティ研修会を引き続き開催するなど，職員のITリテラシー向上に努め，内部人材の全体的なレベルアップを図る。	9）全職員を対象とした「情報セキュリティ職員研修」を４回，フォローアップのための研修会を２回開催した。 また，学外に公開されているサーバ22台に対するセキュリティチェックを行うとともに，管理者及び部局セキュリティ担当者を対象とした研修会を２回開催した。

○ 別表１（学部の学科，研究科の専攻等の定員未充足の状況について）

（収容数：平成19年５月１日現在の在籍者数）

学部の学科，研究科の専攻等名		収容定員 (a)	収容数 (b)	定員充足率 (b)/(a)×100
		（人）	（人）	（%）
地域学部	地域政策学科	２００	２１６	１０８．０
	地域教育学科	２００	２２０	１１０．０
	地域文化学科	１８０	１９２	１０６．７
	地域環境学科	１８０	１８８	１０４．４
小　　計		７６０	８１６	１０７．４
教育地域科学部（※１）	学校教育課程	－	１８	－
	人間文化課程	－	８	－
	地域政策課程	－	７	－
	地域科学課程	－	６	－
小　　計		－	３９	－
医学部	医学科	４７０	４８８	１０３．８
	生命科学科	１６０	１６１	１００．６
	保健学科	５１０	５２３	１０２．５
小　　計		１，１４０	１，１７２	１０２．８
工学部	機械工学科	２６０	３２４	１２４．６
	知能情報工学科	２４０	２８１	１１７．１
	電気電子工学科	２６０	３０１	１１５．８
	物質工学科	２４０	２７４	１１４．２
	生物応用工学科	１６０	１８６	１１６．３
	土木工学科	２４０	２７１	１１２．９
	社会開発システム工学科	２４０	２９５	１２２．９
	応用数理工学科	１６０	１９４	１２１．３
小　　計		１，８００	２，１２６	１１８．１
農学部	生物資源環境学科	８００	８９４	１１１．８
	獣医学科	２１０	２３４	１１１．４
小　　計		１，０１０	１，１２８	１１１．７
学士課程合計		４，７１０	５，２８１	１１２．１

学部の学科，研究科の専攻等名		収容定員 (a)	収容数 (b)	定員充足率 (b)/(a)×100
				（%）
地域学研究科（修士課程）	地域創造専攻	１５	１７	１１３．３
	地域教育専攻	１５	１３	８６．７
小　　計		３０	３０	１００．０
教育学研究科（修士課程）	学校教育専攻	６	４	６６．７
	障害児教育専攻	３	６	２００．０
	教科教育専攻	３３	２４	７２．７
小　　計		４２	３４	８１．０
医学系研究科（博士前期課程）	生命科学専攻	２０	３３	１６５．０
	機能再生医科学専攻	２２	３６	１６３．６
	保健学専攻（修士課程）	４０	５８	１４５．０
小　　計		８２	１２７	１５４．９
工学研究科（博士前期課程）	機械工学専攻	４２	５１	１２１．４
	知能情報工学専攻	４８	５１	１０６．３
	電気電子工学専攻	４２	８０	１９０．５
	物質工学専攻	３６	５１	１４１．７
	生物応用工学専攻	２４	３３	１３７．５
	土木工学専攻	４２	３８	９０．５
	社会開発ｼｽﾃﾑ工学専攻	３６	４４	１２２．２
	応用数理工学専攻	３６	３０	８３．３
小　　計		３０６	３７８	１２３．５
農学研究科（修士課程）	生物生産科学専攻	５２	７５	１４４．２
	農林環境科学専攻	５４	５６	１０３．７
	農業経営情報科学専攻	１６	１１	６８．８
小　　計		１２２	１４２	１１６．４
修士課程合計		５８２	７１１	１２２．２
医学系研究科（博士課程）	医学専攻	２１２	１３１	６１．８
	生理系専攻	－	４	－
	病理系専攻	－	１	－
	社会医学系専攻	－	２	－
	内科系専攻）	－	３	－
	外科系専攻	－	１３	－
（博士後期課程）	生命科学専攻	１５	７	４６．７
	機能再生医科学専攻	２１	３０	１４２．９
小　　計		２４８	１９１	７７．０
工学研究科（博士後期課程）	情報生産工学専攻	３９	３１	７９．５
	物質生産工学専攻	９	９	１００．０
	社会開発工学専攻	１５	９	６０．０

小　　計	63	49	77．8
連合農学研究科　生物生産科学専攻	18	39	216．7
（博士課程）　生物環境科学専攻	21	72	342．9
生物資源科学専攻	12	36	300．0
小　　計	51	147	288．2
博士課程合計	362	387	106．9
合　　計	5，654	6，379	112．8

※1：教育地域科学部は地域学部に改組（平成16年4月）のため募集停止。

附属学校等	収容定員	収容数	定員充足率
附属小学校	480	443	92．3
附属中学校	480	464	96．7
附属特別支援学校（高等部専攻科含む）	60	60	100．0
附属幼稚園	160	106	66．3

○　計画の実施状況等

＊　地域学研究科地域教育専攻及び教育学研究科学校教育専攻，教科教育専攻の学生収容数が収容定員を10%以上下回っている理由は，近年大都市圏を中心として団塊世代教員の大量退職に伴う大量採用が続いているため，大学院への進学者が少なくなっていると考えられる。本学学部学生に対して大学院に進学するよう啓発するとともに，社会人学生の募集に努力しているところである。

＊　工学研究科応用数理工学専攻の学生収容数が収容定員を10%以上下回っている理由は，卒業者数に占める就職者数の割合が高いことがあげられる。定員を充足するためには他大学，社会人等からの受験生確保を検討するとともに，本学部卒業者の大学院進学を呼びかけているところである。

＊　農学研究科農業経営情報科学専攻の学生収容数が収容定員を10%以上下回っている理由は，景気の回復により就職希望者が増加するとともに，他大学大学院への進学を希望する者が増えたためである。これらの問題を解決するため，学部学生へ本専攻の教育研究の魅力のＰＲに努めるほか，将来の資格取得・就職に役立つよう授業内容の見直しと平成21年度の農学研究科の改組を検討している。

＊　医学系研究科医学専攻の学生収容数が収容定員を10%以上下回っている主な理由は，卒後臨床研修制度導入以降に研修医として大学に残る学生が減少したこと，及び臨床系を志す医学科卒業生は，学位取得より専門医資格を取得する傾向が高まっているためである。このため，充足率向上の対応として，①入学試験を３次募集まで行う，②10月入学の実施，③医学系研究科に専攻や分野の枠を超えた７つの新教育コースを導入，④がんプロフェショナル養成プランコメディカル研修コースを導入等の自立するに必要な研究能力を持った研究者あるいは優れた研究能力と豊かな学識を備えた臨床医・医療人の育成への取り組みを図った。この結果，平成20年５月の収容数は，145名に向上した。

＊　医学系研究科生命科学専攻（博士後期課程）の学生収容数が収容定員を10%以上下回っている主な理由は，博士前期課程修了者が都市部の部局化された大学院博士後期課程への進学志向が強いこと，また，平成18年度からの薬学教育６年制に伴い，遺伝子検査関連企業，ゲノム創薬関係企業の求人が増大し博士前期課程修了者が就職したことが主な要因である。このため，充足率向上の対応として，博士前期課程から博士後期課程への飛び級制度の充実，及びティーチングアシスタント・リサーチアシスタント制度，エンカレッジファンドの活用など経済的支援の充実を図った。なお，博士前期課程では165%の充足率であり，生命科学科専攻全体としての充足率は，114%である。

＊　工学研究科情報生産工学専攻，社会開発工学専攻の学生収容数が収容定員を10%以上下回っている理由は，一部には昨今の就職事情の好調さがあげられる。企業側としては，即戦力としての大学院博士前期課程修了生を希望するものが多く，特定の業種を除き，博士後期課程修了生へのニーズはそれほど多くない。各教員が手分けして，企業等に出向き社会人入学生の獲得に向け，努力しているところである。

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成16年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A)×100
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数 (I)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学生数(E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
地域学部	190	204	2	0	0	2	1	0	0	201	105.8%
医学部	1,140	1,182	1	1	0	0	14	55	48	1,119	98.2%
工学部	1,800	1,925	15	0	11	4	45	231	197	1,668	92.7%
農学部	1,010	1,097	4	0	0	4	18	29	26	1,049	103.9%
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
医学系研究科	314	313	11	8	0	3	9	23	21	272	86.6%
工学研究科	370	404	13	6	0	7	16	15	14	361	97.6%
農学研究科	122	147	22	17	0	5	7	8	7	111	91.0%
連合農学研究科	49	156	74	38	0	36	6	47	41	35	71.4%

○計画の実施状況等

定員超過率が１３０％以上の学部，研究科はありません。

○ 別表2（学部、研究科等の定員超過の状況について）

（平成17年度）

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A)×100
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数 (I)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学生数(E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数(F)					
（学部等）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
地域学部	380	406	4	0	0	4	2	0	0	400	105.3%
医学部	1,140	1,173	1	1	0	0	19	42	35	1,118	98.1%
工学部	1,800	2,119	17	0	0	17	49	229	200	1,853	102.9%
農学部	1,010	1,110	5	0	0	5	19	43	41	1,045	103.5%
（学部等）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
医学系研究科	335	319	13	9	0	5	12	20	19	274	81.8%
工学研究科	369	400	12	8	0	4	12	20	14	362	98.1%
農学研究科	122	152	18	13	0	10	2	12	12	115	94.3%
連合農学研究科	51	156	63	47	0	16	7	43	33	53	103.9%

○計画の実施状況等

定員超過率が１３０％以上の学部，研究科はありません。

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成18年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A)×100
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数 (I)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学生数(E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
地域学部	570	617	5	0	0	0	4	0	0	613	107.5%
医学部	1,140	1,186	1	1	0	0	23	49	40	1,122	98.4%
工学部	1,800	2,115	16	0	15	1	44	215	184	1,871	103.9%
農学部	1,010	1,126	4	0	0	4	17	46	41	1,064	105.3%
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
医学系研究科	330	314	14	10	0	4	15	27	23	262	79.4%
工学研究科	369	428	13	8	0	5	12	19	17	386	104.6%
農学研究科	122	127	20	12	0	8	2	8	6	99	81.1%
連合農学研究科	51	147	69	50	0	19	8	36	30	40	78.4%

○計画の実施状況等

定員超過率が１３０％以上の学部，研究科はありません。

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成19年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A)×100
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数 (I)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学生数(E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
地域学部	760	816	8	1	0	7	9	0	0	799	105.1%
医学部	1,140	1,172	1	1	0	0	24	33	28	1,119	98.2%
工学部	1,800	2,126	14	0	6	8	43	210	185	1,884	104.7%
農学部	1,010	1,128	3	0	0	0	15	49	44	1,069	105.8%
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
地域学研究科	30	30	9	0	0	9	1	0	0	20	66.7%
医学系研究科	330	295	14	9	0	5	12	12	12	257	77.9%
工学研究科	369	427	15	11	1	3	16	27	22	374	101.4%
農学研究科	122	142	20	11	0	9	7	7	7	108	88.5%
連合農学研究科	51	147	71	46	0	24	10	38	34	33	64.7%

○計画の実施状況等

定員超過率が１３０％以上の学部，研究科はありません。

大学番号：６６

平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～19事業年度）に係る業務の実績に関する報告書（資料編）

平成20年６月

国立大学法人
鳥取大学

①各法人共通の資料・データ(資料1～11)目次

・各法人共通の資料・データ一覧チェックリスト

1-1. **学長等裁量予算、定員・人件費の配分方針**
・平成19年年度学長経費「教育・研究改善推進費」及び「特別事業費」係る取扱要領
・平成19年度予算編成方針について ～知と実践の融合～
・平成19年度学内予算について

1-2. **学長等裁量分の額、人数、配分方法(決定体制を含む)、配分対象**
・平成19年年度学長経費「教育・研究改善推進費」及び「特別事業費」係る取扱要領
・平成19年度教育・研究改善推進費(学長経費)採択一覧
・平成19年度特別事業費(学長経費)採択一覧
・平成19年度特別設備費(学長経費)採択一覧
・平成19年度教育・研究改善推進費、特別事業費、特別設備費(学長経費)部局別一覧
・学長管理定数配置一覧

2-1. **中間・事後評価実施規程等、体制の整備が確認できる資料**
・中間・事後評価体制の整備及び評価の実施状況等が確認できる資料
・平成19年度第5回役員会 議事次第
・平成19年度の業務実績(中間報告)に係るヒアリングの実施について

2-2. **評価の実施状況や評価実績等が確認できる資料**
・平成19年度の業務実績(中間報告)に係るヒアリングの実施について

2-3. **資源配分方針、配分実績が確認できる資料、見直しを行っていれば見直し状況が確認できる資料**
・剰余金の取扱いについて
・補正予算の取扱いについて
・17事業年度剰余金(目的積立金)の使途について
・平成17事業年度決算剰余金(目的積立金)会計予算の設置について
・平成19年度(第2次)補正予算の編成について
・資金運用益、自動販売機設置益、駐車場運用益等経営努力で得られた収入金の取扱について
・平成19年度(第三次)補正予算について
・平成19年度補正予算(第4次)について(案)

3-1. **経営協議会の議事録又は議事要旨**
・鳥取大学経営協議会議事要旨(平成19年度第1回～第5回)

3-2. **上記①～⑦の各項目が、いつ開催の経営協議会で、どの審議事項として審議されたかが確認できる整理表**
・経営協議会において、法令(国立大学法人法第20条第4項)で規定されている①～⑦の各項目の審議状況

3-3. **経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例**
・平成19年度経営協議会の学外委員からの意見等と改善した主な取組

3-4. **経営協議会で学外委員からの意見を積極的に取り上げるための体制・取組例**
・経営協議会で学外委員からの意見を積極的に取り上げるための取組例

4-1. **実際に実施した監事監査の実施スケジュール及び監事監査報告書**
・平成19年度監査計画
・平成19年度監事業務監査概要報告
・監事就任1年を振り返って(概要)
・平成19年度鳥取大学監事監査結果報告(概要)について
・平成19事業年度監査の実施状況

4-2. **監事の指摘事項を法人運営の改善に活用した主な取組事例、または、改善に向けた主な取組事例**
・監査機能の充実(4-2.監事の指摘事項を法人運営の改善に活用した主な取組事例、または改善に向けた主な取組事例)
・平成18年度鳥取大学監事監査結果の概要について

4-3. **実際に実施した内部監査の実施スケジュール及び内部監査報告書**
・平成19年度内部監査計画
・平成19事業年度内部監査課監査の実施状況
・平成18年度内部監査課業務監査及び平成18年度科学研究費補助金にかかる監査結果の概要とその対応について(総表)
・平成18年度内部監査報告書(個別表)(例示)

4-4. **内部監査の実施体制図**
・【実績報告書に記載する事務組織図参照】

4-5. **内部監査の指摘事項を法人運営の改善に活用した主な取組事例、または、改善に向けた主な取組事例**
・監査機能の充実(4-5.内部監査の指摘事項を法人経営の改善に活用した主な取組事例、または改善に向けた主な取組事例)

5-1. **教育研究組織の見直しの仕組みがわかる資料**
・国立大学法人鳥取大学運営組織図[平成19年度]

5-2. **教育研究組織の活性化に向けた検討状況がわかる資料**
・教育研究組織見直しの検討状況(平成16年度～平成19年度)

6-1. **法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組状況が確認できる資料**
・鳥取大学における学術研究推進戦略

6-2. **全国共同利用のための学内体制整備や資源配分の状況が確認できる資料**
・全国共同利用のための学内体制整備や資源配分の状況

7-1. **部局の外部資金受入額の予算配分への反映によるインセンティブ付与の内容がわかる資料**
・平成19年度特別教育研究経費(教育研究活動活性化経費)について

7-2. **財務情報の分析、活用の内容がわかる資料**
・平成18年度財務報告書(抜粋)

7-3. **随意契約に係る情報公開の取組**
・鳥取大学が締結する随意契約の公表基準【平成18年度業務実績報告書『資料編』5-2参照】
・鳥取大学ホームページ(平成19年度随意契約公表一覧)

7-4. **その他、随意契約の適正化に向けた取組**
・平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
・随意契約見直し計画

8-1. **人件費削減計画及び削減実績**
・人件費削減について【平成18年度業務実績報告書『資料編』6-1参照】
・総人件費改革への対応について【平成18年度業務実績報告書『資料編』6-1参照】
・国立大学法人鳥取大学の役職員の報酬・給与等について(抜粋)

9-1. **施設マネジメントの取組状況**
・施設整備に関する全学的な体制、施設マネジメントに関する状況、施設の点検・評価の取組

9-2. **中長期的な視点に立ったキャンパス計画等の策定状況**
・鳥取大学施設整備マスタープラン(鳥取キャンパス)【平成18年度業務実績報告書『資料編』7-2参照】

9-3. **既存施設・設備の有効活用への取組状況(講義室等の稼働率や共同利用スペースの確保面積等)**
・共同利用スペースの確保状況
・講義室稼動率、収容人数、設備等一覧(平成20年5月1日現在)
・施設の有効活用調査報告書(地域学部、共通教育棟、医学部)

9-4. **施設の維持管理の取組状況**
・計画的・効率的な施設の維持管理、学内外へのPR、
・平成19年度主な施設環境改善報告
・平成19年度施設維持管理費について

9-5. **省エネルギー対策等や地球温暖化対策に関する取組状況(中長期的な目標やその達成状況、取組状況等)**
・鳥取大学エネルギー管理規程【平成18年度業務実績報告書『資料編』7-6参照】
・ESCO事業、省エネルギーへの取り組み

10-1. **安全衛生講習の実施、予防訓練、啓発活動等、事件・事故防止に向けた取組**
・安全衛生講習の実施、予防訓練、啓発活動等、事件・事故防止に向けた取組

10-2. **研究費の不正使用防止のための体制、ルールの整備状況**
・競争的資金の管理運営体制について
・鳥取大学における競争的資金等の管理運営に関する規則
・鳥取大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規則【平成18年度業務実績報告書『資料編』8-2

11-1-1. **平成17・18年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成19年度の対処の有無の一覧表**
・平成17・18年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成19年度の対処の有無の一覧表

11-1-2. **年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料**
・平成17・18年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料
・鳥取大学教育・研究組織図

11-2-1. **平成17・18年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成19年度の対処の有無の一覧表**
該当なし

11-2-2. **年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料**
該当なし

11-3-1. **平成17・18年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成19年度の対処の有無の一覧表**
該当なし

11-3-2. **年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料**
該当なし

11-4-1. **平成17・18年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成19年度の対処の有無の一覧表**
・平成17・18年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成19年度の対処の有無の一覧表

11-4-2. **年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料**
・平成17・18年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料

「各法人共通の資料・データ一覧」

（1）業務運営の改善及び効率化

○法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。（資料１関係）

確認事項	いる	いない
学長等の裁量の予算、定員・人件費を設定しているか。	○	
（添付資料）	有	無
１－１．学長等裁量予算、定員・人件費の配分方針	○	
１－２．学長等裁量分の額、人数、配分方法（決定体制を含む）、配分対象	○	

○法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価を行い、必要に応じて資源配分の修正が行われているか。（資料２関係）

確認事項	いる	いない
法人内における資源配分が適切かつ効果的に行われたかどうかを検証する仕組みが整備されているか。	○	
資源配分に関して中間・事後評価が実施されたか。	○	
評価結果を踏まえた配分見直しの検討を行っているか。	○	
（添付資料）	有	無
２－１．中間・事後評価実施規程等、体制の整備が確認できる資料	○	
２－２．評価の実施状況や評価実績等が確認できる資料	○	
２－３．資源配分方針、配分実績が確認できる資料、見直しを行っていれば見直し状況が確認できる資料	○	

○外部有識者の積極的な活用を行っているか。（資料３関係）

確認事項	ある・いる	ない・いない
学外委員からの法人運営に関する意見があったか。	○	
〃　について法人内で検討しているか。	○	
〃　で具体的に改善した事柄はあるか。	○	

経営協議会において、法令（国立大学法人法第20条第4項）で規定されている以下の審議事項が審議されているか。	当該年度における変更等の有無	事前審議	事後審議・報告	審議なし
①中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの	――			○
②中期計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの	○	○		
③年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの	○	○		
④経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項（学則、会計規程、役員報酬規程、職員の給与及び退職手当の支給基準など）	○	○	○	
⑤平成20年度予算	○	○		
⑥平成18年度決算	○	○		
⑦組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 （自己点検・評価のうち、組織及び運営の状況に関する事項など）	○	○		

（添付資料）	有	無
３－１．経営協議会の議事録又は議事要旨 （平成19年度における経営協議会の開催回数　５回）	○	
３－２．上記①～⑦の各項目が、いつ開催の経営協議会で、どの審議事項として審議されたかが確認できる整理表	○	
３－３．経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例	○	
３－４．経営協議会で学外委員からの意見を積極的に取り上げるための体制・取組例	○	

○監査機能の充実が図られているか。（資料４関係）

確認事項	指摘事項の有無	ある・いる	ない・いない
監事からの指摘事項で具体的に改善した事柄、または、改善に向けた取組はあるか。	○	○	
内部監査の指摘事項で具体的に改善した事柄、または、改善に向けた取組はあるか。	○	○	
監査対象組織からの独立性が担保された監事補佐の体制が整備されているか。		○	
事務局から独立した内部監査組織の設置など、監査対象組織からの独立性が担保された内部監査の実施体制が整備されているか。		○	

（添付資料）	有	無
４－１．実際に実施した監事監査の実施スケジュール及び監事監査報告書	○	
４－２．監事の指摘事項を法人運営の改善に活用した主な取組事例、または、改善に向けた主な取組事例	○	
４－３．実際に実施した内部監査の実施スケジュール及び内部監査報告書	○	
４－４．内部監査の実施体制図（実績報告書に記載する事務組織図で確認可能な場合は省略可）	○	
４－５．内部監査の指摘事項を法人運営の改善に活用した主な取組事例、または、改善に向けた主な取組事例	○	

○教育研究組織の柔軟かつ機動的な編制・見直し等が行われているか。（資料５関係）

確認事項	いる	いない
教育研究組織の見直しの機会が設けられているか。（～平成19年度）	○	
教育研究組織の見直しの検討が行われているか。（～平成19年度）	○	

（添付資料）	有	無
５－１．教育研究組織の見直しの仕組みがわかる資料	○	
５－２．教育研究組織の活性化に向けた検討状況がわかる資料	○	

○法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。（資料６関係）

確認事項	該当なし	ある・いる	ない・いない
法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組があるか。 （～平成19年度）		○	
全国共同利用の附置研究所及び研究施設を設置する法人において、全国共同利用に必要な措置を行っているか。（～平成19年度）	――	○	

（添付資料）	有	無
６－１．法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組状況が確認できる資料	○	
６－２．全国共同利用のための学内体制整備や資源配分の状況が確認できる資料	○	

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。（資料11－1関係）

確認事項	ある・いる	ない・いない
評価委員会の評価結果（課題として指摘された事項）について検討し反映したか。	○	
（添付資料）	有	無
11－1－1．平成17・18年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成19年度の対処の有無の一覧表	○	
11－1－2．年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料	○	

（2）財務内容の改善

○財務内容の改善・充実が図られているか。（資料7関係）

確認事項	いる	いない
部局等の自己収入増加についてインセンティブを付与しているか。	○	
財務情報の分析を行い、その分析結果を大学運営の改善に活用しているか。	○	
随意契約に係る情報公開等を通じて契約の適正化を図っているか。	○	
（添付資料）	有	無
7－1．部局の外部資金受入額の予算配分への反映によるインセンティブ付与の内容がわかる資料	○	
7－2．財務情報の分析、活用の内容がわかる資料	○	
7－3．随意契約に係る情報公開の取組	○	
7－4．その他、随意契約の適正化に向けた取組	○	

○人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。（資料8関係）

確認事項	いる	いない
平成１９年度における人件費削減にかかる取組が、年度計画を達成しているか。	○	
（添付資料）	有	無
8－1．人件費削減計画及び削減実績	○	

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。（資料11－2関係）

確認事項	ある・いる	ない・いない
評価委員会の評価結果（課題として指摘された事項）について検討し反映したか。	――	――
（添付資料）	有	無
11－2－1．平成17・18年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成19年度の対処の有無の一覧表	――	――
11－2－2．年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料	――	――

（3）自己点検・評価及び情報提供

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。（資料11－3関係）

確認事項	ある・いる	ない・いない
評価委員会の評価結果（課題として指摘された事項）について検討し反映したか。	――	――
（添付資料）	有	無
11－3－1．平成17・18年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成19年度の対処の有無の一覧表	――	――
11－3－2．年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料	――	――

（４）その他の業務運営に関する重要事項

○施設マネジメント等が適切に行われているか。（資料９関係）

確認事項	いる	いない
施設マネジメントの活動が行われているか。	○	
長期的な視点に立ったキャンパス計画等を策定し一貫性をもって施設の整備が行われているか。（～平成１９年度）	○	
施設・設備の有効活用が行われているか。	○	
施設の維持管理が計画的に行われているか。	○	
省エネルギー対策や地球温暖化対策に関する計画的な取組が行われているか。（～平成１９年度）	○	

（添付資料）	有	無
９－１．施設マネジメントの取組状況	○	
９－２．中長期的な視点に立ったキャンパス計画等の策定状況	○	
９－３．既存施設・設備の有効活用への取組状況（講義室等の稼働率や共同利用スペースの確保面積等）	○	
９－４．施設の維持管理の取組状況	○	
９－５．省エネルギー対策等や地球温暖化対策に関する取組状況（中長期的な目標やその達成状況、取組状況等）	○	

○危機管理への対応策が適切にとられているか。（資料10関係）

確認事項	全学有	特定部局有	無
災害、事件・事故、薬品管理等に対する予防的措置が講じられているか。	○	○	
研究費の不正使用防止のための体制、ルールを整備しているか。	○		

（添付資料）	有	無
10－１．安全衛生講習の実施、予防訓練、啓発活動等、事件・事故防止に向けた取組	○	
10－２．研究費の不正使用防止のための体制、ルールの整備状況	○	

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。（資料11－４関係）

確認事項	ある・いる	ない・いない
評価委員会の評価結果（課題として指摘された事項）について検討し反映したか。	○	

（添付資料）	有	無
11－４－１．平成17・18年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成19年度の対処の有無の一覧表	○	
11－４－２．年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料	○	

3　中期目標期間（平成 16～19 年度）に係る各事業年度の業務の実績に関する評価結果

○　平成 19 年度に係る業務の実績関する評価結果

○　平成 18 年度に係る業務の実績に関する評価結果

○　平成 17 年度に係る業務の実績に関する評価結果

○　平成 16 年度に係る業務の実績に関する評価結果

国立大学法人鳥取大学の平成19年度に係る業務の実績に関する評価結果

1　全体評価

鳥取大学は、21 世紀を迎えて教育、研究、社会貢献、診療等の面で大学が発揮すべき機能を十全に伸展させるため、「知と実践の融合」を理念として掲げ、１）社会の中核となりうる教養豊かな人材の養成、２）地球的・人類的・社会的課題解決への先端的研究、３）地域社会の産業と文化等への寄与を教育研究の目標に掲げ、人間力の向上を目指し、学長のリーダーシップにより、教育改革及びグローバル COE に代表される大学の特色を活かした研究活動を推進し、年度計画を着実に遂行している。

また、経営戦略の企画立案・調整機能を高めるため、既存組織の統合等により経営企画部を設置するなどの取組が行われており、今後、より一層の効率的・機動的な運営が期待される。

この他、業務運営面については、資金運用で獲得した運用益等を活用する「トップマネージメント推進事業」を措置するなど、大学として戦略的に取り組む経費を確保し、学習環境、教育研究環境整備に積極的に活用している。

財務内容については、外部資金の増加策として、科学研究費補助金の助言支援制度の導入、産学連携コーディネート体制の強化を図るなどの取組が行われている。

教育研究の質の向上については、人間力を根底においた教養豊かな人材育成を目指して策定した「教育グランドデザイン」に沿って、授業科目の見直しやシラバスの変更を行い、教育改革の歩みを進めている。また、医工学連携、医農学連携等の研究を融合させた部局横断的な研究として、各学部、地元企業等の連携により生活習慣病予防関連事業の創出等に取り組んでいる。

2　項目別評価

Ⅰ．業務運営・財務内容等の状況

（１）業務運営の改善及び効率化

①　運営体制の改善

②　教育研究組織の見直し

③　人事の適正化

④　事務等の効率化・合理化

平成 19 年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○　学長のリーダーシップの下に、学長管理定員として 27 名を確保し、うち 19 名を学内共同教育研究施設等に配置し、全学的な教育研究活動の一層の活性化を図っている。

○　学長経費のほかに資金運用で獲得した運用益等を活用する「トップマネージメント推進事業」（6,169 万円）を措置するなど、大学として戦略的に取り組む経費を確保し、学習環境、教育研究環境整備に積極的に活用している。

○　「鳥取大学における教育・研究プロジェクトに関する取扱要項」に沿って研究活動

を進め、新たに５つの研究会を立ち上げ、学長経費から 2,200 万円(36 件)を確保し、大学の特性を生かした異分野間の共同研究、先端的研究及び地域の社会的ニーズに即した研究等を積極的に推進している。

○　女性教員の採用の促進について、「鳥取大学教員選考に関する基本方針」、「次世代育成支援行動計画」等に基づき取り組んでおり、女性教員数は 97 名（対前年度比６名増)、女性教員比率は 13.5 %(対前年度比 0.5 %増)と増加している。

○　課・室等の事務組織及びポスト数を削減する事務組織再編計画に基づき、平成 19 年度は企画調整課と財務部財務課（予算企画部門）を統合し、新たに経営企画部を設置して、経営戦略体制の強化を図っている。また、平成 20 年度から人事企画課と人事管理課を人事課に再編するなど事務組織のスリム化を行っている。

○　経理関係業務の統合により業務の効率化を図るとともに、決算業務マニュアルを作成し、業務の合理化に努めている。また、旅費計算・振込業務等を旅行業者へアウトソーシングし、業務の省力化・効率化を図っている。

【評定】中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

（理由）年度計画の記載 63 事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

（２）財務内容の改善

①　外部研究資金その他の自己収入の増加

②　経費の抑制

③　資産の運用管理の改善

平成 19 年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○　科学研究費補助金の採択率を向上させるため、助言支援制度を導入し、平成 20 年度科学研究費補助金の採択件数が 80 件（対前年度比 14 件増)、採択金額は４億 4,399 万円（対前年度比 948 万円増）となっている。

○　産学連携による外部競争的資金の獲得については、産官学連携コーディネーターを増員し、コーディネート体制の強化を図るなどの取組により、共同研究と受託研究による外部資金が６億 1,827 万円（対前年度比 1,812 万円増）となっている。

○　余裕金の運用を国債や大口定期預金等を利用し積極的に行うことにより、運用利息が 3,365 万円（対前年度比 1,713 万円増）となっている。

○　大学経費削減等推進員制度を導入し、教員、職員、学生の計 68 名を経費削減等推進員として定め、窓の開閉、電気設備の消灯、温度管理の徹底等、全学的活動として展開するほか、病院経費の削減では、平成 19 年度の削減計画の下に実行すること等により、節水による節減額 669 万円、節電による節減額 35 万円を実現している。

○　鳥取地区・米子地区における駐車場の有料化を開始し、収入増（年間 2,189 万円）

を図っているほか、自動販売機設置業者との直接契約により年間 594 万円の収入増を図るなど、学内施設の有効活用に努めている。

○　資産運用管理の改善に資するため、鳥取大学における設備整備に関するマスタープランを基に、分散している各種計測・分析機器等を学内の諸センターへの集中化を進め、学内共同利用体制を整えている。

○　中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標の達成に向けて、着実に人件費削減が行われている。今後とも中期目標・中期計画の達成に向け、教育研究の質を確保しつつ、人件費削減の取組を行うことが期待される。

【評定】中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

（理由）年度計画の記載 15 事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

（3）自己点検・評価及び情報提供

①　評価の充実

②　情報公開等の推進

平成 19 年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○　評価業務の効率的かつ効果的な推進を図るため、評価に必要となる役員会、常置委員会等の主要会議資料及び学部教授会等資料をデータベース化し、鳥取大学評価データベースとして構築し、試験運用を開始している。

○　全学的観点からの大学広報の実施を目指し、認知度アップと信頼性確保等、積極的な情報発信のため、戦略的経費の中に「広報戦略経費」（2,000 万円）を盛り込み、大学ウェブサイトのリニューアル、大学紹介 DVD の作成、広報誌の増刷、県内民放テレビを通じた大学紹介、関西地区への学生募集広告等の取組を行っている。

○　地域社会にアピールすること等を目的として、大学にふさわしい「シンボルマーク」及び「イメージキャラクター」を公募により選定し、平成 20 年度にはウェブサイト、各種出版物、封筒等に使用し、広く広報活動を展開していくこととしている。

【評定】中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

（理由）年度計画の記載 10 事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

（4）その他業務運営に関する重要事項

①　施設設備の整備・活用等

② 安全管理

平成19年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○ 省エネルギーについては、平成18年度に引き続き、省エネルギーパトロール等で適正な温度管理、及び節電等について指導を行い、設備機器の更新・新設に際しては、省エネルギータイプを使用し、改修工事に伴う空調機器の設置には、ガスヒートポンプ(GHP)機器を選定し、CO_2削減に努めている。
○ 平成18年度に策定した施設整備マスタープラン（鳥取キャンパス）に沿って、施設維持管理費を確保し、有効活用調査の分析等の結果を基に、緊急度・改善効果等を数値化し、優先度を判定して、学生生活支援施設の整備、教育組織の改編等に対応した整備等を計画的に実施している。
○ キャンパスごとに学生・職員による美化活動を実施し、ガーデニングボランティア活動や、鳥取砂丘除草活動にボランティア参加し、県知事から感謝状が贈呈されるなど、地域と連携・協力した取組を行っている。
○ 全学のリスク管理に関する規則及びガイドラインに沿って、安全管理に関する規則等を整備しており、平成19年度には生物災害等防止安全管理規則等の3種類の個別規則、マニュアル等を整備している。
○ 労働安全衛生法等に基づく衛生管理者及び産業医による巡視を行うとともに、これまでに実施した職場巡視で指摘した内容を整理し、各部局長等に改めて通知し、安全衛生等に関する周知徹底を図るなどの取組が行われている。
○ 研究費の不正使用防止のため、鳥取大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規則の整備、不正防止計画推進室の設置等を行っている。

【評定】中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる
（理由）年度計画の記載19事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

Ⅱ．教育研究等の質の向上の状況

評価委員会が平成19年度の外形的・客観的進捗状況について確認した結果、下記の事項が注目される。

○ 平成18年度に策定した「教育グランドデザイン」に基づき、人間力を根底に置いた教育を具現化するため、全学共通科目の主題科目に、実践力、コミュニケーション力等の養成を目的とした授業科目を新たに開設している。
○ 学生に対する学習支援活動として、入学センターが中心となって AO 入試及び推薦入学Ⅰの合格者に対し、入学前教育合宿イベントを実施し、TOEIC テストの内容を中

心とした「対面授業」を行っている。
○　不得意科目に対する教育強化のため自宅等でパソコンを利用して学ぶ e-Learning システムを導入するなど、学生支援に力を入れている。
○　グレード・ポイント・アベレージ(GPA)制度を活用して、きめ細やかな学習指導を行うとともに、優秀学生育成奨学金受給者の選考や成績優秀者の選考、成績不振者の指導を実施している。
○　大学教育の水準を向上させること等を目的に、卒業生約 6,000 名を対象に、鳥取大学の教育力に関するアンケートを実施し、教育力に関するファカルティ・ディベロップメント(FD)講演会等の研修会に活用している。
○　教授方法改善に資するため、教職員のみではなく学生の視点からの教育改善を提起するシステムを構築し、学生の企画により他大学の教育システムを学生が調査・分析し、学生と教職員の懇談会で報告する取組が行われている。
○　学内の競争的資金として教育・研究改善推進費を設け、論文の掲載状況、学会等の主催・参加状況、科学研究費補助金の申請状況を勘案して、採択・不採択の判断基準に反映させている。
○　医工学連携、医農学連携等異分野教員の研究を融合させた部局横断的研究プロジェクトとして、医・工・農・地域の各学部、地元企業等の連携により生活習慣病予防関連事業を創出する研究を推進している。
○　大学独自の事業として学長経費による地域貢献支援事業を継続しており、新たに琴浦町農林水産業活性化研究会への参画、鳥取県等と連携しながら持続的過疎社会形成研究プロジェクトの推進、日本海水産資源研究会の立ち上げ等に取り組んでいる。
○　韓国、中国、ロシア、モンゴル、日本の参加大学による「北東アジア地域大学協議会」を結成し、研究交流活動を開始している。
○　附属小・中学校では、小中一貫教育研究として５つの研究プロジェクトを設置し、大学教員と附属小・中学校教員が、いずれかの研究プロジェクトに属し研究を行っており、夏季休業中に研究プロジェクトごとに情報交換を行っている。

（全国共同利用関係）
○　乾燥地研究センターは、教員コミュニティに開かれた運営体制を整備し、大学の枠を越えた全国共同利用を実施している。世界の乾燥地科学をリードする拠点となることを目指し、国際乾燥地農学研究センター（ICARDA）等の国際機関との連携を強めており、平成 19 年度からは、ICARDA が実施しているトレーニングコースに、大学院博士課程学生を派遣するなど、現地研究の質的向上や海外研修内容の充実を図っている（平成 19 年度派遣研究員等 3 名）。

（附属病院関係）
○　良質な全人的医療人養成を目指して、医師、コメディカルの教育の充実を続け、研修医のマッチング率の向上を実現している。また、がんセンターの設置と、がん患者のためのサロンも計画するなど、地域の要望や患者を中心とした医療の実現に努めている。その他、平均在院日数、入院診療単価等の経営指標も向上させており、女性の

就業・育児支援、看護師に対する教育の充実により、低い離職率を実現するなど、継続的・安定的な病院運営に努めている。

今後、これまでの実情や分析を踏まえた病院経営に関するマスタープランを作成し、病院運営の充実に向けたさらなる取組が期待される。

○　教育･研究面

・　潜在看護師の復職支援のために、新たに基礎コース、ブラッシュアップコース、発展コースを設けた「いつきてもいいよスクール」を開設し、看護師の受入れ体制を充実させている。

・　自己骨髄・末梢血細胞移植による重症下肢虚血性疾患に対する血液再生治療等、先進医療の技術開発の推進に努めている。

○　診療面

・　臓器別・機能別診療体制に再編するとともに、それぞれの分野の専門医を診療科長とする新たな診療科長制度を導入し、診療体制の確立を図っている。

・　がんの総合的治療を実施する「がんセンター」を設置し、がん診療連携拠点病院の指定を受けている。また、患者及び患者家族の癒しの場として「がんサロン（さくらサロン)」の開設（平成 20 年５月予定）を決定するなど、がん医療に対する体制を充実させている。

・　特定任期付職員制度により優秀な医療従事者を 132 名確保するとともに、７対１看護師配置基準を取得し、手厚い看護を提供している。

○　運営面

・　看護師や女性医師の就業・育児支援のため、24 時間保育が可能な保育所を設置し、女性職員の確保と安定雇用に努めている。

・　効率的な病床の運用を行うため、診療科別の病床配置数や延患者数、１日当たりの新入院患者数等の実績を勘案して見直しを図り、平均在院日数（15.6 日)、入院診療単価（５万 5,342 円）の向上等、病院経営の安定を図っている。

・　訓練のシナリオを知らせない形で災害訓練を実施し、実践的な危機管理体制の構築に努めている。

国立大学法人鳥取大学の平成18年度に係る業務の実績に関する評価結果

1　全体評価

鳥取大学は、学長のリーダーシップの下、1）「人間力」を根底に置いた「教育グランドデザイン」を策定し、教養教育を中心にした教育改革を実施すること、2）「研究グランドデザイン」で基本方針を明確にし「学術研究推進戦略」を定め、大学の特色を活かした研究活動を推進すること、3）研究成果を活用した地域貢献、国際交流活動を実施すること、に重点的に取り組んでいる。これらの重点的取組により大学が掲げた目標に一歩近づいたといえる。引き続き、「知と実践の融合」という理念及び教育研究目標に沿って、中期目標・中期計画の達成に向けた取組の推進が期待される。

また、同大学は、平成17年度の評価委員会の評価結果を踏まえ、労務・情報等、高い専門性を必要とする部署及び教育研究施設等について整備充実を図ったほか、危機管理に関し、全学的な危機管理マニュアルを策定するなど、指摘を踏まえた取組が行われている。

この他、業務運営については、重要な分野ごとに理事及び副学長を配置して業務運営にあたってきており、理事、副学長等の職務権限と責任の明確化に配慮しつつ弾力的な業務運営体制を採っている。

人事評価については、既に評価結果を自己研鑽やインセンティブの付与に活用しており、平成18年度はさらに事務・技術系職員を対象に業績手当、昇給制度に活用している。なお、評価の公正かつ適正な実施が重要であり、評価制度の改善充実に向けた一層の取組が期待される。

教育研究の質の向上については、医工学、医農学等の異分野の教員を融合するプロジェクト研究を推進するため、5件のプロジェクト研究を実施している。また、地域活性化教育研究センターの設置等、様々な地域活性化の取組を実施している。

2　項目別評価

Ⅰ．業務運営・財務内容等の状況

（1）業務運営の改善及び効率化

①　運営体制の改善

②　教育研究組織の見直し

③　人事の適正化

④　事務等の効率化・合理化

平成18年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○　学長のリーダーシップの下、重要な分野ごとに理事及び副学長を配置し業務運営にあたり、弾力的な業務運営体制を採っている。平成18年度は、広報担当の副学長の配置、学長直属の内部監査課の新設、各部局における評価担当副学部長の配置等、業務運営の改善と効率化に努めるとともに、職務権限と責任の明確化に努めている。

○　事務・技術系職員を対象にした人事評価制度の運用を進め、給与に対するインセンティブ付与を開始するとともに、職員の円滑な世代交代及び生活設計の多様化に対応

するため、事務系職員を対象にした早期退職制度が設けられている。
○　平成17年度実施の業務量調査を参考に、業務改善室を新設し、業務改善と組織改編の推進にあたることとし、更なる人件費の削減策が検討されている。
○　企画調整会議では、人事、財務、教育・学生サービス等、多岐にわたる事項について、全学的観点に立った経営戦略を審議し、必要事項を役員会等に提案・報告している。
○　学長管理定員19名については、再配置の検討を行い、教育研究の活性化に資するため14名を各教育研究施設等に配置している。
○　監事監査の指摘も踏まえ、「重要な会議の効率的な開催について」を定め、役員会等の重要会議について、議題の精選、資料の事前配付の徹底、会議時間の厳守、定例報告事項のウェブサイトへの掲載等により効率化が図られている。
○　乾燥地研究センター及び学内共同教育研究施設等においては、副センター長等を配置し、各センター等の管理運営体制の充実が図られている。
○　非常勤講師宿泊施設の宿泊予約関係業務について、使用料徴収及び領収書発行業務が外部委託されている。また、奨学寄附金に係る支払業務を集約するなど、業務効率化の取組が行われている。
○　経営協議会については、学外委員等から建設的な意見をもらい、「人間力」を根底に置いた教養豊かな人材の育成を目指して「鳥取大学の教育グランドデザイン」を策定し、広く社会に情報発信するなど、意見を大学運営に反映させている。
○　平成17年度評価結果において課題として指摘された事項については、
・　労務、情報等、高い専門性が必要な部署について、技術系職員を配置し、また、担当職員に専門資格を取得させている。
・　教育研究施設の整備充実について、乾燥地研究センターでは研究推進戦略を策定し、平成19年度に助教2名を配置することとし、総合メディア基盤センターでは情報活動機能を強化するため、教職員を増員している
など、指摘に対する取組が行われている。

【評定】中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる
（理由）年度計画の記載56事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

（2）財務内容の改善
①　外部研究資金その他の自己収入の増加
②　経費の抑制
③　資産の運用管理の改善

平成18年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○　産学連携による外部資金獲得について、積極的な活動を展開し、科学技術相談案件のうち22件（対前年度比6件増）が共同研究に結びついている。共同研究、受託研究、

奨学寄附金による外部資金受入は、総件数、総額ともに過去最高を記録し、外部資金比率は、4.0%（対前年度比0.4%増）になっている。

○　附属病院収益に関しては、約140億2,000万円（対前年度比約1億8,000万円増）と過去最高額を達成している。同時に、診療経費を対前年度比約2億300万円減少させたことで、約5億円の当期利益を計上し、健全な財務状況となっている。収益の増加対策として、手術室3室の増設、病棟の改修工事によるICU病床の増床、がん検査用のPET-CTの設置等に取り組んでいる。

○　大型設備等の整備については、原則として全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設に設置して有効活用することとし、生命機能研究支援センターが中心となり、現有大型機器の集中化と利用システムの合理化・効率化を進めることとしている。

○　科学研究費補助金の獲得を促進するために、学長経費による研究助成申請には科学研究費補助金への申請を前提とすること、及び、農学部においては研究経費の配分に科学研究費補助金への申請を条件とするなど、インセンティブの付与に努めている。なお、インセンティブ付与については、農学部にとどまらず、全部局への導入について検討することが期待される。

○　中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標の達成に向けて、着実に人件費削減が行われている。今後とも、中期目標・中期計画の達成に向け、教育研究の質の確保に配慮しつつ、人件費削減の取組を行うことが期待される。

【評定】中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる
（理由）年度計画の記載15事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

（3）自己点検・評価及び情報提供
①　評価の充実
②　情報公開等の推進

平成18年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○　教員個人業績調査票については、随時入力ができるよう改善されている。また、各教員の研究活動の状況は、研究者総覧の基礎データに活用され、ウェブサイトに公表されている。

○　経営協議会を原則として報道機関に公開している。

○　報道機関等に対して積極的に情報提供を行った結果、新聞掲載件数は、1,442件（対前年度比106件増）となっている。また、鳥取・東京・大阪のサテライトオフィスと連携して、イベント情報や刊行物等の提供を行ったほか、「最近の就職活動事情」を特集して、学内外に広く配布するなど、情報提供活動を充実させている。

【評定】中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる
（理由）年度計画の記載9事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年

度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

（4）その他業務運営に関する重要事項
① 施設設備の整備等
② 安全管理

平成18年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○ 「施設整備マスタープラン（鳥取キャンパス）」を策定し、「研究グランドデザイン」や「教育グランドデザイン」との連係を取りながら、今後の施設整備の基本方針と方向性を明確にしている。
○ 学習関係施設の改修を行って環境整備を進めている。また、基幹施設の調査を実施するとともに、施設巡回パトロールを行い、整備の緊急度や期待される改善効果等を数値化し、整備の優先順位が付されている。
○ エネルギーの使用状況の把握と改善策の検討を行うとともに、省エネパトロールを実施し、適正な温度管理及び節電等についての指導が行われている。また、設備機器の更新・新設に際しては、省エネルギータイプの使用に努めている。
○ キャンパス内に防犯カメラ、インターフォン等を備えたセキュリティポールを設置し、安全監視及び通報体制の充実が図られている。
○ 平成17年度評価結果において課題として指摘された事項については、全学的な危機管理マニュアルの策定について、全学的観点から「リスク管理ガイドライン」を作成し、併せて全部局において危機管理マニュアルを完成させ、教職員に周知するなど、指摘に対する取組が行われている。

【評定】中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる
（理由）年度計画の記載17事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

Ⅱ．教育研究等の質の向上の状況

評価委員会が平成18年度の外形的・客観的進捗状況について確認した結果、下記の事項が注目される。

○ 引き続き、教養教育を中心とした教育改革に取り組み、「人間力」を根底においた教養豊かな人材の育成を目指した「教育グランドデザイン」が作成されている。
○ 「学生と学長との懇談会」、「新入生ふれあい朝食会」を継続実施したほか、履修相談コーナーを設けての助言指導が行われている。また、成績優秀者への授業料免除や奨学金制度、キャリア教育の充実や就職活動支援等、学生支援の充実が図られている。

○　医工学、医農学等の異分野の教員を融合するプロジェクト研究を推進するために、学内の競争的資金である「教育・研究改善推進経費」によって５件のプロジェクト研究が実施されている。
○　鳥由来人獣共通感染症疫学研究センターでは、東京大学医科学研究所、長崎大学熱帯医学研究所とともに、高病原性鳥インフルエンザウイルスの共同調査を開始している。
○　「日南町地域活性化教育研究センター」を設置し、過疎・高齢化の問題を抱えた山間地域の活性化に向けた組織的な支援活動を行うこととし、様々な地域活性化の取組が実施されている。
○　理事及び各部局長が教員の研究活動を評価し、学長が研究功績賞を決定している。なお、被表彰者については、査定昇給に反映されている。また、教育研究改善推進費を設け、論文掲載、学会等の主催・参加、学会賞等受賞、科学研究費補助金申請等の状況を勘案して、採択・不採択の判断基準に反映している。
○　附属図書館では、県内の公立図書館との連携拡大に努め、県内全ての市立図書館との間で相互協力協定を結ぶまでになり、利用可能冊数を 238 万冊に増大させている。
○　附属養護学校高等部に国立大学法人で初の専攻科を設置し、教育課程を確立して障害児教育が実施されている。
○　学長のリーダーシップに基づく若手教員支援策が講じられている。なお、女性教員支援については、女性教員が少ないことを理由に特段の支援策が講じられていないことから、女性教員の人数に関わりなく支援体制を構築することが期待される。

（全国共同利用関係）
○　乾燥地研究センターは、研究者コミュニティに開かれた運営体制を整備し、大学の枠を越えた全国共同利用を実施している。「研究推進戦略」及びその実行のための「工程表」を策定し、外部の運営委員等の検証を受けた上で、具体的な取組を進め、戦略実行管理委員会を設置して実行状況の監視・管理が行われている。

（附属病院関係）
○　卒前・卒後を通じた教育の一貫性を目指して、総合医学教育センターを設置して充実を図るとともに、臓器別・機能別診療体制への再編や病床配分等を進めており、地域医療の充実のための総合周産期母子医療センターを設立するなどしている。また、経営分析に基づく経費節減等に努めている。
　今後、治療成績公表に向けた計画等を着実に実施するとともに、地域連携の一層の強化を図り稼働率の向上を目指すなど、運営充実に向けた更なる取組が期待される。
○　教育・研究面
・　卒前実習や卒後の初期・後期研修における教育の一貫性を目指して総合医学教育センターを発足し、専任教員を配置して初期研修後の研修プログラムを整備している。
・　教育研究推進部を設置し、コメディカルの実務実習を積極的に受け入れている。
・　新しい機能再生医療開発を目指して、幹細胞移植による血管再生治療を実施している。
○　診療面

・　診療科を臓器別・機能別診療体制に再編することを決定している（平成19年5月実施予定）。
・　県内の周産期医療の充実のため、鳥取県からの要請を受けて総合周産期母子医療センターを開設している。また、地域の中核病院として、がん治療の診断精度を向上させるため、陽電子放射断層撮影装置（PET-CT）を設置している（平成19年度にはがんセンター設置を決定）。
・　7対1看護体制実現のために看護師確保に積極的に取り組むとともに、優秀な医療従事者の確保のため、特定任期付職員を66名採用している。
・　患者サービス向上のため、患者待合室の新設や外来中待合い患者を制限しプライバシーに配慮するとともに、FAX 予約の紹介患者連絡票の改善等を実施している。

○　運営面
・　副病院長を3名体制とするとともに、病院執行部会議、病院運営諮問会議を設置し経営改善を推進している。
・　経営改善推進チーム（タスクフォース）を設置し、診療科別の経営分析・戦略策定を行っている（その結果、各診療科病床数を稼働率、回転数により見直し再配分。その他、手術室3室増室、平均在院日数短縮により当期総利益5億円を実現）。
・　月例報告の評価加点表、診療実績等の伸び率及び診療科別改善ポイントシートを基礎にインセンティブ経費を配分し、貢献を予算に反映している。
・　外部有識者による運営諮問会議を2回開催し、一次救急患者の受入体制として病院敷地内に米子市急患診療所の設置を検討している。

国立大学法人鳥取大学の平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果

1　全体評価

鳥取大学は、新学長の下、役員会、経営協議会等の運営体制を一新し、理事と監事に企業役員を招くなど、法人化に対応した大学運営の確立に努めており、地域貢献や産学連携の充実も図られ、財政面でも、外部資金獲得に向けた取組や経費節減への取組の成果として、大幅な改善が見られる点は評価できる。

教職員の個人業績評価は、平成16年度から本格実施し、平成18年度からは、さらに適切な評価が行えるよう見直しが進められている。なお、評価結果をインセンティブの付与等、教員個人の処遇に既に活用している点は、多くの大学が試行段階にある中、先駆的な取組といえる。引き続き、評価結果の活用についての改善・充実が期待される。

また、平成16年度の評価委員会の評価結果を踏まえ、人材活用、財政運営、組織再編等を全学的視点で行い、業務運営の効率化に向けて努力していることは評価でき、今後の成果が期待される。

この他、事務系職員の勤務評定制度については、自己目標の設定、自己評価、評価者による職員面談という流れをとった新しい制度に転換されており、有効に機能することが期待される。

教育研究の質の向上については、国際戦略本部強化事業、地域新生コンソーシアム研究開発事業をはじめとする大型プロジェクト研究の開始により、国際競争力を備えた研究教育拠点形成を目指した結果、国際交流活動は着実な進展を見せている。なお、乾燥地研究センターについては、同大学の強みとして今後の活動に活かされることが期待される。

2　項目別評価

Ⅰ．業務運営・財務内容等の状況

（1）業務運営の改善及び効率化

①　運営体制の改善

②　教育研究組織の見直し

③　人事の適正化

④　事務等の効率化・合理化

平成17年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○　学長のリーダーシップの下、執行体制の強化を図るため副学長を１名増員して３名とし、学長補佐１名が配置されている。また、外部からの役員を積極的に受け入れている。

○　健全経営を行うための方策を企画立案し調整する位置付けで、役員と副学長、事務局各部長、医学部事務部長で構成する「企画調整会議」を月例で開催するなど、活動の活性化とスムーズな執行に役立てている。

○　学長管理定員（19名）については、雇用にあたって任期制を導入し、これまで各教育研究施設に13名が配置されている。

○　附属病院では、優秀な医療業務従事者を確保するため、助手、医療技術職員、看護職員を任期付職員として採用できる制度が導入されている。
○　寄附講座であるゲノム医工学講座について、社会の要請に応えるため、契約期間終了に伴い、学長管理定員を戦略的に活用し、医学部生命科学科に分子細胞生物学講座「ゲノム医工学分野」として改組している。
○　社会的貢献度の高い兼業（国・地方自治体等の審査会委員、教育委員会依頼の学校医等）については、評価制度の中で社会貢献実績に加味することとしている。
○　事務系職員の勤務評定制度については、自己目標の設定、自己評価、評価者による職員面談という流れをとった新しい制度に転換している。なお、今後、適切に実施され、有効に機能することが期待される。
○　自己点検評価方式に基づく教員の個人業績評価や職員の個人業績評価の結果を自己研鑽のほか、学長賞、科学研究業績表彰、昇格・特別昇給、業績手当の成績優秀者選考の基礎資料等、インセンティブの付与等に活用している。
○　退職した教員が、退職後も引き続き奨学寄附金の寄附目的に沿った研究に従事することができるよう「特任教員制度」が導入されている。
○　総務担当理事の下にワーキンググループを設けて、業務体制を見直し、業務量調査を行い、改善に乗り出している。今後の効果が期待される。
○　経営協議会における、コスト削減や補正予算編成及び剰余金の取扱いルールの確立の必要性についての指摘に対して、電力契約料の見直しや「剰余金の取扱いについて」を制定し、剰余金の取扱方針等を明確にするなど、意見を大学運営に反映させている。

平成17年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。

【法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる事項】
○　年度計画【149-1】「労務、情報など高い専門性を担当する部署、労務・安全室、情報企画推進課の充実を図る。」（実績報告書70頁）については、在り方も含め検討することとされていることから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。
○　年度計画【156-7】「全国共同利用施設及びその他の教育研究施設は、教育研究の進展の動向や社会のニーズ等に対応して整備充実する。」（実績報告書74頁）については、研究推進戦略（案）の策定にとどまっており、整備充実に至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。

【評定】中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある
（理由）年度計画の記載53事項中2事項が「年度計画を十分には実施していない」と認められるが、教員の個人業績評価を本格実施し、その結果をインセンティブの付与等に活用するなど、先進的な取組がなされていること等を総合的に勘案したことによる。

（2）財務内容の改善
①　外部研究資金その他の自己収入の増加
②　経費の抑制

③　資産の運用管理の改善

平成17年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○　東京リエゾンオフィス、大阪オフィスの活動を本格的に開始し、ビジネス交流会等を開催するとともに、「産官学連携推進機構」を中心に、県内各自治体、企業等との連携による交流会を開催し、企業ニーズと大学シーズのコーディネート活動が進められている。また、外部資金獲得支援室を立ち上げ、主要な公募事業の的確な情報を提供する体制が整備されている。これらの取組により、共同研究や受託研究、奨学寄附金等による外部資金の導入は901件（対前年度比39件増）、金額約8億8,000万円（対前年度比約9,300万円増）とともに過去最高を記録し、産学連携による研究推進が図られている。
○　電力契約内容の見直し、空気調和設備の温度設定の厳守等に努めるとともに、財務会計・物品請求・学生支援の各システムの改善による業務の効率化・合理化の推進等により、一般管理費が約2,000万円（対前年度比2.6％減）の節減が図られている。
○　実験室の学部共同化によって生じたスペースに学生用アメニティ施設を設置するなど、施設の有効利用が促進されている。
○　中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標値が設定されている。なお、今後、中期目標・中期計画の達成に向け、着実に人件費削減の取組を行うことが期待される。

【評定】中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる
（理由）年度計画の記載14事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

（3）自己点検・評価及び情報提供
①　評価の充実
②　情報公開等の推進

平成17年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○　「広報計画（イベント情報記載）」をデータベース化し、ウェブサイトに掲載するとともに、報道機関等に提供した結果、新聞掲載件数1,336件（対前年度比176件増）と増加している。
○　列車車内に大学のイメージ広告を掲載するとともに、正門に学内情報等を提供する電子掲示板が設置されている。
○　平成16年度評価結果で評価委員会が指摘した事項については、各取組を全学的視点で行うことについて、学内共同教育研究施設等見直しのための学長補佐設置や事務組織の大幅な再編等を計画しており、また、自己点検・評価結果に基づき、施設設備に関して逐次整備を行うなど、改善に向けた取組が行われている。

【評定】中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる
（理由）年度計画の記載６事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

（４）その他業務運営に関する重要事項
① 施設設備の整備等
② 安全管理

平成17年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○ 農学部校舎の耐震補強を実施し、耐震補強実施率を 28.2 %（対前年度比 2.9 %増）に向上させた。また、施設マネジメントの一環として、従来部局毎に実施していた施設等維持管理を、全学的な見地に立った計画的な施設整備及び維持管理に改め、①教育・学生関連施設の整備、②施設の老朽化改善、③バリアフリー対応、④附属四校園の整備の４つの柱からなる施設等維持管理計画を作成し工事が実施されている。
○ 施設の計画的な整備を実施するため、修繕・維持管理の事項毎に評価を行う「施設維持管理経費整備要望事項評価表」を作成するなど、維持管理への取組が実施されている。
○ 化学物質の管理については、化学物質管理規則に基づく適切な管理を行うため、職場巡視時に、使用責任者に対し必要な調査を行い、改善措置がとられている。

平成17年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。

○ 発生が想定されるリスクについて、事前対策、緊急時対応、復旧対策等に迅速に対応するため、「リスク管理に関する規則」が制定され、乾燥地研究センターにおいては、危機管理マニュアルが整備されているが、災害、事件・事故、薬品管理等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が求められる。なお、危機管理に関しては、全学的・総合的な危機管理体制の確立が期待される。

【評定】中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる
（理由）年度計画の記載18事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

Ⅱ．教育研究等の質の向上の状況

評価委員会が平成17年度の外形的・客観的進捗状況について確認した結果、下記の事項が注目される。

○　授業科目毎にシラバスを作成してウェブサイト上に公開し、授業の目標、授業概要、成績評価方法と基準、授業計画等を明記して、履修情報の周知徹底が図られている。
○　農学部生物資源環境学科では、「農学少人数ゼミ」や教員と学生が宿泊しながら行う「大学入門ゼミ」を開設するほか、新たに県職員による「現代農林業事情」の講義を行うなど、モチベーションの醸成に努めている。
○　地域医療への関心を高め、地域の救急医療の現状を理解させるため、鳥取県西部消防局の協力を得て、救急車に学生を同乗させる臨床体験実習が開始されている。
○　工学部では日本技術者教育認定機構（JABEE）教育を実施する学科を１つ増加させ、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（VBL）では「MOT（技術経営）イノベーションスクール」を開校し、技術経営に関する実践的教育が充実されている。
○　全学部学生を対象に大学入門科目として「キャリア・デザイン入門」を開設し、キャリア教育が強化されている。
○　企業訪問や就職セミナー参加等の就職活動を支援するために、鳥取・大阪間に借り上げバスを大学予算で運行している。
○　鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター及び菌類きのこ遺伝資源研究センターを設置し、人獣共通感染症の撲滅、菌類きのこの機能解明等の研究が推進されている。
○　生命機能研究支援センター遺伝子探索分野では、セルソーターのバージョンアップを行い、共同利用できる体制が構築されている。
○　創造的研究を振興するため、学長裁量経費を活用して教育研究プロジェクトや共同研究の実施にあたるとともに、若手教員育成のための予算措置を講じて研究支援を行うとともに大学院博士後期課程の大学院生のリサーチアシスタント登用を進めている。
○　「知的財産方針」と連動して、権利の帰属等を定める「発明規則」及び発明補償金の取扱い等を定める「発明規則実施要項」が制定されている。また、実施許諾規則と実施許諾契約例文を作成し、実案件対応で活用している。
○　公開講座やサイエンスアカデミー、理科離れ対策、ものづくり教育への支援等の地域貢献事業が実施されている。
○　地域医療の充実として、難病患者等の悩み事相談、患者同士の交流促進等の相談支援を行うため、附属病院に鳥取県難病相談・支援センターが開設されている。
○　附属学校の運営について、少子化の進行、公立学校との関係を考慮して学級数・学級定員の見直しが進められている。
○　附属学校における教育実習については、医学部を除く全学部教員を交えた教育実習委員会において、受入方法・指導の在り方・評価の方法等について検討し、平成18年度の教育実習実施計画が決定されており、全学共通の実習の手引き・実習日誌等が作成されている。
○　全国共同利用の研究施設である乾燥地研究センターは、研究者コミュニティに開かれた運営体制を整備し、大学の枠を越えた全国共同利用を実施している。世界の乾燥地科学の拠点として日本沙漠学会との共催の日中国際シンポジウム、中国科学院水土保持研究所との日中合同セミナー、国際乾燥地開発委員会等との共催の国際会議International Conference on dryland Development等を実施した。

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 ２　項目別評価 Ⅰ．業務運営・財務内容等の状況 （１）業務運営の改善及び効率化 【原文】 ○年度計画【156-7】「全国共同利用施設及びその他の教育研究施設は、教育研究の進展の動向や社会のニーズ等に対応して整備充実する。」（実績報告書74頁）については、研究推進戦略（案）の策定にとどまっており、整備充実に至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。 【申立内容】 削除願いたい。 【理由】 年度計画【156-7】（実績報告書74頁）については、全国共同利用施設である乾燥地研究センターの活動のみの説明にとどまっており、「年度計画を十分に実施していない」と評価されたと思われるが，他の教育研究施設については、年度計画【155-1】鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター，菌類きのこ遺伝資源研究センターの設置、【156-6】ものづくり教育実践センターの改修、【156-14】知的財産センターの充実、あるいは年度計画【61-3】鳥取地区放射性同位元素等共同利用施設に液体シンチレーションカウンターの導入等の整備充実を図るなど、本学においては総合的に勘案して「Ⅲ　年度計画を十分に実施している」と判断したものである。	【対応】 原案のとおりとする。 【理由】 実績報告書の記載内容が、乾燥地研究センターの活動のみにとどまっているとしても、年度計画が「全国共同利用施設及びその他の教育施設」を対象としたものであり、「整備充実する」という計画に対して、乾燥地研究センターにおいては、研究推進戦略（案）の策定にとどまっていることから、年度計画を十分に実施したとはいえないため。 なお、当該年度計画で対象としている施設に係る記述が一部の施設にとどまっていることは、正確な評価に支障を来すため、今後、実績報告書作成に当たっては留意することが求められる。

国立大学法人鳥取大学の平成16年度に係る業務の実績に関する評価結果

1　全体評価

鳥取大学は、「知と実践の融合」を掲げ、３つの教育研究目標－①社会の中核となりうる教養豊かな人材の養成、②地球的・人類的・社会的課題解決への先端的研究、③地域社会の産業と文化等への寄与－を掲げている。

法人化に当たっては、学長、理事、副学長、事務の各部長からなる「企画調整会議」を新設し、全学的観点からの経営戦略の立案を行うとともに、学長裁量経費、学長管理定員の設定等、学長主導の大学運営を実効的に行うための体制が整備されている。今後、この体制の下で真に学長がリーダーシップを発揮する実績を積み上げ、新しい運営体制を定着させることが望まれる。また、学内委員会の再編統合を行ったほか、副学部長制・代議員制の導入により教授会の審議事項を精選するなど、迅速な意思決定のための取り組みが進められている。事務組織についても、企画調整課、人事管理課、広報企画室の新設等の法人化への対応、「研究・国際協力部」の新設等、機能の見直し、再編が行われている。

平成21年度までの財政支出を試算し、これに基づき、職員採用計画等の検討が入われているほか、全学経費削減推進会議を設けて経費の抑制に努力しており、病院経営における収益も改善されている。また、内部監査室を設置し、監事監査との連携強化も図られている。

自己点検・評価の結果を大学運営に活かすのは平成19年度以降としているが、事柄の重要性にかんがみ、計画を加速することが望まれる。また、施設マネジメントについても、取り組みを一層進めていくことが必要である。

法人化以前の蓄積を活かして、乾燥地科学等、鳥取大学ならではという特色ある教育・研究・社会貢献を推進しようとしている点は評価できる。

2　項目別評価

（１）業務運営の改善及び効率化

①　運営体制の改善

②　教育研究組織の見直し

③　人事の適正化

④　事務等の効率化・合理化

平成16年度の実績のうち、下記の事項が注目される（又は課題がある）。

○　全学的視点に立った経営戦略を検討するため、学長、理事、副学長、事務の各部長から構成される企画調整会議が設置されている。

○　各学部においては学部長を補佐する副学部長を配置して学部運営の体制の充実が図られ、代議員制度を導入して教授会審議事項を精選することにより機動的な学部運営への取り組みがなされている。

○　内部監査室が設置され、各学部中心に業務監査及び安全監査を実施するとともに、監査結果を監事に報告し、改善すべき業務を提案して改善の実施状況を確認するなど、学内監査制度が確立されている。
○　学内競争的資金、政策的事業展開のため、学長裁量経費を確保するとともに、教員に関する学長管理定員を確保し、戦略的資源配分の仕組みが導入されている。
○　知的財産管理アドバイザーを特許庁（発明協会）から受け入れるなど、専門知識・技術を有する外部人材の活用が行われている。
○　物品請求システムを導入するとともに、旅費システムを導入し、業務の効率化、合理化が図られている。
○　人材活用、財政運営、組織再編等を全学的視点で行うことについては、平成19年度から本格実施として現状では検討段階にあるが、取り組みの加速が必要である。

本項目については、評価委員会の検証の結果、年度計画の記載46事項すべてが「年度計画を順調に実施している」又は「年度計画を上回って実施している」と認められるが、人材活用、財政運営、組織再編等を全学的視点で行う方法について早急な検討が必要なこと等を総合的に勘案すると、進行状況は「おおむね計画通り進んでいる」と判断される。

（2）財務内容の改善
①　外部研究資金その他の自己収入の増加
②　経費の抑制
③　資産の運用管理の改善

平成16年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○　教育研究改善推進経費（学長裁量経費）は、外部資金の採択状況を勘案して配分することとしており、外部資金の獲得にインセンティブが付与されている。
○　共同研究の受入額については、平成16年度約1億5,200万円であり、前年度に比べて約6,800万円増加している。
○　各種助成事業情報は、常時全教員にメール発信し、教員の応募を促す取り組みが行われている。
○　附属病院について、民間の経営コンサルタントによる経営分析を実施し、病院長を筆頭に病院経営改善策が実施されている。
○　各種計測・分析機器を移転し、全学で共同利用できる体制が整備されている。
○　学長及び役員が構成員となる「経費削減推進会議」が設置され、両面印刷の励行、使用済み封筒の再利用をはじめ、特に工事費について設計から施工までの合理性、効率性を追求して、大幅な経費削減が実現されている。

本項目については、評価委員会の検証の結果、年度計画の記載13事項すべてが「年度計画を順調に実施している」又は「年度計画を上回って実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案すると、進行状況は「計画通り進んでいる」と判断され

る。

（3）自己点検・評価及び情報提供
① 評価の充実
② 情報公開等の推進

平成16年度の実績のうち、下記の事項が注目される（又は課題がある）。

○ 評価委員会が設置され、体制整備が図られている。
○ 事務・技術職員の人事評価に関する基本指針が定められ、試行評価が開始されている。
○ 教員の個人業績評価システムを構築し、評価が実施され、自己申告、自己評価、自己啓発をベースとし、教育、研究、社会貢献、管理・運営、診療の５分野に自らの力を配分する鳥取大学方式が導入されている。
○ 自己点検・評価の結果を大学運営に生かすのは平成19年度以降としているが、事柄の重要性にかんがみ、計画を加速することが望まれる。全学的な評価活動への取り組みを促進することが必要である。

本項目については、評価委員会の検証の結果、年度計画の記載6事項すべてが「年度計画を順調に実施している」又は「年度計画を上回って実施している」と認められるが、自己点検・評価への取り組みを促進する必要があること等を総合的に勘案すると、進行状況は「おおむね計画通り進んでいる」と判断される。

（4）その他業務運営に関する重要事項
① 施設設備の整備等
② 安全管理

平成16年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

○ 交通計画の見直しを実施し、整備計画が策定されている。身体障害者対応施設の現状調査を行い、整備計画を作成するとともに、整備計画に基づいた改善が実施されている。
○ 農学部に全学共用スペース（約300㎡）を確保する計画が策定されている。
○ 環境・安全を担当する企画環境課が設置され、体制整備が図られている。

本項目については、評価委員会の検証の結果、年度計画の記載16事項すべてが「年度計画を順調に実施している」又は「年度計画を上回って実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案すると、進行状況は「計画通り進んでいる」と判断される。

（5）教育研究等の質の向上

評価委員会が平成16年度の進捗状況について確認した結果、下記の事項が注目される（又は課題がある）。

○　全学統一フォーマットを用いて推薦入学者の入学後成績追跡調査が実施されている。
○　評価委員会の中に大学教育総合センター長を委員長とする「大学教育に関するアンケート調査」ワーキンググループが設置され、学生及び卒業生を対象に調査を行い、中間報告書が刊行されている。
○　AO 入試及び推薦入学Ⅰの入学予定者を対象に、模擬授業やグループワークを行う入学前教育合宿イベントが実施され、加えて、１月から３か月間、受益者負担での通信添削による入学前教育が実施されている。
○　平成 16 年４月７日から 30 日までの間、新入学生と職員の話し合いの場として朝食会が開催された。
○　乾燥地研究センターについて、全国の乾燥地科学分野における研究者の共同利用機能を強化するため学長裁量定員が措置されるとともに、国際共同研究の推進及び海外研究拠点の形成のため、海外の研究機関等との連携が強化され、現地研究の質的向上や海外研修内容の充実が図られている。
○　学内の大型機器の集中化と利用システムの合理化、効率化を図るため、分散していた機器の移転集約を進め、全学での共同利用ができる体制が整備された。
○　知的財産を創出、取得、管理及び活用するための知的財産センターが設置され、副学長が知的財産センター長に就任、特許庁（発明協会）から知的財産管理アドバイザーを受け入れ、総括ディレクターを配置し、さらに、知的財産の出願、取得、活用を図るための特許事務処理業務をスムーズに運用するための体制整備が図られた。
○　東京田町のキャンパス・イノベーション・センター内に「東京リエゾンオフィス」が、鳥取県大阪事務所内に「大阪オフィス」が設置され、コーディネーターを配備し、全国共同研究を活発に行うための環境が整備された。
○　鳥取市、民間金融機関等と協力協定を締結して、学内に金融機関の活動拠点を確保し、金融機関のネットワークを産学連携に活用する取り組みが行われている。
○　韓国釜慶大学校との間でダブル・ディグリー取得留学制度に関する協定が締結された。
○　県の中心総合大学として、「地域貢献特別支援事業」として 32 の個別事業が実行されている。
○　附属病院の経営改善策についても、民間経営コンサルタント会社の経営分析の結果を踏まえて、医療体制の充実を図りながら医療収益の増大に取り組んでいる。
○　附属学校について、大学、学部と一体となった取り組みを一層推進することが期待される。

４．各事業年度及び中期目標期間の評価結果に係る改善事項等への対応・改善

※平成 20 事業年度の業務実績報告書（資料編）の添付資料 10 関係

１０－１－１
１０－３－１
１０－４－１

平成17・18・19年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成20年度の対処の有無の一覧表

	年度	課題として指摘された事項	平成20年度の対処の有無
10-1-1	平成17年度評価	（１）業務運営の改善及び効率化 年度計画【149-1】「労務、情報など高い専門性を担当する部署、労務・安全室、情報企画推進課の充実を図る」（平成17年度実績報告書70頁）については、在り方も含め検討することとされていることから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。	無
10-1-1	同　上	（１）業務運営の改善及び効率化 年度計画【156-7】「全国共同利用施設及びその他の教育研究施設は、教育研究の進展の動向や社会のニーズ等に対応して整備充実する。」（平成17年度実績報告書74頁）については、研究推進戦略（案）の策定にとどまっており、整備充実に至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。	有
10-4-1	同　上	（４）その他業務運営に関する重要事項 発生が想定されるリスクについて、事前対策、緊急時対応、復旧対策等に迅速に対応するため、「リスク管理に関する規則」が制定され、乾燥地研究センターにおいては、危機管理マニュアルが整備されているが、災害、事件・事故、薬品管理等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が求められる。なお、危機管理に関しては、全学的・総合的な危機管理体制の確立が期待される。	有
	平成18年度評価結果で課題として指摘された事項は、有りませんでした。 平成19年度評価結果で課題として指摘された事項は、有りませんでした。		
10-1-1	中期目標期間（平成16～19年度）評価	（１）業務運営の改善及び効率化 中期計画【26】「国際化、国際貢献、男女平等の見地から外国人・女性教員の積極的な登用を行う」（実績報告書32頁）については、外国人教員採用の促進のための施策が十分に行われておらず、平成15年度から平成19年度にかけて外国人教員の数が減少していることから、中期計画を十分には実施していないものと認められる。	有
10-3-1	同　上	（１）教育に関する目標 中期計画「不登校及び成績（修学）不振者への呼びかけ、相談及び支援の実施を行う」について、留年者、退学者の防止のため、保護者会の開催、学期初めの成績チェックあるいは大学教育総合センターによる教材開発等が講じられているが、休学率、退学率が一部の学部等で多いことから、改善をすることが望まれる。	有

平成17・18・19年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料

■平成17年度評価結果で課題として指摘された事項

（１）業務運営の改善及び効率化

「労務、情報など高い専門性を相当する部署の充実」

反映した具体的内容

平成16年度に労務安全室を設置し、平成18年度には、労務安全係長に衛生工学衛生管理者資格を取得させた。平成19年度には、事務職員１名を新たに配置するとともに、第１種衛生管理者資格を取得させた。

また、平成16年度に情報企画推進課を設置し、平成18年度には、技術職員１名を配置するとともに、平成19年度から、新たに技術職員１名を増員した。

平成20年度は、これら労務、情報など高い専門性を担当する部署である、労務・安全室、情報企画推進課の充実を維持した。

（アンダーラインは、平成20年度実施部分）

■平成17年度評価結果で課題として指摘された事項

（１）業務運営の改善及び効率化

「全国共同利用施設及びその他の教育研究施設の整備充実」

反映した具体的内容

全国共同利用施設である「乾燥地研究センター」では、平成18年４月に策定した「乾燥地研究センターにおける研究推進戦略」に基づき、具体的な内容と実現時期を盛り込んだ工程表を作成し、外部運営委員等の検証を受けながら、教育研究の進展状況や社会のニーズ等に対応した整備充実に努め、平成19年度には、保健・医学部門を新設するとともに、助教２名（うち１名は学長管理定数）を配置及び研究支援専門職１名を増員した。

平成20年４月には、国際機関への就職を強化するため、JICA（国際協力機構）と協定を締結し社会経済部門に准教授１名を配置し、また、平成21年３月に乾燥地科学研究の中核的教育研究拠点となるため「共同利用・共同研究拠点」の認定申請を行った。

学内共同教育研究施設についても、教育研究の進展状況や社会のニーズ等に対応し、また、本学の教育研究の理念である「知と実践の融合」に沿って、教育・研究・社会貢献等の活動を展開するため、教育研究支援を行う学内共同教育研究施設の整備充実を行った。

平成19年度においては、「総合メディア基盤センター」に教授及び技術職員を各１名増員し、「大学教育総合センター」に准教授１名を増員（平成18年度にも助教授１名増員）した。

また、組織の見直しについて検討を行い、以下のとおり改革を行った。

・　研究支援体制の充実・強化及び地域連携をより機動的・弾力的に展開できるよう産官学連携推進機構を改組し、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、知的財産センター、地域共同研究センターを統合した「産学・地域連携推進機構」を設置（平成19年４月）
・　教員養成を全学的に推進するため、「生涯教育総合センター」を発展的に改組して、教職教育を総括し、教職を目指す学生を支援する業務を追加（平成19年４月）
・　全学的な立場による入学者選抜制度の改善及び入学者選抜の円滑な実施、入学希望者に対する総合的な広報活動等を行うため、アドミッションセンターを「入学センター」に改組（平成19年６月）
・　大学教育総合センターを「教育センター」に改組するとともに、教育関係のセンター等を一つの機構として位置づけ、入学時早期から卒業後の将来を見据えての学修を支援する「大学教育支援機構」を設置（平成20年４月）
・　全学的視点でイノベーションに関する教育とその実現による社会貢献を推進する拠点として、「イノベーション科学センター」を設置（平成20年４月）
・　放射線、実験動物等を使用する施設の安全管理・責任体制の強化を目的に、鳥取地区及び米子地区に設置されているこれらの施設を一元管理するため、生命機能研究支援センターを改組（平成20年４月）
・　染色体工学分野における教育、研究及び社会貢献を通じて、世界的研究教育拠点としての継続的な発展を図るため、「染色体工学研究センター」を設置（平成21年４月）

（アンダーラインは、平成20年度実施部分）

■中期目標期間（平成16～19年度）評価結果で課題として指摘された事項

（１）業務運営の改善及び効率化

「外国人教員採用の促進」

反映した具体的内容

外国人教員採用の促進については，教員の選考に当たって，「鳥取大学教員選考に関する基本方針」に基づき適正に行っており，平成20年度には前年度に対して外国人教員２名（工学研究科１名，地域学部１名）を新たに採用した。また，採用について，教育研究評議会や人事委員会等で積極的な登用を促しており，引き続き教員採用を促進させることとした。

平成17・18・19年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料

■中期目標期間（平成16～19年度）評価結果で課題として指摘された事項

（１）教育に関する目標

「休学率、退学率の改善」

反映した具体的内容

休学率、退学率が多い学部等の学習支援対策としては，不登校及び成績不振者の早期発見に努め適切な指導を行うために，全学部において教員指導体制の整備，学生面談，保護者説明会開催等の対策を講じた。また，教育支援委員会，教育センター及び各部局等において，休学率，退学率の対応について引き続き検討を行うこととした。

具体的には、不登校及び成績（修学）不振者の早期発見に努め，適切に対応するため，学級教員，教育担当教員，チューター教員など関係の教員が学生及び保護者と連絡を取り，適切に対処した。地域学部では，教務部会として毎年学期毎に，成績不振者及び取得単位が少ない学生への指導を学級教員へ依頼し，その結果についての報告書の提出を求めた。工学部は，平成19年度から「保護者説明会・懇談会」を開催し，保護者及び学生に対する個人面談を行い，学習・生活支援を行っている。平成20年度は，保護者等407名が説明会に参加し，311名に対して個別懇談を実施した。また，農学部は平成20年度から保護者説明会（10/12，11/1，）を開催して（参加者101名），希望のあった保護者に対して面談を実施した（個別面談者数：87名）。

平成17・18・19年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料

■平成17年度評価結果で課題として指摘された事項

（４）その他業務運営に関する重要事項

「全学的な危機管理体制の確立」

反映した具体的内容

平成17年度に制定した鳥取大学リスク管理に関する規則に基づき、学生及び教職員に係るリスク対策・リスク管理を適切に実施する目的で、当規則を補充するものとして、平18年度に「リスク管理ガイドライン」を策定した。このガイドラインは、当規則制定前から作成されていた防災管理規則や危機管理マニュアル等をも包括する総括的な指針であり、このガイドラインに沿って、各危機管理マニュアル等を整備し、平成20年度においても各種の会議やホームページ等を通じて、学生及び教職員に周知するとともに、防災訓練、講習会等を実施し安全管理や事故防止等に取り組んだ（危機管理体制の強化については、年度計画【60-４】の『判断理由（計画の実施状況等）』欄を参照。防災訓練、講習会等の取り組みについては、『資料編』添付資料№. ９－１を参照。）。

また、教育、研究、社会貢献、診療等の活動において、円滑な大学運営に支障を生じることが予想される大規模な災害、各種の事故・事件など様々なリスク対象に対し、大学として総合的、体系的に適切な対処をするため、リスク管理体制に関する必要な事項を定めるため、リスク管理体制に関する要項を平成20年10月に定めた。

なお、平成20年度現在の主な危機管理マニュアル等は下表のとおりであり、その他に、防犯カメラを平成18年度には米子キャンパス構内に、平成19年度には附属図書館に設置し、また、平成18年度から鳥取キャンパス構内に防犯カメラ・インターフォン等を備えた「セキュリティポール」を設置し、平成20年度からは街頭の増設も含めた学生及び生徒のメイン通学路へ年次計画による設置を推進するとともに、防犯対策及び安全確保に努めた（年度計画【62-3】の『判断理由（計画の実施状況等）』欄を参照。）。

（アンダーラインは、平成20年度実施部分）

（主な危機管理マニュアル等）

マニュアル等名	備　考（「資料編」の番号）
○鳥取大学リスク管理に関する規則（平成17年10月）	平成17年度「資料編」№. 30を参照
・鳥取大学におけるリスク管理体制に関する要項（平成20年10月）	平成20年度「資料編」№. 9-1に添付
○鳥取大学リスク管理ガイドライン（平成19年３月）	平成18年度「資料編」№. 9-4-2を参照
・防災管理規則（平成17年３月）	
・化学物質管理規則（平成16年11月）	
・防災マニュアル（鳥取地区）（平成19年３月）	平成18年度「資料編」№. 9-4-2を参照
・情報セキュリティーポリシー事務部局実施手順（平成18年３月）	平成18年度「資料編」№. 9-4-2を参照
・財務部リスク管理マニュアル（平成18年２月）	平成18年度「資料編」№. 9-4-2を参照
・医学部及び医学部附属病院危機管理マニュアル（平成18年11月）	
・工学部危機管理マニュアル（平成18年６月）	
・農学部緊急時対応マニュアル（平成18年５月）	
・附属図書館非常時行動マニュアル（平日用）（平成17年度）	
・附属図書館非常時行動マニュアル（時間外版）（平成18年度）	
・乾燥地研究センター実験室の操作マニュアル（平成15年９月）	
・乾燥地研究センター安全の手引き（共同利用施設・共同実験圃場編（平成16年３月）	
・乾燥地研究センター危機管理マニュアル（平成17年11月）	平成17年度「資料編」№. 30を参照
・総合メディア基盤センター危機管理マニュアル（平成19年２月）	
・生物災害等防止安全管理規則（平成20年３月）	平成19年度「資料編」№. 11-4-2を参照
・総合メディア基盤センター災害発生時及び事件・事故発生時における非常時マニュアル（平成19年度版）	
・工事に係るクレーム処理・事故対応の危機管理マニュアル（平成19年12月）	平成19年度「資料編」№. 11-4-2を参照

おわりに

「はじめに」に記載されているように、本報告書は、文部科学省国立大学法人評価委員会による「中期目標期間（平成16～19年度期間中）の業務の実績に関する評価」のために、鳥取大学が提出した４つの報告書と得られた評価結果を元に作成したものである。さらに、評価結果を踏まえてその後に本学が主体的に改善に取り組んだ事項と内容について説明を加え、平成20年度の鳥取大学による自主的な自己点検・評価活動の実績報告とした。

いわゆる「暫定評価」と呼ばれる第一期中期目標・中期計画に係る平成16～19年度期間中の業務実績の評価については、取りまとめ作業が膨大となること、また、評価結果のもつ重要性を考慮して、部局単位での稠密な評価作業を積み上げる方式で業務を進めた。本学では、平成18年度に大学評価活動を充実させる目的で評価担当の副学部長を配置するようにしており、「暫定評価」に係る報告書の作成についても、部局単位に評価担当副学部長を中心として取りまとめの作業にあたった。

第一期中期目標・中期計画に係る平成16～19年度期間中の業務実績の評価に先立ち、本学では平成18年度に研究活動に関する自主的な自己点検・評価を実施し、19年度には(独)大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審した。これらの事前の自己点検・評価の実施が、「暫定評価」のための報告書類の取りまとめに大きく貢献した。日常の地道な自己点検・評価の活動の重要性を改めて教えられた次第である。

鳥取大学が、社会の要請に応えて学術の進歩と人材育成に貢献していくためには、大学活動に係る自主的な自己点検・評価の実施と、その結果に基づく改善・改革のための不断の取組が必要である。本報告書がこうした目的に沿って、学内外で広く活用されるよう期待したい。

最後に、本報告書の取りまとめにあたっていただいた評価委員会の委員、並びに事務局員に対し、労をねぎらい厚くお礼を申し上げます。

平成21年9月30日

鳥取大学評価委員会
委員長　　小林　一

【 参 考 資 料 】

○　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間の業務実績評価に関する実施要領

○　国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の
中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領

平成１９年４月６日
国立大学法人評価委員会決定

一部改正：平成２０年3月１３日

１　中期目標期間の業務の実績に係る評価についての検討の前提

（１）国立大学法人評価制度について

国立大学法人制度は、大学等の教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とするものである。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「法人」という。）は、中期目標・中期計画に基づき、大学等の基本的本質を踏まえて自主的に運営を行うものである。

国立大学法人評価は、このような大学等の教育研究の特性に配慮して、毎事業年度及び中期目標期間における業務実績について、事後的に評価を行うものである。

具体的には、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、各法人の自己点検・評価に基づき、教育研究の状況や業務運営・財務内容の状況等について、各法人の中期目標の達成状況等の調査・分析を行い、法人の業務実績全体について総合的に行うこととなる。

したがって、国立大学法人評価は、教育研究の特性や法人運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の継続的な質的向上に資するとともに、法人の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものでなければならない。その際、評価を通じて、教育研究の高度化、個性豊かな大学づくり、法人運営の活性化等を目指した法人の取組を積極的に支援することにより、評価が、長期的な視点から法人の発展に資するものとなることが重要である。

中期目標期間の業務の実績に係る評価においては、各法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期の中期目標・中期計画の検討に資するものと

なるよう留意する。また、評価結果を次期の中期目標期間における運営費交付金の算定に反映させることができるものとなるよう留意する。

なお、国立大学法人評価は、上記の趣旨から、法人の個性、特色等を踏まえて行うものであり、一律の相対評価は馴染まないことに留意する。

（２）評価の視点等

国立大学法人評価においては、国立大学等の基本的使命に十分配慮しつつ、法人化を契機としていかに各法人の改革と新生が図られたかという視点が重要である。具体的には、①個性豊かな大学、国際的にも存在感ある大学等を目指して教育研究活動等が積極的に展開されていること、②学長・機構長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な運営が実現されていること、③国民や社会に対する説明責任を重視した、社会に開かれた運営が行われていること等を積極的に評価するものとする。

教育研究の評価については、その特性に配慮して、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）に評価の実施を要請し、その結果を尊重することとされているが、教育の質的な向上を図るとともに、教育の受け手である学生の立場に立った教育機能の強化という視点を重視する。また、研究面の評価においては、学術的な視点とともに、社会、経済、文化への貢献という視点も重視する。

業務運営・財務内容等の評価においては、①法人内の資源配分を戦略的に見直し、機動的に決定・実行しているか、②法人内コンセンサスの確保に留意しつつも、全学的・全機構的な視点による本部の主導による意思決定の仕組みを確立しているか、という視点や、法人運営全般にわたって、ルールの明確化、透明性の確保や社会への積極的な情報提供の視点を重視する。

2　中期目標期間の業務の実績に係る評価の基本方針

（１）評価の実施時期

中期目標期間の業務の実績に係る評価は、教育研究等の質の向上や業務運営・財務内容に関する事項等について、各法人の中期目標の達成状況に基づいた評価を行うものである。

一方で、評価結果を各法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期中期目標・中期計画の検討に資するものとするとともに、次期中期目標期間における運営費交付金の算定に反映させることができるようにするためには、中期目標期間の終了に先立ち、平成２１年度の早い時期に暫定的な評価結果を明らかにすることが必要である。

このため、国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第３５条により準用される独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）（以下「準用通則法」という。）第３４条に基づく「中期目標に係る業務の実績に関する評価」の基本をなすものとして、平成１６年度から１９年度までの４年間の業務の実績について評価を実施する。

評価は、４年経過時における中期目標の達成状況に基づいて行うが、年次進行を伴うプロジェクト型の事業等、中期目標・中期計画の項目の性質に応じて適当な場合には、中期目標期間の最終年度（平成２１年度）までに中期目標を達成できるかという点も踏まえて実施する。

なお、最終年度までの事業の推移を踏まえ、中期目標期間終了後に評価結果を確定させるが、作業の重複をできるだけ避けるよう配慮し、主として、中期目標の達成状況について評価結果を変更する必要性の確認を基本とし、（２）の教育研究の状況の評価において、主要な教育研究組織毎の現況の分析は、これに必要な場合に限り行うものとする。具体的な評価の手続き等については、引き続き検討を行う。

（２）教育研究の状況の評価

中期目標期間における教育研究の状況の評価については、準用通則法第３４条に基づき、評価委員会は、評価に関する専門的な知見や経験を有する機構に対して専門的な観点からの評価の実施を要請し、その結果を尊重することとされている。

教育研究の状況の評価においては、主要な教育研究組織毎に教育研究の水

準や質の向上度を明らかにすることが、中期目標の達成状況を適切に判断するために必要であるとともに、各法人の個性を伸ばし質を高める観点から、各法人が自主的に行う組織及び業務全般にわたる検討や次期中期目標・中期計画に関する検討に、評価結果を反映させるためにも必要である。

したがって、機構は、法人の中期計画の実施状況に加えて、主要な教育研究組織毎の現況について調査・分析を行い、これらの結果を勘案して、法人の「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況を評価する。

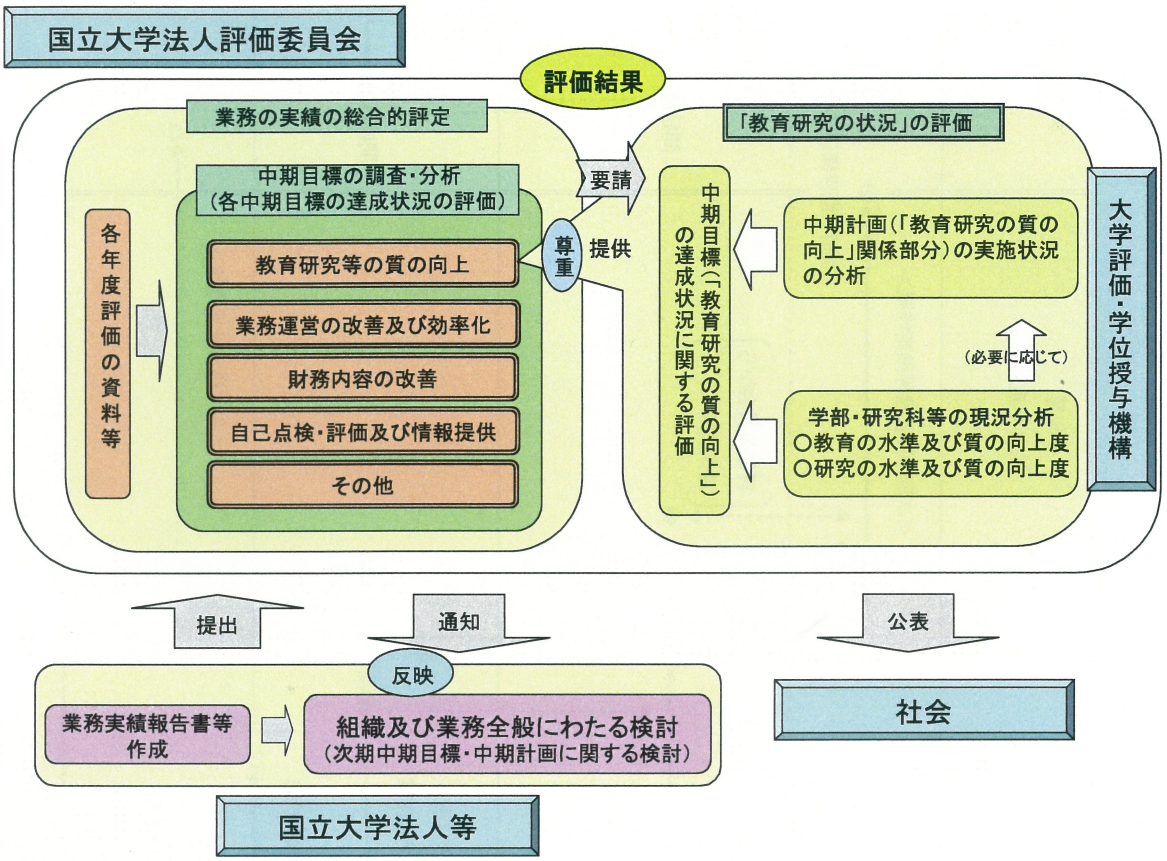
（３）評価委員会が行う評価

評価委員会は、各年度の年度評価の結果を参照しつつ、教育研究の状況については機構の評価結果を尊重し、中期目標期間の業務の実績の全体について総合的に評価を行う。

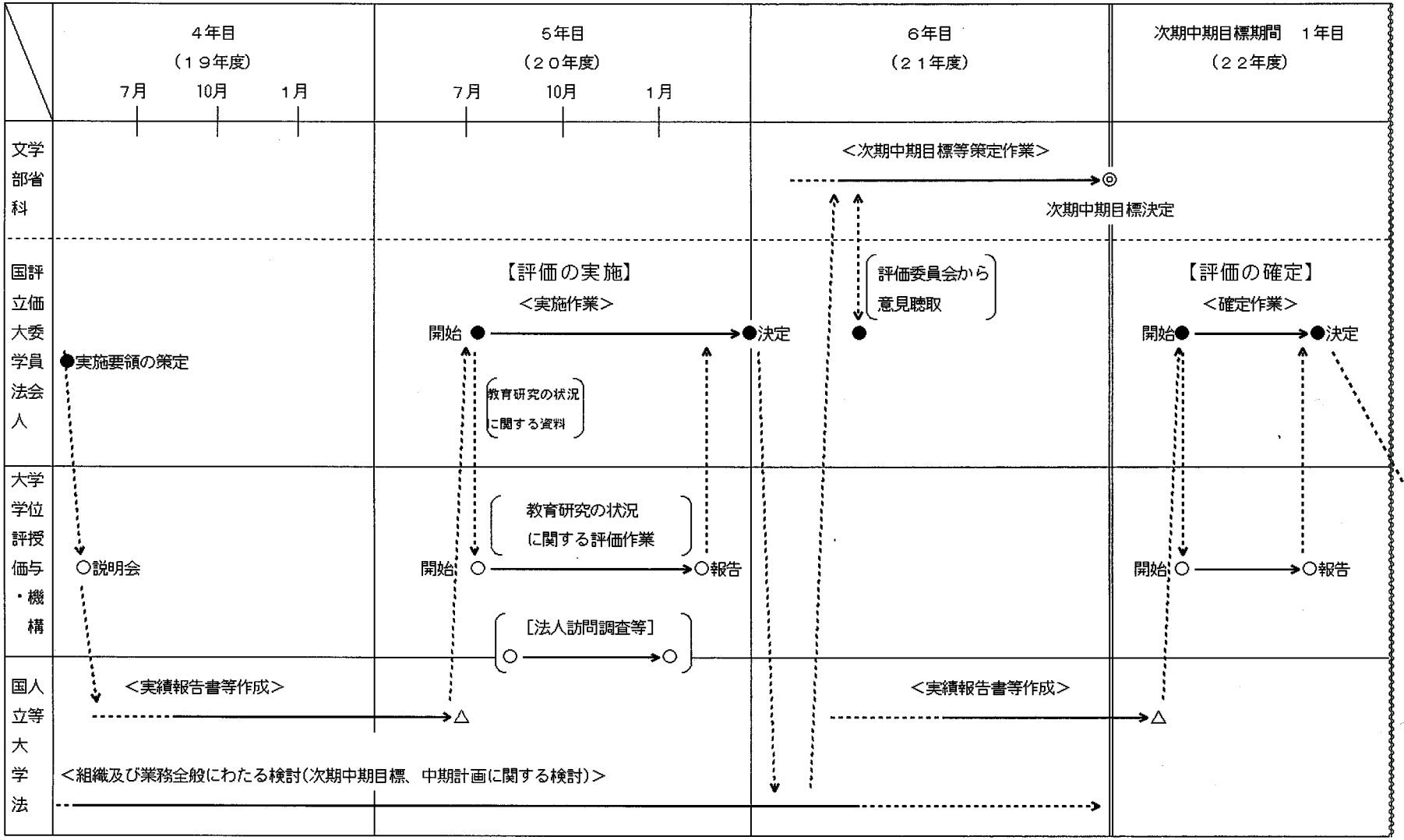
業務運営、財務内容等の評価は、法人毎の中期目標の具体的な達成状況に基づいた評価を行うものであるが、評価の客観性等の観点から、法人が取り組む必要のある最小限の共通事項として、別添１に示す事項に関する取組やそれが機能しているかどうかについても、年度評価と同様に、評価において取り上げる観点とする。当該共通事項に関する観点については、各観点の性格に応じて、最終年度の状況について、または、各年度の状況も踏まえて評価する。

なお、共通の観点に係る「指標例」は、各観点についてどのような取組が評価において取り上げられるかの例を示したものであって、一律の基準ではなく、具体的取組については各法人の主体的な判断により行われるべきものであることに特に留意する。

【中期目標期間評価の全体像】



【中期目標期間評価のスケジュール案】



3　中期目標期間の評価の実施方法

※　以下、平成２０年度に行う評価の実施方法を記す。（なお、中期目標期間終了後に行う確定作業の具体的な方法については、評価の実施結果等を踏まえつつ、本中期目標期間中のしかるべき時期までに別途定めることとする。）

（１）法人による実績報告書の作成

国立大学法人法施行規則（平成１５年文部科学省令第５７号）第１２条に基づき法人が作成する中期目標期間の業務の実績に係る報告書の一部に相当するものとして、各法人は平成１６年度から１９年度までの期間の業務の実績に係る暫定的な報告書を作成することとし、評価委員会はこれに基づいて評価を実施する。

（２）全体評価

評価委員会は、中期目標の各事項の達成状況を確認するとともに（下記（３）項目別評価を参照）、その結果等を踏まえつつ、各法人の特性にも配慮し、中期目標期間の業務実績の全体について総合的に評価を行う（記述式）。

（３）項目別評価

①　「教育研究等の質の向上」

ア．機構が行う評価

機構は、評価委員会からの要請を受け、法人の中期計画の実施状況に加えて、主要な教育研究組織毎の現況について調査・分析を行い、これらの結果を勘案して、法人の「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況の評価を行う。

機構が行う教育研究の状況の評価のために必要な、評価方法、評価項目、評価基準、評価の裏付けとする基礎資料の内容等については、機構が定める国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価実施要項及び実績報告書作成要領による。

学部・研究科等の現況分析の単位（対象組織）については、各法人の中期目標別表に記載されている主要な教育研究組織（学部、研究科、附置研究所）等を原則とし、評価委員会において、予め法人の意向を聞き、これ

を踏まえて法人毎に個別に定める。その際、研究面については、各法人の意向を聞き、上記の教育研究組織の分析に必要な場合に、その他の組織も分析の対象とする。また、大学院と学部／附置研究所の関係、連合大学院等については、分析の単位を工夫する。現況分析の単位についての基本的な方針及び決定方法は、別添２のとおりである。

なお、国立大学法人評価は、国公私立大学を通じて７年以内毎に行われる認証評価とは異なる趣旨の制度であるが、自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠資料・データ等を、法人の判断で国立大学法人評価に活用できることとするなど、評価作業の合理化のための工夫をしつつ評価に取り組むこととする。

イ．評価委員会が行う評価

国立大学法人の「附属病院」及び「附属学校」に関する目標は、「教育研究等の質の向上に関する目標」に位置付けられており、これらの活動は、大学における教育研究と密接に関わるものであるが、機構が評価を行う大学における教育研究とは性格が異なるものであり、病院や学校としての独自の機能・役割を併せ持つものであることから、「教育研究等の質の向上」に係る事項のうち、附属病院・附属学校に係る事項については、評価委員会が評価を行う。

評価委員会は、当該事項について、後述「②ア.」と同様の方法により法人等が行う自己評価を踏まえ、中期計画の実施状況を調査・分析するとともに、機構が行う学部、研究科等の現況分析の結果も参考にしつつ、「附属病院」、「附属学校」の特性に配慮して、中期目標の達成状況に基づき評価を行う。

「附属病院」の教育・研究面、診療面、運営面の評価は、年度評価でも取り上げている全病院共通の標準的・客観的指標を参考としつつ、個々の病院の規模・地域性や大学病院としての特性等も十分に考慮して行う。

「附属学校」の評価は、学校教育や大学・学部との連携（共同研究・教育実習等）の観点から、「附属学校」としての目的を十分に果たしているかどうかについて行う。

ウ．評価委員会による評定

評価委員会は、機構の評価結果を尊重し、機構が付す各法人の中期目標の達成状況に係る評定（「教育に関する目標」「研究に関する目標」「その他の目標」の３つの大項目毎にそれぞれ５段階）を、評価結果として基本的にそのまま受け入れることとする。但し、評価委員会が行う「イ.」の評価結果や、各年度の年度評価において実施した教育研究等の外形的・客観的な評価結果に基づく確認の結果を踏まえ特に必要な場合には、評価委員会の見解を反映させる。その際、適正な教育研究環境を保持する観点から、別添３に示す方法により、定員超過の状況を確認し、必要に応じ、改善すべき点を指摘する。その際、学部、研究科等、各法人の中期目標別表に記載されている教育研究組織毎に、中期計画に記載されている収容定員の超過の状況を確認するとともに、留年者の割合等も必要に応じ勘案した上で、総合的に評価を行う。

②　業務運営・財務内容等の状況
（「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営に関する重要事項（施設設備の整備・活用、安全管理等）」の４項目）

ア．法人等による自己評価

各法人は、実績報告書において、平成１６～１９年度の業務実績について、中期計画の記載事項毎に、以下の４種類により自己評価しその進捗状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。その際、平成２０～２１年度の中期計画の実施予定についても中期計画の記載事項毎に記載し、年次進行を伴うプロジェクト型の計画等、中期計画の性質に応じ適当な場合にはこれを踏まえて評価を行う。

「中期計画を上回って実施している」（Ⅳ）
「中期計画を十分に実施している」（Ⅲ）
「中期計画を十分には実施していない」（Ⅱ）
「中期計画を実施していない」（Ⅰ）

※　中期目標期間評価は、中期目標の達成状況を調査・分析して行う

ものであるが、業務運営・財務内容等については、一義的には中期計画の実施状況で判断する。

項目内の各中期計画事項について、項目内における重要性等を勘案してウエイトを付すことができる。

また、４つの項目毎に、別添１の共通の観点に関する取組等を「特記事項」欄に記載する。

なお、中期目標期間の評価と平成１９年度の業務実績に係る年度評価は、それぞれ別のものとして行う必要があるが、平成１９年度における目標・計画の達成・実施状況を調査・分析するという作業の類似性に鑑み、平成１９年度の業務実績に係る報告書と中期目標期間の業務実績に係る暫定的な（平成１６～１９年度の）報告書の様式を一体のものとする。

＜参照：「平成１９事業年度及び中期目標期間（平成１６～１９事業年度）に係る業務の実績に関する報告書（様式例）」＞

イ．国立大学法人評価委員会による検証

中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているか（中期目標期間中に中期計画を実施できる見込みが立っているか）との観点から、中期計画の記載事項毎に、法人の自己評価の妥当性も含めて総合的に検証する。その際、法人の自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由を示す。

なお、年度評価と同様、財務情報の分析・把握結果を、各法人の中期目標の達成状況を判断する際の客観的裏付けとして活用する。

ウ．国立大学法人評価委員会による評定

「イ．」の検証を踏まえるとともに、別添１の共通の観点に係る取組状況等も勘案し、４つの項目毎に、中期目標の達成状況に基づき以下の５段階で評価する。また、優れた点や改善すべき点を、各法人が自主的に行う次期中期目標・中期計画の検討に資する観点から、分かりやすく指摘する。

なお、業務運営・財務内容等の取組も、法人の行う教育研究等の質の向上という視点に立って推進される必要があるという点に留意して評価を行う。

「中期目標の達成状況が非常に優れている」
（評価委員会が特に認める場合）
「中期目標の達成状況が良好である」
（すべてⅣ又はⅢ）
「中期目標の達成状況がおおむね良好である」
（Ⅳ又はⅢの割合が９割以上）
「中期目標の達成状況が不十分である」
（Ⅳ又はⅢの割合が９割未満）
「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」
（評価委員会が特に認める場合）

※　上記の判断基準はあくまで目安であり、評定は、法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断する。

（４）法人への意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の確定に先立ち、法人に意見申立ての機会を付与する。但し、評価結果の原案のうち、機構が専門的な観点から行う学部・研究科等の現況分析の結果については、機構において、評価結果の確定に先立ち、法人に意見申立ての機会を付与した上で評価結果を確定させていることから、評価委員会としては、現況分析の結果については、原則として、意見申立てを受けても変更しない。

（５）評価結果の公表

評価委員会は、評価結果を確定した後、その内容を各法人に通知するとともに、社会に対する説明責任を重視し、各法人から提出を受けた実績報告書と合わせて、公表する。

上記の他に法人から提出を受けた根拠資料・データ等のうち、個人情報等公開になじまないものについては、適切な評価作業の遂行に必要な資料の確保に支障が生じないよう、原則として公開しない。

4　評価の実施体制

評価委員会各分科会の下に評価チームを設け、評価結果の原案を作成する。

上記評価チームは平成１９年度の業務実績に係る評価（年度評価）チームと共通のものとし、書面調査、法人ヒアリング等の作業を並行実施する。

5　評価スケジュール

平成２０年

６月３０日まで	各法人が実績報告書（平成１９年度及び中期目標期間の業務実績報告書）を評価委員会へ提出
７月	評価委員会及び機構において書面調査開始
７～８月頃	評価委員会による法人ヒアリング（業務運営等）
９月頃	平成１９年度の業務実績に係る年度評価案に対する意見申立機会の付与 平成１９年度の業務実績に係る年度評価結果の決定
秋頃	機構による法人訪問調査（教育研究等）

平成２１年

２～３月	機構が行う教育研究の状況の評価案に対する意見申立て機会の付与 機構が行う教育研究の状況の評価結果の確定、評価委員会への提出、法人への通知、公表 評価委員会の評価案に対する意見申立て機会の付与
３～４月頃	評価委員会総会において評価結果を決定、法人への通知、公表

6　その他

評価に当たっては、高度な人材の育成や基礎的な学問分野の継承・発展、地域の教育、文化、産業等の振興等、国立大学等の基本的使命に十分配慮する。また、教育研究の定性的側面、中長期的な視点に留意する。

評価は中期目標の達成状況の調査・分析結果を考慮して総合的に行うものであり、各法人の質的向上を促す観点からは、必ずしも目標が達成されなくても、各法人における積極的な取組は適切に評価する。

評価に係る業務が教職員の過度の負担とならないよう留意する。

評価の仕組みについては、必要に応じ工夫・改善を行う。

（別添１）

国立大学法人評価における業務運営等の共通事項に関する観点

（１）業務運営の改善及び効率化

○　戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。

教員の興味関心に基づく自発的学問的研究とそれに基づく教育を自律的に行うという大学及び大学共同利用機関の本質に留意しつつ、法人としての経営戦略を企画立案するマネジメント体制を整備することにより、学長等のリーダーシップの下、法人全体の観点に立った意思決定とその方針に沿った各部局の活動の総合調整を行い、効率的で法人全体を有機的に統合した戦略的な法人経営を行っているかどうかという観点から評価することが必要である。また、このような意思決定過程の構築にあたって、透明性・公正性の観点に留意されているかどうかという視点から評価することも必要である。

（指標例）

・　運営のための企画立案体制の整備状況
・　上記の企画立案部門の活動状況、具体的検討結果、実施状況
・　法令や内部規則に基づいた手続きにしたがって意思決定されているか

○　法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

法人化以前は国の組織として、国の予算会計制度や機構定員制度の制約が課されていたが、法人化により、法人の裁量による柔軟な資源配分が可能となっており、各法人の総合的な戦略や状況に応じた柔軟かつ迅速な物的・人的資源の配分が進められているかどうかという観点から評価することが必要である。

（指標例）

・　法人の経営戦略に基づく学長・機構長裁量経費・人員枠やその他の戦略的配分経費の措置状況
・　上記の資源配分による事業の実施状況（教育研究の専門的な観点からの評価は行わない。）

○　法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価を行い、必要に応じて資源配分の修正が行われているか。

法人の裁量による柔軟な資源配分が可能となったことに伴い、資源配分が適切かつ効果的に行われたかどうかを事後チェックし、その結果を踏まえて見直しを行う仕組みが求められており、そのような取組が行われているかどうかという観点から評価することが必要である。

（指標例）

・　法人内における資源配分に関する中間評価・事後評価の実施状況

・　評価結果を踏まえた資源配分の見直しの状況
・　附属施設の時限の設定状況

○　業務運営の効率化を図っているか。

法人内のコンセンサスの確保に留意しつつ、教育研究活動の進展や社会のニーズに機動的に対応するため、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行がより一層求められており、業務運営の合理化が進められているかどうかという観点から評価することが必要である。

（指標例）
・　事務組織の再編・合理化等、業務運営の合理化に向けた取組実績
・　各種会議・全学的委員会等の見直し、簡素化による教職員の負担軽減

○　収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

法人にとって、教育は基幹的な業務であり、収容定員に示された学生数に対して教育を行っているかどうかは、法人が行うべき業務を十分に行ったかどうかを図る基本的な指標であるため、収容定員の充足率を一定程度以上満たしているかどうか、あるいは、実態を踏まえた収容定員の縮小等の見直しが行われているかという観点から評価することが必要である。

（指標例）
・　学士・修士・博士・専門職学位課程ごとに収容定員の９０％以上を充足させているか

○　外部有識者の積極的活用を行っているか。

法人化により、外部委員が半数以上を占める経営協議会が全法人に設置されるとともに、外部人材の理事への登用も必須とされたほか、人事制度の弾力化のメリットを活かした外部人材の登用も可能となっており、これらの外部有識者の活用により運営の活性化が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

（指標例）
・　外部有識者の活用状況
・　経営協議会の審議状況及び運営への活用状況

○　監査機能の充実が図られているか。

法人には役員として監事がおかれ、会計監査人による会計監査と相まって、外部の観点を取り入れた運営の自己改善サイクルを確立することが可能となっている。内部監査の組織が適切に整備され監査が実施されると共に監事や会計監査人による監査結果を適切に運営に反映させるなど、監査機能の充実が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

（指標例）
・　内部監査組織の独立性の担保等、監査体制の整備状況
・　内部監査の実施状況

・　監事監査、会計監査の実施状況及び監査結果の運営への活用状況

○　教育研究組織の柔軟かつ機動的な編制・見直し等が行われているか。

法人は、質の高い教育研究活動を展開することができるよう、教育研究組織の見直し等のための検討が適切に行われているかという観点から評価を行うことが必要である。

（指標例）

・教育研究組織の活性化に向けた検討の機会が設けられているか

○　法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。

法人は、主体的に、法人全体として学術研究活動推進のための戦略を確立し、学長等のリーダーシップの下、研究活動を組織的に推進することが求められており、そのような取組が行われているかという観点から評価を行うことが必要である。また、全国共同利用を目的とする附置研究所や研究施設を設置する国立大学法人については、法人として全国共同利用の推進に必要な措置を行っているかという観点から評価を行うことが必要である。

（指標例）

・法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組状況
・全国共同利用に必要な学内体制整備や資源配分の状況

（2）財務内容の改善

○　財務内容の改善・充実が図られているか。

国費の投入により支えられている法人において、経費の効率的使用や自己収入の増によって財務内容を改善することは重要な課題であり、経費の節減や自己収入の増加が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

（指標例）

・　経費の節減、自己収入の増加に向けた取組状況
・　財務情報に基づく取組実績の分析

○　人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十七号）等を踏まえ、人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、中期目標・中期計画の達成に向けた人件費削減の取組が着実に行われているかどうかという観点から評価することが必要である。

（指標例）

・　中期計画において設定された人件費削減目標値の達成に向けた人件費削減の取組状況

（3）自己点検・評価及び情報提供

○　情報公開の促進が図られているか。

法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を行っていくため、教育研究等の状況について積極的な情報提供が求められており、情報公開の促進が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

（指標例）

・　情報発信に向けた取組状況

（4）その他の業務運営に関する重要事項

○　施設マネジメント等が適切に行われているか。

法人にとって、施設・設備は予算、人員と並んで教育研究を実施していく上で不可欠な資源であり、各法人の活動を支え、活性化させる施設マネジメントや設備の有効利用が行われているかどうかという観点から評価することが必要である。

（指標例）

・　施設マネジメント実施体制及び活動状況
・　キャンパスマスタープラン等の策定状況
・　施設・設備の有効活用の取組状況
・　施設維持管理の計画的実施状況（施設維持管理計画等の策定状況）
・　省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組状況

○　危機管理への対応策が適切にとられているか。

法人化により、危機管理の責任は各法人が負うこととなり、リスクマネジメントに関する適切な対応体制がとられているかどうかという観点から予防的観点にも着目して評価することが必要である。また、万一、法人の管理責任に係る事項で法人として不適切な事象が生じた際には、評価においても、当該事象に対する事後的な対応も含めて、必要に応じて取り上げる必要がある。

（指標例）

・　災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理マニュアルの策定等を含む全学的・総合的な危機管理の態勢の整備状況
・　研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備状況

（5）各項目共通

○　従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

国立大学法人評価は、各法人の自己点検・評価及び評価委員会の評価結果を以後の運営に活用することによって法人の質的向上に資するものであるため、評価結果の活用が適切に行われているかどうかという観点から評価することが必要である。

（指標例）

・　評価結果の法人内での共有や活用のための方策
・　具体的指摘事項に関する対応状況
・　年度評価での自己評価又は評価委員会の評価で「年度計画を十分には実施していない」とした事項に係る取組の改善状況

なお、本観点については、具体的指摘事項に該当する項目のほか、「自己点検・評価及び情報提供」の項目にも関係する。

（別添２）

大学評価・学位授与機構が行う教育研究評価における現況分析の単位について

Ⅰ．基本的な考え方

１．国立大学法人については、評価結果を法人の教育研究の自主的改善に役立てるとともに、次期中期目標・中期計画の検討に資するものとする観点から、現況分析の対象は、原則として、中期目標別表に記載された教育研究組織（学部、研究科、附置研究所）及び全国共同利用機能を有する研究施設とする。

２．なお、大学院と学部の関係、大学院と附置研究所の関係、連合大学院等については、以下の原則により分析単位を工夫する。

(1) 研究面については、各法人の意向を聞き、学部、研究科、附置研究所及び全国共同利用機能を有する研究施設の分析に必要な場合に、上記以外の教育研究組織も分析の対象とする。

・ 中期目標別表に記載されない教育研究組織に所属して研究活動を行う教員がいる場合などが想定される。

(2) 学部と学部を基礎とする一般研究科は、研究面については、教員の実質的な重複を踏まえ、それらを一つの単位として一体的に分析する。【例１】

・ 研究活動は、課程を区切って行われるものではないため、学部と研究科を一体的に分析する。

(3) 連合大学院は、大学院を一つの単位として分析し、分析結果を基幹校、参加校それぞれの中期目標の達成状況の評価において勘案する。【例２】

(4) 附置研究所やその他の教育研究組織を基礎とする独立研究科は、研究科を一つの単位として分析する。なお、研究面については、当該独立研究科の業績に基礎となる組織における業績について、当該独立研究科の業績と明確に区分できない場合は、両組織の業績として分析できることとする。【例３】

(5) 学校教育法第 53 条但書及び第 66 条但書により、学部、研究科に代わる教育研究上の組織を置く場合の教育面・研究面の分析は、原則として、学部、研究科と同様に扱う。

・ 福島大学・筑波大学の学群・学系、各大学の教育部・研究部がこれに該当。

(6) 教養教育を行う全学的な教育組織は、分析の対象とせず、教養教育の実施状況については、関係する中期計画の実施状況について分析を行うほか、学部の教育面の分析の中で扱う。

３．大学共同利用機関法人については、原則として、法人が設置する大学共同利用機関（国立大学法人法施行規則第１条）及び中期目標に記載された教育研究上の基本組織とする。

４．大学共同利用機関と大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設における共同利用・共同研究による業績については、当該組織と共同利用研究者が所属する組織の双方の業績として分析できることとする。

５．なお、中期目標期間の途中に統合・改組を行った場合、法人化後４年経過時における実績について分析を行う趣旨から、４年度目終了時（平成 19 年度末時点）の組織を分析の単位とするが、改組前と継続性が高い組織が存在する場合は、当該組織の研究業績や改組前からの質の向上度を分析の対象とする。

Ⅱ．分析単位の決定プロセス

１．　国立大学法人評価委員会は、各法人の分析単位について、予め当該法人の意向を聞き、これを踏まえて法人ごとに個別に定める。

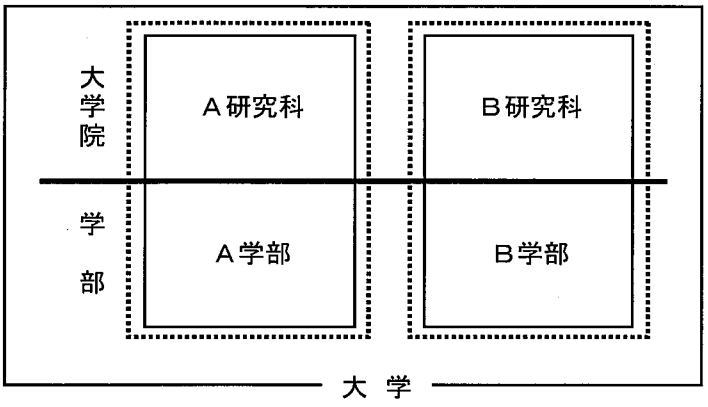
・ 各法人が、上記の基本的な考え方に基づいて、分析単位の意向を国立大学法人評価委員会に提出することとする。

２．　国立大学法人評価委員会は、平成１９年４月を目処に法人ごとの分析単位を確定し、大学評価・学位授与機構に示すこととする。

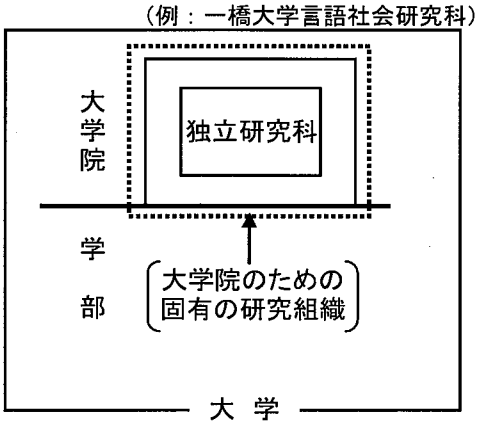
大学評価・学位授与機構が行う教育研究評価における
研究面の現況分析の単位 [　　]

【例１】

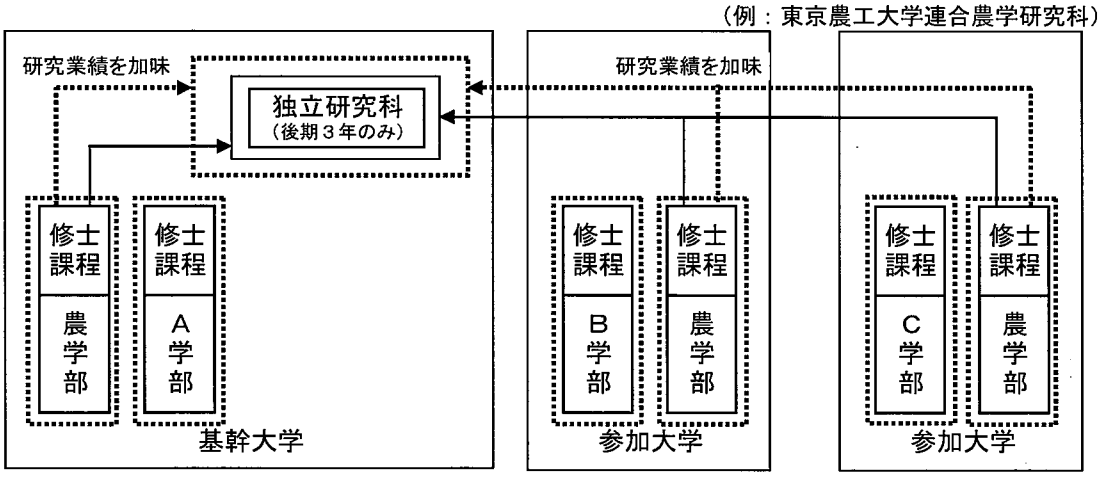
○　学部と学部を基礎とする一般研究科の場合



○　独立研究科の場合

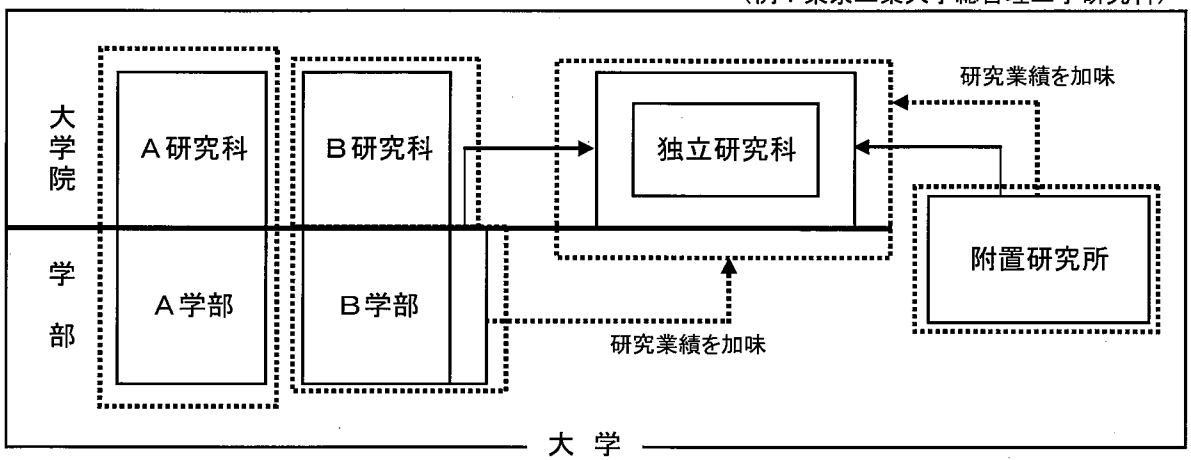


【例２】主として複数の大学の学部または修士課程を基礎とする場合



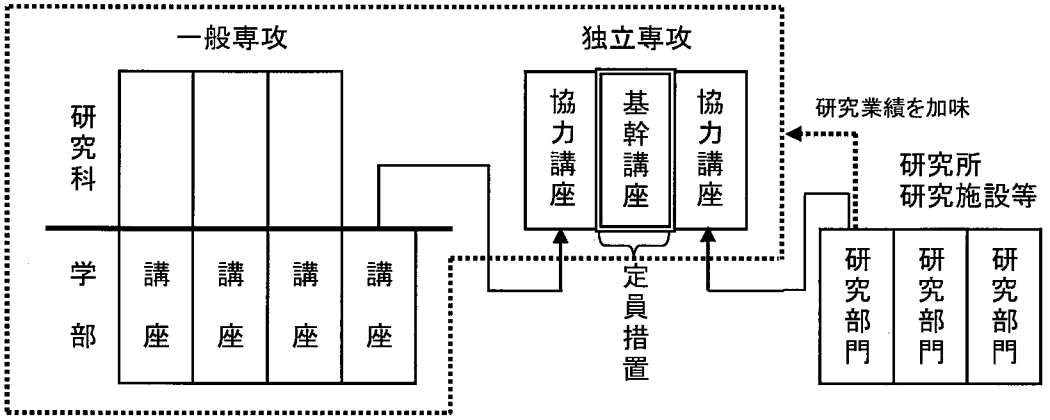
【例３】主として大学の附置研究所その他の教育研究施設を基礎とする場合

（例：東京工業大学総合理工学研究科）

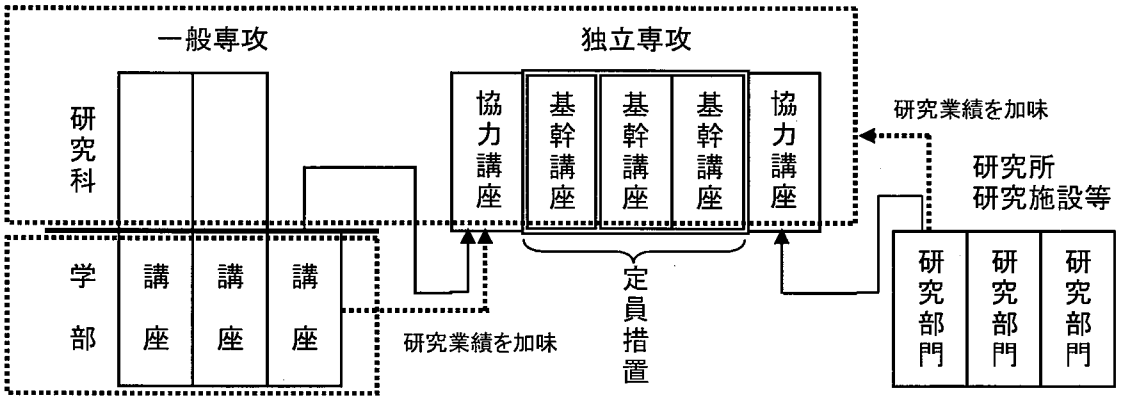


【例４】研究科内に独立専攻がある場合

① 独立専攻のウェイトが小さい場合



② 独立専攻のウェイトが大きい場合



※ 実線は組織を構成する

（別添３）

中期目標期間の業務実績評価における定員超過の状況の確認・指摘方法について

１．定員超過率の算定方法

（１）確認単位

平成１９年４月現在の中期目標別表に記載されている学部・研究科等を単位とする。

（２）基準時

平成１６年度から平成１９年度までの各年度の５月１日現在の状況とする。

（３）定員超過率

収容定員に対する在学者の割合を定員超過率とする。その際、以下の点に留意する。

① 外国人留学生のうち、国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間交流協定等に基づく私費外国人留学生及び留学生のための特別コースに在籍する私費外国人留学生については、在学者数から控除する。

② 休学者については、在学者数から控除する。

③ 留年者及び在学者のうち標準修業年限内に学位を取得できなかった者については、修業年限を超える在籍期間が２年以内の者は在学者数から控除する。

※ 実績報告書において、各年度における学部、研究科等毎の上記①～③の数及びそれらを控除した定員超過率を記載する。

２．定員超過の状況の確認・指摘

（１）平成１９年度における定員超過率が１３０%の目安を上回っている学部、研究科等がある場合には、平成１６年度からの推移及び超過が生じた理由等を確認の上、必要に応じて、入学定員の見直しを含め定員超過の改善に努めることを指摘する。

（２）特に、平成１６年度から平成１９年度までの期間を通じて一貫して定員超過率が１３０%の目安を上回っており、定員超過の解消に向けた取組が不十分であると認められる学部、研究科等がある場合には、入学定員の見直しを含め定員超過の改善を求める。

（３）定員超過の状況を確認するため、各年度において、超過率が１３０%の目安を上回っている学部、研究科等について、その理由を実績報告書に記載することとする。

（４）定員超過の状況についての指摘は、「教育研究等の質の向上」の項目において、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が行う教育研究の状況の評価結果に、付記することとする。

国立大学法人の中期目標期間に係る業務の実績における附属病院の評価について

1．基本方針

附属病院の評価については、その特性等を踏まえた多面的な評価を行うため、教育（主として医師・歯科医師の卒後臨床研修や専門医研修等並びに看護師等コ・メディカルスタッフに対する教育研修等）、研究（主として新たな診断法や治療法開発等の臨床研究）、診療及び運営改善について、中期目標・計画の記載に基づき、その達成状況の評価を基本として行う。

その際、各年度終了時における評価と同様に各病院が取り組むべき最小限の共通事項を、下記のとおり評価の観点として設け、実績報告書の記載事項中、一般の病院とは異なる意義・役割を含め、質の向上や個性の伸長、社会貢献の強化等に向けた主体的な取組について確認し、特筆すべき点や遅れている点を示す。

また、特に診療面、運営面の評価については、平均在院日数、病床稼働率などの標準的、客観的データも参考としつつ、病院の規模や地域性、大学病院としての特性等にも十分配慮して行う。

運営面の評価の一環として附属病院セグメントの財務状況について適宜分析し、法人全体の財務内容の改善の状況として評価の際に活用する。

2．評価の共通観点

（１）質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取組が行われているか。（教育・研究面の観点）

【指標例】
- ○教育や臨床研究推進のための組織体制（支援環境）の整備状況
- ○教育や研究の質を向上するための取組状況
  （教育研修プログラムの整備・実施状況、高度先端医療の研究・開発状況等）

（２）質の高い医療の提供のために必要な取組が行われているか。（診療面の観点）

【指標例】
- ○医療提供体制の整備状況（医療従事者の確保状況含む）
- ○医療事故防止や危機管理等安全管理体制の整備状況
- ○患者サービスの改善・充実に向けた取組状況
- ○がん・地域医療等社会的要請の強い医療の充実に向けた取組状況

（３）継続的・安定的な病院運営のために必要な取組が行われているか。（運営面の観点）

【指標例】
- ○管理運営体制の整備状況
- ○外部評価の実施及び評価結果を踏まえた取組状況
- ○経営分析やそれに基づく戦略の策定・実施状況
- ○収支の改善状況（収入増やコスト削減の取組状況）
- ○地域連携強化に向けた取組状況

※【指標例】は、当該観点での評価を行う上で、一般的に必要と思われる指標を例示したものである。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の
各年度終了時の評価に係る実施要領

平成１６年１０月２５日
国立大学法人評価委員会決定

一部改正：平成１８年２月２０日
平成１９年１月２６日
平成２０年３月１３日

１　各年度終了時の評価についての検討の前提

（１）国立大学法人制度は、大学等の教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とするものである。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「法人」という。）は、中期目標・中期計画に基づき、大学等の基本的本質を踏まえ、自主的に運営を行うものである。

国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、このような法人の教育研究の特性に配慮して事後にその状況を評価することとしている。

したがって、国立大学法人評価は、教育研究の特性や運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の継続的な質的向上に資するものでなければならない。また、評価に関する一連の過程を通じて、法人の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものでなければならない。一方で、評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように留意する必要がある。

（２）中期目標期間終了時において、教育研究等の質の向上や業務運営・財務

内容に関する事項等について、各法人の中期目標の達成状況に基づいた評価を行うにあたっては、評価が各法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期の中期目標・中期計画の検討に資するものとなるよう留意する。また、評価結果を次期の中期目標期間における運営費交付金の算定に反映することができるものとなるよう留意する。

なお、教育研究の状況については、その特性に配慮して、大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）に評価の実施を要請し、その結果を尊重する。

現在、中期目標期間終了時の評価の在り方については、各年度終了時の評価（以下「年度評価」という。）の結果等も踏まえて、機構と連携を図りつつ、検討を進めている。この評価においては、法人化を契機としていかに各法人の改革と新生が図られたかという視点が重要である。具体的には、①個性豊かな大学、国際的にも存在感のある大学等を目指して教育研究活動等が積極的に展開されていること、②学長・機構長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な運営が実現されていること、③国民や社会に対する説明責任を重視した、社会に開かれた運営が行われていること、等を積極的に評価することが考えられる。

（３）各年度終了時においては、中期目標を実現するために、各法人が自主的に行う業務運営や財務内容の改善・充実等に資するよう、各年度における中期計画の実施状況等に基づいて評価を行う。なお、年度評価においては、中期目標期間終了時の評価と異なり、教育研究の状況についての、機構による評価は実施しないこととなっており、専門的な観点からの評価は行わない。

（４）年度評価は、各法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。評価委員会は、各法人が実績報告書に記載した年度計画の実施状況等に基づき、中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について評価を行う。

2　年度評価の基本方針

（１）年度評価においては、主として中期目標の達成に向けた事業の進捗状況を確認する観点から行い、これを通じて中期目標期間中の法人の業務運営、予算、人事等の改善・充実が適切に進められるよう留意する。また、年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における各法人の自主的な組織及び業務全般の見直しや中期目標期間の評価の基礎になることにも留意する。

（２）今後の法人においては、法人化を契機として機動的・戦略的な法人運営の実現を図っていくことが重要であり、①機動的・戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用を図ることや、②法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分を行うこと等、それに向けた各法人の取組を積極的に支援する観点から、評価においては財務、組織・人事管理等の業務運営に関する取組状況を分かりやすく示す。

（３）年度評価は、各法人が定めた中期計画の具体的実施状況の評価を行うものであるが、法人として、中期目標・中期計画の達成に向けて各法人が取り組む必要のある最小限の共通事項も存在しており、別添１に示すこのような事項に関する取組やそれが機能しているかどうかについても、評価において取り上げる観点とする。

なお、指標例は、各事項についてどのような取組が法人の自己点検・評価及び評価委員会の検証作業で取り上げられるかの例を示したもので、一律の評価の基準ではなく、具体的取組については各法人の主体的な判断により行われるべきものである。

（４）教育研究等の質の向上については、その特性に配慮し、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的・客観的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点を示す。

法人は、教育研究機関としての性格・役割を自ら定め、それに応じた選択を行いながら教育研究上の諸課題に取り組むことが期待されている。評価委員会においては、各法人の特色ある取組の外形的・客観的な進捗状況に関して、積極的に取り上げる。

なお、教育研究等に関する具体的な取組については、各法人の自主的な創意工夫により行われるべきものであり（本実施要領３（１）②ア参照）、それらの取組を実績報告書に記載することが期待されるが、各法人の参考として、実績報告において比較的多く見られた事項の例を別添２のとおり示す。

（５）年度評価の際、法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、以下の事項を考慮する。

① 教育研究の高度化、個性豊かな大学づくり、運営の活性化等を目指した各法人における特色ある取組を積極的に評価する。

② 各法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫についても積極的に評価する。

③ 各法人の更なる発展のため、必要に応じ、各法人の自主的な中期目標・中期計画の見直しの検討に資するようなものとする。

④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には、その理由（外的要因を含む。）についても明らかになるようなものとする。

⑤ その他、各法人を取り巻く諸事情を考慮する。

なお、年度評価においては、業務運営や財務内容の改善・充実等の取組を中心に評価することとなるが、これらの取組も、法人の行う教育研究等の質の向上という視点に立って推進される必要がある。

3　年度評価の実施方法

各年度における中期計画の各項目の進捗状況を確認するとともに（項目別評価）、その結果等を踏まえつつ、各法人の特性に配慮して中期計画の進捗状況全体について総合的な評価（全体評価）を行う。

（１）項目別評価

①　業務運営・財務内容等の状況

（「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営に関する重要事項（施設設備の整備・活用、安全管理等）」の４項目）

ア．法人による自己評価

ⅰ）　各法人は、実績報告書において年度計画の記載事項ごとに以下の４種類により事業の実施状況を自己評価しその進捗状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。

・「年度計画を上回って実施している」（Ⅳ）
・「年度計画を十分に実施している」（Ⅲ）
・「年度計画を十分には実施していない」（Ⅱ）
・「年度計画を実施していない」（Ⅰ）

※　年度評価は、中期計画の実施状況を調査・分析するものであるが、中期計画を各年度どの程度実施するかは、年度計画に示されるものであることから、一義的には年度計画の実施状況で判断する。

ⅱ）　各項目ごとの「特記事項」の欄において、

1)　法人化のメリットを活用し、運営の活性化等を目指した、財政、組織、人事等の面での特色ある取組
2)　各法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営を円滑に進めるための様々な工夫
3)　自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況
4)　中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む。）

等について自由に記載することができる。

この他、別添１に掲げる観点に関係する取組の状況を記載する。

イ．評価委員会による検証

「中期目標・中期計画の達成に向けて、各年度の業務が順調に進捗しているかどうか」との趣旨から、年度計画の記載事項ごとに、自己評価（ウェイト付けを含む）や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証する。法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由等を示す。

ウ．評価委員会による評定

イの検証を踏まえるとともに、特記事項等も勘案し、４つの大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を示す。また、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

進捗状況は、以下の５種類により示す。なお、これらの水準は、基本的には各法人の設定した中期計画に対するものであり、相対比較することは意味を持たないことに留意する。

「中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある」
（評価委員会が特に認める場合）
「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」
（すべてⅣまたはⅢ）
「中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる」
（ⅣまたはⅢの割合が９割以上）
「中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている」
（ⅣまたはⅢの割合が９割未満）
「中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある」
（評価委員会が特に認める場合）

※　上記の判断基準については、中期計画の進捗状況を示す際の目安であり、各法人を取り巻く諸事情を勘案し、総合的に判断するものとする。

また、各法人は、項目内の各記載事項について、項目内におけ

る重要性等を勘案してウェイト付けを行うことができる。評価委員会においては、法人が重点を置いた取組について、その重みに応じた評価を行うため、ウェイト付けを行った後の割合により判断する。

② 教育研究等の質の向上の状況

ア．法人による自己点検

各法人は、実績報告書において年度計画の記載事項ごとに、当該計画に係る事業の外形的、客観的な進捗状況等を記述式により簡潔に記載する。

また、この項目の「特記事項」の欄において、別添２に掲げる事項例を参考に（大学共同利用機関法人においては、「各年度終了時の評価における大学共同利用機関法人の特性を踏まえた評価の留意事項（審議のまとめ）」に掲げる留意事項も参照のこと）、以下の点について、当該年度の外形的、客観的な取組状況を自由に記載することができる。

ⅰ） 教育研究の高度化、個性豊かな大学づくり等を目指した、教育研究活動面における特色ある取組

ⅱ） 各法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫

ⅲ） 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況

ⅳ） 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む。）

イ．評価委員会による事業の進捗状況の確認

各法人の特性等を踏まえ、事業の進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

（２）全体評価

項目別評価の結果等を踏まえつつ、各法人の特性に配慮して法人の中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価する。

その際、学長・機構長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な運営を目指した取組、国民や社会に対する説明責任を重視した社会に開かれた運営を目指した取組及びそれらが機能しているかどうかや教育研究等の質の向上に向けた特色ある取組等について積極的に評価する。

4　年度評価のスケジュール

（１）６月３０日まで　各法人は実績報告書(自己点検・評価書)を提出
（２）７月～８月　評価チームによる調査・分析
（３）８月下旬～９月　評価案の策定
（４）９月　評価案に対する意見申し立ての機会の付与
（５）９月中下旬　評価委員会総会において、評価結果を決定

5　評価の実施体制

評価委員会各分科会の下に評価チームを設け、各法人の業務の実績について調査・分析し、評価案を作成する。

調査・分析にあたっては、実績報告書に加え、必要な参考資料を用いるほか、各法人からのヒアリングも実施する。

6　その他

本実施要領を踏まえつつ、具体的な評価方法等については各分科会において必要に応じ追加・修正を行う。

また、本実施要領については、各法人を取り巻く諸事情や各事業年度評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じ見直し・改善を行う。

（別添１）

年度評価における業務運営等の共通事項に関する観点

（１）業務運営の改善及び効率化

○　戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。

教員の興味関心に基づく自発的学問的研究とそれに基づく教育を自律的に行うという大学及び大学共同利用機関の本質に留意しつつ、法人としての経営戦略を企画立案するマネジメント体制を整備することにより、学長等のリーダーシップの下、法人全体の観点に立った意思決定とその方針に沿った各部局の活動の総合調整を行い、効率的で法人全体を有機的に統合した戦略的な法人経営を行っているかどうかという観点から評価することが必要である。また、このような意思決定過程の構築にあたって、透明性・公正性の観点に留意されているかどうかという視点から評価することも必要である。

（指標例）

・　運営のための企画立案体制の整備状況
・　上記の企画立案部門の活動状況、具体的検討結果、実施状況
・　法令や内部規則に基づいた手続きにしたがって意思決定されているか

○　法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

法人化以前は国の組織として、国の予算会計制度や機構定員制度の制約が課されていたが、法人化により、法人の裁量による柔軟な資源配分が可能となっており、各法人の総合的な戦略や状況に応じた柔軟かつ迅速な物的・人的資源の配分が進められているかどうかという観点から評価することが必要である。

（指標例）

・　法人の経営戦略に基づく学長・機構長裁量経費・人員枠やその他の戦略的配分経費の措置状況
・　助教制度の活用に向けた検討状況
・　上記の資源配分による事業の実施状況（教育研究の専門的な観点からの評価は行わない。）

○　法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価を行い、必要に応じて資源配分の修正が行われているか。

法人の裁量による柔軟な資源配分が可能となったことに伴い、資源配分が適切かつ効果的に行われたかどうかを事後チェックし、その結果を踏まえて見直しを行う仕組みが求められており、そのような取組が行われているかどうかという観点から評価することが必要である。

（指標例）
・　法人内における資源配分に関する中間評価・事後評価の実施状況
・　評価結果を踏まえた資源配分の見直しの状況
・　附属施設の時限の設定状況

○　業務運営の効率化を図っているか。

法人内のコンセンサスの確保に留意しつつ、教育研究活動の進展や社会のニーズに機動的に対応するため、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行がより一層求められており、業務運営の合理化が進められているかどうかという観点から評価することが必要である。

（指標例）
・　事務組織の再編・合理化等、業務運営の合理化に向けた取組実績
・　各種会議・全学的委員会等の見直し、簡素化による教職員の負担軽減

○　収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

法人にとって、教育は基幹的な業務であり、収容定員に示された学生数に対して教育を行っているかどうかは、法人が行うべき業務を十分に行ったかどうかを図る基本的な指標であるため、収容定員の充足率を一定程度以上満たしているかどうかという観点から評価することが必要である。

（指標例）
・　学士・修士・博士・専門職学位課程ごとに収容定員の９０％以上を充足させているか

○　外部有識者の積極的活用を行っているか。

法人化により、外部委員が半数以上を占める経営協議会が全法人に設置されるとともに、外部人材の理事への登用も必須とされたほか、人事制度の弾力化のメリットを活かした外部人材の登用も可能となっており、これらの外部有識者の活用により運営の活性化が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

（指標例）
・　外部有識者の活用状況
・　経営協議会の審議状況及び運営への活用状況

○　監査機能の充実が図られているか。

法人には役員として監事がおかれ、会計監査人による会計監査と相まって、外部の観点を取り入れた運営の自己改善サイクルを確立することが可能となっている。内部監査の組織が適切に整備され監査が実施されると共に監事や会計監査人による監査結果を適切に運営に反映させるなど、監査機能の充実が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

（指標例）
・　内部監査組織の独立性の担保等、監査体制の整備状況
・　内部監査の実施状況
・　監事監査、会計監査の実施状況及び監査結果の運営への活用状況

（2）財務内容の改善

○　財務内容の改善・充実が図られているか。

国費の投入により支えられている法人において、経費の効率的使用や自己収入の増によって財務内容を改善することは重要な課題であり、経費の節減や自己収入の増加が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。
（指標例）
・　経費の節減、自己収入の増加に向けた取組状況
・　財務情報に基づく取組実績の分析

○　人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十七号）等を踏まえ、人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、中期目標・中期計画の達成に向けた人件費削減の取組が着実に行われているかどうかという観点から評価することが必要である。
（指標例）
・　中期計画において設定された人件費削減目標値の達成に向けた人件費削減の取組状況

（3）自己点検・評価及び情報提供

○　情報公開の促進が図られているか。

法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を行っていくため、教育研究等の状況について積極的な情報提供が求められており、情報公開の促進が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。
（指標例）
・　情報発信に向けた取組状況

（4）その他の業務運営に関する重要事項

○　施設マネジメント等が適切に行われているか。

法人にとって、施設・設備は予算、人員と並んで教育研究を実施していく上で不可欠な資源であり、各法人の活動を支え、活性化させる施設マネジメントや設備の有効利用が行われているかどうかという観点から評価することが必要である。

（指標例）

- 施設マネジメント実施体制及び活動状況
- キャンパスマスタープラン等の策定状況
- 施設・設備の有効活用の取組状況
- 施設維持管理の計画的実施状況（施設維持管理計画等の策定状況）
- 省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組状況

○　危機管理への対応策が適切にとられているか。

法人化により、危機管理の責任は各法人が負うこととなり、リスクマネジメントに関する適切な対応体制がとられているかどうかという観点から予防的観点にも着目して評価することが必要である。また、万一、法人の管理責任に係る事項で法人として不適切な事象が生じた際には、評価においても、当該事象に対する事後的な対応も含めて、必要に応じて取り上げる必要がある。

（指標例）

- 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理マニュアルの策定等を含む全学的・総合的な危機管理の態勢の整備状況
- 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備状況

（5）各項目共通

○　従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

国立大学法人評価は、各法人の自己点検・評価及び評価委員会の評価結果を以後の運営に活用することによって法人の質的向上に資するものであるため、評価結果の活用が適切に行われているかどうかという観点から評価することが必要である。

（指標例）

- 評価結果の法人内での共有や活用のための方策
- 具体的指摘事項に関する対応状況

なお、本観点については、具体的指摘事項に該当する項目のほか、「自己点検・評価及び情報提供」の項目にも関係する。

（別添２）

年度評価における教育研究の事項例

１．教育方法等の改善

（事項例）

○　一般教養教育の指導方法改善のための組織的取組状況

○　学部教育や大学院教育の指導方法改善のための組織的取組状況

○　学部学生や大学院学生の成績評価方法等の改善のための組織的取組状況

○　各法人の個性・特色の明確化を図るための組織的取組状況

○　他大学等での教育内容、教育方法等の取組の情報収集及び学内での情報提供の状況

２．学生支援の充実

（事項例）

○　学生に対する学習・履修・生活指導の充実や学生支援体制の改善のための組織的取組状況

○　キャリア教育、就職支援の充実のための組織的取組状況

○　課外活動の支援等、学生の厚生補導のための組織的取組状況

３．研究活動の推進

（事項例）

○　研究活動の推進のための有効な法人内資源配分等の取組状況

○　若手教員、女性教員等に対する支援のための組織的取組状況

○　研究活動の推進のための有効な組織編成の状況

○　研究支援体制の充実のための組織的取組状況

4．全国共同利用の推進

（事項例）

○　独創的・先端的な学術研究を推進する全国共同利用の取組状況

○　全国共同利用の役割を踏まえた運営・支援体制の整備・機能の状況

○　全国共同利用を活かした人材養成の状況

○　大学等の研究者等に対する情報提供の取組状況

5．社会連携・地域貢献、国際交流等の推進

（事項例）

○　大学等と社会の相互発展を目指し、大学等の特性を活かした社会との連携、地域活性化・地域貢献や地域医療等、社会への貢献のための組織的取組状況

○　産学官連携、知的財産戦略のための体制の整備・推進状況

○　国際交流、国際貢献の推進のための組織的取組状況

○　附属病院、附属学校の機能の充実についての状況

6．その他

○　以上の事項に関する他大学等との連携・協力についての状況

鳥取大学評価委員会委員名簿

平成２０年４月１日現在

所　　属	氏　　名	任　　期	備　　考
副　学　長	小　林　一		1号委員・委員長
地域学部（副学部長）	高　取　憲一郎		２号委員
医学部（副学部長）	佐　藤　建　三		〃
農学部（副学部長）	太　田　康　彦		〃
工学研究科（副研究科長）	松　原　雄　平		〃
地　域　学　部	石　谷　孝　二	平20.4.1～平22.3.31	３号委員
医　学　部	押　村　光　雄	〃	〃
農　学　部	北　村　義　信	〃	〃
工学研究科	中　井　生　央	〃	〃
連合農学研究科	東　　政　明	〃	４号委員
附属図書館	高　阪　一　治	〃	〃
附属学校部	奥　野　隆　一	〃	〃
医学部附属病院	小　川　敏　英	〃	〃
乾燥地研究センター	安養寺　久　男	〃	〃
総合メディア基盤センター	石　田　　雅	〃	〃
入学センター	小　山　直　樹	〃	〃
教育センター	田　畑　博　敏	〃	〃
国際交流センター	若　　良　二	〃	〃
生命機能研究支援センター	難　波　栄　二	〃	〃
生涯教育総合センター	大　谷　直　史	〃	〃
産学・地域連携推進機構	前　田　尚　良	〃	〃
ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ科学ｾﾝﾀｰ	大　田　住　吉	〃	〃
経営企画部長	田　中　耕　司		５号委員
企　画　課　長	筏　津　隆　広		〃

鳥取大学の現状と課題－第 14 号－

中期目標期間（平成 16～19 年度）に係る業務の実績に関する評価報告書

－《分冊１》－

発行年：平成２１年１１月
編　集：鳥取大学評価委員会
発　行：鳥取大学大学評価室
〒680-8550　鳥取市湖山町南４丁目１０１番地
印　刷：有限会社　米子プリント社